

**輸出先対象国・地域における食品表示及び
その他の食品安全・品質規制に関する調査報告書**

MRI 三菱総合研究所

社会イノベーション部門 統括室

ヘルスケアビジネスグループ

2023年11月

目次

1. 食品表示規制に関する調査	2
1.1 米国	3
1.2 EU.....	79
1.3 中国	104
1.4 香港	123
1.5 豪州・ニュージーランド.....	148
1.6 台湾	185
1.7 タイ	216
1.8 シンガポール.....	229
1.9 ベトナム.....	239
1.10 韓国.....	255
1.11 CODEX 委員会.....	287
1.12 まとめ.....	296
2. 食品安全・品質規制に関する調査.....	310
2.1 中国	310
2.2 香港	320
2.3 豪州	325
2.4 台湾	329
2.5 シンガポール.....	333
2.6 国際的な動向.....	337

別添 1：諸外国における食品表示規制の仮訳（詳細版）

別添 2：諸外国における食品表示の事例集

別添 3：危害要因に関するデータ集

1. 食品表示規制に関する調査

本事業では、中小事業者による海外への食品の輸出支援を目的として、諸外国の食品表示に関する規制を調査・整理した。具体的には、米国、EU、中国、香港、豪州/ニュージーランド、台湾、タイ、シンガポール、ベトナム、韓国の10か国を対象として、食品表示に関する規制の体系を調査・整理したうえで、食品表示全般、栄養成分、食品添加物、遺伝子組み換え情報、アレルギー情報、その他食品表示に関する規則の内容を取りまとめた。さらに、我が国の食品表示規制と比較できるよう、各国の規制の一覧表を作成した。また、参考のためにCODEX委員会の発行する文書についても調査・整理した。

本調査では、既に日本の公的機関（農林水産省やJETROなど）によって規制の和訳が作成されている場合は、当該資料の参照先（和訳・原文ともに）を明記するとともに当該資料を参考として整理、和訳が無い場合は仮訳を行った。仮訳は別添1に取りまとめている。

本報告書に掲載している法規制は仮訳であり、食品事業者等の皆様には参考情報として活用いただくことを想定している。本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではない。食品事業者等の皆様が実際に輸出対応業務にあたる場合は、原文にアクセスしその内容を直接ご確認いただきたい。また、法規制等は頻繁に更新されているため、最新の情報をご確認いただきたい。

1.1 米国

1.1.1 食品表示に関する規制の体系

米国では、食品表示に関する規制は、主として連邦規則集（Code of Federal Regulations : CFR）の Title21 Chapter1 Subchapter B Part101 Food Labelling で規定されている。連邦規則集とは、連邦政府の行政部門・機関によって連邦官報に公開される一般かつ恒久的な規則を明文化したものである。

Part101 では、食品表示全般の他、食品添加物、栄養成分等（栄養強調表示、健康強調表示、その他強調表示含む）を規定している。

一方、アレルギーと遺伝子組み換え食品については、別規制で規定されており、アレルギーは、連邦食品医薬品化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）の第 201 条（qq）及び第 403 条（w）で、遺伝子組み換え食品は全米バイオ工学食品情報開示基準（National Bioengineered Food Disclosure Standard）で規定されている。米国の食品表示に関する規制の体系は以下の通りである。

<p>Code of Federal Regulations (CFR : 連邦規則集) Title21 Food and Drugs Chapter 1 Food and Drug Administration, Department of Health and Human Services Subchapter B Food for Human Consumption PART 101—FOOD LABELING</p> <p>【食品表示全般】 Subpart A General Provisions 101.1 – 101.18 ※101.9～101.11、13、14は栄養成分表示に関する規則 Subpart G Exemptions From Food Labeling Requirements 101.100 – 101.108 Appendix A to Part 101 [Reserved] Appendix B to Part 101 Graphic Enhancements Used by the FDA</p> <p>【食品添加物】 Subpart B Specific Food Labeling Requirements 101.22 – 101.30</p> <p>【栄養成分等（栄養強調表示、健康強調表示、その他強調表示を含む）】 Subpart A General Provisions 101.9～101.11、13、14 Subpart C Specific Nutrition Labeling Requirements and Guidelines 101.36 – 101.45 Subpart D Specific Requirements for Nutrient Content Claims 101.54 – 101.69 Subpart E Specific Requirements for Health Claims 101.70 – 101.83 Subpart F Specific Requirements for Descriptive Claims That Are Neither Nutrient Content Claims nor Health Claims 101.91 – 101.95 Appendix C to Part 101 Nutrition Facts for Raw Fruits and Vegetables Appendix D to Part 101 Nutrition Facts for Cooked Fish</p>
<p>Federal Food, Drug, and Cosmetic Act (FD&C法)</p> <p>【アレルギー】 第201条（qq）及び第403条（w）</p>
<p>National Bioengineered Food Disclosure Standard（全米バイオ工学食品情報開示基準）</p> <p>【遺伝子組み換え食品】 （主に）Ⅲ Disclosure</p>

図 1 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」¹で提供されている。連邦規則集は、ウェブサイト上で閲覧可能である²。また、Federal Food, Drug, and Cosmetic Act³、National Bioengineered Food Disclosure Standard⁴も同様にウェブサイト上で公開されている。

本報告書では、上記の情報源から入手した原文を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

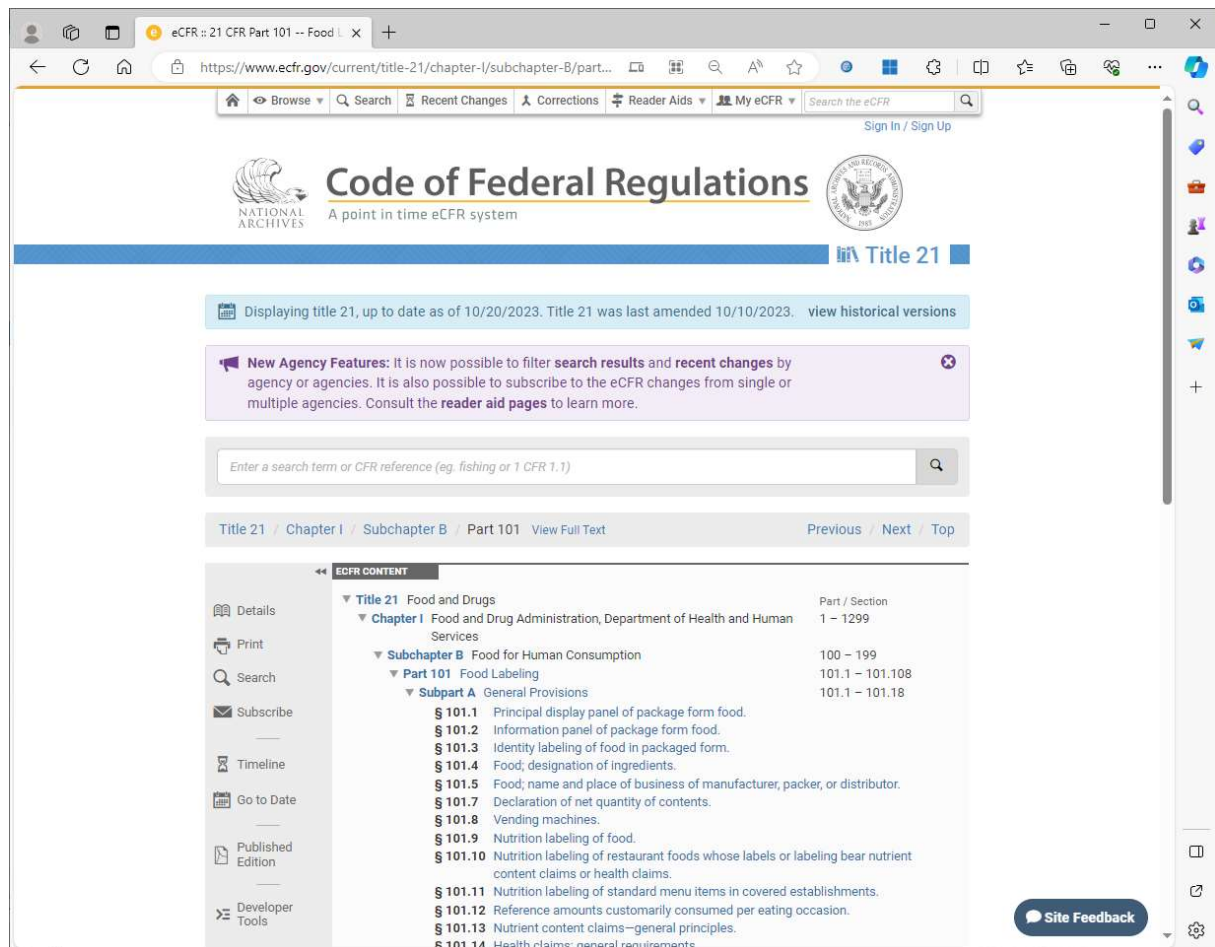


図 2 連邦規則集の Part101 の表示画面

¹ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

² Code of Federal Regulations,

<https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-101?toc=1> (2023年11月閲覧)

³ U.S. Food & Drug administration, Food Allergen Labeling and Consumer Protection Act of 2004 (FALCPA)

<https://www.fda.gov/food/food-allergensgluten-free-guidance-documents-regulatory-information/food-allergen-labeling-and-consumer-protection-act-2004-falcpa> (2023年11月閲覧)

⁴ FEDERAL REGISTER, “National Bioengineered Food Disclosure Standard”

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/12/21/2018-27283/national-bioengineered-food-disclosure-standard> (2023年11月閲覧)

1.1.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、Subpart A General Provisions 101.1 – 101.18 及び Subpart G Exemptions From Food Labeling Requirements 101.100 – 101.108 で規定されている。具体的な内容は以下の通りである。なお、101.9~101.11 は栄養成分表示に関する規制となっており、具体的な内容は Subpart C 以降に規定されている。(仮訳は 1.1.3 を参照)

Subpart A における規定内容は以下の通りである。

- ✓ 101.1 Principal display panel of package form food (包装済み食品の主要な表示パネル)
- ✓ 101.2 Information panel of package form food (包装済み食品の情報パネル)
- ✓ 101.3 Identity labeling of food in packaged form (包装済み食品の識別表示)
- ✓ 101.4 Food; designation of ingredients (食品：原材料の指定)
- ✓ 101.5 Food; name and place of business of manufacturer, packer, or distributor (食品：製造業者、包装業者、販売者の名称・住所)
- ✓ 101.7 Declaration of net quantity of contents (正味容量の開示)
- ✓ 101.8 Vending machines (自動販売機)
- ✓ 101.9 Nutrition labeling of food (食品の栄養表示)
- ✓ 101.10 Nutrition labeling of restaurant foods whose labels or labeling bear nutrient content claims or health claims (栄養強調表示もしくは健康強調表示されているレストランの食品の栄養成分表示)
- ✓ 101.11 Nutrition labeling of standard menu items in covered establishments (対象施設における標準的なメニューアイテムの栄養成分表示)
- ✓ 101.12 Reference amounts customarily consumed per eating occasion (食事ごとに習慣的に摂取される基準量)
- ✓ 101.13 Nutrient content claims - general principles (栄養強調表示：一般原則)
- ✓ 101.14 Health claims: general requirements (健康強調表示：一般的な要件)
- ✓ 101.15 Food; prominence of required statements (食品：必須の文言)
- ✓ 101.17 Food labeling warning, notice, and safe handling statements (警告、通知、安全的な取り扱いに関する表示)
- ✓ 101.18 Misbranding of food (不当表示)

Subpart G における規定内容は以下の通りである。

- ✓ 101.100 Food; exemptions from labeling (食品表示の免除)
- ✓ 101.108 Temporary exemptions for purposes of conducting authorized food labeling experiments (認可された食品表示の検査を実施するための一時的な免除)

1.1.2.1 Subpart A General Provisions

(1) 101.1 Principal display panel of package form food (包装済み食品の主要な表示パネル)

具体的な規則
<p>包装形態の食品に適用され、本編で使用される主要表示パネルという用語は、小売販売のための慣習的な陳列条件下で、表示、提示、または検査される可能性が最も高い表示の部分を用いる。主要表示パネルは、本編で掲載が義務付けられている全ての必須表示情報を明瞭かつ顕著に掲載でき、デザイン、ピネット、混雑を妨げることなく、十分な大きさを持つものとする。パッケージの主表示パネルが交互に配置されている場合、主表示パネルに配置することが要求される情報は、各主表示パネルに重複して配置するものとする。実質的に同一の大きさのすべての包装について内容物の量を表示する際の活字の大きさを統一する目的で、主表示パネルの面積という用語は、主表示パネルを有する側面又は表面の面積を意味し、その面積は以下のとおりでなければならない：</p> <p>(a) 直方体のパッケージで、正しくは一辺全体が主たる表示パネル側とみなされる場合は、高さとその辺の幅を乗じた値；</p> <p>(b) 円筒形またはほぼ円筒形の容器の場合は、容器の高さと円周の積の40%；</p> <p>(c) その他の形状の容器の場合、容器の全表面の40%：ただし、当該容器が三角形または円形のチーズの包装の上部のような明白な「主要表示パネル」を呈する場合、その面積は上面全体からなるものとする。主要な表示パネルの面積を決定する際には、缶の上部、底部、上部および底部のフランジ、瓶またはジャーの肩部および首부를除外する。円筒形またはほぼ円筒形の容器の場合、本編により主要表示パネルに表示することが要求される情報は、小売販売のための慣習的な展示条件下で表示、提示、表示または検査される可能性が最も高い円周の40%以内に表示しなければならない。</p>

(2) 101.2 Information panel of package form food (包装済み食品の情報パネル)

具体的な規則
<p>(a) 包装食品に適用される情報パネルという用語は、以下の例外を除き、主要表示パネルに面した個人が観察する、主要表示パネルのすぐ隣で右側にある表示の部分の意味する：</p> <p>(1) 主表示パネルのすぐ右側にある表示の部分が小さすぎて必要な情報を収容できない場合、または折り畳まれたフラップや缶の端など、その他の表示スペースが使用できない場合は、表示のこの部分のすぐ右側にあるパネルを使用することができる。</p> <p>(2) 包装に1つ以上の代替の主表示パネルがある場合、情報パネルは、いずれかの主表示パネルのすぐ右側に隣接している。</p> <p>(3) 容器の上部が主表示パネルで、包装に代替の主表示パネルがない場合、情報パネルは主表示パネルに隣接する任意のパネルとする。</p>
<p>(b) 101.4、101.5、101.8、101.9、101.13、101.17、101.36、パート101のサブパートD、及び本章パート105に基づき食品の包装に表示することを要求されるすべての情報は、本章の規則により別途指定されない限り、主要表示パネルまたは情報パネルのいずれかに表示すること。</p>

具体的な規則

(c) 本節に基づき主表示パネルまたは情報パネルに表示されるすべての情報は、目立つように表示されなければならないが、本節(f)に基づく除外が設定されていない限り、いかなる場合も、文字および/または数字の高さは 16 インチ未満であってはならない。目立つこと及び読みやすいことの要件は、第 101.7 条(h)(1)及び(2)並びに第 101.15 項の仕様を含むものとする。

(1)

(i) 1975 年 10 月 31 日以前に製造されたボトルに包装された清涼飲料は、ボトルの表面に吹き付け、リソグラフ、または形成された情報が本節のサイズおよび配置の要件から除外される限り、本節に規定される要件から除外される。

(ii) ボトルに包装された清涼飲料水は、以下の条件をすべて満たす場合、本節に規定されるサイズおよび配置の要件を免除される：

(A) ソフトドリンクが、紙、プラスチックフォームジャケット、または箱の表示を貼ったボトルに包装されている場合、またはボトルの表面にリソグラフされた表示を貼った再利用できないボトルに包装されている場合、または金属缶に包装されている場合、その製品は、§1.1 によって作られた免除以外の本節のいかなる要件からも除外されてはならない。ただし、表示は、ボトルの栓または缶の蓋に、高さ 16 インチ以上の活字サイズで表示されている場合、または缶の蓋に高さ 8 インチ以上の活字サイズでエンボスされている場合は、101.5 条で要求される情報を表示する必要はない。

(B) ソフトドリンクが、紙、プラスチックフォームジャケットまたは箱の表示が貼られていないボトルに包装されている場合、またはボトルの表面にリソグラフされた表示が貼られた再利用可能なボトルに包装されている：

(1) ボトルもクロージャーも、101.9 条に準拠した栄養表示を行う必要はない。ただし、それが含まれるマルチユニット小売包装は、101.9 条により要求される場合は栄養表示を行うものとし、それが含まれる自動販売機は、ボトルまたはクロージャーに栄養表示が存在しない場合は、101.9 条により要求されれば栄養表示を行わなければならない。

(2) 本条に基づくその他の情報はすべて、ボトルクロージャーの上部に、高さ 30 インチ以上の文字および/または数字で、目立つように表示する。ただし、本章 1.24 条(a)(5)(ii)に従って、101.5 条で要求される情報をクロージャー側面に配置する場合は、その情報は高さ 16 インチ以上の文字および/または数字で表示しなければならない。

(3) ボトルの栓が小さすぎてこの情報を掲載できないことを示す関係者の申立てがあった場合、コミッショナーは、規則により、この情報を普及させるための代替方法を確立することができる。栓に表示される情報は、以下の優先順位で表示されるものとする：

(i) 成分表示。成分表示

(ii) 製造者、包装者、または販売者の名称および住所

(iii) 身分証明書 (statement of identity)

(2) レストラン、施設、旅客船内で食事とともに提供され、小売販売を目的としない食品の個食サイズの包装は、以下の場合に限り、本項のタイプサイズ要件を免除される：

(i) 包装に表示できる総面積が 3 平方インチ以下であること；

(ii) 包装に、すべての必要な情報を高さ 1/16 インチの活字サイズで印刷するのに十分な面積がないこと；

(iii) 本節(b)項で要求される情報が、本項の規定に従って表示されるが、ただし、活字サイズは高さ 1/32 インチを下回らないこと。

具体的な規則
<p>(d)</p> <p>(1) 101.9(j)(13)及び(j)(17)並びに 101.36(i)(2)及び(i)(5)の規定を除き、本節に基づき主要表示パネル又は情報パネルに表示することが要求される情報は、スペースの不足がなければ、同一のパネル上に表示する。利用可能なスペースの十分性を判断する際、§101.9(j)(17)および 101.36(i)(5)で規定されている場合を除き、ピネット、デザイン、その他の非必須表示情報を考慮してはならないものとする。これらの情報のすべてを 1 つのパネルに表示するにはスペースが足りない場合、これらの 2 つのパネルに分割して表示することができる。ただし、任意のセクションまたはパートで要求される情報はすべて同じパネルに表示されなければならない。表示が主要表示パネルに成分表示を記載することを要求されている食品は、情報パネルに本節(b)項に規定する他のすべての情報を記載することができる。</p> <p>(2) 本節で除外されていない食品であっても、蓋と本体が分離した容器に包装され、101.9 条に基づく栄養表示が付され、蓋が主要な表示パネルとして機能する資格を有し設計されている場合、以下の点で本節の配置要件が免除されるものとする：</p> <p>(i) 101.5 条で要求される名称および事業所情報は、本節に従って蓋に表示される場合は、容器本体に表示する必要はないものとする。</p> <p>(ii) 101.9 条で要求される栄養情報は、この情報が本節に従って容器本体に表示されている場合は、蓋に表示することを要しない。</p> <p>(iii) 101.4 条で要求される成分表示は、本節に従って容器本体に表示される場合は、蓋に表示することを要しない。さらに、この情報が本節に従って蓋に表示されている場合、成分表示は容器本体には要求されない。</p>
<p>(e) 本条に基づき情報パネルに表示されるすべての情報は、他の資料を介さずに一箇所に表示されるものとする。</p>
<p>(f) 食品包装の表示が小さすぎて、第 101.4 条、第 101.5 条、第 101.8 条、第 101.9 条、第 101.13 条、第 101.17 条、第 101.36 条、第 101 部サブパート D、および本章第 105 部が要求するすべての情報を収容できない場合、コミッショナーは、当該情報を公衆に広める許容できる代替方法、例えば、高さが 16 インチ より小さいタイプサイズ、包装に添付または挿入した表示、購入時点で入手できる表示などを規則によって確立できる。本項の改正として、このような規制を要求する請願は、本章第 10 部に基づき提出されるものとする。</p>

(3) 101.3 Identity labeling of food in packaged form (包装済み食品の識別表示)

具体的な規則
<p>(a) 包装形態の食品の主要な表示パネルには、その主要な特徴の一つとして、商品の同一性を示す文言が表示されなければならない。</p>
<p>(b) 当該同一性の表明は、以下の観点によるものとする：</p> <p>(1) 現在または今後、適用される連邦法または規則に規定され、または要求される名称、または、それがない場合、その名称、</p> <p>(2) 当該食品の一般的又は通常の名義；又はそれがない場合、</p> <p>(3) 適切に記述された用語、または食品の性質が明らかな場合には、当該食品について一般に使用されている架空の名称。</p>
<p>(c) 食品が様々な任意形態（ホール、スライス、ダイスなど）で販売される場合、特定の形態は、同一性宣言の必要な部分とみなされ、同一性宣言の他の構成要素を形成する文字の大きさと妥当な関係を有する型の大きさの文字で宣言されるものとする。本規定は、法第 401 条に従って公布された食品の定義および基準に基づき要求される同一性の宣言に影響を与えない。</p>

具体的な規則

(d) この同一性の記述は、主要な表示パネルに太字で表示され、当該パネル上の最も目立つ印刷物と合理的に関連する大きさで、かつ、表示されるように設計されたパッケージが置かれているベースと概ね平行な線であるものとする。

(e) 連邦食品医薬品化粧品法第 403 条(c)の規定に基づき、食品が他の食品の模倣品である場合、その表示に一定の大きさと目立つ活字で「模倣」という文字とその直後に模倣された食品の名称が記載されていなければ、誤認表示とみなされる。

(1) 食品は、他の食品の代替品であり類似しているが、その食品より栄養的に劣る場合は、模倣品とみなされ、法第 403 条 (c) の要件に従うものとする。

(2) 他の食品の代替品であり、かつ、他の食品に類似している食品は、以下の各要件を満たす場合には、模倣品とみなされないものとする：

(i) 代替し、かつ、類似する食品と比較して、栄養的に劣っていないこと。

(ii) その表示には、本章第 102.5 節の規定に準拠し、虚偽または誤解を招かない一般的または通常の名称、または既存の一般的または通常の名称がない場合は、虚偽または誤解を招かない適切な説明的用語が表示されている。また、表示には、虚偽または誤解を招くことのない架空の名称を記載することができる。

(3) 規制（例えば、法第 401 条に基づく同一性基準、本章第 102 部に基づく普通名称規制、または本章第 104 部に基づく栄養品質ガイドラインを定める規制）により普通名称または普通名称が定められている食品であって、当該規制の適用要件をすべて満たしているものは、模倣品とみなされない。

(4) 栄養面での劣悪さには、以下のものが含まれる：

(i) 測定可能な量で存在する必須栄養素の含有量の減少を含むが、食品が 101.9 条の規定に従って表示され、カロリー含有量の減少に関する表示が本章 105 部のカロリー含有量に適用される規定に準拠している場合には、カロリーまたは脂肪含有量の減少は含まれない。

(ii) 本節の目的上、食品中の測定可能な必須栄養素の量は、101.9 条(c)(7)(iii)に掲げるたんぱく質及び 101 条(c)(9)に掲げるカリウムの 1 日基準値 (DRV) の 2%以上とみなされるものとする。ただし、セレン、モリブデン、クロム、塩化物は考慮する必要がない。

(iii) 委員は、食品が他の食品の代替品であり類似しているが、本項に定める以外の理由で模倣された食品より劣っていると結論付けた場合、本規則の適切な改訂を提案するか、特定の食品を対象とする別の規則を提案することができる。

(f) 表示には、本章第 102 部の B 部に基づき、特徴的な成分の割合、成分の有無に関する情報、または食品の普通名称もしくは通常名称の一部として成分を追加する必要性を記載することが求められる場合がある。

(g) 栄養補助食品は、同一性の表明の一部として「栄養補助食品」という用語で識別されなければならない。ただし、「栄養補助食品」という語は削除し、製品中の栄養成分の名称（例：カルシウムサプリメント）または製品中の栄養成分の種類を示す適切に説明する用語（例：ビタミン入りハーブサプリメント）に置き換えることができる。

(4) 101.4 Food; designation of ingredients (食品：原材料の指定)

具体的な規則
<p>(a)</p> <p>(1) 101.100 で免除された成分を除き、同一性基準に準拠した食品を含む食品の表示または表示で宣言が必要な成分は、101.2 条の規定に従って、主表示パネルまたは情報パネルのいずれかに重量で優勢な順に一般名または通常名で記載する。ただし、栄養補助食品の成分で 101.36 条に従って栄養表示に記載されているものは成分リストに繰り返し記載する必要はない。本節の(g)項では、栄養補助食品製品の成分表について説明する。</p> <p>(2) 本項(a)(1)の優位性の降順の要件は、これらの成分のリストが、例えば、" _____ を__パーセント以下含む "または" _____ 未満を__パーセント含む "のような適切な定量的記述に続いて成分表示の最後に置かれている場合、重量で 2 パーセント以下の量で存在する成分には当てはまらない。定量化文内の空白のパーセンテージは、閾値レベルである 2 パーセント、または必要に応じて 1.5 パーセント、1.0 パーセント、または 0.5 パーセントで埋めなければならない。定量的な表現が適用される成分は、記載された閾値よりも多い量で存在してはならない。</p>
<p>(b) 成分の名称は、特定の名称であって、集团的（一般的）名称であってはならない。ただし、以下を除く：</p> <p>(1) 香辛料、香料、着色料および化学的保存料は、101.22 条の規定に従って申告しなければならない。</p> <p>(2) それ自体が 2 つ以上の成分を含み、確立された一般名または通常名を有し、米国農務省による食肉検査法または家禽製品検査法に従って確立された基準に適合し、または連邦食品・医薬品・化粧品法第 401 条に従って確立された定義および同一性の基準に適合する成分は、当該食品の表示上の成分表示において、以下のいずれかの選択肢で指定するものとする。：</p> <p>(i) 成分の確立された普通名称または通常名称を宣言し、その後、その成分に含まれるすべての成分を優位性の高い順に記載する。ただし、その成分が、本章の B 章に定められた定義および同一性の基準の対象となる食品で、任意成分に関する特定の表示規定を有する場合、その規定に従って親展の中に任意成分を宣言することができる。</p> <p>(ii) 成分そのものを記載することなく、最終食品において重量順に、成分のすべての構成要素の普通名称または通常名称を成分の記載に組み込むことによって、</p> <p>(3) スキムミルク、濃縮スキムミルク、再構成スキムミルクおよび無脂肪乾燥乳は、「スキムミルク」または「無脂肪乳」と表示することができる。</p> <p>(4) 牛乳、濃縮牛乳、再構成牛乳、乾燥全乳は、「牛乳」と表示することができる。</p> <p>(5) 細菌培養物は、「培養」という語の後に基質の名称、例えば「培養スキムミルクまたは培養バターミルクから作られた」と宣言することができる。</p> <p>(6) スイートクリームバターミルク、濃縮スイートクリームバターミルク、再構成スイートクリームバターミルク、乾燥スイートクリームバターミルクは、「バターミルク」として表示することができる。</p> <p>(7) ホエイ、濃縮ホエイ、再構成ホエイ、および乾燥ホエイは、「ホエイ」と表示することができる。</p>

具体的な規則

(8) クリーム、再構成クリーム、乾燥クリーム、プラスチッククリーム（濃縮乳脂肪と呼ばれることもある）は、「クリーム」と表示することができる。

(9) バターオイルおよび無水バター脂肪は、「バター脂肪」として申告することができる。

(10) 乾燥全卵、冷凍全卵、液状全卵は、「卵」として申告することができる。

(11) 乾燥卵白、冷凍卵白、液状卵白は、「卵白」と表示することができる。

(12) 乾燥卵黄、冷凍卵黄、液卵黄は、「卵黄」として表示することができる。

(13) [予約]

(14) 人間が消費することを意図した食品の個々の脂肪及び／又は油成分は、その特定の一般的又は通常の名称（例：「牛脂」、「綿実油」）により、食品中で重量順に宣言するものとする。「ただし、油脂のブレンドは、食品中で重量順に「〇〇ショートニング」または「〇〇油のブレンド」として指定ことができ、空欄には「植物性」の語を記入する、「動物性」、「海洋性」、「脂肪」、「油」という用語の有無、またはこれらの組み合わせのいずれかが適用されるが、その用語の直後に、個々の植物、動物、または海洋性脂肪または油の一般名または通常名が括弧内に与えられている場合。g., 「植物油ショートニング（大豆油、綿実油）」。油脂のブレンド製品、および油脂が優勢な成分を構成する食品、すなわち、すべての油脂成分の合計重量が、油脂でない最も優勢な成分の重量と等しいかそれを超える食品については、括弧内の当該油脂の一般名または通常名のリストは、優勢な順とする。油脂のブレンドが成分として使用される他のすべての食品において、製造者が様々な混合物を使用するため、製品中の油脂のパターンを一定に保つことができない場合、括弧内の一般的または通常の名称のリストは、優位性の降順にする必要はない。油脂が完全に水素化されている場合は、名称に水素化という用語を含めるものとし、部分的に水素化されている場合は、名称に部分水素化という用語を含めるものとする。

ブレンドまたはブレンド中の各油脂が完全に水素化されている場合、「水素化」という用語は、各油脂の名称の前ではなく、ブレンドを説明する用語、例えば「水素化植物油（大豆、綿実、パーム油）」の前であってもよく、油脂のブレンドが一部水素化されている場合、「一部水素化」という用語が同様に使用されてよい。製品に含まれない油脂成分も、製品に使用されることがある場合には、記載することができる。このような成分は、「または」、「および/または」、「次のうち1つ以上を含む：」など、存在しない可能性があることを示す言葉によって識別されなければならない、例えば、「植物油ショートニング（綿実油、パーム油、大豆油のうち1つ以上を含む）」である。本項(b)(14)で定義されるように、油脂が製品の主成分を構成する場合、実際に存在しない限り、油脂成分を記載してはならない。

(15) 小麦粉の全成分が成分表示で宣言されている場合、小麦粉の主成分は、本章の 137.105、137.200、137.220 および 137.225 で指定されている名称、すなわち、次のような名称で宣言するものとする、小麦粉、臭素化小麦粉、強化小麦粉、またはセルフライジング小麦粉の成分表で指定された最初の成分は「小麦粉」、「白粉」、「小麦粉」、または「普通小麦粉」、デュラム小麦粉の成分表で指定された最初の成分は「デュラム小麦粉」；小麦全粒粉、または臭素化小麦全粒粉の成分表で最初に指定されている成分は「小麦全粒粉」、「グラハム粉」、または「小麦全粒粉」、デュラム小麦全粒粉の成分表で最初に指定されている成分は「デュラム小麦全粒粉」。

(16) 食品中の膨張剤として機能する成分は、成分表示において、「膨張剤」という総称の後の括弧内に、個々の膨張剤の特定の一般名または通常名を記載することにより、例えば、「膨張剤（重曹、リン酸一カルシウム、炭酸カルシウム）」のように宣言することができる。括弧内の各個別の膨張剤の一般的または通常の名称のリストは、優位性の降順であるものとする：ただし、製造者が製品中の膨張剤のパターンを一定に保つことができない場合、個々の膨張剤のリストは優位性の高い順に並べる必要はない。製品に存在しない膨張剤であっても、製品に使用されることがあるのであれば、記載することができる。このような成分は、「または」、「および/または」、「次のうち1

具体的な規則

つ以上を含む」のように、存在しない可能性があることを示す言葉によって識別されるものとする：。

(17) 食品中の酵母栄養成分として機能する成分は、成分表示において、「酵母栄養成分」の総称に続く括弧内に、個々の酵母栄養成分の特定の一般名または通常名を記載することにより、例えば、「酵母栄養成分（硫酸カルシウムおよびリン酸アンモニウム）」のように表示できる。括弧内の個々の酵母栄養成分の一般名または通常名のリストは、優位性の高い順とする：ただし、製造者が製品中の酵母栄養成分のパターンを一定に保つことができない場合、個々の酵母栄養成分の一般的または通常的な名称のリストは、優位性の高い順に並べる必要はない。製品に存在しない酵母栄養成分は、製品に使用されることがある場合、記載することができる。このような成分は、「または」、「および/または」、「次のうちの1つ以上を含む」など、存在しない可能性があることを示す言葉によって識別されなければならない。

(18) ドウコンディショナーとして機能する成分は、成分表示において、「ドウコンディショナー」という総称の後の括弧内に、個々のドウコンディショナーの特定の一般名または通常名を記載することにより宣言することができる、例えば、「ドウコンディショナー（L-システイン、硫酸アンモニウム）」等。括弧内の各生地調整剤の一般名または通常名のリストは、優位性の高い順に記載するものとする：ただし、製造者が製品中のドウコンディショナーのパターンを一定に保つことができない場合、個々のドウコンディショナーの一般的または通常的な名称のリストは、優位性の高い順に並べる必要はない。製品に存在しないドウコンディショナーも、製品に使用されることがある場合は記載することができる。このような成分は、「または」、「および/または」、「次のうち1つ以上を含む」など、存在しない可能性があることを示す言葉で識別するものとする：。

(19) 食品中の固化剤として作用する成分（例えば、野菜の缶詰に含まれるカルシウムの塩及びその他の安全かつ適切な塩）は、食品中のすべての固化剤の合計に適した重量順に、個々の固化剤の特定の一般名又は通常名を、「固化剤」の総称に続く括弧内に重量順に記載することによって、成分表示で宣言することができる。製造者が食品中の固化剤のパターンを一定に保つことができない場合、個々の固化剤の記載は、優位性の高い順に記載する必要はない。製品に存在しない固化剤も、製品に使用されることがあれば記載することができる。そのような成分は、「又は」、「及び/又は」、「次のうちの1つ又は複数を含む」のように、存在しない可能性があることを示す言葉で識別されなければならない：。

(20) 成分表示において、砂糖という用語は、本章第 184.1854 条の規定に従ってサトウキビまたはテンサイから得られるスクロースを指すものとする。

(21) [予約]

(22) 生鮮食品に含まれるワックス及び樹脂成分は、当該食品が小売販売用に保持される場合、又は包装業者若しくは再包装業者が小売販売以外の目的で保持する場合には、適宜、「食品用動物性ワックスで被覆し、鮮度を維持する」又は「食品用植物、石油、蜜蝋、及び/又はシエラックベースのワックス又は樹脂で被覆し、鮮度を維持する」との文言を併記し、一括表示する。食品グレード」及び「鮮度を維持するため」という用語は任意である。ラックレジンという用語は、シエラックという用語に置き換えることができる。

(23) 水産加工品が、1種以上の魚類の筋原繊維タンパク質画分を主成分とする魚肉タンパク質成分を含み、季節的またはその他の種の入手の制限のために、製造者が魚肉タンパク質成分中の魚類の一定のパターンに固執できない場合、個々の魚類の通称または通常名を優位性の降順に記載する必要はない。魚肉タンパク質成分中に存在しない魚種は、製品に使用されることがある場合、記載することができる。そのような成分は、「または」、「および/または」、または「次のうちの1つまたは複数を含む」など、それらが存在しないかもしれないことを示す言葉によって識別されなければならない。魚肉タンパク質成分は、例えば、「魚肉タンパク質」という総称の後の括弧内に、存

具体的な規則

在する可能性のある各魚種の特定の一般名または通常名を記載することにより、成分表示で宣言することができる。「魚肉タンパク質（次の1つ以上を含む：スケトウダラ、タラ、および/または太平洋ホワイティング）」である。

(c) 本項(b)によりクラス名で宣言することが許可されている成分を、完全にまたは部分的に再構成するために水を加える場合、成分表示における成分クラス名の位置は、再構成されていない成分の重量に、その成分を再構成するために加えた水の重量を加え、その成分を単一強度に再構成するのに必要な水の量を上限として決定するものとする。成分を単一強度に再構成するために必要な水の量を超えて添加された水は、成分表示において「水」として宣言されるものとする。

(d) 表示上で「非乳製品」として特徴付けられる食品がカゼイン成分を含む場合、カゼイン成分の後に、その出所を示す親字句を付記すること。例えば、製造者がカゼインナトリウムを含むクリームに「非乳製品」という用語を使用する場合、成分表のカゼインナトリウムの記載後に「乳由来」などの親展語を記載しなければならない。

(e) 成分の割合が成分表示に含まれる場合、成分名の後に括弧書きで示し、重量パーセントで表現する。ただし、成分が2%以下で存在する場合は、それらをグループ化し、本項(a)(2)に規定する定量化ガイダンスに従って表現することができるものとする。

(f) 101.100 条に定める場合を除き、同一性基準に適合する食品を含め、その食品の表示がないため表示しなければならない成分は、本節(b)に定める方法で、一般名または通常名により目立つように記載しなければならない。

(g) 栄養補助食品製品の成分表は、栄養表示のすぐ下、または栄養表示の下に十分なスペースがない場合は、栄養表示のすぐ隣で右側に位置し、"Ingredients"という言葉が先行するものとする。ただし、一部の成分（すなわちソース）が 101.36 (d) 条に基づき栄養表示内で特定されている場合は、栄養表示外に記載されている成分は、"Other ingredients"といった言葉が先行するリストであるものとする。栄養補助食品に含まれる成分で、賦形剤、充填剤、人工着色料、人工甘味料、香料、結合剤など、栄養成分でないもの、または栄養成分を含まないものは、成分リストに記載する。

具体的な規則

(h) 植物性（菌類および藻類を含む）である栄養補助食品の成分の一般名または通常名は、5 U.S.C. 552(a) および 1 CFR part 51 に従って参照により組み込まれる Herbs of Commerce, 1992 edition で標準化されている名称と一致しなければならない。コピーは、米国ハーブ製品協会（8484 Georgia Ave., suite 370, Silver Spring, MD 20910, 301-588-1171, FAX 301-588-1174, e-mail: apha@ahpa.org）から入手するか、食品医薬品局本館（10903 New Hampshire Ave., Bldg. 2, Third Floor, Silver Spring, MD 20993, 301-796-2039）または国家文書記録局（NARA）で調べることができる。NARA での本資料の入手については、202-741-6030 に電話するか、

http://www.archives.gov/federal_register/code_of_federal_regulations/ibr_locations.html にアクセスすること。表示にこれらの名前を記載する場合は、次のように記載すること：

(1) 食用成分の由来となる植物の部位（例：根、葉）（例："Garlic bulb" または "Garlic (bulb)"）ただし、藻類についてはこの指定は必要ない。植物の部位の名称は英語で表現すること（例：「flos」ではなく「flower」）；

(2) 植物のラテン語二命名、括弧内。ただし、表示に記載された一般名または通常名について、「商用のハーブ」と題する文献で入手できる場合はこの名前は必要なく、必要な場合は、植物の部位の前にラテン語二命名を記載することができる。ラテン語形式の名称は、国際植物命名規約（International Code of Botanical Nomenclature）にあるような、国際的に認められた命名法に関する規則に従わなければならない。ラテン語名称がない場合に確実な識別ができない場合には、その名称を発表した著者または作者の指定を含めなければならない。国際植物分類学会の出版物である国際植物命名規約（東京規約）1994 年版は、5 U.S.C. 552(a) および 1 CFR part 51 に従い、参照により組み込まれる。国際植物命名規約のコピーは、Koeltz Scientific Books, D-61453 Königstein, Germany、および University Bookstore, Southern Illinois University, Carbondale, IL 62901-4422, 618-536-3321, FAX 618-453-5207 から入手するか、食品医薬品局の本館（10903 New Hampshire Ave. Bldg. 2, Third Floor, Silver Spring, MD 20993, 301-796-2039, または National Archives and Records Administration (NARA)で閲覧できる。NARA でこの資料が利用できるかどうかについては、202-741-6030 に電話するか、次のサイトにアクセスすること。:

http://www.archives.gov/federal_register/code_of_federal_regulations/ibr_locations.html.

(3) 成分表を含まない単一成分の栄養補助食品の表示において、必要な場合にはラテン語の二命名および植物の部位の識別を主要表示パネルまたは情報パネルに目立つように配置するか、栄養表示に記載することができる。

(5) 101.5 Food; name and place of business of manufacturer, packer, or distributor
 (食品：製造業者、包装業者、販売者の名称・住所)

具体的な規則

(a) 包装形態の食品の表示には、製造業者、包装業者又は販売業者の名称及び住所を目立つように明記しなければならない。

(b) 製造者、包装業者又は販売業者の名称の表示要件は、法人の場合には、実際の法人名によってのみ満たされるものとみなされ、その法人名の前又は後には、法人の特定の部門の名称が表示される場合がある。個人、パートナーシップ、または団体の場合は、その事業が行われている名称を使用するものとする。

(c) 食品が表示されている人物によって製造されていない場合、「〇〇のために製造された」、「〇〇が販売した」など、その人物と当該食品との関係を明らかにする文言を用いて、名称を修飾するものとする。

具体的な規則
<p>(d) 営業所の記載には、住所、都市名、州名、郵便番号を含めるものとする。ただし、現在の都市名鑑や電話帳に記載されていれば、住所は省略することができる。郵便番号の記載要件は、本節の発効日以降に開発または改訂された消費者向け商品表示にのみ適用されるものとする。非消費者向け包装の場合、郵便番号は、表示または表示（インボイスを含む）のいずれかに記載されるものとする。</p>
<p>(e) 人が主たる事業所以外の場所で食品を製造、包装又は頒布する場合、表示には、当該食品が製造若しくは包装され又は頒布される実際の場所に代えて、主たる事業所を記載することができるが、その記載が誤解を招くような場合はこの限りではない。</p>

(6) 101.7 Declaration of net quantity of contents (正味容量の開示)

具体的な規則
<p>(a) 包装形態の食品の主要な表示パネルには、内容物の正味量の宣言を記載すること。これは、重量、尺度、数値カウント、または数値カウントと重量もしくは尺度の組み合わせで表現されるものとする。ただし、食品が生鮮果実、生鮮野菜、またはその他の乾燥商品で、慣例的に乾燥量によって販売されている場合は、乾燥量によって表示することができる。液体の内容物を重量で、または固体、半固体、もしくは粘性のある製品を流体計量で申告する一般消費者用法および取引慣行がしっかりと確立されている場合は、それを使用することができる。特定の包装食品の場合、内容物の正味量を重量、計量、数値カウント、またはその組み合わせで申告する既存の慣行が、消費者による価値比較を容易にせず、消費者を混乱させる機会を与えると委員が判断した場合、委員は規則により、当該商品に使用される適切な用語または用語を指定するものとする。</p>
<p>(b)</p> <p>(1) 重量の表記は、アポイドポンドおよびオンスの単位とする。</p> <p>(2) 液量に関する記載は、231 立方インチの米国ガロン及びその下位区分であるクォート、ポイント及びフルードオンスで行うものとし、以下の事項を記載すること：</p> <p>(i) 凍結状態で販売及び消費される冷凍食品の場合は、凍結温度における体積を表す。</p> <p>(ii) 冷蔵状態で販売される冷蔵食品の場合、40 °F (4 °C) での体積を表現する。</p> <p>(iii) その他の食品の場合は、68 °F (20 °C)で容積を表示する。</p> <p>(3) 乾物量の表示は、米国のブッシェル (2,150.42 立方インチ) 及びその小分けであるペック、ドライクォート及びドライポイントで表示すること。</p>
<p>(c) 数値による内容物の量の宣言が、包装内の食品の量に関する適切な情報を提供しない場合、そのような情報を提供するような食品の個々の単位の重量、尺度又は大きさの記述と組み合わせなければならない。</p>
<p>(d) 宣言文は、普通分数又は小数分数を含むことができる。ただし、特定の商品の正味量の宣言に異なる共通分数を使用する確固とした一般消費者用法及び取引慣行が存在する場合、それらを使用することができる。ただし、特定の商品の正味量の宣言に異なる共通分数を用いることが確固として確立された一般的な消費者用法及び取引慣行が存在する場合は、それらを用いることができる。共通分数は、その最小単位まで削減しなければならない。オンスの小数の端数を含む声明は、そのような端数を含まない声明よりも小さな変動を許容するものとみなされるものとする。</p>
<p>(e) 宣言は、主要な表示パネルに配置し、主要な表示パネルを交互に配置した包装については、それぞれの主要な表示パネルに重複して配置すること。</p>
<p>(f) 宣言は、主要表示パネル上に別個の項目として表示され、宣言の上又は下に表示される他の印刷表示情報 から（少なくとも宣言に使用される文字の高さに等しいスペースによって）分離され、宣言の左又は右に表示される他の印刷表示情報 から（少なくとも内容量表示に使用する書体</p>

具体的な規則

の文字「N」の幅の2倍に相当するスペースによって)分離されていなければならない。容器内の食品の量を誇張する傾向のある重量、尺度又は数の単位を修飾する用語(「ジャンボクオート」及び「フルガロン」等)を含んではならない。この表示は、主要な表示パネルにおいて、表示パネルの面積の下30%以内に、表示されるように設計された包装が置かれているベースと概ね平行な線の上に配置されなければならない。ただし、主要表示パネルが5平方インチ以下の容器については、内容物の正味量の宣言が本部の他の要件を満たす場合、表示パネルの面積の下30%以内に配置するという要件は適用されないものとする。

(g) 申告書は、包装紙その他の同梱物を除いた包装内の食品の数量を正確に明らかにしなければならない。ただし、圧力下で食品を提供するように設計された容器に詰められた食品の場合、宣言書には、容器に記載された使用上の指示に従った場合に排出される内容物の正味量を記載するものとする。推進剤は、正味量の宣言に含まれる。

(h) 宣言は、(タイポグラフィ、レイアウト、色、エンボス又は成形によって)包装上の他の物質と明確な対照をなす、目立つ、読みやすい太字又は活字で表示しなければならない。ただし、ガラス又はプラスチック表面に吹き付け、エンボス又は成形した純量の宣言は、すべての表示情報がその表面に形成されている場合は許容される。目立ちやすさと読みやすさの要件は、以下の仕様を含むものとする：

(1) (文字の)高さとの比率は、3単位対1単位の差分を超えてはならない(高さは幅の3倍以下)。

(2) 文字の高さは、大文字または大文字に係るものである。大文字と小文字、またはすべて小文字の場合は、小文字の「o」またはそれに相当する文字が最低基準を満たすものとする。

(3) 分数を使用する場合、各構成数字は、最低高さの基準の2分の1を満たすものとする。

(i) 宣言は、包装の主要な表示パネルの面積との関係で設定された活字サイズの文字および数字とし、以下の活字仕様に準拠することにより、実質的に同じサイズのすべての包装について均一でなければならない：

(1) 主表示板の面積が5平方インチ以下の包装の高さは、16インチ以上とする。

(2) 主表示板の面積が5平方インチを超え25平方インチ以下の包装の高さは、8インチ以上とする。

(3) 25平方インチを超え100平方インチ以下の面積を有する包装の主要な表示パネルの高さは、16分の3インチ以上とする。

(4) 主要な表示パネルの面積が100平方インチを超える包装の高さは、1/4インチ以上とする。

ただし、面積が400平方インチを超える場合は、高さは1/2インチ以下とする。

宣言が印刷、タイプ、着色ではなく、ガラスまたはプラスチックの表面に吹き付け、エンボス、または成形される場合、本節(h)(1)から(4)に定める文字の大きさは、16分の1インチ増加するものとする。

具体的な規則

(j) 4 ポンド又は 1 ガロン未満の包装で、重量又は液量単位で表示されるもの：

(1) 宣言は、重量又は液体量による識別と、該当する場合（1 ポンド又は 1 パイント以上）、括弧内に重量単位のポンドによる宣言の両方を表現し、残りはオンス又はポンドの普通又は小数の端数で表す（本節 (m) (1) 及び (2) 項に規定する例を参照のこと）、液体測定の場合は、最大の全単位（クォート、クォート及びパイント、又はパイント、適宜）で、余剰分は液体オンス又はパイント若しくはクォートの共通又は小数の端数で申告する（本節(m)(3)、(4)の例を参照）。

(2) 内容物の正味量の宣言がランダム包装、すなわち、重量が変化し、一定の重量パターンがない同一消費者商品の包装のロット、出荷又は配送の一つである包装に記載される場合、その正味量が 1 ポンドを超えるとときは、ポンド及び小数点以下 2 桁まで繰り上げたポンドの小数で表現することができる。正味重量が 1 ポンドを超えない場合、ランダム包装の宣言は、オンスの代わりにポンドの小数で表すことができる（本節 (m) 項 (5) の例参照）。

(3) 宣言は、2 行以上にわたって記載することができる。内容物の正味量を重量で記載する場合、「正味量」という用語を使用しなければならない。流体計量又は数値カウントの用語「正味」又は「正味内容物」の使用は任意である。例えば、「Net wt. 6 oz」または「6 oz Net wt.」および「6 fl oz」または「Net contents 6 fl oz」のように、アボイドオンスとフルードオンスを用語の関連付けによって区別することで十分である。

(k) 4 ポンド又は 1 ガロン以上を含む包装で、重量又は液体量により表示される場合、宣言は、重量単位をポンドで表し、残りをオンス又はポンドの普通又は小数で表すものとし、液体量の場合、宣言は、最大単位（ガロンの後にガロンの普通又は小数、次の小さい単位（クォート又はクォート及びパイント））で表し、残りをポンドで表し、残りをオンス又はポンドの普通又は小数の単位で表す、最大の全単位（ガロンの次にガロンの普通分数又は小数分数、又は次に小さい全単位又は単位（クォート、又はクォート及びパイント））で表現し、残りは流体オンス又はパイント若しくはクォートの普通分数又は小数分で表現する（本節 (m) (6) 項を参照）。

(l) [予約]

(m) 例示：

(1) 11/2 ポンドの重量の申告は、「正味重量 24 オンス（1 ポンド 8 オンス）」、「正味重量 24 オンス（11/2 ポンド）」、「正味重量 24 オンス（1.5 ポンド）」のように表現される。

(2) 4 分の 3 ポンドのアボイド重量の申告は、「Net Wt. 12 oz」と表現する。

(3) 1 クォート液体計量宣言は、「Net 32 fl oz (1 qt)」と表現される。

(4) 13/4 クォート液量宣言は、「正味 56 液量オンス（1 クォート 11/2 パイント）」又は「正味 56 液量オンス（1 クォート 1 パイント 8 オンス）」と表現するが、「正味 56 液量オンス（1 クォート 24 オンス）」のようにクォート及びオンスの単位では表現しない。

(5) ランダム包装の場合、4 分の 3 ポンドの申告は、「正味重量 0.75 ポンド」と表現することができる。

(6) 液体量 2 1/2 ガロンの表示は、「正味量 2 1/2 ガロン」、「正味量 2.5 ガロン」又は「正味量 2 ガロン 2 クォート」と表現し、「2 ガロン 4 パイント」と表現しないこと。

具体的な規則

(n) 数量については、以下の略語を使用することができる（ピリオドおよび複数形は任意である）：

重量 WT
オンス(oz)
ポンド lb
ガロン gal
パイント pt
クォート qt
フルードフラット

(o) 本節のいかなる規定も、主要な表示パネル以外の場所において、内容物の正味量について欺瞞的でない用語で説明する補足的な記述を禁止するものではない。ただし、内容物の正味量の補足的な記述には、重量、尺度又は数の単位を修飾し、包装に含まれる食品の量を誇張する傾向がある用語、例えば「ジャンボクォート」及び「フルガロン」等を含んではならない。本節 (a)、(c) 及び (j) 項に規定される内容物の正味量の二重又は組み合わせの宣言（例えば、正味重量と数値の組み合わせ、正味量と濃縮物の希釈指示など）は、補足的な正味量表示とみなされず、主要表示パネルに配置することができる。

(p) メートル法による内容物の正味量の個別の記述は、補足的な記述とはみなされず、重量又は尺度のメートル法による内容物の正味量の正確な記述は、主要表示パネル又は他のパネルにも表示することができる。

(q) 内容物の正味量の宣言は、包装の内容物の量の正確な記述を表すものでなければならない。適正な流通慣行の過程における水分の損失又は増加、又は適正な製造慣行における不可避な逸脱に起因する合理的な変動は、認められるものとする。記載された内容量からの変動は、不当に大きくはないものとする。

(r) ピクルス及びピクルス製品（レリッシュを含むが、数で申告することができる透明プラスチック袋に入った 1 個又は 2 個のピクルスを除く）の内容物の正味量の申告は、231 立方インチの米国ガロン及びその細分であるクォート、パイント及び液体オンスで表されるものとする。

(s) マルチユニット小売包装には、内容物の数量を記載し、包装の外側に表示し、個々のユニットの数、個々のユニットの数量、及び括弧内に、アポイドオンス又はフルードオンスによるマルチユニット包装の内容物の総量を記載しなければならないが、総量の宣言の後に、本節の第(j) (1) 項が要求する最大単位及びその細分化による追加の括弧内の宣言は必要ではない。従って、複数個の小売包装は、適切に表示付けすることができる：「6-16 オンスボトル (96fl oz)」または「3-16 オンス缶 (正味重量 48oz)」。本節において、「マルチユニット小売包装」とは、同一の商品で同量の個別包装されたユニットを 2 つ以上含む包装で、マルチユニット小売包装の一部として販売することを意図しているが、本編の規制のすべての要件に完全に準拠して個別に販売することが可能なものをいう。ユニット数を不明瞭にせず、個々のユニットの表示の検査を妨げない開封済みマルチユニット小売包装は、個々のユニットの表示が本節の (f) 及び (i) 項の要件に適合している場合、本項の適用を受けない。本章の規定は、本章 1.24(a) (10) および (11) の適用除外の対象となるバターまたはマーガリンには適用されない。

具体的な規則

(t) 内容物の正味量の宣言が、正味重量及び／又は水切り重量若しくは容積で、内容物の実際の量を正確に反映していない場合、又は機器の誤作動若しくはその他の意図しない製品の変動により、製品が容器の充填の適用基準を下回り、かつ表示が他の全ての点で本章の要件（容器の充填の適用基準を下回る食品には、130.14 に定める規格外充填の一般文を記載するという要件以外）に合致している場合。14(b)に規定される規格外充填の一般的記載を付さない食品を含む）、誤表示された食品は、製造者又は加工者が連邦、州又は地方政府が運営する施設（学校、刑務所、病院等）に直接販売することができます。ただし、以下のとおりとする：

(1) 購入者は、販売時に、製品が誤表示されていることを認識し、誤表示の性質及び程度を認識すること（例えば、「実際の正味重量は表示量より〇〇%低い可能性がある」）及び、その後、自己の施設利用以外の当該製品の流通は違法であることを表明する声明に署名しなければならない。この声明は、製品の出荷日から2年間、製造業者又は加工業者の主たる事業所において保管され、食品医薬品局の要請に応じて入手できるものとする。

(2) 製品は、出荷用容器の外側に、以下の文言を記載した表示を貼付すること：

(i) 変動が正味重量および／または水切り重量または容量に関する場合、「Product Mislabeled. 実際の正味重量（適切な場合は排出重量または体積）は、表示に記載された量より __% 低い場合があります。This Product Not for Retail Distribution」と記載され、空欄には、出荷容器内の個々の包装の内容物の表示と実際の重量又は容積との間の最大百分率の差異が記入されること。

(ii) 変化が容器の充填基準に関するものである場合、「Product Mislabeled. 実際の充填量は、充填量の基準を __% 下回る可能性があります。この製品は小売流通用ではありません」と記載する。

(3) 本項(t)(2)(i)及び(ii)で要求される記述は、適宜統合することができるが、通常の購入条件下で購入者が読み理解できるように、輸送容器上の他の印刷物と比較して目立つように、かつ明確でコントラストのある背景に太字またはタイプで表示すること。

(7) 101.12 Reference amounts customarily consumed per eating occasion（食事ごとに習慣的に摂取される基準量）

具体的な規則

(a) 食品医薬品局（FDA）が、本節の(b)項に定める食事機会ごとに慣習的に消費される基準量（基準量）を算出する際に考慮した一般原則および要因は、以下のとおりである：

(1) FDA は、4 歳以上の人の基準量を、この人口集団の人が1回の食事で習慣的に消費する食品量を反映するように算出した。これらの基準量は、適切な全国食品消費調査に記載されたデータに基づいている。

(2) FDA は、乳児または4歳未満の子供の基準量を、それぞれ生後12ヶ月までの乳児または1歳から3歳までの子供が1回の食事で習慣的に消費する食品の量を反映して算出した。これらの基準量は、適切な国の食品消費調査に記載されたデータに基づいている。このような基準量は、食品が乳児または4歳未満の子供が使用するために特別に処方または加工されている場合にのみ使用される。

(3) 適切な国の食品消費調査は、関連する人口集団の人口統計学的および社会経済学的特性を代表する大規模なサンプルサイズを含み、実際の使用条件下での消費データに基づいている必要がある。

(4) 食事の機会ごとに慣習的に消費される食品の量を決定するために、FDA は、食事の機会ごとの消費量の平均、中央値、最頻値を考慮した。

具体的な規則

(5) 調査データが不十分な場合、FDA は食品のサービングサイズに関する他の様々な情報源を考慮に入れた。これらの他の情報源は以下の通りである：

- (i) 食事指導の勧告で使用されている、または他の権威あるシステムまたは組織によって推奨されているサービングサイズ；
- (ii) コメントで推奨されているサービングサイズ；
- (iii) 製造業者や食料品店が使用するサービングサイズ。
- (iv) 他の国で使用されているサービングサイズ。

(6) 基準量、ひいては製品表示に記載されるサービングサイズは、慣習的に消費される量を反映しているため、食品の可食部のみを基準としており、骨、種、殻、その他の非可食部位を基準としていない。

(7) 基準量は、食品の主な使用目的に基づいている（例えば、飲料としての牛乳であり、シリアルに加えるものではない）。

(8) 他の食品の原料として消費されるが、購入した形態でも消費される可能性がある製品（例：バター）の基準量は、購入した形態での使用を基準としている。

(9) FDA は、食事用途、製品特性、慣例的に消費される量が類似している食品は、統一された基準量を持つことを保証するよう求めた。

(b) 以下の基準量は、特定の製品のサービングサイズを決定するための基礎として使用されるものとする：

(c) 製品が、調理、水またはその他の成分の添加など、さらなる準備を必要とし、本節(b)項が、調理済みの形態の製品の基準量を提供し、調理されていない形態の製品の基準量を提供しない場合、調理されていない製品の基準量は、本節(b)項に定める調理済みの製品の基準量を作るために必要な調理されていない製品の量でなければならない。

(d) 「低カロリー」バージョンのような模造食品または代替食品または改変食品の基準量は、代替品として提供される食品の基準量と同じであるものとする。

(e) 食品が空気を取り込むことによって改良され（エアレーション）、それによって食品の密度が、第 101 条に記載されている適切な基準普通食品よりも重量で 25%以上低下する場合。13(j)(1)(ii)(A)に記載されている適切な基準食品の密度よりも 25%以上低く、通常の食品の基準量がグラムである場合、製造者は、密度調整された基準量を決定するために使用されたすべてのデータの詳細手順と記録を FDA に示すことを条件に、適切な基準食品の密度に対する通気性食品の密度の違いを調整することにより、通気性食品の基準量を決定することができる。空気入り食品の基準量は、最も近い 5g 単位に丸めるものとする。このような製品には、余分な空気を取り入れたことを示す説明用語（例：ホイップ、エアレーション）を付すものとする。本節(b)項に記載された密度調整基準量は、チーズケーキを除くケーキには使用できない。空気の混入の程度が異なるケーキの種類の密度の差は、101.12 条(b)のケーキの基準量を決定する際に既に考慮されている。空気入り食品と通常の食品の密度の差を決定する際、製造者は以下を遵守しなければならない：

(1) 通常の製品とエアレーションされた製品は、サイズ、形状、容積が同じでなければならない。表面が滑らかでない製品（例：ワッフル）の密度を比較する場合、製造者は、通常の製品と空気入り製品の体積が同じであることを保証する装置または方法を使用するものとする。

(2) 密度測定のための試料の選択は、101.9(g)節の規定に従って行われる。

(3) 通常の製品と空気入り製品の密度測定は、訓練を受けた同一の作業者が同一の方法（例えば、同一の装置、手順、技術）を用いて、同一の条件下で実施しなければならない。

(4) 密度測定は、測定値の平均が通常製品と「エアレーション」製品の密度の真の違いを代表するものであることを保証するために、十分な回数繰り返されなければならない。

具体的な規則

(f) 未調理品または調理済み製品の形態について本節(b)項に基準量が記載されていない製品で、一緒に消費されるように包装され提示された2つ以上の食品（例えば、ピーナツバターとゼリー、クラッカーとチーズパック、パンケーキとシロップ、ケーキとフロスティング）からなるものについては、組み合わせた製品の基準量を以下の規則で決定するものとする：

(1) 複合製品の基準量は、本節(b)に定めるとおり、主成分として表される成分（例：ピーナツバター、パンケーキ、ケーキ）の基準量に、すべての副成分の比例した量を加えたものでなければならない。

(2) 基準量が互換性のある単位である場合、重量または体積を合計しなければならない（例えば、ピーナツバターが主原料として表現されているピーナツバターとゼリーの同量の基準量は、大さじ4（大さじ2）（ピーナツバターとゼリー 大さじ2）である）。基準量が互換性のない単位である場合、すべての量を重量に変換して合計しなければならない。例えば、パンケーキとシロップの基準量は、110g（パンケーキの基準量）と比例した量のシロップの重量となる。

(g) 本節(b)から(f)に定める基準量は、製品が「低カロリー」などの栄養成分表示及び健康表示の基準を満たすか否かを判断する際に使用されるものとする。製品表示で宣言されたサービングサイズが基準量と異なり、製品が基準量に基づいてのみ主張の基準を満たす場合、主張の後に、その主張がなされた根拠を示す声明を付さなければならない。この声明には、本項(b)に記載されている基準量の後に、基準量が一般家庭の尺度以外の尺度で表現されている場合には、一般家庭の尺度による量（例えば、飲料については「非常に低いナトリウム、240mL（8 fl oz）当たり35mg以下」）を括弧書きで記載しなければならない。

(h) 食品医薬品庁長官は、自らの発意により、又は本章第10部に従って提出された請願に応じて、本節(b)項の基準量を設定又は修正する提案を公表することができる。基準量を設定または修正するための請願書には、以下を含めるものとする：

(1) 請願の目的

(2) 製品の説明文；

(3) 栄養表示を含む製品表示の完全なサンプル（規則で定められた書式を使用すること）；

(4) 製品が販売される形態（例：ドライミックス、冷凍生地）の説明；

(5) 主な用途が特定された製品の意図された食事用途（例：飲料としての牛乳とスナックとしてのチップス）；

(6) 主として他の食品の原料として使用される場合、製品が原料として使用される食品または食品カテゴリーのリストと使用の優先順位に関する情報；

(7) 製品を使用するために提供される人口集団（例：乳幼児、4歳未満の小児）；

(8) 最も近縁な製品の名称（特別食用食品、模倣食品または代替食品の場合は、代替品として提供される製品の名称）；

(9) 製品が意図する人口集団の推奨基準量（骨、種子、殻、その他の非食用成分を除く、消費される食用部分の量）と、推奨基準量を決定するために使用した方法および手順の完全な説明。基準量を決定するには、本節(a)項の一般原則及び要因に従うべきである。

(10) 提案された基準量は、メートル単位で表されるものとする。体液の基準量は、ミリリットル単位で表されるものとする。その他の食品の基準量は、カップ、大さじ、小さじなどの一般的な家庭用単位がより適切であるか、製品表示に宣言された分量の均一性を促進する可能性が高い場合を除き、グラムで表現されなければならない。例えば、冷菓のように同じカテゴリー内の製品で密度が大幅に異なる場合は、一般的な家庭用計量器がより適切である。

具体的な規則

- (i) 基準量をミリリットルで表現する場合、以下の規則に従うものとする：
- (A) 30 ミリリットル(mL)を超える容量の場合、容量は 30 mL の倍数で表すものとする。
- (B) 30 mL 未満の場合は、ティースプーン又は大さじ 1 の整数に相当するミリリットル、すなわち、5、10 又は 15 mL で表すものとする。
- (ii) 基準量をグラムで表現する場合、以下の一般的な規則に従うものとする：
- (A) 10 g を超える量については、量は最も近い 5 g 単位で表現される。
- (B) 10g 未満の量については、正確なグラム重を使用しなければならない。
- (11) 独自の基準量を持つ新しい食品小分類を作成する請願書には、以下の追加情報を含めるものとする：
- (i) 新しいサブカテゴリの食品が、親カテゴリの基準量と十分に異なる量で消費され、別の基準量を保証することを実証するデータ。データには、サンプルサイズ、請願製品および請願製品を除くカテゴリ内の他の製品の食事機会ごとの消費量の平均値、標準偏差、中央値、およびモードが含まれなければならない。すべてのデータは、同一の調査データから得られたものでなければならない。
- (ii) 申込製品をカテゴリ内の他の製品と区別する、消費量に影響を与える食事使用法と製品特性の差異を裏付ける文書。
- (12) 本章第 25.30 条もしくは第 25.32 条に基づくカテゴリ別除外の申請、または本章第 25.40 条に基づく環境アセスメント。
- (13) 請願を支持する食品消費データを収集または処理するための研究を実施する場合、以下の一般的なガイドラインに従うべきである。
- (i) 選択されたサンプル集団は、その食品が意図する対象集団の人口統計学的及び社会経済学的特徴を代表するものでなければならない。
- (ii) サンプルサイズ（すなわち、喫食者の数）は、習慣的に消費される量について信頼できる推定値を与えるのに十分な大きさでなければならない。
- (iii) 研究プロトコルは、潜在的なバイアスを特定し、潜在的なバイアスをどのように制御するか、または制御できない場合は、それが結果の解釈にどのように影響するかを記述しなければならない。
- (iv) データの収集または処理に使用される方法論は、完全に文書化されるべきであり、次のものを含む：研究デザイン、サンプリング手順、使用される材料（例：アンケート、面接官のマニュアル）、データの収集または処理に使用される手順、不偏推定を制御するために使用される方法または手順、無回答を修正するために使用される手順。
- (14) 交渉による規則制定法（5 U.S.C. 561）と整合する規則案を作成するために、団体、企業、消費者、およびその他の利害関係者を招集して交渉による規則制定を行うことの実行可能性に関する記述。

(8) 101.15 Food; prominence of required statements (食品：必須の文言)

具体的な規則
<p>(a) 本法により、または本法の権限により表示されることが要求される語句、文言、またはその他の情報は、以下の理由（とりわけ）により、本法第 403 条 (f) により求められる顕著性および目立ちやすさを欠いている場合がある：</p> <p>(1) 購入時の慣習的な条件下で提示または表示されるラベルの部分またはパネルに、当該単語、声明、または情報が表示されていないこと；</p> <p>(2) 当該語句、声明又は情報が、表示の 2 つ以上の部分又はパネルに表示されず、それぞれの部分又はパネルには十分なスペースがあり、それぞれの部分又はパネルが、購入の慣習的条件下で表示される部分又はパネルになる可能性があるように設計されていること；</p> <p>(3) 表示が、容器または包装の延長可能な領域からはみ出ず、当該単語、声明または情報を目立つように配置するために十分な表示スペースを提供しないこと；</p> <p>(4) 本法律により、または本法律の権限により表示することを要求されていない単語、文言、デザイン、または装置に表示スペースを使用した結果、表示スペース（当該単語、文言、または情報を目立つように配置するためのスペース）が不足した場合；</p> <p>(5) 他の語句、声明、情報、またはデザインもしくは装置に著しく目立つように表示スペースを使用した結果、（その語句、声明、または情報を目立つように配置するための）表示スペースが不足している。</p> <p>(6) 当該単語、声明、または情報を表示する活字の小ささまたはスタイル、背景のコントラストの不足、デザインまたはビネットの不明瞭さ、または他の文字、印刷物、または図形との混在がある場合。</p>
<p>(b) 法第 403 条(e)または(i)に基づき公布された規則に規定される表示スペースの不足に基づく免除は、その不足が以下に起因する場合は適用されないものとする：</p> <p>(1) 本法律により、または本法律の権限により表示されることが要求されていない単語、文言、デザイン、または装置に表示スペースを使用すること；</p> <p>(2) 法律第 403 条(f)で要求されるよりも大きな単語、声明、その他の情報を目立たせるために表示スペースを使用した場合。</p> <p>(3) 外国語で表示するために表示スペースを使用すること。</p>
<p>(c)</p> <p>(1) 本法により、または本法の権限により、表示されることが要求されるすべての語句、文言およびその他の情報は、英語で表示されなければならない；ただし、プエルトリコ連邦または英語以外の言語を主言語とする領域においてのみ頒布される物品の場合、主言語を英語に置き換えることができる。</p> <p>(2) 表示に外国語による表現が含まれている場合、本法によりまたは本法の権限により表示されることが要求されるすべての言葉、声明およびその他の情報は、その外国語で表示されなければならない；ただし、レストラン、施設、旅客船で食事とともに提供され、小売販売を目的としない 11/2 オンス以下または 11/2 液量オンス以下の食品の個食サイズの包装は、外国語による表示が食品の名称のみであれば、本項 (c) (2) の要件から免除される。</p> <p>(3) 表示物（ラベルを除く）が外国語による表示を含む場合、本法により、または本法の権限に基づき、表示されることが要求されるすべての言葉、声明およびその他の情報は、当該表示物に表示しなければならない。</p>

(9) 101.17 Food labeling warning, notice, and safe handling statements (警告、通知、安全的な取り扱いに関する表示)

具体的な規則
<p>(a) 自己加圧式容器。</p> <p>(1) 自己加圧容器に包装され、圧力を受けて包装から排出されることを意図した食品の表示には、以下の警告を記載すること：</p> <p>警告 - 目への噴霧を避けること。圧力下の内容物。穴を開けたり焼却したりしないこと。120 °F を超える温度で保管しないこと。子供の手の届かないところに保管すること。</p> <p>(2) 子供用製品の場合、本節(a)(1)で要求される警告の最後の文の最後に「大人の監督下を除く」という文言を追加することができる。</p> <p>(3) ガラス容器に包装された製品の場合、本節(a)(1)で要求される警告において、「破損」の語を「穿孔」の語に代えることができる。</p> <p>(4) スプレーとして排出されない製品の場合、本節(a)(1)で要求される警告から、「目に入らないように」という文言を削除することができる。</p>
<p>(b) ハロカーボン又は炭化水素の推進剤を使用した自己加圧容器。</p> <p>(1) 本節(a)で要求される警告に加えて、推進剤の全部又は一部がハロカーボン又は炭化水素からなる自己加圧容器に包装された食品の表示には、以下の警告を記載しなければならない：</p> <p>警告 - 指示された方法でのみ使用すること。意図的に内容物を濃縮して吸引することによる意図的な誤用は、有害または致命的となりうる。</p> <p>(2) 本節(b)(1)で要求される警告は、以下の製品については不要である：</p> <p>(i) 泡またはクリーム形で排出される製品で、容器内の推進剤の含有量が 10%未満であるもの。</p> <p>(ii) 使用時に推進剤の流出を防止する物理的障壁を有する容器に入った製品。</p> <p>(iii) 内容物の正味量が 2 オンス未満の製品で、バルブが作動するたびに測定された量の製品が放出されるように設計されているもの。</p> <p>(iv) 内容物の正味量が 2 分の 1 オンス未満の製品。</p>
<p>(c) クロロフルオロカーボンまたは他のオゾン層破壊物質を含む、またはそれを用いて製造された食品。環境保護庁 (EPA) が指定するクロロフルオロカーボンまたはその他のオゾン層破壊物質を含む、またはそれを用いて製造された食品に対する表示要件は、40 CFR part 82 に規定されている。</p>
<p>(d) タンパク質製品。</p> <p>(1) 全タンパク質、タンパク質加水分解物、アミノ酸混合物、またはこれらの組み合わせのいずれかから総カロリー値の 50%以上を得ている、液体、粉末、錠剤、カプセル、または同様の形態の食品で、体重減少に使用するために表示されているものの表示には、以下の警告を記載する：</p> <p>警告：非常に低カロリーなタンパク質ダイエット（1日 400 カロリー以下）は、重篤な病気や死亡を引き起こす可能性がある。このような食事による体重減少のために、医師の監督なしに使用しないでください。乳幼児、子供、妊娠中または授乳中の女性には使用しないでください。</p> <p>(2) 本項(d)(1)に記載の製品は、そのタンパク質製品が 1 日あたり 400Calories（キロカロリー）以上の栄養バランスのとれた食事計画の一部として表され、製品の表示にはその食事計画が詳細に指定されているか、その食事計画の簡単な説明と詳細な食事計画を入手できる場所を説明する適切な情報が記載されており、表示に以下の文がある場合は、同項の表示義務を免れる：</p> <p>通知： 体重減少のためには、添付のダイエットプランの指示通りにのみ使用すること（この記述には、「添付のダイエットプラン」の代わりに、ダイエットプランの名称と表示の特定の場所を含めることができる）。医師の監督なしに、1日 400 カロリー以下の食事に使用しないこと。</p> <p>(3) 全タンパク質、タンパク質加水分解物、アミノ酸混合物又はこれらの組み合わせのいずれかから総カロリー価値の 50%以上を得ており、体重減少以外の目的で特に表され、本節 (d) 項 (1)</p>

具体的な規則

及び(2)の要件に該当しない、ダイエット(食品)補助のために表され又は意図された食品の表示には、次の文言を記載する：

通知：本製品は食品サプリメントとしてのみ使用すること。体重減少のために使用しないこと。

(4) 本項の規定は、連邦取引委員会がタンパク質サプリメントについて公布した表示要件とは別であり、これに追加されるものである。

(5) 他の食品の製造にのみ使用され、当該容器で消費者に流通させないためにバルク形態で出荷されるプロテイン製品は、本項の表示要件を免除される。

(6) 本項(d)(1)、(2)及び(3)で要求される警告及び通知文は、包装表示及びその他の表示の主要表示パネルに目立つように表示しなければならない。

(e) 鉄又は鉄塩を含む栄養補助食品。

(1) 鉄源として使用するために鉄又は鉄塩を含む固形経口投与形態(例えば、錠剤又はカプセル)の栄養補助食品の表示には、以下の文言を記載しなければならない：

警告：鉄含有製品の偶発的な過剰摂取は、6歳未満の子供の致命的な中毒の主要な原因である。本製品は子供の手の届かないところに保管してください。誤って過剰摂取した場合は、直ちに医師または毒物管理センターに連絡すること。

(2)

(i) 本節(e)(1)で要求される警告文は、即時容器表示の情報パネルに目立つように表示されるものとする。

(ii) 製品が一回分ずつ包装され、即時容器に表示が貼られているが表示がない場合、本節(e)(1)項により要求される警告文は、それが適用されるすべての用量単位が使用されるまで警告がそのままである可能性を最大限に高める方法で、即時容器表示の目立つように表示されなければならない。

(3) 即時容器が小売包装でない場合、本節(e)(1)項で要求される警告文は、小売包装表示の情報パネルにも目立つように、かつ顕著に表示されなければならない。

(4) 警告文は、警告を含むあらゆる表示をしなければならない。

(5) 本項(e)(1)で要求される警告文は、ヘアライン(細い線)を使用して箱の中で目立たせること。

(f) サイリウムハスクを含む食品。

(1) 乾燥または不完全に水和したサイリウムハスク(サイリウムシードハスクとしても知られる)を含み、サイリウムハスク由来の水溶性食物繊維と冠動脈性心臓病のリスク低減との関連性に関する健康強調表示を表示する食品には、当該食品の適切な使用には十分量の水分とともに消費する必要があることを通知し、使用の推奨に従わない場合に起こり得る結果を警告し、飲み込むのが困難な人には製品の消費を避けるように通知する表示文を記載する(例：「注意：この食品は、少なくともコップ一杯の液体と一緒に食べる必要があります。十分な液体がない状態で本製品を食べると、窒息の原因となることがあります。飲み込むのが困難な場合は、この製品を食べないでください。）。ただし、従来の食品形態の製品は、食品が液体にさらされたときに粘着性の塊が形成されない場合、この要件を免除されることがある。

(2) この声明は、包装表示の情報パネルまたは主要表示パネル、および通常の購入および使用の条件下で一般個人が読み、理解する可能性があるようにするためのその他の表示に、目立つように表示しなければならない。その前に大文字で「NOTICE」と記載すること。

(g) 病原体の存在を防止、低減、除去するために特別に処理されていないジュース。

(1) 本項(g)において、「ジュース」とは、1種類以上の果物又は野菜から発現又は抽出された水性液体、1種類以上の果物又は野菜の可食部のピューレ、又はこれらの液体若しくはピューレの濃縮物をいう。

(2) の表示：

具体的な規則

- (i) 本節(g)(7)に記載された方法で処理されていないジュース、又は
- (ii) ジュースを含む飲料で、ジュース原料も飲料も本節(g)(7)に記載の方法で処理されていないものには、以下の警告文が記載されていなければならない：
警告：本製品は低温殺菌されていないため、子供、高齢者、および免疫力が低下した人に深刻な病気を引き起こす可能性のある有害な細菌を含む可能性があります。
- (3) 本項(g)が要求する警告文は、出荷された形態で小売消費者に配布されるものではなく、他の食品の製造にのみ使用されるジュース、または当初加工された場所以外の場所で加工、表示付け、再梱包されるジュースには適用しない。ただし、本条(g)(7)に記載の方法で加工されていないジュースについては、当該加工の欠如を取引の慣習に従ってジュースに添付する文書で開示する。
- (4) 本節(g)(2)で要求される警告文は、容器の表示の情報パネル又は主要表示パネルに、目立つように表示しなければならない。
- (5) 「WARNING」の語は大文字とし、太字で表示すること。
- (6) 本節(g)(2)で要求される警告文は、表示に記載する場合、ヘアライン（細い線）を使用してボックスで区切るものとする。
- (7)
- (i) 本項(g)の要件は、少なくとも、通常かつ適度な虐待の条件下で保存した場合の製品の保存期間と同じ期間、該当する微生物が以下の大きさに減少するような方法で加工されたジュースには適用しないものとする：
(A) 5-log（すなわち、10万倍）の減少、または。
(B) 危害分析重要管理点（HACCP）の原則をジュースの加工に適用することを要求する最終規則により工程管理について設定された基準と同等またはそれ以上の減少。
- (ii) 本項(g)において、「該当する微生物」とは、ジュース中に発生する可能性が高い公衆衛生上重要な最も抵抗力のある微生物である。
- (h) 貝殻卵。
- (1) すべての殻付き卵の表示には、州内商取引であるか州間商取引であるかにかかわらず、以下の文言を記載しなければならない：
安全な取り扱いに関する指示：細菌による病気を防ぐために：卵は冷蔵保存し、卵は黄身が固まるまで調理し、卵を含む食品は十分に加熱する。
- (2) 本節(h)(1)で要求される表示文は、主要表示パネル、情報パネル、又は卵パックの蓋の内側に、太字で「安全な取り扱い方法」の文字とともに、目立つように表示すること。蓋の内側に記載する場合は、主要表示パネル又は情報パネルに「Keep Refrigerated」の文字を記載しなければならない。
- (3) 本節(h)(1)で要求される表示文は、ヘアライン（細い線）を使用することにより、箱の中で相殺されるものとする。
- (4) 消費者に配布する前に、生存しているサルモネラ菌をすべて死滅させるために特別に処理された殻付き卵は、本節(h)項の要件を免除される。
- (5) 消費者に直接販売されない殻付き卵、例えば、最初に加工された場所以外の場所で再梱包または表示付けされるもの、または食品サービス施設での使用のために販売されるものについての安全取扱い説明書は、取引の慣行に従って、カートンまたは表示付け、例えば、インボイスまたは船荷証券に記載してもよい。
- (6) 公衆衛生法（PHS法）第311条及び第361条に基づき、本節(h)(1)から(h)(5)の施行において当局を支援する意思と能力を持ち、包装殻卵取扱施設を検査又は規制する権限を有する州又は地域は、その管轄において、以下のことが可能である、FDAがそのような支援が必要でなくなったことを国または地方に書面で通知するまで、本項(h)(8)に基づく検査および本項(h)(7)で特定した

具体的な規則

行政執行手段により、本項(1)～(5)を執行する。このような支援を行う場合、国または地方公共団体は、本項(h)(7)(ii)(C)から(h)(7)(ii)(D)に規定される審理手続きに従うことができ、必要に応じて、適切な国または地方の職員を指定 FDA 職員に代えるか、あるいは、その手続きが適正手続きを満たす場合は、州または地方の審理手続きを利用できる。

(7) 本項(h)は、連邦食品・医薬品・化粧品法（法律）及び PHS 法の両方の権限に基づき制定されたものである。同法に基づき、同庁は 21 U.S.C. 331, 332, 333, 334 に基づく食品不当表示規定を執行できる。しかし、42 U.S.C. 264 は施行規則の発行を規定しているため、FDA は PHS 法に基づき、殻付き卵の再表示、転用、破棄および非公式の公聴会について以下の行政執行手続きを確立している：

(i) シェルエッグが本条に違反していることが判明した場合、本条(h)(6)項に従って権限を与えられた FDA 代表者または州もしくは地域の代表者は、卵製品検査法（EPIA）（21 U. S. C. 1031 et se se）に従い、当該代表者の監督下で再表示する、当該代表者の監督下で加工用に転用することを命じられる。S.C. 1031 et seq.）に従った処理のために当該代表者の監督下で転用されるか、または FDA の役員もしくは職員、または該当する場合は州もしくは地域の役員もしくは職員の監督下で、以下の手続きに従って破棄される：

(A) PHS 法に基づき再表示、転用、または破棄の命令。本節(h)(6)に基づいて行動する FDA の部局または州もしくは地方機関は、本節に違反して保有されている殻付き卵を発見した場合、その卵を所持している者に、さらなる流通の前に本節 (h)(1) 項の要求事項を記載した表示を貼り直すよう文書で命令することが出来る。その者が再表示を貼らないことを選択した場合、FDA の部門事務所または該当する場合、適切な州または地方機関は、その者に対して、その命令を受け取った日から 10 営業日以内に、発行団体の役員または従業員の監督下で、EPIA（21 U.S.C. 1031 et seq）に従い処理するために（例えば、食品サービスへの直接消費者販売から）転用されるか、発行団体の監督下で廃棄されることを書面で命令できる。

(B) 命令の発出。命令は、以下の情報を含むものとする：

- (1) 命令で特定された殻付き卵が、再表示、EPIA に従った処理のための転用、または廃棄の対象である旨の記述；
- (2) 命令を出すことを正当化する事実の詳細な説明；
- (3) 当該卵の所在地；
- (4) 本節(h)(7)(i)(E)に定める場合を除き、これらの卵を販売、流通、その他の処分又は移動をしてはならない旨の記述；
- (5) 卵の識別情報又は説明文；
- (6) 注文番号；
- (7) 命令の日付；
- (8) 本条全体の本文；
- (9) 命令は、書面による異議申し立てまたは非公式審問の要求によって訴えることができる旨の記述；
- (10) 命令を発行した者の氏名および電話番号。
- (11) 責任ある事務所または機関の所在地と電話番号、およびその所長の氏名。

(C) 局長の承認。命令は、発行前に、命令を発行する事務所または機関の所長によって承認されるものとする。事前の書面による承認が不可能な場合は、事前の口頭承認を得て、できるだけ早く書面による覚書で確認するものとする。

(D) 命令に基づく殻付き卵の表示付けまたはマーキング。本節(h)(7)(i)(A)に基づき命令を発する FDA、州、または地方の代表者は、以下の情報を含む公式タグで殻付き卵に表示またはマークを付ける：

具体的な規則

(1) PHS 法第 361 条(a) (42 U.S.C. 264(a)) に基づき発行された規則に従って殻付き卵が収容される旨の記載があること。

(2) 発行団体に書面で通知した後、以下の場合を除き、殻付き卵を販売、流通、その他の方法で処分または移動してはならない旨の記載があること：

(i) 再表示貼付、EPIA に従った処理への転用、または廃棄。

(ii) 上訴を保留するために別の場所に移動させる。

(3) 命令に違反した場合、またはタグの除去もしくは改変が、罰金もしくは禁固刑、またはその両方によって罰せられる旨の記述 (PHS 法第 368 条、42 U.S.C. 271)。

(4) 命令番号及び命令の日付、並びに命令を発した政府代表者の氏名。

(E) 命令に基づく殻付き卵の販売またはその他の処分。命令の送達後、命令の対象である殻付き卵を所持する者は、FDA の部門事務所または該当する場合は国または地方機関に書面で通知した後、以下を除き、上訴後に通知が取り下げられるまで、販売、流通、その他の処分または移動をしてはならない：

(1) 本項(h)(7)(i)に規定するように、表示を貼り替える、転用する、または破棄する。

(2) 控訴を保留するために他の場所に移動させる。

(ii) 再表示、転用、または破棄の命令が送達された者は、その命令に従うか、またはその命令を規制庁プログラム・ディレクターに上訴することができる。

(A) 留置命令に対する異議申し立て。上訴は、命令発行から 5 営業日以内に、殻付き卵が所在する部門の FDA 部門長に書面で提出するものとする。上訴に非公式審問の要請が含まれている場合、審問は上訴提出後 5 営業日以内に、または上訴人の要請があれば、命令発行後 20 暦日を超えない後日、行われるものとする。命令は、当該殻付き卵の所有権または所有権を有するその他の者も、同じ 5 営業日以内に上訴することができる。命令の上訴人は、上訴人が殻付き卵に対して有する所有権または所有権を明記しなければならない。

(B) 要約決定。規制庁プログラムディレクターまたは FDA 課長より上位の他の FDA 職員が、公聴会に関連して提出された資料または公式に通知された事項から、真正かつ実質的な事実問題が提起されていないと判断した場合、公聴会の要請は、全体または部分的に、公聴会要請提出後いつでも拒否されることがある。主宰者である FDA 職員が聴聞が正当化されないと判断した場合、拒否の理由を説明した決定の書面通知が当事者になされる。

(C) 非公式な聴聞。控訴人による聴聞会への出席は、弁護人の有無にかかわらず、郵送または直接の出席が可能である。非公式聴聞会は、Office of Regulatory Affairs Program Director または FDA Division Director より上級の FDA 職員が実施し、主宰する FDA 職員が議事概要を文書で作成しなければならない。

(1) 主宰する FDA 職員は、法律および本条で認められる適切な方法で審理を行うよう指示することができる。主宰者である FDA 職員は、秩序を維持し、非公式、公正、迅速、公平な公聴会を実施するために必要または適切な行動をとり、裁定を下し、公聴会の実施に関する要件を実施する権限を有する。

(2) FDA の職員は、まず、聴聞の対象となる行為について、それを裏付ける情報および理由とともに完全かつ完全な説明を行い、聴聞に関連する口頭または書面による情報を提示することができる。次に、聴聞を要求する当事者は、聴聞に関連する口頭または書面による情報を提示することができる。すべての当事者は、聴聞会において当該事項について陳述する者（主宰者及び当事者の弁護士を除く）に対し、合理的な尋問を行うことができる。

(3) 聴聞会は、その性質上、非公式なものであり、証拠に関する規則は適用されない。情報および見解の許容性に関する申し立てまたは異議申し立ては行われず、検討されないが、当事者は、他の当事者が提示した情報および見解に対してコメントし、または反論することができる。

具体的な規則

(4) 聴聞会を要求する当事者は、当事者の費用負担で聴聞会の記録を作成することができ、その場合、記録のコピーは FDA に提供されなければならない。公聴会の記録は、主宰者である FDA 職員
の公聴会報告書に添付される。

(5) 主宰の FDA 職員は、聴聞会の報告書を作成するものとする。聴聞会で提示された全ての書面
資料は、報告書に添付される。時間が許す限り、主宰者である FDA 職員は、当事者に聴聞会の報
告書を確認し、コメントする機会を与えることができる。

(6) 主宰 FDA 職員は、信頼性が重要な問題となる場合には、証人（鑑定人を除く）の信頼性に関
する所見を公聴会の報告書の一部として記載し、理由の記述とともに推奨する決定を記載しなけれ
ばならない。

(D) 書面による上訴。控訴人が拘留命令に不服を申し立てたが、聴聞を要求しなかった場合、主宰
FDA 職員は、不服申し立ての受領後 5 営業日以内に拘留を肯定または取り消す決定を下すものと
する。

(E) 主任 FDA 職員の決定。審問で提出された証拠または控訴人が書面で提出した証拠に基づき、
主宰 FDA 職員が殻付き卵が本条に違反して保管されていたと認める場合、表示の貼り替え、EPIA
に基づく処理のために FDA の役員または職員の監督下で転用、または FDA の役員または職員の監
督下で破棄するという命令を支持するものとし、そうでなければ主宰 FDA 職員は先の命令を撤回
するという通知を書面で発行するものとする。主宰 FDA 職員は、命令を肯定する場合、その決定
が出された日から 10 営業日以内に再表示、転用、または破棄を行うよう命じなければならない。
主宰 FDA 職員の決定には、その理由を記載した文章を添付するものとする。主宰者である FDA 職
員の決定は、裁判所で審査可能な最終的な機関決定を構成するものとする。

(F) 不服申し立てがない場合。命令に対する上訴がなく、命令の対象となる殻付き卵を所持してい
る者が 10 営業日以内に表示を貼り替え、転用し、または破棄しない場合、または上訴後に FDA の
主宰者が要求を肯定し、当該卵を所持している者が 10 営業日以内に表示貼り替え、転用、または
破棄しない場合、FDA 部門事務所、または該当する場合は州または地方機関は、当該卵を転用また
は破棄する役職員を指定することができる。指定された役員または従業員による当該殻付き卵の転
用または廃棄を阻止すること、または阻止しようとすることは、違法とする。

(8) 小売流通のために包装された殻付き卵の取り扱いまたは保管に従事する者は、FDA の権限を有
する代表者が、殻付き卵が保管されている施設に対して、本条項の規定の遵守を判断するために当
該代表者の判断で必要となる検査および卵の表示のサンプリングを含む検査をいつでも合理的に実
施できるようにしなければならない。検査は、通知の有無にかかわらず行うことができ、通常、通
常の営業時間内に行われる。

(9) いかなる州または地方の統治機関も、本節の(h)(1)から(h)(5)で要求されるものより厳しい、
無殺菌殻付卵の安全な取り扱いに関する指示を要求する法律、規則、規制、その他の要件を制定ま
たはその効力を継続しない。

(10) 101.18 Misbranding of food (不当表示)

具体的な規則
(a) 食品の表示において、当該食品を不当表示とする表示の中には、他の食品または医薬品、装置、化粧品に関する虚偽または誤解を招くような表示がある。
(b) 2種類以上の成分を含む食品の表示は、その表示において、すべての成分の名称が表示されているにもかかわらず、1種類以上の成分の名称を含み又は示唆する名称によって当該食品を指定することにより（他の理由により）、誤解を招くおそれがある。
(c) 食品の表示において、当該食品を不当表示とする表示のうち、当該食品または当該食品の成分の地理的原産地を明示または暗示する表示は、当該表示が以下のいずれかである場合を除き、すべて含まれる： (1) 地理的原産地に関する真実の表示。 (2) 商標または商号であって、当該物品に適用される場合、その使用が欺瞞的な誤記でないもの。地理的用語の全部または一部からなる商標または商号は、以下の場合、欺瞞的に誤記とみなされることはない： (i) 製造業者または販売業者によって長期的かつ排他的に使用されてきたため、消費者が特定の製造業者または販売業者の製品を意味すると一般的に理解されている。 (ii) あまりに恣意的または空想的であるため、地理的な起源を示唆するものとして消費者に一般的に理解されない。 (3) 適用される連邦法または規則により要求される名称の一部。 (4) 地理的原産地を示すというよりも、特定のクラス、種類、タイプ、またはスタイルの食品を意味するものとして消費者に一般的に理解される名称であること。

1.1.2.2 Subpart G Exemptions From Food Labeling Requirements (食品表示要件からの免除)

(1) 101.100 Food; exemptions from labeling (食品表示の免除)

具体的な規則
(a) 以下の食品は、法第 403 条(i)(2)の要件（食品が 2種類以上の原材料から製造される場合、各原材料の一般名又は通常名の表示への宣言を要求）への準拠が免除されている。 (1) 異なる品目の食品の詰め合わせであって、当該詰め合わせから包装された異なる包装を構成する品目のばらつきが適正包装慣行において通常生じ、その結果、すべての包装に共通しない成分に関して、異なる包装の成分にばらつきが生じる場合。ただし、このような免除は、表示に、すべての包装に共通する成分の名称とともに、存在する可能性のある他の成分の名称を示す文言（実用上可能な限り有益であり、誤解を招かない用語で）を記載することを条件とするものとします。 (2) 小売店においてバルクコンテナで受け取られた食品は、購入者に対して、以下のいずれかの状態で陳列される： (i) 容器の表示がはっきりと見える状態で、成分情報が高さ 1/4 インチ以上の文字で目立つように表示されていること。 (ii) 連邦食品・医薬品・化粧品法 (the act) 第 403 条(i)(2)に基づき表示に記載することが要求される情報を、目立つようにかつ目立つように、ただしいずれの場合も高さが 1/4 インチ未満の文字で記載したカウンターカード、サイン、またはその他の適切な装置。 (3) 重要でないレベルで食品中に存在し、その食品において技術的または機能的な効果を持たない付随的な添加物。本項(a)(3)において、付随的な添加物とは以下のものをいう：

具体的な規則

(i) 技術的又は機能的効果を有しないが、その物質が機能的又は技術的効果を有する他の食品の成分として食品に組み込まれたことを理由に食品中に存在する物質。

(ii) 加工助剤 (processing aid) とは、以下のものをいう：

(a) 食品の加工中に食品に添加されるが、最終形態で包装される前に食品から何らかの方法で除去される物質。

(b) 加工中に食品に添加され、食品に通常含まれる成分に変換され、食品に通常含まれる成分の量を著しく増加させない物質 (b) 加工中に食品に添加され、食品に通常含まれる成分に変換され、食品に通常含まれる成分の量を著しく増加させない物質。

(c) 加工時に技術的または機能的効果を得るために食品に添加されるが、完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有さない物質。

(iii) 機器や包装から食品に移行する物質、またはその他食品に影響を与える物質で、法第 201 条 (s) に定義される食品添加物ではないもの、またはそのように定義される食品添加物である場合、法第 409 条に従って定められた規制に適合して使用されている。

(4) 本節(a)(3)項では、食品または食品の原材料に添加され、その食品において技術的効果を有しない亜硫酸剤 (二酸化硫黄、亜硫酸ナトリウム、重亜硫酸ナトリウム、重亜硫酸カリウム、メタ重亜硫酸ナトリウム、メタ重亜硫酸カリウム) は、最終食品に検出可能な量の亜硫酸剤が存在しない場合に限り、重要ではない量で存在していると見なされる。検出可能な量の亜硫酸塩とは、最終食品中の亜硫酸塩が 100 万分の 10 (ppm または mg/kg) 以上であることをいう。本項(a)(4)への準拠は、以下のいずれかを用いて判断される：

(i) 液体クロマトグラフィータンデム質量分析法による食品中の亜硫酸塩の定量；または

(ii) AOAC Official Method 990.28.

(b) 小売店で再包装された食品は、指定された条件が満たされる場合、本法の以下の規定から免除される。

(1) 法第 403 条(e)(1) (製造者、包装者又は販売者の名称及び事業所の表示への記載を要求)。

(2) 法第 403 条(g)(2) (同一性の定義及び基準が定められている食品であると称し、又はそのように表示される食品の表示に、定義及び基準に定められた食品の名称を記載することを要求すること、及び、ただし、基準を定める規則が要求する限りにおいて、当該食品に含まれる任意成分の一般的名称を含む)、当該食品が購入者に対し、その州間表示がはっきりと見えるように表示されているか、またはこれらの規定が要求する情報を顕著かつ目立つように記載したカウンターカード、看板、その他の適切な装置とともに表示されている場合は、この限りではない。

(3) 法第 403 条(i)(1) (食品の普通名称又は通常名称を表示することを要求)、食品が、その州間表示がはっきりと見えるように、又は食品の普通名称又は通常名称を目立つように表示したカウンターカード、標識、その他の適切な装置とともに購入者に展示されているか、食品の普通名称又は通常名称がその外観によってはっきりと明らかになる場合には、その食品は表示される。

(c) 生果物又は生野菜の開放容器 (硬質又は半硬質構造の容器で、蓋、包装、その他内容物を覆わない着色されていない透明な包装によって閉鎖されていないもの) で、その内容物の量が 1 ドライクオート以下のものは、法第 403 条(e)、(g) (2) (定義及び基準において指定された食品の名称について) 及び (i) (1) の表示義務を免除される；ただし、この免除は、2 つ以上の当該容器が木箱または他の輸送用包装に封入されている場合、当該木箱または包装には、封入されている当該容器の数およびそれぞれの内容物の量を示す表示が貼付されていなければならないという条件付きである。

(d) 本節(e)及び(f)に定める場合を除き、取引の慣行に従って、最初に加工又は包装された施設以外の施設で相当量の加工、表示付け又は再梱包が行われる食品の出荷又はその他の引渡し、は、

具体的な規則

以下の場合、州際通商に導入され移動する間及び当該施設に保管される間、法第 403 条 (c)、(e)、(g)、(h)、(i)、(k) 及び (q) の表示要件への準拠が免除されるものとします：

(1) 当該出荷または配送を州際通商に導入した者が、当該食品が加工、表示付けまたは再梱包される施設の運営者である。

(2) 当該者が当該事業者でない場合、当該出荷又は引渡しは、当該者及び当該事業者が署名し、当該者の郵便局住所を記載し、当該事業者における当該食品の加工、表示又は再梱包に関する仕様であって、当該仕様に従えば、当該加工、表示又は再梱包が完了した時点で当該食品が法の意味において混入又は誤表示されないことが確実であるようなものを含む書面による合意に基づいて当該事業者に行われる。当該個人および当該事業者は、当該事業所からの当該食品の最終出荷または引渡しから 2 年後まで、それぞれ当該同意書の写しを保管し、当該写しを要求した本省の役員または職員に対して、合理的な時間であればいつでも閲覧に供しなければならない。

(3) 当該物品が、本章のパート 160 で公布された同一性の基準の対象となる卵製品であり、本項の(d)(1)または(2)で指定された条件下で、当該基準で必要とされる低温殺菌またはその他の処理を目的として出荷され、当該卵製品のそれぞれの容器に、「注意-この卵製品は低温殺菌またはその他の処理により生存サルモネラ微生物を滅殺していない」という目立つタグまたは表示が付いている。卵製品のサルモネラ菌破壊のために特別に設計された安全かつ適切な殺菌処理に加えて、本項前段の「その他の処理」という用語は、pH が 4.1 以上ではなく、酢酸として表される水相の酸性度が 1.4%以上である処理における酸性ドレッシングでの使用も、以下の条件に従って含めるものとします：

(i) 本項(d)(2)に規定する同意書には、事業者が、本項に規定する pH 及び酸度の仕様に従って酸性ドレッシングの加工に当該未殺菌卵製品を利用することに同意し、当該卵製品が当該酸性ドレッシングに組み込まれた後少なくとも 72 時間までは酸性ドレッシングを使用者に交付しないことに同意し、当該加工後 2 年間、検査用に適切な記録を保持することに同意することも記載すること。

(ii) 上記の注意書きに加え、当該卵製品の容器には、「Unpasteurized _____ for use in acidic dressing only」と記載し、空欄には卵または卵製品の該当名称を記入すること。

(e) 免除の有効期限に影響する条件：

(1) 本項(d)(1)又は(3)に基づく食品の出荷又はその他の配送の免除は、当該出荷又は配送又はその一部を当該施設から除去する行為の開始時に、当該出荷、配送又は一部を構成する食品が当該除去時に法の意味において混入又は不当表示されていれば、当初から無効である。

(2) 本項 (d) (2) 又は (3) に基づく食品の出荷又はその他の引渡しの免除は、本項 (d) (2) 又は (3) の定めるところにより、当該合意の写しを検査に供することを当該者が拒否した場合には、当該出荷又は引渡しを州際商業に導入した者について、当初から無効となるものとする。

(3) 本節(d)(2)又は(3)に基づく食品の出荷又はその他の引渡しの免除は、失効する：

(i) 当該出荷、引渡し又はその一部を構成する食品が、当該出荷、引渡し又はその一部を除去する際に、法の意味において不純物混入又は不当表示されている場合には、当該出荷、引渡し又はその一部を当該施設から除去する行為の開始時に、又は。

(ii) 当該食品が加工、表示又は再包装される施設の運営者が、同項の定めるところにより、契約の写しを検査のために利用することを拒否した場合。

(f) 本項で使用される「加工」という語には、適用される定義および同一性基準の要件に適合させるための熟成または硬化を目的として、35 °F 以上の温度で適切な倉庫にチーズを保管することが含まれるものとする。本項 (d) に規定される免除は、チーズが適用される次の項のいずれかに規定される方法で識別されることを条件として、取引の慣行に従って、熟成または硬化のために倉庫に出荷されるチーズに適用され、その場合、本項 (e) の規定も適用されるものとします：

具体的な規則

(1) 殺菌された乳から作られたか否かにかかわらず、定義および識別基準が熟成期間を必要とする品種のチーズの場合、当該チーズには、予備製造工程が完了し、かつ熟成が開始された日付を示す読みやすいマークが付けられ、各チーズには、その包装紙または直営容器に、「熟成の完了と適切な表示のための未熟成〇〇チーズ」と記載された着脱式のタグが付けられ、空欄には該当品種の名称が記入されていなければならない。スイスチーズの場合、予備製造工程が完了し、硬化が開始される日付は、スイスチーズの定義および識別基準に規定されているように、成形された凝乳を飽和塩溶液に浸漬して取り出した日であり、当該チーズには、「硬化して『スイスチーズ』として表示するが、目が形成されない場合は『製造用スイスチーズ』として表示する」と書かれた着脱式のタグを付けるものとする。

(2) 無殺菌乳から製造された場合、60日以上熟成させる必要があるチーズの品種の場合、各チーズには、予備製造工程が完了した日及び熟成が開始された日を示す読みやすいマークが付けられ、各チーズ又はその包装紙若しくは直営容器には、「無殺菌乳から製造した〇〇チーズ」と書かれた着脱式のタグが付けられなければならない。熟成の完了と適切な表示のために」と書かれた取り外し可能なタグを付け、空欄にはチーズの品種の該当する名称を記入する。

(3) 未殺菌乳を原料とするチェダーチーズ、ウォッシュドカードチーズ、コルビーチーズ、粒状チーズ、ブリックチーズの場合、当該チーズには、予備製造工程が完了した日及び硬化が開始された日を示す判読できるマークを付け、当該チーズ又はその包装材若しくは直営容器には、「未殺菌乳を原料とする〇〇チーズ」と書かれた取り外しできるタグを付けなければならない。熟成の完了と適切な表示付け、または製造用〇〇チーズとしての表示付け用」と書かれた取り外し可能なタグを付け、空欄にはチーズの品種の該当する名称を記入する。

(g) 特定の製造者の製品を識別するために使用される無害な標識の表示宣言は、企業秘密を明らかにすることにより不正競争につながる可能性がある。したがって、以下の条件を満たす場合に限り、このようなマーカに関する表示の免除を認める：

(1) マーカーの存在を表示で宣言することなく使用しようとする者が、提案する使用方法に関する完全な情報およびマーカに関する表示宣言がこの免除の対象となると考える理由を食品医薬品委員会に提出したこと。

(2) 適用除外を申請する者が、食品医薬品庁長官から、当該マーカが無害であるとの認定を受け、適用除外が許可されたこと。

(h) 最初に包装された場所以外の施設において小売販売される時点までに包装を解き、正しい重量を表示することを意図した不均一な重量の包装された魚の切り身は、導入時及び州際通商における移動時並びに計量及び表示前に販売のために保管されている間は、法第 403 条 (e) (2) の要件から免除される：

(1) ただし、以下のとおりとする。

(i) 外側の容器には、総正味重量を表示するラベルが貼付されていること。

(ii) 個々の包装には、「販売時又は販売前に計量される」という目立つ文言及び包装の重量を記載した正しい文言が記載されている；

(2) さらに、小売販売前に又は小売販売時点において、個々の包装の重量を測定し、正しい正味重量を記載した印を付けることが、小売施設の慣行であることを条件とする。包装紙の重量の記載は、「包装紙風袋引き (オンス)」などの用語を用いて、読みやすく理解しやすいように記載されなければならない。空欄には使用された包装紙の正しい平均重量が記入されている。

(3) 正確な正味重量を記載せずに小売販売中に包装された魚のフィレを引き渡す行為は、販売目的で保有されている間に製品の不当表示をもたらす行為とみなされるものとする。本項の規定は、外容器に必要な情報が記載されている場合に限り、施設取引に納入される包装された魚のフィレについて正味重量計算書を要求するものと解釈してはならない。

具体的な規則

(i) マスターカートン又は容器から開梱され、最初に梱包された場所以外の施設において小売販売される時点又はその前に計量されることを意図した、重量が一定でないバナナの包装クラスタ（消費者単位）は、導入時及び州際通商における移動時並びに計量前の販売のために保管されている間は、法第 403 条 (e) (2) の要件から除外されるものとする：

(1) ただし、以下のとおりとする。

(i) マスターカートンまたはコンテナには、総正味重量を宣言する表示が貼付されていること。

(ii) 個々の包装には、「販売時又は販売前に計量すること」と明記され、かつ、包装紙の重量を示す正しい記述（「包装紙風袋 __ ounce」などの用語を用い、空欄には使用した包装紙の正しい平均重量が記入される）がある；

(2) さらに、小売店では、小売販売前または小売販売時に個々の包装の重量を測定することが慣行となっていることを条件とする。

(3) 正確な正味重量を記載することなく、又は販売時に計量することなく、小売販売中に包装されたクラスタ（消費者ユニット）を引き渡す行為は、販売目的で保有する間に製品のブランドを誤認させる結果となる行為とみなされるものとする。本項の規定は、マスターコンテナ又はカートンに必要な情報が記載されている場合に限り、施設取引に納入されるクラスタ（消費者ユニット）に対して正味重量計算書を要求するものと解釈してはならない。

1.1.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等（栄養強調表示、健康強調表示、その他強調表示等含む）の表示については、複数の規制によって規定されている。具体的な規制は以下に示す通りである。

栄養表示等に関する一般原則を規定する Subpart A のうち、原則については本節で、それ以外は参考として別添 1 に整理した。

- ✓ Subpart A General Provisions 101.9~101.11、13、14
 - 101.9 Nutrition labeling of food（食品の栄養表示）
 - 101.10 Nutrition labeling of restaurant foods whose labels or labeling bear nutrient content claims or health claims（栄養強調表示もしくは健康強調表示されているレストランの食品の栄養成分表示）
 - 101.11 Nutrition labeling of standard menu items in covered establishments（対象施設における標準的なメニューアイテムの栄養成分表示）
 - 101.13 Nutrient content claims - general principles（栄養強調表示：一般原則）
 - 101.14 Health claims: general requirements（健康強調表示：一般原則）
- ✓ Subpart C Specific Nutrition Labeling Requirements and Guidelines 101.36 – 101.45（栄養成分の表示に関する特定の要件とガイドライン）
- ✓ Subpart D Specific Requirements for Nutrient Content Claims 101.54 – 101.69（栄養強調表示に関する特定の要件）
- ✓ Subpart E Specific Requirements for Health Claims 101.70 – 101.83（健康強調表示に関する特定の要件）
- ✓ Subpart F Specific Requirements for Descriptive Claims That Are Neither Nutrient Content Claims nor Health Claims 101.91 – 101.95（栄養強調表示、健康強調表示でない強調表示に関する特定の要件）
- ✓ Appendix C to Part 101 Nutrition Facts for Raw Fruits and Vegetables
- ✓ Appendix D to Part 101 Nutrition Facts for Cooked Fish

(1) 101.9 Nutrition labeling of food (食品の栄養表示)

具体的な規則

(a) 食品に関する栄養情報は、本節の(j)項で免除が定められている場合を除き、人間が消費することを目的とし、販売のために提供されるすべての製品について提供されなければならない。

(1) 食品が包装形態である場合、必要な栄養表示情報は、本節に規定された形式で表示されなければならない。

(2) 食品が包装されていない場合、必要な栄養表示情報は購入時に明確に表示されなければならない(例: カウンターカード、標識、製品に貼られたタグ、またはその他の適切な装置上に表示)。あるいは、必要な情報は、購入時に入手できる冊子、ルーズリーフバインダー、またはその他の適切なフォーマットに記載することも可能である。

(3) 「栄養情報については、〇〇までご連絡ください」という文言を食品の表示・広告に記載して栄養情報の提供を求めること、または、勧誘または未承諾の要求に対して直接書面で回答することにより、その情報を提供しても、要求に対する回答が本節の要件に適合していれば、本節(j)項に基づいて免除される食品の表示に対して本節の要件を課さない。

(4) 本節(c)(8)(iv)に規定する、製品が意図される年齢層の基準一日摂取量(RDI)の50%以上を一食で摂取できるようにビタミンまたはミネラルが食品に添加される場合、そのような添加が他の規制(例えば、以下の規制)で許可または要求されていない限り、ビタミンまたはミネラルは添加されない、ただし、そのような添加が他の規制(例えば、同一性基準または栄養品質ガイドライン)において許可または要求されているか、または委員会によって除外されている場合は、その食品は、本章第105.3条(a)(1)(iii)の意味において特別食用食品と見なされるものとする。

(b) 101.9(h)(3)に定める場合を除き、すべての栄養素および食品成分の量は、本節で定義するサービングとの関連で宣言するものとする。

(1) サービングまたはサービングサイズという用語は、4歳以上の者が食事の機会ごとに慣習的に消費する食品の量で、その食品に適した一般家庭用の尺度で表されるものをいう。食品が乳幼児用または幼児用に特別に配合または加工されている場合、1食分または1食分とは、それぞれ生後12ヶ月までの乳幼児または1歳から3歳までの子供が1回の食事で慣習的に消費する量を意味する。

(2) 本節の(b)(3)、(b)(4)、(b)(6)で規定されている場合を除き、また体重管理を目的とし、体重管理プログラムまたは体重維持プログラムを通じてのみ入手できる製品については、製品表示で宣言されたサービングサイズは、以下に示す手順を用いて、101.12条(b)で示されている「食事時ごとに通例消費する参考量***」(参考量)の中から決定すること。体重管理を目的とし、かつ体重管理プログラムを通じてのみ入手可能な製品については、製造者は、そのプログラムの食事計画に合致する分量を決定することができる。このような製品は、主要な表示パネルに「〇〇プログラムを通じてのみ販売」(空欄に適切な体重管理プログラムの名前、例えば Smith's Weight Control を記入)という文言を記載しなければならない。ただし、体重管理プログラムを通じてのみ販売される体重管理製品が栄養成分表示または健康強調表示に適合するかどうかを評価する目的で、101.12(b)項の参照量を使用するものとする。

(i) 個別単位の製品(例えば、マフィン、スライスされたパンなどのスライス製品、または多品目包装内の個別包装製品)、および主成分として表される成分が個別単位である、一緒に消費されるように包装され提示される2つ以上の食品からなる製品(例えば、パンケーキとシロップ)の場合、サービングサイズは以下のように宣言するものとする:

(A) 1単位の重量が基準量の50%以下の場合、サービングサイズは、その製品カテゴリーの基準量に最も近い全単位の数とする;

(B) 1単位の重量が基準量の50%以上67%未満の場合、製造者は、1単位または2単位をサービングサイズとして宣言することができる;

具体的な規則

(C) 1 単位の重量が基準量の 67%以上 200%未満の場合、1 単位をサービングサイズとしなければならない；

(D) 1 単位の重量が該当する基準量の 200%以上 300%以下の場合、サービングサイズは基準量に近似する量とする。製造者は、栄養成分表示において、1 食分の量および 1 日当たりの摂取量を記載した欄を設けることに加え、栄養成分表示において、個々の単位当たりの量および 1 日当たりの摂取量を記載した欄を設けなければならない。最初の欄は製品のサービングサイズに基づき、2 番目の欄は個々の単位に基づくものとする。本項の(b)(12)(i)(A)、(B)、(C)項の免除が本規定に適用される。

(E) マラスキーノチェリーのサービングサイズは、中サイズのチェリーの平均重量に等しいメートル法の括弧付きで、チェリー1 個として表現されるものとする。

(F) 自然に大きさが変化する製品（例：漬物、貝類、魚の丸焼き、魚の切り身）のサービングサイズは、その製品カテゴリーの基準量に最も近いオンス単位の量とすることができる。製造者は、オンス単位でのサービングサイズの表現について、本節(b)(5)(vi)の要件を遵守するものとする。

(G) 一緒に食べるために包装され提示された 2 つ以上の食品からなる製品で、主成分として表される成分が個別の単位である場合（例えば、パンケーキとシロップ）、サービングサイズは、主成分として表される個別の単位の数に加えて、101.12 条 (f) で決定される組み合わせ製品の基準量を作るために使用される比例した副成分を加えることができる。

(H) 個々の一人用容器を複数含む包装で、各容器に 101.9 条に定める栄養表示を含むすべての必要な情報が表示されている（すなわち、一人用容器として個別に販売するために適切に表示されている）場合、1 人分の量は 1 単位であるものとする。

(ii) 消費のために通常分割される大きな個別単位の製品（例：ケーキ、パイ、ピザ、メロン、キャベツ）、包装の内容物全体が消費のために通常分割される大きな個別単位の調理に使用される未調理製品（例：ケーキミックス、ピザキット）、一緒に消費されるように包装され提示される 2 つ以上の食品からなる製品で主材料として表される成分が、消費のために通常分割される大きな個別単位（例：...）の場合、ケーキにフロスティングの缶詰が同梱されているもの、1 食分のサイズは、すぐに食べられる製品の 1/2 スライス分とする（例：ケーキ 1/12 個、フロスティング 1/8 個）、1/12 ケーキ、1/8 パイ、1/4 ピザ、1/4 メロン、1/6 キャベツ）のうち、その製品カテゴリーの基準量に最も近いもので、101.12 条 (c) で定める未調理製品の基準量を作るために使用する包装の分量、または 101.12 条 (f) で定める結合製品の基準量を作るために使用する主成分と比例した副成分で表される大きな個別単位の分量を用いることができる。分数スライスを表現する場合、製造者は、1/2、1/3、1/4、1/5、1/6、またはさらに 2 または 3 で分割して生成できる小さい分数を使用するものとする。

(iii) 非分離型バルク製品（例：朝食用シリアル、小麦粉、砂糖、ドライミックス、濃縮物、ホットケーキミックス、マカロニ・チーズキット）、および主成分として表される成分がバルク製品である、一緒に消費されるよう包装され提示される 2 つ以上の食品からなる製品（例：、ピーナッツバターとゼリーなど）、サービングサイズは、製品カテゴリーの基準量に最も近い家庭用計量器の量とし、主成分として表されるバルク製品の量に、101.12 (f) で決定された組み合わせ製品の基準量を作るために使用される比例した副成分を加えたものとすることができる。

(3) 本節(b)(6)で定義される一人用容器に入った 101.13 条(l)及び(m)で定義される食事用製品及び主菜用製品の分量は、包装の内容物全体（可食部のみ）でなければならない。多収容容器に入った食事用製品および主菜用製品のサービングサイズは、製品が 101.12 条(b)に記載されている場合、その製品に適用される基準量に基づくものとする。101.12(b)に記載されていない多収容容器入りの食事用製品および主菜用製品のサービングサイズは、101.12(f)に従った基準量に基づくものとする。

具体的な規則

(4) 本節(b)(2)(i)で定義された数種類の1人前単位を含む包装や、各区画に異なる食品が入った2つ以上の区画を持つ製品などのバラエティパックは、各品種または食品について、各品種または食品に当てはまる101.12条(b)の基準量および本節(b)項(2)の基準量を人前単位に換算する手続きから得られた、1人前ごとの栄養情報を記載しなければならない。

(5) 表示の目的上、一般的な家庭用計量器または一般的な家庭用単位という用語は、カップ、大さじ、小さじ、ピース、スライス、端数(例:1/4ピザ)、オンス、液体オンス、その他食品の包装に用いられる一般的な家庭用品(例:瓶、トレー)を指す。家庭用メジャーでサービングサイズを表現する場合、本節の(b)(5)(iv)、(b)(5)(v)、(b)(5)(vi)、および(b)(5)(vii)の項に規定されているものを除き、以下の規則を使用しなければならない:

(i) カップ、大さじ、小さじは、飲料を除き、可能かつ適切な限り使用するものとする。飲料の場合、製造者はフルードオンスを使用することができる。カップは、1/4カップまたは1/3カップ単位で表現するものとする。大さじは、1、1/3、1/2、1/2、1/3、2、または3杯で表記すること。ティースプーンは、1/8、1/4、1/2、3/4、1、または2ティースプーンとして表現される。

(カップ、大さじ、小さじが適用できない場合は、ピース、スライス、トレイ、ジャー、端数などの単位を使用する。

(iii) 本節(b)(5)(i)及び(b)(5)(ii)が適用されない場合、オンスは、例えば、1オンス(28g/約1/2ピクルス)のように、ピースの寸法など適切な視覚的単位とともに使用できる。オンスの測定値は、基準量に最も近い0.5オンス刻みで表現するものとする。

(iv) 個々の容器または包装の説明は、1回分の容器および複数回分の容器(例:缶、箱、包装)内の個々に包装された製品に使用されるものとする。その他の個別単位の製品(例:ピース、スライス、クラッカー、バー)には、個別単位の説明を使用する。

(v) 包装の内容物全体が、通常消費のために分割される大きな個別単位の調製に使用される未調理製品(例:ケーキミックス、ピザキット)については、包装の端数または部分を使用することができる。

(vi) 本節(b)(5)(iii)に記載されているように、適切な視覚的単位を持つオンスは、本節(b)(2)(i)(F)に規定するように自然に大きさが変化する製品について使用することができる。

(vii) 101.9(h)(1)に規定されているように、一緒に消費されるように包装され提示された2つ以上の異なる成分または構成要素からなる製品(例えば、乾燥マカロニ・チーズミックス、別々の成分包装のケーキおよびマフィンミックス、パンケーキおよびシロップ)については、栄養情報を各成分または複合物として申告することができる。分量は、本節(b)(2)(i)、(b)(2)(ii)、(b)(2)(iii)の規定に従って提供してもよいし、代わりに、本節(b)(5)(iii)項に記載のようにオンスを用いて、適切な視覚的単位を使用して提供してよい(例:別々の成分として宣言:「3オンスドライマカロニ(84g/約2/3カップ)」および「1オンスドライチーズミックス(28g/約大さじ2杯)」;複合値として宣言されている:「4オンス(112g/約2/3カップのマカロニと大さじ2杯のドライチーズミックス)」)。

(viii) 栄養表示の目的上、ティースプーンは5ミリリットル(mL)、テーブルスプーンは15 mL、カップは240 mL、1 fl ozは30 mL、1 ozの重量は28 gを意味する。

(ix) 101.12(b)の基準量と本節の手順から決定されるサービングサイズが、例えば大さじ2.5のように2つのサービングサイズのちょうど中間に位置する場合、製造者はそのサービングサイズを次の増分に切り上げるものとする。

(6) 個々に包装され販売される製品で、適用される基準量の200%未満を含むものは、1食分の容器とみなされ、製品の全内容を1食分として表示する必要がある。適用される基準量の150%以上200%未満を含む個別包装および販売される製品については、栄養成分表示に1食分の量および1日当たりの摂取量を記載する欄を設けることに加え、容器ごと(すなわち1食分)の栄養情報を記

具体的な規則

載する欄の左側に、基準量に最も近い一般家庭用計量器ごとの量および1日当たりの摂取量を記載する欄を任意で追加して設けることもできる。

(7) 一人前に関する表示の記述は、本節(b)(2)から(b)(6)に規定されているように、一般家庭の尺度で表した一人前のサイズとし、一人前の容器を除いて、括弧内に同等のメートル量（液体はミリリットル、その他の食品はグラム）を付記するものとする。

(i) 一人用容器の場合、101.9(b)(9)に従って排水重量ベースで栄養情報が要求される場合を除き、主要表示パネルに正味重量表示の一部として表示される親展メートル量は不要である。ただし、1人前として販売できる製品について、製造者が自主的にメートル法を提供する場合、サービングサイズの宣言の一部として提供される数値は、内容物の正味量の記述の一部として提供されるメートル法の量の宣言と同一でなければならない。

(ii) 家庭用計量器に相当するグラム又はミリリットルの量は、5g (mL) 未満の量を除き、小数点以下を四捨五入すること。2g (mL) 以上 5g (mL) 未満のグラム (mL) 量は 0.5g (mL) 未満に丸められ、2g (mL) 未満のグラム (mL) 量は 0.1g (mL) 刻みで表されるべきである。

(iii) さらに、提供サイズは、オンス及びフルードオンスで宣言することができる。例えば、スライスしたパンの1スライス（28g/1オンス）のように、提供サイズの主要単位として他の一般家庭の尺度が使用されている場合、スラッシュで区切られたメートル法の後に括弧で示される。メートル法に相当するオンスの量は、0.1オンス単位で表すべきである。

(iv) 製造者が単位に略語を使用することを選択した場合、以下の略語を使用する：tbsp は大さじ、tsp は小さじ、g はグラム、mL はミリリットル、oz はオンス、fl oz はフルードオンス。

(v) 水または添加量に見合わない量の栄養素を含む他の成分の添加のみを必要とし、栄養素プロフィールに大きな変化がないように調理された製品については、サービングサイズの宣言の最後に完成品の量を括弧書きで宣言することができる（例：1/2カップ（120mL）濃縮スープ（1カップ調理済みとなっている））。

(vi) 異なる製造業者によって申告された家庭用計量器の分量表示の統一を促進するため、FDAは"家庭用計量器のグラム重量を決定するためのガイドライン"と題するガイダンス文書を提供している。このガイダンス文書は、Office of Nutritional Products, Labeling and Dietary Supplements (HFS-800), Center for Food Safety and Applied Nutrition, Food and Drug Administration, 5001 Campus Dr., College Park, MD 20740 から入手することができる。

(8) 1容器あたりのサービング数の決定は、本節に記載された手順に従って決定された製品のサービングサイズに基づくものとする。

(i) 1食分の数は、2食分から5食分までの数及びランダムウエイト製品を除き、小数点以下は四捨五入する。2人前から5人前の間の人数は、0.5人前に四捨五入すること。四捨五入は、約（例：約2人前、約3.5人前）という用語の使用で示す。

(ii) サービングサイズを固形分換算で表示する必要がある、単位サイズの自然なばらつきのためにサービング数が異なる場合（例：マラスキーノ・チェリー、ピクルス）、製造者は、容器1つあたりの典型的なサービング数（例：通常5サービング）を記載してもよい。

(iii) ランダムウエイト製品については、栄養情報が本節(b)(5)項に記載された階層に基づく適切な家庭用尺度で表された基準量に基づいている場合、製造者は容器あたりのサービング数について「バラエティー」と宣言することができる。ランダムウエイト製品とは、チーズなどの食品で、容器によって正味量が異なるような、大きさの異なるランダムウエイトとして販売されているものをいう。製造者は、「様々な」記述の後に括弧書きで典型的な1人前の数を提供することができる。

(iv) 個々の一人用容器を複数含む包装で、各一人用容器に101.9条に定める栄養表示を含むすべての必要な情報が表示されている（すなわち、一人用容器として個別に販売するために適切に表示されている）場合、1食分の数は、包装全体における個々の包装の数とする。

具体的な規則

(v) 複数の個別包装された多食用ユニットを含む包装の場合、1食分の数は、総包装内の個別多食用ユニットの数に各個別ユニットの食数を乗じて決定するものとする。

(9) 栄養成分および食品成分の含有量の申告は、101.42 項 (101.44 項参照) の対象となる生魚、本節(j)(11)に規定する魚肉または獣肉からなる単一成分の包装製品、および水、塩水、油で包装または缶詰されているがその液体包装媒体は通常消費されない食品 (例: 魚缶、マラスキノチェリー、果物漬け、野菜漬け) 以外の包装または購入時の食品に基づいているものとする。生魚の栄養成分および食品成分の含有量の申告は、101.45 条の規定に従うものとする。慣例的に消費されない液体で包装された食品の栄養成分および食品成分の含有量の申告は、排出された固形分に基づいて行う。

(10) 栄養成分および食品成分の情報を宣言するために、別の数値の欄を使用することができる:

(i) 包装または購入された食品の 100g または 100mL あたり、あるいは 1oz または 1 fl oz あたり;

(ii) バラバラの単位での製品のサービングサイズが 1 単位以上である場合、1 単位あたり。

(iii) マルチサービング容器に入ったポップコーンについては、ポップされたカップ 1 個あたり。

(11) 製品が、表示、広告において、101.12 条(b)の基準量の根拠となった用途と量が 2 倍以上異なる用途で宣伝されている場合 (例:、ただし、主に原料として使用される非分離型のバルク製品 (例: 小麦粉、甘味料、ショートニング、油)、または伝統的に多目的に使用される製品 (例: 卵、バター、マーガリン)、および多目的ベーキングミックスはこの要件から免除されている。

(12)

(i) 個々に包装され販売される製品で、適用される基準量の少なくとも 200%、最大 300% を含むものは、栄養成分表示内に、包装全体の定量および 1 日当たりの摂取量を記載した欄、および包装全体より少ない量 (すなわち、基準量から算出した摂取量) の定量および 1 日当たりの摂取量を記載した欄を追加して設けなければならない。最初の欄は製品のサービングサイズに基づき、2 番目の欄は包装の全内容に基づくものとする。

(A) 本条項(j)(13)(ii)(A)(1)の表形式を使用する要件を満たす製品、または本条項

(j)(13)(ii)(A)(2)の直線形式を使用する要件を満たす製品に対しては適用しない。

(B) この規定は、製品表示または広告において任意の栄養表示が提供されている、または製品について主張がなされている場合の生の果物、野菜、魚介類には適用されない。

(C) この規定は、さらなる調理を必要とし、本節 (e) 項に基づく栄養情報の追加欄を提供する製品、他の食品と組み合わせて一般的に消費され、本節 (e) 項に基づく栄養情報の追加欄を提供する製品、RDI が設定されている 2 以上のグループについて栄養情報の追加欄を提供する製品 (例、乳児と 4 歳未満の子供の両方)、ポップコーン製品でポップコーン 1 カップにつき 1 列の栄養情報を提供するもの、本節の段落 (b) (8) (iii) に基づく重量変化製品。

(ii) 本節の (b)(2)(i)(D) 項または (b)(12)(i) 項で要求される二重列を使用する製品の表示において、栄養成分表示または健康強調表示を行う場合、その表示の後に、その表示の根拠を示す声明を付さなければならない。ただし、表示の対象となる栄養素が、製品および容器全体または単位量の基準量に基づいて表示のための基準を満たす製品については声明を付ける必要はない。栄養成分の主張がなされる場合、声明は、101.12(g)に基づき要求されるように、主張が 1 食あたりの栄養素の量 (例えば、「1 食あたりのカルシウム源」または「X [挿入単位] __ 食あたり」) または基準量あたり (例えば、「[挿入基準量 (例えば、8 オンスあたり)] あたりのカルシウムの良い源」ということ) を指すことを表現しなければならない。健康強調表示を行う場合は、「A serving of __ ounces of this product conforms to such a diet」と記載すること。

(c) 食品の表示における栄養情報の宣言は、この段落に規定されているように、含有および量の宣言が任意である栄養素を除き、以下の栄養素のレベルに関する情報を含むものとする。本項で必須

具体的な規則

または任意とされた栄養素以外の栄養素または食品成分は、栄養表示内に含めることはできない。本項 (f) または (j) に定める場合を除き、栄養情報は、本項 (d) または (e) に定める様式で、指定された栄養名を用い、以下の順序で表示しなければならない。

(1) 「カロリー、総量」、「総カロリー」、または「カロリー」：「カロリー」：1 食あたりのカロリー含有量を、50 カロリーまでは 5 カロリー単位で、50 カロリーを超えると 10 カロリー単位で表示する。1 食あたりのエネルギー含有量はキロジュール単位で表すこともでき、カロリー含有量の記述のすぐ後に括弧書きで追加する。

(i) カロリー含有量は、以下の方法により算出することができる。特定食品因子または一般食品因子のいずれかが使用される場合、その因子は、1 食あたりの食品成分（例えば、脂肪、炭水化物、タンパク質、または特定食品因子を有する成分）の実際の量（すなわち、丸める前の量）に適用するものとする。

(A) USDA ハンドブック No.74（1973 年若干改訂）の表 13 に示される特定のアトウォーター係数（すなわち、アトウォーター法）を使用する、

(B) 『USDA ハンドブック No.74（若干改訂、1973 年）』9-11 頁に記載されている、タンパク質、総炭水化物、総脂肪についてそれぞれ 1g あたり 4、4、9 カロリーの一般因子を使用する；

(C) USDA ハンドブック No.74（若干改訂、1973 年）9-11 頁に記載されている、タンパク質、総炭水化物（難消化性炭水化物及び糖アルコールの量を除く）及び総脂肪についてそれぞれ 1g あたり 4、4 及び 9 カロリーの一般的係数を使用する。可溶性難消化性炭水化物については、1g あたり 2 カロリーの一般的な係数を使用するものとする。本節(c)(1)(i)(F)に規定される糖アルコールのカロリー値に関する一般的な係数を使用するものとする；

(D) 食品医薬品局（FDA）により承認され、本章の第 172 部または第 184 部に規定されている特定の食品または原材料の特定の食品因子のデータを使用するか、または適宜、他の手段を使用する；

(E) USDA ハンドブック No.74（1973 年若干改訂）10 頁に記載されているように、不完全消化性を補正するためにタンパク質 1g あたり 1.25 カロリーを差し引いた爆弾熱量測定データを使用すること；または

(F) 糖アルコールのカロリーについて、以下の一般的な係数を用いる：イソマルト-1g あたり 2.0 カロリー、ラクチトール-1g あたり 2.0 カロリー、キシリトール-1g あたり 2.4 カロリー、マルチトール-1g あたり 2.1 カロリー、ソルビトール-1g あたり 2.6 カロリー、水素化デンプン水解物-1g あたり 3.0 カロリー、マンニトール-1g あたり、及びエリトリトール-1g あたり 0 カロリー。

(ii) 「飽和脂肪のカロリー」または「飽和からのカロリー」（VOLUNTARY）：1 食あたりの本項 (c)(2)(i) に定義される飽和脂肪由来のカロリーを、50 カロリーまでは 5 カロリー単位、50 カロリー以上は 10 カロリー単位で任意に表示することができるが、5 カロリー未満はゼロとして表示することができる。この記載は、本節(d)(5)に規定されるとおり、カロリーの記載の下にインデントされるものとする。

(2) 「脂肪、総量」または「総脂肪」：脂肪酸とは、アルキル基の鎖からなる脂肪族カルボン酸であり、末端のカルボキシル基が特徴である場合、総脂質脂肪酸として定義され、トリグリセリドとして表される 1 食分の総脂質のグラム数に関する記述。量は、5g 未満は 0.5 (1/2) g 刻みで、5g 以上は 1g 刻みで表現する。1 食分の含有量が 0.5 グラム未満の場合、含有量はゼロと表現する。

(i) 「飽和脂肪」、または「飽和」：ただし、1 食あたりの総脂肪量が 0.5g 未満の製品で、脂肪、脂肪酸、コレステロールの含有量について主張せず、「飽和脂肪によるカロリー」を表示しない場合は、飽和脂肪含有量情報の表示は必要ない。本節(f)に規定されている場合を除き、飽和脂肪含有量の記載が要求されず、その結果、宣言されない場合は、「重要な飽和脂肪源ではない」という記述を栄養価表の一番下に記載するものとする。飽和脂肪含量は字下げし、1 食あたりのグラム数

具体的な規則

を5グラム未満は0.5グラム(1/2)刻みで、5グラム以上は1グラム刻みで表示するものとする。1食分の含有量が0.5グラム未満の場合、含有量はゼロと表現する。

(ii) 「トランス脂肪」または「トランス」：ただし、1食あたりの総脂肪量が0.5g未満の製品で、脂肪、脂肪酸、コレステロールの含有量について主張しない場合は、トランス脂肪の含有量に関する表示は不要であることを明記する。トランス」の語は、ラテン語由来であることを示すため、イタリック体で表記することができる。トランス脂肪の含有量は、字下げし、1食あたりのグラム数として、5グラム未満は0.5(1/2)グラム単位で、5グラム以上は1グラム単位で表示しなければならない。1食分の含有量が0.5グラム未満の場合は、申告の際、含有量をゼロと表現すること。本節(f)に規定されている場合を除き、トランス脂肪の含有量の記載が要求されず、その結果、申告されない場合は、「トランス脂肪の重要な供給源ではない」という記述を栄養価表の一番下に記載するものとする。

(iii) 「多価不飽和脂肪」または「多価不飽和」(voluntary)：ただし、一価不飽和脂肪を表示する場合、または「無脂肪」の表示について101.62条(b)(1)の基準を満たす食品以外の表示で脂肪酸やコレステロールに関する主張を行う場合は、多価不飽和脂肪の表示が必要である。多価不飽和脂肪の含有量は、字下げし、1食あたりのグラム数を、5グラム未満は0.5(1/2)グラム単位で、5グラム以上は1グラム単位で表示しなければならない。1食あたりの含有量が0.5グラム未満の場合は、含有量をゼロとする。

(iv) 「一価不飽和脂肪」または「一価不飽和」(voluntary)：ただし、多価不飽和脂肪を表示する場合、または「無脂肪」の表示について101.62条(b)(1)の基準を満たす食品以外の表示で脂肪酸やコレステロールに関する主張をする場合は、一価不飽和脂肪の表示が必要である。一価不飽和脂肪の含有量は、字下げし、1食あたりのグラム数を、5グラム未満は0.5(1/2)グラム単位で、5グラム以上は1グラム単位で表示しなければならない。1食分の含有量が0.5グラム未満の場合は、含有量をゼロとして表現すること。

(3) 「コレステロール」：ただし、1食あたりのコレステロール含有量が2ミリグラム未満で、脂肪、脂肪酸、コレステロールの含有量について主張しない製品については、コレステロール情報の表示は不要であり、そのような製品はコレステロール含有量をゼロと表示することができる。本節(f)に定める場合を除き、コレステロール含有量が要求されず、その結果、宣言されない場合は、栄養価表の下部に「重要なコレステロール源ではない」という文言を同じ活字サイズで記載するものとする。食品が1食あたり2~5ミリグラムのコレステロールを含む場合、その含有量を"5ミリグラム未満"と記載することができる。

(4) 「ナトリウム」：食品一皿に含まれるナトリウムのミリグラム数で、ナトリウムの含有量が5ミリグラム未満の場合はゼロ、5~140ミリグラムの場合は5ミリグラム単位、140ミリグラムを超える場合は10ミリグラム単位で表示されるもの。

(5) 「フッ化物」(任意)：ただし、フッ化物含有量について主張する場合は、表示による宣言を義務付けるものとする。フッ化物含有量は、一食分のフッ化物含有量が0.1ミリグラム未満の場合はゼロ、0.8ミリグラム以下の場合は0.1ミリグラム単位、0.8ミリグラムを超える場合は0.2ミリグラム単位で表示しなければならない。101.13(q)(8)で許可されているように、添加されたフッ化物に関する記述があるボトルウォーターは、本節(f)項の簡易フォーマットの要件に準拠した栄養表示を貼らなければならない。

(6) 「炭水化物、総量」または「炭水化物総量」(Carbohydrate, total)：ただし、1食分の炭水化物の含有量が1g未満の場合は、「1g未満を含む」または「1g未満」という表現で代替することができ、0.5g未満の場合はゼロとして表現することができる。総炭水化物量は、食品の総重量から粗タンパク質、総脂肪、水分、灰分の合計を差し引くことで算出するものとする。この計算方法は、A. L. Merrill and B. K. Watt, "Energy Value of Foods - Basis and Derivation," USDA

具体的な規則

Handbook 74 (slightly revised 1973) pp. 5 U.S.C. 552(a) and 1 CFR part 51 に従って参照により組み込まれる（この参照による組み込みが可能かは、本節のパラグラフ (c)(1)(i)(A) に示されている）。

(i) 「食物繊維」：ただし、1食分の食物繊維の含有量が1g未満の場合は、食物繊維の申告は不要であり、代わりに「1g未満を含む」または「1g未満」の記載を用いることができ、0.5g未満の場合は、含有量をゼロとして表現することができる。食物繊維とは、植物に内在しそのままの状態 で存在する難消化性の水溶性・不溶性炭水化物（単量体単位が3つ以上）、およびリグニン、人間の健康に有益な生理作用を有するとFDAが判断した単離または合成難消化性炭水化物（単量体単位が3つ以上）である。本節(f)に定める場合を除き、食物繊維の含有量が要求されず、その結果 宣言されない場合は、「食物繊維の重要な供給源ではない」という記述を栄養価の表の下部に同じ 活字サイズで記載するものとする。以下の単離または合成の難消化性炭水化物は、人間の健康に有 益な生理作用を有するとFDAが判断したため、食物繊維の量の計算に含めるものとする：[β]-グ ルカン水溶性食物繊維（101条に記載されている。81(c)(2)(ii)(A)）、サイリウムハスク

（101.81(c)(2)(ii)(B)（1）に記載）、セルロース、グアーガム、ペクチン、ローカストビーンガ ム、ヒドロキシプロピルメチルセルロースのことである。製造者は、食物繊維と、食物繊維の定義 を満たさない添加物である難消化性炭水化物の混合物が食品中に存在する場合、食品の表示にお ける食物繊維の申告量を検証するために、本項（g）（10）および（11）に従い記録を作成し保管す ること。

(A) 「水溶性食物繊維」(voluntary)：ただし、水溶性食物繊維について表示で主張する場合は、 表示の宣言が必要であることを明記する。水溶性食物繊維は、本項（c）（6）（i）の食物繊維の定 義に合致していなければならない。製造者は、水溶性食物繊維と食物繊維の定義を満たさない添加 された難消化性炭水化物（複数可）の混合物が食品中に存在する場合、食品の表示における水溶性 食物繊維の宣言量を検証するために、本項（g）（10）および（11）に従い記録を作成し保管しな なければならない。ただし、1食分の食物繊維が1g未満の場合は、「1g未満を含む」または「1g未 満」という記述を代替として使用することができ、1食分の食物繊維が0.5g未満の場合は、含有 量をゼロとして表現することができる。"食物繊維の下に字下げして、1g単位で表示すること。

(B) 「不溶性食物繊維」(任意)：ただし、不溶性食物繊維について表示で主張する場合は、表示 の宣言が必要であることを明記する。不溶性食物繊維は、本項（c）（6）（i）の食物繊維の定義に 合致していなければならない。製造者は、食物繊維の定義を満たさない不溶性食物繊維と添加され た難消化性炭水化物（複数可）の混合物が食品中に存在する場合、表示における不溶性食物繊維の 宣言量を検証するために、本項（g）（10）および（11）に従い記録を作成し保管しなければならない。ただし、1食分の食物繊維が1g未満の場合は、「1g未満を含む」または「1g未満」という 表記で代替することができ、0.5g未満の場合はゼロと表記することができる。

(ii) 「総糖類」：ただし、甘味料、糖類、糖アルコールの含有量について主張しない場合、1食あ たり糖類含有量が1g未満の製品については、糖類含有量の表示は必要ない。本節(f)に規定され る場合を除き、総糖類の含有量の表示が要求されず、その結果、宣言されない場合、「総糖類の重 要な供給源ではない」という記述を、同じ活字サイズで栄養価の表の下部に配置しなければならない。総糖類は、すべての遊離単糖類および二糖類（グルコース、フルクトース、ラク トース、スクロースなど）の合計として定義されるものとする。ただし、1食分が1グラム未満の場合は、「1 グラム未満を含む」または「1グラム未満」という表現で代替することができ、1食分が0.5グラ ム未満の場合は、含有量をゼロとして表現することができる。

(iii) 「添加糖分」：ただし、甘味料、糖類、加糖、糖アルコールの含有量について主張しない場 合、1食あたりの加糖量が1g未満の製品については、加糖量の表示は不要であることを明記す る。本節(f)に規定される場合を除き、添加糖含量の表示が要求されず、その結果、宣言されない

具体的な規則

場合は、栄養価表の下部に「重要な添加糖源ではない」という文言を同じ活字サイズで記載するものとする。

(iii) 添加糖は、食品の加工中に添加されるか、またはそのように包装され、糖類（遊離糖、単糖、二糖）、シロップや蜂蜜からの糖類、濃縮果汁または野菜汁からの糖類を含み、同種の100%果汁または野菜汁から予想される量より多い。ただし、消費者に販売する100%ジュースから濃縮した果汁や野菜汁、101条(g)に基づく全果汁比率表示用の濃縮果汁または野菜汁は、そのように表示することはない。30、本章第102.33条(g)(2)に基づくブリックス標準化、本章第150.140条及び第150.160条に定める同一性基準に従ってゼリー、ジャム、プレザーブの果物成分、又はフルーツブレッドの果物成分の調合に用いられる濃縮果汁は、糖類として表示されない。添加糖の含有量は、総糖類の下にインデントされ、「含む」という言葉の後に量（グラム単位）の「添加糖」("Includes `X' g Added Sugars")が表示されるものとする。ただし、1食分の含有量が1グラム未満の場合は、「1グラム未満を含む」または「1グラム未満」という表現を代用することができ、0.5グラム未満の場合は、含有量をゼロとして表現することができるものとする。天然由来の糖と添加糖の混合物が食品中に存在する場合、および添加糖を単独または天然由来の糖と組み合わせる特定の食品で、添加糖が発酵および/または非酵素的褐変を受ける場合、製造者は、食品の表示における添加糖の申告量を検証するために、本項(g)(10)および(11)に従って記録を作成し保管すること。

(iv) 「糖アルコール」(voluntary)：ただし、食品に糖アルコールが含まれる場合に、糖アルコール、総糖類、添加糖類について表示で主張する場合は、糖アルコールの含有量を表示しなければならない。栄養表示の目的上、糖アルコールは、水酸基がケトン基またはアルデヒド基に置き換わったサッカリド誘導体の合計と定義され、食品での使用がFDAによってリストアップされているか（例：マンニトールまたはキシリトール）、一般に安全と認識されている（例：ソルビトール）ものをいう。糖アルコール」という用語の代わりに、食品に含まれる特定の糖アルコールの名称（例：「キシリトール」）を栄養表示で使用することができるが、食品に含まれる糖アルコールは1種類のみである。ただし、1食分の糖アルコールの含有量が1g未満の場合は、「1g未満を含む」または「1g未満」という記述を代替とすることができ、1食分の糖アルコールの含有量が0.5g未満の場合は、含有量をゼロとして表現することができる。

(7) 「タンパク質」：ただし、1食分のタンパク質含有量が1g未満の場合は、「1g未満を含む」または「1g未満」という表現で代替することができ、0.5g未満の場合は、含有量をゼロとして表現することができる。

(7) 成人及び4歳以上の小児用と表示されている食品のタンパク質が、タンパク質消化率補正アミノ酸スコアがパーセント表示で20未満であるタンパク質品質値を有する場合、又は1歳以上4歳未満の小児用と表示されている食品のタンパク質が、タンパク質消化率補正アミノ酸スコアがパーセント表示で40未満であるタンパク質品質値を有する場合は、重量によるタンパク質含有量の宣言に隣接して以下のいずれかを配置すること：重要なタンパク源ではない」という記述、または「一日当たりの摂取量」の欄の下に、本節(c)(7)(ii)項で決定された一食当たりの補正されたタンパク質の量を、タンパク質に関する一日摂取基準値(DRV)または一日摂取基準量(RDI)

(適宜)に対する割合として計算し一日摂取基準の割合として表示したものを並べて表示する。タンパク質効率比(PER)により測定される食品中のタンパク質の質が、12ヶ月までの乳幼児に特化した食品として表現または宣伝される食品の基準規格(カゼイン)の40%未満である場合、タンパク質含有量の宣言に隣接して「重要なタンパク質源ではない」という文言を配置する。ただし、本項(c)(7)に記載されたAOACの公式手順が6.25以外の特定の係数を要求する場合は、その特定の係数を使用するものとする。

具体的な規則

(i) 本節(c)(7)(ii)で決定された1食あたりの補正されたタンパク質量を、タンパク質に関するRDIまたはDRV(適宜)の割合として計算し、Percent of Daily Valueとして表したものを表示に記載してもよい。ただし、製品に関してタンパク質の主張がなされている場合、または製品が特に12ヶ月までの乳児または1歳から3歳の子供向けと表現または称されている場合は、このように表示しなければならない。このような宣言を行う場合、表示の「1日当たりの摂取量」の欄の下に、タンパク質グラム数の記載に隣接して並べて記載し、小数点以下はパーセントで表示しなければならない。ただし、食品が特に12ヶ月までの乳児のためのものであると表現されているか、またはそのように称しており、タンパク質の品質値が参照基準の40%未満である場合は、タンパク質のRDIに対する割合は宣言してはならない。

(ii) 成人および1歳以上の小児を対象として表現または販売される食品の「1食あたりの補正されたタンパク質量(グラム)」は、1食あたりの実際のタンパク質量(グラム)に、タンパク質消化率について補正したアミノ酸スコアを乗じたものとする。補正後のスコアが1.00を超える場合は、1.00とする。ただし、本節(c)(7)項に記載されたAOACの公式手順が6.25以外の特定の係数を要求する場合は、その特定の係数を使用しなければならない。特に12ヶ月までの乳児のために作られた食品については、1食あたりの補正されたタンパク質量(グラム)は、1食あたりの実際のタンパク質量(グラム)に相対的タンパク質品質値を乗じたものとする。相対的なタンパク質品質値は、対象食品のタンパク質PER値をカゼインのPER値で割ることによって決定されるものとする。相対的なタンパク質の値が1.00を超える場合は、1.00としなければならない。

(iii) DRVまたはRDIをパーセント表示する場合、タンパク質50グラムの値を成人および4歳以上の子供のDRVとし、タンパク質11グラムの値を12ヶ月までの乳児のRDIとし、13グラムの値を1歳から3歳までの子供のDRVとし、タンパク質71グラムの値を妊婦と授乳婦のRDIとする。

(8) 「ビタミン及びミネラル」： ビタミン及びミネラルの1食あたりの量の記載に関連する要件は、本項(c)(8)に記載されている。

(i) 本節(d)、(e)及び(f)に規定される一日摂取量の割合の表示において、乳児から12ヶ月、1歳から3歳、妊婦及び授乳婦を対象とした食品は、対象グループに対して指定されているRDIを使用すること。生後12ヶ月までの乳児と1歳から3歳までの小児の両方を対象とした食品については、生後12ヶ月までの乳児と1歳から3歳までの小児のRDI値に基づいて、本節(e)項に従って、1日の価値の割合を別々の宣言で表示しなければならない。このような二重の宣言が表示に使用される場合、すべての表示に記載され、すべての表示において両方の値が等しく強調されるものとする。妊婦および授乳婦のRDI値に基づく1日あたりの摂取量の割合は、特に妊婦および授乳婦向けと表示される食品に表示するものとする。その他の食品はすべて、成人および4歳以上の小児のRDIを使用する。

(ii) ビタミンおよびミネラルの重量による定量およびRDIに対するパーセンテージの表示には、本節(j)(13)項に記載された表示については、これらのビタミンおよびミネラルの重量による定量は要求されないが、12ヶ月までの乳児、1歳から3歳までの小児、妊婦、授乳婦、4歳以上の成人および小児については、ビタミンD、カルシウム、鉄、カリウムの順に含まれるものとする。葉酸の申告は、栄養補助食品として添加される場合、またはその栄養素に関する主張がなされる場合、重量による定量として記載されなければならない。食品中のビタミンおよびミネラルの申告は、重量による定量およびRDIに対するパーセンテージとして、本項(c)(8)(iv)に記載されているその他のビタミンおよびミネラルのいずれかを含めることができる。ビタミンおよびミネラルの宣言には、本節(c)項(8)(iv)に記載されるその他のビタミンおよびミネラルを、栄養補助食品として添加する場合、またはそれらについて主張する場合、1食あたりの量をRDIのパーセンテージとして算出し、1日当たりの価値のパーセンテージで表したものを記述するものとするが、重量による

具体的な規則

定量および 1 日当たりの価値のパーセンテージとして別途記載する場合を除く。その他のビタミンやミネラルについては、表示・広告にその栄養素や成分について別段の記載がなく、ビタミンやミネラルがそのようなものである場合は、表示する必要はない：

(A) 標準化された食品（例えば、強化小麦粉中のチアミン、リボフラビン、ナイアシン）に要求または許可され、その標準化された食品が他の食品の成分（すなわち、構成要素）として含まれる場合。

(B) 技術的な目的のためにのみ食品に含まれ、成分表示においてのみ宣言される。また、本項の (c)(8)(iv) 項に記載されているその他のビタミンおよびミネラルが食品中に天然に存在する場合は、その宣言に含めることができる。追加のビタミン及びミネラルは、本節(c)(8)(iv)項で定められた順序で記載されるものとする。

(iii) ビタミンおよびミネラルのパーセンテージは、10%レベルまでは2%刻みで、10%を超えて50%レベルまでは5%刻みで、50%レベル以上は10%刻みで表示するものとする。RDIの2%未満で存在するビタミンおよびミネラルの定量および割合は、栄養表示で宣言する必要はないが、ゼロまたは表の下部に配置された別のアスタリスク（または記号）を参照するアスタリスク（または他の記号）の使用によって宣言することができ、その後 "Contains less than the Daily Value of this (these) nutrient (nutrients)" または "Contains <2 percent of the Daily Value of this (these) nutrient (nutrients)" という記述が続く。あるいは、本節の (f) 項に規定されている場合を除き、ビタミン D、カルシウム、鉄、またはカリウムが RDI の 2% 未満の量で存在する場合、栄養価表の下部に「-（省略したビタミンまたはミネラルを列挙）の重要な供給源ではない」という記述があれば、当該栄養素の表示は不要である。どちらの記述も、字下げされている栄養素と同じ活字サイズでなければならない。ただし、小数点以下のゼロは削除してもよく、また、表示された小数点以下の桁数が低い量を表すのに十分でない場合は、追加の有意水準を使用してもよい（例えば、亜鉛の RDI は全ミリグラムで示されているが、定量量は 10 分の 1 ミリグラムで宣言してもよい）。

(iv) ヒトの栄養に不可欠な以下のビタミンおよびミネラルについて、以下の RDI、命名法、および測定単位が定められている：

(v) 栄養成分名または食事成分名の直後の括弧内に、以下の同義語を付加することができる：

カロリー - エネルギー

ビタミン C - アスコルビン酸

チアミン - ビタミン B1

リボフラビン - ビタミン B2

(vi) β -カロチンとして存在するビタミン A の割合の記載は、任意に申告することができる。ビタミンとミネラルが一緒に記載されている場合は、ビタミン A に関する情報の下にインデントして記載する。ビタミンとミネラルが横に並んでいる場合は、ビタミン A の宣言と食品中のビタミン A の DV パーセントの後に括弧書きでパーセントを記載する（例：「Percent Daily Value： ビタミン A 50（ β -カロテンとして 90%）」）。宣言された場合、パーセントは本節(c)(8)(iii)でビタミンとミネラルについて規定されているのと同じ増分で表現されるものとする。

(vii) 通常の食品又は栄養補助食品の表示において葉酸の量を宣言する場合、葉酸（天然葉酸、及び/又は栄養補助食品の成分としての合成葉酸、例えば L-5-MTHF のカルシウム塩）、葉酸、又は葉酸と葉酸の混合物を含む製品については、栄養名「葉酸」を記載する。栄養素の合形成態である「葉酸」を添加する場合、または栄養素について主張する場合は、この宣言の後に、葉酸の量とともに括弧内に記載しなければならない。宣言は、葉酸を mcg DFE（従来の食品または栄養補助食品における重量による定量として表現する場合）および葉酸に基づくパーセント DV を mcg DFE としなければならない。従来の食品については、葉酸および葉酸に基づくパーセント DV を mcg

具体的な規則

DFE と表現してもよい。宣言する場合、葉酸は、栄養情報の自主的な宣言を示す表示において、本節 (d) (12) 項に示すように、葉酸の mcg を括弧書きで表示しなければならない。

(9) 以下の食品成分について、DRV、呼称、測定単位を設定する：

(d)

(1) 本節(c)項に規定する栄養情報は、本節(d)(11)項に規定する表形式の表示が許可されている食品で、本節(e)項に規定する栄養情報の二列が宣言されているものを除き、本節(d)(12)に示すとおり、食品に以下のフォーマットで表示するものとする、本節(f)項に規定する簡易書式の使用が義務付けられている食品、本節(j)(5)項に規定する生後 12 ヶ月までの乳児および 1 歳から 3 歳までの小児用食品、および本節(j)(13)に規定する小型または中型包装の食品に使用する。表示の統一性の観点から、FDA はパート 101 の付録 B に規定されたグラフィック仕様を使用して栄養情報を表示することを強く推奨している。

(i) 栄養情報は、ヘアライン（細い線）を使用してボックスで区切られ、白またはその他のニュートラルなコントラストを持つ背景に印刷された、黒一色または一色の活字でなければならない。

(ii) 栄養表示内のすべての情報は、以下のものを利用すること：

(A) 本節の(c)(2)(ii)に規定されている場合を除き、読みやすい単一の書体であること、

(B) 大文字と小文字を使用すること、

(C) 少なくとも 1 ポイントのリード（すなわち、2 行のテキスト間のスペース）。ただし、(d)(12)に示すように、本節(d)(7)及び(d)(8)の項に要求される情報には、少なくとも 4 ポイントのリードが利用されなければならない、且つ

(D) 文字は決して触れてはならない。

(iii) 本項(d)(7)及び(8)で要求される情報は、8 ポイント以上の大きさの活字を使用すること。本項(d)(5)の「カロリー」宣言に必要な情報は、太字または極太で強調表示し、(d)(11)に示す表形式表示に必要なこの情報のタイプサイズを除き、16 ポイント以下のタイプサイズとすること、

(e)(6)(ii)及び(j)(13)(ii)(A)(1)の表形式表示並びに(j)(13)(ii)(A)(2)の小型包装用直線表示で求められる本情報の文字サイズは 10 ポイント以上とする。ただし、本項(j)(13)(ii)(A)(1)に示す小型包装物の表形式表示及び本項(j)(13)(ii)(A)(2)に示す小型包装物の線形表示のためのこの情報の文字サイズは 14 ポイントより小さくしない。本節(d)(4)、(6)及び(9)項において要求される情報は、6 ポイントより小さいサイズの活字で記載されなければならない。提供される場合、本項(d)(10)に記載される情報は、6 ポイント以上の大きさの活字で記載されるものとする。

(iv) 本節(d)(2)、(d)(3)(ii)、(d)(4)、(d)(6)で要求される見出し（すなわち、「栄養成分」、「1 食分」、「1 食あたりの量」、「1 日あたりの価値*」）、本節(c)の要件に従ってインデントを行わないすべての栄養素の名称（すなわち、「カロリー」、「総脂肪」、「コレステロール」、「ナトリウム」、「総炭水化物」及び「タンパク質」）、並びに本項 (d) (7) (ii) により要求されるパーセント量は、他の情報と顕著に区別される太字又は極太字又は他のハイライト（ハイライトの一形態として逆刷りは認められない）によりハイライトされなければならない。他の情報は、強調表示されないものとする。

(v) 本節(d)(3)(i)項で要求される容器 1 個あたりの分量表示から「栄養成分」を分離し、本節(d)(12)項および Part 101 の付録 B に示されるように、本節(7)項 (i) および (ii) 項で要求される各栄養成分とその対応 1 日の価値の割合から上下の栄養成分と 1 日の価値の割合に分離するには、行間を中心にしたヘアライン（細い線）規則が必要。

(2) 情報は、「栄養成分」という識別見出しの下に表示されるものとし、その活字サイズは、本節(d)(5)で要求される「カロリー」の数値情報を除く栄養表示の他のすべての活字サイズよりも小さくないサイズで設定されなければならない、また、本節 (d) (11) 項、(d) (13) (ii) 項、(e) (6) (ii) 項、(j) (13) (ii) (A) (1) 項、(j) (13) (ii) (A) (2) 項に定める形式に従って表示

具体的な規則

される表示を除き、実用的でない限り、本節(d)(12)項に示すように本節の第(d)(7)項に定める情報の全幅を設定していなければならない。

(3) 本節(d)(12)に示されるように、容器あたりの食数およびサービングサイズに関する情報は、見出しの直後に記載される。当該情報には、以下のものが含まれるものとする：

(i) 「1 容器あたり〇〇食分」：ただし、本節(b)(6)に定義される一人用容器、またはその他の食品容器で、この情報が内容物の正味量の宣言に記載されている場合は、この記述は必要ない。ただし、本項(j)(13)(ii)(A)(1)に示す小型包装物の表形式表示および本項(j)(13)(ii)(A)(2)に示す小型包装物の線形表示の場合は9ポイントより小さくしてはならない。本節(j)(13)(ii)(A)(2)に示す小型包装の線形表示では、1 容器あたりのサービング数の宣言の後に、実際のサービング数を記載することができる。

(ii) 「サービングサイズ」：本節(b)(7)項に規定されるサービングサイズの記述で、「1 容器あたり〇〇食」の宣言の直後に記載されるもの。ただし、本項(d)(11)及び(e)(6)(ii)に示される表形式表示の情報は、9ポイント以下とすること、本節第(j)(13)項(ii)(A)(1)に示す小型包装物の表形式表示、および本節第(j)(13)項(ii)(A)(2)に示す小型包装物の線形表示。十分なスペースがある場合、サービングサイズの量は右寄せにしなければならない。「サービングサイズ」の宣言が割り当てられたスペースに収まらない場合、8ポイント以下の活字サイズをあらゆるサイズの包装に使用することができる。

(4) 「1 食あたりの量」の小見出しは、本節(d)(12)に示すように、バーによって1食分の情報とは別にする。ただし、本節(e)(5), (e)(6)(i), (e)(6)(ii)に示す2列形式の場合は、この情報を必要としない。

(5) カロリーに関する情報は、「1 食あたりの量」の小見出しの直後に記載し、1行で宣言しなければならない。飽和脂肪によるカロリーを宣言する場合は、「カロリー」の下に字下げし、8ポイント以下の活字サイズとする。

(6) 「1 日当たりの摂取量」の欄にアスタリスク（例：「1 日当たりの摂取量*」）を付し、本節(d)(12)に示すように、カロリーに関する情報とはバーで区切らなければならない。この欄の見出しの位置は、本節(d)(7)項に記載されている栄養素の名称と量のリストを、この欄の見出しの左側と下側に配置することができるものとする。1日当たりの摂取量、「1 日当たりの摂取量」、「1 日当たりの摂取量」は、「1 日当たりの摂取量」に置き換えることができる。

(7) 本節(j)(13)(ii)(A)(2)に定める場合を除き、栄養表示で宣言されるべき本節(c)項に掲げる必須栄養素および任意栄養素の両方の栄養情報は、従来食品の葉酸および任意に宣言したビタミンおよびミネラルがRDIに対するパーセントとして計算した1食分の量の記述として表され1日の価値の割合として表示する場合を除き、次のように宣言するものとする：

(i) 本節(c)項に規定される各栄養素の名称を列記し、その直後に、本節(d)(12)項に示すように、グラムの場合は「g」、ミリグラムの場合は「mg」、マイクログラムの場合は「mcg」を付したその栄養素の重量による定量を記載すること。"未満"の代わりに"<"という記号を使用することができる。

(ii) 本節(c)(7)(iii)および(c)(9)で定められたDRVのパーセントの一覧は、本節(d)(6)で定められた「1日当たりの価値」の見出しに沿った列で、本節の本項(d)(7)の(i)の列で宣言されてDRVが確立されている栄養素ごとに、小数点以下のパーセントで表示しなければならない。本節の本項(c)の(7)で定められたように、たんぱく質についてのパーセントは省いてもよいことを除く。パーセントは、各栄養素の表示に記載された量または各栄養素の実際の量（すなわち四捨五入前）を、その栄養素のDRVで割ることにより算出されるものとする。数値の後には、パーセントを表す記号（すなわち、%）を付さなければならない。

具体的な規則

(8) ビタミン及びミネラル（ナトリウムを除く）の栄養素情報は、他の栄養素の情報とバーで区切り、本項(d)(12)のように縦に並べるか（例：ビタミン D 2 mcg 10%、カルシウム 260 mg 20%、鉄 8 mg 45%、カリウム 235 mg 6%）、横に並べてもよい。横書きで 2 列に記載する場合は、本項(d)(12)の横書き表示のように、1 行目にビタミン D とカルシウムを記載し、2 行目に鉄とカリウムを記載しなければならない。本節の(d)項の義務的規定と任意的規定を例示する表示において、本節の(d)(12)項に示すように 4 種類以上のビタミン及びミネラルが任意に宣言される場合、「1 日当たりの価値%」と題する欄の下にパーセントを記載して縦に宣言してもよい。

(9) アスタリスクで始まる脚注は、ビタミンおよびミネラルのリストの下に置かれ、リストとバーで区切られるものとする。ただし、「カロリーゼロ」、「カロリーゼロ」、「カロリーなし」、「些細なカロリー源」、「無視できるカロリー源」または「食事的に重要でないカロリー源」という用語を表示上または 101.60 条 (b) に定義されている食品の表示で使用できる食品では脚注を省くことができる。脚注の最初の文：「1 日当たりの摂取量は、1 食分の食品に含まれる栄養素が 1 日の食事にとどの程度寄与するかを示している」は、表示上または 101.60 条(b)に定義される食品の表示において、「カロリーゼロ」、「カロリーゼロ」、「カロリーなし」、「カロリー源はわずか」「カロリー源はごくわずか」、「カロリー源は食生活上僅少」という用語を使用できる食品で使用してよい。脚注には、以下のように記載すること：「一日当たりの栄養価は、一食分の食品に含まれる栄養素が一日の食事にとどの程度寄与するかを示している。一般的な栄養アドバイスには、1 日 2,000 カロリーが使用されている。」食品が 1 歳から 3 歳の子供向けであると表現される場合、脚注の第 2 文は、「1,000 カロリー」を「2,000 カロリー」に置き換えるものとする。

(10) 脂肪、炭水化物、およびタンパク質に関するグラム当たりのカロリー換算情報は、本節(d)(9)で要求される情報の下に、ヘアライン（細い線）によってその情報と分けて表示することができる。この情報は、本節(d)(12)項に示すように横書き（すなわち、「1 グラムあたりのカロリー：脂肪 9、炭水化物 4、たんぱく質 4」）または縦書きの列で表示することができる。

(11)

(i) ビタミンおよびミネラルに関する情報の下のスペースが本節(d)(9)で要求される情報を収容するのに十分でない場合、(d)(9)で要求される情報は、本節(d)(7) (ii) で要求する列の右に移動して、それを区別して 1 日の価値のパーセント情報と区別する線によって離れてもよい。本節 (d) (10) 項で規定されるカロリー換算情報は、栄養表示のいずれかの側面の下または全長にわたって表示することができる。

(ii) カリウムの必須申告の下のスペースが、申告すべき残りのビタミンおよびミネラル、または本節(d)(9)項で要求される情報を収容するのに十分でない場合、残りの情報は右側に移動して、左側に示される栄養素およびパーセント DV 情報とは区別して表示する線を引いて、その部分を離れてもよい。本節 (d) (10) 項に規定するカロリー換算情報は、栄養表示の左右どちらかの下または全長にわたって表示することができる。

(iii) カリウムの義務的な宣言までの栄養表示の必要な構成要素を収容するのに十分な連続した垂直スペース（すなわち、約 3 インチ）がない場合、栄養表示は、以下のサンプル表示に示すように表形式の表示で提示することができる。

(12)以下のサンプル表示は、本節(d)項の必須規定および必須+任意規定と横並び表示を説明するものである。

(13)

(i) 個別に食べることを意図した 2 つ以上の個別包装食品を含む製品（例：シリアルやスナック菓子のバラエティパック）または同じ種類の食品に交換可能に使用される包装（例：丸いアイスクリーム容器）の外表示の栄養表示は、集合表示を使用できる。

具体的な規則

(ii) 集合表示は、可能な限り本節(d)項のフォーマット要件に準拠しなければならないが、「栄養成分」の見出しのすぐ右に各食品の同一性を明記し、各栄養素の重量による定量（すなわち、g/mg/Mcg 量）および 1 日当たりの価値のパーセントの両方を各食品の名前の下に別々の列で記載しなければならない。以下のサンプル表示は、集計表示の例である。

(14) 101.15(c)(2)に従い、栄養表示を第二言語で表示する必要がある場合、栄養情報は各言語ごとに別々の栄養表示で表示するか、一つの栄養表示で第二言語の情報を英語の情報の後に表示してもよい。両言語で同じ数値の文字を繰り返す必要はない（例：「タンパク質/Proteinas 2g」）。必要な情報はすべて両言語で記載する必要がある。

(e) 栄養情報は、同じ食品の 2 つ以上の形態（例えば、「購入時」と「調理時」の両方）、または本節(h)(4)に規定されている食品の共通の組み合わせについて、本節(b)に規定されている異なる単位（例えば、パンのスライスまたは 100g あたり）について提示することができる、本項(b)に規定されているように、異なる単位（例えば、パンのスライスや 100g あたり）、または本項(e)(5)に示されているように、RDI が設定されている 2 つ以上のグループ（例えば、生後 12 ヶ月までの乳児と 1 歳から 3 歳の子供の両方）に対して。このような二重表示が行われる場合、両者の値には等しい強調がなされるものとする。情報は、以下を除き、本節の(d)項と一致する形式で提示されるものとする：

(1) サービングサイズの情報に続いて、本節(e)(5)項に示すように、同じ食品の形態のサービングサイズあたりの量（例：「1/4 カップミックスあたり」、「調理済み部分あたり」）、食品の組み合わせ、単位、または宣言されている RDI グループを正確に記述した 2 つ以上の列見出しがなければならぬ。

(2) (d)(7)(i)で要求される重量による定量情報および本節(d)(7)(ii)で要求される情報は、包装された製品の形態および製品の他の形態（例えば、本節 (e)(5) 項に示すように「調理済み」や他の成分との組み合わせ）について提示すること。

(3) 同一食品の 2 つ以上の形態、食品の組み合わせ、異なる単位、または RDI が設定されている 2 つ以上のグループに対して二重表示を行う場合、重量による定量情報および 1 日当たりの価値のパーセントを 2 列に表示し、本節(e)(5)に示すように縦線によって列を区切るものとする。

(4) ビタミン及びミネラル（ナトリウムを除く）の栄養素情報は、他の栄養素の情報とバーで区切り、次の順序で縦に配列する：本節(e)(5)に示すように、ビタミン D、カルシウム、鉄、カリウムの順とする。

(5) 次の表示のサンプルは、本節の(e)項の規定を説明するものである：

(6) 食品について、本節(b)(12)(i)で要求される 1 食あたり及び容器ごとの二重表示、又は本節(b)(2)(i) (D) で要求される 1 食あたり及び単位ごとの表示が行われる場合、(d)(7)(i)で要求される重量による定量的情報及び(d)(7)(ii)で要求される一日当たりの価値のパーセントは、2 列で表示され、列は、本節の(e)(6) (i) の表示のように縦線によって分離されていなければならない。

(i) ビタミン及びミネラルの栄養素情報は、他の栄養素の情報とバーで区切り、以下の順序で縦に配列する：ビタミン D、カルシウム、鉄、カリウムは、以下のサンプル表示に示すとおりである。

(ii)以下のサンプル表示は、表形式表示を使用する表示について、本節(b)(2)(i)(D)及び(b)(12)(i)の規定を例示するものである。

具体的な規則

(f) 栄養情報の宣言は、食品が以下のうち 8 つ以上の重要でない量を含む場合、本明細書に定める簡略化されたフォーマットで表示することができる：ただし、本節(j)(5)(i)が適用される生後 12 ヶ月までの乳児および 1 歳から 3 歳までの小児を対象とする食品については、以下のうち 6 つ以上の重要でない量を含む場合、栄養情報を簡略化した形式で表示することが可能である：カロリー、総脂肪、ナトリウム、総炭水化物、食物繊維、総糖類、加糖、タンパク質、ビタミン D、カルシウム、鉄、およびカリウム。

(1) 「僅少量」とは、栄養表示においてゼロと表示できる量をいう。ただし、総炭水化物、食物繊維、タンパク質については、「1g 未満」と表示できる量とする。

(2) 簡略化されたフォーマットには、以下の栄養素に関する情報を含めるものとする：

(i) 総カロリー、総脂肪、総炭水化物、タンパク質、及びナトリウム；

(ii) 本節(f)項で特定されるその他の栄養素のうち、食品に重要でない量以上含まれるもの。

(iii) 本節(c)(8)(iv)項に記載されているビタミンおよびミネラルで、同一性の基準が存在する食品に栄養補助食品として添加することが要求されているもの。

(iv) 本項(c)(8)(iv)に掲げるビタミン又はミネラルが栄養補助食品として自主的に食品に添加されるもの。

(3) 食品に重要でない量以上自然に存在するその他の栄養素は、簡易フォーマットの一部として自主的に宣言することができる。

(4) 簡易フォーマットの一部として、本節(f)(2)(iii)、(f)(2)(iv)、(f)(3)に定めるように何らかの栄養素を宣言する場合、または表示において何らかの栄養主張を行う場合は、栄養表示の下部に「〇〇の重要な源ではない」（空欄には本節(f)項において特定し、重要ではない量で含まれている栄養素の名称（複数）を記入）との記載を行うこと。

(5) 本節(j)(5)項および(j)(13)項に定める場合を除き、簡略形式で表示する栄養情報は、本節(d)項または(e)項に定める方法と同様に表示するものとする、ただし、本節(d)(9)項で要求される脚注は要求されず、(f)(4)項に示すように「Daily Value」が見出しに明記されていない場合は、表示の下部に「% DV = % Daily Value」という記述に続いてアスタリスクが配置されなければならない。

(g) 本節への準拠は、以下のように判断されるものとする：

(1) 可能な限り均一な条件下で生産され、共通の容器コードまたはマーキング、あるいは共通の容器コードまたはマーキングがない場合は 1 日の生産量で指定された、同じサイズ、タイプ、スタイルの一次容器またはユニットの集合体は、「ロット」を構成する。

(2) 栄養分析のための試料は、ロットを代表するように、無作為に選んだ 12 種類の出荷ケースからそれぞれ 1 個ずつ採取した 12 個のサブサンプル（消費者単位）の複合体からなるものとする。本節の(c)項において特定の分析方法が指定されていない限り、複合体は、「AOAC International の公式分析方法」に示される適切な方法によって、または AOAC の方法が利用できないか適切ではない場合は、他の信頼できる適切な分析手順によって分析するものとする。

(3) コンプライアンス上、2 つの栄養素のクラスが定義されている：

(i) クラス I：強化または加工された食品に含まれる添加栄養素。

(ii) クラス II。天然に存在する（常在）栄養素。ただし、外来性の栄養源も最終食品に添加されている場合は、最終食品に含まれる当該栄養素の総量（内在性と外来性）はクラス I の要求事項の対象となる。

(4) ビタミン、ミネラル、タンパク質、総炭水化物、食物繊維、水溶性食物繊維、不溶性食物繊維、多価不飽和脂肪または一価不飽和脂肪の表示宣言がある食品は、以下の要件を満たさない限り、連邦食品・医薬品・化粧品法 (the act) 第 403 条 (a) により誤表示とみなされる：

具体的な規則

(i) ビタミン、ミネラル、タンパク質、または食物繊維がクラス I の栄養素の定義を満たす場合、複合体の栄養成分含量は、表示されたその栄養素の値と少なくとも等しくなるように配合されていなければならない。

(ii) ビタミン、ミネラル、タンパク質、総炭水化物、多価不飽和脂肪または一価不飽和脂肪、または食物繊維がクラス II 栄養素の定義を満たす場合、複合体の栄養素含有量は、表示されたその栄養素の値の少なくとも 80% に等しくなければならない。ただし、このレベルを下回る栄養価の決定が、当該食品に使用される分析方法について一般に認識されている当該レベルの変動率よりも小さい係数で行われた場合は、規制措置がとられない。

(5) カロリー、総糖類、添加糖類（当該食品中の糖類の唯一の供給源が添加糖類の場合）、総脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウムの表示を有する食品は、その複合体の栄養成分が表示に宣言された当該栄養成分の値を 20% 以上超過している場合、法第 403 条 (a) により誤表示とみなす。ただし、このレベルを超える栄養素の値が、当該食品に使用される分析方法について一般に認識されている当該レベルの変動率よりも小さい係数で低下しているとの判断に基づいて、規制措置がとられることはないものとする。

(6) ビタミン、ミネラル、タンパク質、総炭水化物、食物繊維、水溶性食物繊維、不溶性食物繊維、糖アルコール、多価不飽和脂肪または一価不飽和脂肪が表示量を超えて合理的に過剰であることは、現行の適正製造規範の範囲内で許容される。カロリー、総糖類、加糖、総脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウムの表示量以下の合理的な不足は、現在の適正製造規範の範囲内で許容される。

(7) コンプライアンスは、表示に記載されたサービングサイズの記述にあるメートル法に基づくものとする。

(8) あるいは、本節(g)(1)から(6)に規定された条項の遵守は、FDA ガイドラインの手順に従って計算され、食品サンプルが栄養損失を防ぐために現行の適正製造規範に従って取り扱われている FDA 承認データベースを使用することによっても提供できる。FDA によるデータベースの承認は、食品安全・応用栄養センターが書面にてデータベースの全側面に同意するまでは、承認されたとはみなされない。承認は、明確な必要性が提示された場合に行われる（例：生の農産物および魚介類）。承認は、例えば 10 年間という限られた期間有効であり、農業または業界の慣行に大きな変化がない場合は、更新の対象となる。承認要求は、本章 10.30 節の規定に従って提出されるものとする。データベースの使用に関するガイダンスは、"FDA Nutrition Labeling Manual - A Guide for Developing and Using Data Bases" に記載されており、食品医薬品局食品安全・応用栄養センター栄養表示室（HFS-800）、5001 Campus Dr., College Park, MD 20740 から入手するか、<http://www.fda.gov> にアクセスすることで確認することができる。

(9) 技術的に実現不可能な場合、またはその他の事情により、企業が本項の要求事項を遵守することが不可能な場合（例えば、本項(c)の要求事項を遵守するために適切な栄養プロフィールを作成する場合）、FDA はその状況に対処するための代替遵守手段または追加免除を認めることができる。このような特別な許容を必要とする企業は、食品安全・応用栄養センター（HFS-800）、食品医薬品局、5001 Campus Dr., College Park, MD 20740 に文書で要請するものとする。

具体的な規則

(10) 製造者は、栄養成分表示における当該栄養素の申告量を検証するための文書記録（データベース、レシピ、配合、レシピまたは配合からの情報、またはバッチ記録などの分析）を以下のよう
に作成し保管しなければならない：

(i) 食物繊維と食物繊維の定義を満たさない難消化性炭水化物の混合物が食品中に存在する場合、
製造者は、食物繊維の定義を満たさない難消化性炭水化物の食品への添加量を文書で記録し、保
存しなければならない。

(ii) 水溶性食物繊維と食物繊維の定義を満たさない添加された難消化性炭水化物の混合物が食品中
に存在する場合、製造者は、食物繊維の定義を満たさない食品に添加された難消化性炭水化物の量
を確認するために必要な記録を作成し、文書で保存しなければならない。

(iii) 不溶性食物繊維と食物繊維の定義を満たさない添加された難消化性炭水化物の混合物が食品中
に存在する場合、製造者は、食物繊維の定義を満たさない食品に添加された難消化性炭水化物の量
を確認するために必要な記録を作成し、文書で保管しなければならない。

(iv) 食品中に天然由来の糖類と添加糖類の混合物が存在する場合、製造者は、食品の加工中に添加
された添加糖類の量、および、個別の成分として包装されている場合は包装された状態（1 つまた
は複数の成分を含む包装の一部であるか単一の成分として包装されているかどうかにかかわらず）
の書面による記録を作成し保管する必要がある。

(v) 非酵素的褐変および/または発酵により食品に添加される糖類の量が減少する場合、製造者は
以下のことをしなければならない：

(A) 非酵素的褐変および/または発酵後の食品中の添加糖の量を示す、製造者が依拠したすべての
関連科学データおよび情報、およびそのデータおよび情報が完成食品中に申告された添加糖の量
を示すのに十分である理由を説明する説明文を作成し、記録する。ただし使用したデータおよび情報
が、非酵素的褐変および/または発酵を受ける食品のタイプに特有であるという条件で。

(B) 食品の加工前および加工中に食品に添加された添加糖の量の記録を作成し、保管すること、ま
た、別の成分として包装されている場合は、包装された状態（1 つ以上の成分を含む包装の一部
であるか、単一の成分として包装されているかを問わない）で、いかなる場合も、申告した添加糖の
量が表示上の総糖の量を超えてはならない、あるいは

(C) 21 CFR 10.30 に基づき、代替的な遵守手段を求める嘆願書を提出すること。嘆願書には、製
品の 1 食分の添加糖の量が、非酵素的褐変および/または発酵前の添加糖の量と比較して、添加糖
が大幅に減少する可能性がある理由についての科学的データまたはその他の情報を提供する必要が
ある。有意な減少とは、非酵素的褐変および/または発酵後の添加糖の減少が、本項(g)(6)に基
づく適正製造規範の中で許容される合理的不足を超える量の添加糖の表示宣言に影響を与えるほど有
意であると思われる場合を指す。さらに、科学的データまたはその他の情報には、製造者がその完
成品の 1 食分に含まれる添加糖の量の合理的な近似値を決定できない理由と、その結論に至るため
に使用したプロセスの説明を含める必要がある。

(vi) すべての rac- α -トコフェロールと RRR- α -トコフェロールの混合物が食品中に存在する場合、
製造者は、食品に添加されたすべての rac- α -トコフェロールと完成食品中の RRR- α -トコフェ
ロールの量を文書で記録し、保管しなければならない。

(vii) 食品中に葉酸と葉酸の混合物が存在する場合、製造者は、食品に添加された合成葉酸および/
または葉酸の量と、完成した食品中の天然に存在する葉酸の量を文書で記録し、保管しなければ
ならない。

(11) 本項(g)(10)に規定される特定の栄養宣言を検証するために必要な記録は、食品の州際通商へ
の導入または導入のための引渡し後少なくとも 2 年間保管されなければならない。このような記録
は、要求があれば、検査中に、公式に確認し、コピーまたはその他の方法で複製するために、FDA
に提供されなければならない。表示の情報を確認するために必要な記録は、オリジナルの記録、真

具体的な規則

のコピー（コピー、写真、スキャンコピー、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、またはオリジナルの記録の他の正確な複製など）、または本章のパート 11 に従って保管しなければならない電子記録のいずれかとして保管できる。これらの記録は、正確で、消えない、読みやすいものでなければならない。

本項(g)(11)の定めるところにより、記録を作成し保管しない場合、または記録を適切な規制当局に提供しない場合、当該食品は、法第 403 条(a)(1)に基づき不当表示されることになる。

(h) 個別に包装された原料または食品を有する製品、食品の詰め合わせを有する製品、または使用者が他の原料を添加する製品には、以下のように表示することができる：

(1) 製品が 2 つ以上の別々に包装された原材料を外容器に封入したもの、または同じ種類の食品の詰め合わせ（例：ナッツやキャンディの詰め合わせ）を同じ小売包装に入れたものである場合、栄養表示は外容器または小売包装（場合により）に配置し、購入時に消費者に情報を提供するものとする。ただし、2 つ以上の食品を単に組み合わせて外装容器を使用しない、または外装表示を使用できない場合は、各製品に独自の栄養情報を表示するものとする。例えば、2 つの箱をテープで固定したものや 2 つの缶を透明プラスチックのオーバーラップでまとめたものなど。別々に包装された同じ種類の食品の原材料または詰め合わせが、同時に食べることを意図している場合、栄養情報は、各成分について 1 食あたり、または合成値として指定することができる。

(2) 個別に食べることを目的とし、外容器に収められた 2 つ以上の食品からなる製品（例：シリアルやスナック菓子のバラエティパック）の場合、栄養情報は以下のとおりとする：

(i) 購入時に消費者がはっきりと見える場所に、各食品について 1 食分ごとに明記されていること。

(ii) それぞれの食品について、重量による量と 1 日当たりの価値のパーセントを別々の欄に記載した個別の栄養表示または 1 つの総合栄養表示すること。

(3) 包装に様々な食品、または食品の詰め合わせが含まれており、贈答品として使用されることを意図した形態である場合、栄養表示は本節の (a) から (f) 項によって要求される形式とするが、以下のように修正することができる：

(i) 栄養情報は、外箱の表示、または外箱内の表示もしくは外箱に添付された表示で提示することができる。

(ii) ギフト包装内の食品の種類や品揃えに適した、101.12 条(b)の通例消費される基準量がない場合、本項の対象となる食品の栄養表示の目的上、以下のものを標準提供量として使用することができる：固形食品は 1 オンス、飲料以外の液体（シロップなど）は 2 液量、牛乳や果汁、ネクター、果実飲料からなる飲料は 8 オンス、その他の飲料は 12 液量。ただし、ギフト包装内の個々の食品が栄養成分表示または健康強調表示を行う資格があるかどうかを評価する目的で、101.12 条(b)の通例消費量の基準値を使用するものとする。

(iii) 1 容器あたりのサービング数は、"various"として記載することができる。

(iv) 栄養情報は、包装内の個々の食品について 1 食あたりで提供してもよいし、あるいは、同様の食事用途および同様の重要な栄養特性を有する包装内の食品の妥当なカテゴリーについて 1 食あたりの複合情報として提供してもよい。食品の合理的な分類は、FDA が認めた場合のみ使用することができる。提案されたカテゴリーが合理的であるかどうかを判断する際、FDA は、そのカテゴリーに入ることが提案された食品中の特徴的な栄養素の値が、本節の (g) (3) ~ (6) 項に規定された遵守基準を満たすかどうかを検討する。このようなカテゴリーの提案は、食品医薬品局食品安全・応用栄養センター（5001 Campus Dr., College Park, MD 20740）の栄養・食品表示室（HFS-800）に書面で提出することができる。

具体的な規則

(v) 小型であるために本節(j)(13)項の対象となる食品がギフト包装に含まれている場合、その食品がギフト包装に含まれているとして販促用カタログに特に記載されていない場合、本節(h)項の栄養情報の判断に含める必要はない：

(A) 主にギフト包装の外観を向上させるために少量使用される。

(B) 無料ギフトまたは販促品としてギフト包装に含まれる。

(4) 食品が他の食材と一般的に組み合わせられるか、食べる前に調理またはその他の方法で準備され、そのような組み合わせまたは準備に関する指示が提供される場合、別の数字の列を使用して、本節の(e)項で要求される形式で消費される食品を基準に栄養情報を宣言できる。例えば、乾燥してすぐに食べられるシリアルは、販売されているシリアルの1日の価値の割合と定量的量（例えば、また、ケーキミックスは、本節(e)(5)に示すように、ドライミックスの1日あたりの価値と量、調理された最終ケーキの1日あたりの価値と量について表示することができる：ただし、使用者が製品に添加するその他の成分の種類と量、および調理やその他の準備の具体的な方法は、表示が目立つように明記するものとする。

(i) 本節(j)(13)および(j)(17)に定める場合を除き、表示上の栄養情報の位置は、101.2条に準拠するものとする。

(j) 以下の食品は、本節を免除されるか、または特別な表示要件の対象となる：

(1)

(i) 消費者への直接販売を行う者（例：小売業者）により販売用に提供される食品で、消費者への販売における年間総売上高が50万ドル以下であるか、消費者への食品販売における年間総売上高または事業が5万ドル以下である。ただし、当該食品には表示上または表示付けや広告において、いかなる文脈でも栄養主張または他の栄養情報が記載されていない。強調表示やその他の栄養情報は、該当する場合、本節、101.10、または101.11の規定に従う。

(ii) 本項において、売上高の算定は、直近の2年間の事業活動の平均値に基づくものとする。企業の事業活動が2年未満である場合、合理的な見積もりにより、年間売上高が指定された金額を超えないことが示されなければならない。米国に食品を出荷する外国企業の場合、含まれる事業活動は、当該企業による米国での食品販売および消費者へのその他の販売の合計額とする。

(2) 101.11条に定める場合を除き、以下の食品を対象とする：

(i) レストランで提供される食品。ただし、その食品は、表示上、表示または広告において、いかなる文脈でも栄養主張またはその他の栄養情報を伴わないものとする。強調表示やその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせる；

(ii) 人間が直ちに消費するために食品が提供される他の施設において提供されるもの（例、学校、病院、食堂などの施設給食施設、列車や飛行機などの輸送機関、敷地内に即時消費のための施設があるベーカリー、デリカテッセン、小売菓子店、ランチワゴン、アイスクリームショップ、商店街のクッキーカウンター、自動販売機、歩道カートなど、一般的に購入した直後または消費者が歩いている間に食品が消費される食品サービス業者（コンビニで販売されている同様の食品も含む；および、すぐに食べられる食品が家庭やオフィスに配達される食品配達システムまたは施設）、ただし、その食品は、101条に規定されている場合を除き、表示上または表示付けや広告において、いかなる文脈でも栄養主張またはその他の栄養情報を表示しないものとする。8(c)、101.8(c)に規定されている場合を除き、強調表示またはその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせる；

(iii) 当該施設でのみ販売される。ただし、当該食品は、表示上、表示付けまたは広告において、いかなる文脈でも栄養主張またはその他の栄養情報を表示しない。強調表示やその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせるものである；

具体的な規則

(iv) 当該施設でのみ使用され、受け取った包装のまま消費者に提供されない（例えば、個食容器に包装されていない食品）。

(v) 主に当該施設に食品を販売する販売業者によって販売される：ただし、以下のとおりとする：

(A) 直ちに人が消費する食品を提供するレストランまたはその他の施設以外の者に販売するために、当該販売業者が製造、加工、または再包装した食品については、この免除を受けることはできない。

(B) その製品が消費者によって直接購入される合理的な可能性がある場合、その製品の製造者は、その製品に栄養情報を提供する責任を有する。

(3) 101.11 条に定める場合を除き、以下の食品：

(i) 本節(j)(2)(i)及び(j)(2)(ii)に記載された種類の食品である、

(ii) 人間が消費する準備が整っていること、

(iii) 消費者への販売のために提供されるが、直ちに人が消費するためのものではないもの、

(iv) 主に小売店において加工され、調理されたものであること。

(v) その施設以外での販売のために提供されていない（例えば、現場で加工・調理され、すぐに人間が消費する施設がない独立したデリカテッセン、ベーカリー、小売菓子店、店内のデリカテッセン、ベーカリー、菓子部門、またはサラダバーなどのセルフサービスフードバーで販売されている即席食品）、ただし、その食品には表示上または表示付けや広告に、いかなる文脈でも栄養主張または他の栄養情報を記載しない。栄養表示やその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせる。

(4) 101.11 条に定める場合を除き、本節(c)項に基づく栄養情報の宣言に含めることが要求されるすべての栄養素および食品成分を僅少量含む食品。ただし、その食品は、表示上、表示または広告において、いかなる文脈でも栄養主張または他の栄養情報を付さない。101.8(c)に規定されている場合を除き、強調表示またはその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせる。ただし、総炭水化物、食物繊維、タンパク質については、"1g 未満"と表示することができる量とする。本項に基づき免除される食品の例として、コーヒー豆（全粒または粉碎）、茶葉、プレーン無糖インスタントコーヒーおよび紅茶、調味料タイプの脱水野菜、風味エキス、および食品着色料が挙げられる。

(5)

(i) 乳児用粉ミルク以外の食品で、特に生後 12 ヶ月までの乳児および生後 1~3 歳までの子供向けに表示または宣伝されているものには、栄養表示を行う。生後 12 ヶ月までの乳児および 1 歳から 3 歳までの子供のために宣言された栄養成分には、カロリー、総脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウム、総炭水化物、食物繊維、総糖分、加糖、タンパク質、および以下のビタミンおよびミネラルが含まなければならない：ビタミン D、カルシウム、鉄、カリウム。

(ii) 乳児用粉ミルク以外の食品で、特に生後 12 ヶ月までの乳児用と表示されているものには、以下を除き、栄養表示を行う：

(A) 当該表示は、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウム、食物繊維、総糖類、加糖の 1 日あたりの価値のパーセントを宣言してはならず、脚注を含んではならない。

(B) 以下のサンプル表示は、本節(j)(5)(ii)の規定を説明するものである。

(C)-(E) [予約]

(iii) 乳児用粉ミルク以外の食品で、特に 1 歳から 3 歳の子供向けであると表現または宣伝されているものには、以下のような脚注を付ける：「1 日当たりの栄養価は、1 食分の食品に含まれる栄養素が 1 日の食事にとどの程度寄与するかを示すものである。一般的な栄養アドバイスには、1 日 1,000 カロリーが使用されている。」

具体的な規則

(A) 次のサンプル表示は、本節の(j)(5)(iii)項の規定を説明するものである。

(B) [予約]

(6) 栄養補助食品。ただし、当該食品は、101.36 条に準拠して表示されなければならない。

(7) 改正後の法律第 412 条の対象となる乳児用調製粉乳。ただし、当該食品は本章の第 107 部に準拠して表示されるものとする。

(8) 希少疾病用医薬品法 (21 U.S.C. 360ee(b)(3)) 第 5 条(b)に定義される医療用食品。医療用食品とは、医師の監督下で経口摂取または投与されるよう処方された食品であり、医学的評価により、認識された科学的原則に基づく独特の栄養要求が確立されている疾患または状態の特定の食事管理を目的とするものである。食品は、以下の場合に限り、この免除の対象となる：

(i) 経口摂取または経管栄養による患者の部分的または排他的な栄養補給のために、特別に配合・加工された製品（自然の状態で使用される自然発生食品とは異なる）である；

(ii) 治療上または慢性的な医療上の必要性から、通常の商品または特定の栄養素を摂取、消化、吸収、または代謝する能力が制限または低下している患者、またはその他の医学的に決定された特別な栄養要求があり、通常の食事の変更だけでは食事管理を達成できない患者の食事管理を目的としている；

(iii) 医学的評価により決定された、特定の疾患または状態から生じる特有の栄養必要量の管理のために特別に修正された栄養サポートを提供するものである；

(iv) 医師の監督下で使用されることを意図していること。

(v) 積極的かつ継続的な医学的管理を受けている患者であって、特に医療用食品の使用に関する指示のために患者が定期的に医療を必要とする場合にのみ使用されるものである。

(9) ばら積みで出荷される食品で、そのような形態で消費者に配布されるものではなく、他の食品の製造にのみ使用されるもの、または元々加工または包装されていた場所以外の場所で加工、表示付けまたは再梱包されるもの。

(10) 法第 403 条(q)(4)の対象となる生の果物、野菜、魚。ただし、これらの食品の表示は、101.45 のガイドラインに準拠する必要がある。この免除は、食品が表示上または表示や広告において、いかなる文脈でも栄養主張またはその他の栄養情報を持たないことを条件とする。強調表示やその他の栄養情報は、101.45 に従った栄養表示の対象となる食品である。魚という用語は、淡水魚または海産魚のヒレ、甲殻類、貝類を含む軟体動物、両生類、その他の形態の水生動物生物を含む。

(11) 本節の対象となる魚肉または狩猟肉（すなわち、鹿、バイソン、ウサギ、ウズラ、野生の七面鳥、ダチョウの肉製品など、連邦食肉検査法または食鳥製品検査法の対象とならない動物製品）からなる包装された単一成分製品は、以下を除き、3 オンス調理済み可食部（すなわち「調理済み」ベースで）についての必要栄養情報を提供できる：

(i) 包装された状態での数値に基づく主張を行う当該製品は、包装された状態で栄養情報を提供しなければならない。

(ii) 魚肉または狩猟肉のカスタム加工品については、栄養情報を提供する必要はない。

(12) 狩猟肉（すなわち、鹿、バイソン、ウサギ、ウズラ、野生の七面鳥、ダチョウの肉製品など、連邦食肉検査法または家禽製品検査法の対象外の動物製品）は、本節 (a) 項 (2) の規定に従って、表示に必須栄養情報を提供できる。

(13)

(i) 小包装の食品で、表示可能な表面積の合計が 12 平方インチ未満のもの。ただし、これらの食品の表示には、101.8 条(c)に規定する場合を除き、表示上、表示または広告のいかなる文脈においても栄養主張またはその他の栄養情報を表示しない。101.8(c)に規定されている場合を除き、強調表示またはその他の栄養情報は、その食品を本節の規定に従わせるものである。

具体的な規則

(A) 製造業者、包装業者、または販売業者は、この免除の対象となる包装の表示に、消費者が必要な栄養情報を得るために使用できる住所または電話番号（例：「栄養情報については、1-800-123-4567 に電話してください」）を記載しなければならない。

(B) 自主的に、または栄養強調表示やその他の栄養情報を提供するために、そのような製品に栄養表示を行う場合、すべての必要な情報は、最小 1~16 インチの高さの 6 ポイントまたはすべて大文字の活字サイズでなければならない。ただし、レストラン、施設、旅客機の機内で食事とともに提供され、小売での販売を意図しない個々の盛り付けサイズの食品包装は、101.2 (c)(2) に準拠できる。

(ii) 表示可能な総表面積が 40 平方インチ以下の包装の食品は、本節の(c)~(f)および(i)項の要件を以下の手段の 1 つ以上によって変更できる：

(A) 製品が表示可能な総表面積が 12 平方インチ以下である場合、または製品が表示可能な総表面積が 40 平方インチ以下であり、包装の形状またはサイズが表示パネルに標準の縦列または表形式を表示することができない場合、必要な栄養情報を縦列ではなく表形式または以下に示すように線形（すなわちひも状）で表示すること。栄養情報は、表示が表形式の表示に対応できない場合に限り、直線的に表示することができる。

(1) 次のサンプルは、小型包装の表形式表示を示している。

(2) 次のサンプルは、直線的な表示を示している。

B) 次の略語のいずれかを使用する。

1 回分の分量 - 1 回分の分量

容器あたりの分量 - 分量

飽和脂肪からのカロリー - Sat fat cal

飽和脂肪 - 飽和脂肪

一価不飽和脂肪 - モノ不飽和脂肪

多価不飽和脂肪 - 多価不飽和脂肪

コレステロール - コレレスト

総炭水化物 - 総炭水化物。この略語は、段落 (e)(5)、(e)(6)(i)、および (e)(6)(ii) に示すように、2 列ディスプレイでも使用できる。

食物繊維 - 食物繊維

水溶性食物繊維 - ソルファイバー

不溶性食物繊維 - インソール食物繊維

糖アルコール - 糖アルコール

ビタミン - ビタミン

カリウム - ポタス

含む - 含む この略語は、このセクションの段落 (e)(5)、(e)(6)(i)、および (e)(6)(ii) に示されているように、2 列ディスプレイでも使用できる。

(C) 表示パネルに必要な栄養情報を表示すること。

(14) 卵の形状に合わせて設計された上蓋を持つカートンで包装された殻付き卵は、必要な栄養情報がカートンの蓋の直下またはカートンを開けたときにはっきりと見える挿入物で明確に提示されている場合、カートンの外側の表示要件は免除される。

具体的な規則

(15) 以下の場合、マルチユニット小売食品包装のユニットコンテナ：

(i) マルチユニット小売食品包装の表示に、本節の要件に従ったすべての栄養情報が記載されている；

(ii) 単位容器は、小売販売の条件下で、小売包装の中しっかりと封入されており、小売包装から分離されることを意図していないこと。

(iii) 各単位容器には、高さ 1/16 インチ以上の活字で「This Unit Not Labeled For Retail Sale」という文言が表示されている。ただし、内側の単位容器に全く表示がない場合には、この文言は必要ないものとする。ただし、内箱の表示が全くない場合は、この記載を要しない。「小売」の代わりに、またはその直前に「個別」の語を使用することができる。

(16) バルクコンテナから販売される食品：ただし、本節で要求される栄養情報は、バルク容器の表示にわかりやすく表示するか、本節の(a)(2)の規定に従って消費者に表示するものとする。

(17) 表示に使用できる総面積が 40 平方インチを超えるが、主要表示パネルおよび情報パネルに必要な情報をすべて収容するのに十分なスペースがない包装の食品は、消費者が容易に見ることができる代替パネルを栄養表示に使用できる。主要な表示パネルにあるピネット、デザイン、およびその他の非義務的な表示情報に必要なスペースは、栄養表示を配置するための主要な表示パネル上の利用可能なスペースの充足度を判断する際に考慮することができる。情報パネル上の非必須表示情報は、栄養表示の配置に利用可能なスペースの充足度を決定する際に考慮してはならない。

(18) 少量生産の食品（すなわち、本節(j)(18)(i)項又は(j)(18)(ii)項の販売単位に関する要件を満たすものであること；）本節(j)(18)(iv)に定める場合を除き、本節(j)(18)(iv)に定める情報を提供し、免除が主張される期間の開始前に提出され、製造者、包装業者、流通業者を問わず、本節(j)(18)(i) 項または (j)(18)(ii) 項の平均常勤換算職員に関する要求事項に基づき免除申請をする資格があると認められる者によって申請されているものである； であり、その表示および広告が栄養情報を提供せず、栄養成分または健康の主張をしていないもの。

(i) 1994 年 5 月 8 日以前に初めて州際通商に導入された食品については、その期間中、免除されるものとする：

(A) 1994 年 5 月 8 日から 1995 年 5 月 7 日までの期間において、免除を申請する者が雇用する常勤換算従業員が平均 300 人未満であり、当該製品の米国内での販売量が 40 万個未満である場合、1995 年 5 月 8 日から 1996 年 5 月 7 日までの期間。

(B) 1996 年 5 月 8 日から 1997 年 5 月 7 日までの間、1995 年 5 月 8 日から 1996 年 5 月 7 日までの期間において、免除を申請する者が雇用する常勤換算従業員の数平均 200 人未満であり、かつ、当該製品の米国内での販売個数が 20 万個未満である場合。

(ii) その他のすべての食品については、直前の 12 か月間、免除を主張する者が雇用する常勤換算従業員が平均 100 人未満であり、当該製品の米国内での販売量が 10 万個未満である場合、または免除を主張する期間前の 12 か月間に販売されていない食品の場合、当該製品の米国内での販売量が、免除を主張する期間に 10 万個未満と合理的に予想される場合に、当該製品は 12 か月間、免除対象となる。

(iii) ある者が食品について本条(j)(18)(i)項又は(j)(18)(ii)項に基づく免除を主張し、その後当該免除期間中に当該者の常勤換算従業員の数適正数を超え、又は米国内で販売される食品の数が適正数を超える場合、または、当該免除期間の終了時に、当該食品が本項(j)(18)(i)または(j)(18)(ii)の規定による免除を受ける資格をもちやしない場合、当該者は、当該製品が中小企業の少量製品としての資格を失った日から 18 ヶ月間、本条に従うものとする。

(iv) 通知書は、食品医薬品局食品安全・応用栄養センター栄養・食品表示室 (HFS-800) (5001 Campus Dr., College Park, MD 20740) に提出し、以下の情報を記載する。ただし、輸入業者で

具体的な規則

なく、常勤換算従業員が 10 名未満の場合は、年間総販売個数が 10, 000 未満の食品について通知する必要がない：

(A) 免除を申請する者の氏名および住所。(A)免除を要求する者の名前と住所。これには、特定の連絡先の名前とともに、その者に連絡するために使用できる電話番号または FAX 番号を含めるべきである；

(B) 免除を申請する食品の名称（各種ブランド名を含む）；

(C) 免除を主張する食品について、免除を主張する者と異なる場合は、製造者、流通業者、または輸入者の氏名および住所；

(D) フルタイム換算の従業員の数。製品について中小企業免除を申請する期間に先立つ 12 ヶ月間、その人およびその関連会社が雇用する常勤換算の平均人数を記入する。フルタイム換算の平均人数は、その人およびその関連会社の従業員に支払われた給与または賃金の総時間数を 1 年間の労働時間数である 2,080 時間（すなわち、40 時間×52 週）で割って求めるものとする；

(E) 小規模事業者免除を申請する直前の 12 ヶ月間に米国内で販売された食品のおおよその総個数。免除を申請する各製品について、12 ヶ月間に販売された、または販売されると予想されるおおよその総個数を記入すること。免除を申請する期間の前に 1 年以上生産されていた製品については、免除を申請する期間の直前の 12 ヶ月間とする。その他の製品については、12 ヶ月間が免除を申請した期間となる。

(F) 通知には、通知に記載された情報の正確さを証明できる、その人物の責任ある個人が署名すること。この個人は、通知に含まれる情報が、当該個人およびその関連会社の常勤換算従業員の平均数および当該個人が販売する免除を主張する製品の単位数の完全かつ正確な記述であることを証明するものとする。また、この者は、この者が米国内で販売した食品のフルタイム換算の平均従業員数または単位数が、免除を主張する期間の適用数を超えた場合、その事実と従業員数または販売製品数が基準を超えた日付を FDA に通知することを明記するものとする。

(v) FDA は、2002 年 5 月 8 日以降に初めて州際通商に導入される食品について、そのような低い要件を遵守するためのコストが、その要件を受ける者に過度の負担を与えないと判断した場合、規制により本項 (j)(18)(ii) の食品の従業員または単位の要件を下げるができる。

(vi) 本項の目的には、以下の定義が適用される：

(A) 単位とは、食品を消費者に販売するために提供される包装又は包装がない場合にはその形態をいう。

(B) 食品とは、単一の製造業者により製造され、又は同一のブランド名が付され、同一の身分を示す文言が付され、同様の調理方法を有する、あらゆる大きさの包装に入れられた食品をいう。

(C) 人とは、法人の場合は、13 CFR 121.401 に定義される国内および外国のすべての関連会社を、法人でない会社またはその他の事業体を指す場合は、13 CFR 121.401 に定義される会社またはその他の事業体のすべての関連会社を意味する。

(D) 常勤換算従業員とは、免除を主張する者が雇用するすべての個人をいう。この数は、その者及びその全ての関連会社の従業員に直接支払われる給与又は賃金の総時間数を、1 年間の労働時間数である 2,080 時間（すなわち、40 時間×52 週）で除することにより決定する。

具体的な規則
<p>(k) 本節の規定に基づいて表示された食品は、その表示が、表現、示唆、または暗示する場合、法第 201 条 (n) および第 403 条 (a) により不当表示とみなされる：</p> <p>(1) 特定の食餌性の有無により、その食品が何らかの疾病または症状の予防、治癒、緩和、または治療において適切または効果的であること。食事特性と疾病または健康関連状態との関連性に関する情報は、101.14 条および 101 部サブパート E の要件に適合する場合にのみ提供することができる。</p> <p>(2) 食品が栽培された土壌に起因する食品の最適な栄養品質の欠如が、毎日の食事の質の不十分さまたは欠乏の原因となっていること、またはその可能性があること。</p> <p>(3) 食品の貯蔵、輸送、加工または調理が、日常的な食事の質の不足または欠乏の原因であること、またはその可能性があること。</p> <p>(4) 食品に含まれる天然ビタミンが、添加物や合成ビタミンよりも優れていること。</p>

(2) 101.13 Nutrient content claims - general principles (栄養強調表示：一般原則)

具体的な規則
<p>(a) 本条および本編のサブパート D の規則は、従来の食品および栄養補助食品を含む、人間の消費を目的とし、販売のために提供される食品に適用される。</p>
<p>(b) 101.9 条または 101.36 条に基づき栄養表示に記載することが要求されるタイプの栄養素のレベルを明示的または暗黙的に特徴付ける主張（すなわち、栄養成分の主張）は、この規則およびこのパートのサブパート D またはこの章のパート 105 またはパート 107 の該当規則に準拠して主張されなければ、食品の表示に記載してはならない。</p> <p>(1) 表明された栄養成分の主張は、食品に含まれる栄養素のレベル（または範囲）に関する直接的な記述であり、例えば、「低ナトリウム」または「100 カロリーを含む」などがある。</p> <p>(2) 暗黙の栄養成分表示とは、以下のような表示である：</p> <p>(i) ある栄養素が存在しないか、またはある量だけ存在することを示唆する方法で、食品またはその中の成分を説明する（例えば、「オーツブランを多く含む」等）。</p> <p>(ii) 食品は、その栄養素の含有量から、健康的な食生活の維持に役立つ可能性があることを示唆し、栄養素に関する明示的な主張または声明に関連して行われるもの（例：「ヘルシー、脂肪 3 グラム (g) を含む」）。</p> <p>(3) 本節(q)(3)に記載されたビタミンおよびミネラルに関する主張を除き、本章のパート 101、105、または 107 に特に規定されていない限り、特に乳児および 2 歳未満の子供が使用することを意図した食品について栄養成分表示を行うことはできない。</p> <p>(4) パート 101 で定義された用語およびその類義語の綴りの合理的なバリエーションは、誤解を招くものでなければ許可される（例：「hi」または「lo」）。</p> <p>(5) 栄養補助食品については、101.60 条(b)(1)または(b)(2)の「カロリーゼロ」または「低カロリー」の基準を満たす製品では、カロリー、脂肪、飽和脂肪および コレステロールに関する表示を行うことができない。ただし、カロリーの表示の場合、同等の栄養補助食品（例：他のタンパク質サプリメント）と同等の量であれば、その表示はできない、ただし、カロリー表示の場合は、表示食品に類似し、その代替となる類似の栄養補助食品（例：別のタンパク質サプリメント）と同等の量が、通常、101.60 条 (b) (2) の「低カロリー」の定義を超える場合を除く。</p>
<p>(c) 栄養表示で宣言することが 101.9 または 101.36（該当する場合）によって要求または許可され、栄養表示の一部として表示される情報は、栄養成分表示ではなく、本節の要件に従わない。そのような情報が表示の他の場所または表示で宣言されている場合、それは栄養成分の主張であり、栄養成分の主張に関する要件に従う。</p>

具体的な規則

(d) "代替"食品とは、"模倣"と表示されていない限り、その食品が類似している、すなわち、有機的、物理的、機能的（保存性を含む）に類似しており、栄養的に劣らない他の食品と交換可能に使用できるものをいう。

(1) その食品の使用を実質的に制限する性能特性の違いがある場合でも、表示に、本項(j)(2)(iii)に定義する最も目立つ主張に隣接して、消費者にその違いを知らせる免責事項（例えば、「揚げ物にはお勧めできません」）が含まれていれば、その食品は代替品とみなすことができる。

(2) この免責事項は、読みやすい活字又はタイプで、101 条で要求されるサイズ以上の大きさでなければならない。ただし、強調表示のサイズが内容物の正味量の説明の必要なサイズの 2 倍未満である場合は、免責事項は強調表示のサイズの 2 分の 1 以上 16 分の 1 インチ以下でなければならない。包装が 101.2 (c) (5) に準拠している場合は、免責事項は 30 分の 1 インチ以上のタイプであってよい。

(e)

(1) 食品名の前に「無料」または「低」の表示をすることは、その食品が栄養素の量が少ないという理由で他の同種の食品と異なることを意味するため、食品中の栄養素の量を少なくする、食品から栄養素を取り除く、または食品に栄養素を含まないように特別に加工、変更、配合または再調整された食品のみが、その表示をすることができる（例えば、「低ナトリウムポテトチップ」）。

(2) 食品に栄養素が含まれていないこと、または食品が低栄養であることを主張する場合、その主張の対象となるような特別な加工、変更、配合、再調整が行われていない場合は、その食品が本来その基準を満たすことを示し、単にその表示が添付されている特定のブランドを指すのではなく、その種類のすべての食品を指すことを明確にしなければならない（例：「コーン油、ナトリウムフリー食品」）。

(f) 栄養成分表示は、同一性の表明の 2 倍以下の大きさの活字とし、同一性の表明と比較して不当に目立つ活字体であってはならない。

(g) [予約]

(h)

(1) 101.13(l)に定義される食事製品、101.13(m)に定義される主菜製品、または 2 歳未満の乳児および小児が特に使用することを意図する食品を除く食品が、1 食あたり 13.0g 以上の脂肪、4. 飽和脂肪 0g、コレステロール 60 ミリグラム (mg)、ナトリウム 480mg を、慣用的に消費される基準量、表示された 1 食分あたり、または慣用的に消費される基準量が 30g 以下または大きさ 2 以下の食品については、50g あたり（一般消費前に、水または 101 条に定義される僅少量を含む希釈剤で再構成しなければならない脱水食品については、101. 9(f)(1)で定義されるように、慣例的に消費される基準量あたりの全栄養素の、50g あたりの基準は「調理済み」の形態を指す）、その食品は、指定レベルを超える栄養素が食品中に存在することを開示する、以下の記述を記載しなければならない： 例えば、"See nutrition information for ____ content"と空欄に指定レベルを超える栄養素の識別情報を記入し、"See nutrition information for fat content"と記載する。

(2) 食品が 101.13(l)に定義される食事製品であり、表示された 1 食分あたり 26g を超える脂肪、8.0g の飽和脂肪、120mg のコレステロール、または 960mg のナトリウムを含む場合は、本節の第(h) (1) に定める要件に従って、指定レベルを超える栄養素が食品中に存在することを開示しなければならない。

(3) 食品が 101.13(m)に定義されるメインディッシュ製品であり、表示された 1 食分あたり 19.5g 以上の脂肪、6.0g 以上の飽和脂肪、90mg 以上のコレステロール、または 720mg 以上の

具体的な規則

ナトリウムを含む場合、その食品は、本節の(h) (1) 項に定める要件に従って、指定レベルを超える栄養素が食品に含まれていることを明らかにしなければならない。

(4)

(i) 「○○の内容については栄養情報を参照」という開示文は、読みやすい太字または活字で、他の印刷物や図版と明確に対比させ、101 条で要求される大きさを下回らない大きさで記載しなければならない。ただし、請求項の大きさが内容物の正味量の説明の必要な大きさの 2 倍未満である場合は、開示文は請求項の大きさの 2 分の 1 以上 16 分の 1 インチ以下でなければならない。包装が 101.2 (c) (2) に準拠する場合は、開示文は 30 分の 1 インチ以下の活字であってもよい。

(ii) 開示文は、栄養成分表示にすぐ隣接するものとし、該当する場合、同一性の表明における他の情報、または本節（例えば、本節の段落(j) (2) 参照）もしくは本編のサブパート D の規則（例えば、第 101.54 条および 101.62 条参照）に基づき主張とともに提示が求められる他の情報以外は、介入材料を有しないものとする。栄養成分の主張が表示の複数のパネルに表示される場合、開示文は、省略することができる栄養情報が記載されたパネルを除き、各パネルで主張に隣接して表示されなければならない。

(iii) 食品表示または表示の 1 つのパネルに複数の栄養成分強調表示または 1 つの強調表示が複数回繰り返される場合、1 つの開示ステートメントを作成することができる。この声明は、そのパネルで最も大きな字で印刷されている主張に隣接しているものとする。

(i) 該当する 101.9 条もしくは 101.36 条、または本節(q)(3)に定める場合を除き、以下の場合、製品の表示は、栄養素の量または割合に関する記述を含むことができる：

(1) 当該食品における当該記述の使用は、当該食品における当該栄養素のレベルを暗黙のうちに特徴付け、かつ、当該表示が扱う当該栄養素に関する本編のサブパート D に規定される主張の定義と一致する。このような主張は、「1 食あたり 3g 未満の脂肪」とすることができる。

(2) 食品に記載された文言の使用は、食品中の栄養素のレベルを暗黙のうちに特徴付けるものであり、そのような定義とは一致しないが、表示には、その食品が栄養素の「低」または「良い供給源」ではないことを示す免責事項が、「1 食あたりナトリウム 200mg のみ、低いナトリウム食品ではありません」のように記載に隣接して記載される。免責事項は、読みやすい活字またはタイプで、101 条で要求されるサイズ以上の大きさでなければならない。ただし、強調表示のサイズが内容物の正味量に関する記述の必要なサイズの 2 倍未満である場合は、包装が 101.2(c)(5) に準拠しない限り、免責事項は強調表示のサイズの 2 分の 1 以上 16 インチ以下でなければならない。その場合は免責事項は 1 インチの 30 分の 1 以上の活字であってもよい、または、7 (i) で示された正味量に関する記述でなければならない。

(3) その記載が、食品中の栄養素のレベルを暗黙のうちに特徴付けるものではなく、かつ、いかなる点においても虚偽または誤解を招くものではない場合（例えば、「100 カロリー」または「5 グラムの脂肪」）、免責事項は不要である。

(4) 「無脂肪率」の表示は、本項では許可されない。このような主張は、101.62 条(b)(6)に従わなければならない。

(j) 食品には、当該食品に含まれる栄養素のレベルを基準食品に含まれる栄養素のレベルと比較する記載をすることができる。これらの記述は「相対的主張」と呼ばれ、「軽い」、「減った」、「少ない」（または「少ない」）、「多い」主張が含まれる。

(1) 栄養素のレベルに関する相対的主張を行うには、食品中の当該栄養素の量を、以下に定める適切な基準食品中の栄養素の量と比較する必要がある。

(i)

(A) 「少ない」（又は「少ない」）及び「多い」の主張については、参照食品は、食事において一般的に互いに代替可能な製品カテゴリー内の異種食品（例えば、プレッツェルに対する参照としての

具体的な規則

ポテトチップ、ビタミンC錠剤に対する参照としてのオレンジジュース)又は類似食品(例えば、ポテトチップに対する参照としてのポテトチップ、別のブランドのマルチビタミンに対する参照としてのあるブランドのマルチビタミン)でもよい。

(B) 「ライト」、「低減」、「添加」、「エクストラ」、「プラス」、「強化」及び「濃縮」の主張については、参照食品は、類似の食品(例えば、ポテトチップスの参照としてポテトチップス、マルチビタミンの別のブランドに対する一つのブランドのマルチビタミン)、及び

(ii)

(A) 「ライト」強調表示については、基準食品は、その強調表示を表示する製品を含む食品の種類を代表するものでなければならない。基準食品の栄養価は、その種類の食品を幅広く代表するものでなければならない。例えば、代表的で有効なデータ ベースの値、全国(または地域)ブランドのトップ3から求めた平均値、マーケットバスケット基準、または栄養価が食品の種類を代表する場合、マーケット リーダーである。このような基準栄養価を強調表示の根拠として使用する企業は、消費者及び適切な規制当局の要求に応じて、栄養価の根拠となった具体的な情報を提供することが要求される。

(B) 「少ない」「多い」を含む「軽い」以外の相対的な主張については、参照食品は、本節(j)(1)(ii)(A)の「軽い」に規定するものと同じでもよいし、製造者の通常製品または他の製造者の製品で、同じ事業体またはその商品名を使用できる者により同一地域において相当期間定期的に公衆に販売のために提供されてきたものとする。単一メーカーの製品と表示製品を比較する際に強調表示を決定するために使用される栄養価は、栄養表示で宣言された値または実際の栄養価のいずれかでなければならない。ただし、結果として得られる表示が内部的に整合しており(すなわち、栄養情報に記載された値、添付情報の栄養価、食品が改変された栄養の割合の宣言が整合しており、比較した場合に消費者の混乱を引き起こさない)、実際の改変が少なくとも強調表示の定義で定められた割合と同じであることが前提である。

(2) 相対的な主張がある食品について：

(i) 表示には、参照食品の身元、および参照食品に含まれる栄養素の量のうち、表示食品に含まれる栄養素が異なる割合(または分数)を記載しなければならない(例えば、「(参照食品)より脂肪が50%少ない」または「(参照食品)よりカロリーが1/3少ない」等)、

(ii) この情報は、最も目立つ主張のすぐ隣に記載すること。活字の大きさは、本節(h)(4)(i)項に従うものとする。

(iii) 強調表示のどの用途が表示の最も目立つ場所にあるかという判断は、以下の要素を順番に考慮して行われる：

(A) 同一性の記述に隣接する主要な表示パネル上の強調表示；

(B) 主要な表示パネル上の他の場所での主張；

(C) 情報パネル上の主張。

(D) 表示または表示の他の場所での主張。

(iv) 表示には、以下の事項も記載しなければならない：

(A) 表示された1食分の製品に含まれる対象栄養素の量を、基準食品に含まれる量と比較する明確かつ簡潔な定量情報。

ただし、栄養表示が情報パネルにある場合は、101.2条に従って、定量情報を情報パネルの他の場所に配置することができる)

(B) この記述は、最も目立つ主張または栄養表示に隣接して表示しなければならない。

(3) 参照食品の栄養素含有量が、その栄養素の「低」強調表示の要件(例えば、脂肪3g以下)を満たす場合、栄養素のレベルが低下したことを相対的に主張することは、食品の表示において行うことができない。

具体的な規則

(k) 本編の要件に準拠する相対的主張を付した食品の同一性の表明において、「変更」という用語を使用することができ、その直後に含有量に変更された栄養素の名称が続く（例えば、「変更脂肪チーズケーキ」）。この同一性の表明の直後に、"Contains 35 percent less fat than _____" のような比較の表明が続く必要がある。また、表示には、本節の(j)項(2)で要求される情報を所定の方法で記載しなければならない。

(l) 主張の目的上、「食事製品」とは、以下のような食品と定義されるものとする：

(1) 以下の方法により、総食事量に大きく貢献する：

(i) 表示された 1 食分の重量が少なくとも 10 オンス（オンス）であること。

(ii) 本節(l)(1)(ii)(E)に記載されている場合を除き、以下の 4 つの食品群のうち 2 つ以上から 40g 以上の食品または食品の組み合わせを 3 つ以上含む。

(A) パン、シリアル、米、パスタのグループ；

(B) 果物および野菜群；

(C) 牛乳、ヨーグルト、チーズのグループ；

(D) 肉、鶏肉、魚、乾燥豆、卵、ナッツのグループ、ただし、以下を除く；

(E) これらの食品は、ソース（ソースに含まれる上記 4 食品群の食品を除く）、グレービー、調味料、レリッシュ、ピクルス、オリーブ、ジャム、ゼリー、シロップ、パン粉または添え物であってはならない；および

(2) 朝食、昼食、夕食又は食事として表現され、又は一般に理解される形態であること。このような表現は、声明、写真、またはビネットのいずれかによって行うことができる。

(m) 強調表示の目的上、「メインディッシュ製品」とは、以下のような食品と定義されるものとする：

(1) 次のような食品で、食事に大きく貢献する。

(i) 表示された 1 食分の重量が少なくとも 6 オンスであること。

(ii) 以下の 4 つの食品群のうち少なくとも 2 つの食品群のそれぞれから 40g 以上の食品または食品の組み合わせを含む（本節(m)(1)(ii)(E)に記載のものを除く）。

(A) パン、シリアル、米、パスタのグループ；

(B) 果物および野菜群；

(C) 牛乳、ヨーグルト、チーズのグループ；

(D) 肉、鶏肉、魚、乾燥豆、卵、ナッツのグループ、ただし、以下を除く；

(E) これらの食品は、ソース（ソースに含まれる上記 4 食品群の食品を除く）グレービー、コンディメント、レリッシュ、ピクルス、オリーブ、ジャム、ゼリー、シロップ、パン粉、またはガーニッシュであってはならない；および

(2) 主菜として表現されているか、または主菜であると一般に理解される形態であること（例えば、飲料やデザートではない）。このような表現は、記述、写真、またはビネットのいずれによっても行うことができる。

(n) 栄養成分の主張がなされる食品には、該当する場合、101.9、101.10、または 101.36 に従った栄養表示を行うものとする。

(o) 101.10 条に規定されている場合を除き、本節および本編のサブパート D の規則における栄養成分表示の要件への適合性は、101.9 条において栄養成分表示の適合性を判断するために定められた分析方法を用いて判断される。

具体的な規則

(p)

(1) 製品が栄養成分表示の基準を満たすかどうかの判断には、別段の定めがない限り、101.12 条 (b)～(f)に規定する慣行的に消費される基準量を使用するものとする。製品表示に宣言されたサービングサイズが慣用的に消費される基準量と異なり、表示されたサービングに含まれる栄養素の量が、その栄養素の記述子の定義における最大量または最小量の基準を満たさない場合、その主張には、101.12 (g) が要求する主張に関する基準（例えば、「非常に低いナトリウム、240 ミリリットル (8 fl oz) 当たり 35mg 以下」）を付記しなければならない。

(2) 強調表示の基準は、本節 (h)(4)(i) 項に従った大きさで、読みやすい活字またはタイプで、最も目立つ強調表示のすぐ隣に記載すること。

(q) 以下の免責事項が適用される：

(1) 規則で定義されていない栄養成分表示で、1989 年 10 月 25 日以前に当該食品に使用されていたブランド名である特定の食品のブランド名に含まれるものは、連邦食品・医薬品・化粧品法（同法）第 403 条 (a) において虚偽または誤解を招くものでなければ、当該製品のブランド名の一部として継続して使用することができる。ただし、かかる主張を有する食品は、同法第 403 条(f)、(g)及び(h)に従わなければならない；

(2) 1989 年 10 月 25 日以前にブランド名の一部としてダイエットという用語を使用し、その用語の使用が同日付で連邦規則集に掲載された本章 105.66 条に準拠していた清涼飲料は、その用語の使用が法 403 条(a)の下で虚偽または誤解を招かないという条件で、ブランド名の一部としてその用語を引き続き使用することができる。このような主張は、法第 403 条(r)(2)の要件（例えば、101.13 条(h)によっても要求される開示声明）から免除される。1989 年 10 月 25 日以降に販売されるソフトドリンクは、本章の現行 105.66 と 101.13 の要件に準拠していれば、「ダイエット」の用語を使用できる。

(3)

(i) 101.9 条に定義された一日摂取目安量（RDI）に対する、乳児及び 2 歳未満の小児が特に使用することを意図した食品を含む食品中のビタミン又はミネラルの割合を記載する記述は、法第 403(r)(2)(A)(vi) 条に基づく規制により明確に禁止されている場合を除いて、特定のビタミン又はミネラルについてかかる主張を認める規制なしに食品の表示中に記載することができる。

(ii) 栄養補助食品のパーセンテージ表示。法第 403 条(r)(2)(F)に基づき、基準日摂取量（RDI）または日基準値（DRV）が確立されていない栄養成分の割合レベルを特徴付ける記述は、そのような記述を明確に定義する規制がなくても、栄養補助食品の表示に記載することができる。そのような主張はすべて、本節の(h)項に基づき要求される開示文を添付しなければならない。

(A) 単純なパーセンテージ表示。RDI または DRV が存在しない栄養成分の割合について記載する場合は、その割合の記載に続けて、1 食あたりの栄養成分の実際の量を記載しなければならない（例えば、「オメガ 3 脂肪酸 40%、1 カプセル 10mg」）。

(B) 比較パーセンテージ表示。RDI 又は DRV が存在しない栄養成分のパーセンテージレベルを特徴付ける記述がなされ、その記述が参照食品中の栄養成分の量との比較を行う場合、参照食品を明確に特定し、その食品の量を特定し、両食品の栄養成分の実際の量に関する情報を本節の

(j)(2)(iv)に従って宣言しなければならない（例：、「メンハーデンオイル 100mg (40mg) の 2 倍のオメガ 3 脂肪酸が 1 カプセル (80mg) に含まれる」）。

(4) 本節の要件は、以下のものには適用されない：

(i) 本法律第 412 条(h)の対象となる乳児用調製粉乳。

(ii) 希少疾病用医薬品法第 5 条(b)で定義される医療用食品。

具体的な規則

(5) 飲食店その他人が直接消費するために食品が提供される施設において提供される食品、または当該施設における販売もしくは使用のために販売される食品に用いられる栄養成分表示は、以下を除き、本項の要件および本編のサブパート D における適切な定義に準拠する：

(i) 当該強調表示は、本節(h)項及び 101.54(d)、101.62(c)、(d)(1) (ii) (D)、(d) (2) (iii) (C)、(d) (3)、(d) (4) (ii) (C)、(d) (5) (ii) (C) における開示記述の要件から除外され、かつ

(ii) 分析試験の代わりに、その強調表示を表示する食品がその強調表示の定義を満たしていると結論づける合理的な根拠を用いて、準拠を判断することができる。この合理的根拠は、生食品及び加工食品の認知されたデータベース、レシピ、及び食品又は食事の栄養レベルを計算するその他の手段から導き出すことができ、合理的根拠を決定した要因（例えば、材料の種類及び量、調理温度等）を調理方法が遵守していることを確認するための合理的措置がとられていれば使用可能である。この合理的根拠基準に基づいて食品に関する主張を行う企業は、要求に応じて適切な規制当局に、その判断の根拠となる具体的な情報、及び主張の根拠となる調理方法等の業務上の遵守に関する合理的な保証を提供することが求められる；及び

(iii) 文脈によっては本条に基づく主張を構成する可能性のある用語または記号を使用してもよい。ただし、その用語または記号の使用が栄養素のレベルを特徴付けるものではなく、かつその用語または記号の使用の根拠を明確に説明する文が目立つように表示され、栄養素のレベルを特徴付けるものでない場合はこの限りではない。例えば、「Lite fare」のような用語の後に、このレストランでは「Lite fare」は通常より小さいポーションサイズを意味することを明確にする注記を参照するアスタリスクが付いたもの、またはこのアイテムが認識された食事療法の権威によって確立された食事指導の基準を満たしていることを明確にする注記を参照する記号が付いたものは、101.13 における栄養成分表示と見なされない。

(6) 1990 年 11 月 8 日に同一性保持基準の対象となった食品の普通名称または通常名称の一部であった栄養成分表示は、本節(b)および(h)の要件または本編のサブパート D における定義の対象とはならない。

(7) 暗示的な栄養成分の主張は、その使用が食品医薬品局によって承認されている場合に限り、ブランド名の一部として使用することができる。このような主張の承認を求める請願書は、101.69(o)に基づいて提出することができる。

(8) フッ化物を添加したボトル入り飲料水の表示には、フッ化物を添加した、フッ化物を添加した、またはフッ化物を添加した、という用語を使用することができる。

(3) 101.14 Health claims: general requirements (健康強調表示：一般的な要件)

具体的な規則

(a) 定義。本節において、以下の定義が適用される：

(1) 健康強調表示とは、栄養補助食品を含む食品の表示において、「第三者」の言及、文章（例えば、「心臓」などの用語を含むブランド名）、記号（例えば、ハートマーク）、またはビネットを含め、明示的または暗示的に、ある物質と疾病または健康関連状態との関係の特徴付ける主張を行う。暗黙の健康強調表示には、食品中の物質の存在またはレベルと疾患または健康に関連する状態との間に関係が存在することを、それらが提示される文脈の中で示唆する声明、シンボル、ビネット、または他の形態のコミュニケーションが含まれる。

(2) 物質とは、特定の食品または食品の構成要素をいい、食品が従来の食品の形態であるか、ビタミン、ミネラル、ハーブ、またはその他の類似の栄養物質を含む栄養補助食品であるかを問わない。

具体的な規則

(3) 栄養価とは、成長を促進する、必須栄養素の損失を補う、またはエネルギーを供給するといったプロセスによって、人間の存在を維持するための価値をいう。

(4) 欠格栄養素レベルとは、食品中の総脂肪、飽和脂肪、コレステロール、ナトリウムのレベルで、これを超えるとその食品は健康強調表示をすることができなくなる。これらの基準は、表示に記載されたサービングサイズあたり、慣用的に消費される基準量あたり、脂肪 13.0 グラム、飽和脂肪 4.0 グラム、コレステロール 60 ミリグラム、ナトリウム 480 ミリグラム、および慣用的に消費される基準量が 30 グラム以下または大さじ 2 以下の食品については、50 グラムあたりとする。慣例的に消費される基準量、表示のサービングサイズ、または該当する場合、50g あたりの基準で、いずれかの水準は、本編のサブパート E に例外が規定されていない限り、健康強調表示を行う食品として不適格となるが、以下はその例外となる：

(i) 101.13(l)に定義されるミールプロダクトのレベルは、表示サービングサイズあたり、脂肪 26.0g、飽和脂肪 8.0g、コレステロール 120mg、またはナトリウム 960mg である。

(ii) 101.13(m)に定義されるメインディッシュ製品のレベルは、表示サービングサイズあたり、脂肪 19.5g、飽和脂肪 6.0g、コレステロール 90mg、またはナトリウム 720mg である。

(5) 疾病または健康関連状態とは、身体の器官、部分、構造、またはシステムが適切に機能しないような損傷（例：心血管疾患）、またはそのような機能不全につながる健康状態（例：高血圧）を意味する。ただし、必須栄養欠乏症（例：壊血病、ペラグラ）はこの定義に含まれない（当該疾病に関する強調表示は、それにより 101.14 節または 101.70 節に従わない）。

(b) 適格性。ある物質が健康強調表示の対象となるには、以下の条件を満たす必要がある：

(1) その物質は、米国の一般集団又は特定された米国の集団のサブグループ（例えば、高齢者）が罹患するリスクのある疾病又は健康関連状態に関連していなければならない。あるいは、その代わりに、主張の提案者が提出する請願書は、米国の集団における当該疾病又は健康関連状態の有病率と 1 日の総食事の文脈における主張の関連性を説明し、本節の他の要求事項を満たしてなければならない。

(2) 物質が従来の食品の構成要素として食事レベルを下げ消費される場合、その物質は、21 U.S.C. 343(q)(1)(C) または (q)(1)(D) に記載されている栄養素、または 21 U.S.C. 343(q)(2)(A) に基づき食品医薬品局（FDA）が表示に含めるよう要求したもの、あるいは、その物質が必要。

(3) 食事の減少レベル以外で消費される場合：

(i) その物質は、食品が従来の食品か栄養補助食品かにかかわらず、味、香り、栄養価、または本章第 170.3 条(o)に掲げるその他の技術的効果で食品に寄与し、主張を正当化するのに必要なレベルで消費されたときにその属性を維持しなければならない。

(ii) その物質は、食品、食品成分または食品成分の構成要素でなければならない、その主張の正当化に必要なレベルでの使用が、連邦食品・医薬品・化粧品法の該当する食品安全規定に基づいて安全かつ合法であることが、主張の提案者が FDA を納得させる形で証明されている。

(c) 有効性要件。FDA は、公に入手可能な科学的証拠（一般に認められた科学的手続きおよび原則に合致する方法で実施された十分に計画された研究からの証拠を含む）の総体に基づいて、科学的訓練および経験によってそのような主張を評価する資格を有する専門家の間で、その主張が当該証拠によって支持されているという重大な科学的合意があると決定した場合に限り、健康強調表示を認可する規則を公布する。

(d) 一般的な健康強調表示の要件。

(1) FDA が健康強調表示が本節の(c)項の有効性要件を満たすと判断した場合、FDA はその強調表示の使用を許可するために本編のサブパート E に規制を提案する。強調表示が 101.9 条または

具体的な規則

101.36 条に規定されていない物質に関連する場合、FDA はその物質の宣言を含むようにその規制を改正することを提案する。

(2) FDA が健康強調表示を規定するこのパートのサブパート E の規則を採用した場合、企業はこのパートのサブパート E の規則に基づく強調表示を行うことができるが、その条件は以下の通り：

(i) 強調表示の対象となる物質と疾病の関係に関するすべての表示に関する記述は、本編のサブパート E の規制に定められた結論に基づき、これと矛盾しない；

(ii) 主張は、総合的な食事パターンの一部としての物質の摂取（または摂取の減少）が、特定の疾患または健康関連状態に及ぼす可能性がある価値を説明することに限定される；

(iii) 強調表示は完全であり、真実であり、誤解を招かない。物質の食事からの摂取以外の要因が、物質と疾患または健康関連状態との関係に影響を及ぼす場合、そのような要因は、本編のサブパート E の特定の規則によって、主張で扱うことが要求される場合がある；

(iv) 強調表示に含まれることが要求されるすべての情報は、他の介入物なしに一箇所に表示される。ただし、表示の主要表示パネルには、「○○と○○の関係についての情報は○○を参照」という参照文が表示され、空欄には健康強調表示を含む表示の場所、物質名、疾患または健康関連状態（例：...）を記入することができる、「ただし、明示的または黙示的な健康強調表示を構成する図形（例えば、ハートマーク）が表示されている場合は、参照文または完全な主張が当該図形に近接して表示されるものとする；

(v) 一般消費者が提供された情報を理解し、1 日の総食事量との関連で当該情報の相対的重要性を理解することができる主張であること。

(vi) 食事レベルの低下した物質を摂取した場合の効果に関する主張である場合、食品中の物質のレベルは、その主張を正当化するために十分に低いものである。この要件を満たすには、このパートのサブパート E でその物質について特定の代替レベルが設定されていない限り、このパートの下でその物質について「低い」という用語の使用に関する定義が確立されている場合、その物質はその用語の使用に関する要件を満たすレベルで存在しなければならない。低」の定義が確立されていない場合、物質のレベルは、主張を認可する規則で確立されたレベルを満たさなければならない。

(vii) 食事レベルの低下以外でその物質を摂取した場合の効果について主張する場合、その物質のレベルは、その主張を正当化するために十分に高く、適切な形である。この要件を満たすには、このパートのサブパート E でその物質について特定の代替レベルが確立されていない限り、その物質について高という用語の使用のための定義がこのパートの下で確立されている場合、その物質はその用語の使用のための要件を満たすレベルで存在しなければならない。高」の定義が確立されていない場合（例えば、強調表示が食品全体または他の食品の成分として食品に関連する場合）、強調表示は、強調表示を許可する規則で定められた、主張された効果を達成するために必要な 1 日の食事摂取量を指定しなければならない；

(A) 強調表示を表示する食品が、慣用的に消費される基準量に基づいて本節(d)(2)(vi)項または(d)(2)(vii)項の要件を満たし、表示されるサービングサイズがその量と異なる場合、強調表示の後に、強調表示は表示サービングサイズではなく基準量に基づいていることを説明した文章を付する（例えば「ナトリウムが低い食事は多くの要因と関連している高血圧という病気のリスクを下げるかもしれません。本製品 1 食分（○○オンス）は、そのような食事に適合する」）。

(B) 強調表示を付した食品が、レストランまたは人が直ちに消費できる状態にある食品が販売されるその他の施設において販売される場合、食品を販売する会社が、強調表示を付した食品が本条(d)(2)(vi)項または(d)(2)(vii)項の要件に適合すると考える合理的根拠があり、要求に応じてその根拠を提供すれば、当該食品は本項第(d)2)号第六項または第七号の条件を満たす。

具体的な規則

(3) 栄養表示は、101.9 項に従って健康強調表示を行う食品の表示に、レストラン食品については 101.10 項に従って、または栄養補助食品については 101.36 項に従って、提供されるものとする。

(e) 禁止される健康強調表示。食品が従来の食品の形態か栄養補助食品の形態かにかかわらず、以下の場合を除き、食品の表示において、明示的または暗示的な健康強調表示を行うことはできない：

- (1) その主張が本編のサブパート E で特に規定されている場合。
- (2) その主張が、本節のすべての一般的な規定、および本編のサブパート E の該当するセクションのすべての具体的な規定に適合していること；
- (3) 本節(a)(4)で特定された不適格レベルのいずれもが食品中で超過していない場合、ただし本編のサブパート E で物質について特定の代替レベルが設定されている場合を除く；または FDA が、不適格レベルの栄養素が食品中に存在するにもかかわらず、そのような主張が消費者の健康な食生活維持に役立つという認定に基づいて、その主張を許可し、かかる認定を行っている本編サブパート E の規則に従って、表示には 101 条に準拠した開示文が掲載され、その上に、このセクションのセクションのセクションのセクションのサブパートの E. 13(h)に準拠し、不適格レベルを超える栄養素を強調した開示文を表示に記載する；
- (4) 本節(e)(3)に定める場合を除き、本編のサブパート E における主張を許可する特定の条項で決定された不適切なレベルで存在する物質がないこと；
- (5) 本編のサブパート E で特に規定されている場合を除き、表示が、食品が 2 歳未満の乳幼児向けであることを表現または意図していないこと；および
- (6) 栄養補助食品を除き、またはパート 101、サブパート E の他の規制で規定されている場合を除き、食品は、栄養素を追加する前に慣習的に消費される基準量あたりのビタミン A、ビタミン C、鉄、カルシウム、タンパク質、繊維の一日摂取量または一日基準値の 10%以上を含む。

(f) 本節の要件は、以下のものには適用されない：

- (1) 連邦食品医薬品化粧品法第 412 条(h)の対象となる乳児用調製粉乳。
- (2) 希少疾病用医薬品法 (Orphan Drug Act) 第 5 条(b)に定める医療用食品。

(g) 適用性。本節の要件は、通常の食品形態か栄養補助食品形態かにかかわらず、販売のために提供されるヒトの消費を目的とした食品に適用される。

1.1.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品表示全般については、Subpart B - Specific Food Labeling Requirements 101.22 - 101.30 の 101.22 Foods; labeling of spices, flavorings, colorings and chemical preservatives で規定されている。

(1) 101.22 Foods; labeling of spices, flavorings, colorings and chemical preservatives.

具体的な規則
<p>(a)</p> <p>(1) 人工香料とは、香辛料、果物又は果汁、野菜又は野菜汁、食用酵母、ハーブ、樹皮、芽、根、葉又は類似の植物材料、肉、魚、鶏、卵、乳製品又はそれらの発酵生成物に由来しない、風味を付与する機能を持つ物質をいう。人工香味には、本章第 172.515 条(b)及び第 182.60 条に掲げる物質が含まれるが、これらが天然源に由来する場合は除く。</p> <p>(2) スパイスとは、タマネギ、ニンニク、セロリなど、伝統的に食品とみなされてきた物質を除き、全体、破碎、または粉碎した形の芳香植物性物質で、食品における重要な機能が栄養よりも調味であり、名前に忠実であり、揮発性油または他の香味原理の一部が除去されていないものをいう。香辛料には、本章第 182.10 条および第 184 条に記載されている香辛料が含まれ、以下のようなものがある：</p> <p>オールスパイス、アニス、バジル、ベイリーフ、キャラウェイシード、カルダモン、セロリシード、チャービル、シナモン、クローブ、コリアンダー、クミンシード、ディルシード、フェネルシード、フェヌグreek、ジンジャー、ホースラディッシュ、メース、マジoram、マスタード粉、ナツメグ、オレガノ、パプリカ、パースリー、コショウ、クロ；ペッパー、白；ペッパー、赤；ローズマリー、サフラン、セージ、セイボリー、スターアニスシード、タラゴン、タイム、ターメリック。</p> <p>パプリカ、ターメリック、サフランまたはその他の香辛料で着色料でもあるものは、一般名または通常名で申告しない限り、「香辛料および着色料」として申告するものとする。</p>
<p>(3) 天然フレーバー又は天然香料とは、スパイスに由来する香味成分を含む精油、オレオレジン、エッセンス又は抽出物、タンパク質加水分解物、蒸留物、又は焙焼、加熱又は酵素分解の生成物をいう、果実または果汁、野菜または野菜汁、食用酵母、ハーブ、樹皮、芽、根、葉または同様の植物材料、肉、魚介類、鶏肉、卵、乳製品、またはそれらの発酵産物から得られる香味成分を含むもので、食品における重要な機能は栄養よりも香味である。天然香料には、本章第 182.10 条、第 182.20 条、第 182.40 条、第 182.50 条、第 184 条に掲げる植物から得られる天然エッセンスまたはエキス、および本章第 172.510 条に掲げる物質がある。</p> <p>(4) 人工着色料または人工着色料という用語は、本章第 70.3 条(f)に定義される「着色料」を意味する。</p> <p>(5) 化学的防腐剤とは、食品に添加することにより、その劣化を防止または遅延させる傾向がある化学物質をいうが、一般的な塩、砂糖、酢、スパイス、スパイスから抽出した油、木の煙に直接さらすことにより食品に添加する物質、殺虫または除草効果のために適用する化学物質は含めない。</p>
<p>(b) 法第 403 条(k)の要件に該当する食品は、包装形態でない場合であっても、表示を貼付しなければならない。</p>
<p>(c) 人工香料、人工着色料、化学保存料の表示は、食品の購入および使用の慣例的な条件下で、一般人が読む可能性があるように、食品、容器または包装、あるいはこれらのいずれか 2 つまたは 3 つ全てに、必要であれば配置しなければならない。食品に使用される特定の人工着色料は、</p>

具体的な規則
着色料の安全な使用条件を保証するために本章第 74 部の規則により要求される場合、表示に明記されるものとする。
(d) 食品が包装形態でなく、その単位が非常に小さいため、人工香料、人工着色料、または化学保存料に関する記述を、通常の購入および使用の条件下で一般個人が読む可能性があるほど目立つようにその単位に配置できない場合は、法第 403 条 (k) の要件の遵守が免除される。
(e) 食品は、販売目的で保有されている間、小売店においてバルク容器で受け取られた当該食品が、購入者に対して以下のいずれかと共に表示されている場合、法第 403 条 (k) (人工香料、人工着色料又は化学保存料の表示記載を要求) の要件から免除される。 (1) 容器に貼られた表示がはっきりと見える状態、または (2) 第 403 条(k)に従って表示に記載することが要求される情報が目立つように記載されたカウンターカード、標識、またはその他の適切な装置。
(f) 果物又は野菜は、収穫前に農薬として適用される化学的防腐剤については、法第 403 条(k) の要件の遵守を免除されるものとする。
(g) 香料は、加工食品の製造に使用するために食品製造業者又は加工業者（消費者は除く）に出荷する場合、次のように表示しなければならない。ただし、同一性の基準が公布された香料である場合は、当該基準の定めるところにより表示するものとする： (1) 香料が 1 つの成分で構成されている場合、その一般名または通常名で表示すること。 (2) 香料が 2 種類以上の成分から構成されている場合、表示は、各成分をその一般名または通常名で宣言するか、または「この製品に含まれるすべての香料の成分は、食品医薬品局の規制で使用が認められています」と記載することができる。これらの規制のいずれかに含まれないフレーバー成分、および非フレーバー成分は、表示に別途記載するものとする。 (3) フレーバーが天然フレーバーのみを含む場合は、「ストロベリーフレーバー」、「バナナフレーバー」、「ナチュラルストロベリーフレーバー」等のように表示すること。フレーバーが天然フレーバーと人工フレーバーの両方を含む場合、フレーバーは、例えば、「天然および人工ストロベリーフレーバー」のように表示されなければならない。人工香料のみを含む場合は、「人工ストロベリーフレーバー」のように表示する。

具体的な規則

- (h) 香料が添加された食品の表示は、成分表示において、次のように香料の表示をすること：
- (1) スパイス、天然フレーバー、人工フレーバーは、場合により、「スパイス」、「天然フレーバー」、「人工フレーバー」、またはそれらの組み合わせとして宣言することができる。
 - (2) 食品の製造に使用されるスパイスまたはフレーバーに由来する、食品中の付随的な添加物は、101.100 条 (a)(3) の要件を満たす場合、成分表示で申告する必要はない。
 - (3) 果物、野菜、肉、魚、鶏肉に由来する組織を切断、粉碎、乾燥、パルプ化、または同様の加工をして得られる物質、例えば、粉末または顆粒状のタマネギ、ガーリックパウダー、セロリパウダーは、消費者に風味ではなく食品であると一般的に理解されており、その一般名または通常の名称で表示しなければならない。
 - (4) 食品の成分として使用される塩（塩化ナトリウム）は、その一般的または通常の名称である "塩" で表示される。
 - (5) 食品の成分として使用されるグルタミン酸ナトリウムは、その一般的又は通常の名称である "グルタミン酸ナトリウム" で表示されなければならない。
 - (6) 食品の成分として使用されるピロリグニン酸またはその他の人工スモークフレーバーは、人工フレーバーまたは人工スモークフレーバーとして表示することができる。ピロリグニン酸またはその他の人工スモークフレーバーで味付けされた食品が燻製されている、または真の燻製風味を有する、あるいはピロリグニン酸またはその他の人工スモークフレーバーを含む調味料ソースまたは同様の製品を他の食品の味付けまたは風味付けに使用すると、燻製製品または真のスモーク風味を有するものができる、と直接的または暗的に表現してはならない。
 - (7) タンパク質加水分解物は、食品中では香料と風味増強剤の両方として機能するため、風味への影響を目的として食品に使用されるタンパク質加水分解物は、単に「風味」、「天然風味」または「香料」として宣言することはできない。当該成分は、本章の 102.22 に規定されるように、特定の一般名または通常名で宣言されなければならない。
- (i) 食品の表示、または広告が、言葉、ピネット、例えば果物の描写、またはその他の手段により、主要な認識可能な風味に関して直接的または間接的な表現を行う場合、またはその他の理由により、食品の製造業者または販売業者が成分の表示以外に食品中の風味の種類を指定したい場合、当該風味は特徴的な風味とみなされ、以下の方法で宣言されなければならない：
- (1) 食品が特徴的な風味を模倣、類似または補強する人工的な風味を含まない場合、表示の主要表示パネルまたはパネル上の食品の名称に、特徴的な風味の一般的または通常の名称、例えば「バニラ」を、食品の名称に使用されている文字の高さの 2 分の 1 以下の文字で付記しなければならないが、以下の場合はこの限りではない：
 - (i) 食品が、特徴的な食品成分を含むことが一般的に予想されるものである場合、例えば、「ストロベリーショートケーキ」のイチゴ、「ストロベリーショートケーキ」のイチゴなど、一般的に特徴的な食品成分を含むと予想される食品で、当該食品に当該成分由来の天然風味と、当該食品を独立して特徴付けるには不十分な量の特徴付け成分が含まれているか、当該食品が当該成分を含まない場合、特徴付け風味の名称は、直前に「天然」の語を付し、直後に特徴付け風味の名称における文字の高さの半分以下の文字で「風味」の語を付すことができるものとする、例えば、「天然イチゴ風味のショートケーキ」、「イチゴ風味のショートケーキ」。
 - (ii) 食品に使用される天然フレーバーのいずれもが、フレーバーをシミュレートした製品に由来しない場合、フレーバーを使用した食品には、フレーバーの由来となった製品のフレーバーを表示するか、"人工的にフレーバーを付けた"と表示する。
 - (iii) 食品が、風味がシミュレートされている製品由来の特徴的な風味と、特徴的な風味をシミュレート、類似、補強するその他の天然風味の両方を含む場合、その食品は、本節の序文および第

具体的な規則

(i)(1) (i) に従い表示され、食品名の直後に、特徴的風味の名称で使用されている文字の半分以下の高さで「その他の天然風味入り」の文字を記載しなければならない。

(2) 食品が、特徴的な風味を模倣、類似又は補強する人工的な風味を含む場合、表示の主要な表示パネル又はパネル上の食品の名称に、特徴的な風味の一般的又は通常の名を付記すること、を、食品の名称に使用される文字の高さの2分の1以上の文字で、かつ、特徴的な風味の名称に使用される文字の高さの2分の1以上の文字で、「人工」または「人工風味」の語を付すものとする、例、g., 「人工バニラ」、「人工ストロベリー」、「人工グレープ」。

(3) 特徴的な香味の名称が、表示（成分表示以外）において、通常の購入条件下で容易に見ることができるように目立つように表示されている場合、本項に規定する言葉は、書面、印刷、図形を介さず、直ちに目立つようにその名称の前または後に表示しなければならない：

(i) 特徴を示すフレーバーと商標またはブランドが一緒に提示される場合、必要な言葉が商標またはブランドと明確に関連するような関係があれば、商標またはブランドの一部である、または関連する他の書面、印刷物、または図形を介在させることができる；および

(ii) 最終製品が本項の要件に従う複数のフレーバーを含む場合、本項が要求する記述は、当該食品に存在する特徴的なフレーバーの各記載において1回のみ表示される必要がある、例えば、「人工香料によるバニラとイチゴ」である。

(iii) 最終製品に3つ以上の区別できる特徴的な風味、または主要な認識可能な風味がない風味のブレンドが含まれる場合、風味は、各風味を命名する代わりに、適切に説明できる一般用語、例えば、「人工的に風味を付けたフルーツパンチ」で宣言してもよい。

(4) 香料の供給者は、人工香料を含まないとして指定された供給する香料が、その知る限りにおいて人工香料を含まず、かつ人工香料を添加していないことを書面により証明するものとする。当該証明の要件は、当該具体的な記述を含む法第303条(c)(2)に基づく保証書により満たすことができる。香料の使用者は、香料の供給者が人工香料を含まないことを証明した香料に別の香料を添加し、または併用する場合にのみ、当該証明書を作成することを要求されるものとし、それ以外の場合は供給者の証明に頼ることができ、別途証明を行う必要はない。このような証明書はすべて、フレーバーが供給されている期間中、およびその後最低3年間、証明する側が保管するものとし、以下の条件を満たすものとする：

(i) 証明当事者は、食品医薬品局の正規の権限を有する事務所または職員、もしくは保健福祉省長官の代理を務めるその他の職員に対し、あらゆる合理的な時間帯に要求に応じてかかる証明書を提出するものとする。当該証明書は、食品医薬品局によって、政府への報告、および法第301条(h)にいう保証またはその他の約束とみなされ、証明者は、合衆国法典第181条に基づく政府への虚偽報告および法第303条(a)に基づく虚偽保証または約束に対する罰則に服する。法第303条(c)(2)に定める抗弁は、本節に定める証明に適用されるものとする。

(食品医薬品局は、可能な限り、本項に基づき作成された証明書のうち、代表的なサンプルを構成する合理的な数の証明書の正確性を確認するものとし、当該証明書のすべてを要求しないものとする。

(iii) 検査時に、当該情報を提供する権限を有する者が合理的に利用できない場合、認証当事者は、当該者及び関連資料・記録を、実務上可能な限り速やかに検証できるよう手配するものとする：ただし、食品医薬品局が、供給業者または使用者が在庫または記録を変更するためにこの期間を利用する可能性があると考えられる理由がある場合には、このような時間の延長は認められないものとする。このような追加時間が設けられた場合、食品医薬品局は、当該期間中に関連する在庫が著しく乱されておらず、関連する記録が変更または隠蔽されていないことを証明するよう、認証当事者に要求することができる。

具体的な規則

(iv) 認証当事者は、長官が正当に指定した役員または代理人に対し、長官の代理人が、認証を検証するために合理的に必要な関連原材料および完成品ならびにフレーバー成分の記録を決定することができるかと合理的に予想される、認証対象のフレーバーまたは製品の組成に関する定性的記述を提供するものとする。長官の代理人が行う検査は、検証される証明書の在庫および成分記録の検査およびレビューに限定されるものとする。

(v) 香料成分記録の確認は、定性処方に限定し、定量処方を含まないものとする。証明書を検証する者は、当該証明書を検証するために必要なメモのみを作成することができる。当該認証を検証するために、または潜在的もしくは実際の違反を示すために必要な当該メモまたは当該風味成分記録のみを、認証者の事業所から除去または転送することができる：ただし、このような目的のために持ち出したりは転送が必要な場合、関連する記録およびメモは、食品医薬品局のファイルに別の文書として保管され、他の報告書に複写されてはならず、本法または合衆国法典第 181 条に従って提起される司法手続を除いて、公的に開示されてはならないものとする。

(j) 化学的保存料が添加された食品は、101.100 条に従って免除される場合を除き、成分の一般名または通常名と、その機能に関する個別の説明（例えば、「保存料」、「腐敗を遅らせる」、「防カビ剤」、「風味を守る」または「色持ちを良くする」）を記載した表示宣言を付すこと。

(k) 着色料が添加された食品の表示は、本節(k)(1)及び(k)(2)に定める方法で、成分表示において着色料を宣言する。ただし、バター、チーズ及びアイスクリームに添加された着色料は、宣言する場合、本節(k)(3)に定める方法で宣言でき、本章 105.62 及び 105.65 条の対象食品に加えられる着色料はこれらの節の要件に従って宣言しなければならない。

(1) 法の 721(c)に基づく認証の対象となる着色料又は着色料の湖は、本章のパート 74 又はパート 82 の適用規則に記載された着色料の名称により宣言しなければならない。ただし、宣言に「FD&C」プレフィックス又は用語「No」を含める必要はないが、認証着色料の湖（例：青 1 湖）の宣言には用語「湖」を含めなければならない。製造業者は、本章の第 74 部または第 82 部に規定されているように、一般的な名称または通常 名称の後に、認証色添加物の適切な代替名称を括弧書きで宣言することができる。

(2) 認証の対象ではなく、本章第 73 部の適用規則によりそれぞれの一般的名称又は通常名称による宣言を必要としない着色料については、「人工色」、「人工色添加」又は「色添加」（又は食品に着色料が使用されていることを明確にする同等の情報提供用語）として宣言することができる。代わりに、このような着色料は、「〇〇で着色」または「〇〇色」と宣言ことができ、空欄には、本章のパート 73 の該当規則に記載されている着色料の名称が記入される。

(3) バター、チーズ、アイスクリームに着色料を添加した場合、本章第 73 部または第 74 部の規則により、着色料の安全な使用条件を確保するために申告が必要とされる場合を除き、成分表で申告する必要はない。ただし、バター、チーズ、アイスクリームに添加されるすべての着色料については、自主的に申告することが推奨される。

1.1.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示については、全米バイオ工学食品情報開示基準（National Bioengineered Food Disclosure Standard : NBFDS）⁵で規定されている。本基準の構成は以下に示す通りであり、事業者向けの情報は主にⅢDisclosure（開示）で規定されている。

- I. Introduction
- II. Applicability
 - A. Definitions
 - B. Food Subject to Disclosure
 - C. Bioengineered Food
 - 1. Definition of “Bioengineering” and “Bioengineered Food”
 - 2. Conventional Breeding
 - 3. Found in Nature
 - D. List of Bioengineered Foods
 - 1. List Maintenance and Revision
 - 2. Treatment of Technologies
 - E. Factors and Conditions
 - 1. Incidental Additives
 - 2. Undetectable Modified Genetic Material
 - F. Exemptions
 - 1. Food Served in a Restaurant or Similar Retail Food Establishment
 - 2. Very Small Food Manufacturers
 - 3. Threshold
 - 4. Animals Fed With Bioengineered Feed and Their Products
 - 5. Food Certified Under the National Organic Program
 - G. Severability
- III. Disclosure
 - A. General
 - 1. Responsibility for Disclosure
 - 2. International Impact
 - 3. Appearance of Disclosure
 - 4. Placement of Disclosure
 - 5. How the List of Bioengineered Foods Relates to Disclosure
 - a. Disclosure Options
 - b. Use of the “May Be” Option
 - B. Text Disclosure
 - C. Symbol Disclosure
 - D. Electronic or Digital Link Disclosure

⁵ FEDERAL REGISTER, “National Bioengineered Food Disclosure Standard”

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/12/21/2018-27283/national-bioengineered-food-disclosure-standard>（2023年11月閲覧）

- E. Study on Electronic Disclosure and a Text Message Disclosure Option
- F. Small Food Manufacturers
 - 1. Definition
 - 2. Telephone Number
 - 3. Internet website
- G. Small and Very Small Packages
- H. Food Sold in Bulk Containers
- I. Voluntary Disclosure

IV. Administrative Provisions

- A. Recordkeeping Requirements
- B. Enforcement
- C. Effective, Implementation, and Compliance Dates
- D. Use of Existing Label Inventories

V. Comments on the NPRM

VI. Rulemaking Analyses and Notices

- A. Paperwork Reduction Act
 - 1. Comments on Information Collection and Recordkeeping
- B. E-Gov
- C. Civil Rights Review
- D. Executive Orders 12866, 13563, and 13771
- E. Final Regulatory Flexibility Analysis
 - 1. Introduction
 - 2. Economic Effects on Small Entities
 - 3. Definition of Small Business
 - 4. Coordination of Definition of Small Food Manufacturers With FDA Definition
 - 5. Exemptions for Very Small Food Manufacturers
 - 6. Costs to Small Entities
 - 7. Summary
- F. Executive Order 13175
- G. Executive Order 12988
- H. Executive Order 13132

1.1.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン表示については、「Federal Food, Drug, and Cosmetic Act (FD&C法)」の第201条 (qq) 及び第403条 (w)に規定されている。

【アレルゲン表示に関する規制】 FD&C法 第201条 (qq)
(qq) 「主要な食物アレルゲン」とは、以下のいずれかを意味する

(1)牛乳、卵、魚(スズキ、ヒラメ、タラなど)、甲殻類(カニ、ロブスター、エビなど)、木の实(アーモンド、ピーカン、クルミなど)、小麦、ピーナッツ、大豆、ごま。
(2)次のものを除く、(1)に掲げる食品に由来するタンパク質を含む食品成分
(A) (1)に掲げる食品に由来する高度に精製された油及び高度に精製された油に由来する成分
(B) 第403条(w)の(6)または(7)に基づいて免除される食品成分。

表 1 アレルゲンの表示対象

No.	表示対象
1	乳
2	卵
3	魚 (スズキ・ヒラメ・タラ等)
4	甲殻類 (エビ・カニ・ロブスター等)
5	ナッツ類 (アーモンド・ピーカンナッツ・クルミ等)
6	小麦
7	ピーナッツ
8	大豆
9	ゴマ

1.2 EU

1.2.1 食品表示に関する規制の体系

EUでは、食品表示全般について、欧州議会・理事会規則 1169/2011 (REGULATION (EU) No1169/2011) で規定している。この中には、栄養成分やアレルギー情報等に関する条項も含まれている。

また、栄養や健康の強調表示は、欧州議会・理事会規則 1924/2006 等、食品添加物は、欧州議会・理事会規則 1333/2008、遺伝子組み換え食品は欧州議会・理事会規則 1829/2003、特殊用途食品は欧州議会・理事会規則 609/2013 で表示について規定されている。

なお、EUでは、食品全般を規定する、欧州議会・理事会規則 178/2002*があるが、この中で食品表示について具体的に規定されている訳ではない。

* Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety

【食品表示全般】

本規則において、栄養成分やアレルギー情報等の表示に関する条項も含まれている。

- ✓ REGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers

【栄養・健康強調表示】

- ✓ (栄養・健康の強調表示に関する規制) REGULATION (EC) No 1924/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 December 2006 on nutrition and health claims made on foods
- ✓ (健康強調表示のリスト) COMMISSION REGULATION (EU) No 432/2012 of 16 May 2012 establishing a list of permitted health claims made on foods, other than those referring to the reduction of disease risk and to children's development and health
- ✓ (強調表示の認可申請に関する規制) COMMISSION REGULATION (EC) No 353/2008 of 18 April 2008 establishing implementing rules for applications for authorisation of health claims as provided for in Article 15 of Regulation (EC) No 1924/2006 of the European Parliament and of the Council

【食品添加物】

- ✓ REGULATION (EC) No 1333/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008 on food additive

【遺伝子組み換え食品】

- ✓ Regulation (EC) No 1829/2003 of the European Parliament and of the Council of 22 September 2003 on genetically modified food and feed

【特殊用途食品】

- ✓ (乳幼児向け食品、特別医療目的用食品および食事代替型ダイエット食品) Regulation (EU) No 609/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on food intended for infants and young children, food for special medical purposes, and total diet replacement for weight control

図 3 食品表示に関する規制の体系

なお、EU法には以下の通り4つの種類があり、それぞれで法の位置づけが異なる。上記の食品表示に関する規制は全て規則であり、EU加盟国はこれら規則を国内法として適用している。

- ①規則 (Regulation) : 全ての加盟国に適用、そのまま国内法体系の一部になる。
- ②指令 (Directive) : 指令の中で指定された事項のみ加盟国に適用。達成するための手段は加盟国に委ねられる。(関連する法がない場合は、新たに国内法を制定。既存の国内法で対応できる場合は、追加の措置の必要はない。)
- ③決定 (Decision) : 特定の加盟国やステークホルダに対象を限定し、当該対象に対して効力を発揮する。
- ④Recommendation/Opinion (勧告・意見) : EU の見解表明であり、①～③とは異なり法的拘束力はない。

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」⁶で提供されている。また、JETRO が欧州議会・理事会規則 1169/2011 の和訳や解説⁷を提供しているので、これらを参考いただきたい。

EU の規制は、EU 法が閲覧できるサイト「EUR-Lex」⁸が利用することで原文を入手することができる。「QUICK SEARCH」の欄にキーワードを入れることで、関連規制を検索可能である。本報告書では、EUR-Lex で入手した原文を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

⁶ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

⁷ JERTO, “EU 向け食品ラベルの翻訳例 (2020年12月)”

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/02/a16c9633eedaa6ef.html> (2023年11月閲覧)

⁸ EU, “EUR-Lex”, <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html> (2023年11月閲覧)

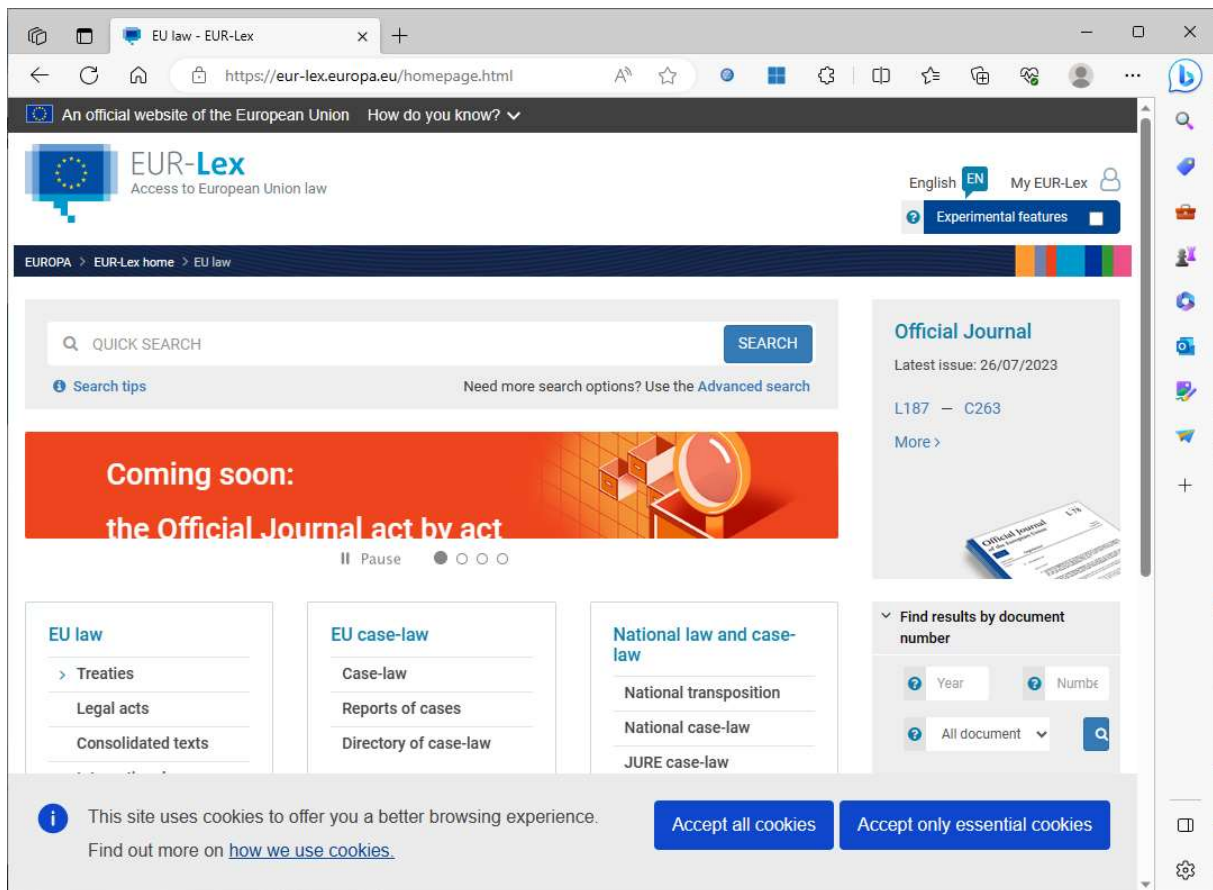


図 4 EU 規制の検索画面

1.2.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、欧州議会・理事会規則 1169/2011 で規定されている。本規則の構成は以下の通りであり、具体的な食品表示の規則については、CHAPTER III（一般的な食品表示の要求と食品事業者の責任）と CHAPTER IV（必須の食品表示）、CHAPTER VI（任意の食品表示）に規定されている。ここでは食品表示に関する条項について仮訳した結果を整理した。

CHAPTER I GENERAL PROVISIONS
CHAPTER II GENERAL PRINCIPLES ON FOOD INFORMATION
CHAPTER III GENERAL FOOD INFORMATION REQUIREMENTS AND RESPONSIBILITIES OF FOOD BUSINESS OPERATORS
CHAPTER IV MANDATORY FOOD INFORMATION
SECTION 1 Content and presentation
SECTION 2 Detailed provisions on mandatory particulars
SECTION 3 Nutrition declaration（栄養関係、1.2.3 で整理）
CHAPTER V VOLUNTARY FOOD INFORMATION
CHAPTER VI NATIONAL MEASURES
CHAPTER VII IMPLEMENTING, AMENDING AND FINAL PROVISIONS

CHAPTER III GENERAL FOOD INFORMATION REQUIREMENTS AND RESPONSIBILITIES OF FOOD BUSINESS OPERATORS (一般的な表示要求)

規制	具体的な規則 (主要な条項を抜粋)
第 6 条	最終消費者または大量調理業者への供給を目的とする食品は、本規則に従った食品情報を添付しなければならない。
第 7 条	<p>1.食品情報は、特に、誤解を招くものであってはならない：</p> <p>(a) 食品の特性、特にその性質、同一性、特性、組成、量、耐久性、原産国又は産地、製造方法又は生産に関するもの；</p> <p>(b) 食品が有していない効果または特性を食品に帰属させること；</p> <p>(c) 実際にはすべての類似の食品がそのような特性を有しているにもかかわらず、その食品が特別な特性を有していることを示唆すること、特に、特定の成分および／または栄養素の有無を特に強調すること；</p> <p>(d) 外観、説明、または絵画的表現により、特定の食品または成分の存在を示唆しながら、実際にはその食品に自然に存在する成分または通常使用される成分が、異なる成分または異なる成分で代替されている場合。</p> <p>2.食品情報は、消費者にとって正確、明確かつ理解しやすいものでなければならない。</p> <p>3.3.ナチュラルミネラルウォーターおよび特定の栄養用途の食品に適用される EU 法の適用除外に従い、食品情報は、人間の疾病を予防、治療または治癒する特性を食品に付与してはならず、その特性に言及してはならない。</p> <p>4.第 1 項、第 2 項および第 3 項は、以下の場合にも適用される：</p> <p>(a) 広告；</p> <p>(b) 食品の表示、特にその形状、外観又は包装、使用される包装材料、それらの配置の方法及びそれらが表示される環境。</p>
第 8 条	<p>1.食品情報に責任を有する食品事業者は、食品がその名称又は商号で販売されている事業者、又は当該事業者が連合国内に設立されていない場合は、連合市場に輸入する輸入業者であるものとする。</p> <p>2.食品情報に責任を有する食品事業者は、適用される食品情報法および関連する国内規定の要求事項に従って、食品情報の存在および正確性を確保しなければならない。</p> <p>3.3. 食品情報に影響を与えない食品事業者は、専門家として保有する情報に基づき、適用される食品情報法および関連する国内規定の要件に適合していないと知り、または推定される食品を供給してはならない。</p> <p>4.食品事業者は、その管理下にある事業において、最終消費者を誤解させるような修正、または消費者保護のレベルや最終消費者が十分な情報を得た上で選択する可能性を低下させるような修正を行ってはならない。食品事業者は、食品に付随する情報を変更した場合、その変更について責任を負う。</p> <p>5.第 2 項から第 4 項を損なうことなく、食品事業者は、その管理下にある事業において、その活動に関連する食品情報法及び関連する国内規定の要件の遵守を確保し、当該要件が満たされていることを検証するものとする。</p> <p>6.食品事業者は、その管理下にある事業において、最終消費者向け又は大量仕出し業者への供給を目的とする包装されていない食品に関する情報を、必要に応じて最終消費者に必須の食品情報を提供できるように、食品を受け取る食品事業者に伝達することを確実にするものとする。</p> <p>7.次の場合、食品事業者はその管理下にある事業において、第 9 条及び第 10 条の下で要求される必須の詳細が、包装商品若しくはそれに添付されたラベルに又は食品に言及</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>する商業文書に表示されることを確実にしなければならず、これらの文書は言及する食品に添付されているか又は引渡し前若しくは引渡しと同時に送られたことが保証される：</p> <p>(a) 包装商品が最終消費者向けであるが、最終消費者への販売前の段階で販売され、その段階で大量配膳業者への販売が関与していない場合；</p> <p>(b) 包装商品が、準備、加工、分割又は切り分けのために大量調理業者への供給を意図している場合。</p> <p>第 1 号にかかわらず、食品事業者は、第 9 条(1)の (a)(f)(g)及び (h) に言及する特定事項が、包装食品が販売のために提示される外部包装にも表示されることを確実にしなければならない。</p> <p>8.最終消費者向けでない食品を他の食品事業者に供給する食品事業者又は大量配膳業者に供給する食品事業者は、必要に応じて、他の食品事業者が第 2 項に基づく義務を果たすことができるように十分な 情報を提供されることを確実にしなければならない。</p>

CHAPTER IV MANDATORY FOOD INFORMATION（必須表示事項）

SECTION 1 Content and presentation

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 9 条	<p>1.第 10 条から第 35 条までに従い、本章に含まれる例外を条件として、以下の事項の表示は必須とする：</p> <p>(a) 食品の名称；</p> <p>(b) 原材料；</p> <p>(c) 附属書Ⅱに記載された成分又は加工助剤、又はアレルギー若しくは不耐性を引き起こす附属書Ⅱに記載された物質若しくは製品に由来し、食品の製造又は調理に使用され、たとえ変化した形であっても最終製品に残存しているもの；</p> <p>(d) 特定の原材料又は原材料のカテゴリーの量；</p> <p>(e) 食品の正味量；</p> <p>(f) 最小限の耐久性を有する日付又は「使用期限」；</p> <p>(g) 特別な保存条件及び／又は使用条件；</p> <p>(h) 第 8 条第 1 項に規定する食品事業者の氏名又は名称及び住所；</p> <p>(i) 第 26 条に規定されている場合、原産国又は産地；</p> <p>(j) 使用上の指示がない場合において、当該食品を適切に使用することが困難である場合の使用上の指示；</p> <p>(k) 1.2 容量%以上のアルコールを含む飲料については、実際の容量によるアルコール度数；</p> <p>(l) 栄養表示。</p> <p>2.第 1 項に記載された事項は、単語及び数字で表示される。第 35 条を害することなく、絵文字又は記号によって表示することができる。</p> <p>3.欧州委員会が本条に言及する委任法及び実施法を採択する場合、第 1 項に言及する特定事項は、文字又は数字の代わりに絵文字又は記号によって表現することもできる。消費者が、義務的な食品情報を文字や数字以外の方法で表現することで利益を得られるようにするため、また、文字や数字と同じレベルの情報が確保されることを条件に、欧州委員会は、消費者の理解が統一されている証拠を考慮し、第 51 条に基づく委任法によって、文字や数字の代わりにピクトグラムやシンボルで 1 つまたは複数の第 1 項に記載の特定事項を表現できる基準を設定できる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>4.本条第3項の統一的な実施を確保するため、委員会は、第3項に従って定義された、言葉又は数字に代えて絵文字又は記号によって1つ又は複数の特定事項を表現するための基準の適用様式に関する実施法を採択できる。これらの実施法は、第48条第2項にいう審査手続にしたがって採択されなければならない。</p>
第10条	<p>1.第9条(1)に掲げる特定事項に加え、特定の種類又はカテゴリーの食品に関する追加の必須事項が附属書IIIに規定される。</p> <p>2.特定の種類またはカテゴリーの食品に関する消費者情報を確保し、技術的進歩、科学的発展、消費者の健康の保護または食品の安全な使用を考慮するため、委員会は、第51条に従って、委任行為によって附属書IIIを改正することができる。</p> <p>消費者の健康に対するリスクが出現した場合において、緊急の事由により必要とされる場合は、第52条に規定する手続が、本条に基づき採択された委任行為に適用される。</p>
第11条	<p>第9条は、度量衡に関するより具体的な連合規定を害するものではない。</p>
第12条	<p>1.すべての食品について、本規則に従い、義務的な食品情報を提供し、容易にアクセスできるようにすること。</p> <p>2.包装食品の場合、必須食品情報は、包装に直接又はそれに添付されたラベルに表示されなければならない。</p> <p>3.消費者が特定の強制的な特定事項により適した他の強制的な食品情報の提供手段から利益を得ることを確実にするため、及び包装又はラベルによるものと同じレベルの情報が確保されることを条件に、委員会は、消費者の理解が統一されている証拠及び消費者がこれらの手段を広く使用している証拠を考慮して、第51条に基づく委任行為によって、特定の強制的な特定事項を包装又はラベル以外の手段で表すことができる基準を定めることができる。</p> <p>4.本条第3項の統一的な実施を確保する目的で、欧州委員会は、包装またはラベル以外の方法で特定の強制的な特定事項を表現するために、第3項に言及する基準の適用方法に関する実施法を採択することができる。これらの実施法は、第48条第2項にいう審査手続に従って採択されるものとする。</p> <p>5.包装されていない食品の場合、第44条の規定を適用する。</p>
第13条	<p>1.第44条(2)に基づき採択された国内措置に影響を与えることなく、必須食品情報は、容易に見ることができ、明確に判読でき、適切な場合には、消せないように、目立つ場所に表示されなければならない。また、いかなる方法においても、他の文字若しくは絵又は他の介在物によって隠され、不明瞭にされ、目立たなくされ、又は中断されてはならない。</p> <p>2.特定の食品に適用される特定の連合規定を害することなく、第9条(1)に掲げる必須事項を包装又はこれに貼付するラベルに記載する場合、明確な判読性を確保する方法で、附属書IVに定義するXハイトが1, 2mm以上となるフォントサイズの文字で包装又はラベルに印刷するものとする。</p> <p>3.最大面積が80cm²未満の包装又は容器の場合、第2項のフォントサイズの高さは0.9mm以上でなければならない。</p> <p>4.本規則の目的を達成するため、欧州委員会は、第51条に基づく委任行為により、読みやすさに関する規則を定めるものとする。</p> <p>第1号に言及するのと同じ目的のために、欧州委員会は、第51条に基づく委任行為により、本条第5項に基づく要件を、特定の種類又はカテゴリーの食品に関する追加の必須特定事項にまで拡大できる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>5.第9条第1項の(a)、(e)及び(k)に掲げる特定事項は、同一の視野に表示されるものとする。</p> <p>6.本条第5項の規定は、第16条第1項及び第2項に規定する場合には適用しない。</p>
第14条	<p>1.第9条に規定する情報要件を損なうことなく、遠隔通信の手段で販売に供される包装食品の場合、次のとおりとする：</p> <p>(a) 必須の食品情報は、第9条(1)の(f)に規定する特定事項を除き、購入が成立する前に入手可能でなければならず、遠隔販売を支援する資料上に表示するか、食品事業者が明確に特定した他の適切な手段を通じて提供しなければならない。他の適切な手段を用いる場合、食品事業者が消費者に追加費用を請求することなく、必須の食品情報を提供しなければならない；</p> <p>(b) すべての必須情報は、配送の時点で入手可能でなければならない。</p> <p>2.遠隔通信の方法により販売のために提供される包装されていない食品の場合、第44条に基づき要求される特定事項は、本条第1項に従って提供されなければならない。</p> <p>3.第1項(a)は、自動販売機又は自動商業施設により販売される食品には適用しない。</p>
第15条	<p>1.第9条第3項を損なうことなく、義務的な食品情報は、食品が販売される加盟国の消費者が容易に理解できる言語で表示されるものとする。</p> <p>2.自国の領域内において、食品が販売される加盟国は、特定事項を、連合の公用語の中から1つまたは複数の言語で提供することを規定することができる。</p> <p>3.第1項及び第2項は、明細書を複数の言語で表示することを妨げないものとする。</p>
第16条	<p>1.再利用を目的とするガラス瓶で、ラベル、リング又はカラーがないものについては、第9条第1項の(a)、(c)、(e)、(f)及び(l)に掲げる事項のみが必須である。</p> <p>2.最大面積が10cm²未満の包装又は容器の場合、包装又はラベルには、第9条(1)の(a)、(c)、(e)及び(f)に掲げる事項のみが必須とされるものとする。第9条(1)の(b)に記載された事項は、他の手段で提供するか、消費者の要求に応じて利用できるようにしなければならない。</p> <p>3.栄養表示の義務付けを要求する他の連合規定を損なうことなく、第9条(1)の(l)項に言及する宣言は、附属書Vに記載された食品については義務付けられない。</p> <p>4.成分表または強制的な栄養宣言を要求する他の連合規定を損なうことなく、第9条第1項の(b)および(l)項に言及する特定事項は、1,2容量%以上のアルコールを含む飲料に対して義務付けられないものとする。</p> <p>2014年12月13日までに、欧州委員会は、本項で言及された製品への第18条および第30条第1項の適用に関する報告書を作成し、特にアルコール飲料を将来的にエネルギー価に関する情報の提供義務の対象とすべきかどうか、および他の関連する連合政策との一貫性を確保する必要性を考慮し、可能な免除を正当化する理由を取り上げるものとする。この文脈で、欧州委員会は「アルコポップ」の定義を提案する必要性を検討するものとする。</p> <p>欧州委員会は、適切であれば、その報告書に付随して、これらの製品の成分表や栄養表示の義務付けに関する規則を決定する立法提案を行うものとする。</p>

SECTION 2 Detailed provisions on mandatory particulars (必須表示事項)

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第17条	<p>1.食品の名称は、その法的名称とする。そのような名称がない場合、食品の名称はその慣用名とし、慣用名がない場合、または慣用名を使用しない場合は、食品の記述的名称を提供するものとする。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>2.生産加盟国において製品が合法的に製造され、販売されている食品の名称を販売加盟国において使用することができるものとする。ただし、本規則の他の規定、特に第9条に定める規定を適用しても、販売加盟国の消費者が食品の真の性質を知り、混同する可能性のある食品と区別することができない場合は、食品の名称に近接して表示される他の説明的情報を添付するものとする。</p> <p>3.例外的に、生産国において指定された食品が、販売国においてその名称で知られている食品とその組成又は製造に関して非常に異なっており、販売国において消費者に対する正しい情報を確保するために第2項が十分でない場合には、生産国での食品の名称は、販売国において使用してはならない。</p> <p>4.食品の名称は、知的財産として保護される名称、ブランド名またはファンシーネームに置き換えてはならない。</p> <p>5.食品の名称およびそれに付随する事項に関する具体的な規定は、附属書VIに規定されている。</p>
第18条	<p>1.原材料は、「原材料」という単語からなる、又はそれを含む適切な見出しを付すか、又はその前に付すものとする。このリストには、食品の製造に使用された時点で記録された、食品の全成分を重量の降順で含めるものとする。</p> <p>2.原材料は、第17条及び附属書VIに定める規則に従い、該当する場合、特定の名称によって指定されなければならない。</p> <p>3.人工ナノ材料の形態で存在するすべての原材料は、原材料リストに明確に表示されるものとする。そのような成分の名称の後には、括弧書きで「nano」の語を付すものとする。</p> <p>4.本条第1項および第2項を適用するための技術的な規則は、附属書VIIに規定される。</p> <p>5.本規則の目的を達成するために、欧州委員会は、第51条に基づく委任行為により、第2条(2)の(t)に言及する人工ナノ物質の定義を、技術および科学の進歩または国際レベルで合意された定義に調整および適応するものとする。</p>
第19条	<p>1.以下の食品は、成分表を添付することを要しないものとする：</p> <p>(a) 皮をむいたり、切ったり、同様の処理をしていない、ジャガイモを含む新鮮な果物および野菜；</p> <p>(b) 炭酸水であって、その説明文に炭酸化されていることが示されているもの；</p> <p>(c) 単一の基本製品のみから得られる発酵酢（ただし、他の成分を添加していないもの）；</p> <p>(d) チーズ、バター、発酵乳およびクリームで、製造に不可欠な乳製品、食物酵素および微生物培養物、フレッシュチーズおよびプロセスチーズ以外のチーズの場合はその製造に必要な塩以外の成分が添加されていないもの；</p> <p>(e) 単一成分からなる食品であって、以下のもの：</p> <p>(i) 食品の名称が原材料名と同一であること。</p> <p>(ii) 食品の名称により、成分の性質を明確に識別することができる場合。</p> <p>2.特定の種類またはカテゴリーの食品の成分表の消費者にとっての関連性を考慮するため、委員会は、例外的に、第51条に従い、委任行為によって、本条第1項を補足することができるが、その省略は、最終消費者または大量仕入れ業者への情報提供が不十分にならないことを前提とする。</p>
第20条	第21条を書することなく、食品の以下の構成成分は、成分表に含めることを要しない：

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(a) 製造工程で一時的に分離され、その後、元の割合を超えない範囲で再導入された成分の構成要素；</p> <p>(b) 食品添加物及び食品酵素： (i) ある食品に含まれていることが、規則（EC）No 1333/2008 の第 18 条（1）項の（a）及び（b）で言及されているキャリーオーバーの原則に従って、その食品の 1 つ又は複数の原材料に含まれていたという事実のみによるもの、但し最終製品において技術的機能を有しないもの。 (ii) 加工助剤として使用されるもの；</p> <p>(c) 担体及び食品添加物ではないが、担体と同じ方法及び同じ目的で使用され、厳密に必要な量だけ使用される物質；</p> <p>(d) 食品添加物ではないが、加工助剤として同じ方法及び同じ目的で使用され、たとえ変化した形であっても最終製品に存在する物質；</p> <p>(e) 水： (i) 濃縮又は脱水された形態で使用される成分の再構成のためにのみ、製造工程で使用される場合。 (ii) 通常消費されることのない液体媒体の場合。</p>
第 21 条	<p>1.第 44 条(2)に基づき採択された規則を害することなく、第 9 条(1)の(c)に言及する特定事項は、以下の要件を満たすものとする：</p> <p>(a) 第 18 条(1)に定める規則に従い、成分表において、附属書 II に記載された物質又は製品の名称を明確に参照しながら、表示されること。</p> <p>(b) 附属書 II に記載された物質又は製品の名称は、例えばフォント、スタイル又は背景色によって、成分リストの他の部分と明確に区別されるような組版によって強調されなければならない。</p> <p>成分表がない場合、第 9 条(1)の(c)に言及する特定事項の表示は、「含有」の語の後に附属書 II に記載された物質又は製品の名称が続くものとする。</p> <p>食品の複数の成分又は加工助剤が、附属書 II に記載された単一の物質又は製品に由来する場合、表示は、当該成分又は加工助剤ごとに明らかにするものとする。</p> <p>第 9 条(1)の(c)にいう特定事項の表示は、食品の名称が明らかに当該物質又は製品を指す場合には、要求されないものとする。</p> <p>2.消費者により良い情報を提供し、最新の科学的進歩及び技術的知識を考慮するため、委員会は、第 51 条に従って、委任行為により、附属書 II のリストを体系的に再検討し、必要な場合には更新するものとする。</p> <p>消費者の健康に対するリスクが出現した場合において、緊急の理由によって必要とされる場合には、第 52 条に規定する手続が、本条に従って採択された委任行為に適用されるものとする。</p>
第 22 条	<p>1.食品の製造又は調製に使用される成分又は成分のカテゴリーの量の表示は、当該成分又は成分のカテゴリーがある場合、要求されるものとする：</p> <p>(a) 食品の名称に含まれる、又は消費者が通常その名称から連想する；</p> <p>(b) 表示において、言葉、絵又は図形で強調されている。</p> <p>(c) 食品を特徴付け、その名称や外観のために混同される可能性のある製品と区別するために不可欠である。</p> <p>2.第 1 項を適用するための技術的な規則（特定の成分について定量表示を必要としない特定の場合を含む）は、附属書 VIII に規定される。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 23 条	<p>1.食品の正味量は、適宜、リットル、センチリットル、ミリリットル、キログラム又はグラムを用いて表現するものとする；</p> <p>(a) 液体製品の場合、体積の単位で表す；</p> <p>(b) その他の製品の場合、質量の単位で表す。</p> <p>2.消費者によるラベル上の食品情報のより良い理解を確保するため、委員会は、特定の特定食品について、第 51 条に従って、委任行為により、本条第 1 項に定める方法以外の正味量の表現方法を定めることができる。</p> <p>3.正味量の表示を必要としない特定の場合を含む第 1 項を適用するための技術的規則は、附属書 IX に定める。</p>
第 24 条	<p>1.微生物学的見地から、非常に腐敗しやすく、したがって短期間で人の健康に対する即時の危険を構成する可能性がある食品の場合、最小耐久性の日付は、「使用期限」に置き換えられるものとする。使用期限を過ぎた食品は、規則（EC）No 178/2002 の第 14 条（2）～（5）に従い、安全でないとみなされるものとする。</p> <p>2.適切な日付は、附属書 X に従って表現されるものとする。</p> <p>3.附属書 X の 1(c)で言及されている最低耐久年数の日付の表示方法の均一な適用を確保するために、欧州委員会は、この点に関する規則を定めた実施法を採択することができる。これらの実施法は、第 48 条(2)に規定する審査手続に従って採択されるものとする。</p>
第 25 条	<p>1.食品に特別な保存条件及び／又は使用条件が必要な場合は、その条件を表示すること。</p> <p>2.開封後の食品の適切な保存又は使用を可能にするため、必要に応じて保存条件及び／又は消費期限を表示しなければならない。</p>
第 26 条	<p>1.本条は、特定の連合規定、特に伝統的特産品として保証される農産物および食品に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則（EC）No 509/2006（33）および農産物および食品の地理的表示および原産地呼称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則（EC）No 510/2006（34）で規定されている表示要件を損なうことなく適用する。</p> <p>2.原産国または産地の表示は、必須とする；</p> <p>(a) 表示しないことにより、食品の真の原産国又は産地について消費者を誤認させるおそれがある場合、特に、食品に付随する情報又はラベル全体が、当該食品が異なる原産国又は産地を有することを示唆する場合；</p> <p>(b) 附属書 XI に記載されている複合命名法（CN）コードに該当する肉に適用する。この点の適用は、第 8 項にいう実施法の採択に従うものとする。</p> <p>3.食品の原産国または産地が示され、それが主原料の原産国と同一でない場合；</p> <p>(a) 当該主成分の原産国又は産地も示さなければならない。</p> <p>(b) 主成分の原産国または産地が食品の原産国または産地と異なることを表示しなければならない。</p> <p>本項の適用は、第 8 項にいう実施法の採択に従うものとする。</p> <p>4.第 2 項(b)の規定の適用日から 5 年以内に、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、同項にいう製品の原産国又は産地表示の義務化について評価する報告書を提出するものとする。</p> <p>5. 2014 年 12 月 13 日までに、欧州委員会は、以下の食品の原産国または産地表示の義務化に関する報告書を欧州議会および理事会に提出するものとする；</p> <p>(a) 牛肉及び第 2 項(b)に掲げるもの以外の種類の肉；</p> <p>(b) 牛乳</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(c) 乳製品の原料として使用される牛乳 (d) 未加工の食品 (e) 単一成分製品 (f) 食品に占める割合が 50%を超える原材料</p> <p>6. 2013 年 12 月 13 日までに、欧州委員会は、原材料として使用される肉の原産国または産地表示の義務化に関する報告書を欧州議会および理事会に提出するものとする。</p> <p>7. 第 5 項および第 6 項の報告書は、消費者に情報を提供する必要性、原産国または産地表示の義務付けの実現可能性、および、国内市場への法的影響および国際貿易への影響を含む、当該措置の導入の費用と便益の分析を考慮するものとする。</p> <p>欧州委員会は、これらの報告書に、関連する連合規定を修正する提案を添付することができる。</p> <p>8. 2013 年 12 月 13 日までに、影響評価を経て、欧州委員会は、本条第 2 項(b)の適用および本条第 3 項の適用に関する実施法を採択しなければならない。これらの実施法は、第 48 条第 2 項にいう審査手続に従って採択されるものとする。</p> <p>9. 第 2 項の(b)、第 5 項の(a)及び第 6 項の食品の場合、本条に基づく報告及び影響評価は、特に、動物の生涯における次の各決定点に関して、これらの食品の原産国又は産地を表現する方法の選択肢を検討するものとする：</p> <p>(a) 出生地 (b) 飼育場所 (c) 屠殺の場所</p>
第 27 条	<p>1. 食品の使用上の注意は、その食品を適切に使用することができるように表示すること。</p> <p>2. 委員会は、特定の食品についての第 1 項の実施に関する詳細な規則を定める実施法を採択することができる。これらの実施法は、第 48 条(2)にいう審査手続に従って採択される。</p>
第 28 条	<p>1. 容量によるアルコール度数の表示に関する規則は、CN コード 2204 に分類される製品の場合、当該製品に適用される特定の連合規定で定められたものとする。</p> <p>2. 第 1 項以外のアルコールを 1.2 体積%以上含む飲料の体積による実際のアルコール度数は、附属書 XII に従って表示されるものとする。</p>

CHAPTER V VOLUNTARY FOOD INFORMATION（任意表示事項）

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 36 条	<p>1. 第 9 条及び第 10 条の食品情報が任意で提供される場合、当該情報は、第 4 章第 2 節及び第 3 節に定める要件に適合するものとする。</p> <p>2. 自主的に提供される食品情報は、以下の要件を満たすものでなければならない：</p> <p>(a) 第 7 条にいう消費者を誤認させるものであってはならない； (b) 消費者を曖昧にし、又は混乱させるものであってはならない。 (c) 適切な場合には、関連する科学的データに基づくものでなければならない。</p> <p>3. 欧州委員会は、以下の任意の食品情報に対する本条第 2 項の要件の適用について、実施法を採択するものとする：</p> <p>(a) アレルギー又は不耐性を引き起こす物質又は製品が食品中に存在する可能性があり、かつ意図しないものであることに関する情報； (b) ベジタリアン又はビーガンに対する食品の適合性に関連する情報。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(c) 附属書 XIII に定める基準摂取量に加え、特定の人口集団の基準摂取量を表示すること。</p> <p>これらの実施法は、第 48 条(2)にいう審査手続に従って採択されるものとする。</p> <p>4.消費者への適切な情報提供を確保するため、食品事業者による自主的な食品情報の提供が、消費者を誤解させ、又は混乱させるおそれのある多様なものである場合、委員会は、第 51 条に基づき、委任行為により、本条第 3 項に規定するものに加えて、自主的な食品情報の提供の場合について定めることができる。</p>
第 37 条	任意の食品情報は、必須の食品情報のために利用可能なスペースを損なうような表示をしてはならない。

1.2.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、欧州議会・理事会規則 1169/2011 の CHAPTER IV の SECTION 3 Nutrition declaration で規定されている。栄養と健康の強調表示については、欧州議会・理事会規則 1924/2006 で規定されており、具体的な規制は CHAPTER III と IV に定められている。ここでは、欧州議会・理事会規則 1169/2011 と欧州議会・理事会規則 1924/2006 の該当部分について仮訳したものを整理した。

なお、強調表示については、他に健康強調表示の詳細を定める規則 432/2012、認可申請に関する手続等を定める規則 353/2008 がある。

<p>(栄養と健康の強調表示に関する規則)</p> <p>欧州議会・理事会規則 1924/2006</p> <p>CHAPTER I SUBJECT MATTER, SCOPE AND DEFINITIONS</p> <p>CHAPTER II GENERAL PRINCIPLES</p> <p>CHAPTER III NUTRITION CLAIMS</p> <p>CHAPTER IV HEALTH CLAIMS</p> <p>CHAPTER V GENERAL AND FINAL PROVISIONS</p>

(1) REGULATION (EU) No 1169/2011

SECTION 3 Nutrition declaration

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 30 条	<p>1.必須栄養宣言には、以下を含むものとする：</p> <p>(a) エネルギー値、および</p> <p>(b) 脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖質、タンパク質、塩分の量。</p> <p>適切な場合には、塩分が天然由来のナトリウムの存在のみによるものであることを示す文言を栄養宣言の近くに記載することができる。</p> <p>2.第 1 項の義務的栄養宣言の内容は、以下の 1 つまたは複数の量の表示で補足することができる：</p> <p>(a) モノ不飽和脂肪酸；</p> <p>(b) 多価不飽和脂肪酸；</p> <p>(c) ポリオール</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(d) デンプン (e) 繊維； (f) 付属書 XIII のパート A のポイント 1 に記載され、付属書 XIII のパート A のポイント 2 に定義される有意な量で存在するビタミンまたはミネラルのいずれか。</p> <p>3.包装食品のラベルが第 1 項の義務的栄養宣言を提供する場合、次の情報を繰り返し記載することができる：</p> <p>(a) エネルギー値、又は (b) エネルギー値と脂肪、飽和脂肪酸、糖分及び塩分の量。</p> <p>4.第 36 条第 1 項の規定の適用除外として、第 16 条第 4 項の製品の表示において栄養表示を行う場合、その内容はエネルギー値のみとすることができる。</p> <p>5.第 44 条を損なうことなく、かつ第 36 条第 1 項の規定の適用除外として、第 44 条第 1 項の製品の表示が栄養宣言を提供する場合、その宣言の内容は、以下に限定することができる：</p> <p>(a) エネルギー値、または (b) エネルギー値と脂肪、飽和脂肪酸、糖分、塩分の量を併記すること。</p> <p>6.消費者の情報に対する本条第 2 項から第 5 項までの特定事項の関連性を考慮するため、委員会は、第 51 条に従い、委任状により、特定事項を追加または削除して、本条第 2 項から第 5 項までのリストを修正できる。</p> <p>7. 2014 年 12 月 13 日までに、欧州委員会は、科学的証拠および加盟国で得られた経験を考慮し、食品および連合国民の食生活全体におけるトランス脂肪酸の存在に関する報告書を提出するものとする。この報告書の目的は、消費者がより健康的な食品および食生活全般を選択できるようにする、あるいは、消費者により健康的な食品の選択肢の提供を促進できる適切な手段（特に、消費者へのトランス脂肪酸に関する情報の提供またはその使用の制限を含む）の影響を評価することにあるものとする。委員会は、適切であれば、この報告書に立法案を添付するものとする。</p>
第 31 条	<p>1.エネルギー値は、付属書 XIV に記載された換算係数を用いて算出するものとする。</p> <p>2.委員会は、食品中のビタミン及びミネラルの含有量をより正確に算出するため、第 51 条に基づき、委任行為により、付属書 XIII のパート A のポイント 1 に言及するビタミン及びミネラルに関する換算係数を採用することができる。これらの換算係数は、付属書 XIV に追加されるものとする。</p> <p>3.第 30 条(1)から(5)に規定するエネルギー値及び栄養素の量は、販売される食品のものとする。</p> <p>ただし、十分に詳細な調理の指示がなされ、かつ、情報が消費のために調理された食品に関するものであることを条件とする。</p> <p>4.宣言値は、個々のケースに応じて、以下に基づく平均値でなければならない：</p> <p>(a) 当該食品の製造者の分析値； (b) 使用される成分の既知または実際の平均値からの計算。 (c) 一般に確立され、受け入れられているデータからの計算。</p> <p>欧州委員会は、申告値と公的検査の過程で確立された値との差など、申告値の精度に関して、本項を統一的に実施するための詳細な規則を定めた実施法を採択することができる。これらの実施法は、第 48 条第 2 項にいう審査手続に従って採択されなければならない。</p>
第 32 条	<p>1.第 30 条 (1) から (5) までのエネルギー値及び栄養素の量は、付属書 XV に掲げる測定単位を用いて表示するものとする。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>2.第 30 条第 1 項から第 5 項までのエネルギー量及び栄養成分量は、100g 当たり又は 100ml 当たりで表示する。</p> <p>3.提供される場合、ビタミン及びミネラルに関する申告は、第 2 項の表現形式に加えて、100g 当たり又は 100ml 当たりに関して、附属書 XIII のパート A のポイント 1 に定める基準摂取量に対する割合として表現されなければならない。</p> <p>4.本条第 2 項にいう表現形式に加えて、第 30 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項にいうエネルギー値及び栄養素の量は、適宜、100g 当たり又は 100ml 当たりに関して附属書 XIII のパート B に定める基準摂取量に対する割合として表現することができる。</p> <p>5.第 4 項に従って情報が提供される場合、次の付加的な文言がそれに近接して表示されるものとする： 平均的な成人の基準摂取量（8 400 kJ/2 000 kcal）。</p>
第 33 条	<p>1.次の場合には、エネルギー値及び第 30 条第 1 項から第 5 項までの栄養素の量は、消費者が容易に認識できるように、1 食分及び／又は 1 消費単位当たりで表示することができるが、使用する食分又は単位をラベル上で定量化し、包装に含まれる食分又は単位の数を記載することが必要である：</p> <p>(a) 第 32 条(2)に規定する 100g 当たり又は 100ml 当たりの表現形式に加えて、以下のとおり；</p> <p>(b) ビタミン及びミネラルの量について、第 32 条第 3 項に規定する 100g 又は 100ml 当たりの表現形式に加えて、次のように記載すること；</p> <p>(c) 第 32 条(4)にいう 100g 当たり又は 100ml 当たりの表現形式に加えて又はこれに代えて。</p> <p>2.第 32 条第 2 項の規定の適用除外により、第 30 条第 3 項の(b)の場合、栄養素の量及び／又は附属書 XIII のパート B に定める基準摂取量の割合は、1 食あたり又は 1 消費単位を基準として単独で表現することができる。</p> <p>第 1 号に従って栄養素の量がポーション当たり又は消費単位当たりだけで表される場合、エネルギー値は、100g 当たり又は 100ml 当たり、ポーション当たり又は消費単位当たりで表されるものとする。</p> <p>3.第 32 条第 2 項の規定の適用除外により、第 30 条第 5 項に規定する場合には、エネルギー値並びに附属書 XIII の B 部に定める栄養素の量及び／又は基準摂取量の割合は、1 回分又は 1 消費単位を基準として単独で表示することができる。</p> <p>4.使用される部分または単位は、栄養宣言に近接して表示されるものとする。</p> <p>5.ポーションあたりまたは消費単位あたりの栄養宣言の表現の均一な実施を確保し、消費者のための均一な比較基準を提供するために、委員会は、消費者の実際の消費行動および食事の推奨を考慮して、特定のカテゴリーの食品についてのポーションあたりまたは消費単位あたりの表現に関する規則を、実施法によって採択するものとする。これらの実施法は、第 48 条(2)にいう審査手続に従って採択されなければならない。</p>
第 34 条	<p>1.第 30 条(1)及び(2)に規定する特定事項は、同一の視野に含まれるものとする。これらは、分かりやすい形式で、かつ、適切な場合には、附属書 XV に規定される提示順序で、一緒に提示されなければならない。</p> <p>2.第 30 条(1)及び(2)に規定する特定事項は、スペースが許す限り、番号を揃えた表形式で提示するものとする。スペースが許さない場合、宣言は線形フォーマットで表示されるものとする。</p> <p>3.第 30 条(3)にいう特定事項は、次のとおり提示する：</p> <p>(a) 主視野に表示すること。</p> <p>(b) 第 13 条(2)に従ったフォントサイズを使用すること。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>第 30 条第 3 項の特定事項は、本条第 2 項に規定する形式とは異なる形式で表示することができる。</p> <p>4. 第 30 条第 4 項及び第 5 項の特定事項は、本条第 2 項に定める様式とは異なる様式により表示することができる。</p> <p>5. 製品に含まれるエネルギー価または栄養素の量がごくわずかである場合、それらの要素に関する情報は、「ごくわずかな量の...を含む」などの記述に置き換えることができ、栄養宣言がある場合はその近くに表示するものとする。</p> <p>本項の統一的な実施を確保するため、委員会は、第 30 条(1)から(5)に言及する栄養素のうち、無視できるエネルギー価および量に関する実施法を採択することができる。これらの実施法は、第 48 条第 2 項に規定する審査手続に従って採択されるものとする。</p> <p>6. 本条第 1 項から第 4 項までの形式による栄養宣言の提示方法の統一的な適用を確保するため、委員会は、この点に関する実施法を採択することができる。これらの実施法は、第 48 条(2)にいう審査手続に従って採択されなければならない。</p>
第 35 条	<p>1. 第 32 条第 2 項及び第 4 項並びに第 33 条の表現及び第 34 条第 2 項の表示のほか、第 30 条第 1 項から第 5 項までのエネルギー値及び栄養素の量は、次の要件を満たす場合に限り、文字又は数字に加え、他の表現形式により、又は図式若しくは記号を用いて表示することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 健全かつ科学的に有効な消費者調査に基づいており、第 7 条にいう消費者を誤認させるものでないこと； (b) その開発は、幅広いステークホルダー・グループとの協議の結果である； (c) 食事のエネルギー及び栄養素の含有量に対する食品の寄与又は重要性についての消費者の理解を促進することを目的としている； (d) 平均的な消費者がそのような表現又は提示の形式を理解しているという科学的に有効な証拠によって裏付けられていること； (e) その他の表現方法の場合、附属書 XIII に定める調和基準摂取量、又はそれらがいない場合は、エネルギー又は栄養素の摂取量に関する一般に認められた科学的助言のいずれかに基づいていること； (f) 客観的かつ非差別的であること。 (g) その適用が、物品の自由な移動に障害を生じさせないこと。 <p>2. 加盟国は、食品事業者に対し、第 1 項の(a)から(g)に定める要件を最もよく満たすと考える 1 つまたは複数の追加の表現形式または栄養宣言の表示を使用するよう勧告できる。加盟国は、欧州委員会に対し、当該追加的な表現形式及び表示方法の詳細を提供するものとする。</p> <p>3. 加盟国は、自国内の市場において存在する栄養宣言の追加的な表現形式または表示形式を適切に監視することを確保するものとする。</p> <p>当該追加的な表現または表示の使用の監視を容易にするため、加盟国は、当該情報が付された食品を自国内の市場に出す食品事業者に対し、追加的な表現または表示の使用を管轄当局に通知し、第 1 項 (a) ～ (g) に定める要件の充足に関する関連する根拠を提供するよう求めることができる。この場合、当該追加的な表現または提示の使用の中止に関する情報も要求される場合がある。</p> <p>4. 欧州委員会は、栄養宣言の追加的な表現または表示の使用に関する事項について、加盟国、加盟国自身および関係者間の情報交換を促進し、組織化するものとする。</p> <p>5. 2017 年 12 月 13 日までに、得られた経験に照らして、欧州委員会は、欧州議会および理事会に対し、追加の表現形式および表示形式の使用、域内市場への影響、ならびに</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>これらの表現形式および表示形式のさらなる調和の可否に関する報告書を提出するものとする。この目的のために、加盟国は、自国の領域内の市場における当該追加的な表現形式または表示形式の使用に関する関連情報を欧州委員会に提供しなければならない。欧州委員会は、この報告書に、関連する連合規定を修正する提案を添付することができる。</p> <p>6.本条を統一的に適用するために、欧州委員会は、本条第1項、第3項および第4項の実施に関する詳細な規則を定める実施法を採択しなければならない。これらの実施法は、第48条第2項にいう審査手続にしたがって採択されるものとする。</p>

(2) REGULATION (EC) No 1924/2006

CHAPTER III NUTRITION CLAIMS（栄養強調表示）

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第8条	<p>1.栄養強調表示は、付属書に記載され、本規則に定める条件に適合している場合にのみ許可されるものとする。</p> <p>2.付属書の改正は、第24条(2)で言及された手続きに従い、かつ、必要に応じて当局と協議の上、採択されるものとする。</p>
第9条	<p>1.指令84/450/EECを害することなく、比較は同一カテゴリーの食品間のみ、そのカテゴリーの食品の範囲を考慮して行うことができる。栄養素の量及び／又はエネルギー値の違いを記載し、比較は同量の食品に関連するものとする。</p> <p>2.比較栄養強調表示は、当該食品の組成を、他のブランドの食品を含む、強調表示を行うことができる組成を有していない同一カテゴリーの食品の範囲と比較するものとする。</p>

CHAPTER IV HEALTH CLAIMS（健康強調表示）

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第10条	<p>1.健康強調表示は、第II章の一般要件および本章の特定要件に適合し、本規則に従って認可され、第13条および第14条に規定される認可された強調表示のリストに含まれる場合を除き、禁止されるものとする。</p> <p>2.健康強調表示は、以下の情報がラベルに、またはそのようなラベルが存在しない場合は、プレゼンテーションおよび広告に含まれている場合にのみ許可されるものとする：</p> <p>(a) 変化のあるバランスのとれた食事及び健康的な生活習慣の重要性を示す文言；</p> <p>(b) 強調表示される有益な効果を得るために必要な食品の量及び摂取のパターン；</p> <p>(c) 適切な場合には、その食品の使用を避けるべき人に向けた声明。</p> <p>(d) 過剰に摂取した場合に健康上のリスクをもたらす可能性がある製品に対する適切な警告。</p> <p>3.健康全般または健康に関連する幸福に対する栄養素または食品の一般的で非特異的な利益への言及は、第13条または第14条に規定されるリストに含まれる特定の健康強調表示を伴う場合にのみ行うことができる。</p> <p>4.適切な場合には、本条の実施に関するガイドラインは、第24条第2項に規定する手続きに従い、かつ、必要に応じて利害関係者（特に食品事業者及び消費者団体）との協議により採択されるものとする。</p>
第11条	<p>各国の医師会及び健康関連慈善団体の推薦又は推奨に関する特定の共同体規則がない場合、条約の規定に基づき、関連する国内規則を適用することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 12 条	<p>以下の健康強調表示は、認められないものとする：</p> <p>(a) 当該食品を摂取しないことにより健康に影響を及ぼす可能性があることを示唆する強調表示；</p> <p>(b) 体重減少の割合又は量に言及する強調表示；</p> <p>(c) 個々の医師又は健康専門家及び第 11 条に言及されていないその他の団体の推奨に言及する強調表示。</p>
第 13 条	<p>1.以下を記述または言及した健康強調表示：</p> <p>(a) 成長、発達および身体の機能における栄養素またはその他の物質の役割、または。</p> <p>(b) 心理学的および行動学的機能、または</p> <p>(c) 指令 96/8/EC を害することなく、痩身、体重管理、空腹感の減少、満腹感の増加、食事から得られるエネルギーの減少、</p> <p>第 3 項に規定されるリストに含まれるものは、以下の場合、第 15 条から第 18 条に規定される認可手続を経ることなく製造することができる：</p> <p>(i) 一般に認められた科学的データに基づくものであること。</p> <p>(ii) 一般消費者がよく理解できるものであること。</p> <p>2.加盟国は、遅くとも 2008 年 1 月 31 日までに、第 1 項に規定する強調表示のリストと、それに適用される条件および関連する科学的根拠への参照を委員会に提供するものとする。</p> <p>3.当局と協議した後、欧州委員会は、第 24 条(2)にいう手続に従い、遅くとも 2010 年 1 月 31 日までに、第 1 項にいう許容強調表示の共同体リスト、およびこれらの強調表示の使用に関するすべての必要条件を採択するものとする。</p> <p>4.一般に認められた科学的データに基づく第 3 項のリストの変更は、当局に相談した後、委員会の独自のイニシアティブにより、または加盟国の要請を受けて、第 24 条第 2 項にいう手続に従って採択されるものとする。</p> <p>5.新たに開発された科学的データに基づく、及び／又は専有データの保護の要求を含む、第 3 項のリストへの請求の追加は、第 15 条から第 18 条に規定される手続に従って採択されるものとする。</p>
第 14 条	<p>1.指令 2000/13/EC の第 2 条(1)(b)にかかわらず、疾病リスクの低減の強調表示は、当該強調表示の使用に必要なすべての条件とともに、許可された強調表示の共同体リストに含めるために本規則の第 15 条から 18 条に定められた手続きに従って認可された場合に行うことができる。</p> <p>2.本規則に定める一般的要件及び第 1 項の特定の要件に加えて、疾病リスクの低減の強調表示については、表示又はそのような表示が存在しない場合には提示若しくは広告に、強調表示が言及する疾病には複数のリスク要因があり、これらのリスク要因の 1 つを変更することにより有益な効果が得られるか否かを示す文言を付さなければならない。</p>
第 15 条	<p>1.本条に言及する場合、認可の申請は、次の各項に従って行うものとする。</p> <p>2.申請書は、加盟国の国内所轄庁に送付するものとする。</p> <p>(a) 国内所轄庁は、次のことを行う：</p> <p>(i) 申請書を受領してから 14 日以内に、書面により受領を承認する。確認書には、申請書を受領日を記載するものとする；</p> <p>(ii) 当局に遅滞なく通知する。</p> <p>(iii) 申請書および申請者が提供した補足情報を当局が利用できるようにする；</p> <p>(b) 当局は、以下を行うものとする：</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(i) 遅滞なく、他の加盟国及び欧州委員会に申請を通知し、申請書及び申請者が提供した補足情報を提供する；</p> <p>(ii) 第 3 項(g)の申請書の要約を公開する。</p> <p>3.申請書には、以下の事項を記載するものとする：</p> <p>(a) 申請者の氏名及び住所；</p> <p>(b) 健康強調表示が行われる栄養素もしくはその他の物質、または食品もしくは食品のカテゴリー、およびその特定の特性；</p> <p>(c) 健康強調表示に関して実施された研究（可能な場合、独立した査読を受けた研究を含む）及び健康強調表示が本規則に定める基準に適合していることを示すために利用可能なその他の資料の写し；</p> <p>(d) 適切な場合には、検証可能な正当な理由を伴う専有とみなされるべき情報の表示；</p> <p>(e) 当該健康強調表示に関連するその他の科学的研究の写し；</p> <p>(f) 認可を求める健康強調表示の文言に関する提案（場合により、特定の使用条件を含む）；</p> <p>(g) 申請書の要約。</p> <p>4.委員会は、当局に最初に諮問した後、第 24 条第 2 項の手続に従って、申請書の作成および提示に関する規則を含む、本条の適用に関する実施規則を制定するものとする。</p> <p>5.欧州委員会は、当局と緊密に協力し、食品事業者、特に中小企業が科学的評価のための申請書を作成し提示するのを支援するための適切な技術指導及び手段を利用できるようにする。</p>
第 16 条	<p>1.当局が意見を述べる場合、有効な申請書を受領した日から 6 ヶ月という期限を尊重するよう努めるものとする。当該期限は、当局が第 2 項に規定するとおり申請者に補足情報を求める場合には、延長されるものとします。</p> <p>2.当局または当局を通じた各国の所轄官庁は、適切な場合、出願人に対し、指定された期間内に出願に付随する明細書を補足するよう要請することができる。</p> <p>3.当局の意見を作成するために、当局は以下の事項を行うものとする：</p> <p>(a) 提案された健康強調表示の文言が科学的データにより立証されていることを確認する；</p> <p>(b) 健康強調表示の文言が本規則に定める基準に適合しているかどうかを検討する；</p> <p>(c) 提案された健康強調表示の文言が、一般消費者にとって理解しやすく有意義であるかどうかについて助言を与える。</p> <p>4.健康強調表示を許可することに賛成する意見があった場合、その意見には、次の事項を記載するものとする：</p> <p>(a) 申請者の氏名及び住所；</p> <p>(b) 強調表示の対象となる栄養素もしくはその他の物質、または食品もしくは食品のカテゴリー、およびその特定の特性；</p> <p>(c) 提案された健康強調表示の推奨文言（場合により、特定の使用条件を含む）；</p> <p>(d) 該当する場合、食品の使用条件又は制限、及び／又はラベル及び広告において健康強調表示に付随すべき追加の声明又は警告。</p> <p>5.当局は、健康強調表示に関する評価を記述し、その意見の理由及びその意見の根拠となった情報を記載した報告書を含む意見を欧州委員会、加盟国及び申請者に送付するものとする。</p> <p>6.当局は、規則(EC) No 178/2002 の第 38 条(1)に従い、その意見を公表するものとする。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	申請者または一般市民は、当該公表から 30 日以内に欧州委員会に対して意見を述べる ことができる。
第 17 条	<p>1. 委員会は、当局の意見を受領してから 3 ヶ月以内に、当局の意見、共同体法の関連規定及び検討中の事項に関連するその他の正当な要素を考慮し、許可された健康強調表示のリストに関する決定案を第 22 条第 2 項にいう委員会に提出するものとする。決定草案が当局の意見と一致しない場合、委員会は、その相違についての説明を提供しなければならない。</p> <p>2. 許可された健康強調表示のリストを修正する決定案には、第 16 条(4)に言及された明細書を含めるものとする。</p> <p>3. 申請に関する最終決定は、第 24 条(2)に規定する手続に従って採択されるものとする。</p> <p>4. 欧州委員会は、遅滞なく、決定した内容を申請者に通知し、決定内容の詳細を欧州連合官報に掲載するものとする。</p> <p>5. 第 13 条及び第 14 条に規定するリストに含まれる健康強調表示は、第 20 条の規定に従って使用が制限されていない場合、食品事業者が、それに適用される条件に従って使用することができる。</p> <p>6. 認可の付与は、食品事業者の当該食品に関する一般民事責任および刑事責任を軽減するものではない。</p>
第 18 条	<p>1. 第 13 条及び第 14 条に定めるリストの 1 つに含まれる請求項の出願人・使用者は、当該リストの修正を申請することができる。第 15 条から第 17 条に定める手続が準用されるものとする。</p> <p>2. 当局は、自らの意思で、または加盟国もしくは欧州委員会の要請を受けて、第 13 条および第 14 条に規定するリストに含まれる健康強調表示が依然として本規則に規定する条件を満たしているかどうかについて意見を発表するものとする。</p> <p>当局は、その意見を直ちに欧州委員会、加盟国、および関連する場合には当該強調表示の最初の申請者に送付するものとする。当局は、規則（EC）No 178/2002 の第 38 条（1）に従い、その意見を公表するものとする。</p> <p>出願人・使用者または一般市民は、当該公表から 30 日以内に欧州委員会に対して意見を述べる ことができる。</p> <p>欧州委員会は、当局の意見および受領した意見をできるだけ早く検討するものとする。適切な場合、第 17 条に定める手続に従って、認可を修正、停止または取り消すものとする。</p>

1.2.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、欧州議会・理事会規則 1333/2008 の CHAPTER IV LABELLING で規定されている。ここでは本節の仮訳を整理した。

<p>CHAPTER I SUBJECT MATTER, SCOPE AND DEFINITIONS</p> <p>CHAPTER II COMMUNITY LISTS OF APPROVED FOOD ADDITIVES</p> <p>CHAPTER III USE OF FOOD ADDITIVES IN FOODS</p> <p><u>CHAPTER IV LABELLING</u></p> <p>CHAPTER V PROCEDURAL PROVISIONS AND IMPLEMENTATION</p>
--

CHAPTER VI TRANSITIONAL AND FINAL PROVISIONS

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 21 条	<p>1.最終消費者への販売を目的としない食品添加物は、指令 2000/13/EC の第 6 条(4) に定義されるように、単独で販売されるか、互いに及び／又は食品成分と混合されるかにかかわらず、本規則の第 22 条に規定するラベルを使用してのみ販売することができ、そのラベルは容易に見え、はっきりと読み取れ、消えないようにしなければならない。また、購入者が容易に理解できる言語でなければならない。</p> <p>2.自国の領域内において、製品が販売される加盟国は、条約に従い、第 22 条に規定する情報を、当該加盟国が決定する共同体の公用語のうち 1 つ又は複数の言語で提供することを規定することができる。これは、当該情報が複数の言語で表示されることを妨げるものではない。</p>
第 22 条	<p>1.最終消費者への販売を目的としない食品添加物が、単独で、又は他の食品成分及び／又は他の物質を添加して混合して販売される場合、その包装又は容器には、以下の情報を記載しなければならない：</p> <p>(a) 各食品添加物について本規則で定められた名称及び／又は E-番号、又は各食品添加物の名称及び／又は E-番号を含む販売説明文；</p> <p>(b) 「食品用」という記述、「食品への使用が制限されている」という記述、又は意図された食品用途についてのより具体的な言及があること；</p> <p>(c) 必要な場合、保管及び／又は使用の特別条件；</p> <p>(d) バッチ又はロットを識別するマーク；</p> <p>(e) 使用説明書（その省略により食品添加物の適切な使用が妨げられる場合）；</p> <p>(f) 製造者、包装業者又は販売者の氏名又は名称及び住所；</p> <p>(g) 食品中の量的制限の対象となる各成分又は成分群の最大量の表示及び／又は購入者が本規則又は他の関連する共同体法に準拠できるような明確かつ容易に理解できる用語による適切な情報；同じ量の制限が、単独又は組み合わせて使用する成分群に当てはまる場合、その合計割合を単一の数値として示すことができる；量の制限は、数値又は量子サティス原則によって表されなければならない；</p> <p>(h) 正味量；</p> <p>(i) 最低耐久年数又は使用期限の日付；</p> <p>(j) 関連する場合、食品に含まれる成分の表示に関して、食品添加物又は本条で言及され、指令 2000/13/EC の付属書 IIIa に記載されているその他の物質に関する情報。</p> <p>2.食品添加物が互いに及び／又は他の食品成分と混合して販売される場合、その包装又は容器には、全成分のリストを、全体の重量割合の降順で記載するものとする。</p> <p>3.食品添加物の保存、販売、標準化、希釈又は溶解を容易にするために物質（食品添加物又は他の食品成分を含む）を食品添加物に添加する場合、その包装又は容器には、そのような物質の全てのリストを、全体の重量パーセントの降順で記載しなければならない。</p> <p>4.第 1 項、第 2 項及び第 3 項の適用除外により、第 1 項 (e) から (g) 及び第 2 項及び第 3 項で要求される情報は、当該製品の包装又は容器の見やすい部分に「小売用ではない」という表示があることを条件に、引渡しとともに又は引渡し前に供給される委託に関する文書にのみ記載することができる。</p> <p>5.第 1 項、第 2 項及び第 3 項の適用除外として、食品添加物がタンカーで供給される場合、すべての情報は、引渡しに伴って供給される託送品に関する添付文書にのみ表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 23 条	<p>1.指令 2000/13/EC、食品の属するロットを特定する表示又はマークに関する 1989 年 6 月 14 日の理事会指令 89/396/EEC (32) 及び規則 (EC) No 1829/2003 を妨げることなく、最終消費者に販売することを意図して、単独又は他と混合して販売する食品添加物及び／又は他の食品原料は、その包装に以下の情報が含まれている場合にのみ販売できる：</p> <p>(a) 各食品添加物について本規則で定められた名称及び E 番号、又は各食品添加物の名称及び E 番号を含む販売説明文；</p> <p>(b) 「食品用」という記述、「食品への使用が制限されている」という記述、または意図された食品用途についてより具体的な言及があること。</p> <p>2.第 1 項(a)の適用除外として、卓上型甘味料の販売説明には、その組成に使用される甘味料の名称を使用した「...-based table-top sweetener」という用語を含めなければならない。</p> <p>3.ポリオール、アスパルテーム、アスパルテーム・アセスルファム塩を含む卓上型甘味料のラベルには、以下の警告を表示すること：</p> <p>(a) ポリオール：「過剰摂取は下剤作用を誘発する可能性がある」；</p> <p>(b) アスパルテーム／アスパルテーム・アセスルファム塩：「フェニルアラニンの供給源を含む」。</p> <p>4.卓上甘味料の製造者は、消費者による安全な使用を可能にするために必要な情報を、適切な手段により入手できるようにしなければならない。本項の実施のためのガイダンスは、第 28 条(3)にいう精査を伴う規制手続きに従って採択することができる。</p> <p>5. 本条第 1 項から第 3 項に規定される情報については、指令 2000/13/EC の第 13 条第 2 項が適宜適用されるものとする。</p>
第 24 条	<p>1.指令 2000/13/EC を損なうことなく、本規則の付属書 V に記載された食品用着色料を含む食品のラベルには、当該付属書に記載された追加情報を含めるものとする。</p> <p>2.本条第 1 項に規定される情報に関連して、指令 2000/13/EC の第 13 条(2)が適宜適用されるものとする。</p> <p>3.科学の進歩又は技術開発の結果として必要な場合、付属書 V は、第 28 条(4)にいう精査を伴う規制手続きに従って、本規則の非本質的要素を修正することを目的とする措置によって修正されるものとする。</p>

1.2.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示については、欧州議会・理事会規則 1829/2003 の CHAPTER II の SECTION 2 Labelling で規定されている。ここでは本節の仮訳を整理した。

CHAPTER I OBJECTIVE AND DEFINITIONS
CHAPTER II GENETICALLY MODIFIED FOOD
Section 1 Authorisation and supervision
Section 2 Labelling
CHAPTER III GENETICALLY MODIFIED FEED
Section 1 Authorisation and supervision
Section 2 Labelling

CHAPTER II GENETICALLY MODIFIED FOOD Section 2 Labelling

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第 12 条	<p>1. 本条は、共同体内の最終消費者又は大量仕出し業者にそのように引き渡される食品であって、以下のものに適用される：</p> <p>(a) 遺伝子組換え作物を含むか、またはそれらで構成される。</p> <p>(b) 遺伝子組み換え作物から製造され、または遺伝子組み換え作物から製造された原材料を含む。</p> <p>2. 本条は、GMO を含み、GMO からなり、または GMO から生産された材料を、個別に考慮した食品成分または単一の成分からなる食品の 0.9% を超えない割合で含む食品には適用されないが、この存在が不慮のものであるか技術的に避けられない場合は、この限りではない。</p> <p>3. この物質の存在が不測の事態または技術的に不可避であることを証明するために、事業者は、当該物質の存在を回避するために適切な措置を講じたことを所轄官庁に納得させる証拠を提供できる立場になければならない。</p> <p>4. 適切な低い閾値は、特に遺伝子組換え作物を含む又は構成する食品に関して、又は科学技術の進歩を考慮するために、第 35 条 2 項に言及する手続に従って設定することができる。</p>
第 13 条	<p>1. 食品の表示に関する共同体法の他の要件を損なうことなく、本節の範囲に属する食品は、以下の特定の表示要件に従うものとする：</p> <p>(a) 食品が複数の成分から構成される場合、指令 2000/13/EC の第 6 条に規定される成分リストにおいて、「遺伝子組み換え」または「遺伝子組み換え（成分名）から生産された」という語が、当該成分のすぐ後に括弧付きで表示されるものとする；</p> <p>(b) 成分がカテゴリー名で指定されている場合、「遺伝子組換え（生物名）を含む」または「遺伝子組換え（生物名）から生産された（成分名）を含む」という語が、成分リストに記載されるものとする；</p> <p>(c) 成分リストがない場合、「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え（生物名）から生産された」という語をラベルに明確に表示しなければならない；</p> <p>(d) (a)及び(b)に掲げる表示は、成分表の脚注に記載することができる。この場合、少なくとも成分表と同じ大きさのフォントで印刷されなければならない。成分表がない場合は、ラベルに明確に表示されなければならない；</p> <p>(e) 食品が包装されていない食品として、又は最大の表面の面積が 10cm² 未満の小容器に入った包装済み食品として最終消費者に販売される場合、本項に基づく情報は、食品表示部若しくはそのすぐ隣又は包装材料上に、容易に識別し読み取ることができるように十分に大きなフォントで、恒久的かつ目に見える形で表示されなければならない。</p> <p>2. 第 1 項の表示要件に加え、次の場合には、認可に明記された特性又は性質についても表示するものとする：</p> <p>(a) 食品が、以下の特性または性質に関して従来のものと異なる場合：</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 組成；</p> <p style="margin-left: 20px;">(ii) 栄養価または栄養学的効果；</p> <p style="margin-left: 20px;">(i) 組成、(ii) 栄養価又は栄養効果、(iii) 食品の使用目的；</p> <p style="margin-left: 20px;">(iv) 国民の特定の部族の健康に対する影響；</p> <p>(b) 食品が倫理的または宗教的な懸念を生じさせる可能性がある場合。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>3. 第 1 項の表示要件に加え、認可に明記されているとおり、本節の適用範囲に属する食品で従来に対応物を有しないものの表示には、当該食品の性質及び特性に関する適切な情報を記載しなければならない。</p>
第 14 条	<p>1. 本節を実施するための詳細な規則、特に事業者が表示要件を遵守するために必要な措置に関する規則は、第 35 条(2)に規定する手続に従い、採択することができる。</p> <p>2. 最終消費者に食品を提供する集団給仕業者が提供すべき情報に関する具体的な規則は、第 35 条(2)に規定する手続に従って採択することができる。</p> <p>大量調理者の特定の状況を考慮するために、当該規則は、第 13 条(1)(e)の要件の適応を規定することができる。</p>

1.2.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲンについては、欧州議会・理事会規則 1169/2011 の第 21 条で規定されている。表示の対象となる食品は以下の通り。

品目	除外される場合
グルテンを含むシリアル類 (小麦・ライ・大麦・オート ムギ・スペルト・カムートあ るいはそのハイブリッド型・ 及びそれら製品)	以下を除く - デキストロースを含む小麦を原料とするグルコースシロップ - 小麦を原料とするモルトデキストリン - 大麦を原料とするグルコースシロップ - 農産品由来のエチルアルコールを含むアルコールを含んだ蒸留 液の製造に使用されるシリアル類
甲殻類及びその製品	-
卵及びその製品	-
魚及びその製品	以下を除く - ビタミンまたはカロチノイドの調製品のキャリアや香料料とし て使用される魚ゼラチン - ビール、サイダー、ワインの清澄剤として使用される魚ゼラ チンまたはアイシングラス
ピーナッツ及びその製品	-
大豆及びその製品 大豆及びその製品	以下を除く - 完全に精製された大豆油脂* - 自然混合されたトコフェロール (E306) 、天然 D アルファ・ トコフェロール、天然 D アルファ・トコフェロールアセテ ート、大豆を原料とする天然 D アルファ・コハク酸トコフェロ ール - 植物油製ファイトステロール、大豆を原料とするファイトステ ロール・エステル - 大豆を原料とする植物油ステロールから製造される植物スタ ノールエステル
乳及びその製品 (ラクトース含む)	以下を除く - 農産品由来のエチルアルコールを含むアルコールを含んだ蒸留 液の製造に使用される乳しょう - ラクチトール
ナッツ類 (アーモンド、ヘー ゼルナッツ、くるみ、カ シューナッツ、ピーカン、ブ ラジルナッツ、ピスタチオ、 マカダミアナッツ、クイーン ズランドナッツ) 及びその製 品	以下を除く - 農産品由来のエチルアルコールを含むアルコールを含んだ蒸留 液の製造に使用されるナッツ類
セロリ及びその製品	-
マスタード及びその製品	-
ゴマ及びその製品	-
二酸化硫黄及び亜硫酸塩	食べられる状態で供された、もしくは製造者の指示に基づいて調 理された状態の製品について、SO ₂ 濃度 10mg/kg または 10mg/l 超の場合
ルピン豆及びその製品	-

品目	除外される場合
魚介類（いかたこ類）及びその製品	－

1.2.7 その他食品表示に関する規制とその内容

その他として、欧州議会・理事会規則 609/2013 で乳幼児向け食品、特別医療目的用食品および食事代替型ダイエット食品に関する規則が規定されている。

1.3 中国

1.3.1 食品表示に関する規制の体系

中国では、食品表示に関する規制として基本に食品安全法があり、その第六十七条で包装済み食品の表示として、以下の表示が求められている。

- (一) 名称、規格、正味含有量、製造日
- (二) 成分または配合表
- (三) 製造者の名称、所在地、連絡先
- (四) 品質保証期限
- (五) 製品の基準コード
- (六) 貯蔵条件
- (七) 使用した食品添加物の国家基準における通用名称
- (八) 製造許可番号
- (九) 法律、法規また食品安全基準に明記することが規定されているその他の事項

また、食品表示に求められる具体的な様式などは、以下に示す4つの食品安全基準（食品安全法に従って規定される個別規則のこと）で規定されている。

食品安全法（基本法）

第六十七条にて包装済み食品の包装の表示について規定。

食品安全法 実施条例

第三十三条にて遺伝子組み換え食品の表示について規定。

食品安全基準（食品安全法に従って規定される個別規則）

- ①GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則
（中国語：预包装食品标签通则）
- ②GB28050-2011 包装済み食品の栄養表示に関する一般規則
（中国語：预包装食品营养标签通则）
- ③GB29924-2013 食品添加物製剤の一般表示規則
（中国語：食品添加剂标识通则）
- ④GB13432-2013 特別食用包装済み食品の表示
（中国語：预包装特殊膳食用食品标签）

図 5 食品表示に関する規制の体系

公的機関による各規則の和訳状況は以下の通り。ジェトロや農林水産省が和訳を提供しており、特に農林水産省の中国への輸出対応のウェブサイト「新规定ガイダンス（仮訳）」⁹において、食品表示を含め多くの食品安全国家基準の和訳が掲載されており参考となる。

本報告書では、既存の和訳がある規則については既存のものを参照し、ないものについては(株)三菱総合研究所の仮訳をもとに整理した。

表 2 規制の和訳状況

規則	和訳有無	参照先（閲覧は 2023 年 11 月時点）
食品安全法	有 （全文）	【和訳】ジェトロ、“中国 農林水産物・食品の関連法規” https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/a4e2198aab9fbd50/201511rp_ch_foodlaw_trans_rev.pdf
①包装済み食品の表示に関する一般規則	有 （一部）	【和訳】農林水産省，“各国の食品・添加物等の規格基準” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/attach/pdf/asia-203.pdf 【和訳】農林水産省，“新规定ガイダンス（仮訳）” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html 【原文】National Health Commission of the People’s Republic of China http://www.nhc.gov.cn/wjw/aqbz/201106/53c53d99b71940c7a74830f86b46f8db.shtml
②包装済み食品の栄養表示に関する一般規則	有 （全文）	【和訳】ジェトロ，“食品安全国家基準「包装済み食品栄養ラベル通則」の公布に関する公告” https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_009_appendix.pdf 【和訳】農林水産省，“新规定ガイダンス（仮訳）” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html 【原文】National Health Commission of the People’s Republic of China http://www.nhc.gov.cn/wjw/aqbz/201106/a054a6affd0e489da150cf2b51a971a7.shtml
③食品添加物製剤の一般表示規則	無し	【原文】CIRS Group https://www.cirs-group.com/Uploads/soft/150318/7-15031P92029.pdf
④特別食用包装済み食品の表示	有 （全文）	【和訳】農林水産省，“新规定ガイダンス（仮訳）” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html

⁹ 農林水産省，“新规定ガイダンス（仮訳）”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html> (2023 年 11 月閲覧)

規則	和訳有無	参照先（閲覧は 2023 年 11 月時点）
		【原文】National Health Commission of the People's Republic of China http://www.nhc.gov.cn/ewebeditor/uploadfile/2014/05/20140505140620785.pdf

原文については、「国家食品安全风险评估中心（China National Center for Food Safety Risk Assessment）」のウェブサイト¹⁰で公開されている。ウェブサイトは中国語表示（一部英語も対応）。検索窓にキーワードを入力することで食品安全国家基準の検索が可能。



図 6 食品安全国家基準の検索画面

1.3.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、「①GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則」で規定されている。ここでは、表示内容、表示方法を整理した。詳細は、農林水産省による和訳を参照。

(1) 表示内容

具体的な表示内容については、「①GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則」の第 3 条及び第 4 条で規定されている。

¹⁰ 国家食品安全风险评估中心, <https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db>（2023 年 11 月閲覧）

① 義務表示

包装済み食品には、食品名、原材料リスト、正味重量および構成、製造者や流通業者の名称・所在地・連絡先情報、製造日・保管可能期間、保管条件、食品製造免許番号、製品基準コード、その他必要情報の表示が求められている。

各項目の具体的な内容については、第4条で以下の通り規定されている。

項目	具体的な規則
食品名	<p>4.1.2.1 食品の固有名称は表示中の目立つ場所に提示し、食品の真実の性質を明瞭に示す。</p> <p>4.1.2.1.1 特定の食品に関して国、業界、または地域の標準下で1つまたは幾つかの名称が確立されている場合、これらの名称のうちの1つまたは同等の名称を選んで使用する。</p> <p>4.1.2.1.2 このような名称が存在しない場合、消費者の誤解および混乱を招かない一般名または通称を用いる。</p> <p>4.1.2.2 セクション4.1.2.1に述べた名称の1つが同一の表示パネルに示されている場合、造語や独創的な語、翻訳語による名称、商標名、民俗的名称、または登録商標を使用してもよい。</p> <p>4.1.2.2.1 造語や独創的な語、翻訳語による名称、商標名、民俗的名称、または登録商標に誤解を招く語または用語が含まれている場合、同一の表示パネルのこの名称の近くに同一の語のサイズで、当該食品の真の性質を示す固有名称を記載する。</p> <p>4.1.2.2.2 食品の真の性質を示す固有名称が、語のサイズが異なるために食品の性質について誤解を招くものである場合、この固有名称は同一の語のサイズを用いて記載する。</p> <p>4.1.2.3 食品の真の性質および物理的条件、または食品の調整方法に関して消費者の誤解および混乱を避けるために、表示の食品名の前または後に、必要に応じて乾燥、濃縮、還元、くんせい、油で揚げた、粉末状、粒状などの語句を追加して記載する。</p>
原材料	<p>4.1.3.1 包装済み食品の表示には原材料リストを明記する。原材料リストには4.1.2に従って固有名称を用い、食品添加物は4.1.3.1.4に従う名称を用いる。</p> <p>4.1.3.1.1 原材料または原材料リストは原材料リストを示す用語である。調製過程で用いた原材料が他のものに転化している場合（ワイン、醤油、食酢などの発酵製品を指す）、原材料もしくは原材料と補助的物質を原材料の代わりに用いてもよく、原材料リストには種々の原材料、補助的物質、および食品添加物を、本基準の関連条項に従って記載する。加工助剤は記載しなくともよい。</p> <p>4.1.3.1.2 食品の製造または調製中に用いられた原材料は全て重量の多い順に記載するが、食品の2%未満を構成する原材料は多い順に記載しなくともよい。</p> <p>4.1.3.1.3 原材料自体が2つ以上の原材料（複合食品添加物を除く）から成る製品である場合、これらの複合材料は、リストにおいて一次材料のすぐ後のカッコ内に比率の高い順に併記されるならば、明記してもよい。複合材料（この名称が国、業界、および地域の標準で確立されている）が食品の25%未満を成す場合、この一次材料は明記しなくともよい。</p> <p>4.1.3.1.4 食品添加物の名称はGB 2760に従って一般名で明記する。食品添加物の一般名は食品添加物の固有名称で記載しても、食品添加物のクラス名で記載しても、食品添加物の固有名称および国際コード（国際番号システム [INS] 番号）を同時に記載してもよい。同一の包装済み食品の表示では、食品添加物を記</p>

項目	具体的な規則
	<p>載する形式を1つ選択しなければならない。食品添加物のクラス名および国際コードを同時記載する方法を採用する場合、かつ食品添加物の中で関連する国際コードがない、もしくはアレルギーの要件がない場合は、食品添加物の固有名称を記載してもよい。食品添加物の名称にその製造方法は含まれない。食品の25%未満を成す複合材料中の食品添加物は、GB 2760に定める導入原則に従い、かつ最終製品に技術的機能を発揮しない場合、記載しなくともよい。</p> <p>4.1.3.1.5 食品の製造または調製中に添加した水は、原材料リストに記載する。製造中に蒸発する水または他の揮発性材料は記載しなくともよい。</p> <p>4.1.3.1.6 摂食可能な包装物も、省の法規の条項で別途定める場合を除き、原材料リストに記載する。</p> <p>4.1.3.2 以下の食品材料は表1に従って記載してもよい。 ※表1は本表外に示す。</p>
重量	<p>4.1.4 原材料の量的表示</p> <p>4.1.4.1 1つ以上の価値や特徴のある原材料または成分の存在または添加を食品表示で特に強調する場合、強調する原材料を製造時に添加した際の比率、または強調する成分の含有量を記載する。</p> <p>4.1.4.2 1つ以上の材料または成分の含有量が低いことを食品表示で特に強調する場合、強調する材料または成分の最終製品における比率を記載する。</p> <p>4.1.4.3 食品名の中での特定の材料または成分に関する記載自体は、強調には当たらない。</p> <p>4.1.5 正味重量および構成</p> <p>4.1.5.1 正味重量の記載は、正味重量、数字、および公的測定単位を用いる。</p> <p>4.1.5.2 包装済み食品の正味重量は、公的測定単位に従い、以下の方法で記載する。</p> <p>a)液体食品の場合、容量(L)(l)、mL(ml)、または重量(g)、kg</p> <p>b)固体食品の場合、重量(g)、kg</p> <p>c)半固体または粘性食品の場合、重量(g)、(kg)、または容量(L)(l)、mL(ml)</p> <p>4.1.5.3 正味重量の測定単位は、表2に従って記載する。 ※表2は本表外に示す。</p> <p>4.1.5.4 正味重量を記載する最小フォントサイズは、表3に従う。 ※表3は本表外に示す。</p> <p>4.1.5.5 食品の正味重量および名称は包装(容器)の同一表示パネルに記載する。</p> <p>4.1.5.6 固体食品が液体中に収容されて固体食品が主原料である場合、正味内容量の記載に加え、水を切った(固体)内容量も重量または比率で記載する。</p> <p>4.1.5.7 小単位の包装済み食品を収容した包装済み食品の場合、キャンディ、小袋入りクッキー、袋入り砂糖漬け果実などの内部包装食品が個別に販売されない場合を除き、正味重量の記載に加えて構成についても外部包装に記載する。</p> <p>4.1.5.8 構成に関する記載は、包装済み食品の正味重量および内部の個包装食品単位数、または内部の個包装食品単位数のみから成り、構成という語は記載しなくともよい。内部包装を含まない包装済み食品の場合、構成とは正味重量を意味する。</p>
製造者等	<p>4.1.6 製造者および流通業者の名称、所在地、および連絡先情報</p> <p>4.1.6.1 製造者の名称、所在地、および連絡先情報を記載する。製造者の名称および所在地は法に従って登録され、製造者は製品の安全性および品質に責任を負う。以下の条件の1つに該当する場合、表示は以下の要件に従って作成する。</p>

項目	具体的な規則
	<p>4.1.6.1.1 法によりグループ会社またはその支社（子会社）が独立した法定責任を負う場合、これらの各名称および所在地を別個に記載する。</p> <p>4.1.6.1.2 法によりグループ会社の支社または製造施設が独立した法定責任を負わない場合、グループ会社および支社（製造施設）の名称および所在地、あるいはグループ会社の製造施設のみの名称および所在地を記載する。製造施設は管理部門に該当する地方自治体に届け出る。</p> <p>4.1.6.1.3 包装済み食品の製造を認可された契約包装者の場合、契約包装者を認可した会社および製造を委託された会社、あるいは契約包装者を認可した企業の製造施設のみの名称および所在地を記載する。製造施設は管理部門に該当する地方自治体に届け出る。</p> <p>4.1.6.2 法により独立した法定責任を負う製造者または流通業者の連絡先情報は、少なくとも以下の事項の1つを記載する：電話番号、ファックス番号、ウェブ上の連絡先情報など、または郵便番号および所在地</p> <p>4.1.6.3 包装済み輸入食品の場合、原産国または地域（香港、マカオ、または台湾）、および中華人民共和国で登録された代理業者、輸入者、または流通業者の名称、所在地、および連絡先情報を記載する。製造者の名称、所在地、および連絡先情報は記載しなくともよい。</p>
日付表示	<p>4.1.7 日付表示</p> <p>4.1.7.1 製造日および保存可能期間を明瞭に記載する。日付を包装の特定場所に提示する場合はこの特定場所を記載する。記載日には、記載日の上への貼付、追加、または修正してはならない。</p> <p>4.1.7.2 保存可能期間および賞味期限を記載した大きな外部包装済み食品に個包装の同一の食品単位を収容する場合、外部包装に記載した保存可能期間の日付は、個包装の食品単位の保存可能期間の最も早い日付で算出する。外部包装に記載した製造日は、個包装の食品単位の製造日の最も早い日付、もしくは外部包装を販売単位とした日付で算出しなければならず、もしくは、個包装食品単位の製造日および保存可能期間は外部包装に別個に記載する。</p> <p>4.1.7.3 日付コードは、年、月、日の順で記載し、もしくは日付コードの記載順を明示する。</p>
保管条件	<p>4.1.8 保管条件</p> <p>食品を保管するための特定条件は表示に記載する。</p>
その他の情報	<p>4.1.9 食品製造免許番号</p> <p>食品製造免許番号を記載する必要がある包装済み食品の場合、記載形式は関連規則に従う。</p> <p>4.1.10 製品基準コード</p> <p>国内で製造および流通する包装済み食品（包装済み輸入食品を除く）には製品基準コードおよび決定番号を記載する。</p> <p>4.1.11 他の表示情報</p> <p>4.1.11.1 照射食品</p> <p>4.1.11.1.1 電離放射線で処理された食品の表示には、食品名の近くに照射食品というマークを記載する。</p> <p>4.1.11.1.2 電離放射線で処理された材料は原材料リストでその旨を明示する。</p> <p>4.1.11.2 遺伝子組換え食品</p> <p>遺伝子組換え食品の表示は、関連法規の規則に従って行う。</p>

項目	具体的な規則
	<p>4.1.11.3 栄養表示（詳細は 1.3.3 に整理）</p> <p>4.1.11.3.1 特別食用の食品、ならびに乳幼児用の主食および補助食品には、食品の栄養成分および重量を記載しなければならない。記載方法は GB 13432 に従わなければならない。</p> <p>4.1.11.3.2 他の包装済み食品で栄養成分を記載する必要がある場合、記載方式は関連する規則基準に従わなければならない。</p> <p>4.1.11.4 品質等級</p> <p>食品に関連する製品基準で品質等級が明瞭に規定されている場合、品質等級を記載しなければならない。</p> <p>4.2 間接的に消費者に配布される包装済み食品の表示条件</p> <p>間接的に消費者に配布される包装済み食品の名称、構成、正味重量、製造日、保存可能期間、および保管方法は、4.1 の要件に従って表示に記載しなければならない。表示に記載されない他の情報は規格または契約で明示しなければならない。</p> <p>4.3 表示情報の免除</p> <p>4.3.1 以下の包装済み食品は保存可能期間日の記載を免除される：アルコール含有量が 10%以上のアルコール飲料、固形の食酢、塩、および砂糖、ならびにグルタミン酸ソーダ。</p> <p>4.3.2 包装済み食品の包装または容器の最大表面積が 10 cm² の場合、包装済み食品には、製品の名称および正味重量、ならびに製造者または流通業者の名称および所在地のみを記載すればよい。</p>

表 1

材料の種類	表示
オリーブ油以外の植物油または精製植物油	「植物」または「精製」という語を伴う「油」、場合に応じて「水素化」または「部分水素化」という語を追加してもよい。
化工デンプン以外のでんぷん	「でんぷん」
食品中に重量で 2%以下の比率で単一でまたは組み合わせて用いられる全ての香辛料および香辛料抽出物	場合に応じて「香辛料（1 つ）」、「香辛料（複数）」または「混合香辛料」
チューインガムのガムベースの製造に用いられる全てのタイプのガム調整品	「チューインガムベース」、「ガムベース」
食品中に重量で 10%以下の比率で用いられる全ての保存加工果実	「砂糖漬け果実」「保存加工果実」
食品着香料、香料	「食品着香料」、「食品香料」、「食品着香料および食品香料」

表 2

測定方法	正味重量 Q の範囲	測定単位
容量	1. Q < 1,000 ml	毫升 mL (ml)
	2. Q ≥ 1,000 ml	升 L (l)

測定方法	正味重量 Q の範囲	測定単位
重量	1. Q <1,000 g	克 g 千克
	2. Q ≥1,000 g	kg

表 3

正味重量 Q の範囲	フォントの最低の高さ (mm)
Q ≤ 50 mL、Q ≤ 50g	2
50 mL < Q ≤ 200 mL、50 g < Q ≤ 200g	3
200 mL < Q ≤ 1L、200 g < Q ≤ 1 kg	4
Q > 1 kg、Q > 1L	6

② 推奨表示

推奨表示については、第 4 条で以下の通り規定されている。

項目	具体的な規則
バッチ識別	4.4.1 バッチ識別 製品を識別するバッチ番号を製品要件に応じて記載してもよい。
使用方法	4.4.2 使用方法 開封方法、消費方法、調製方法、還元方法、および消費者に役立つ他の指示を、製品要件に応じて記載してもよい。
アレルギー情報	アレルギー情報も推奨表示。具体的な内容は 1.3.6 に記載。

(2) 表示方法

表示方法（基本要件として規定）については、第 3 条に規定されている。

項目	具体的な規則
一般要件	3.1 法規および関連する食品安全基準の要件に従う。 3.2 明瞭で目立ち、消去不能で、購入する消費者にとって容易に判読可能である。 3.3 一般大衆に容易に理解され、正確で、化学的証拠に裏づけられている。迷信に基づいたり性的に興奮させたり他の製品を貶めたり非科学的であったりする表示は禁止する。 3.4 真実かつ正確でなければならず、虚偽の、誤解を招く、または欺まんな方法で記載または提示しない。語のサイズ変更や対照的な色の使用により誤った印象を与えがちであってはならない。 3.5 当該製品が混同される可能性のある他の製品またはその一定の特性について直接的または間接的に述べたり示唆したりする語、画像、または他の手段を記載または提示しない。 3.6 疾患の予防および治癒効果について明言または示唆してはならず、かつ非健康管理的な食品が健康管理へ及ぼす影響について直接または間接に記載しない。 3.7 食品、食品包装、または食品容器からはがれてはならない。
言語	3.8 通常の漢字を用いる（登録商標を除く）。装飾に用いられる異なる種類の芸術的 文字は正確に記載され、容易に判読可能であること。

項目	具体的な規則
	<p>3.8.1 中国語のピンイン表記または少数民族集団の言語も同時に用いてよいが、これらの語のサイズはこれらに該当する漢字以下の大きさであること。</p> <p>3.8.2 漢字に加え、漢字表記に該当する外国語も用いてよい（ただし、輸入食品製造者の名称および所在地、海外流通業者の名称および所在地、およびウェブサイトのアドレスを除く）。外国語の文字は対応する漢字以下の大きさであること（登録商標を除く）。</p>
表示範囲	3.9 包装済み食品の包装（容器）の最大表面積が 35cm ² を超える場合、義務的表示情報の語、シンボル、および数の最小サイズは高さが 1.8mm 以上でなければならない（最大表面積の算出方法については付録 A を参照）。
その他	<p>3.10 販売単位の包装内に異なる種類の数個の個包装が存在する場合、個包装別に販売可能であるが、各個包装の食品表示は個別に記載する。</p> <p>3.11 外部包装が容易に開封され、かつ表示情報が外部包装を通して判別され、義務的表示情報の全体または一部が内部包装（内部容器）において明瞭に判別可能な場合、同一の表示情報を外部包装物に再現しなくてもよい。さもなければ、義務的表示情報は外部包装物に表示する。</p>

1.3.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の具体的な表示内容については、「②GB 28050-2011 包装済み食品の栄養表示に関する一般規則」の第 3 条～第 6 条で規定されている。

(1) 表示内容

項目	具体的な規則
強制表示内容	<p>4. 強制表示内容</p> <p>4.1 すべての包装済み食品栄養強制表示の内容には、熱量、主要栄養成分の含有量の数値及びそれらの栄養成分等摂取目安量（NRV）に対するパーセンテージを含める。その他の成分を表示する場合には、熱量と主要栄養成分の表示が目立つように適切な形式を用いる。</p> <p>4.2 熱量・主要栄養成分以外の他の栄養成分について栄養強調表示又は栄養成分機能強調表示を行う場合には、栄養成分表中に当該栄養成分の含有量及び栄養成分等摂取目安量（NRV）に対するパーセンテージも表示する。</p> <p>4.3 栄養強化剤を添加した包装済み食品は、4.1 の要求のほか、栄養成分表中に強化後の食品における当該栄養成分の含有量の数値及び栄養成分等摂取目安量（NRV）に対するパーセンテージも表示する。</p> <p>4.4 水素添加及び（又は）部分水素添加油脂が食品配合原料に含まれるか又は生産過程で使用された場合には、栄養成分表中にトランス脂肪酸の含有量も表示する。</p> <p>4.5 上記の栄養成分等摂取目安量（NRV）が定められていない栄養成分については、含有量のみを表示する。</p>
任意表示内容	<p>5.1 上記の強制表示内容のほか、栄養成分表中に表 1 中の他の成分も任意で表示できる。</p> <p>5.2 ある栄養成分含有量の表示値が表 C.1 の含有量要件及び制限性条件を満たす場合には、当該成分についての含有量強調表示を行うことができる。強調表示方式は表 C.1 を参照。ある栄養成分含有量が表 C.3 の要件と条件を満たしている場合には、当該成分についての比較強調表示を行うことができる。強調表示方式は表 C.3 を参照。ある</p>

項目	具体的な規則
	<p>栄養成分が含有量強調表示と比較強調表示の要件を同時に満たしている場合には、2種類の強調表示方式を同時に用いてもよいし、含有量強調表示のみを用いてもよい。含有量強調表示と比較強調表示の同義語は表 C.2 と表 C.4 を参照。</p> <p>5.3 ある栄養成分の含有量表示値が含有量強調表示又は比較強調表示の要件と条件を満たしている場合には、附則 D 中の対応する栄養成分機能強調表示の標準用語を一つ以上用いることができる。機能強調表示の用語は、いかなる形式によるを問わず、添削、組み合わせをしてはならない。</p>
強制表示の免除	<p>7 栄養成分の強制表示が免除される包装済み食品</p> <p>下記包装済み食品は栄養強制表示を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －包装された生肉、生魚、生鮮野菜及び果物、生卵などの生鮮食品 －アルコール含有量が 0.5%のアルコール飲料 －包装総面積が 100cm² または最大表面積が 20 cm² の食品 －現場で調理・販売される食品。 －包装された飲用水。 －1 日当たりの摂取量が 10g 又は ≤10mL の包装済み食品。 －法律、法規、標準の規定に従って栄養表示が免除されているその他の包装済み食品 <p>栄養表示の強制表示が免除されている包装済み食品であっても、その包装に何らかの栄養情報が表示される場合には、本標準に従って実施する。</p>

表 1 熱量及び栄養成分の名称・順番、表示単位、丸めの幅、「0」閾値

熱量及び栄養成分の名称・順番	表示単位 ^a	丸めの幅	「0」閾値(100 g 当たり又は 100 mL 当たり) ^b
熱量	キロジュール (kJ)	1	≤17 kJ
たんぱく質	グラム (g)	0.1	≤ 0.5 g
脂質	グラム (g)	0.1	≤ 0.5 g
飽和脂肪 (酸)	グラム (g)	0.1	≤ 0.1 g
トランス脂肪酸	グラム (g)	0.1	≤ 0.3 g
一価不飽和脂肪酸	グラム (g)	0.1	≤ 0.1 g
多価不飽和脂肪酸	グラム (g)	0.1	≤ 0.1 g
コレステロール	ミリグラム (mg)	1	≤ 5 mg
炭水化物	グラム (g)	0.1	≤ 0.5 g
糖(乳糖 ^c)	グラム (g)	0.1	≤ 0.5 g
食物繊維(若しくは単量体、又は可溶性/不溶性食物繊維)	グラム (g)	0.1	≤ 0.5 g
ナトリウム	ミリグラム (mg)	1	≤ 5 mg
ビタミン A	マイクログラムレチノール当量 (µgRE)	1	≤ 8 µg RE
ビタミン D	マイクログラム(µg)	0.1	≤ 0.1 µg
ビタミン E	ミリグラム α-トコフェロール当量 (mg α-TE)	0.01	≤ 0.28 mg α-TE
ビタミン K	マイクログラム(µg)	0.1	≤ 1.6 µg
ビタミン B ₁ (チアミン)	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.03 mg
ビタミン B ₂ (リボフラビン)	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.03 mg

熱量及び栄養成分の名称・順番	表示単位 ^a	丸めの幅	「0」 閾値(100 g 当たり 又は 100 mL 当たり) ^b
ビタミン B ₆	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.03 mg
ビタミン B ₁₂	マイクログラム(μg)	0.01	≤ 0.05 μg
ビタミン C(アスコルビン酸)	ミリグラム (mg)	0.1	≤ 2.0 mg
ニコチン酸(ニコチン酸アミド)	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.28 mg
葉酸	マイクログラム(μg)又はマイ クログラム葉酸当量(μg DFE)	1	≤8μg
パントテン酸	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.10 mg
ビオチン	マイクログラム(μg)	0.1	≤ 0.6 μg
コリン	ミリグラム (mg)	0.1	≤ 9.0 mg
リン	ミリグラム (mg)	1	≤ 14 mg
カリウム	ミリグラム (mg)	1	≤ 20 mg
マグネシウム	ミリグラム (mg)	1	≤ 6 mg
カルシウム	ミリグラム (mg)	1	≤ 8 mg
鉄	ミリグラム (mg)	0.1	≤ 0.3 mg
亜鉛	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.30 mg
ヨウ素	マイクログラム(μg)	0.1	≤ 3.0 μg
セレン	マイクログラム(μg)	0.1	≤ 1.0 μg
銅	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.03 mg
フッ素	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.02 mg
マンガン	ミリグラム (mg)	0.01	≤ 0.06 mg
<p>a 栄養成分の表示単位は、表中の中国語又は英語を選択するか、両方用いることができる。</p> <p>b ある栄養成分含有量の数値が≤「0」 閾値である場合、その含有量は「0」と表示しなければならない。「食分」の計量単位を用いる場合も、100 g 当たり又は 100 mL 当たりの「0」 閾値の規定を満たしている必要がある。</p> <p>c 糖は、乳及び乳製品の栄養ラベルに直接表示することができる。</p>			

表 2 熱量及び栄養成分含有量の許容差の範囲

熱量及び栄養成分	許容誤差範囲
食品のたんぱく質、多価不飽和及び一価不飽和脂肪酸、炭水化物、糖(乳糖のみ)、総/可溶性/不溶性食物繊維及びその単量体、ビタミン(ビタミン D、ビタミン A は含まない)、ミネラル(ナトリウムは含まない)、その他の強化栄養成分	≥ 80 %表示値
食品中の熱量及び脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、糖(乳糖を除く)	≥ 120 %表示値
食品中のビタミン A とビタミン D	80 % ~ 180 %表示値

(2) 表示方法

項目	具体的な規則
基本要件	3.1 包装済み食品栄養表示において表示する栄養情報はすべて真実かつ客観的でなければならない。虚偽情報を表示したり、製品の栄養機能又はその他の機能を誇張したりしないこと。
表示言語	3.2 包装済み食品栄養表示は中国語を使用する。外国語を併記する場合、その内容は中国語と対応すること。また外国語の文字を中国語の文字より大きくしてはならない。
表示様式	<p>3.3 栄養成分表は「升目表」の形式で表示する（特殊の事情がある場合は、この限りではない）。升目のサイズは任意であるが、包装の基線に垂直でなければならない。表題は「栄養成分表」とする。</p> <p>3.4 食品栄養成分含有量は具体的な数値で表示する。数値は原料計算又は製品測定により得ることができる。各栄養成分の栄養成分等摂取目安量（NRV）は附則 A を参照。</p> <p>3.5 栄養表示の様式は附則 B を参照。食品企業は食品の栄養特性、包装面積の大きさ及び形状などの要素に応じて、そのうちの一つの様式を選択できる。</p> <p>3.6 栄養表示は消費者に提供する最小販売単位の包装に表示する。</p> <p>栄養成分表は「升目表」の形式で表示する（特殊の事情がある場合は、この限りではない）。升目のサイズは任意であるが、包装の基線に垂直でなければならない。表題は「栄養成分表」とする。</p> <p>3.4 食品栄養成分含有量は具体的な数値で表示する。数値は原料計算又は製品測定により得ることができる。各栄養成分の栄養成分等摂取目安量（NRV）は附則 A を参照。</p> <p>3.5 栄養表示の様式は附則 B を参照。食品企業は食品の栄養特性、包装面積の大きさ及び形状などの要素に応じて、そのうちの一つの様式を選択できる。</p> <p>3.6 栄養表示は消費者に提供する最小販売単位の包装に表示する。</p>
表示方法	<p>6 栄養成分の表示方法</p> <p>6.1 包装済み食品における熱量と栄養成分の含有量は、食品 100 グラム（g）当たり及び（又は）100 ミリリットル（mL）当たり及び（又は）1 食分当たりの可食部中の具体的な数値により表示する。食分を用いて表示する場合には 1 食分当たりの食品の量を表示する。食分の量は食品の特徴又は推奨量に基づき定めることができる。</p> <p>6.2 栄養成分表中の強制表示及び任意表示の栄養成分の名称・順番、表示単位、丸めの幅、「0」閾値は、表 1 の規定を満たすこと。ある栄養成分を表示しない場合には、順次繰り上げる。</p> <p>6.3 GB14880 及び衛生部公告において強化が認められている表 1 以外の他の栄養成分を表示する場合、配列の順番は表 1 に掲げる栄養成分の後に位置すること。</p> <p>6.4 製品の賞味期限内における熱量と栄養成分含有量の許容差の範囲は、表 2 の規定を満たすこと。</p>

1.3.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の具体的な表示内容については、「③GB29924-2013 食品添加物製剤の一般表示規則」で規定されている。

(1) 表示内容

項目	具体的な規則
名称	<p>4.1 名称</p> <p>4.1.1 食品添加物の表示には、「食品添加物」の文字を目立つ位置に明記する。</p> <p>4.1.2 食品添加物の中国語名は、GB 2760、食品添加物の製品品質仕様基準、および管轄国家機関により使用が承認された食品添加物の名称に従って表示する。食品添加物の一つ以上の名称が、GB 2760、食品添加物の製品品質仕様標準および管轄国家部門が使用を承認した食品添加物の名称に規定されている場合、これらの名称の一つを使用する。</p> <p>4.1.3 配合食品添加物の名称は、GB 26687-2011 の第 3 章命名原則の規定に適合する。</p> <p>4.1.4 食品用香料は、GB 2760 に規定される中国語名および管轄国家当局が使用を承認した食品添加物の中に記載する。</p> <p>4.1.5 食品用香料は、表示された製品の香り、芳香および製造工程に適した名称および種類を使用し、誤解や混乱を招かないようにし、「食品用香料」と明確に表示する。</p> <p>4.1.6 上記の名称に加えて、任意で「中国名に対応する英語名または略称」、「音訳名」、「商号」、「INS 番号」、「CNS 番号」をマークできる。GB2760 の香辛料の "コード"、"FEMA 番号" 等</p> <p>食品用香料は、水溶性香料、油溶性香料、ブレンドパウダー香料、マイクロカプセル化パウダー香料、乳化香料、ペースト（クリーム）香料、香味香料など、食品用香料の名称の前または後に対応する単語またはフレーズを付けることもできるが、その名称は 4.1.2 から 4.1.5 で示した名称と同じ表示レイアウトで、フォントサイズは 4.1.2 から 4.1.5 より大きくならないように表示し、指定された名称の文言であること。</p>
原材料	<p>4.2 成分又は原材料リスト</p> <p>4.2.1 食品用香料以外の食品添加物の成分または原材料リストの表示に関する要求事項</p> <p>4.2.1.1 食品添加物の各単一種の名称は、GB2760、食品添加物の製品品質仕様基準、および管轄国家機関により使用が承認された食品添加物に指定されている名称に従って記載する。原材料リストは、各食品添加物の含有量の多い順に並べる。</p> <p>4.2.1.2 単一種又は配合された食品添加物に賦形剤が含まれる場合、賦形剤は、各単一種の食品添加物の後に、賦形剤の含有率の低い順に記載する。</p> <p>4.2.2 食品用香料の原材料リストの要求事項</p> <p>4.2.2.1 食品用香料は、食品用香料の「食品用香料」の文字で識別するものとし、特定の名称によって識別する必要はない。</p> <p>4.2.2.2 食品用香料の製造または加工中に添加される補助食品香料は、「補助食品香料」の文字で表示付けされるものとする。</p> <p>4.2.2.3 食品用香料に添加される甘味料、着色料、カフェインなどの食品添加物は、GB 2760、食品添加物の製品品質仕様基準および管轄国家当局が使用を承認した食品添加物の規定に従って、その特定名称を表示に記載するものとする。</p>
使用方法	<p>4.3 使用範囲、用法用量及び使用方法</p> <p>食品添加物の使用範囲と用法用量は、GB2760 の範囲内で表示するために選択されるべきであり、管轄の国家当局によって使用が承認された食品添加物、および使用方法である。</p>

項目	具体的な規則
日付表示	<p>4.4 日付の表示</p> <p>4.4.1 食品添加物の製造日及び賞味期限は、明確に表示する。日付表示が「包装の一部を参照」の形式である場合、それが配置されている包装の特定の部分を表示する。日付は、追加表示、再印刷又は改ざんされてはならない。</p> <p>4.4.2 同一包装に、製造年月日及び賞味期限が表示された複数の単一食品添加物が含まれている場合、外包装に表示された賞味期限は、最も早く期限切れとなった単一食品添加物の賞味期限に基づいて計算する。外装に表示される製造日は、製造された最も古い単一食品添加物の製造日、又は外装が販売単位を形成する日とすることができ、又は個々の食品添加物の製造日及び賞味期限を外装に個別に表示できる。</p> <p>4.4.3 日付は、年、月、日の順で表示でき、この順でない場合は、日付が表示される順番を記載するものとする。</p>
保存条件	<p>4.5 保存条件</p> <p>食品添加物の保存条件を表示する。</p>
重量	<p>4.6 正味含有率及び仕様</p> <p>4.6.1 正味含有量の表示は、正味含有量、番号および法的測定単位からなる。</p> <p>4.6.2 包装（容器）内の食品添加物の正味含有量及び規格は、法的な測定単位に従って、以下のように表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 液体食品添加物の場合、体積ではリットル（L 又は l）、ミリリットル（mL 又は ml）、質量ではグラム（g）、キログラム（kg） b) 錠剤以外の固形食品添加物 質量でグラム（g）、キログラム（kg）単位で表す； c) 半固形または粘性の食品添加物、体積でリットル（L または l）、ミリリットル（mL または ml）、または質量でグラム（g）、キログラム（kg）である； d) 錠剤の形態の食品添加物については、グラム（g）、キログラム（kg）単位の質量及び包装に含まれる錠剤の総数を用いる。 <p>4.6.3 複数の個別の食品添加物が同一の包装に含まれる場合、大きい方の包装には、正味含有量とともに規格を表示する。仕様書は、個々の食品添加物の正味含有量と個数、または個数のみからなり、「仕様書」の文字はないものとする。食品添加物 1 単位の仕様は、正味含有量を意味する。</p>
製造者等	<p>4.7 製造者又は販売者の名称及び住所</p> <p>4.7.1 生産者の名称、住所および連絡先を表示する。生産者の氏名および住所は、生産者の氏名および住所の製品の安全性および品質に対する責任を負うために、法律に従って登録されるものとする。以下の状況のいずれかに該当する場合は、以下の要件に基づき表示するものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) グループ会社およびグループ会社の子会社で、法律に従って独立して法的責任を負うものは、それぞれの名前と住所を表示するものとする； (b) グループ会社の支店またはグループ会社の生産拠点の法的責任を独立して負うことができない、グループ会社と支店（生産拠点）の名前と住所をマークすることができる。またはグループ会社の名前、住所と起源のみ、起源は、県や市レベルの行政区画に従ってマークする必要がある； (c) 食品添加物の加工を他の部門から委託された場合、委託部門と委託された部門の名称と住所を表示できる；または委託部門と原産地の名称と住所のみを表示し、原産地は地方公共団体への行政区画に従って表示する。 <p>4.7.2 法的責任を有する生産者または販売者の連絡先は、電話、ファックス、インターネット連絡先等の少なくとも 1 つ、または住所と連動して郵便番号を表示できる。</p>

項目	具体的な規則
	4.7.3 輸入食品添加物には、原産国または地域名、法に基づき中国で登録された代理店、輸入業者または販売業者の名称、住所、連絡先を表示するものとし、生産者の名称、住所、連絡先を表示しない。
その他	<p>4.8 製品の標準コード 国内で製造され、国内で販売される食品添加物（輸入食品添加物を除く）には、実施する製品の規格コード及び連番を表示すること。</p> <p>4.9 生産ライセンス番号 国内で生産され、生産許可の実施範囲内で国内で販売される食品添加物（輸入食品添加物を除く）には、関連規定に基づき、有効な食品添加物生産許可番号を表示するものとする。</p> <p>4.10 警告表示 特別な使用が要求される食品添加物には、警告表示を付ける。</p> <p>4.11 放射線照射された食品添加物 4.11.1 電離放射線または電離エネルギーで処理された食品添加物は、食品添加物の名称の近くに「照射済み」と表示するものとする。 4.11.2 電離放射線または電離エネルギーで処理された原材料は、原材料リストに表示するものとする。</p> <p>4.12 表示と指示 4.12.1 表示には、少なくとも「食品添加物」の文字、食品添加物の名称、仕様、純分、製造日、保存期間、保存条件、生産者の名称および住所、ならびに 4.1、4.4、4.5、4.6、4.7 および 4.9 で要求されている生産許可番号を表示するものとする。 4.2, 4.3, 4.8, 4.10 及び 4.11 の表示又は説明書に、本規格の要求事項に従って表示する。 4.12.2 説明書がある場合、食品添加物の引渡し時に提供する。</p> <p>5. 消費者が直接使用するために供給される食品添加物の表示の内容及び要求事項 5.1 表示は、4.1 から 4.11 の要件に従うものとし、「小売」の語を含む。 5.2 配合食品添加物は、原材料リストにおいて、個々の食品添加物の品種及び含有量も表示する。 5.3 添加剤を含む単一食品添加物は、賦形剤以外の食品添加物種の含有量も表示に記載する。</p>

(2) 表示方法

項目	具体的な規則
基本要件	<p>3.1 国内法および規制の規定ならびに対応する製品規格の規定に準拠すること。</p> <p>3.2 明確で、人目を引き、耐久性があり、容易に認識・判読できるものでなければならない。</p> <p>3.3 真実かつ正確であり、テキストまたはグラフィックに関して、食品添加物の使用者に虚偽、誇張、誤解または欺瞞を与えるような方法で表示してはならず、フォントサイズまたは色の違いを利用して食品添加物の使用者に誤解を与えるような方法であってはならない。</p> <p>3.4 食品添加物は、GB2760 の食品添加物使用の原則に違反する言語で表示すべきではない。また、直接または間接的に食品添加物の使用について誤解させるような言語、図表またはシンボルを使用してはならない。</p>

項目	具体的な規則
	<p>3.5 直接的または間接的に示唆的な言語、図表、記号は、食品添加物の使用者に、購入した食品添加物または食品添加物の機能を他の製品と混同させるような方法で使用すべきでなく、他の製品（他の食品および食品添加物を含む）を中傷する内容を含むべきではない。</p> <p>3.6 疾病の予防または治療効果があることを示す表示や暗示をしてはならない。</p> <p>3.7 食品添加物の表示に関する文面要件は、GB 7718-2011 の 3.8 から 3.9 に従うべきである。</p> <p>3.8 マルチパッケージの食品添加物の表示形態は、GB 7718-2011 の 3.10 から 3.11 の規定に従うものとする。</p> <p>3.9 食品添加物表示の内容が本規格に規定された要素をすべて網羅している場合、取扱説明書を添付しないことができる。</p>

1.3.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え情報の表示については、「①GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則」の 4.1.11.2 遺伝子組み換え食品において、「遺伝子組換え食品の表示は、関連法規の規則に従って行う」としている。

1.3.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、「①包装済み食品の表示に関する一般規則」の 4.4.3 で規定されている。4.4.3 では、以下の表に示す食品及び製品を原材料として用いる場合アレルギー反応を引き起こす可能性があるため、認識しやすい名称を材料リスト、あるいは原材料リストの近くに記載することが望ましいとしている。また、これらの食品またはその製品を加工中に導入する場合、その旨を原料リストの近くに明示しなければならないとしている。

表 3 アレルゲンの表示対象

No.	表示対象
1	グルテンたんぱくを含有する穀物およびその製品（小麦、ライムギ、大麦、スペルト小麦、またはこれらの交配種など）
2	甲殻類の動物およびその製品（エビ、ロブスター、カニなど）
3	魚およびその製品
4	卵およびその製品
5	落花生およびその製品
6	大豆およびその製品
7	乳および乳製品（乳酸を含む）
8	ナッツおよびその製品

1.3.7 その他食品表示に関する規制とその内容

(1) 特別用途食品の表示

特別用途食品の表示内容については、「④GB13432-2013 特別食用包装済み食品の表示」で規定されている。特別用途食品とは、乳幼児用調製食品、乳幼児補助食品、特殊医療用調製食品、これら以外の特別用途食品（栄養補助食品、スポーツ栄養食品等）のこと。

項目	具体的な規則
基本要件	<p>3 基本要件</p> <p>包装済み特別用途食品の表示は GB 7718 に規定された基本要件の内容に合致しなければならない。また以下の要件に合致すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 疾病の予防、治療機能に言及してはならない。 - 包装済み特別用途食品の製品標準中の表示、説明書の関連規定に適合する。 - 生後 0~6 か月の乳児用調製食品の必須成分について、含有量及び機能表示を行ってはならない。 <p>4.1 一般要件</p> <p>包装済み特別用途食品の表示内容は、GB7718 の対応する条項の要件に準拠する。</p>
食品名	<p>4.2 食品名</p> <p>2.1 の定義を満たす食品のみ、「特別用途食品」または製品の特異性を説明する対応する名称を名前に使用できる。</p>
栄養成分の表示	<p>4.3 エネルギーと栄養成分の表示</p> <p>4.3.1 エネルギー、タンパク質、脂肪、炭水化物とナトリウム及び対応する製品標準で要求されるその他の栄養成分とその含有量を「表」形式で表示する。表は任意のサイズでよく、パッケージの基準線に垂直にし、「栄養成分表」という表題にする。商品が関連法規或いは標準に基づき、選択可能な成分を添加し、ある物質を強化した場合、これらの成分及びその含有量も表示する。</p> <p>4.3.2 包装済み特別用途食品のエネルギーと栄養成分の含有量は 100g(グラム)毎と或いは)100mL(ミリリットル及び或いは)各食品の可食部の具体的な数値を表示する。それ以外の単位を表示する時は、使用した単位で使用量を表示する。単位の大小は食品の特徴や推奨量規定により決定する。必要な場合または該当する製品規格に別途要件がある場合、100kJ(1000 ジュール製品ごとの各栄養成分の含有量を表示する。</p> <p>4.3.3 エネルギー或いは栄養成分の表示数値は、製品検査或いは原料計算によって得られる。製品の品質保証期限内に、エネルギーと栄養成分の実際の含有量が表示値の 80%を下回ってはならず、かつ対応する製品標準の要件に合致すること。</p> <p>4.3.4 包装済み特別用途食品中のタンパク質が加水分解蛋白質或いはアミノ酸により提供される場合、「タンパク質」項目は「タンパク質」、「タンパク質相当」または「アミノ酸総量」のいずれかで表示できる。</p>
食用方法と対象者	<p>4.4 食用方法と使用に適する人々</p> <p>4.4.1 包装済み特別用途食品の食べ方、1日或いは1食当たりの摂取量を表示し、必要に応じて調理方法或いは水分補給方法を表示する。</p> <p>4.4.2 包装済み特別用途食品の使用に適する人々を表示する。特殊医療用乳児用調製食品と特殊医療用調製食品は、使用に適する人々を製品標準要件に従って表示する。</p>
保管条件	<p>4.5 保存条件</p> <p>4.5.1 包装済み特別用途食品の保存条件をラベルに明記し、必要に応じて開封後の保存条件を明記する。</p> <p>4.5.2 開封後の包装済み特別用途食品が保存に適していない或いは元の包装容器内では保存すべきではない場合、消費者に特別に注意を喚起する。</p>
免除	<p>4.6 表示内容の免除</p>

項目	具体的な規則
	包装済み特別用途食品の包装物または包装容器の最大表面積が 10cm ² 未満の場合、製品名称、正味含有量、生産者または販売者の氏名と住所、製造年月日と賞味期限のみの表示とすることができる。
選択表示可能な内容	<p>5 選択表示可能な内容</p> <p>5.1 推奨摂取量或いは適正摂取量におけるエネルギー及び栄養成分の割合エネルギーの値及び栄養成分の含有量と同時に、使用に適切な人々に合わせ 100g(グラムあたり、100mL (ミリリットル当たり、或いは)それ以外の単位の食品中のエネルギーと栄養成分の含有量を『中国住民の食事栄養成分参考摂取量』中の推奨摂食量(或いは適正摂取量(に占める質量パーセンテージで表示できる。推奨摂取量(または適正摂取量(の栄養成分がない場合、質量パーセンテージを表示しないか、「」のように表示できる。</p> <p>5.2 エネルギー及び栄養成分の含有量の表示</p> <p>5.2.1 エネルギー或いは栄養成分の製品中の含有量が対応する製品標準の最低値或いは強化のために許可された最低値に達した場合、含有量を表示できる。</p> <p>5.2.2 製品標準の中に栄養成分の最低値或いは最低強化要件がない場合、他の国と(或いは国際機関にこの栄養成分の含有量を表示する根拠を提供しなければならない。</p> <p>5.2.3 含有量を公言する用語には「含有」、「提供」、「出所」、「含む」「有る」などを含む。</p> <p>5.3 エネルギーと栄養成分の機能の表示</p> <p>5.3.1 含有量表示要件に適合する包装済み特別用途食品は、エネルギーと或いは)栄養成分について機能表示を行うことができる。機能表示の用語は、GB28050 で定義されている機能表示標準用語を選んで使用する。</p> <p>5.3.2 GB28050 に記載されていない機能表示標準用語の栄養成分に対して、他の国と或いは)国際機関にその物質の機能表示用語の根拠を提供する。</p>

(2) その他

2022 年度に施行された「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」(税関総署令第 249 号)では、食品表示(特に水産物、保健食品・特殊用途食品)に関する義務付け等が新たに規定された¹¹。主なポイントは以下の通り。

品目	ポイント
水産物	水産物の内部及び外部包装に記載する表示内容として以下が追加。(第 30 条) 1 「品質保持期間」の記載 2 「関連する全ての生産加工企業名、登録番号及び住所(具体的な州/省/市)」の記載
保健食品、特殊用途食品	保健食品、特殊用途食品の中国語表示は、貼付してはならず、最小販売包装上に印刷することを義務づけ。(第 30 条) ※保健食品とは、特定の保健機能を持つと称する食品、又はビタミンやミネラルを補う目的の食品。つまり、特定の人を食べるのに適しており、体を調節する機能があり、病気を治す目的ではなく、人体にいかなる急性、亜急性、又は慢性の害を及ぼすことがない食品のこと。

¹¹ 農林水産省, “中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法の公布について(食品表示の義務化等)”

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_benhou.html (2023 年 11 月閲覧)

1.4 香港

1.4.1 食品表示に関する規制の体系

香港では、食品に関する基本法として Cap.132 Part V Food and Drugs（香港法第 132 章第五部食品及び医薬品）があり、食品表示に関する規制についても本法のもとに規定されている。

食品表示全般については第 132 章 W 章に食品と医薬品（組成と表示）の規制（(Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations)）として規定されており、この中には具体的な表示内容・表示方法、栄養成分等の表示などが含まれる。その他、乳や乳製品、着色料、粉ミルク、包装済みのチルド肉に関する規制の中に表示の規定がある。

Cap.132 Part V Food and Drugs

Cap.132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations

- Regulation 2 Interpretation
- Regulation 3 Standards of composition
- Regulation 4A Labelling of prepackaged food
- Regulation 4B Nutrition labelling of prepackaged food and nutrition claim
- Regulation 4C Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children
- Regulation 5 Offences and penalties
- Schedule 1 Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations
- Schedule 1A Item exempt from Part IV of Schedule 1
- Schedule 2 Marking and Labelling of Foods and Drugs
- Schedule 3 Marking and Labelling of Prepackaged Foods
- Schedule 4 Items exempt from Schedule 3
- Schedule 5 Nutrition labelling and nutrition claim
- Schedule 6 Items exempt from Part I Schedule 5
- Schedule 6A Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children
- Schedule 6B Items exempt from Schedule 6A
- Schedule 7 Nutrient reference values for different nutrients for purpose of nutrition labelling
- Schedule 8 Conditions for nutrient content claim

Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations

- Second Schedule Labelling of colouring matter and colouring and flavouring compounds

Cap.132R Dried Milk Regulations

- Regulation 5 Labelling of containers of dried milk
- Schedule 1 (Composition and description of dried milk)
- Schedule 2 Labelling of containers of dried milk

Cap.132X Food Business Regulation

- Schedule 6 Marking and labelling of pre-packaged chilled beef, mutton or pork

Cap.132 Section 66 False labelling and advertisement of food or drugs

図 7 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」¹²で提供されている。

香港法の原文は、香港法が閲覧できるサイト「電子版香港法例」¹³から検索可能であり、英語で表示される。「Quick Search」の欄に法令の番号（Cap.132 など）やキーワード（labelling）を入れて検索することで規制の原文を参照可能である。

本報告書では、香港法の原文を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

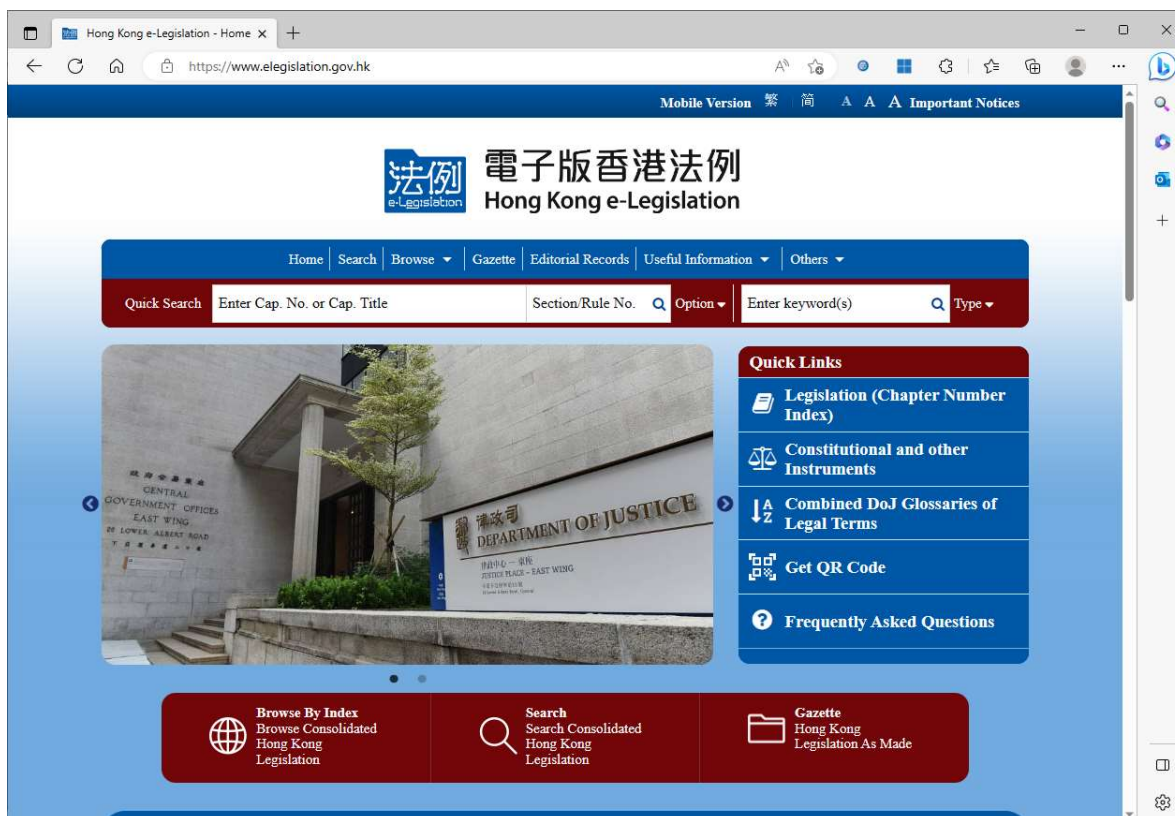


図 8 電子版香港法例のトップページ画面

1.4.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については第 132 章 W 章に Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations に規定されている。関連規則は以下の通り。

- ✓ Regulation 4A Labelling of prepackaged food（包装済み食品の表示）
- ✓ Schedule 3 Marking and Labelling of Prepackaged Foods（包装済み食品とマークと表示）
- ✓ Schedule 4 Items exempt from Schedule 3（別表 3 の除外項目）
- ✓ Regulation 5 Offences and penalties（違反と罰則）

¹² 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html>（2023 年 11 月閲覧）

¹³ 香港, “電子版香港法例”, <https://www.elegislation.gov.hk/>（2023 年 11 月閲覧）

(1) 表示内容・表示方法

Regulation 4A Labelling of prepackaged food (包装済み食品の表示)

項目	具体的な規則
基本規則	<p>1. Regulation 4、4B 及び 4C に影響を与えることなく、(2) の規定に従うことを条件として、包装済み食品は、Schedule 3 に定める方法で表示及び表示されなければならない。</p> <p>2. Schedule 4 に掲げる品目は、当該表に定める範囲内において、本規則の要件を免除される。</p> <p>3. 当局は、官報で告示することにより、Schedule 4 を改正できる。</p>

Schedule 3 Marking and Labelling of Prepackaged Foods (包装済み食品とマークと表示)

項目	具体的な規則
食品名	<p>1. 名称・呼称</p> <p>1. 包装済み食品は、その食品名または名称を分かりやすく表示する。</p> <p>2. 食品名または名称は、食品の性質に関して、いかなる点においても、虚偽、誤解を招く、または欺くものであってはならない。</p> <p>3. ブランド名（ファンシーネームを含む）または商標が、食品の性質に関して購入者を誤解させる可能性がある場合、当該名称または商標の直後に、適宜、「"ブランド"（牌子）」の文字または「"TM"（商標）」の文字を、読みやすい文字または文字高 3mm 以上で印字する。</p> <p>4. 本規則の開始前に香港で使用されていた慣習的または伝統的な名称で、特定の食品を示すものは、当局が官報の通知によりその使用を禁止しない限り、また禁止するまで、当該食品の名称として引き続き使用できる。</p> <p>5. 表示の省略により購入者が誤解を受ける可能性がある場合、次のとおりとする。</p> <p>a. 食品が粉末状であること、またはその他の物理的状態であること。</p> <p>b. 食品が乾燥、凍結乾燥、冷凍、濃縮、燻製されたものであること、またはその他の処理が施されたものであることを示す表示がないことにより、購入者が誤解する可能性がある場合、食品の名称には、当該表示を含めるか、または添付するものとする。</p>
原材料	<p>2. 原材料リスト</p> <p>1. 包装済み食品は、「"原材料"（配料）」、「"組成"（成分組合）」、「"内容物"（内含物質）」または類似の意味を持つ言葉のいずれかからなるまたは含む適切な見出しのついた原材料リストを、読みやすく表示する。</p> <p>2. (3)、(4)、(4A)及び(4B)に従い、成分（食品の体積が 5%未満の場合は水を除く）は、食品が包装されたときの使用時の重量又は容量の降順で記載しなければならない。</p> <p>3. 濃縮または脱水された形で食品に使用され、消費のための食品の準備中に再構成される成分の場合、成分のリストの順序を決定するために使用される重量または体積は、濃縮または脱水前の成分の重量または体積を使用できる。</p> <p>4. (3)を損なうことなく、食品が濃縮又は脱水された形態であり、水の添加により再構成することを意図している場合、その成分は、指示に従って再構成したときの食品中の重量又は容量の降順に記載できる、ただし、成分リストの見出しに「再構成製品の成分」（恢復水分產品的配料）、「すぐに使える製品の成分」（即食產品的配料）の語が含</p>

項目	具体的な規則
	<p>まれるか、または同様の効果を持つ他の表示が付されている場合は、この限りではない。</p> <p>4A. (4B)を妨げることなく、食品が混合果実、ナッツ、野菜、香辛料又はハーブからなり、かつ、特定の果実、ナッツ、野菜、香辛料又はハーブが重量で著しく優勢でない場合、これらの原材料は以下の場合には重量の降順とは別に記載できる。</p> <p>a. 当該混合物のみからなる食品の場合、原材料リストの見出しに「"変動する割合で"」という言葉又は原材料が記載される順序の性質を示す他の言葉が含まれるか、添えられていること</p> <p>b. そのような混合物を含む食品の場合、原材料リストのうち、それらの成分の名称が現れる部分に、「"in variable proportion" (可変比例)」という言葉またはそれらの成分が列挙される順序の性質を示す他の言葉が添えられている場合</p> <p>4B. (4D)に従い、食品が以下の特徴を有する場合、</p> <p>a. 特定の成分が含まれている場合、その食品の表示には、その食品に含まれるその成分の最小重量割合、またはその食品の調理に使用された時点で決定されたその成分の実際の量のいずれかの宣言が含まれていなければ、その成分の存在を特に強調して示してはならない。</p> <p>b. 特定の成分の含有量が低い場合、食品の表示には、食品中の当該成分の最大重量割合または食品の調理に使用された時点で決定された当該成分の実際の量のいずれかの宣言が含まれない限り、当該成分の含有量が低いことを特に強調してはならない。</p> <p>4C.</p> <p>a. (4B)によって要求される宣言は、以下のいずれかに記載されるものとする。</p> <p>i. 食品名の横に記載される。</p> <p>ii. 原材料リストにおいて、問題の原材料の名称に近接して表示する。</p> <p>b. (4B)に掲げる食品に含まれる成分の実際の量は、内容物の数値、又は当該成分の正味重量若しくは正味容積を参照して表示するものとし、当該表示は、7項(2)に適合するものとする。</p> <p>4D. (4B)の目的については、</p> <p>a. 食品の名称における特定の成分への言及は、それ自体、当該成分の存在または含有量の低さを特に強調するものであってはならない</p> <p>b. 少量で香料としてのみ使用される成分に関する食品の表示への言及は、それ自体、その成分の存在または低含有を特別に強調するものではないこと。</p> <p>c. 「"成分"」(配料)には、栄養成分は含まれない。</p> <p>(4Eについては、1.4.6を参照)</p> <p>4F. 食品が水素添加油で構成されまたは水素添加油を含む場合、次のとおりとする。</p> <p>a. 原材料リストに「水素添加油」への言及がなければならない。</p> <p>b. 原材料リストに記載される油の名称は「"水素添加"」という単語で修飾する。</p>
原材料 (適用除外食品)	<p>3. 適用除外食品の原材料リスト</p> <p>2の要件から除外されているにもかかわらず、あらかじめ包装された食品に原材料リストが表示または表示されている場合、その原材料リストはすべての点において本規則の要件に適合するものとする。</p>
日付表示	<p>4. 賞味期限または使用期限の表示</p> <p>1. 包装食品には、適切な耐久性表示、すなわち次のものを読みやすく表示する。</p> <p>a. (b)が適用される場合を除く「"賞味期限" (此日期前最佳)」の日付。</p>

項目	具体的な規則
	<p>b. 微生物学的観点から非常に腐敗しやすく、短期間で人の健康に対して危険を与える可能性が高い包装済み食品の場合は、"使用期限"（此日期或いは前食用）の日付。</p> <p>2. 賞味期限は以下のように表示される。</p> <p>a. 英字で「"best before"」、漢字で「"此日期前最佳"」と記載され、適切に保存されれば食品がその特性を保持することが合理的に期待できる日付までとそれ以降の日付。</p> <p>b. 食品がその日までその特性を保持するために遵守すべき保存条件の記述。</p> <p>3. 使用期限（"use by"）は以下の方法で表示される。</p> <p>a. 英字の「"use by"」及び漢字の「"此日期或前食用"」の語の後に、食品が適切に保存された場合に使用が推奨される日付まで及びそれ以降の日付が続くこと。</p> <p>b. 食品がその日付まで品質特性を保持するために遵守すべき保存条件の記述。</p> <p>4. 賞味期限は、アラビア数字または英語と中国語の両方で表示するものとし、(7)項に従い、日、月、年の単位で表示するものとする。</p> <p>a. 3ヶ月を超えない期間、その特性を維持することが合理的に期待できる食品の場合、日付は1日および1ヶ月で表現できる。</p> <p>b. 3ヶ月を超え18ヶ月以内の期間、その特性を維持することが合理的に期待できる食品の場合、日付の前に英字で「"end"」と記載し、その直後に漢字で「"底"」と記載すれば、日付を月と年の単位で表現できる；または</p> <p>c. 18ヶ月以上その特性を維持することが合理的に期待できる食品の場合、日付の前に英字で「"end"」という単語があり、その直後に漢字で「"底"」という単語がある場合、日付は1ヶ月と1年で表現してもよいし、1年単位で表現してもよい。</p> <p>5. 使用期限は、アラビア数字または英語と中国語の両方で表示され、第(7)項に従い、日および月または日、月および年の単位で表されなければならない。</p> <p>6. 賞味期限・使用期限は、その直前の語句とは別に食品に表示できるが、その語句の後にその日付が表示される場所への言及があることを条件とする。</p> <p>7. 賞味期限または使用期限をアラビア数字で表示する場合、次のとおりとする。</p> <p>a. 日は、英字で「"DD"」、「"dd"」、「"D"」または「"d"」、漢字で「"日"」と表示されること。</p> <p>b. 月は、英語のレタリングで「"MM"」、「"mm"」、「"M"」又は「"m"」、及び漢字の「"月"」によって表示されるものとする。</p> <p>c. 年は、英語のレタリングで「"YY"」、「"yy"」、「"Y"」または「"y"」、漢字で「"年"」によって示されるものとする。</p> <p>とし、日、月、年を任意の順序で表示できる。</p>
保管条件	<p>5. 保管のための特別な条件または使用のための指示の記述</p> <p>1. 包装食品の保管に特別な条件が必要な場合、そのような条件の記述は食品にわかりやすく表示する。</p> <p>2. 包装食品を適切に使用するために特別な指示が必要な場合、その指示は食品に読みやすく表示する。</p> <p>3. 本項に基づき食品に表示された説明又は指示は、可能な限り本 Schedule の他の要件に準拠する。</p>
製造者等	<p>6. 製造者又は包装者の名称及び住所</p>

項目	具体的な規則
	<p>1. (2)及び(3)に従って、包装済み食品は、製造事業者/包装業者の完全な名称または事業名、登録された主たる事務所の完全な住所または詳細を読みやすく表示する。</p> <p>2. (1)は、次の場合には包装済み食品には適用されない。</p> <p>a. 次のような表示がある。</p> <p>i. 原産国の表示；</p> <p>ii. 香港における販売業者又はブランド所有者の名前；及び iii.</p> <p>iii. 販売業者又はブランド所有者の香港における登録事務所又は主要事務所の住所。</p> <p>b. 当該食品の原産国における製造業者または包装業者の完全な住所が、香港の販売業者またはブランド所有者によって当局に書面で通知されていること。</p> <p>3. (1)は、次の場合、包装済み食品には適用されない。</p> <p>a.</p> <p>i. 原産国の表示及び当該国の製造業者又は包装業者を特定するコードの表示がある。</p> <p>ii. コードの詳細及び関連する製造業者又は包装業者が、製造業者、包装業者、香港の販売業者、ブランド所有者から当局に書面で通知されている。</p> <p>b. 食品が製造または包装された工場またはその他の場所が、その原産国の政府によって所有、運営または管理されており、食品がその政府の製品であることを示すような方法で表示されている。</p>
重量	<p>7. 個数、重量または体積</p> <p>1. 包装済み食品には、内容物の個数、または食品の正味重量もしくは正味容積を明確に表示する。</p> <p>2. 正味重量および正味容積は、実行可能な限り、度量衡令 (Cap.68) またはメートル法令 (Cap.214) の第 1 別表に定める国際単位系に従って表示される。</p>
言語	<p>8. 適切な言語</p> <p>1. 4 (2)、(3)、(4)、(5)、(7) に規定される場合を除き、また (3) に従って、本 Schedule の目的のための包装済み食品の表示は、英語もしくは中国語のいずれか又は両言語によるものとする。</p> <p>2. 包装済み食品の表示に英語及び中国語の両方が使用されている場合、食品の名称及び原材料リストは両方の言語で表示しなければならないが、それ以外の場合、本 Schedule の要件はいずれか一方の言語で満たせばよい。</p> <p>3. 当局が特定のケースで別途要求しない限り、包装済み食品は、それがその製造国の国民的又は伝統的なものであり他の国で一般的に製造されていない場合、その製造国の言語でこの別表に従って表示及べることができる。</p>

(2) 免除規定

Schedule 4 Items exempt from Schedules 3 (別表 3 の除外項目)

品目	Schedule3 から免除される規定
免税商品条例 (Cap.109) の Section53 に基づいて定められた、容量当たりのアルコール度数が 1.2%を超え 10%未満の飲料	第 3 条と第 4 条を除く規定
即時喫食を想定したケータリング施設で販売される包装済み食品	第 3 条を除く規定

品目	Shedule3 から免除される規定
単品販売を目的としたファンシーな形状の個包装菓子	すべての規定
単品販売を目的とした個別包装されたプリザーブドフルーツ（砂糖やアルコール等に漬けたフルーツ）	すべての規定
最大表面積が 10 cm ² 未満の容器に詰められた包装済み食品	第 2 条、第 5 条、第 6 条
生鮮食品（果物・野菜）	第 2 条、第 4 条
炭酸水（二酸化炭素以外の成分を加えず炭酸を加えた旨を標示するもの）	第 2 条
単一の原材料のみを発酵させ、他の成分を添加していないお酢	第 2 条、第 4 条
チーズ、バター、発酵乳、発酵クリーム (i) 商品の製造に不可欠な乳製品、酵素、微生物培養物以外の成分が添加されていないもの (ii) 熟成チーズの製造に必要な塩	第 2 条
水素添加油以外の単一成分で構成されるすべての食品	第 2 条
香料	第 2 条
食品	第 4 条
保存料以外の添加物を含まない糖類	第 4 条
チューインガムおよびその他の類似製品	第 4 条
ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、フレーバーワイン、フルーツワイン、スパークリングフルーツワイン、および課税対象物品条例（Cap.109）第 53 条に基づいて定められたアルコール度数が容量で 10% 以上のその他の飲料	第 3 条を除く規定

1.4.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示についても、食品全般と同様に第 132 章 W 章に Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations に規定されている。関連規則は以下の通り。

- ✓ Regulation 4B Nutrition labelling of prepackaged food and nutrition claim (包装済み食品の栄養成分の表示と栄養強調表示)
- ✓ Regulation 4C Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children (乳児用粉乳、フォローアップ乳、乳幼児用の包装済み食品の栄養成分の表示)
- ✓ Schedule 5 Nutrition labelling and nutrition claim (栄養成分表示と栄養強調表示)
- ✓ Schedule 6 Items exempt from Part I Schedule 5 (別表 5 パート 1 の除外項目)
Schedule 6A Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children (乳児用粉乳、フォローアップ乳、乳幼児用の包装済み食品の栄養成分の表示)
- ✓ Schedule 6B Items exempt from Schedule 6A (別表 6A の除外項目)
- ✓ Schedule 7 Nutrient reference values for different nutrients for purpose of nutrition labelling (栄養表示を目的とした各種栄養素の栄養基準値)
- ✓ Schedule 8 Conditions for nutrient content claim (栄養成分強調表示の条件)

(1) 栄養表示全般

Regulation 4B Nutrition labelling of prepackaged food and nutrition claim (規制 4B 包装済み食品の栄養成分の表示と栄養強調表示)

項目	具体的な規則
基本規則	<ol style="list-style-type: none"> 1. Regulation 4, 4A 及び 4C に影響を与えることなく、(2), (6) 及び (7) に従って、包装済み食品は Schedule5 の Part1 に従ってエネルギー値及び栄養成分を標示する。 2. (3)及び(4)に従い、次の品目は(1)の要求から免除される。 <ol style="list-style-type: none"> a. Schedule6 の Part1 に規定される品目 b. Schedule6 の Part2 に基づき免除が許可された品目 3. <ol style="list-style-type: none"> a. Schedule6 の Part1 に規定される品目のエネルギー値または栄養成分が表示されている、もしくは、 b. Schedule6 の Part1 に規定される品目の表示または広告において、栄養強調表示がある場合、(1) が当該品目に関連して適用される。 4. <ol style="list-style-type: none"> a. Schedule6 の Part 2 に基づき免除が認められた品目が、当局の要求する方法以外で販売用に表示されている、もしくは、 b. Schedule6 の Part 2 に基づき免除が認められた品目の表示または広告において、栄養強調表示がある場合、(1)が当該品目に関連して適用される。 5. (6)及び(7)に従い、包装済み食品の表示または広告に記載される栄養表示は、Schedule5 の Part 2 に適合する。

項目	具体的な規則
	<p>6. 本 Regulation は、特別用途食品には適用されない。</p> <p>7. (6)に影響を与えることなく、包装済み食品が、乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳又は乳児及び幼児用食品である場合、本 Regulation は、その説明書又は指示書において、生後 36 ヶ月以降の年齢の者による喫食に適していると強調されている場合に限り、当該食品に適用される。</p>

Schedule 5 NUTRITION LABELLING AND NUTRITION CLAIM (別表 5 : 栄養表示と栄養強調表示)

PART 1 NUTRITION LABELLING (パート 1 : 栄養表示)

項目	具体的な規則
栄養成分等のリスト	<p>1. 栄養成分リスト</p> <p>1. 包装済み食品には、以下を記載した栄養成分のリストを読みやすく表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. その食品のエネルギー値 b. 食品に含まれる以下の栄養成分の含有量 <ul style="list-style-type: none"> i. タンパク質 ii. 利用可能な炭水化物 iii. 総脂肪 iv. 飽和脂肪酸 v. トランス脂肪酸ナトリウム vii. 糖類 c. 食品の表示または広告で栄養成分が強調されている場合、その食品に含まれるその他の栄養成分の含有量 <p>2. (1)を損なうことなく、食品に含まれるその他の栄養成分の含有量は、栄養成分リストに記載できる。</p> <p>3. (1)を損なうことなく、包装済み食品が、その表示またはその広告に、食品に含まれるあらゆる種類の脂肪について強調する場合、当該食品に含まれるコレステロールの含有量も栄養成分リストに記載する。</p> <p>4. (1)(b)(ii)の目的のために</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 利用可能な炭水化物は、栄養成分リストにおいて「炭水化物」又は「炭水化合物」として表示できる。 ii. 包装済み食品に含まれる総炭水化物の含有量は、食品に含まれる食物繊維の含有量も栄養成分リストに記載されている場合に限り、利用可能な炭水化物の含有量の代わりに栄養成分リストに記載できる。 <p>5. その他の情報は、食品の栄養価または食事価値に関して、虚偽や誤解を招く、または欺くものでないことを条件として、栄養成分リストに記載できる。</p>
エネルギー値	<p>2. エネルギー値の表現</p> <p>1. (2)に従い栄養成分のリストに記載されるエネルギー値は以下のように表現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 食品 100g 又は 100mL 当たりのキロカロリー (kcal) で表される。 b. 食品 100g または 100mL 当たりのキロジュール (kJ) 単位で表す。 <p>2. 栄養成分のリストに記載されるエネルギー値は、以下のように表現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 包装が 1 食分である場合、1 包装あたりのキロカロリー (kcal) またはキロジュール (kJ) を表示する。

項目	具体的な規則
	<p>b. 包装が1食分である場合、1食分のカロリー (kcal) またはキロジュール (kJ) で表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 1食分はグラム (g) またはミリリットル (mL) で定量し、包装にそのように表示。かつ、 ii. 包装に1食分と明記。 <p>c. 包装が1食分以上を含む場合、1食分ごとのキロカロリー (kcal) またはキロジュール (kJ) 単位で以下の通り記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 1食分がグラム (g) またはミリリットル (mL) で定量化され、包装にそのように表示。かつ、 ii. その包装に含まれるの食数が包装に明記されている。 <p>3. (1)及び(2)を損なうことなく、エネルギー値は、以下の比率 (パーセンテージ) として表現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 栄養成分のエネルギー基準値、または b. 国内外の保健当局が採用するその他のエネルギー基準値
<p>栄養成分の含有量</p>	<p>3. 栄養成分の含有量表現</p> <p>1. (2)に従い、栄養成分リストに記載される第1条(1)(b)、(c)及び(3)に言及する栄養成分の含有量は、以下のように表現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 食品 100g または 100mL あたりのグラム (g) 単位で表示 b. 食品 100g または 100mL あたりのミリグラム (mg) 単位で表示 c. 食品 100g または 100mL あたりのマイクログラム (µg) 単位で表示 <p>2. 第1条(1)(b)および(c)ならびに(3)に規定する栄養成分の含有量を栄養成分リストに記載する場合、以下のように表現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 包装に1食分が含まれている場合、包装あたりのグラム (g)、ミリグラム (mg) またはマイクログラム (µg) で表す。 b. 包装が1食分を含む場合、1食分あたりグラム (g)、ミリグラム (mg) またはマイクログラム (µg) で、以下のように表現される。 <ul style="list-style-type: none"> i. 1食分がグラム (g) またはミリリットル (mL) で定量化され、包装にそのように指定されている。 ii. 包装に1食分を含むことが明記されている； c. 包装が1食分以上を含む場合、1食分のグラム (g)、ミリグラム (mg) またはマイクログラム (µg) で表記する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 1食分がグラム (g) またはミリリットル (mL) で定量化され、包装にそのように表記。 ii. 包装に含まれる食数が包装に明記されている。 <p>3. (1)および(2)を損なうことなく、栄養成分の含有量は、以下の比率 (パーセンテージ) として表現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. その栄養成分の栄養基準値、または b. 国内外の保健当局が採用した当該栄養成分のその他の基準値 <p>4. 他の栄養成分の含有量が栄養成分のリストにおいて割合として表現されている場合、その栄養成分の含有量は、第(3)項に規定される方法で表現されなければならない。</p>
	<p>4. 栄養成分リストの形式</p> <p>1. (2)に従い、栄養成分のリストは、表形式で包装の見やすい場所に適切な見出しを付けて提示されなければならない。</p>

項目	具体的な規則
	<p>2. 包装の総表面積が 200cm² 未満の場合、栄養成分のリストは線状で表示できる。</p> <p>3. 本 Schedule の目的における包装食品の表示は、次の言語でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 英語 b. 中国語、又は c. 両方の言語、 <p>ただし、数値はアラビア数字で表すことができる。</p> <p>4. Schedule 3 の第 8 項 (2) を損なうことなく、包装済み食品の表示に両方の言語が使用される場合、栄養成分のリストは、英語及び中国語の両方でなければならない。</p> <p>5. 特定の場合において当局が別途要求しない限り、包装済み食品は、それがその製造国の国民的又は伝統的なものであり、他の国で一般に製造されていない場合、その製造国の言語でこの Schedule に従って表示できる。</p>

PART 2 NUTRITION CLAIM (パート 2 : 栄養強調表示)

項目	具体的な規則
栄養強調表示	<p>5. 栄養強調表示</p> <p>これらの規制の目的上、以下は栄養強調表示を構成しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Schedule3 の第 2 条で要求されている成分リストに栄養成分含有量が記載されていること; b. Schedule3 の第 2 条(4E) (a) に規定する栄養成分の定量的又は定性的な表示、 c. その他法で要求されるエネルギーの価値又は栄養成分の含有量の定量的又は定性的な表示; d. 遺伝子組換えプロセスによる栄養価の変化の定量的または定性的な申告; e. あらかじめ包装された食品の名称、ブランド名または商標の一部を形成する強調表示;および f. エネルギー値または包装済み食品に含まれる栄養成分の含有量を定量的に申告するものであって、 <ul style="list-style-type: none"> i. 次のように表現されている。 <ul style="list-style-type: none"> A. 実際の量として、又は B. 第 2 条又は第 3 条に規定された方法で表現される。 ii. その食品に含まれるエネルギー又は栄養成分の高含有、低含有、有無に特別な重点を置いていないこと。
栄養成分含有表示	<p>6. 栄養成分含有表示</p> <p>次の場合を除き、包装済み食品の表示又はその広告において栄養成分表示をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Schedule8 の 2 欄に指定されたエネルギーまたは栄養成分を強調する。 b. 強調表示が、Schedule8 の 3 欄に記載されているエネルギー又はその栄養成分に適用される記述のいずれかを使用している;および c. 食品が、以下の反対側の Schedule 8 の 4 欄に定める適用条件を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> i. 「エネルギー」又は同 Schedule の 2 欄に掲げる当該栄養成分の名称;および ii. 同 Schedule の 3 欄に定める関連する説明
栄養成分比較強調表示	<p>7. 栄養成分比較強調表示</p> <p>1. 栄養成分の比較強調表示は、次の場合を除き、包装済み食品の表示又はその広告に記載してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Schedule 8 の 2 欄に規定する栄養成分のエネルギー値又は含有量を比較

項目	具体的な規則
	<p>b. 同じ食品又は類似の食品の異なるバージョンを比較する;</p> <p>c. 同量の食品を比較する;</p> <p>d. サブセクション (2) に適合、および</p> <p>e. サブセクション (3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8) または (9) に規定された条件を満たす。</p> <p>2. 次の情報は、栄養成分の比較強調表示に近接して記載されなければならない。</p> <p>a. 比較する食品の説明;</p> <p>b. 比較する食品間のエネルギー値または栄養成分の含有量レベルの差</p> <p>i. (該当する場合) 以下に規定される方法で絶対値として表される。</p> <p>A. 第2条(1)または(2)、または</p> <p>B. 第3項(1)または(2)、または</p> <p>ii. 百分率または分数として</p> <p>3. エネルギー値を比較する場合</p> <p>a. 比較する食品間のエネルギー値の差の相対値は25%以上であること; および</p> <p>b. その差の絶対値は、Schedule 8 の3欄にエネルギーについて指定された「低」含有量の記載と同 Schedule の4欄に記載された最大量を下回らない。</p> <p>4. 糖又はナトリウムの含有量を比較する場合</p> <p>a. 比較する食品間の栄養成分含有量の差の相対値は25%以上であること; および</p> <p>b. その差の絶対値は、Schedule 8 の4欄に記載されている最大値を下回らない。</p> <p>i. 同 Schedule の2欄に掲げる当該栄養成分の名称; および</p> <p>ii. 同 Schedule の3欄に当該栄養成分について指定された低含有量の記載。</p> <p>5. 飽和脂肪酸又はコレステロールの含有量を比較する場合</p> <p>a. 比較する食品間の栄養成分含有量の差の相対値は25%以上であること; および</p> <p>b. その差の絶対値は、Schedule 8 の第4欄 (a) (i) 又は (b) (i) に定める最大値を下回らない。</p> <p>i. 同表第二欄に掲げる当該栄養成分の名称; および</p> <p>ii. 「低」「同 Schedule の3欄にその栄養成分について指定された含有量」の説明。</p> <p>6. トランス脂肪酸の含有量を比較する場合</p> <p>a. 比較する食品間のトランス脂肪酸の含有量の差の相対値は25%以上であること。; および</p> <p>b. その差の絶対値は、Schedule 8 の3欄にトランス脂肪酸について規定された「遊離」含有量の記載と同 Schedule の4欄 (a) (i) 又は (b) (i) に規定された最大量を下回らない。</p> <p>7. たんぱく質の含有量を比較する場合</p> <p>a. 比較する食品間のタンパク質含有量の差の相対値は25%以上であること。および</p> <p>b. 差の絶対値は、次の値を下回らないものとする。</p> <p>i. 固形食品の場合には、Schedule 8 の3欄に規定するたんぱく質の含有量についての「供給源」の記載と同 Schedule の4欄 (a) 又は (c) に掲げる最小量;</p> <p>ii. 流動食の場合には、Schedule 8 の4欄 (b) 又は (c) に掲げる最小量であって「供給源」の記載と同 Schedule の3欄に規定するたんぱく質の含有量。</p>

項目	具体的な規則
	<p>8.食物繊維の含有量を比較した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 比較する食品間の食物繊維含有量の差の相対値が 25%以上であること。および b. その差の絶対値は、Schedule 8 の 3 欄に食物繊維について規定されている「供給源」の含有量の記載と Schedule8 の 4 欄に記載されている最小量を下回らない。 <p>9.栄養成分基準値（ナトリウムを除く）が定められているビタミン又はミネラルの含有量を比較する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 比較する食品間の当該ビタミン又はミネラルの栄養基準値の差の相対値が 10%以上であること。および b. 差の絶対値は、次の値を下回らないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i.固形物の場合、Schedule8 の 3 欄に規定する栄養基準値（ナトリウムを除く）が付されたビタミン及びミネラルの含有量について定められた「供給源」の記載と Schedule8 の 4 欄(a) 又は (c) に掲げる最小量; ii.流動食の場合、Schedule8 の 4 欄(b) 又は (c) に掲げる最小量であって、「その表の第三欄に掲げる栄養基準値（ナトリウムを除く。）が定められているビタミン及びミネラルの含有量」の記載と反対のもの。
<p>栄養機能強調表示</p>	<p>8. 栄養機能強調表示</p> <p>1.次の場合を除き、あらかじめ包装された食品のラベル又はその広告において栄養機能強調表示をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. その強調表示は (2) に適合する;および b. (3) に従うことを条件として、当該栄養成分の含有量が、Schedule8 の 4 欄に記載された最低量以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> i. Schedule8 の 2 欄に掲げる当該栄養成分の名称; および ii. 「供給源」の説明、Schedule8 の 3 欄に当該栄養成分について指定された含有量 <p>2.栄養機能強調表示は、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 以下のような栄養成分について強調してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> i. 栄養素参照値を提供する ii. Schedule8 の 2 欄に規定されている ; b. 科学的実証と科学的コンセンサスに基づくものであること c. 当該栄養成分の生理学的役割に関する情報を含むこと。 <p>3.(1)(b)項は、以下の栄養成分についてなされた栄養機能表示には適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Schedule8 の 2 欄に明記されていない。 b. Schedule8 の 2 欄に指定されているが、Schedule8 の 3 欄に当該栄養成分について「供給減」含有量の記述がない。

Schedule 6 ITEMS EXEMPT FROM PART 1 OF SCHEDULE 5 (別表 6 : 別表 5 パート 1 の除外項目)

PART1 ITEMS EXEMPT FROM PART 1 OF SCHEDULE 5 UNDER REGULATION 4B(2)(a) OF THESE REGULATIONS (パート 1 : 本規制 4B(2)(a) に基づいて別表 5 のパート 1 から免除される項目)

項目	具体的な規則
Schedule5 Part1 から免除される品目	<p>1.免税品条例 (Cap.109) 第 53 条の「アルコール度数」の定義に記載されている方法で決定されるアルコール度数が体積で 1.2%を超える包装済み食品</p> <p>2.ケータリング施設で販売される包装済みの食品で、通常はすぐに消費するために購入されるもの</p> <p>3.単品で販売することを目的としたファンシーな形で個包装された菓子製品</p> <p>4.個別包装されたプリザーブドフルーツであって、これ以上包装されておらず、かつ、単品で販売することを目的とするもの</p> <p>5.全表面積が 100cm² 未満の容器に包装されたもの</p> <p>6.果実又は野菜 (生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍したもの又は乾燥したものを含む)</p> <p> a. 他の成分が入っていない容器に詰められる;および</p> <p> b. 他の成分が添加されていないもの</p> <p>7.炭酸水</p> <p> a. 二酸化炭素以外の成分が添加されていないもの; および</p> <p> b. 炭酸が加えられていることを示す表示がある</p> <p>8.湧水及びミネラルウォーター (人工的にミネラルを添加したものでミネラルウォーターと表示されているものを含む)</p> <p>9.エネルギー値を有しないか、又は Schedule5 の 1(b) にいう栄養素を含有しない包装済み食品</p> <p>10.食肉、海水魚若しくは淡水魚又は通常人が喫食するその他の水生生物</p> <p> a. 未加工の状態にある;</p> <p> b. 他の成分が入っていない容器に詰められる; および</p> <p> c. 他の成分が添加されていないもの</p> <p>11.以下のような材料を詰め合わせにした包装済み食品</p> <p> a. 同一敷地内で最終消費者に調製・販売される;</p> <p> b. 直ちに喫食するために販売することを意図していない; および</p> <p> c. 人の喫食に適するようにするために調理するものであること</p> <p>12.具材の盛り合わせが入ったスープパック</p> <p> a. 製造過程で加熱工程を経ていないもの;</p> <p> b. 直ちに喫食するために販売することを目的としていない; および</p> <p> c. スープの形で人の喫食に適するように調理することを目的とするもの</p> <p>13.包装済み食品</p> <p> a. 内国歳入条例第 88 条 (Cap 112) に基づいて税金を免除されている公益法人または公益信託によって販売されるもの; および</p> <p> b. 慈善目的で開催されるイベントで販売されるもの</p> <p>14.包装済み食品</p> <p> a. 同じ敷地内で最終消費者に加工・販売される; または</p> <p> b. 最終消費者に食品が販売される敷地に隣接した場所又はその直近にある場所で加工されたもの</p> <p> (a) 又は (b) にいう敷地外で販売のために提供されないこと</p> <p>15.ケータリング施設に単品で販売される包装済み食品</p> <p>※注記: 「調理」(製備)には、骨抜き、パーリング、研削、切断、洗浄、トリミング、風味付け又は包装が含まれるが、加工は含まれない;</p>

項目	具体的な規則
	「加工処理」には、食品の自然な状態に実質的な変化をもたらすあらゆる処理又は加工が含まれ、本注記の「調理」の定義における「加工処理」は、それに応じて解釈されるものとする。

PART2 ITEMS EXEMPT FROM PART 1 OF SCHEDULE 5 UNDER REGULATION 4B(2)(a) OF THESE REGULATIONS (パート2：本規制 4B(2)(a) に基づいて別表5のパート1から免除される品目)

項目	具体的な規則
Schedule5 Part1 から免除される品目(年間販売量による)	<p>1. Schedule5Part1 の適用除外</p> <p>1. (2) の規定に基づいて申請があった場合、香港における同一バージョンの食品の年間販売量が 30,000 個を超えないと機構が認めるときは、機構は、第3条(1)の規定に従うことを条件として、すべての包装済み食品について、Schedule5 Part1 の要件を免除できる。</p> <p>2. 包装済み食品の輸入者又は製造者は、機構が決定する方法で(1)に基づく免除を機構に申請することができる。</p> <p>3. (2) に基づいて行われた申請の承認に関して、申請者は以下を機構に支払う。</p> <p>a.申請がその目的のために機構が提供するオンラインコミュニケーションシステムを用いて電子的に行われる場合、\$265;または</p> <p>b.申請が他の方法で行われた場合は、\$345</p> <p>4. 機構は、</p> <p>a.当局が適当と認める条件を課す; および</p> <p>b.申請者に対し、免除が適用される包装済み食品に関して機構が随時課す条件を遵守する約束を与えるよう要求する。</p> <p>5. (1) に基づいて付与された免除は有効とする。</p> <p>a.(同項に基づいて付与された他の免除が、当該包装済み食品のバージョンに関して当分の間有効でない場合) 1年間;</p> <p>b.(当該サブセクションに基づいて付与された他の1つの免除のみが、当該の包装済み食品のバージョンに関して当分の間有効である場合) 当該他の免除の有効期限まで; または</p> <p>c.(当該サブセクションに基づいて付与された2つ以上の他の適用除外が、当該の包装済み食品のバージョンに関して当分の間有効である場合) そのような適用除外の最初の有効期限日まで。</p>

(2) 乳幼児用食品等

Regulation 4C Nutrition labelling of infant formulae, follow-up formulae and prepackaged food for infants and young children (規制 4C : 乳児用粉乳、フォローアップ乳、乳幼児用の包装済み食品の栄養成分の表示)

項目	具体的な規則
基本規則	<p>1.Regulation4、4A 及び 4B に影響を及ぼすことなく、ただし (2) の規定に従うことを条件として、乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳又は乳幼児用包装済み食品には、Schedule6A に適合するエネルギー値及び栄養成分の含有量を表示する。</p> <p>2. Schedule 6B に掲げる品目は、(1) の要件を免除される。</p>

Schedule 6A NUTRITION LABELLING OF INFANT FORMULAE, FOLLOW-UP FORMULAE AND PREPACKAGED FOOD FOR INFANTS AND YOUNG CHILDREN (別表 6A 乳児用粉乳、フォローアップ乳、乳幼児用の包装済み食品の栄養成分の表示)

項目	具体的な規則
栄養成分等のリスト	<p>1.栄養成分リスト</p> <p>1.乳児用調製粉乳には、次のような栄養成分リストを判読できるように表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.エネルギー値; および b.配合されている次の栄養成分の含有量 <p>※栄養成分の一覧は 4 章に整理。</p> <p>2.乳児用調製粉乳 (使用説明書に従って調製または提供されるもの) のフッ化物含有量が 100 kcal あたり 100µg または 100 kJ あたり 24µg を超える場合、その調製粉乳には以下のように表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.粉ミルクの摂取は歯のフッ素症を引き起こす可能性があることを示している; および b.歯のフッ素症のリスクについて医療従事者または医療専門家と話し合うべきことを推奨 <p>3.フォローアップ用調製粉乳には、次のような栄養成分のリストを判読できるように表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.エネルギー値; および b.配合されている次の栄養成分の含有量 <p>※栄養成分の一覧は 4 章に整理</p> <p>4.乳幼児用包装済み食品には以下に示す栄養成分リストを判読できるように表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.食品のエネルギー値; および b.食品に含まれる次の栄養成分の含有量 <ul style="list-style-type: none"> i.タンパク質; ii.総脂肪; iii.炭水化物; iv.ナトリウム; v.ビタミン A (添加されている場合); および vi.ビタミン D (添加されている場合) <p>5. (1) (3) (4) に影響を及ぼすことなく、乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳又は乳幼児用包装済み食品に含まれる他の栄養成分の含有量も栄養成分リストに記載できる。</p> <p>6. (3) (b) (iii) 及び (4) (b) (iii) の適用上、</p>

項目	具体的な規則
	<p>a.炭水化物は、栄養成分リストに「炭水化物」または「碳水化合物」と表示される。</p> <p>b.食物繊維の含有量も栄養成分リストに記載されている場合は、炭水化物の含有量に代えて総炭水化物の含有量を栄養成分の一覧に記載できる。</p> <p>7.乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳又は乳幼児用包装済み食品の栄養上又は食事上の価値に関して、情報が虚偽、誤解又は欺瞞的でない場合には、その他の情報を栄養成分リストに記載できる。</p>
エネルギー値の表現	<p>2.エネルギー値の表現</p> <p>1.乳児用調製粉乳の栄養成分リストに記載するエネルギー値は、キロカロリー (kcal) またはキロジュール (kJ) 、またはその両方で表現する。</p> <p>a.100 g あたり (販売可能な形で);または</p> <p>b.100 mL あたり(販売の準備ができていない形で、または提供された使用説明書に従って提供される形で)</p> <p>2.乳幼児用のフォローアップ用調製粉乳または包装済み食品の栄養成分リストに記載されるエネルギー値は、キロカロリー (kcal) またはキロジュール (kJ) 、またはその両方で表現する。</p> <p>a.調製粉乳又は食品 100 g 当たり (販売可能な状態のもの);</p> <p>b.調製粉乳又は食品(販売の準備ができていない形で、または提供された使用説明書に従って提供される形で) 100 mL 当たり;または</p> <p>c.グラム (g) またはミリリットル (mL) で指定された推奨される食ごと</p>
栄養成分含有量表示	<p>3.栄養成分含有量表示</p> <p>1.乳児用調製粉乳の栄養成分リストに記載される本 Schedule の第 1 項 (1) (b) にいう栄養成分の含有量は、(たんぱく質、総脂肪、総炭水化物について)グラム (g) 又は (他の栄養成分については) 適切な単位で表現する。</p> <p>a.100 g あたり (販売可能な形で);または</p> <p>b.100 mL あたり(販売の準備ができていない形で、または提供された使用説明書に従って提供される形で)</p> <p>2.乳幼児用のフォローアップ用の調製粉乳又は包装済み食品の栄養成分リストに記載される本 Schedule の第 1 項 (3) (b) 又は (4) (b) にいう栄養成分の含有量は、(タンパク質、総脂肪、利用可能な炭水化物について)グラム (g) 又は (他の栄養成分については) 適切な単位で表さなければならない。</p> <p>a.調製粉乳又は食品 100 g あたり (販売可能な状態のもの);</p> <p>b.調製粉乳又は食品(販売の準備ができていない形で、または提供された使用説明書に従って提供される形で) 100 mL 当たり; または</p> <p>c.グラム (g) またはミリリットル (mL) で指定された推奨される食ごとに。</p> <p>3. (1) 及び (2) に影響を及ぼすことなく、乳児用調製粉乳又はフォローアップ用調製粉乳の栄養成分リストに記載される本 Schedule の第 1 項 (1) (b) 又は (3) (b) にいう栄養成分の含有量は、さらに(タンパク質、総脂肪、総炭水化物および利用可能な炭水化物について)グラム (g) 又は (他の栄養成分については) 適切な単位で表すことができる。</p> <p>a.100 kcal あたり;または</p> <p>b.100 kJ あたり</p>
栄養成分リストの形式	<p>4.栄養成分リストの形式</p>

項目	具体的な規則
	<p>1.(2)の規定に従うことを条件として、乳児用調製粉乳、乳児用調製粉乳又は乳幼児用の包装済み食品の栄養成分リストを、適当な見出しを付して包装の見やすい場所に記載する。</p> <p>2.乳幼児用の包装済み食品の栄養成分リストは、包装の総表面積が 200 cm² 未満である場合には、線形形式で提示できる。</p> <p>3.本附則の適用上の表示は、</p> <ul style="list-style-type: none"> a.英語; b.中国語;または c.両言語 <p>4.ただし、数字はアラビア数字で表すことができる。</p> <p>5.乳児用調製粉乳、フォローアップ用調製粉乳又は乳幼児用の包装済み食品の食品表示に英語と中国語の両方の言語が使用されている場合には、栄養成分リストは英語と中国語の両方で表記する。</p>

Schedule 6B ITEMS EXEMPT FROM SCHEDULE 6A (別表 6B : 別表 6A の除外項目)

項目	具体的な規則
Schedule6A から免除される品目	<p>1.乳幼児用の特別医療目的の粉ミルクで、以下が表示されたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「formula for special medical purposes」または「特殊医用配方品」の語、または類似の意味を持つ他の語が、粉ミルクの名称または包装の目立つ場所であって、包装上の他の情報と近接していない場所にあるもの； b. 「USE UNDER MEDICAL SUPERVISION」または「在醫生指示下使用」の文字、またはその他類似の意味の文字を、太字で、包装の他の情報と近接していない包装の目立つ場所に記載する； c. 「For the dietary management of (fill in the disease, disorder or medical condition for which the formula is intended to be used or known to be effective) 」と記載する文、または類似の意味の他の言葉を示す文。 d. (声明に記載された疾患、障害または病状を持たない人が摂取した場合に健康被害をもたらす場合) 危険に関する警告文と説明を、太字で、包装の他の情報と近接しない、包装の目立つ場所に記載すること。 <p>2.総表面積が 250cm² 未満の容器に詰められた乳児用調製粉乳またはフォローアップ用調製粉乳。</p> <p>3.総表面積が 100cm² 未満の容器に包装された乳児および幼児用の包装食品。</p>

1.4.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、第 132 章 W 章 Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations の「Schedule 3 Marking and Labelling of Prepackaged Foods (別表 3 : 包装済み食品のマークと表示) の 5 で以下の通り規定されている。

項目	具体的な規則
基本要件	<p>5. 条例第 58 条に従い、かつ、特定の場合において当局が別途許可しない限り、食品の成分の 1 つを構成する添加物 ((7)に規定する添加物を除く) は、その機能分類および (2004 年第 85 号、2008 年第 69 号) により記載するものとする。</p> <p>a. 特定名称、または</p> <p>b. 食品添加物の国際的な番号付けシステムにおける識別番号。</p> <p>c. 接頭辞「E」または「e」を有する食品添加物国際番号体系に基づく識別番号。</p> <p>6. (5)における添加物の機能分類は以下のとおりである。</p> <p>酸 (酸味剤)</p> <p>酸度調節剤 (酸度調節剤)</p> <p>固化防止剤 (抗結晶剤)</p> <p>消泡剤 (消泡剤)</p> <p>酸化防止剤 (抗氧化剤)</p> <p>増量剤 (増體剤)</p> <p>色調保持剤 (護色剤)</p> <p>着色料 (色素)</p> <p>乳化剤 (乳化剤)</p> <p>乳化塩 (乳化鹽)</p> <p>固化剤 (固化剤)</p> <p>フレーバーエンハンサー (増味剤)</p> <p>粉体処理剤 (麵粉處理劑)</p> <p>発泡剤 (發泡劑)</p> <p>ゲル化剤 (膠凝劑)</p> <p>艶出し剤 (上光劑)</p> <p>湿潤剤 (水分保持剤)</p> <p>防腐剤 (防腐劑)</p> <p>推進剤 (推進劑)</p> <p>起泡剤 (膨脹劑)</p> <p>安定剤 (穩定劑)</p> <p>甘味料 (甜味劑)</p> <p>増粘剤 (增稠劑)</p>

1.4.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

Cap.132 Part V Food and Drugs では、遺伝子組み換え食品の表示に関する規定はない。

1.4.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、第 132 章 W 章 Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations の「Schedule 3 Marking and Labelling of Prepackaged

Foods」の4Eで規定されており、食品が以下の物質のいずれかを構成または含む場合、原材料リストに明記することとしている。また、食品が10ppm以上の濃度の亜硫酸塩からなる、または亜硫酸塩を含む場合、亜硫酸塩の機能分類とその名称を原材料リストに明記することとしている。

表 4 アレルゲンの表示対象

No.	表示対象
1	グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦、それらの雑種系統およびそれらの製品）
2	甲殻類および甲殻類製品
3	卵および卵製品
4	魚および魚製品
5	落花生、大豆およびその製品
6	牛乳および乳製品（乳糖を含む）
7	木の实および木の实製品

1.4.7 その他食品表示に関する規制

(1) 食品表示の事例

香港の食品表示の事例は、香港の Centre for Food Safety（食物安全中心）が公表する食品表示に関する説明資料及び栄養表示に関する説明資料¹⁴で紹介されている。ガイドラインの中から実際の食品表示の事例を示したページを以下に抜粋する。



¹⁴ Centre for Food Safety, Labelling of Prepackaged Food in Hong Kong & 香港的營養表示制度

https://www.cfs.gov.hk/english/committee/files/TCF_50/50_Labelling_of_Prepackaged_Food_e.pdf

https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_nifl/files/workshops_NLS_jetro/NLS_in_hk_jp.pdf (2023年11月閱覽)

許容範囲内の強調表示の事例



栄養素含有量表示の事例



栄養素含有量の表示

- 食品に含まれる熱量や栄養素の水準を表現した強調表示を意味する
- コーデックス委員会の栄養素含有量表示に関するガイダンスを採用し、かつ香港でよく見かける強調表示を認める: 例えば、「低糖」や「トランス脂肪酸を含まない」など



「トランス脂肪酸を
含まない」



21

中心
Safety

栄養素比較表示の事例



23



栄養機能表示の事例



その他の表示

- 一部の栄養素含有量表示(例:「オメガ-3」)は国際的に統一した規定はなく、香港でも使用できない
- 食品の熱量や栄養素の含有量の高低、量の有無を特に強調しない限り、実際の分量の表示は、強調表示とはみなされない(例:「1食分あたり0.5gのオメガ-3」)



その他の表示

- 法例で義務付けられたアレルゲン含有量表示は、栄養素含有量表示とされない

低乳糖

Produced in a nut-free environment
Suitable for Vegetarians/Vegans
Dairy and Lactose free
Non-GM Soya beans

LOW LACTOSE

✓ OVEN BAKED
✓ CHOLESTEROL FREE
✓ GLUTEN FREE
✓ LOW IN SATURATED FAT
✓ SUITABLE FOR VEGETARIANS



その他の表示

- 「有機」や「天然」のラベルは影響を受けない



1.5 豪州・ニュージーランド

1.5.1 食品表示に関する規制の体系

豪州・ニュージーランドでは、食品に関する基本基準として、Food Standard Code（食品規格に関する基準）があり、この中で食品表示についても定められている。食品表示については、Chapter1：序説・すべての食品に適用される規格のPart1.2：食品表示とその他の情報に関する要件について規定されている。また、実際の表示例や表示対象を示した事例は、Schedules（別表）に規定されている。

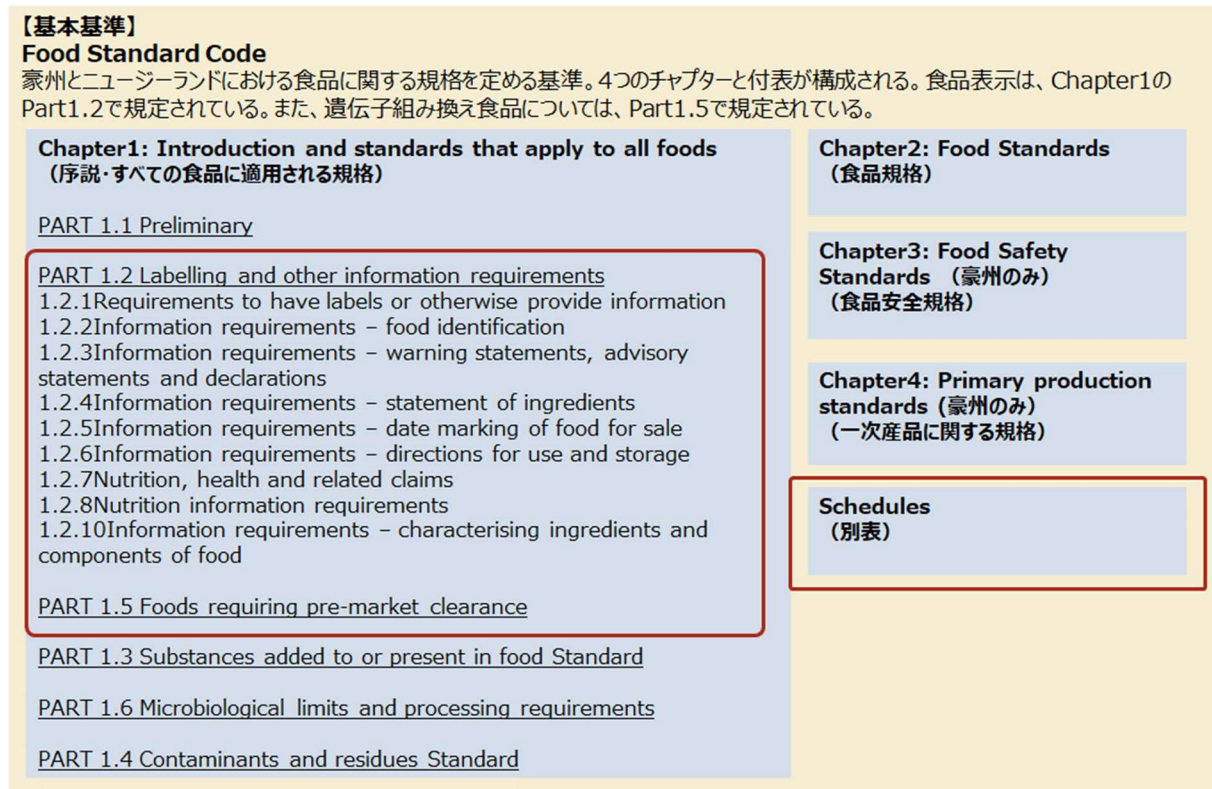


図 9 食品表示に関する規制の体系

Part1.2 のそれぞれ基準の内容は以下の通りである。

表 5 Part1.2 の規定内容

基準	内容
1.2.1 表示もしくはその他方法で情報を提供するための要件	食品種類（小売販売用、ケータリング、その他）に応じて求められる表示について定めるとともに、食品表示に関する禁止事項や読みやすさに関する事項を定めている。
1.2.2 情報要件：食品の識別	食品表示における食品の名称について定めている。
1.2.3 情報要件：警告、勧告、宣言	特定の物質を含む食品に関する表示や、アレルギーを含む食品の表示などについて規定している。
1.2.4 情報要件：原材料	食品表示における原材料の表示について規定している。
1.2.5 情報要件：食品の日付表示	製造日や賞味期限、使用期限など、日付表示に関する事項を規定している。

基準	内容
1.2.6 情報要件：用途・保管	食品の用途や保管方法の表示に関する事項を規定している。
1.2.7 栄養・健康と関連する強調表示	栄養・健康と関連する強調表示に関する事項を規定している。
1.2.8 栄養成分表示	栄養成分表示に関する事項を規定している。
1.2.10 食品の原材料と成分の特徴	食品の特徴的な成分の表示に関する事項を規定している。

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」¹⁵で提供されている。

豪州・ニュージーランドの食品表示に関する規制は、豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)のウェブサイト¹⁶から入手ができる。入手したい規格をクリックすれば、文書を読覧できる。本報告書では、各法規制の英語訳を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

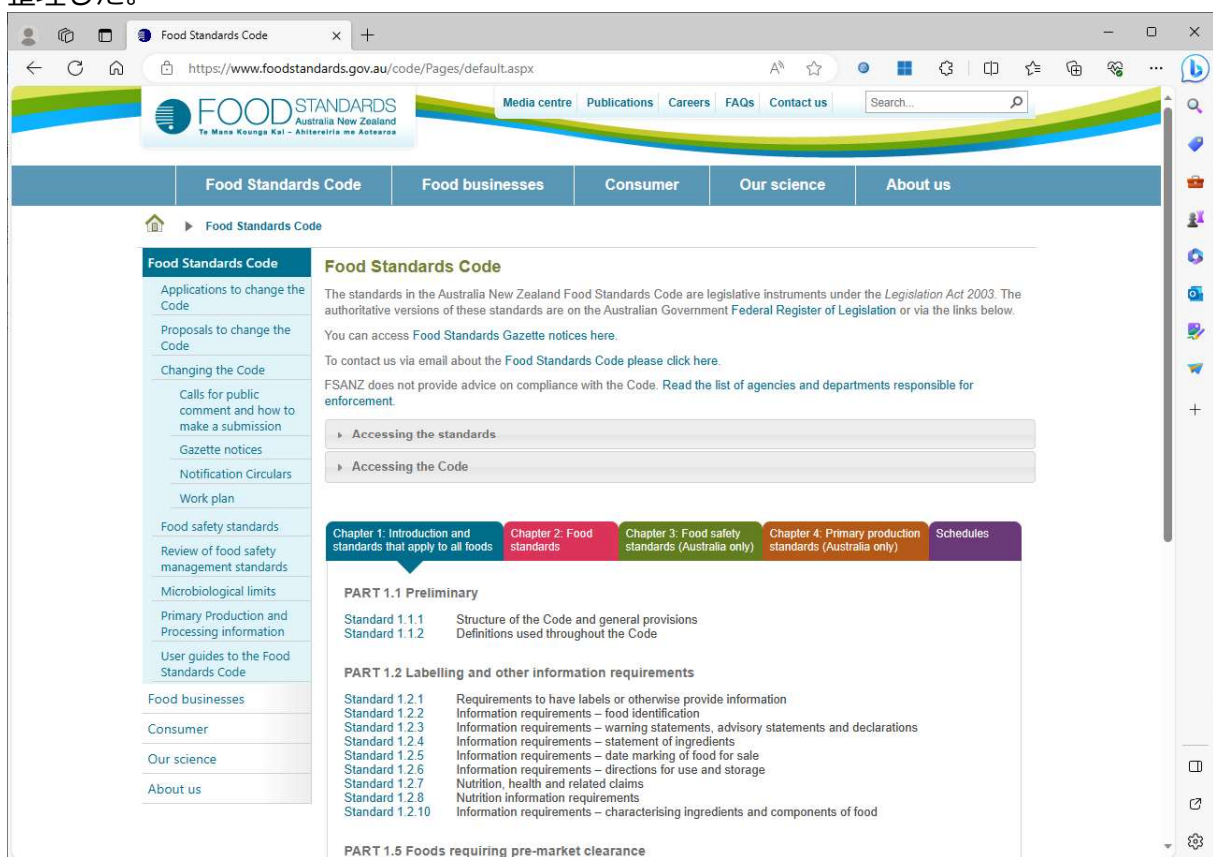


図 10 Food Standard Code の表示画面

¹⁵ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

¹⁶ FSANZ, “Food Standard Code”

<https://www.foodstandards.gov.au/code/Pages/default.aspx> (2023年11月閲覧)

1.5.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、以下の規制で定められている。

- ✓ 1.2.1 表示もしくはその他方法で情報を提供するための要件
- ✓ 1.2.2 情報要件：食品の識別
- ✓ 1.2.3 情報要件：警告、勧告、宣言
- ✓ 1.2.4 情報要件：原材料
- ✓ 1.2.5 情報要件：食品の日付表示
- ✓ 1.2.6 情報要件：用途・保管

(1) 1.2.1 表示もしくはその他方法で情報を提供するための要件

Standard 1.2.1 Requirements to have labels or otherwise provide information

Division 1 Preliminary (序説)

規制	具体的な規則
1.2.1-2	<p>基準の概要</p> <p>(1) 本基準は、販売用食品が表示の貼付又はその他の情報の提供を求められる場合を定め、提供されるべき情報を定める。</p> <p>(2) 第2部では、小売販売用食品に対する表示・情報提供の要件を定める。</p> <p>(3) 第3部門は、ケータリングに販売される食品に対する表示及び情報提供の要件を定めている。</p> <p>(4) 第4部では、その他のすべての食品の販売に関する表示および情報提供の要件が定められている。</p> <p>(5) 第5章では、表示に関する一般的な禁止事項を定めている。</p> <p>(6) 第6章では、読みやすさに関する要求事項を定める。</p>
1.2.1-3	<p>定義</p> <p>表示を貼る：販売用の食品は、以下のいずれかがその食品の包装の一部であるか、または包装に添付されている場合、特定の種類または特定の内容の表示を貼るものとみなされる：</p> <p>(a) その種類またはその内容の表示。</p> <p>(b) 一緒になってその種類またはその内容を有する表示。</p> <p>ケータリング業者とは、直ちに消費される食品を扱い、または提供する個人、施設または機関（例えば、ケータリング施設、レストラン、食堂、学校、または病院）をいう。</p> <p>表示とは、販売される食品との関係では、以下のタグ、ブランド、マーク、文書による声明、または表現、デザイン、説明的な事項をいう：</p> <p>(a) 食品に添付され、又はその包装の一部であり、若しくは包装に添付される。</p> <p>(b) 食品と一緒に購入者に提供される。</p> <p>(c) 食品が販売される際に、その食品に関連して表示されるもの。</p> <p>表示を行うこと：</p> <p>(a) 販売される食品に関連して、表示とは、その食品の表示をすべて一緒にしたものという。</p> <p>(b) 販売される食品の表示に特定の内容を含めることを要求することは、表示の少なくとも1つに当該内容を記載することを要求することである。</p>

Division 2 Retail sales (小売)

規制	具体的な規則
1.2.1-4	<p>適用時期 本編は、以下の場合に適用される： (a) 食品の小売販売。 (b) 小売販売ではない食品の販売で、当該食品がさらなる加工、包装又は表示なしに小売販売に適したものとして販売される場合。</p>
1.2.1-5	<p>Division2 の概要 この章では、以下の事項を定めている： (a) 販売用食品が表示を貼ることを要求される状況-1.2.1-6 項を参照のこと； (b) 原産国表示（豪州のみ）の要件-第 1.2.1-7 項を参照のこと； (c) 表示に記載しなければならないその他の情報-1.2.1-8 項を参照； (d) 表示を貼る必要のない販売用食品の情報要件-1.2.1-9 項を参照のこと。</p>
1.2.1-6	<p>販売用食品にラベルが必要な場合 (1) 販売用食品が包装されている場合、以下の場合を除き、1.2.1-8(1)に言及する情報を記載した表示を貼付することが要求される： (a) 販売される敷地内で製造され、包装されたものである。 (b) 購入者の立会いのもとで包装されたものであること。 (c) 食品の性質または品質が不明瞭にならないような包装の、丸ごとまたはカットされた新鮮な果物および野菜（種子の芽または同様の製品を除く）であること。 (d) 購入者の明示的な注文により、包装され、すぐに食べられる状態で届けられる（自動販売機から販売される場合を除く）。 (e) *資金調達イベントにおいて販売される。 (f) *補助サービス陳列棚に陳列されている。 注 1 販売用食品に本項の表示が義務付けられていない場合でも、豪州では 1.2.1-7 項（豪州のみ-原産国表示義務）に基づき表示が義務付けられる場合がある。 注 2 表示を貼る必要のない販売用食品の情報要件については、1.2.1-9 項を参照のこと。 (2) 販売用食品が 1 層以上の包装を有し、(1)項が表示の添付を要求する場合、販売用食品に関して 1 つの表示のみが要求される。 注 1.2.1-24 節も参照のこと。 (3) 販売用食品が、別々に使用することを意図した 1 人前の個包装（個食パック）を含む包装で販売される場合であって、以下のものを含む： (a) 個別販売用に設計されていない。 (b) 表面積が 30cm² 以上である； の場合、その個包装には、1.2.1-8(3)で言及される情報を記載した表示を貼付することが求められる。 (4) 販売用食品がパッケージに入っていない場合、表示を貼る必要はない。 注 表示を貼る必要のない小売販売用食品の情報要件については、1.2.1-9 項を参照。</p>
1.2.1-7	<p>豪州のみ-原産国表示の要件 (1) 豪州では、以下が適用される： (a) (b)項に従い、販売用食品が包装され、1.2.1-6 項のために表示を付ける必要がある場合、表示には 1.2.11-4 項にいう原産国情報を記載しなければならない；</p>

規制	具体的な規則
	<p>(b) 販売用食品が、第 1.2.11-3 項が適用される包装に入った未加工の果物及び野菜である場合、同項の原産国情報を記載した表示を添付するか、又はその販売に関連して表示することが求められる；</p> <p>(c) 販売用食品が包装されていない場合、1.2.11-2 項で言及される原産国情報を記載した表示を貼付するか、その表示に添付し、又はその販売に関連して表示することが要求される。</p> <p>注 豪州で販売される食品は、1.2.1-6 項で要求されない場合でも、本項に基づく表示の添付が要求される場合がある。</p> <p>(2) 本節は、以下の食品には適用されない：</p> <p>(a) 以下のいずれかにより公衆に販売される：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) レストラン； (ii) 食堂； (i) レストラン； (ii) 食堂； (iii) 学校 (iv) 仕出し屋； (v) 自炊施設； (vi) 刑務所 (vii) 病院 (viii) *医療機関。 <p>(b) 直ちに消費するために提供されるものである。</p>
1.2.1-8	<p>表示が義務付けられている食品に必要な情報</p> <p>一般・追加要件-小売業</p> <p>(1) 1.2.1-6(1) 項については、示された規定に従った以下の情報である：</p> <p>一般的な要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 食品の名称（1.2.2-2 項を参照）； (b) ロット識別（1.2.2-3 項参照）； (c) 供給者の名称及び住所（1.2.2-4 項を参照）； (d) 勧告文、警告文及び宣言文（1.2.3-2 項、1.2.3-3 項及び 1.2.3-4 項を参照のこと）； (e) 成分表示（1.2.4-2 項参照）； (f) 日付表示情報（1.2.5-3 項参照）； (g) 保存条件及び使用上の注意（1.2.6-2 項を参照）； (h) 栄養、健康および関連する強調表示に関する情報（1.2.7-26 項(4)を参照）； (i) 栄養情報（基準 1.2.8 項参照）； (j) *特徴的な成分および*特徴的な成分に関する情報（1.2.10-3 項を参照）； (k) 遺伝子技術を用いて生産された食品に関する情報（1.5.2-4 項を参照）； (l) 放射線照射された食品に関する情報（1.5.3-9 項を参照のこと）； <p>追加要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (m) ひき肉については、ひき肉に含まれる脂肪の最大割合（2.2.1-7 項を参照）； (n) 生肉をつなぎ合わせたり、肉の形にしたものについては、その肉に関連する必要な情報（2.2.1-8 項参照）； (o) 発酵混練加工肉または製造肉：その肉がどのように加工されたかに関連する必要な情報（2.2.1-9 および 2.2.1-10 項を参照）； (p) 成形又は接合された魚の場合、その魚に関連する情報（2.2.3-3 項を参照）； (q) 食用油の工程宣言（2.4.1-4 項を参照）；

規制	具体的な規則
	<p>(r) ブレンドジュースについては、ブレンドジュース中の各ジュースの名称と容量に対する割合（2.6.1-4 項を参照）；</p> <p>(s) 包装された水の組成に関する情報（2.6.2-5 項を参照のこと）；</p> <p>(t) 電解質飲料又は電解質飲料ベースについて：</p> <p>(i) 必要な組成情報の宣言（2.6.2-11 項を参照）；及び</p> <p>(ii) 飲料が等張性、高張性又は低張性であると主張する場合、飲料の浸透圧の宣言（第 2.6.2-12 項参照）；</p> <p>(u) kava に関する必要な記述（2.6.3-4 項を参照）；</p> <p>(v) カフェイン入り飲料の場合：</p> <p>(i) 平均量の宣言（2.6.4-5 項を参照）；及び</p> <p>(ii) 勧告文（2.6.4-5 項を参照）；</p> <p>(w) アルコール含有食品-要求される場合：</p> <p>(i) アルコール含有量に関する記述（2.7.1-3 項を参照）；及び</p> <p>(ii) パッケージに含まれる*標準的な飲料の数の記述（2.7.1-4 を参照）；</p> <p>(x) 2.9.6-5 項及び 2.9.6-6 項が適用される特別用途食品又は*アミノ酸改変食品については、当該食品に必要な情報；</p> <p>(y) 必要な記載事項及びその他の情報：</p> <p>(i) 乳児用粉ミルク製品（基準 2.9.1 参照）；及び</p> <p>(ii) 乳児用食品（基準 2.9.2 参照）；及び</p> <p>(iii) 調合された食事代替食品及び調合された補助食品（基準 2.9.3 参照）；及び</p> <p>(iv) スポーツ補助食品（基準 2.9.4 参照）；及び</p> <p>(v) 特別な医療目的の食品（基準 2.9.5 を参照）；</p> <p>(z) ナトリウム低減塩混合物及び食塩代替物に関する要求情報（2.10.2-8 項参照）。</p> <p>特定の要件- hamper に入った食品の小売販売</p> <p>(2) *hamper(バスケット)で販売される食品について：</p> <p>(a) 各包装には、第(1)項に記載された情報を記載した表示を付けなければならない。</p> <p>(b) 包装されていない食品の各項目には、第(1)項に記載された情報を記載した表示が添付されていなければならない。</p> <p>(c) hamper には、hamper の*供給者の名前と住所を記載した表示を貼らなければならない（1.2.2-4 項参照）。</p> <p>特定要件-個別ポーションパック入り食品の小売販売</p> <p>(3) 1.2.1-6(3)項については、1.2.3-3 項および 1.2.3-4 項に基づく警告文および宣言文とする。</p> <p>追加要件-自動販売機から販売される食品</p> <p>(4) 自動販売機から販売される食品については、自動販売機内または自動販売機上に明確かつ顕著に表示される表示に、自動販売機の*供給者の名前および*事業所住所を記載することが追加要件とされる。</p> <p>注記 パッケージや食品の種類によっては、他の基準、例えば Part 1.2 の他の箇所に特定の除外事項がある。</p>
1.2.1-9	<p>表示が義務付けられていない販売用食品に必要な情報</p> <p>(1) 本節は、1.2.1-6 項のため、*表示を貼る必要のない販売用食品に適用される。食品に添付し、又は表示しなければならない情報</p> <p>(2) 第(3)項に規定される情報は、表示された規定に従って、以下の表示に記載される必要がある：</p>

規制	具体的な規則
	<p>(a) 食品に添付される、又は (b) 食品の陳列に関連して表示される。 (3) (2)項については、情報をいう： (a) 1.2.3-3 節で要求される警告文。 (b) 販売用食品が包装されていない場合、遺伝子技術を用いて生産された食品に関する情報（1.5.2-4 項を参照）； (c) 照射食品に関する情報（1.5.3-9 項を参照）；及び (d) 自動販売機から販売される食品については、1.2.3-2 項で要求される勧告的記述及び 1.2.3-4 項で要求される宣言； (e) 販売用食品が包装されていない場合、発酵混練加工肉又は製造肉については、* 所定の名称（第 2.2.1-9 項及び第 2.2.1-10 項参照）； (f) 販売用食品が kava の根からなる販売用食品のための包装でない場合： (i) kava に関する記述（2.6.3-4 項を参照）；及び (ii) *供給者の名前と住所（1.2.2-4 項を参照）。</p> <p>販売用食品に添付しなければならない情報 (4) 販売用食品に添付する表示には、示された規定に従って、以下の情報を記載しなければならない： (a) 販売用食品が包装されていない場合は、1.2.6-2(b)に規定する使用及び保存に関する指示。 (b) いずれの場合も、1.2.6-2(c)に規定する使用に関連する情報。</p> <p>購入者に申告または提供しなければならない情報 (5) 次の情報は、示された規定に従って、購入者に宣言または提供しなければならない： (a) 内臓の存在を示す必要な記述を、宣言しなければならない（2.2.1-6 項参照）； (b) 生の肉が接合され、又は肉片のように形成されている場合、その肉に関するあらゆる必要な情報を提供しなければならない（第 2.2.1-8 項参照）； (c) 成形または接合された魚の場合、その魚に関するあらゆる必要な情報を提供しなければならない（2.2.3-3 項参照）。</p> <p>食品に添付または表示することができる情報、または購入者の要求に応じて提供しなければならない情報 (6) 第(7)項に規定する情報は、表示された規定に従って、以下のような表示に記載されなければならない： (a) 食品の陳列に関連して表示される。 (b) 購入者の要求に応じて提供される。 (7) (6)項については、情報は以下の通りである： (a) 食品の名称（1.2.2-2 項参照）； (b) 勧告文および宣言文（1.2.3-2 項および 1.2.3-4 項を参照）； (c) 栄養、健康および関連する強調表示に関する情報（1.2.7-27 項(4)を参照）； (d) 栄養情報を必要とする*強調表示がなされている場合、栄養情報パネルに必要な情報（1.2.7-27(2)、1.2.7-27(3)、基準 1.2.8 を参照のこと）； (e) 1.2.1-6(4)項又は 1.2.1-6(1)(a)項のために食品に表示を付ける必要がない場合-特徴ある成分及び特徴ある成分に関する情報（1.2.10 の 3 項）； (f) ひき肉については、必要に応じて、ひき肉に含まれる脂肪の最大割合（2.2.1-7 項参照）；</p>

規制	具体的な規則
	(g) カフェイン入り飲料の場合-任意の勧告的記述 (2.6.4-5 項)。

Division 3 Sales of food to caterers (ケータリング)

規制	具体的な規則
1.2.1-10	Division3 が適用される場合 本節はケータリング業者への食品の販売に適用される。
1.2.1-11	Division3 の概要 本節は以下の事項を定めている： (a) *ケータリング業者に販売する食品に表示を貼ることが要求される状況-1.2.1-12 項を参照のこと； (b) 食品と一緒に情報を提供しなければならない場合-第 1.2.1-13 項を参照。 (c) 原産国表示の要件-第 1.2.1-14 項を参照のこと； (d) 表示が記載しなければならないその他の情報-1.2.1-15 項を参照のこと； (e) 表示を貼る必要のない食品に関する情報要件 (1.2.1-16 項及び 1.2.1-17 項を参照のこと)。
1.2.1-12	ケータリング業者が販売する食品に表示が必要な場合 (1) ケータリング業者に販売する食品が包装されている場合、1.2.1-15 項に定める情報を記載した表示を貼付することが必要である。 (2) 以下の場合： (a) 販売用食品に表示を貼付する必要がある場合。 (b) その販売用食品は、1 層以上の包装を有する。 (c) 1.2.2-2 項及び 1.2.2-3 項で要求される情報が外包装の表示に記載されている。 (d) 1.2.2-4 項により要求される情報が、以下のとおりである： (i) 外箱の表示に記載されていること。 (ii) 販売用食品に添付される文書に記載されていること； (1)項にいう表示は、外箱の上にある必要はない。 (3) 以下の場合、販売用食品は、表示を貼る必要はない： (a) 食品が包装されていない。 (b) 食品が、食品の性質または品質を不明瞭にしない包装に入った、全体またはカットされた新鮮な果物および野菜（種子の芽または同様の製品を除く）である。
1.2.1-13	ケータリング業者が販売する食品に情報を提供しなければならない場合 ケータリングに販売される食品が 1.2.1-12 項により表示の貼付を要求されない場合、1.2.1-15 項が要求する情報を含む表示を食品とともにケータリングに提供する必要がある。
1.2.1-14	豪州のみ-原産国表示の要件 豪州では、*ケータリングに販売される食品がパッケージに入っている場合、1.2.1-4 項に従って原産国情報を記載した表示を*貼ることが要求されている。
1.2.1-15	ケータリング業者が販売する食品の表示に記載すべき情報 本節に従い、1.2.1-12 項に基づき*ケータリング業者に販売される食品に要求される表示は、示された規定に従って、以下の情報を記載しなければならない： (a) 食品の名称 (1.2.2-2 項を参照)； (b) ロット識別 (1.2.2-3 項を参照)；

規制	具体的な規則
	<p>(c) 勧告文、警告文及び宣言文（1.2.3-2 項、1.2.3-3 項及び 1.2.3-4 項を参照のこと）；</p> <p>(d) 日付表示情報（1.2.5-3 項を参照）；</p> <p>(e) 保存条件及び使用上の注意（1.2.6-2 項参照）；</p> <p>(f) 遺伝子技術を用いて製造された食品に関する情報（1.5.2-4 項を参照）；</p> <p>(g) 放射線照射された食品に関連する情報（1.5.3-9 項参照）。</p>
1.2.1-16	<p>ケータリング業者が販売する食品と共に提供しなければならないその他の情報</p> <p>(1) 1.2.1-8(1)項（一般及び追加要件-小売販売）で言及される情報は、以下のとおりでなければならない：</p> <p>(a) 表示（ある場合）に記載されていること。</p> <p>(b) 文書で提供される。</p> <p>(2) 1.2.1-8(1)(c)項（供給者の名称及び住所）にいう情報の場合、当該情報が文書で提供されているときは、当該文書は販売用食品に添付されなければならない。</p> <p>(3) (1)項は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) 第 1.2.1-15 項（ケータリング業者に販売される食品の表示に記載することが要求される情報）で言及されている情報。</p> <p>(b) 1.2.1-8(1)(k)（原材料及び成分の特徴に関する情報）で言及されている情報。</p>
1.2.1-17	<p>ケータリング業者が販売する食品に関して要求できる情報</p> <p>ケータリング事業者は、あらゆる情報を提供しなければならない：</p> <p>(a) ケータリング事業者が要求したもの。</p> <p>(b) *関係当局が提供するように要求したもの；</p> <p>ケータリング業者が、当該食品または当該食品を原材料とする他の食品の販売において、本規程の組成、表示または申告の要件を遵守するために必要な情報を提供しなければならない。</p>

Division 4 Other sales（他の販売方法）

規制	具体的な規則
1.2.1-18	<p>本規定が適用される場合</p> <p>(1) この Division は、以下のものを除く食品の販売に適用される：</p> <p>(a) Division2 または Division3 が適用される販売。</p> <p>(b) 企業内移転。</p> <p>(2) 本節において、以下のとおりとする：</p> <p>企業内移転とは、単一の企業の要素間、親会社の子会社間、または親会社の子会社と親会社の間での食品の移転をいう。</p>
1.2.1-19	<p>Division4 の概要</p> <p>本 Division では、以下のことを定めている：</p> <p>(a) 販売用食品が表示を貼ることを要求される状況-1.2.1-20 項を参照；</p> <p>(b) 表示を貼る必要のない販売用食品の情報要件-1.2.1-21 項を参照のこと。</p>
1.2.1-20	<p>表示要件</p> <p>(1) 販売用食品が包装されていない場合は、表示を貼る必要はない。</p> <p>(2) 販売用食品が包装されている場合、表示された規定に従って、以下の情報を記載した表示を貼ることが要求される：</p> <p>(a) 食品の名称（1.2.2-2 項を参照）；</p> <p>(b) ロット識別（1.2.2-3 項参照）；</p>

規制	具体的な規則
	<p>(c) 販売用食品に付随する文書に記載されていない限り、*供給者の名称及び住所（1.2.2-4 項を参照）。</p> <p>(3) 表示は以下のものでなければならない：</p> <p>(a) 包装に記載する。</p> <p>(b) 包装が 2 層以上ある場合は、外層。</p> <p>(c) 販売用食品が輸送用外箱に入っている場合、輸送用外箱を通して明らかに識別できる。</p>
1.2.1-21	<p>情報を要求できる場合</p> <p>(1) 購入者は、あらゆる情報を提供されなければならない：</p> <p>(a) 購入者が要求した場合。</p> <p>(b) 関係当局が提供するように要求した場合；</p> <p>(1) 購入者は、食品またはそれを原材料とする他の食品の販売において、本規程の組成、表示または申告の要件に準拠するために必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>(2) 購入者が要求した場合、または関係当局が要求した場合、情報は書面で提供されなければならない。</p>

Division 5 General prohibitions relating to labels (禁止事項)

規制	具体的な規則
1.2.1-22	<p>表示の改変の禁止</p> <p>(1) 包装された販売用食品を販売する者、又は販売前の包装された販売用食品を取り扱う者は、以下の場合を除き、包装上の表示を汚してはならない：</p> <p>(a) *関係当局の許可を得ている場合。</p> <p>(b) 関連当局がその許可に何らかの条件を課している場合は、その条件が遵守されていること。</p> <p>(2) (1)項にもかかわらず、包装された食品を販売する者、または販売前の包装された食品を取り扱う者は、表示に誤った情報が含まれている場合、以下の方法で誤った表示の上に新しい表示を貼ることにより、食品を再表示化できる：</p> <p>(a) 新しい表示を剥がすことができない。</p> <p>(b) 不正確な情報が見えないようにすること。</p> <p>(3) 本節において には、改変、除去、消去、抹消および隠蔽が含まれる。</p>
1.2.1-23	<p>広告への表示規定の適用</p> <p>本規定により、食品に関する表示に文言、情報、デザインまたは表現を含めることが禁止されている場合、当該食品の広告には、当該文言、情報、デザインまたは表現を含めてはならない。</p>

Division 6 Legibility requirements (読みやすさの要件)

規制	具体的な規則
1.2.1-24	<p>一般的な読みやすさの要件</p> <p>(1) 本規定が、表示に含まれ、書かれ、または表示される単語、文言、表現またはデザインを要求する場合、すべての単語は英語でなければならず、単語、文言、表現またはデザインは、場所を問わず以下のものでなければならない。：</p> <p>(a) 判読可能であること。</p> <p>(b) 表示の背景と明確に対比できるように目立つものでなければならない。</p>

規制	具体的な規則
	(2) 表示に英語以外の言語が使用されている場合、その言語による情報は、英語による情報を否定したり矛盾させたりしてはならない。
1.2.1-25	<p>警告文に関する読みやすさの要件</p> <p>表示に記載する警告文は、必ず書かなければならない：</p> <p>(a) 小型包装の場合、少なくとも 1.5mm の大きさの活字で；</p> <p>(b) それ以外の場合は、少なくとも 3 mm の大きさの活字で記載する。</p>

(2) 1.2.2 情報要件：食品の識別

Standard 1.2.2 Information requirements – food identification

規制	具体的な規則
1.2.2-2	<p>食品の名称</p> <p>(1) 表示に関する規定では、食品の名称は以下の通りである：</p> <p>(a) 食品が*規定名称を有する場合は、規定名称。</p> <p>(b) それ以外の場合は、以下の名称または説明である：</p> <p>(i) その食品の本質を示すのに十分であり、かつ、(ii) 追加の言葉を含む。</p> <p>(ii) 本規定が食品の名称に含めることを要求する追加的な単語を含むもの。</p> <p>注 1 表示に関する規定は、基準 1.2.1 に規定されている。</p> <p>注 2 本規程では、以下の食品にこれらの名称を規定名称とする：</p> <p>(i) 「発酵加工肉-加熱処理をしていない」(基準 2.2.1)；</p> <p>(ii) 「発酵加工肉-加熱処理」(基準 2.2.1)； (ii) 「発酵加工肉-加熱処理」(基準 2.2.1)；</p> <p>(iii) 「発酵加工肉-加熱処理」(基準 2.2.1)；</p> <p>(iv) 「発酵製造肉-加熱処理なし」(基準 2.2.1)；</p> <p>(v) 「発酵製造肉-熱処理」(基準 2.2.1)；</p> <p>(vi) 「発酵製造肉-加熱処理」(基準 2.2.1)；</p> <p>(vii) 「フォローアップ用粉ミルク」(基準 2.9.1)；</p> <p>(viii) 「処方された食事代替食品」(基準 2.9.3)；</p> <p>(ix) 「処方された補助食品」(基準 2.9.3)；</p> <p>(x) 「幼児用補助食品」(基準 2.9.3)；</p> <p>(xi) 「整形されたスポーツ補助食品」(基準 2.9.4)；</p> <p>(xii) 「はちみつ」(基準 2.8.2)；</p> <p>(xiii) 「乳児用調製粉乳」(基準 2.9.1)。</p> <p>(2) 本規定に特定の食品の定義が記載されている場合、その事実のみでは、定義された用語が本項における食品の名称であることを証明するものではない。</p>
1.2.2-3	<p>ロット識別</p> <p>*ロット識別を記載する要件は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) 個々のアイスクリームまたは氷菓の一部。</p> <p>(b) 小包装された販売用食品で、以下の場合：</p> <p>(i) その小包装がバルク包装またはバルク容器で販売のために保管または陳列されている。</p> <p>(ii) 当該バルクパッケージ又はバルク容器の表示にロット識別が含まれている。</p> <p>注記 表示規定は、基準 1.2.1 に定められている。</p>
1.2.2-4	供給者の名称及び住所

規制	具体的な規則
	食品または販売用食品の*供給者の名前と住所への言及は、供給者である者の豪州またはニュージーランドのいずれかにおける名前と*事業所住所への言及である。 注 表示規定は、基準 1.2.1 に規定されている。

(3) 1.2.3 情報要件：警告、勧告、宣言

Standard 1.2.3 Information requirements – warning statements, advisory statements and declarations

規制	具体的な規則
1.2.3-2	<p>勧告文の義務化</p> <p>(1) 別表 9-2 項の表の第 1 欄に掲げる食品は、同表の第 2 欄の対応する勧告文が必要である。</p> <p>(2) 表示の規定については、過剰な摂取は下剤効果をもたらす可能性がある旨の助言文が、以下のものを含む食品について必要とされる：</p> <p>(a) 以下の物質の 1 つ以上を、単独または組み合わせて、10g/100g を超えるレベルで含有する：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ラクチトール (ii) マルチトール (iii) マルチトールシロップ (iv) マンニトール (v) キシリトール；または <p>(b) 以下の物質の 1 つ以上を、単独または組み合わせて、25g/100g のレベルまたはそれを超えるレベルで含有すること：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) エリスリトール (ii) イソマルト (iii) ポリデキストロース (iv) ソルビトール；または <p>(c) (a)に掲げる物質の 1 種以上と(b)に掲げる物質の 1 種以上の組み合わせで、10g/100g を超えるレベルである。</p> <p>注記 表示に関する規定は、基準 1.2.1 に定める。</p>
1.2.3-3	<p>警告の義務-ロイヤルゼリー</p> <p>食品がロイヤルゼリーである場合、または成分として含む場合、以下の*警告文が必要となる。：「この製品には、特に喘息やアレルギーの患者において、重度のアレルギー反応を引き起こし、まれに死亡することが報告されているロイヤルゼリーが含まれています」。</p> <p>注 表示規定は、基準 1.2.1 に規定されている。</p>
1.2.3-4	<p>特定の食品又は食品中の物質の表示義務</p> <p>(1) (2)に掲げる方法で販売する食品に以下の食品または物質が存在する場合、当該食品または物質が存在する旨の宣言が必要である：</p> <p>(a) 10mg/kg 以上の濃度で添加された亜硫酸塩；</p> <p>(b) 以下の食品、またはそれらの食品の製品：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) グルテンを含む穀類、すなわち小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト及びそれらの雑種株（ただし、これらの物質がビール及び蒸留酒に含まれる場合を除く；

規制	具体的な規則
	<ul style="list-style-type: none"> (ii) 甲殻類； (iii) 卵； (iv) 魚類。ただし、ビールまたはワインの清澄剤として使用される浮袋（アイシンググラス）は除く； (v) 牛乳 (vi) 落花生 (vii) 大豆； (viii) ゴマ； (ix) 木の实（ヤシ科 <i>Cocos nucifera</i> の果実のココナッツを除く）。 <p>(2) (1)項については、食品または物質が、以下のように存在する可能性がある：</p> <p>(a)成分として、または*複合成分の成分として存在する。</p> <p>(b) 食品添加物として使用される物質、またはそのような物質の成分もしくは構成要素。</p> <p>(c) 加工助剤として使用される物質または食品、またはそのような物質または食品の成分または構成要素。</p> <p>注記 表示規定は、基準 1.2.1 に定められている。</p>

(4) 1.2.4 情報要件：原材料

Standard 1.2.4 Information requirements – statement of ingredients

規制	具体的な規則
1.2.4-2	<p>成分表示に関する要求事項</p> <p>(1) 本規程において、販売用食品の成分表示とは、本規程に準拠した成分表示である。</p> <p>(2) 疑問を避けるため、以下の場合：</p> <p>(a) 表示には、1.2.1-8(1)(a)項に従って食品の名称が記載されている。</p> <p>(b) 本基準に準拠した成分表示では、1.2.1-8(1)(a)に従って食品の名称のみが記載される；</p> <p>この場合、表示には原材料の記載があるとみなされる。</p> <p>(3) 成分表示に関する要件は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) 基準 2.6.2 に従って包装され表示付けされた水。</p> <p>(b) *規格化されたアルコール飲料。</p> <p>(c) *小包装に含まれる販売用食品。</p> <p>注1 表示の規定は、基準 1.2.1 に定められている。</p> <p>注2 第(3)項にもかかわらず、一部の成分の存在は宣言しなければならない-基準 1.2.3 を参照。</p>
1.2.4-3	<p>全成分表示要件</p> <p>(1) (2)項に従い、成分表示には、販売用食品に含まれる各成分を記載しなければならない。</p> <p>(2) 成分表示には、以下を記載する必要はない：</p> <p>(a) *香料の成分、または</p> <p>注 (a)項にもかかわらず、1.2.4-7(5)項及び 1.2.4-7(6)項は、香料の一部の成分を成分表示で特に宣言又は記載することを求めている。</p> <p>(b) 加工中に完全に除去される揮発性成分；または</p> <p>(c) 加えられた水；</p>

規制	具体的な規則
	(i) 脱水または濃縮された原料を再構成するために添加される。 (ii) 成分表示で宣言されている、または食品の名称の一部であるブロス、ブラインまたはシロップの一部を形成する。 (iii) 食品の5%未満であること。 (d) 基準 1.3.3 に従い加工助剤として使用される物質。 (e) 加工助剤として使用される食品。
1.2.4-4	一般名、記述名または一般名で記載する成分 原材料の記載は、各原材料を特定しなければならない： (a) 内臓肉の場合は、2.2.1-6 項に従って、または、 (b) その他の場合、以下のいずれかを用いて各成分を特定しなければならない： (i) その成分が一般的に知られている名称。 (ii) 当該成分の本質を表す名称。 (iii) 別表 10 に指定された成分の一般名で、同別表に指定された条件に従って使用すること。
1.2.4-5	重量の多い順に記載すること (1) 成分表示には、各成分を摂取重量の多い順に記載しなければならない。 (2) 成分の摂取重量は、以下の場合、脱水または濃縮前の重量に従って決定することができる： (a) 脱水または濃縮された成分である。 (b) 食品の準備、製造又は取扱いの間に再構成される。 (3) (1)項にもかかわらず、食品が指示に従い再構成されるものとして表現されている場合、以下のとおりとする： (a) 成分は、再構成された食品に含まれる重量の降順で列挙することができる。 (b) 成分がこの基準で記載されている場合、その旨を表示に明示しなければならない。 (4) (1)項については、水、または揮発性成分 IW のインゴーイング重量は、以下の式に従って計算しなければならない： $IW = X - Y$ ここで X は、食品に添加される水または揮発性成分の重量である。 Y は以下の合計である： (a) 除去された水または揮発性成分の重量。 (b) 脱水または濃縮された成分の再構成に使用された水または揮発性成分の重量；食品の準備、製造又は取扱いの間。 (7) (5)項(a)は、乳児用食品には適用しない。 注 基準 2.9.2 を参照のこと。 (8) (6)項にもかかわらず、*標準化されたアルコール飲料の原材料は、そのアルコール飲料が販売用食品の原材料として記載されている場合は、原材料の記載に記載する必要はない。
1.2.4-6	代替成分の表示

規制	具体的な規則
	販売用食品の組成が、類似の機能を果たす成分の代替により若干の変化を受ける場合、成分表示には、代替成分または代替成分が宣言されていることを明確にする方法で、両方の成分を記載することができる。
1.2.4-7	<p>食品添加物として使用される物質の宣言</p> <p>(1) 食品添加物として使用される物質（ビタミン又はミネラルを含む）は、成分表示において、以下を明記すること：</p> <p>(a) 物質が別表 7 に記載された添加物のクラス（規定または任意）に分類できる場合、そのクラス名、次いで別表 8 に示された物質の名称または*コード番号を括弧内に記載する。</p> <p>(b) それ以外の場合は、別表 8 に示される物質の名称。</p> <p>(2) (1)(a)の目的上、物質が複数のクラスに分類できる場合、最も適切なクラス名を使用する必要がある。</p> <p>(3) (1)(a)項にもかかわらず、物質が酵素である場合：</p> <p>(a) 「酵素」として記載することができる。</p> <p>(b) 酵素の具体的な名称を記載する必要はない。</p> <p>(4) *香料が成分である場合、それを成分表示で使用することにより記載しなければならない：</p> <p>(a) 「香料」または「フレーバー」という言葉。</p> <p>(b) 香料物質のより具体的な名称または説明。</p> <p>(5) 以下の物質のいずれかを*香料として、または香料の成分として販売用食品に添加する場合、その物質の名称を(1)項に従って具体的に表示しなければならない：</p> <p>(a) L-グルタミン酸；</p> <p>(b) グルタミン酸ソーダ</p> <p>(c) L-グルタミン酸モノカリウム；</p> <p>(d) ジ-L-グルタミン酸カルシウム；</p> <p>(e) L-グルタミン酸モノアンモニウム；</p> <p>(f) ジ-L-グルタミン酸マグネシウム；</p> <p>(g) グアニル酸二ナトリウム</p> <p>(h) イノシン酸二ナトリウム</p> <p>(i) 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム。</p> <p>(6) カフェインを販売用食品に添加する場合（※香料としてか否かにかかわらず）、カフェインとして成分表示欄に記載しなければならない。</p>
1.2.4-8	<p>ビタミン及びミネラルの表示</p> <p>ビタミンまたはミネラルが食品に添加される場合、1.2.4-7 項に従って、クラス名「ビタミン」または「ミネラル」を用いて、ビタミンまたはミネラルを申告することができる。</p>

(5) 1.2.5 情報要件：食品の日付表示

Standard 1.2.5 Information requirements – date marking of food for sale

規制	具体的な規則
1.2.5-2	<p>定義</p> <p>パンに関連して、baked-for date とは以下を意味する：</p> <p>(a) パンが焼かれた時刻が正午前である場合は、焼成日；</p> <p>(b) パンが焼かれた時刻が正午以降である場合は、焼成日の翌日を意味する。</p>

規制	具体的な規則
	<p>注：ある日の正午以降に焼かれたパンは、翌日が「焼成日」となる場合がある。パンに関する「焼成日」とは、そのパンが焼かれた日をいう。</p> <p>販売用食品に関する賞味期限とは、以下の場合に、販売用食品が完全に市場性を維持し、明示または黙示の強調表示がなされた特定の品質を保持することができる期間をいう：</p> <p>(a) 保存中、無傷の包装のままであること。</p> <p>(b) 基準 1.2.6 に基づき適用される保管条件に従って保管される。</p> <p>販売用食品の使用期限とは、販売用食品が健康上又は安全上の理由により消費されるべきではないと推定される期間を意味する：</p> <p>(a) 保存中、無傷の包装のままであること。</p> <p>(b) 基準 1.2.6 に基づき適用される保管条件に従って保管される。</p> <p>注記 本コードでは (1.1.2-2 項を参照)：</p>
1.2.5-3	<p>販売用食品には日付を表示しなければならない</p> <p>(1) 日付表示情報は、本節に従ってのみ表現することができる。</p> <p>(2) *賞味期限、*使用期限、*焼成期限および*焼付期限は、次のようにしなければならない：</p> <p>(a) 次の文言を用いて表現すること：</p> <p>(i) 賞味期限については、「Best Before」の語句；</p> <p>(ii) 使用期限については、「Use By (使用期限)」の語句；</p> <p>(iii) baked-for date については、「Baked For」または「Bkd For」の語句；</p> <p>(iv) baked-on date の場合、「Baked On」または「Bkd On」という語句。</p> <p>(b) 以下のものが添付されていること：</p> <p>(i) 関連する日付、または</p> <p>(ii) 表示のどこに日付が記載されているかについての言及。</p> <p>(3) 賞味期限または使用期限には、次の事項を記載する：</p> <p>(a) 日は、数値で表さなければならない。</p> <p>(b) 月は、以下の方法で表現することができる：</p> <p>(i) 数字形式、</p> <p>(ii) 大文字または小文字。</p> <p>(c) 年は数値で表さなければならない、完全な年または年の下 2 桁のみを用いて表現することができる。</p> <p>(4) *賞味期限および*使用期限は、少なくとも以下の内容でなければならない：</p> <p>(a) 賞味期限または使用期限が適用日から 3 ヶ月以内である場合：</p> <p>(i) 日及び月の順に記載すること。</p> <p>(ii) 月が文字で表現されている場合は、日及び月の順で。</p> <p>(b) 賞味期限または使用期限が適用日から 3 ヶ月を超える場合、月および年の順で記載する。</p> <p>例 (a)(i)項については、「23 Dec」または「23 12」または「23 12 2015」または「23 Dec 2015」。</p> <p>(a)項(ii)の場合 - 「23 Dec」または「12 23」または「23 Dec 2015」または「12 23 2015」。</p> <p>(b)項については-'Dec 2015'又は'Dec 12 2015'又は'23 12 2015'又は'23 Dec 2015'。</p>

規制	具体的な規則
	(5) 日、月、年は、どの数字が日、月、年であるかが明らかになるように表現しなければならない。
1.2.5-6	packed-on date 及び製造者又は包装業者のコード 疑義を避けるため、1.2.5-5 項は、食品のパッケージ上の表示に packed-on date、製造者または包装業者のコードを追加することを妨げないものとする。

(6) 1.2.6 情報要件：用途・保管

Standard 1.2.6 Information requirements – directions for use and storage

規制	具体的な規則
1.2.6-2	使用方法及び保存条件の表示 表示に関する規定では、食品の保存条件及び使用上の指示は、以下のとおりとする： (a) 食品が*使用期限または*賞味期限まで保存されることを保証するために特定の保存条件が必要な場合は、それらの条件を記載すること。 (b) 健康上または安全上の理由から、食品を特定の指示に従って使用または保存しなければならない場合、それらの指示。 (c) 食品が以下のものである場合、またはそれを含む場合： (i) 生のタケノコ-タケノコは食べる前に十分に加熱する必要があることを示す文言。 (ii) 生のスイートキャッサバ：スイートキャッサバは皮をむき、十分に加熱してから食べるべきであることを示す文言。 注 表示規定は、基準 1.2.1 に定められている。

1.5.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、以下の規制で定められている。

- ✓ 1.2.7 栄養・健康と関連する強調表示
- ✓ 1.2.8 栄養成分表示
- ✓ 1.2.10 食品の原材料と成分の特徴

(1) 1.2.8 栄養成分表示

Standard 1.2.8 Nutrition information requirements

Division 1 Preliminary (序説)

規制	具体的な規則
1.2.8-2	目的 本基準は、本規約に基づき表示が義務付けられている販売用食品、および表示義務が免除されている販売用食品に関する栄養情報の要件について定めるものである。本基準は、栄養情報を提供しなければならない時期、およびその方法について定めている。 また、基準 1.2.7 では、栄養成分表示および健康強調表示に関する追加の栄養情報要件についても定めている。栄養情報パネルで任意に提供される情報は、栄養成分表示である。

規制	具体的な規則
	注 2 本基準は、乳児用調製粉乳製品には適用されない。基準 2.9.1 では、乳児用調製粉乳製品に特有の栄養表示に関する要求事項を定めています。
1.2.8-3	<p>基準の適用</p> <p>本基準は、乳児用調製粉乳製品には適用されない。</p> <p>注記 基準 2.9.1 を参照。</p>
1.2.8-4	<p>定義</p> <p>平均エネルギー含量とは、別表 11-2 項に従って算出された平均エネルギー含量をいう。</p> <p>利用可能炭水化物とは、別表 11-3 項に従って算出された利用可能炭水化物を意味する。</p> <p>差分利用可能炭水化物とは、別表 11-3 項に従って算出された差分利用可能炭水化物をいう。</p> <p>生物学的活性物質とは、栄養素以外の物質であって、健康への影響が関連するものをいう。</p> <p>強調表示とは、食品または食品の特性に関する明示または黙示の声明、表現、デザインまたは情報で、本規定では義務化されていないものをいう。</p> <p>栄養情報を必要とする強調表示</p> <p>(a) を意味する：</p> <p>(i) 栄養成分表示、または</p> <p>(ii) 健康強調表示。</p> <p>(b)以下を含まない：</p> <p>(b)以下を含まない： (i)申請法により要求される宣言。</p> <p>(ii)裏書。</p> <p>食物繊維とは、植物の可食部、その抽出物、または合成類似物のうち、以下のものをいう：</p> <p>(a) 小腸で消化吸収されにくく、通常、大腸で完全または部分的に発酵される。</p> <p>(b)以下の有益な生理学的効果の 1 つまたは複数を促進する：</p> <p>(i)緩下剤；</p> <p>(ii)血中コレステロールの減少；</p> <p>(iii)血中グルコースを調節する；</p> <p>を含む：</p> <p>(c) 2 より大きい重合度を有する多糖類またはオリゴ糖；および</p> <p>(d) リグニン</p> <p>基準 1.2.7 及び 1.2.8 並びに別表 4 及び 11 における「脂肪」は、総脂肪を意味する。</p> <p>一価不飽和脂肪酸とは、シス型一価不飽和脂肪酸の合計を意味する。</p> <p>多価不飽和脂肪酸とは、シス-シス-メチレン中断二重結合を有する多価不飽和脂肪酸の総和を意味する。</p> <p>飽和脂肪酸とは、二重結合を持たない脂肪酸の総和を意味する。</p> <p>糖類 基準 1.2.7、基準 1.2.8 及び別表 4 において（「糖類*」とアスタリスクで表示されている場合を除く）、単糖類及び二糖類を意味する。（本コードの他の箇所では異なる定義がある）。</p> <p>トランス脂肪酸とは、二重結合の 1 つ以上がトランス配置である不飽和脂肪酸の合計をいう。</p>

規制	具体的な規則
	<p>単分量とは、以下のものをいう：</p> <p>(a) 固形または半固形食品からなる食品については、100g。</p> <p>(b) 飲料又はその他の液体食品からなる食品については、100 ミリリットル。</p> <p>注2 基準 1.2.7 及び基準 1.2.8 において：</p> <p>果物とは、植物の食用部分または食用部分の構成要素で、果物全体（皮や水を含むか含まないか）の典型的な割合で存在するものをいい、ナッツ、スパイス、ハーブ、菌類、豆類、種子は含まれないものとする。</p> <p>野菜とは、植物の可食部または可食部の構成要素で、野菜全体（皮や水の有無は問わない）の典型的な割合で存在するものをいい、ナッツ、スパイス、ハーブ、菌類、乾燥豆類（調理または水戻しした乾燥豆類を含む）および種子を含まない。</p>

Division 2 Nutrition information panels (栄養情報パネル)

規制	具体的な規則
1.2.8-5	<p>栄養情報パネルが必要な場合</p> <p>(1) 表示規定では、包装された食品に必要な情報として栄養情報パネルがある。</p> <p>(2) 栄養情報パネルは、次のものについては必要ない：</p> <p>(a) 次の食品は、その食品に関して栄養情報を必要とする強調表示がなされていない限り、栄養情報パネルを必要としない：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 標準的なアルコール飲料； (ii) ハーブ、スパイスまたはハーブの煎じ汁； (iii) 酢または模造酢； (iv) ヨウ素添加塩、還元ナトリウム塩混合物、塩または塩の代用品； (v) 紅茶もしくはコーヒー、またはインスタント・ティーもしくはインスタント・コーヒー； (vi) 食品添加物として使用が認められている物質； (vii) 加工助剤として使用することが承認されている物質； (viii) 加工助剤として使用されることを目的として販売されている食品； (ix) 果物、野菜、肉、鶏肉および魚で、単一の成分または成分のカテゴリーを構成するもの； (x) ゼラチン； (xi) 水（ミネラルウォーターまたはスプリングウォーターを含む）または氷； (xii) 調理済み充填ロール、サンドイッチ、ベーグルおよび類似の製品； (xiii) ジャムセッティングコンパウンド (xiv) 標準化されたアルコール飲料を製造するために使用されることを意図したキット； (xv) 標準化されたアルコール飲料ではない0.5容量%以上のアルコールを含む飲料； (xvi) kava、又は <p>(b) 幼児用食品以外の小包装の食品。</p> <p>注1 小包装食品の要件については、1.2.8-14 項を参照のこと。</p> <p>注2 表示規定は、基準 1.2.1 に規定されている。</p>
1.2.8-6	<p>栄養情報パネルに記載しなければならない事項</p> <p>(1) 栄養情報パネルには、以下の情報を記載しなければならない：</p> <p>(a) パッケージに含まれるサービング数は、以下のいずれかで表される：</p>

規制	具体的な規則
	<p>(a)パッケージ内の1食分の数。</p> <p>(ii) 包装された食品の重量または体積が変動する場合、1キログラムあたりの食品の提供数、または適切な他の単位で表される；</p> <p>(b) 一人前の食品に含まれる*平均的な量を、以下のように表す：</p> <p>(i) 固形又は半固形食品の場合はグラム</p> <p>(ii) 飲料又はその他のものの場合はグラム。</p> <p>(ii) 飲料又はその他の液体食品は、ミリリットル；</p> <p>(c) 当該食品の単位量；</p> <p>(d) 食品一人前と食品の単位量について：</p> <p>(i) キロジュール単位又はキロジュール単位とカロリー単位又はキロカロリー単位の両方で表示される*平均エネルギー量。</p> <p>(ii)以下の平均量</p> <p>(A) タンパク質、炭水化物、糖質、脂肪および、</p> <p>(B)第(4)項に従うと、飽和脂肪酸、</p> <p>グラムで表される。</p> <p>(iii) ミリグラム、またはミリグラムとミリモルの両方で表されるナトリウムの平均量；及び</p> <p>(iv) 栄養情報を必要とする強調表示がなされるその他の栄養素または生物学的活性物質の名称および平均量を、グラム、ミリグラム、マイクログラムまたは適宜のその他の単位で表示すること；</p> <p>(e) その他、本規定が記載を要求する事項。</p> <p>(2) 栄養情報パネルは、本法に別段の定めがある場合を除き、別表 12-2 項の様式で記載しなければならない。</p> <p>特定の強調表示で必要とされる脂肪酸の宣言</p> <p>(3) 栄養情報を必要とする*強調表示が、以下に関して行われる場合：</p> <p>(a) コレステロール、または</p> <p>(b) 飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、多価不飽和脂肪酸または一価不飽和脂肪酸、または</p> <p>(c) オメガ 3 脂肪酸、オメガ 6 脂肪酸、オメガ 9 脂肪酸；</p> <p>栄養情報パネルには、別表 12-3 に従ってトランス脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸の宣言を含める必要がある。</p> <p>食用油および食用油スプレッドに含まれる脂肪酸の自主申告</p> <p>(4) 食用油または食用油脂スプレッドの*多価不飽和脂肪酸含有量または*一価不飽和脂肪酸含有量に関して栄養情報を必要とする*強調表示がなされる場合、栄養情報パネルは、その食品の1食分および*単位量における以下の最小量または最大量を記載できる：</p> <p>(a) *飽和脂肪酸；</p> <p>(b) 多価不飽和脂肪酸；</p> <p>(c) 一価不飽和脂肪酸；</p> <p>(d) *トランス脂肪酸。</p> <p>注 食品中の多価不飽和脂肪酸または一価不飽和脂肪酸の含有量に関して強調表示をつけることができる場合については、1.2.7-12 項を参照のこと。</p> <p>食物繊維、糖質、炭水化物に関する表示</p>

規制	具体的な規則
	<p>(5) 栄養情報を必要とする*強調表示が、繊維または特定の名前の繊維に関して行われる場合：</p> <p>(a) 繊維、または特に繊維と名付けられたもの。</p> <p>(b) *糖類または他の種類の*炭水化物；</p> <p>栄養情報パネルには、別表 12-3 項に従って、食物繊維の有無に関する宣言を含めなければならない。</p> <p>(6) (5)項に基づく食物繊維の不存在は、記号「0」を用いて表示しなければならない。</p> <p>炭水化物に関する宣言</p> <p>(7) *利用可能な炭水化物の計算において、*利用不可能な炭水化物が差引かれた場合、*栄養情報パネルには、利用不可能な炭水化物に関する宣言を記載しなければならない。</p> <p>(8) (7)項の「利用できない炭水化物」の言及は、食物繊維を含まない。</p> <p>特定の物質に関する宣言</p> <p>(9) 以下の場合：</p> <p>(a) 別表 11-2(3)項に記載されている 1 つ以上の*成分（有機酸を除く）が、単独または組み合わせて、5g/100g 以上の量で食品中に存在し、かつ。</p> <p>(b) 以下のいずれかを満たすこと：</p> <p>(i) *available carbohydrate by difference が使用される場合、それらの物質のいずれかが計算で差し引かれた；</p> <p>(ii) *利用可能炭水化物が使用されている場合、これらの物質のいずれかが食品に定量化または添加されている；</p> <p>栄養情報パネルには、これらの物質の個別宣言を記載しなければならない。</p> <p>フィトステロール、フィトスタノールまたはそのエステルに関する強調表示</p> <p>(10) 植物ステロール、フィトスタノールまたはそれらのエステルに関して栄養情報を必要とする*強調表示がなされる場合、栄養情報パネルには以下の宣言を含めなければならない：</p> <p>(a) 1.2.3-2(1)で要求される勧告的声明で使用されるのと同じ物質名を使用した物質、および</p> <p>(b) その物質の量は、*総植物ステロール相当量として計算される。</p>
1.2.8-7	<p>栄養情報パネルにおける特定の事項の表現方法</p> <p>(1) 栄養情報パネルは、以下のことを明確に表示しなければならない：</p> <p>(a) パネルに記載されている平均的な量は、平均的な量である。</p> <p>(b) パネルに記載されている最小量または最大量は、最小量または最大量である。</p> <p>(2) 栄養情報パネルには、以下の事項を表示する：</p> <p>(a) 「一人前」は、以下のもので置き換えることができる：</p> <p>(i) 「スライス」、「パック」または「パッケージ」。</p> <p>(ii) 'metric cup' または 'metric tablespoon' または単位もしくは一般的な尺度を表す他の適切な語句。</p> <p>(b) 'Carbohydrate' は、'Carbohydrate, total' に置き換えることができる。</p> <p>(3) 栄養情報パネルでは、次の事項を有効数字 3 桁以内で表現しなければならない：</p> <p>(a) 平均的なエネルギー含有量；</p> <p>(b) 栄養素および生物学的活性物質の平均量、最小量または最大量。</p>

規制	具体的な規則																		
	<p>(4) 1 食分または 1 単位量の食品の平均エネルギー量が 40kJ 未満の場合、その平均エネルギー量をパネルに「LESS THAN 40kJ」と表現することができる。</p> <p>(5) 食品 1 食分または 1 単位量に含まれる以下のいずれかの*平均量が 1g 未満である場合、その平均量を栄養情報パネルで「LESS THAN 1g」と表現することができる：</p> <p>(a) タンパク質 (b) 脂肪 (c) 脂肪酸のクラス； (d)炭水化物 (e)糖類； (f) 食物繊維。</p> <p>(6) 1 食分または 1 単位量の食品に含まれるナトリウムまたはカリウムの平均量が 5 ミリグラム未満の場合、その平均量を栄養情報パネルで「LESS THAN 5 mg」と表現することができる。</p> <p>(7) 栄養情報パネルにおける食物繊維の宣言は、別表 11-4 項に従って決定された食物繊維の宣言でなければならない。</p> <p>(8) 栄養情報パネルにおいて</p> <p>(a) *一価不飽和脂肪酸は、一価不飽和脂肪として表示されなければならない。 (b) *多価不飽和脂肪酸は、多価不飽和脂肪として宣言されなければならない。 (c) *飽和脂肪酸は、飽和脂肪として申告しなければならない；そして (d) *トランス脂肪酸は、トランス脂肪酸として申告しなければならない。</p>																		
1.2.8-8	<p>1 日摂取量の割合に関する情報</p> <p>(1) 栄養情報パネルには、当該パネルに記載された栄養素の 1 日当たりの摂取量割合に関する情報を含めることができる。</p> <p>(2) 1 日あたりの摂取量に関する情報を含む場合、1 食あたりの*食物繊維の 1 日あたりの摂取量を含めることができる。</p> <p>(3) 1 日当たりの摂取量に関連する情報が含まれる場合、パネルは以下を含めなければならない：</p> <p>(a) 以下に示す関連基準値を用いて算出した、1 食あたりの以下の項目の 1 日摂取量の割合：</p> <p>1 日あたりの摂取量に関する情報の基準値</p> <table border="0"> <tr><td>項目</td><td>基準値</td></tr> <tr><td>エネルギー</td><td>8,700kJ</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>50g</td></tr> <tr><td>脂肪</td><td>70g</td></tr> <tr><td>飽和脂肪酸</td><td>24g</td></tr> <tr><td>炭水化物</td><td>310g</td></tr> <tr><td>ナトリウム</td><td>2,300 mg</td></tr> <tr><td>糖質</td><td>90 g</td></tr> <tr><td>食物繊維（申告制）</td><td>30 g</td></tr> </table> <p>(b) 次の記述のいずれかに該当する：</p> <p>(i) 「8,700 kJ の平均的な成人の食事に基づく」； (ii) 「1 日あたりの摂取量の割合は、8,700 kJ の平均的な成人の食事に基づいている」。</p>	項目	基準値	エネルギー	8,700kJ	たんぱく質	50g	脂肪	70g	飽和脂肪酸	24g	炭水化物	310g	ナトリウム	2,300 mg	糖質	90 g	食物繊維（申告制）	30 g
項目	基準値																		
エネルギー	8,700kJ																		
たんぱく質	50g																		
脂肪	70g																		
飽和脂肪酸	24g																		
炭水化物	310g																		
ナトリウム	2,300 mg																		
糖質	90 g																		
食物繊維（申告制）	30 g																		

規制	具体的な規則
	注 1日当たりの摂取量の割合の情報を示す栄養情報パネルの例については、別表 12-4 項を参照のこと。
1.2.8-9	<p>推奨される食事摂取量の割合に関する情報</p> <p>(1) 本条は、以下の場合に適用される：</p> <p>(a) ビタミンまたはミネラル（関連するビタミンまたはミネラル）について、またはそれに基づく栄養情報を必要とする*強調表示が作成されている場合。</p> <p>(b) 当該ビタミン又はミネラルが*RDI（別表 1-2 及び別表 1-3 項参照）を有する。</p> <p>(c) 当該強調表示が関係する食品が幼児用食品でないこと。</p> <p>(2) 1.2.8-10 項に従い、1 食分の食品が寄与するビタミンまたはミネラルの*RDI の割合は、栄養情報パネルに記載しなければならない。</p> <p>(3) (2)項に基づく*RDI の割合は、栄養情報パネルに記載された栄養価を用いて計算されなければならない。</p> <p>(4) (1)(c)項にもかかわらず、乳幼児用*食品の*栄養情報パネルに推奨摂取割合の情報を記載することができる。</p>
1.2.8-10	<p>1.2.8-8 項および 1.2.8-9 項で言及される情報</p> <p>(1) 1.2.8-8 項により栄養情報パネルに含めることが認められている情報、または 1.2.8-9 項(2)により含めることが求められている情報は、以下の場合、栄養情報パネルの外にも表示することができる：</p> <p>(a) サービングサイズが情報とともに表示されていること。</p> <p>(b) 食品が体積比で 1.15%を超えるアルコールを含んでいない。</p> <p>(2) 栄養情報パネルの外に 1 つ以上の情報が表示される場合、それらの情報は一緒に表示されなければならない。</p> <p>(3) 本節に従って提示された情報は、栄養成分表示を構成するものではない。</p>
1.2.8-11	<p>脱水食品または濃縮食品の要件</p> <p>販売用食品のパッケージの表示に、消費前に水で再構成する必要があることが示されている場合、栄養情報パネルは、再構成された食品の割合として、本基準で要求される情報を表現しなければならない。</p>
1.2.8-12	<p>消費前に水切りすることを意図した食品</p> <p>販売用食品の表示に、消費前に食品を水切りすべきことを示す指示が含まれている場合、栄養情報パネルは以下のことをしなければならない：</p> <p>(a) 本基準で要求される情報を、水切りした食品の割合で表現すること。</p> <p>(b) その情報が水切り食品に関連するものであることを明確に示す。</p>
1.2.8-13	<p>他の食品と共に調理または消費されることを意図した食品</p> <p>(1) 本節は、少なくとも 1 つの他の食品とともに調理または消費されることを意図していることを表示する場合、販売用食品に適用される。</p> <p>(2) 栄養情報パネルは、第(4)項の要件に準拠することができる。</p> <p>(3) 食品について栄養情報を必要とする*強調表示がなされている場合、栄養情報パネルは、(4)および(5)項の要件に従わなければならない。</p> <p>(4) その要件とは、栄養情報パネルが、パネルの右側に、パネルに記載されているのと同じ方法で、以下を明記した追加欄を含むことである：</p> <p>(a) 追加食品の説明。</p> <p>(b) 当該追加食品の量。</p> <p>(c) 組み合わせた食品の平均エネルギー含有量</p> <p>(d) 組み合わせた食品に含まれる栄養素の平均量。</p>

規制	具体的な規則
	<p>(e) 組み合わせた食品に含まれる生物学的活性物質の平均量。 (5) 栄養情報パネルには、調理された食品の1食分の重量または容量が明記されていることが必要である。</p>
1.2.8-14	<p>小分け包装の販売用食品に対する要求事項</p> <p>(1) 表示規定については、小分け包装で販売する食品について、栄養情報を必要とする*強調表示がなされる場合、以下の栄養情報が必要となる：</p> <p>(a) 1食分の食品の平均量を、以下のように表示する：</p> <p>(i) 固形または半固形の食品の場合、グラムで表す。 (ii) 飲料またはその他の液体食品については、ミリリットル単位で表示すること。</p> <p>(b) 別表 13-2 項の表の第 1 欄に記載された事項についての強調表示である場合、第 2 欄に記載された事項を、以下のように表現する：</p> <p>(i) 別途指定がない限り、最小量、最大量又は平均量として表現すること。 (ii) 当該明細書が最小量、最大量又は平均量のいずれであるかを明確にする。</p> <p>(c) 炭水化物、食物繊維、糖類またはその他の炭水化物に関する主張である場合：</p> <p>(i) *差分による利用可能炭水化物の計算において、利用不可能な炭水化物が差し引かれた場合、利用不可能な炭水化物（食物繊維を含まない）の申告。 (ii) 別表 11-2(3)の表に記載されている有機酸以外の物質が、単独または組み合わせて、5g/100g 以上の量で食品中に存在する場合、その物質の存在。 注 表示規定は、基準 1.2.1 に定める。</p> <p>(2) 適切な場合、「一人前」の語は、以下のように置き換えることができる：</p> <p>(a) 'スライス'、'パック'又は'パッケージ'という語、及び (b) 「メートルカップ」、「メートルかさじ」または単位もしくは共通の尺度を表す他の適切な語句。</p> <p>(3) 誤解を避けるため、本節で要求される情報は、栄養情報パネルの形で記載される必要はない。</p>

(2) 1.2.10 食品の原材料と成分の特徴

Standard 1.2.10 Information requirements – characterising ingredients and components of food

規制	具体的な規則
1.2.10-2	<p>定義</p> <p>(1) 本規定において、販売用食品に関連する： 特徴的な構成要素とは、食品の構成要素のうち、以下のものをいう：</p> <p>(a) その食品の名称に記載されている。 (b) 消費者が通常食品の名称と結びつけて考えるものであること。 (c) 食品の表示に、言葉、絵又は図形で強調されている。 特徴的な成分とは、次のような食品の成分または成分のカテゴリーをいう：</p> <p>(a) その食品の名称に記載されている。 (b) 消費者が通常食品の名称と結びつけて考えるものであること。 (c) 食品の表示において、文字、絵または図形で強調されている。</p> <p>(2) (1)項にもかかわらず、以下のいずれかは特徴的な成分ではない：</p> <p>(a) 食品に風味をつけるために少量使用される原材料または原材料のカテゴリー。 (b) 食品の全部を構成する成分または成分のカテゴリー。</p>

規制	具体的な規則
	<p>(c) 食品の名称に記載されているが、その量の変動が食品を特徴づけるために不可欠でない、または類似の食品と食品を区別しないため、消費者の選択を支配するようなものではない成分または成分のカテゴリーをいう。</p> <p>(3) 本規程の他の箇所にある表示要件を遵守していること自体は、本項における強調とはならない。</p>
1.2.10-3	<p>特徴を有する原材料及び成分の申告要件</p> <p>(1) *特徴的な成分および*特徴的な成分に関する情報とは、食品の各特徴的な成分および特徴的な成分の割合の宣言である：</p> <p>(a) 1.2.10-4 項から 1.2.10-7 項に従って計算されたものである。</p> <p>(b) 1.2.10-8 項に従って表現される。</p> <p>(2) 以下の場合：</p> <p>(a) 食品を特徴づける成分の割合が本基準に従って宣言されている場合。</p> <p>(b) 成分または成分のカテゴリーがその特徴的な成分を含む；その特徴的な成分を含む特徴的な成分の割合は、申告する必要がない。</p> <p>(3) 以下の場合、*特徴的な成分および*特徴的な成分に関する情報は不要である：</p> <p>(a) 調理されたロールケーキ、サンドイッチ、ベーグルまたは同様の製品；</p> <p>(b) *資金調達イベントで販売される販売用食品；</p> <p>(c) 小包装された販売用食品；</p> <p>(d) 乳児用粉ミルク製品；</p> <p>(e) ホールカットまたはピースの生肉および/または乾燥肉；</p> <p>(f) 標準化されたアルコール飲料；</p> <p>(g) 0.5 容量%以上のアルコールを含む飲料で、(f)に掲げるもの以外のもの。</p> <p>注記 表示に関する規定は、基準 1.2.1 に定める。</p>
1.2.10-4	<p>特徴を有する成分の割合の計算方法</p> <p>(1) 1.2.10-5 項および 1.2.10-6 項に従い、*特徴的な成分の割合である PCI は、以下の式で計算されなければならない：</p> $P_{CI} = \frac{IW}{TW} \times 100$ <p>ここで IW は次のとおりである：</p> <p>(a) 特性付与成分の割合が 1.2.10-8(4)(b) 項に従って宣言されている場合、その成分の最小投入重量。</p> <p>(b) そうでない場合は、特徴的な成分の配合重量とする。</p> <p>TW は、すべてのインゴーイングの成分の合計重量である。</p> <p>(2) 食品の製造過程で除去された添加水または揮発性成分の重量は、PCI を計算する際に、投入された成分の重量に含めてはならない。</p> <p>(3) 濃縮または脱水された成分または成分のカテゴリーが食品の製造中に再構成された場合、再構成された成分または成分のカテゴリーの重量は、PCI を計算する際に使用することができる。</p> <p>(4) 食品が消費前に再構成を必要とする場合、PCI は再構成された食品の割合として計算することができる。</p>
1.2.10-5	<p>水分損失が発生する場合の特徴的な成分の割合の計算</p>

規制	具体的な規則
	食品の加工時に水分損失が生じた場合、食品中の特徴的な成分の割合は、食品中の特徴的な成分の重量を基準として、そのような水分損失を考慮して計算することができる。
1.2.10-6	<p>特徴を有する成分または特性の割合の算出方法</p> <p>特に指定がない限り、栄養情報パネルで*特徴的な成分の割合が宣言されている場合、宣言された量は、食品に存在する特徴的な成分の*平均量でなければならない。</p>
1.2.10-7	<p>特徴付与成分の割合の算出方法</p> <p>(1) 食品に含まれる *特徴的な成分、PCC の割合は、以下の式で計算しなければならない：</p> $P_{cc} = \frac{W}{TW} \times 100$ <p>ここで TW は、食品の総重量である。 W は、以下の通りである：</p> <p>(a) 食品に含まれる特徴的な成分の重量。 (b) 1.2.10-8(4)(b) に従い、特徴的な成分の割合を申告する場合、その成分の最小重量。</p> <p>(2) 食品が消費前に再構成を必要とする場合、PCC は再構成された食品の割合として算出することができる。</p>
1.2.10-8	<p>特徴を有する成分及び成分の申告</p> <p>(1) *特徴的な成分または*特徴的な成分の割合は、以下の通りでなければならない：</p> <p>(a) 百分率で表示する。 (b) 特に指定がない限り、栄養情報パネルで宣言する場合、1 食分および単位量あたりの平均量として宣言する。</p> <p>(2) *特徴的な成分の割合が、成分表示において(1)(a)に従って宣言される場合、その割合は、成分の一般名、記述名または一般名のすぐ後になければならない。</p> <p>(3) 割合は、四捨五入することができる：</p> <p>(a) 最も近い整数、または (b) 百分率が 5%未満の場合、小数点以下 0.5 桁に丸めることができる。</p> <p>(4) *特徴的な成分または*特徴的な成分の割合は、以下のよう宣言されなければならない：</p> <p>(a) 実際の割合、または (b) 1.2.10-4 項または 1.2.10-7 項の計算を行う際に、特徴的な成分または特徴的な成分の最小重量を使用した場合は、最小割合、または。 (c) 別途指定がない限り、栄養情報パネルで宣言された場合の平均量。 (5) 最小比率を表示する場合は、その事実を明確に表示しなければならない。 (6) 消費前に再構成を必要とする食品の*特徴的な成分または*特徴的な成分の割合は、以下の場合、再構成された食品に対する割合として宣言することができる：</p> <p>(a) 特性付与成分の場合、特性付与成分の割合は、第 1.2.10-4 項(4)に従って算出された。 (b) いずれの場合も、その成分又は構成要素が再構成食品に占める割合であることが明確に表示されている。</p>

(3) 1.2.7 栄養・健康と関連する強調表示

Standard 1.2.7 Nutrition, health and related claims

Division 1 Preliminary (序説)

規制	具体的な規則
1.2.7-2	<p>定義</p> <p>基準 1.2.7 及び基準 1.2.8 において：</p> <p>果物とは、植物の食用部分または食用部分の構成要素で、果物全体（皮や水を含むか含まないか）に典型的な割合で存在するものをいい、ナッツ、スパイス、ハーブ、菌類、豆類および種子は含まれない。</p> <p>野菜とは、植物の可食部または可食部の構成要素で、野菜全体（皮や水の有無は問わない）の典型的な割合で存在するものをいい、ナッツ、スパイス、ハーブ、菌類、乾燥豆類（調理または水戻しした乾燥豆類を含む）および種子を含まない。</p> <p>バイオマーカーとは、人体において異常なレベルで存在する場合に、重大な疾患のリスクを予測する測定可能な生物学的パラメータをいう。</p> <p>炭水化物とは、ビールの定義（1.1.2-3 項）以外では、利用可能な炭水化物または差分利用可能な炭水化物を意味する。</p> <p>強調表示とは、食品または食品の特性に関する明示または黙示の声明、表現、デザインまたは情報で、本規範では義務化されていないものをいう。</p> <p>裏付け（endorsement）とは、裏付け団体の許可を得て行われる栄養成分表示または健康表示を意味する。</p> <p>エンドースメント団体とは、以下のような非営利団体をいう：</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 栄養または健康に関連する目的または機能を有する。(b) サプライヤーがエンドースメントを作成することを許可する。 <p>基準 1.2.7 及び 1.2.8 並びに別表 4 及び 11 における「脂肪」とは、総脂肪をいう。</p> <p>食品群とは、以下のグループのいずれかをいう：</p> <ul style="list-style-type: none">(a) パン（レーブ入り、レーブなしの両方）、穀物、米、パスタ、麺類；(b) 果物、野菜、ハーブ、香辛料及び菌類；(c) 牛乳、脱脂乳、クリーム、発酵乳、ヨーグルト、チーズ、プロセスチーズ、バター、アイスクリーム、練乳、乾燥乳、蒸発乳、および別表 17-4 項に記載の豆類および穀類由来の乳製品類似物；(d) 肉、魚、卵、ナッツ類、種子類、乾燥豆類；(e) バター、食用油、食用油スプレッドなどの脂肪。 <p>一般レベルの健康強調表示とは、高レベルの健康強調表示でない健康強調表示をいう。</p> <p>一般レベルの健康強調表示表とは、別表 4-5 項の表を意味する。</p> <p>健康強調表示とは、食品又は食品の特性が健康に影響を与える、又は与える可能性があることを表明、示唆又は暗示する表示をいう。</p> <p>注 2.10.2-8 項(3)も参照のこと。</p> <p>健康効果とは、人体に対する効果をいい、以下の 1 つ以上に対する効果を含む：</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 生化学的プロセスまたは結果；(b) 生理的過程または結果；(c) 機能的なプロセスまたは結果；

規制	具体的な規則
	<p>(d) 成長及び発達 (e) 身体的パフォーマンス (f)精神的パフォーマンス (g)疾患、障害または状態。</p> <p>高レベル健康強調表示とは、重大な疾病または重大な疾病のバイオマーカーに言及する健康強調表示を意味する。</p> <p>高レベル健康強調表示表とは、別表 4-4 項の表をいう。</p> <p>NPSC を満たすとは、別表 4-6 項の表の 1 欄に記載された食品の栄養プロファイリング得点が、同表の 2 欄に記載された当該食品について指定された数値未満であることを意味する。</p> <p>NPSC とは、栄養プロファイリング採点基準（別表 4-6 項参照）をいう。</p> <p>食品の特性とは、食品の構成要素、成分、構成要素又はその他の特徴をいう。</p> <p>栄養プロファイリングスコア 1.2.7-26 項に記載の方法に従って算出された最終スコアを意味する。</p> <p>基準食品とは、強調表示との関連において、以下の食品を意味する：</p> <p>(a) 申告がなされた食品と同じ種類の食品であって、エネルギー価又は栄養素の量を増加又は減少させるために、さらに加工、配合、再調整又は変更されていないもの、又は (b) 申告がなされた食品の食事代替食品をいう。</p> <p>(b) 請求の対象となる食品と同じ食品群に属する、当該食品の食事代替食品。</p> <p>重篤な疾患とは、一般的に医療専門家との相談または監督下で診断、治療または管理される疾患、障害または状態をいう。</p> <p>糖類とは、基準 1.2.7、基準 1.2.8 及び別表 4（「糖類*」とアスタリスクで表示されている場合を除く）において、単糖類及び二糖類を意味する。（本コードの他の箇所では、異なる定義がなされている）。</p> <p>注 2) 1.1.2-9 項（栄養成分表示の定義）は、以下のように規定する。</p> <p>(1) 本規定において</p> <p>栄養コンテンツ強調表示とは、以下のような強調表示を意味する：</p> <p>(a)以下の内容に関するものである：</p> <p>(i) 以下のいずれかが存在するか否か：</p> <p>(A) 生物学的活性物質； (B)食物繊維； (C)エネルギー； (D)ミネラル (E) カリウム (F)タンパク質 (G)炭水化物 (H)脂肪 (I) タンパク質、炭水化物または脂肪のうちのいずれか 1 つの成分； (J)塩分； (K)ナトリウム (L)ビタミン類；または</p> <p>(ii) 血糖値指数または血糖値負荷；および</p> <p>(b) アルコールの有無に言及しない。</p> <p>(c) 健康強調表示でないこと。</p>

規制	具体的な規則
	<p>注 2.6.2-5(4)および 2.10.2-8(3)も参照のこと。</p> <p>栄養情報パネルに必須情報を含めることは、栄養成分表示を構成しない。</p> <p>(2) 誤解を避けるため、本法が栄養情報パネルに特定の情報を含めることを要求している場合、その情報を含めることは栄養成分表示を構成するものではありません。</p> <p>栄養情報パネルに任意の情報を含めると、栄養成分表示になる可能性がある。</p> <p>(3) 本法が栄養情報パネルに特定の情報を含めることを許可しているが、義務付けていない場合、以下の場合を除き、その情報の掲載は栄養成分表示を構成する：</p> <p>(a) 本規定に別段の定めがある場合、または</p> <p>(b) その情報が以下のような宣言である：</p> <p>(i) 食品が 1 食あたり 2g 未満の食物繊維を含む場合、食物繊維。</p> <p>(ii) トランス脂肪酸の含有量、または</p> <p>(iii) 乳糖の含有量。</p> <p>(4) 体積比 1.15%以上のアルコールを含む食品については、栄養情報パネルに 1.2.8-6(1)(a)、(b)、(c)項、1.2.8-6(1)(d)(i), (ii) 及び (iii) 項の情報を含めることは栄養成分表示とならない。</p> <p>注 3) 本基準では、fvnl、情報期間、栄養成分表示表、必要記録という用語も定義している。</p>

Division 2 Outline of Standard (規格のアウトライン)

規制	具体的な規則
1.2.7-3	<p>概要</p> <p>この基準は</p> <p>(a) 以下について規定する：</p> <p>(i) 食品の栄養成分について、表示または広告で行うことができる強調表示（「栄養成分の強調表示」と称する）。</p> <p>(ii) 食品または食品の特性と健康効果との関係について、表示または広告で行うことができる強調表示（「健康強調表示」と称する）；および</p> <p>(b) 当該強調表示を行うことができる条件について記載すること。</p> <p>(c) 表示または広告で推奨を提供できる状況について説明する。</p>

Division 3 Claims framework and general principles (強調表示のフレームワークと一般的な方針)

規制	具体的な規則
1.2.7-4	<p>栄養強調表示または健康強調表示をしてはならないもの</p> <p>(1) 以下については、*栄養強調表示または*健康強調表示をしてはならない。</p> <p>(a) kava、または</p> <p>(b) 乳児用調製粉乳製品</p> <p>(2) 体積比 1.15%以上のアルコールを含む食品については、栄養成分表示（エネルギー含有量または炭水化物含有量に関する表示を除く）または健康強調表示を行うことはできない。</p>
1.2.7-5	<p>本基準は特定の食品には適用されない</p> <p>本基準は、以下のものには適用されない：</p> <p>(a) 小売販売前にさらなる加工、包装、または表示付けを行うことを意図した食品。</p>

規制	具体的な規則
	(b) 配達された食事組織が弱者に配達する食品。 (c) 病院または*医療機関の患者に提供される、包装された食品以外の食品。
1.2.7-6	基準は特定の強調表示または宣言には適用されない 本基準は、以下のものには適用されない： (a) 本規定で明示的に許可されている強調表示。 (b) アルコール摂取のリスクや危険性、またはアルコール摂取の控えめさに関する強調。 (c) 適用法令により要求される宣言。
1.2.7-7	本基準が適用される食品の形態 本基準が強調表示の作成に前提条件、条件、資格又はその他の要件を課す場合、その前提条件、条件、資格又は要件は、食品の以下の形態のいずれかに適用される： (a) 食品が他の食品と一緒に調理されるか、または販売されている状態で消費される場合、販売されている状態の食品を指す； (b) 指示に従って調理され、消費されることが要求される場合（調理された食品）； (c) 食品が水で再構成する必要がある場合、水で再構成された後の食品であり、消費に適した状態である； (d) 食品が消費前に水切りを必要とする場合、水切り後の食品であり、消費に適した状態であること。
1.2.7-8	本質的に治療的でない強調表示 強調表示は、以下のことをしてはならない： (a) 疾病、障害または状態の予防、診断、治療または緩和に言及すること。 (b) 食品を以下のような商品と比較すること： (i) 治療用であることを何らかの方法で表現すること、または (ii) 治療用であると受け取られる可能性があること。 (ii) 商品が提示される方法またはその他の理由の如何を問わず、治療用であると受け取られる可能性があること。
1.2.7-9	ビタミンまたはミネラルの含有量を比較しない表示 食品のビタミンまたはミネラルの含有量を他の食品と直接または間接的に比較する強調は、本規定で許可されている場合を除き、行ってはならない。
1.2.7-10	基準は用語を規定しない 本基準のいかなる規定も、強調表示を行う際に使用しなければならない用語を規定するものではない。 1.1.1-8 節も参照されたい。

Division 4 Requirements for nutrition content claims (栄養成分の強調表示に関する要件)

規制	具体的な規則
1.2.7-11	栄養成分の強調表示 栄養成分の強調は、表示に関係する食品の形態が販売されている食品である場合を除き、強調が関係する食品の形態に関する記述とともに記載されなければならない。
1.2.7-12	別表 4-3 項の食品の特性に関する栄養成分の表示 (1) 栄養成分強調表示表（別表 4-3 項）の第 1 欄に食品の*特性が記載されている場合、栄養成分強調表示は、本項に従って食品の当該特性についてのみ行うことができる。

規制	具体的な規則
	<p>(2) 食品に関して、栄養成分強調表示表の 1 欄に記載された食品の*特性について*強調表示がなされる場合、その食品は、同表の 2 欄に対応する一般強調表示条件がある場合には、それを満たさなければならない。</p> <p>(3) 栄養成分表示表の第 1 欄に記載された食品の*特性に関する食品に関する*強調表示が、同表の第 3 欄に記載された記述子またはその同義語を使用している場合、その食品は以下を満たさなければならない：</p> <p>(a) 表の第 2 欄に記載されている食品の関連特性に関する一般的な強調条件、および</p> <p>(b) 関連する記述子について、表の第 4 列にある特定の要求条件。</p> <p>(4) 第(3)項に記載の強調表示に関して、表の第 2 欄の一般的強調表示条件と表の第 4 欄の特定の強調表示条件との間に矛盾がある場合、特定の強調表示条件が優先される。</p> <p>(5) 乳糖またはトランス脂肪酸に関する栄養成分表示では、以下の場合を除き、記述子を使用してはならない：</p> <p>(a) 栄養成分表示表の第 3 欄に記載されており、食品のその性質に対応するものである。</p> <p>(b) (a)で言及された記述子の同義語である。</p> <p>(6) 糖負荷に関する栄養成分表示では、記述子が数字または数値で表現されている場合を除き、記述子を使用してはならない。</p> <p>(7) *グルテンに関する*栄養成分表示では、以下の事項のみを行うことができる：</p> <p>(a) 栄養成分表示表の第 3 欄に記載されている記述子をグルテンと組み合わせて使用すること、またはそのような記述子の同義語を使用すること。</p> <p>(b) 食品がグルテンを含むこと、またはグルテンを多く含むことを記載すること。</p> <p>(8) 本節及び 1.2.7-15 項（栄養成分表示は瘦身効果を示唆してはならない）を条件として、栄養成分表示表の 3 欄に記載されていない記述子は、数値又は数字形式で表される記述子を含め、表の 1 欄に記載されている食品の*性質と組み合わせて使用することができる。</p> <p>(9) この節において： 栄養成分表示表とは、別表 4-3 項の表をいう。</p>
1.2.7-13	<p>別表 4-3 項にない食品の特性に関する栄養成分の表示</p> <p>(1) 別表 4-3 項の表に記載されていない食品の *特性に関する *栄養成分強調表示は、以下の事項のみを記載することができる：</p> <p>(a) 食品が当該食品の特性を含む、または含まないこと。</p> <p>(b) その食品が特定量の食品の性質を含むこと、又は。</p> <p>(c) (a)項と(b)項の組合せ。</p> <p>(2) (1)(a)の目的のために行われる記述は、栄養成分表示表の第 3 欄に記載されている記述子、又はその食品が食品の特性を含まないことを示す記述子を除く他の記述子を使用してはならない。</p>
1.2.7-14	<p>コリン、フッ化物または葉酸に関する栄養成分の表示</p> <p>(1) コリン、フッ化物または葉酸に関する*栄養成分表示は、以下の事項のみを記載することができる：</p> <p>(a) その食品がコリン、フッ化物または葉酸を含むこと、または。</p> <p>(b) その食品に特定量のコリン、フッ化物又は葉酸が含まれていること。</p> <p>(c) (a)及び(b)を組み合わせたものであること。</p>

規制	具体的な規則
	<p>(2) (1)(a)の目的のために行われる声明は、栄養成分表示表の第3欄に記載されている記述子、又はその他の記述子を使用してはならない。</p> <p>(3) コリン、フッ化物又は葉酸に関する栄養成分強調表示は、同一の食品に関して当該物質に関する*健康上の強調がなされる場合にのみ行うことができる。</p>
1.2.7-15	<p>栄養強調表示は瘦身効果を暗示してはならない</p> <p>記述子 diet を使用する条件を満たす*栄養強調表示は、直接的または間接的に瘦身または瘦身の同義語に言及する他の記述子を使用してはならない。</p>
1.2.7-16	<p>比較に関する表示</p> <p>食品（強調表示食品）に関する比較強調表示は、強調表示と一緒に含まれなければならない：</p> <p>(a) *基準食品の同一性；および</p> <p>(b) 要求される食品と参照食品に含まれる食品の特性の量との差。</p> <p>(2) 本項において、栄養成分強調表示は、以下の場合に比較強調表示となる：</p> <p>(a) 次のとおりである：</p> <p>(i) ある食品または食品のブランドと他の食品との栄養成分を直接的または間接的に比較すること。</p> <p>(ii) 以下の記述子を用いた強調を含む：</p> <p>(A) light または lite ；</p> <p>(B) 増加した；</p> <p>(C) 減少した；</p> <p>(D) 類似の語句、または</p> <p>(b) その商品：</p> <p>(i) ダイエットという記述子を使用する。</p> <p>(ii) 同じ量の*参照食品より少なくとも40%少ないエネルギーを持つことにより、その強調を行うための条件を満たしている。</p>

Division 5 Requirements for health claims (健康強調表示に関する要件)

規制	具体的な規則
1.2.7-17	<p>高水準とみなされる別表 4-5 の変更申請または提案</p> <p>別表 4-5 項への表に*一般レベルの健康被害を追加する申請または提案は、高レベルの健康被害請求のバリエーションに関する申請または提案とみなされる。</p> <p>注 高水準健康保険請求のバリエーションという用語は、FSANZ 法第4条で定義されている。この規定の効果は、別表 4-5 項への表への一般レベルの健康強調表示を追加する申請又は提案は、適宜、FSANZ 法第3部の第1部及び第2部のそれぞれの小区分 G の規定に基づいて評価されることである。</p>
1.2.7-18	<p>健康強調表示を行うための条件</p> <p>(1) *健康強調表示は、以下の場合を除き、行ってはならない：</p> <p>(a) 健康強調表示が関連する食品が NPSC を満たしていること。</p> <p>(b) 当該健康強調表示が以下の要件に適合していること：</p> <p>(i) 健康強調表示が高水準の健康強調表示である場合、(2)項の要件に適合すること。</p> <p>(ii) 健康強調表示が一般レベルの健康強調表示である場合、第(3)項。</p> <p>(2) (1)(b)(i)項については、要件は以下のとおりである：</p>

規制	具体的な規則
	<p>(a) 食品又は食品の*性質が、高レベル健康強調表示表の第 1 欄に記載されていること。</p> <p>(b) その食品又は食品の特性について強調される*健康効果が、同表の第 2 欄の対応する行に記載されていること。</p> <p>(c) その食品は、表の第 5 列の関連する条件に適合している。</p> <p>(3) (1)(b)(ii)号については、以下の要件とする：</p> <p>(a) 次の各号に該当すること：</p> <p>(i) その食品又は食品の*性質が、一般レベルの健康強調表示表の第 1 欄に記載されている；</p> <p>(ii) その食品又は食品の特性について強調される*健康効果が、同表の 2 列目の対応する行に記載されていること；及び</p> <p>(iii) その食品が、表の第 5 列の関連する条件に適合していること。</p> <p>(b) *健康上の強調を行う責任を有する者が、食品または食品の*性質と、別表 6 に記載される体系的レビューのプロセスによって確立された*健康上の影響との関係の詳細を当局（FSANZ）の最高経営責任者に通知している。</p> <p>(4) (1)(a)項にもかかわらず、特別目的食品は、NPSC を満たす必要はない。</p> <p>注 2 章の第 9 部を参照のこと。</p>
1.2.7-19	<p>1.2.7-18(3)(b)項に基づいて一般レベル健康強調表示を行う場合の要件</p> <p>(1) 1.2.7-18(3)(b)に記載の通知を行う者は、以下を行う必要がある：</p> <p>(a) 通知を行う者の氏名および当該者の豪州またはニュージーランドにおける住所を提供すること。</p> <p>(b) 1.2.7-18(3)(b)項および(1)(a)項の目的のために与えられた情報を当局が公表することに同意すること。</p> <p>(c) 食品または食品の*特性と*健康効果との間の通知された関係が、別表 6 に記載されている系統的レビューのプロセスによって確立されていることを証明すること。</p> <p>(d) 関連当局から要求された場合、以下のことを証明する記録を*関連当局に提供する：</p> <p>(i) システムティックレビューは、別表 6 に記載されたシステムティックレビューのプロセスに従って実施された。</p> <p>(ii) 通知された関係は、システムティックレビューの妥当な結論である。</p> <p>(2) 団体に提供される証明書は、当該団体の上級役員によって署名されなければならない。</p>
1.2.7-20	<p>健康強調表示の方法</p> <p>(1) *健康強調表示が、*高レベル健康強調表示表に記載された関係に基づく*高レベル健康強調表示、または*一般レベル健康強調表示表に記載された関係に基づく*一般レベル健康強調表示の場合、その健康強調表示は、次のことを必要とする：</p> <p>(a) 記載すること：</p> <p>(i) 関連する表の第 1 列に記載された食品又は食品の *特性；及び</p> <p>(ii) 当該食品又は当該食品の特性について強調表示する、当該表の第 2 欄に記載された特定の*健康効果。</p> <p>(b) 関連する表の第 3 列が、特定の健康効果に関連する関連集団に言及している場合、健康強調表示とともに、当該集団の記述を含めること；及び</p> <p>(c) 健康強調表示とともに、第(3)項に言及する情報を含む。</p>

規制	具体的な規則
	<p>(2) *健康強調表示が、1.2.7-18(3)(b)に基づき通知された関係に基づく*一般レベルの健康強調表示の場合、健康強調表示は、以下のことをしなければならない：</p> <p>(a) 食品又は食品の*特性及び特定の健康効果を記載すること。</p> <p>(b) 健康強調表示とともに、1.2.7-18(3)(b)項に記載のシステムティックレビューの妥当な結論である関連集団（もしあれば）に関する記述を含むこと；及び</p> <p>(c) 健康強調表示とともに、第(3)項に言及する情報を含むこと。</p> <p>(3) (1)(c)項及び(2)(c)項については、情報とは、以下のものをいう：</p> <p>(a) 第(4)項に準拠する食生活に関する記述。</p> <p>(b) 健康強調表示に関連する食品の形態に関する記述。</p> <p>(4) (3)(a)にもかかわらず、食生活に関する記述は、小包装の販売用食品の表示に記載する必要はない。</p> <p>(5) (3)(b)にもかかわらず、強調表示が関係する食品の形態が販売されている食品である場合、強調表示が関係する食品の形態は記載する必要がない。</p> <p>(6) ダイエットコンテキストの記載は、以下の通りでなければならない：</p> <p>(a) 健康への影響は、様々な食品の摂取を含む健康的な食生活の文脈で考慮されなければならないことを記載する。</p> <p>(b) 強調表示の対象である食品の種類又は食品の特性及び強調される健康効果に適切であること。</p> <p>(c) 以下のいずれかであること：</p> <p>(i) 健康強調表示が、*high level health claims table に記載された関係に基づく*high level health claim または general level health claims table に記載された関係に基づく*general level health claim である場合、関連する表の4列目の該当行に、関連する食の文脈に関する記述の効果を示す言葉があれば、それを含むこと、または。</p> <p>(ii) 健康強調表示が、1.2.7-18(3)(b)に基づき通知された関係に基づく一般レベルの健康強調表示である場合、システムティックレビューの妥当な結論である関連する食事の文脈の記述の趣旨の言葉を含めること。</p>
1.2.7-21	<p>健康強調表示の分割</p> <p>1.2.7-20 項(1)(a)または 1.2.7-20 項(2)(a)の事項は、以下の場合、表示上の他の記述または広告にも記載することができる：</p> <p>(a) 1.2.7-20(1)項又は 1.2.7-20(2)項によって要求される情報が表示又は広告に表示されていること；及び</p> <p>(b) 他の声明は、表示または広告のどこに 1.2.7-20 項(1)または 1.2.7-20 項(2)の要求する情報があるのかを示す。</p>
1.2.7-22	<p>フィトステロール、フィスタノールおよびそれらの成分に関する表示</p> <p>フィトステロール、フィスタノール及びそれらのエステルに関する強調表示のための食事状況説明書は、その強調が 1.2.3-2 項(1)で要求される必須の勧告的説明書とともに表示される場合、1.2.7-20 項(6)(a)で要求される説明書を含める必要がない。</p>

Division 6 Endorsements (エンドースメント)

規制	具体的な規則
1.2.7-23	<p>エンドースメント団体</p> <p>(1) *エンドースメント機関は、以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>(a) 関係者であってはならない。</p>

規制	具体的な規則
	(b) から独立していること。 (c) 影響を受けてはならない； エンドースメントが行われる食品の供給者である。 (2) 本節において、*エンドースメント機関は、以下の場合、*供給者と関係がある： (a) 推薦団体と経済的利害関係がある。 (b) 自らまたは他者ととも、推奨団体を設立した。 (c) 推薦団体に対して直接的または間接的な支配を行使する。
1.2.7-24	エンドースメントの基準 (1) 食品の*供給者は、以下の場合、表示または食品の広告に*裏書を作成または記載し、またはその他の方法で裏書を使用することができる： (a) 供給者は、情報提供期間中、必要な記録を保持する。 (b) 関連当局の要求に応じて、関連当局が指定する時間内に、供給者が必要な記録を閲覧に供すること。 (c) 裏書は、1.2.7-8 項に準拠すること。 (d) *エンドースメントを行う機関が 1.2.7-23 項に適合していること。 (2) 輸入食品の表示又は広告がエンドースメントを作成し又は含む場合、その食品の輸入者は、以下のことをしなければならない： (a) 当該食品の輸入者が当該食品の*供給者であるかのように、情報期間中、必要な記録を保持すること。 (b) 関連当局の要求があった場合、関連当局が指定する時間内に、必要な記録を検査に供すること。 (3) *エンドースメントは、重大な疾病がエンドースメントを行う機関の名称の一部である場合、その機関への言及を除き、*重大な疾病に言及してはならない。 (4) 本基準は、1.2.7-8 項を除き、エンドースメントにおける強調表示に関連しては適用されない。 (5) 本節において： 食品に関する情報提供期間とは、次の期間をいう： (a) 食品が販売可能であり、又は販売のために広告されている期間。 (b) 食品が最後に販売された後、または広告された後、もしくは販売可能になってから2年の期間のうち、最も遅い期間をいう。 必要な記録とは、以下のことを証明する文書または書類をいう： (a) 裏書を使用する*供給者が、裏書を使用するための*裏書機関の許可を得ていること。 (b) 推薦団体は、栄養または健康に関連する機能または目的を有している。 (c) 推薦団体が非営利団体であること。 (d) 推薦団体は、推薦文を使用するサプライヤーと関係がないこと。

Division 7 Additional labelling of food required to meet the NPSC (NPSC : 栄養素プロファイリングスコアに適合するために求められる食品の追加表示)

規制	具体的な規則
1.2.7-25	栄養プロファイリングスコアの算出方法 栄養素プロファイリングスコアの算出方法は、別表 5 に記載されている。
1.2.7-26	栄養プロファイリングスコア (NPSC) を満たすために必要な食品の表示

規制	具体的な規則
	<p>(1) 本節は、食品が強調表示を行うために NPSC を満たさなければならない場合に適用される。 注 食品が強調表示を行うために NPSC を満たさなければならない場合については、1.2.7-18 (1) (a) 項および 1.2.7-18 (4) 項を参照のこと。</p> <p>(2) 以下の場合、栄養情報パネルにおいて、食品の*特性の詳細を宣言しなければならない： (a) NPSC を満たすために、fvnl 以外の食品の性質が信頼されている。 (b)これらの情報は、栄養情報パネルに記載することを要求されていない。</p> <p>(3) 以下の場合、食品のカルシウム含有量を栄養情報パネルに記載する必要がある： (a) 食品の栄養プロファイリングスコアを決定するために、別表 4-6 項のカテゴリ 3 に分類される。 (b) チーズまたはプロセスチーズである。</p> <p>(4) 表示の規定については、以下の場合： (a) 食品が別表 5-4 項で V 点である。 (b) 果物および野菜に関する健康強調表示でない； 栄養、健康および関連する強調に関する情報は、NPSC を満たすために信頼される fvnl の各要素の割合とする。 注 表示規定は、基準 1.2.1 に定められている。</p> <p>(5) 本節において： fvnl は、V ポイント (Fruit and Vegetable points : 果物・野菜ポイント) の計算のために 別表 5-4 項で定義されたとおりである。</p>
1.2.7-27	<p>特定の食品に関する表示の免除 1.2.7-26 項 (2)、(3) 及び (4) は、小包装の食品には適用されない。</p>

1.5.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示に関する規制については、Food Standard Code の Chapter1、1.2.4 の 7 条で規定されている。

1.5.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示に関する規制については、Food Standard Code の Chapter1、1.5.2 の 4 条 Requirement to label food as 'genetically modified' (遺伝子組み換え食品の表示に関する要件) で規定されている。

Standard 1.5.2 Food produced using gene technology

規制	具体的な規則
1.5.2-4	<p>食品に「遺伝子組み換え」と表示する義務</p> <p>(1) 本条は、以下の場合を除き、遺伝子組換え食品を成分とする、または成分として有する販売用食品に適用される： (a) 当該遺伝子組換え食品は、以下の場合を除く： (i) 高度に精製され、精製過程の効果として新規 DNA または新規タンパク質が除去されている。 (ii) その表示が本節に適合しなければならないという条件の対象として、別表 26-3(2)及び(3)に記載されていないこと。</p>

規制	具体的な規則
	<p>(b) 以下の両方を満たすこと：</p> <p>(i) 遺伝子組換え食品が、本規定に基づき、食品において加工助剤として*使用される物質または食品添加物として*使用される物質であること；</p> <p>(ii) 当該物質に由来する新規 DNA または新規タンパク質が食品中に残存していないこと。</p> <p>(c) 遺伝子組換え食品が、食品中に 1g/食品 kg 以下の濃度で存在する*香料物質であること。</p> <p>(d) 遺伝子組換え食品が以下のものである：</p> <p>(i) 意図せず食品中に存在する。</p> <p>(ii) 各成分 1kg あたり 10g を超えない量で存在する；または</p> <p>(e) その食品が以下のものである：</p> <p>(i) 直ちに消費することを目的とし、かつ</p> <p>(ii) レストラン、テイクアウト店、ケータリング店、自炊施設を含む、食品施設および自動販売車から調理および販売される。</p> <p>(2) 表示規定については、遺伝子技術を用いて製造された*食品に関連する情報には、遺伝子組換え食品の名称と合わせて「遺伝子組換え」という文言が含まれる。 注 表示規定は、基準 1.2.1 に規定されている。表示規定は、遺伝子技術を用いて製造された包装された食品及び包装されていない食品の双方に適用される。</p> <p>(3) 遺伝子組換え食品が原材料、食品添加物、加工助剤として使用される場合、その情報は原材料の記載に含めることができる。 原材料の例 大豆プロテインアイソレート（遺伝子組換え）。</p> <p>(4) 誤解を避けるため、本規定では、本項または別表 26 の条件によって要求される場合を除き、食品またはその原材料の 1 つの遺伝子状態に関する記述を要求しない。</p> <p>(5) 本節において 新規 DNA および新規タンパク質とは、遺伝子技術を使用した結果、遺伝子技術を使用して製造されていない同等の食品に存在する DNA またはタンパク質とは化学的配列または構造が異なる DNA またはタンパク質であって、以下のタンパク質を除く：</p> <p>(a) 加工助剤または食品添加物として使用される。</p> <p>(b) 自然界に存在するアミノ酸配列を有する。 遺伝子組換え食品とは、遺伝子技術を用いて製造された以下のような食品をいう。</p> <p>(a) 新規 DNA または新規タンパク質を含む。</p> <p>(b) 表示が本条に準拠しなければならないという条件を満たすものとして、別表 26-3 条に記載されている</p>

1.5.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示に関する規制については、Food Standard Code の Chapter1、1.2.3 の 4 条で規定されている。

1.6 台湾

1.6.1 食品表示に関する規制の体系

台湾では、食品表示に関する基本法として、食品安全衛生管理法（Act Governing Food Safety and Sanitation）があり、その下の食品安全衛生法施行規則（Enforcement Rules of the Act Governing Food Safety and Sanitation）がある。食品安全衛生管理法の第5章食品の表示と広告（第22条～第29条）において食品表示について規定している。食品安全衛生管理法の下に、詳細を定めた50程度の個別規則が定められている。

【基本法と施行規則】

食品安全衛生管理法

Act Governing Food Safety and Sanitation（基本法）

第5章食品の表示と広告：第22条～第29条で食品表示について規定。

食品安全衛生管理法施行規則

Enforcement Rules of the Act Governing Food Safety and Sanitation（施行規則）

後半の条項を除くほぼすべての条項で食品表示について規定。

【個別規則】

個別規制として、50程度の規制が定められている。（下記表に規則一覧を掲載）

図 11 食品表示に関する規制の体系

表 6 台湾の食品表示に関する個別規制

No.	区分	個別規制	個別規制（和訳）
1	全体	Regulations for Food Labeling	食品表示に関する規制
2	全体	Regulations Governing of Criteria for the Label, Promotion and Advertisement of Foods and Food Products Identified as False, Exaggerated, Misleading or Having Medical Efficacy	虚偽、誇大、誤解を招く、または医学的効果があるとされる食品および食品の表示、宣伝および広告の基準を規定する規制
3	栄養	Regulations on Nutrition Labeling for Prepackaged Food Products	包装済み食品の栄養表示に関する規制
4	栄養	Regulations on Nutrition Labeling for Prepackaged Infant and Follow-up Formula and Formula for Certain Disease	包装済み乳児用およびフォローアップ用粉ミルク、特定疾患用粉ミルクの栄養表示に関する規制
5	栄養	Regulations on Nutrition Labeling for Prepackaged Vitamin and Mineral Tablets and Capsules	包装済みビタミン・ミネラルの錠剤及びカプセルの栄養表示に関する規制
6	栄養	Regulations on Prepackaged Food Products Exempted from the Nutrition Labeling	栄養表示が免除される包装済み食品に関する規制
7	栄養	Amendment on partial articles of Regulations on Nutrition Labeling for Prepackaged Food Products (Entry into force date: 1 July 2024)	包装食品の栄養表示に関する規制の一部改正（施行日：2024年7月1日）

No.	区分	個別規制	個別規制（和訳）
8	添加物	Regulations Governing the Labeling of Flavoring Ingredients in Food Additive Products	食品添加物製品の香味成分の表示に関する規制
9	添加物	Regulation of the Food Additives Shall be Conspicuously Label the Registration Number	規制：食品添加物は登録番号を目立つように表示しなければならない
10	添加物	Regulation of the Individual Food Additive Shall be Clearly Label the Product Registration Code	規制：個別食品添加物は製品登録コードを明確に表示しなければならない
11	遺伝子組み換え	Labelling requirements for unpackaged food containing ingredients of genetically modified organisms (GMOs)	遺伝子組換え農作物（GMO）の成分を含む未包装食品の表示要件
12	遺伝子組み換え	Labelling requirements for prepackaged food containing ingredients of genetically modified organisms (GMOs)	遺伝子組換え農作物（GMO）の成分を含む包装済み食品に対する表示要件
13	遺伝子組み換え	Labelling requirements for food additives containing ingredients of genetically modified organisms (GMOs)	遺伝子組換え農作物（GMO）の成分を含む食品添加物に関する表示要件
14	遺伝子組み換え	Labeling requirements at food vending locations for food containing ingredients of genetically modified organisms (GMOs).1070413	遺伝子組換え農作物（GMO）の成分を含む食品の自動販売所における表示要件
15	アレルギー	Regulation of Food Allergen Labeling	食品アレルギーの表示に関する規制
16	アレルギー	Regulations Governing Food Allergen Labeling on the Recommended Labeling Allergens	食品アレルギーの推奨表示に関する規制
17	農産物	Regulation on Bulk Food Labeling of Domestic Certified Agricultural Products	国内認証農産物の食品表示に関する規制
18	飲料	Regulations Governing the Labeling of Caffeine of Prepackaged Caffeinated Beverages	カフェイン入り飲料のカフェインに関する表示規制
19	飲料	Regulations Governing the Labeling of Packaged Beverages Claimed to Contain Fruit and/or Vegetable Juice	果汁または野菜ジュースを含むと強調する飲料の表示に関する規制
20	飲料	Domestic Producer of Packaged Water and Bottled Water which Filled in Containers and Sold on Site shall Clearly Label the "Category of Source Water" and the "Location of Water Source" on their Products	容器に充填し現地で販売する包装水及びボトル入り飲料水の国内生産者は、製品に「原水の区分」及び「水源の位置」を明示すること
21	飲料	Regulations Governing the Labeling of Freshly Made Beverages in Chain Drink Stores, Convenience Stores and Fast Food Restaurants	ドリンクチェーン、コンビニエンスストア、ファストフードにおける作りたての飲料の表示に関する規制

No.	区分	個別規制	個別規制（和訳）
22	オイル	Regulations Governing the Product Names and Labeling of Prepackaged Blended Oils	包装済みブレンドオイルの製品名と表示に関する規制
23	菓子	Regulations Governing the Product Name and Labeling of Chocolate	チョコレートの商品名および表示に関する規制
24	菌利用食品	Regulations Governing the Labeling of Fungi Product	菌類製品の表示に関する規制
25	菌利用食品	Regulation of Labeling Requirement for Food Containing Cordyceps sinensis Mycelium	冬虫夏草の菌糸を含む食品の表示要件に関する規制
26	小型包装食品	Regulations Governing the Labeling of Small Prepackaged Food	小型包装食品の表示に関する規制
27	穀物	Regulations Governing the Claiming and Labeling of Whole Grain Products	全粒粉製品の強調と表示に関する規制
28	塩	Regulations on Labeling for Prepackaged Reduced Sodium Salt Products on the Market	包装済み減塩製品の市場向け表示に関する規制
29	塩	The Regulations on Fluorine Labeling for Prepackaged Food Grade Salt Products	包装済み食品用食塩製品のフッ素表示に関する規制
30	照射食品	Regulation Governing the Labeling of Irradiated Foods	放射線照射食品の表示に関する規制
31	醤油	Regulations Governing the Label Processing Method of Prepackaged Soy Sauce Products	包装済み醤油製品の表示加工方法に関する規制
32	シロップ	Regulations Governing the Labeling of Prepackaged Honey and its Syrup Products	包装済み蜂蜜およびそのシロップ製品の表示に関する規制
33	真空パック	Regulations Governing the Labeling of Vacuum-packed Foods on the Market	真空パック食品の表示に関する規制
34	酢	Acidity (the percentage of acetic acid, %) and usage of the artificial vinegar shall be specified. This regulation shall come into force 3 months after the announcement.	酸度（酢酸の割合、%）および人工酢の用途を明記しなければならない。本規制は公布後3ヶ月で施行される。
35	酢	Regulations Governing the Labeling of Prepackaged Vinegar	包装済み酢の表示に関する規制
36	スープの素	Regulation for the Labeling of Soup Bases of Hot Pot Served at Food Vending Locations	食品販売所で提供される鍋のスープの素に関する表示規制
37	肉	Country of Origin Labeling Regulations of Packaged Products that Contain Beef and Other Edible Parts of Cattle	牛肉及び牛の食用部位を含む包装済み製品の原産国表示規制
38	肉	Regulations Governing the Labeling of Restructured Meat Products	再加工肉製品の表示を規定する規制
39	肉	Labeling Regulations on Country of Origin Packaged Products that Contain Pork and Other Edible Parts of Pig	豚肉及び豚の食用部位を含む原産国包装済み製品に関する表示規制
40	肉	Regulations of the Labeling of Country of Origin of Pork and Other Edible Parts of Pig	ケータリングで提供される直接供給食品の豚肉および豚のその他の食用部位の原産地表示に関する規制

No.	区分	個別規制	個別規制（和訳）
		for Directly Supply Food Served in Catering Place	
41	肉	Regulations Governing the Labeling of Country of Origin of Beef and Other Edible Parts of Cattle at Food Vending Location	食品販売所で提供される牛肉及び牛のその他の食用部位の原産地表示に関する規制
42	肉	Regulations Governing the Labelling of Restructured and Artificially Marbled Meat Products	再加工され人工的に霜降りされた食肉製品の表示に関する規制
43	乳・乳製品	Regulations Governing the Product Names and Labeling of Prepackaged Fresh Milk, Sterilized Milk, Flavored Milk, Milk Drink, and Milk Powder	包装された生乳、殺菌乳、フレーバーミルク、乳飲料、粉ミルクの製品名と表示に関する規制
44	乳・乳製品	Expiration date and storage conditions of fresh milk, skim milk, evaporated milk, sweetened condensed milk, sweetened skim condensed milk, cream, flavored milk, fermented milk, synthetic milk and other liquid dairy products shall be labeled	生乳、脱脂乳、蒸発乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、クリーム、フレーバーミルク、発酵乳、合成乳およびその他のものの賞味期限および保存条件
45	乳・乳製品	Regulations Governing the Product Names and Labeling of Prepackaged Butter, Cream, Margarine and Fat Spreads	包装バター、クリーム、マーガリン、ファットスプレッドの製品名と表示に関する規制
46	卵	Regulations Governing the Labeling of Liquid Egg Products	液状卵の表示に関する規制
47	玩具	Regulation Governing the Warning Label of Prepackaged Foods Co-Mingled with Toys	玩具と混合される包装済み食品の警告表示に関する規制
48	その他	Capsules or ingots sold in containers or prepackages shall be marked with the term "food" on their outer packaging and label. The font of the term "food" shall not be smaller than the font of the trad	容器包装又はプレパッケージで販売されるカプセル又はインゴットは、その外包装及びラベルに「食品」の文字を表示しなければならない。「食品」という用語のフォントは、伝統的な用語のフォントより小さくしてはならない。
49	その他	Regulations Governing the Labeling of Food Products Sold by Vending Machines	自動販売機で販売される食品の表示に関する規制
50	その他	Regulations Governing the Product Names and Labeling of Prepackaged Coffee Creamer (Nai-jing) Products	包装されたコーヒークリーム（Nai-jing）製品の製品名および表示に関する規制
51	その他	Regulations on Bulk Food Labeling	量り売り食品の表示に関する規制

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」¹⁷で提供されている。また、包装食品栄養表示に関する順守事項については、JETROの「包装食品の栄養表示上の順守事項（仮訳）」から和訳版¹⁸を入手できる。

台湾の法規制の多くは英語訳が提供されており Taiwan Food and Drug Administration（台湾衛生福利部食品薬物管理署）のウェブサイト¹⁹から検索・入手ができる。「Select sub-category」欄で「Labeling」、「Hierarchy」欄で「Act」もしくは「Regulations」を選択して検索することで規制の英訳を入手できる。なお、原文も同サイトの中文版のページから入手できる。（なお、「Hierarchy」欄を「Others」に選択すると食品表示に関するガイドラインや関連情報等を入手できる。）

本報告書では、各法規制の英語訳を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

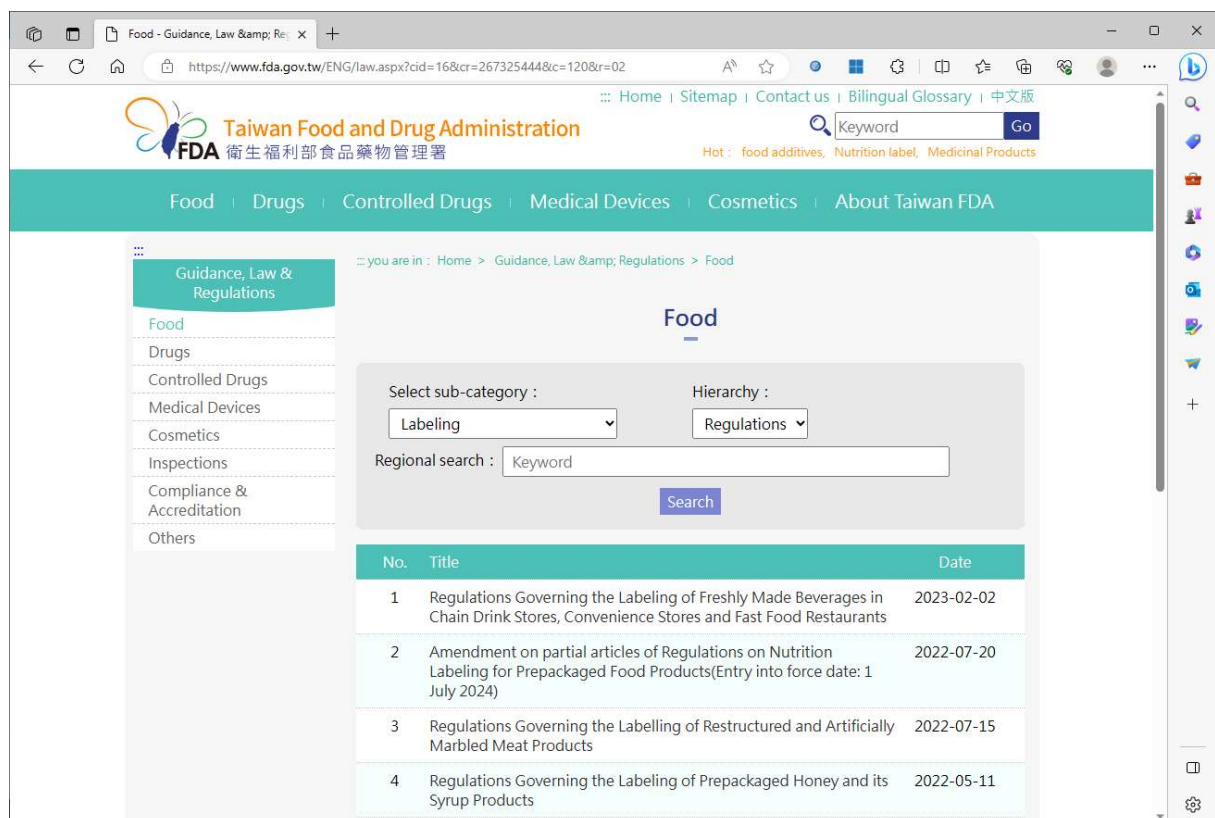


図 12 台湾の食品表示規制の検索（英語版）トップページ画面

¹⁷ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html>（2023年11月閲覧）

¹⁸ JETRO, “包装食品の栄養表示上の順守事項（仮訳）”

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/law/nutrition.html>（2023年11月閲覧）

¹⁹ Taiwan Food and Drug Administration, 英語サイト <https://www.fda.gov.tw/ENG/law.aspx?cid=16&cr=685631>

中文サイト <https://www.fda.gov.tw/TC/law.aspx?cid=62&scid=67>（2023年11月閲覧）

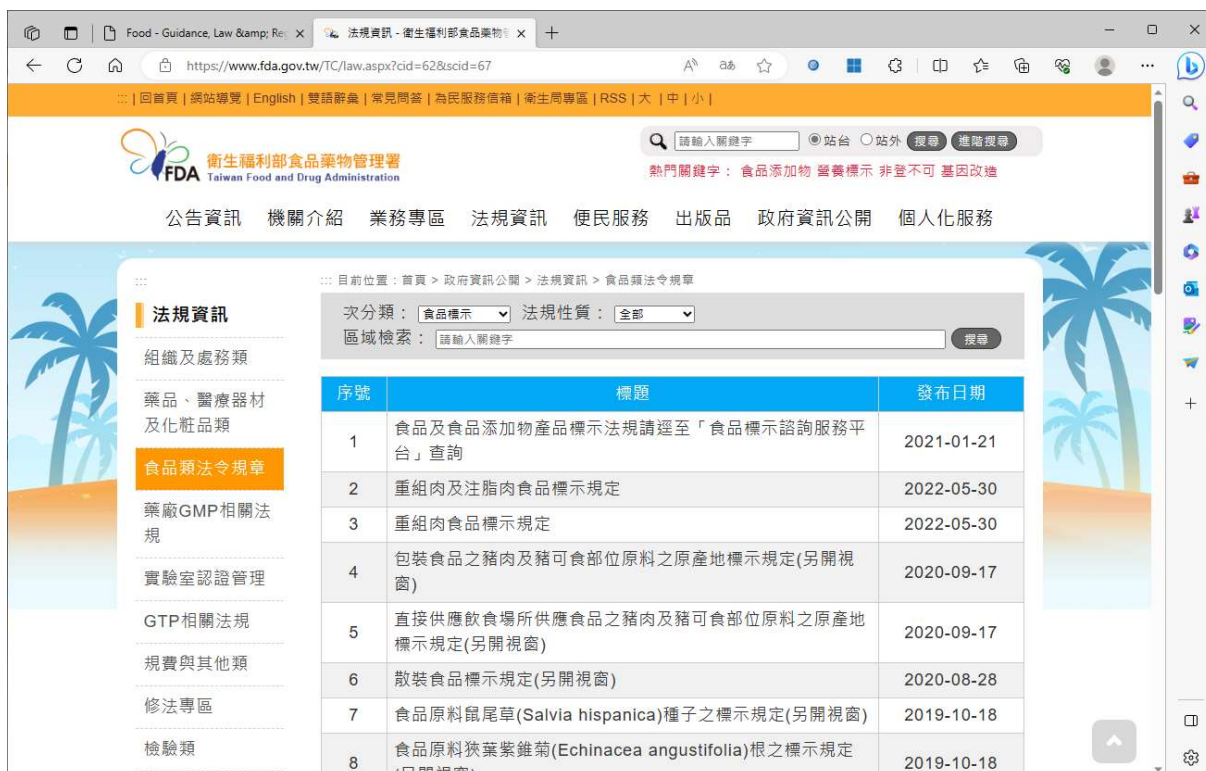


図 13 台湾の食品表示規制の検索（中文版）トップページ画面

1.6.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、以下の規制で定められている。

- ✓ 食品安全衛生管理法
- ✓ 食品安全衛生管理法施行規則
- ✓ 食品表示に関する規則
- ✓ 虚偽、誇大、誤解を招く、または医学的効果があるとされる食品および食品の表示、宣伝および広告の基準を規定する規制

(1) 食品安全衛生法（第五章食品表示と広告を抜粋）

項目	具体的な規則
第 22 条	<p>食品および食品原材料の容器または外装には、次の事項を中国語および一般的な記号で目立つように表示しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品名 2. 原材料名：2 種類以上の原材料を含むものは、比率の高い順にそれぞれの原材料を表示しなければならない 3. 正味重量、容量または量 4. 食品添加物の名称：2 種類以上の食品添加物の混合物で、その機能に応じて名称が付けられている場合は、各添加物の名称を個別に表示する 5. 製造者または責任ある国内企業の名称、電話番号、住所：国内認証農産物のトレーサ元：および中央農業主管庁が公告で定める生産システム 6. 原産国

項目	具体的な規則
	<p>7. 賞味期限 8. 栄養表示 9. 遺伝子組換え食品原料 10. その他、中央の所轄官庁が公告で指定する事項</p> <p>前項第 2 号に掲げる原材料の表示については、主成分の割合を表示するものとする。各商品の食品表示、主成分、表示内容、表示方法、実施時期については、中央主管庁が定めるものとする。</p> <p>第 1 項第 8 号および第 9 号に掲げる表示の遵守事項は、中央主管庁が公告で定める。食品専用表示については、第 1 項第 5 号に規定する責任ある国内企業の名称、名称、電話番号、製造者の住所、製造または輸入を委託された事業者の住所を、地方主管庁に報告するものとする。所轄官庁は、これらの情報を他の所轄官庁に公開し、審査を受けるものとする。</p>
第 23 条	<p>食品容器又は外装の寸法、材質その他の特殊事情により、前各項の規定による表示が困難な場合、中央主管庁は、公示により、表示の一部を免除し、又は他の方法による表示を許可することができる。</p>
第 24 条	<p>食品添加物及びその原料の容器又は外装には、次の事項を中国語及び一般的な記号で顕著に表示しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品名 2. 印字された「食品添加物」または「食品添加物原料」の文字 3. 食品添加物の名称、または 2 種類以上の原料の混合物の場合は、それぞれの原料を個別に表示すること。食品添加物の名称の表示は、第 18 条第 1 項に規定する食品添加物項目または中央主管庁が告示で定める通称に従って取り扱う 4. 正味重量、容積または数量 5. 製造者または国内責任会社の名称、電話番号、住所 6. 有効期限 7. 食品添加物の使用範囲、最大許容量、使用制限 8. 原産国 9. 遺伝子組換え食品原料 10. その他、中央主管庁が公告で指定する事項。 <p>食品添加物原料の表示については、前項 3 号、7 号、9 号により取り扱うことを規制していない。前項第 3 号および第 9 号の食品添加物の香料に係る表示の遵守事項は、中央主管庁が告示で定める。</p> <p>食品のみの表示については、第 1 項第 5 号に規定する責任ある国内企業の名称、名称、電話番号、製造者の住所、製造または輸入を委託された事業者の住所を地方主管庁に報告するものとする。所轄官庁は、これらの情報を他の所轄官庁に公開し、審査を受けるものとする。</p>
第 25 条	<p>中央主管庁は、食品販売場所で供給される特定の食品について、原産国その他中国語で表示すべき事項を示す食品表示を要求することができる。特定の量り売り食品販売業者について、中央主管庁は、販売場所や方法について制限を設けることができ、また、製品名、原産国、遺伝子組み換え食品の原材料、製造日、賞味期限などを中国語で表示すべき食品表示を義務付けることができる。国内認証農産物は、生産元を表示し、中央農業主管機関が規定する生産方式がある場合は、公告で生産方式を表示しなければならない。</p>

項目	具体的な規則
	<p>中央主管庁は、特定の食品の項目、表示、方法及び範囲、並びに前項の特定の量り売り食品の項目、制限及び表示について、公告で規定するものとする。</p> <p>2015年1月20日に改正された第1項の生産元又は生産方式の表示に関する規定は、本法公布の6ヶ月後に実施されるものとする。</p>
第26条	<p>中央主管庁が公告で指定する食品器具、食品容器または包装は、次の事項を中国語および一般的な記号で顕著に表示しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品名 2. 材料名、耐熱温度、2種以上の材料の混合物の場合は、各材料を別々に表示すること 3. 正味重量、体積または数量 4. 責任ある国内企業の名称、電話番号、住所 5. 原産国 6. 製造年月日、有効期限または有効期間が限定されている製品の場合は有効期間 7. 使用上の注意、電子レンジで加熱できること、その他の警告 8. その他、中央当局が公告で指定する事項
第27条	<p>食品用洗剤の容器または外装には、次の事項を中国語および一般的な記号で目立つように表示しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品名 2. 主成分の化学名、または2種以上の成分の混合物の場合は、各成分を個別に表示すること 3. 正味重量または容量 4. 責任ある国内企業の名称、電話番号、住所 5. 原産国 6. 製造日、および製品に有効期限がある場合は、有効期限または有効期間 7. 適用対象または目的 8. 使用方法、使用上の注意または警告 9. その他、中央当局が公告で指定する事項
第28条	<p>食品、食品添加物、食品洗剤、食品器具、食品容器または包装の表示、宣伝または広告で、中央主管庁が公告で指定するものは、虚偽、誇大または誤解を招くものであってはならない。</p> <p>食品は、医学的効能があるかのような表示、宣伝、広告をしてはならない。</p> <p>中央主管庁は、小児や特別なニーズを持つ人のために、特別食や慢性疾患につながりやすい食品、長期間の摂取に適さない食品について、販売、宣伝、広告の制限を規定することができる。食品品目、販売促進または広告の制限、出版および放送の禁止、その他遵守すべき事項に関する規定は、中央主管庁が定める。</p> <p>第1項の虚偽、誇大または誤解を招く表示、販売促進または広告、第2項の医学的効能の判断基準、販売促進または広告の内容、方法、その他遵守すべき事項に関する規定は、中央の主管機関が定める。</p>
第29条	<p>広告の掲載または放送を委託されたメディア事業者は、広告の日から6ヶ月間、その名称または商号、国民IDカード番号、会社、事業、法人または団体の設立登録文書番号、住所または居所、代表事務所または営業所、電話番号など、主たる者の特定事項を保持しなければならず、所轄官庁からの当該特定事項に関する要求を忌避、妨害または拒否してはならない。</p>

(2) 食品安全衛生法施行規則（食品表示に関する部分を抜粋）

項目	具体的な規則
第7条	<p>第1号、第22条第1項及び第25条第1項に規定する商品名の表示については、次の各号に定めるところにより取り扱う：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品名は、その性質に適合したものでなければならない。 2. 中央主管庁が規定する名称は、規定された名称に従って設定するものとし、中央主管庁が規定しない名称は、中華民国国家標準（CNS）に従い、または独自に設定することができる。
第8条	<p>本法第22条第3項第1号に規定する正味重量及び容量は、法定計量単位又はその記号を用いて表示し、次の各号に定めるところにより取り扱わなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 液体と固体の混合物である原料は、それぞれの内容物を表示するものとし、均質な混合物で分離が困難な原料は、単にその正味重量を表示することができる。 2. 食品の性質により、内容物は最小量、最大量、または最小量と最大量の両方を表示することができる。
第9条	<p>第22条第4項第1号に規定する食品添加物の名称は、食品添加物の規格、範囲、適用及び制限に関する基準の別表第1に規定する食品添加物の項目又は社会通念上の名称に従って表示し、以下の規定に従って取扱わなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甘味料、保存料、酸化防止剤については、それぞれの機能名を表示すること。 2. 食品添加物の組み合わせは、各素材の名称を表示するものとする。 <p>食品添加物の表示 食品に含まれる食品添加物が合法的な材料により製造され、その含有量が食品に添加される通常量より明らかに少なく、その機能を発揮しない場合は、食品添加物の表示を要しない。</p>
第10条	<p>この法律第22条第5項第1号及び第24条第5項第1号にいう「製造者」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最終製品を製造、加工または準備する事業者。 2. 製品の製造、加工または調理の委託を受けた事業者。 3. 副包装、切断、組立、結合等の再包装工程を経て製造された製品で、製品の衛生・安全性に影響を及ぼす程度のものについては、前2号の再包装工場または事業者。 <p>前項の製造業者の表示については、次の各号に定めるところにより処理するものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入食品または食品添加物の製造者の名称および住所は、中国語で表示するものとする。中国語で認識しにくい名称については、一般に知られている文字または記号で表示することができる。 2. 食品または食品添加物が同一会社に属する工場で製造され、同一国の登録を受けている場合、製造者の表示は、本社または製造工場のいずれでもよい。名称、住所、電話番号は本社または工場のもを表示し、工場の登記地が会社のも異なる場合は、実際の製造工程に従事した製造工場のもを表示するものとする。 3. 前3号のリパック工場は、"repacking manufacturer"と表示するものとする。
第11条	<p>第22条第5項第1号、第24条第5項第1号、第26条第4項及び第27条第4項の国内責任事業者とは、当該製品の責任を負う食品事業者をいう。</p> <p>第22条第5項第1号及び第24条第5項第1号の輸入食品又は食品添加物の製造者又は国内責任会社の名称、電話番号及び住所とは、国内責任会社の名称、電話番号及び住所を表示することをいい、外国の製造者の名称、電話番号及び住所を追加して表示することもできる。国内で製造された食品又は食品添加物については、その表示は、製造者</p>

項目	具体的な規則
	の氏名、電話番号若しくは住所又は国内責任会社の氏名若しくは電話番号若しくは住所のいずれか又は両方でなければならない。
第 12 条	<p>本法第 22 条第 1 項第 6 号の原産国とは、最終製品の製造、加工又は調製が行われる国又は地域をいう。</p> <p>前項の原産国の表示については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入品の原産国は、「輸入品の原産国の決定に関する規則」に従い決定される。 2. 食品が輸入貨物の原産地決定に係る規則に基づく実質的な変形のアソート製品でない場合、その表示は、その有する内容物の量に基づき、それぞれの原産地とするものとする。 3. 中国語による製造者の住所が明らかに原産国を表すことができる場合、その表示は免除されることがある。
第 13 条	<p>本法第 22 条第 7 項第 1 号に規定する有効期限の表示は、容器又は包装に印刷し、年、月及び日を慣用的に判読できる方法で表示するものとする。ただし、賞味期限が 3 ヶ月以上の製品については、年及び月のみを表示し、その月の末日を賞味期限とすることができる。</p>
第 14 条	<p>本法第 24 条第 1 項第 1 号に規定する商品名が単一の食品添加物である場合には、食品添加物の規格、範囲、適用及び制限に関する基準別表第 1 に規定する食品添加物の項目又は中央主管庁が公示で定める通称に従って表示するものとするが、商品名が食品添加物の組み合わせである場合には、その名前を独自に設定することができる。</p> <p>前項により独自に設定された製品名は、製品の性質または機能を反映するのに十分なものでなければならない。</p> <p>2017 年 7 月 13 日の本施行規則の改正前に中央主管庁に登録し、許可文書を受領した食品添加物のうち、前 2 項に適合できない製品名は、2018 年 7 月 1 日までに本法第 21 条第 1 項に基づき製品名の変更を申請する。変更後の商品名は、2019 年 1 月 1 日から容器又は包装に表示するものとする。</p>
第 15 条	<p>第 24 条第 3 項第 1 号に規定する食品添加物の名称は、食品添加物の規格、範囲、適用及び制限に関する基準別表第 1 に規定する食品添加物の項目又は中央主管庁が告示で定める通称に準じて表示するものとする。</p>
第 16 条	<p>本法第 24 条第 3 項第 1 号に規定する正味重量及び容量は、法定計量単位又はその記号を用いて表示するものとする。</p>
第 17 条	<p>本法第 24 条第 6 項第 1 号に規定する有効期限の表示は、容器又は包装に印刷し、年、月及び日を慣用的に判読可能な方法で表示しなければならない。ただし、賞味期限が 3 ヶ月以上の製品については、年及び月のみを表示し、その月の末日を賞味期限とすることができる。</p>
第 18 条	<p>本法第 24 条第 8 項第 1 号の原産国とは、最終製品の製造、加工又は調製が行われる国又は地域をいう。</p> <p>前項の原産国の表示については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸入品の原産地は、「輸入品の原産地決定に関する規則」に従って決定されるものとし、わが国における分類、区分、小包装、包装、表示または再表示のため、製品が実質的に変化したと判断できない場合であっても、その表示は、最終製品を製造、処理または準備する国または地域として設定するものとする。 2. 中国語による製造者の住所が明らかに原産国を表すことができる場合、ラベル表示を免除することができる。

項目	具体的な規則
第 19 条	<p>包装済み食品、食品原材料、食品添加物およびその原材料の表示については、以下の規定に従って取り扱わなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 表示に記された文字の長さ及び幅は、2 ミリメートル以上でなければならない。ただし、包装の最大表面の面積が 80 平方センチメートル未満の場合、商品名、会社名、賞味期限以外のすべての項目の文字の長さ及び幅は、2 ミリメートル未満とすることができる。 国内製造の製品で、表示が外国語である場合、中国語の表示文を主とし、外国語の表示文はあくまで補助的なものとする。 海外から輸入する場合、本法第 22 条および第 24 条の規定により、中国語のラベルを付加した場合、輸入者は当該製品を輸入することができる。ただし、製品が再包装、小包装またはその他の加工手順を経る必要がある場合、当該製品は輸入時に製品名、製造者名、日付を表示し、または品目の真正性を証明するためのその他のラベルまたは情報を有するものとし、製品の販売前に中国語の表示を完了させるものとする。
第 20 条	<p>本法第 25 条第 1 項のばら売り食品とは、販売中に包装がないもの、または包装があっても次のいずれかに該当するものをいうものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 包装されていない識別可能性を有しない。 賞味期限を延長することができない。 密封されていない。 販売目的が狭い場所での自販機以上のものでない。
第 21 条	<p>本法第 26 条に規定する食品用器具、食品用容器及び包装には、次の各号に定めるところにより表示を行うものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 表示の位置：表示は、自動販売商品の最小単位の包装または対象物に印刷、押印、プレスまたはマークしなければならない。表示の内容は、流通・販売時に明確に見えるようにしなければならない。中央主管庁が定める製品については、その主要部分の材料名および耐熱温度を対象物に印刷、刻印または押印しなければならない。 表示の方法：表示が印刷またはスタンプの方法で行われる場合、インクは色あせせず、剥がれないものでなければならない。 日付の表示：日付の表示は、年、月、日からなり、日付は慣用的に解読可能な方法で表示されなければならない。日付の表示が年及び月のみである場合、その月の最終日を最後の有効期限又は賞味期限とみなす。 表示のフォント：表示に記された文字の長さおよび幅は、2 ミリメートル以上でなければならない。
第 22 条	<p>食品用洗剤の表示については、以下の規定に従って取り扱うものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 表示の位置：表示は、自動販売製品の最小単位のパッケージに印刷、押印、プレスまたはマークすること。表示の内容は、流通・販売時に明確に見えるようにしなければならない。 表示の方法：表示が印刷またはスタンプの方法で作られる場合、インクは色あせに耐え、剥離しないものでなければならない。 日付の表示：日付の表示は、年、月、日からなり、日付は慣用的に解読可能な方法で表示されなければならない。日付の表示が年及び月のみである場合、その月の最終日を最後の有効期限又は賞味期限とみなす。 表示のフォント：表示に記された文字の長さおよび幅は、2 ミリメートル以上でなければならない。

項目	具体的な規則
	5. 製品が海外から輸入される場合、輸入者は本法第 27 条の規定に従って中国語のラベルを付加することにより、当該製品を輸入することができる。ただし、再包装、小包装、その他の加工を必要とする場合は、輸入時に商品名、製造者名、日付、その他商品の真正性を証明するための表示または情報を表示し、商品の販売前に中国語による表示を完了するものとする。
第 23 条	第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項に規定する商品名は、その性質に適合したものでなければならない。
第 24 条	第 26 条第 3 項及び第 27 条第 3 項に規定する正味重量及び容量は、法定計量単位又はその記号を用いて表示するものとする。
第 25 条	本法第 26 条第 5 項及び第 27 条第 5 項の原産国とは、最終製品の製造、加工又は調製が行われる国又は地域をいうものとする。 前項の原産国の表示については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする： 1. 輸入品の原産地は、「輸入品の原産地決定に関する規則」に従って決定されるものとし、わが国における分類、区分、小包装、包装、表示または再表示のため、製品が実質的に変化すると判断できない場合であっても、その表示は、最終製品を製造、処理または準備する国または地域として設定するものとする。 2. 中国語による製造者の住所が明らかに原産国を表すことができる場合、ラベル表示を免除することができる。

(3) 食品表示に関する規制（主要な条項を抜粋）

項目	具体的な規則
第 3 条	包装食品に表示する項目は、国内製造業者の責任において行うものとする。 前条第 3 項第 7 号及び第 8 号に規定する製造者が国内の食品販売業者である場合、製造者名は食品販売業者が登録した情報と同一でなければならず、製造者の電話番号及び住所の表示について虚偽又は詐称の事情があってはならない。 量り売り食品に表示すべき事項は、取引業者の表示板により表示するものとする。 前項の表示板は、カードまたはサイン（ボード）の形で吊り下げ、立てかけ、貼り付けることができる。
第 4 条	製品の表示は、以下の規定に従って取り扱わなければならない： 1. 品目は、顕著で読みやすい中国語および一般的な記号で表示するものとする。ただし、外国から輸入した包装食品の製造者の名称および住所は、外国語で表示することができるものとする。 2. 中国語のフォントは繁体字に限定される。外国から輸入された食品は、販売前に中国語のラベルを完成させる必要がある。 3. 同一の国内製造業者が製造し、責任を負う包装食品は、国内製造業者を表示するだけでよい。 4. 包装済み食品表示のフォントの長さとは幅は、以下のように規定されている： 4.1 原点は 0.6cm 以下でなければならない。 4.2 商品名、製造者名、賞味期限は、0.2cm を下回ってはならない。 4.3 その他の表示すべき項目は、0.2cm を下回ってはならない。ただし、表面積が 250 平方センチメートル未満の包装または容器で、消費者が識別するための他の重要な方法でラベル付けされたものは、この要件の対象とはならない。

項目	具体的な規則
	<p>5. 包装食品は、包装または容器の前面のわかりやすい位置に産地を明確に表示しなければならない。所轄官庁が承認した他の方法がない限り、粉砕日および賞味期限は、包装または容器に印刷またはタイプライターで記載しなければならない。</p> <p>6. 量り売り食品の製品名と原産地のフォントの長さとは幅は、1センチメートル未満であってはならない。</p> <p>7. 2種類以上の食品を混合した食品は、食品区分の比率に応じて、降順に表示しなければならない。</p> <p>8. 包装又は容器の形態で販売される混合食品で、包装又は容器中の単一の食品がその内容物の50%以上を占めるものについては、その表示の方法は、本規則に従うものとする。</p>
第5条	国家規格の名称を持つ食品は、国家規格で定められた名称に従って表示し、それ以外の食品は固有名詞を表示しなければならない。
第6条	<p>国家標準の品質規格を有する包装食品及び同等レベルの包装食品は、国家標準の等級に従って内容を表示し、国家標準又は同等レベルに達しないものは、国家標準に規定された品質規格に従って内容を表示する。</p> <p>国家標準の品質規格を持たない包装食品は、国家標準に記載されている同種の食品の品質規格を参照し、自ら品質規格書を作成し、内容物を表示するものとする。</p>
第7条	<p>市場で販売される食品は、原材料の原産地を表示しなければならない。国産食品は、県名または台湾、市区郡行政区を、輸入食品は、生産国名を、異なる国の2種類以上の組成物を混合した食品は、それぞれ個別の割合を表示する。</p> <p>本法第14条第1項第2号の要件は、食品販売業者が、購入者の特定の要求に応じて、輸入米と、市場で販売する食品に属さず、加工または特定の用途のためのフォントが表示されている加工または特定の用途の材料となるための国内米を混合し、輸入米と混合する場合には適用しないものとする。</p>
第8条	包装済み食品は、内容物をメートル法で表示するものとし、誤差の値を表示することができる。許容される負の誤差の範囲は、中華民国国家標準化機構（CNS）の「CNS 12924 Packaged Foods Checking the Net Contents of Packaged Foods」の関連規定に準拠するものとする。
第9条	粉砕日（YY/MM/DD）は、慣例に従って識別可能な方法で表示されなければならない。
第10条	有効期限を計算できる場合は、有効期限を表示すること。
第11条	包装または容器に表示された米の品種の含有率は、80%以上でなければならない。
第12条	利用可能な国家標準レベルの2等級より悪い品質の食品は、消費者の混乱や誤解を招きやすい高品質の言葉を使って表示、宣伝、広告をしてはならない。
第13条	特殊加工された食品については、製造者はその加工方法を表示しなければならない。

(4) 虚偽、誇大、誤解を招く、または医学的効能があるとされる食品および食品の表示、宣伝および広告の基準を規定する規制（主要な条項を抜粋）

項目	具体的な規則
第3条	法第28条第1項の虚偽、誇大または誤解を招く表示、宣伝または広告および法第2項の医療効果の判断基準は、製品の消費者に伝達される名称、説明、画像、記号、視覚、音声またはその他のメッセージの総合的表示により総合的に判断するものとする。

項目	具体的な規則
第4条	<p>法第28条第1項の食品及び食品の表示、宣伝又は広告は、次のいずれかに該当する場合、虚偽、誇大又は誤解を招くものとして認定する：</p> <p>(i) その記述が事実に合致していない。</p> <p>(ii) 裏付けとなる証拠がなく、または不十分なものであること。</p> <p>(iii) 人間の臓器・組織の生理、外観、機能の維持・変更に関わる内容であること。</p> <p>(iv) 内容説明は、任意の数の公文書、または類似の意味を持つ単語や文章を指すが、法令に準拠した承認済みの公文書番号の使用は制限の対象外である。</p> <p>食品名の一部に「健康」の文字がある場合、誤解を招くと認定される。ただし、健康食品の許可を得て発行された食品には、この規制は適用されない。</p> <p>食品の表示、宣伝または広告には、付録1の表現および付録2の栄養成分および特定成分の生理機能的記述を使用することができる。上記の記述は、虚偽、誇張、誤解を招くものではないものとする。</p>
第5条	<p>法第28条第2項の食品の表示、宣伝又は広告については、次の各号のいずれかに該当する場合は、医療上の効能を有するものとする：</p> <p>(i) 疾病、症候又は症状の予防、改善、緩和、診断又は治療に関するものであること。</p> <p>(ii) 疾病に起因する人体内物質の軽減又は低減に関連するものであること。</p> <p>(iii) 漢方薬の原料の効能に関するものであること。</p>

1.6.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示に関する規制は以下の通り。

- ✓ 包装済み食品の栄養表示に関する規制（包装食品の栄養表示に関する規制の一部改正（施行日：2024年7月1日）を含む）
- ✓ 包装済み乳児用およびフォローアップ用粉ミルク、特定疾患用粉ミルクの栄養表示に関する規制
- ✓ 包装済みビタミン・ミネラルの錠剤及びカプセルの栄養表示に関する規制
- ✓ 栄養表示が免除される包装済み食品に関する規制

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
包装済み食品の栄養表示に関する規制	<p>3. 市販の包装済み食品の栄養表示は、製品の外箱または容器の見やすい場所に、以下の情報を上から下へ表形式で表示する。</p> <p>3.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>3.2 1食分（または1食分）あたりの〇グラム（または〇ミリリットル）、および製品の各包装に含まれる食数</p> <p>3.3 「1食あたり（または1食あたり）」、「100グラム（またはミリリットル、錠剤、カプセル）あたり」または「1食あたり（または1食あたり）」、「1日当たりの割合基準値」</p> <p>3.4 カロリーの含有量</p> <p>3.5 タンパク質の含有量</p> <p>3.6 脂肪、飽和脂肪（または飽和脂肪酸）、およびトランス脂肪（またはトランス脂肪酸）の含有量</p> <p>3.7 炭水化物および糖分の含有量</p> <p>3.8 ナトリウムの含有量</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>3.9 第 2 条の栄養強調表示の定義に適合していること。「包装食品の栄養表示に関する規則」で宣言された他の栄養素の含有量。製造者が自主的に表示したその他の栄養素の含有量。</p> <p>製造者が自主的に表示する食物繊維、糖質、糖アルコールは、炭水化物の項目の後ろに、糖質の項目の後に表示できる。コレステロール、その他の脂肪酸は、脂肪の項目の後ろに、トランス脂肪酸（脂肪酸）の項目の後ろに表示することができる。アミノ酸は、タンパク質の項目の後ろに表示できる。</p> <p>縦書きで表示しきれない場合は、横書きで連続した形で表示することも可能。複数の包装食品や嗜好品が同じ栄養表示で共通して使用されている場合は、組み合わせで表示できる。</p> <p>100cm²以下の表面積の栄養表示は、横長の表形式でそれらの栄養情報を順次表示できる。</p> <p>4. 市販の包装食品のカロリー及び栄養成分表示は、アラビア数字で表示し、以下の規定に基づいて処理するものとする：</p> <p>4.1 表示には "一人前（又は一人前）"及び "100 グラム（又はミリリットル）あたり"を使用し、製品の各包装に含まれる一人前の数も指定しなければならない。</p> <p>4.2 表示には「1 食あたり（または 1 人前）」と提供された「1 日の基準値に対する割合」を使用し、製品の各包装に含まれる 1 食分の数も指定する。また、1 日あたりの栄養摂取基準値が設定されている場合は、1 日あたりの栄養摂取基準値をラベルに明記する（包装食品の表面積が 100cm² 未満のものは対象外）。1 日の栄養摂取基準値が設定されていない製品については、1 日の割合の基準値の行の前に "*"マークを付け、"*基準値は設定されていません。"と明記すること。</p> <p>前号の第 1 項及び第 2 項の書式については、別表 1 を参照すること。乳児用食品及び幼児用食品は、前号第 1 項の様式に準じて表示する。錠剤及びカプセル状の製品（キャンディ食品を除く）については、前項第 2 号の様式に従って表示する。</p> <p>5. 各種包装食品の一食あたりの重量（量又は容積）は、国内の食習慣及び包装食品の種類に由来するあらゆる時間の消費量を考慮しなければならない。錠剤及びカプセル状の食品（キャンディ食品を除く）には、推奨量（整数とする）を表示するものとする。</p> <p>6. 包装食品栄養表示の計量単位は、中国語で表示するか、メートル法またはそれらの共通記号を使用し、以下の規定に準拠するものとする：</p> <p>6.1 食品栄養表示における「一食あたり」の単位は、固形（半固形）食品はグラムで、液体食品はミリリットル（mL または ml）で、錠剤およびカプセル（キャンディ食品を除く）はグラム、錠剤またはカプセルで表示する。</p> <p>6.2 カロリー値は、キロカロリー（Kcal, kcal）で表示する。</p> <p>6.3 タンパク質、脂肪（脂肪酸）、飽和脂肪（脂肪酸）、トランス脂肪（脂肪酸）、不飽和脂肪（脂肪酸）、炭水化物、糖質、食物繊維、糖アルコールはグラム（g）単位で表示する。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>6.4 ナトリウム、コレステロールはミリグラム(mg)で表示される。</p> <p>6.5 アミノ酸は、グラム (g) またはミリグラム (mg) で表示される。</p> <p>6.6 ビタミン・ミネラルの名称および単位は、付録 1 を参照すること。</p> <p>6.7 その他の栄養価は、メートル法またはその共通記号を用いて表現する。</p> <p>第 4 条第 1 項第 1 号により、1 つの栄養表示に「1 食あたり」と「100 グラム（またはミリリットル）」を使用している製品については、「1 食あたり」の単位は「100 グラム（またはミリリットル）」の単位と一致させるものとする。</p> <p>消費財として水で再構成する必要がある製品については、前項第 1 号の水分補給前の固体（半固体）または水分補給後の液体の要件に準じた単位を表示することができる。ただし、栄養表示をしている製品については、当該製品の栄養表示で採用されている測定基準単位を基準として、本規定を適用する。水分補給の方法については、外箱に明記しておくこと。</p> <p>7. 1 日のカロリーおよびその他の栄養素の摂取量の基準値は、付録 1 に従って表示すること。</p> <p>8. エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、飽和脂肪酸（脂肪酸）、トランス脂肪酸（脂肪酸）、糖質の栄養素の含有量は、別表 2 の基準を満たす場合、「0」と表示することができる。タンパク質、脂肪、炭水化物の含有量は、その小分類栄養素が "0" と表示されていない場合は、"0" と表示してはならない。</p> <p>9. 包装食品の栄養表示単位のデータフォーマットは、以下の規定に準拠するものとする：</p> <p>9.1 各量、食数、1 日あたりのパーセンテージ基準値は、整数または小数点以下 1 桁の整数を用いて表示されるものとする。</p> <p>錠剤やカプセル状の食品（キャンディ食品を除く）の 1 食あたりの錠剤やカプセルの単位は、整数を用いて表示するものとする。</p> <p>9.2 一人前の大きさ（重量または容量）は、小数点以下 1 桁の整数で表示したのでは小さすぎて 実態を表すことができない場合、小数点以下 2 桁の整数で表示することができる。</p> <p>9.3 重量が変化する非組み立て包装商品、またはそのサービングナンバーが割り切れない場合、食数は整数 にデータフォーマットした後、「このパッケージには（約）○人分が含まれています」と表示することができる。</p> <p>9.4 カロリー、たんぱく質、アミノ酸、脂質、脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、ナトリウム、食物繊維、その他の任意栄養素の表示は、整数または小数点以下 1 桁の整数の原則を用いる。</p> <p>9.5 ビタミンおよびミネラルのラベルは、有効数字 3 桁を超えないものとする。</p> <p>9.6 データフォーマットは、中国国家標準 CNS2925「特定限界値における有効数字の指定に関する慣行」または「半分を切り上げる」方法を参照するものとする。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>10. 包装食品の栄養表示に関する数値は、実際の試験分析または計算から得られたものでなければならず、許容される誤差の範囲は付録3の基準を満たさなければならない。発酵食品の特定の栄養成分の特性が経時的に変化する可能性がある場合は、その変化を注釈で示すことができる。</p> <p>11. 包装食品の栄養表示におけるカロリー計算方法は、以下の規定に準拠するものとする：</p> <p>11.1 タンパク質のカロリーは、1gあたり4Kcalで計算される。</p> <p>11.2 脂肪（脂肪酸）のカロリーは、1gあたり9Kcalで計算される。</p> <p>11.3 炭水化物のカロリーは、1gあたり4Kcalで計算される。ただし、食物繊維の表示に含まれる炭水化物は、1gあたり2Kcalで計算される。</p> <p>11.4 エリスリトールのカロリーは、1gあたり0Kcalで計算される。その他の糖アルコールのカロリーは、1gあたり2.4Kcalとする。有機酸表示のカロリーは、1gあたり3Kcalで計算する。アルコール（エタノール）表示のカロリーは、1gあたり7Kcalとする。糖アルコールの含有量は、栄養表示様式に明記すること。有機酸、アルコール（エタノール）の含有量を明記すること。</p> <p>11.5 1食分のカロリーは、100グラム（またはミリリットル）あたりのカロリー値から計算するか、100グラム（またはミリリットル）あたりのタンパク質、脂質、炭水化物のカロリー値から（1）～（4）の役割で計算することができる。</p> <p>12. 本規定は、包装されたビタミンまたはミネラルカテゴリーの錠剤／カプセルなどの包装食品には適用されない。</p> <p>13. 市販されている乳児用調製粉乳およびフォローアップミルクに関する栄養表示は、製品の外箱または容器の見やすい場所に、上から順に以下の情報を表形式で整然と表示しなければならない。</p> <p>13.1 粉ミルク及び特別医療用粉ミルク</p> <p>13.1.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>13.1.2 「100グラムあたり（またはキロカロリー）」、「100ミリリットルあたり」</p> <p>13.1.3 エネルギーの含有量</p> <p>13.1.4 タンパク質の含有量</p> <p>13.1.5 脂肪、飽和脂肪（または脂肪酸）、およびトランス脂肪（または脂肪酸）、リノール酸、およびα-linolenic acidの含有量</p> <p>13.1.6 炭水化物および糖類の含有量</p> <p>13.1.7 ナトリウムの含有量</p> <p>13.1.8 水分の含有量</p> <p>13.1.9 付録4に記載されているビタミンの含有量</p> <p>13.1.10 コリンの含有量</p> <p>13.1.11 ミオ-イノシトールの含有量</p> <p>13.1.12 L-カルニチンの含有量</p> <p>13.1.13 灰分の含有量</p> <p>13.1.14 付録4に記載されているミネラルの含有量（ナトリウムを除く）</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>13.1.15 製造者が任意に表示したその他の栄養素の含有量 製造者が任意に表示するビタミンまたはミネラルの含有量は、別表 4 に記載するビタミンまたはミネラル（ナトリウムを除く）の含有量の後ろに表示することができる。</p> <p>13.2 フォローアップミルク</p> <p>13.2.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>13.2.2 「100 グラムあたり（またはキロカロリー）」、「100 ミリリットルあたり」</p> <p>13.2.3 エネルギーの含有量</p> <p>13.2.4 タンパク質の含有量</p> <p>13.2.5 脂肪、飽和脂肪酸（または脂肪酸）、トランス脂肪酸（または脂肪酸）、リノール酸の含有量</p> <p>13.2.6 炭水化物および糖質の含有量</p> <p>13.2.7 ナトリウムの含有量</p> <p>13.2.8 水分の含有量</p> <p>13.2.9 付録 4 に記載されているビタミンの含有量</p> <p>13.2.10 灰分の含有量</p> <p>13.2.11 付録 4 に記載されているミネラルの含有量（ナトリウム、銅、マンガン、セレンを除く）</p> <p>13.2.12 製造者が任意に表示したその他の栄養素の含有量 製造者が任意に表示するビタミンまたはミネラルの含有量は、付録 4 に記載するビタミンまたはミネラル（ナトリウム、銅、マンガン、セレンを除く）の含有量の後ろに表示することができる。</p> <p>14. 市販の乳児用調製粉乳およびフォローアップミルクに栄養表示を行う際の計量単位は、以下の規定に従うものとする：</p> <p>14.1 カロリー値は、キロカロリー（Kcal、kcal）で表示する。</p> <p>14.2 タンパク質、脂肪、飽和脂肪（脂肪酸）、トランス脂肪（脂肪酸）、炭水化物、糖質、食物繊維、水分、灰分はグラム（g）単位で表示される。</p> <p>14.3 総脂肪酸は、グラム（g）またはミリグラム（mg）で表される。</p> <p>14.4 ナトリウム、コレステロール、アミノ酸、コリン、ミオイノシトール、L-カルニチンはミリグラム(mg)で表示される。</p> <p>14.5 ビタミンおよびミネラルの単位は、付録 1 を参照すること。ナイアシンの含有量はミリグラム（mg）で表し、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン B6 はマイクログラム（μg）で表すことができる。</p> <p>14.6 その他の栄養価は、メートル法またはその共通記号を用いて表現する。</p> <p>15. 市販の乳児用調製粉乳及びフォローアップミルクに記載する栄養表示の数値及び許容される誤差の範囲は、付録 4 の基準を満たすものとする。</p> <p>16. 市販の特定疾患用配合食品の栄養表示は、製品の外箱または容器の見やすい場所に、上から下へ、表形式で整然と以下の情報を記載しなければならない。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>16.1 バランス配合栄養完全食品、カスタマイズ配合栄養完全食品、栄養調整補助配合食品：</p> <p>16.1.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>16.1.2 1食あたり（または1食あたり）のグラム数（またはミリリットル数）および製品の各包装に含まれる1食分の数。</p> <p>16.1.3 「1食あたり（または1人前あたり）」、「100グラム（またはミリリットル）あたり」</p> <p>16.1.4 エネルギーの含有量</p> <p>16.1.5 タンパク質の含有量</p> <p>16.1.6 脂肪、飽和脂肪（または脂肪酸）、およびトランス脂肪（または脂肪酸）の含有量</p> <p>16.1.7 炭水化物、糖質、総食物繊維の含有量</p> <p>16.1.8 ナトリウムの含有量</p> <p>16.1.9 その他、本法第22条第1項第10号の規定に基づき、特定疾患用粉ミルクの表示に関する規則で定める栄養素の含有量。乳糖は、炭水化物の項目の後ろ、糖質の項目の後に表示することができる。</p> <p>16.1.10 第2条の栄養強調表示の定義に適合していること。「包装食品の栄養表示に関する規則」で宣言されたその他の栄養素の含有量。製造者が自主的に表示したその他の栄養素の含有量。</p> <p>製造者が自主的に表示するビタミンまたはミネラルの含有量は、告示で指定された表示すべきビタミンまたはミネラル（ナトリウムを除く）の含有量の後ろに表示することができる。</p> <p>16.2 特別なモジュール式の粉ミルク食品</p> <p>16.2.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>16.2.2 1食あたり（または1食あたり）のグラム数（またはミリリットル数）および製品の各包装に含まれる食数</p> <p>16.2.3 「1食あたり（または1食あたり）」、「100グラム（またはミリリットル）あたり」</p> <p>16.2.4 エネルギーの含有量</p> <p>16.2.5 タンパク質の含有量</p> <p>16.2.6 脂肪、飽和脂肪（または脂肪酸）、およびトランス脂肪（または脂肪酸）の含有量</p> <p>16.2.7 炭水化物および糖質の含有量</p> <p>16.2.8 ナトリウムの含有量</p> <p>16.2.9 特定の栄養素の含有量</p> <p>16.2.10 第2条の栄養強調表示の定義に適合していること。 「包装食品の栄養表示に関する規則」で表示された他の栄養素の含有量。製造者が自主的に表示したその他の栄養素の含有量。</p> <p>17. 市販の特定疾患の栄養表示における計量単位は、以下の規定に従うものとする：</p> <p>17.1 固体（半固体）はグラム（g）で表す。液体はミリリットル（mLまたはml）で表す。水と灰分の含有量はグラム（g）で表す。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>17.2 カロリー値は、キロカロリー（Kcal または kcal）で表される。</p> <p>17.3 タンパク質、脂肪、飽和脂肪（脂肪酸）、トランス脂肪（脂肪酸）、炭水化物、糖質、食物繊維は、グラム（g）で表される。</p> <p>17.4 アミノ酸、総脂肪酸は、グラム（g）またはミリグラム（mg）で表される。</p> <p>17.5 ナトリウム、コレステロールはミリグラム(mg)で表される。</p> <p>17.6 ビタミンおよびミネラルの単位は、付録 1 を参照のこと。</p> <p>17.7 その他の栄養価は、メートル法またはその共通記号で表される。</p> <p>18. 市販されている特定疾患用粉ミルクの栄養表示の数値及び許容される誤差の範囲は、付録 5 の基準を満たすものとする。</p>
<p>包装済み乳児用およびフォローアップ用粉ミルク、特定疾患用粉ミルクの栄養表示に関する規制</p>	<p>3. 市販の包装済み食品の栄養表示は、製品の外箱または容器の見やすい場所に、別表 1.1 および 1.2 を参照し、以下の情報を記載しなければならない。</p> <p>3.1 幼児用・フォローアップ用粉ミルク</p> <p>3.1.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>3.1.2 エネルギーの含有量</p> <p>3.1.3 タンパク質の含有量</p> <p>3.1.4 脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、リノール酸、α-リノレン酸の含有量</p> <p>3.1.5 炭水化物、糖質の含有量</p> <p>3.1.6 ナトリウムの含有量</p> <p>3.1.7 水分の含有量</p> <p>3.1.8 ビタミンの含有量</p> <p>3.1.9 コリンの含有量</p> <p>3.1.10 ミオイノシトールの含有量</p> <p>3.1.11 L-カルニチンの含有量、</p> <p>3.1.12 灰分の含有量</p> <p>3.1.13 ミネラル（ナトリウムを除く）および微量元素の含有量、</p> <p>3.1.14 製造者が自主的に表示するその他の栄養素の含有量。</p> <p>3.2 特定の疾病に対応するための粉ミルク</p> <p>3.2.1 「栄養成分表示」のタイトル</p> <p>3.2.2 エネルギーの含有量</p> <p>3.2.3 タンパク質の含有量</p> <p>3.2.4 脂肪、飽和脂肪、およびトランス脂肪の含有量、</p> <p>3.2.5 炭水化物および糖質の含有量、</p> <p>3.2.6 ナトリウムの含有量</p> <p>3.2.7 中央の所轄官庁が公告で指定するその他の栄養素の含有量、</p> <p>3.2.8 栄養強調表示で宣言されたその他の栄養素の含有量、</p> <p>3.2.9 製造者が自主的に表示したその他の栄養素の含有量。</p> <p>食物繊維は、炭水化物の項目、無印、糖質の項目の後に表示することができる。コレステロールは、脂肪の項目でインデントし、トランス脂肪の項目の後に表示することができる。</p> <p>α-リノレン酸、コリン、ミオイノシトール、L-カルニチンの含有量は、市販の包装済みフォローアップミルクについて任意に表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>4. 市販されている包装された乳児用およびフォローアップ用粉ミルク、特定疾患用粉ミルクのカロリーおよび栄養成分表示は、以下の規定に基づいて実施されるものとする。</p> <p>4.1 幼児用およびフォローアップ用粉ミルク：以下の規定に従うこと。 乳児用およびフォローアップ用粉ミルク：表示には「100g（または Kcal）あたり」「100mL あたり」を使用する。</p> <p>4.2 特定疾患用粉ミルク 表示には「1 人分（または 1 食分）」「100g（または 1mL）あたり」を使用し、製品 1 包に含まれる人数を明記すること。固形物（半固形物）はグラム（g）単位、液体はミリリットル（mL）単位で表示すること。再構成が必要な製品で、再構成後の製品について栄養表示を行う場合は、それに応じた栄養表示情報を提供するものとし、栄養表示を行わない場合は、再構成前、再構成後のいずれの製品についても栄養表示情報を提供することができる。</p> <p>5. 市販されている特定疾患用調製粉乳の 1 回分の量（重量又は容量）は、特定疾患用調製粉乳の製品消費方法及び 1 回に消費される一般量を考慮して決定しなければならない。</p> <p>6. 市販の包装された乳児用・フォローアップ用粉ミルクおよび特定疾患用粉ミルクの栄養表示における測定単位は、以下の規定に従うものとする：</p> <p>6.1 エネルギー含有量はキロカロリー（Kcal）で表示する。</p> <p>6.2 タンパク質、脂質、飽和脂肪、トランス脂肪、炭水化物、糖質、食物繊維、水分、灰分の含有量はグラムで表示される。</p> <p>6.3 脂肪酸とアミノ酸の含有量は、グラムまたはミリグラム（mg）で表される。</p> <p>6.4 ナトリウム、コレステロール、コリン、ミオイノシトール、L-カルニチンの含有量は、ミリグラムで表される。</p> <p>6.5 ビタミン及びミネラルの含有量は、"包装食品の栄養表示に関する規則"の付属書 2 に基づき、適切な単位で表示すること。市販されている包装された乳児用およびフォローアップ用粉ミルクについては、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン B の含有量はマイクログラム（μg）で表示することができ、ナイアシンはミリグラムで表示しなければならない。</p> <p>6.6 その他の栄養素の含有量は、ユニバーサルユニットを用いて表現する。</p> <p>7. 市販の包装された乳児用・フォローアップ用粉ミルクおよび特定疾患用粉ミルクの栄養表示のデータフォーマットは、以下の規定に準拠するものとする：</p> <p>7.1 容器あたりの食数およびナトリウム含有量は、整数で表す。</p> <p>7.2 サービングサイズ、エネルギー、タンパク質、アミノ酸、脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖、食物繊維、水、灰分、コリン、ミオイノシトール、L-カルニチン含有量は整数または小数点以下 1 桁で表示される。エネルギー、タンパク質、脂質、飽和脂肪、トランス脂肪、炭水化物、糖質の含有量は、1 食分のサイズが小さすぎて "0" と表示する基準を満たさない場合、小数点以下 2 桁で表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>7.3 ビタミンおよびミネラルの含有量は、有効数字 3 桁以内で表記する。</p> <p>7.4 その他の栄養素の含有量は、整数または小数点以下 1 桁で表すものとする。</p> <p>7.5 データのフォーマットは、中国国家标准 CNS 2925 "Practices for Designating Significant Places in Specific Limiting Values"を参照するものとする。</p> <p>8. 市販されている包装された乳児用およびフォローアップ用粉ミルク、特定疾患用粉ミルクの栄養表示の数値は、実際の試験分析または計算から導き出されたものでなければならず、許容される誤差の範囲は、付録 2.1 および 2.2 の基準を満たすものとする。</p>
<p>包装済みビタミン・ミネラルの錠剤及びカプセルの栄養表示に関する規制</p>	<p>3. 市販の包装済みビタミン・ミネラル錠剤およびカプセルの栄養表示は、製品の外箱または容器の見やすい場所に、上から下へ次の情報を表形式で整然と表示しなければならない。</p> <p>(1) "栄養表示"のタイトル</p> <p>(2) 1 食あたり（又は 1 食あたり）及び当該製品の各包装に含まれる食数。</p> <p>(3) 「1 食あたり（または 1 食あたり）」、「1 日当たりの割合基準値」。</p> <p>(4) ビタミン含有量</p> <p>(5) ミネラル含有量</p> <p>(6) 栄養表示で宣言された、または製造者が食品の容器に自主的に表示したその他の栄養素の含有量</p> <p>縦型が十分に表示できない場合は、横型の連続型で表示することができる。</p> <p>100cm² 未満の表面積の栄養表示は、それらの栄養情報を横長の表形式で順次表示することができる。</p> <p>4. ビタミン、ミネラル、その他の栄養素の含有量の表示方法について、以下の規定に基づき、数値はアラビア数字で表示する：表示には、「1 食あたり（または 1 食分）」および提供される「1 日あたりの基準値に対する割合」を使用し、製品の各包装に含まれる 1 食分の数も明記しなければならない。また、1 日の栄養摂取基準値が設定されている場合は、1 日の栄養摂取基準値をラベルに明記すること。1 日あたりの栄養摂取基準値が設定されていない製品については、1 日あたりの割合の基準値の行の前に "*" マークを付け、"*基準値は設定されていません"と明確に記載すること。</p> <p>5. 1 日あたりの栄養摂取基準値および計量単位は、付録 1 に従って表示すること。付録 1 に記載されていないその他の栄養素は、メートル法またはその共通記号で表示する。</p> <p>6. ビタミン、ミネラル、その他の栄養素の含有量は、メートル単位で表示すること。ビタミン A、D、E については、さらに IU で含有量を表示する。</p> <p>7. 包装されたビタミンおよびミネラルの錠剤およびカプセルの栄養表示ユニットのデータフォーマットは、以下の規則に従わなければならない：</p> <p>(1) 各包装には、1 食分の食数を整数で表示すること。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(2) 1日当たりの摂取基準値は、整数または小数点以下1桁の整数で表示する。</p> <p>(3) ビタミン・ミネラルの含有量は、有効数字3桁以内で表記する。</p> <p>(4) 栄養表示で表示されるその他の栄養素又はその他の栄養素は、整数又は小数点以下1桁の整数を用いて表示しなければならない。</p> <p>(5) データ形式は、中国国家標準 CNS2925「特定限界値における有意位を指定するための実務」または「Round half up」方式を参照すること。</p> <p>8. 包装されたビタミンおよびミネラルのタブレットおよびカプセルの生理学的機能を記載する場合、1日の最低摂取量は1日の割合基準値の15%でなければならない。</p> <p>9. 包装されたビタミンおよびミネラルの錠剤およびカプセルの栄養表示上の値は、実際の試験分析または計算から導き出されなければならない。許容される誤差の範囲は付録2の基準を満たさなければならない。</p> <p>10. 包装済みビタミン・ミネラル錠剤およびカプセル剤には、製品の外箱または容器の見やすい場所に、次の警告を表示しなければならない：“1日1錠（またはカプセル）以上は摂取しないこと”、“過剰な摂取は健康に役立たない”。</p> <p>11. 包装されたビタミン及びミネラル錠剤及びカプセルの栄養表示に関する規則は、ビタミン又はミネラル源として栄養添加物を添加していない包装された錠剤及びカプセルには適用されないものとする。</p>
<p>栄養表示が免除される包装済み食品に関する規制</p>	<p>栄養表示がない以下のカテゴリーの包装製品については、栄養表示は不要。</p> <p>(1) 飲料水、ミネラルウォーター、および氷。</p> <p>(2) 生鮮、冷蔵、冷凍の果物、野菜、肉、鶏肉、卵、液卵、魚介類で、他の原材料を含まないもの。</p> <p>(3) 茶葉、コーヒー、乾燥豆、小麦、その他のハーブ、花、果実、種子で、他の成分や食品添加物を含まない醸造のために用いられるもの。</p> <p>(4) 香辛料および香辛料を煮込んだパッケージで、風味付けのために使用されるもの。</p> <p>(5) 塩および塩の代用品。</p> <p>(6) その他の食品の栄養表示におけるカロリーおよび栄養成分については、「包装食品の栄養表示に関する規則」の基準を満たす場合は、「0」と表示することができる。</p> <p>上記の区分の製品で栄養表示を自主的に行う場合は、食品安全衛生法第22条の規定に従って取り扱うものとする。</p> <p>包装された食品および食品原材料のうち、消費者に販売されないものは栄養表示の対象外である。</p>

1.6.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示に関する規制は以下の通り。

- ✓ 食品添加物製品の香味成分の表示に関する規制
- ✓ 規制：食品添加物は登録番号を目立つように表示しなければならない
- ✓ 規制：個別食品添加物は製品登録コードを明確に表示しなければならない

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
食品添加物製品の香味成分の表示に関する規制	市販されている香料を含む食品添加物に香料成分が添加または使用されている場合、「flavoring」または「flavor」として表示でき、天然香料は「natural flavoring」または「natural flavor」として表示できる。ただし、存在する他の成分の名称は示さなければならない。
規制：食品添加物は登録番号を目立つように表示しなければならない	食品添加物の容器・外装には、「登録番号」の文字と番号を表示する。
規制：個別食品添加物は製品登録コードを明確に表示しなければならない	食品添加物の容器・外装には、製品登録コードを明確に表示する。

1.6.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示に関する規制は以下の通りである。

- ✓ 遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む未包装食品の表示要件
- ✓ 遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む包装済み食品に対する表示要件
- ✓ 遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む食品添加物に関する表示要件
- ✓ 遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む食品の自動販売所における表示要件

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む未包装食品の表示要件	<p>2. 本規定でいう遺伝子組み換え作物は、法第 21 条第 2 項で認められた遺伝子組換え作物に該当する。</p> <p>GMO を含む包装食品には、「genetically-modified」または「with genetic modification」という文言を表示しなければならない。</p> <p>製造過程で遺伝子組換え作物を直接使用し、最終製品に遺伝子組換え DNA 断片または遺伝子組換えタンパク質を含まない包装されていない食品は、次のいずれかの言葉を表示する、</p> <p>(1) 「genetically-modified」、「with genetic modification」または「use genetically modified○○(organisms)」</p> <p>(2) 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」または「this product's raw materials contain genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(3) 「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of genetically modified ○○ (organisms)」, または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○ (organisms)」。</p> <p>3. 表示要件は、遺伝子組換え作物を含む、構成される、またはそこから製造される材料が、個別に考慮される食品成分または単一の成分からなる食品の3%を超えない割合で含まれる食品には適用されないものとし、この存在が不慮または技術的に不可避であることを前提とする。</p> <p>4. 包装されていない食品は、遺伝子組み換え作物の栽培または食品に対する国際的な承認が存在する非遺伝子組み換え作物を含み、「non-genetically-modified」または「with non-genetic modification」という言葉を表示することができ、「the proportion of material which contains, consists of or is produced from GMOs considered individually is approved for use in a regulation of ○○(country)or other synonymous terms」または個別に考慮して遺伝子組み換え作物を含む、から成るまたは生産されている材料の割合の言葉を表示できる。</p> <p>5. 本規定に基づき、表示方法は以下の事項を遵守するものとする：</p> <p>(1) 表示の貼り方 販売場所においては、カード、マーク（表示）、掲示板のいずれかを選択し、吊り下げ、立てかけ、貼り付けなど、明確に識別できる方法を選択することが認められる。</p> <p>(2) マーク（表示）の長さおよび幅は、次のとおりとする、</p> <p>i. 「genetically-modified」、「with genetic modification」、「use genetically modified ○○(organisms)」と表示する場合は、他の言葉と区別する必要があり、文字の長さ、幅は2mm以上とする。</p> <p>ii. 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」、「this product's raw materials contain genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」と表示する、「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of genetically modified ○○(organisms)」, または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○(organisms)」の場合、縦および横は2mm以下とする。</p> <p>iii. 「un-genetically-modified」または「with un-genetic modification」と表示する場合、フォントの長さおよび幅は規定しない。</p> <p>(3) その他の手段の長さ及び幅は、2cmを下回らないものとする。</p>
遺伝子組換え生物（GMO）の成分を	2. 本規定でいう遺伝子組換え作物は、法第 21 条第 2 項で許可された遺伝子組換え作物に該当する。

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
含む包装済み食品 に対する表示要件	<p>GMO を含む包装食品には、「genetically-modified」または「with genetic modification」という文言を表示しなければならない。</p> <p>製造過程で遺伝子組換え作物を直接使用し、最終製品に遺伝子組換え DNA 断片または遺伝子組換えタンパク質を含まない包装食品は、次のいずれかの文言を表示しなければならない、</p> <p>(1) 「genetically-modified」、「with genetic modification」または「use genetically modified ○○(organisms)」。</p> <p>(2) 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」または「this product's raw materials contain genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」。</p> <p>(3) 「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of genetically modified ○○(organisms)」、または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○(organisms)」。</p> <p>3. 表示要件は、遺伝子組換え作物を含む、構成される、またはそれらから製造される材料が、個別に考慮される食品成分または単一の成分からなる食品の3%を超えない割合で含まれる食品には適用されないものとし、この存在が不慮または技術的に不可避である場合に限る。</p> <p>4. 包装された食品は、遺伝子組み換え作物の栽培または食品に対する国際的な承認が存在する非遺伝子組み換え作物を含み、「non-genetically-modified」または「with non-genetic modification」という言葉を表示することができ、「the proportion of material which contains, consists of or is produced from GMOs considered individually is approved for use in a regulation of ○○(country) or other synonymous terms」または個別に考慮して遺伝子組み換え作物から含む、かられるまたは生産されている材料の割合を表す言葉を表示できる。</p> <p>5. 本規定に基づき、表示方法は、原則として商品名、成分名の後、その他容器包装の分かりやすい場所に表示する。文字の長さおよび幅は、以下のとおりとする、</p> <p>(1) 「genetically-modified」、「with genetic modification」または「use genetically modified ○○(organisms)」と表示する場合は、他の言葉と区別し、文字の長さおよび幅は2mm 以下とする。</p> <p>(2) 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」、</p> <p>「this product's raw materials contain genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」と表示する、「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>genetically modified ○○(organisms)」、または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○ (organisms)」の場合、縦および横は 2mm 以下とする。</p> <p>(3) 「un-genetically-modified」または「with un-genetic modification」と表示する場合、フォントの長さおよび幅は規定しない。</p>
<p>遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む食品添加物に関する表示要件</p>	<p>2. 本規定でいう遺伝子組み換え作物は、法第 21 条第 2 項で許可された遺伝子組み換え作物に該当する。</p> <p>遺伝子組み換え作物または遺伝子組み換え作物から製造された食品添加物を含む食品添加物は、"genetically-modified "または "with genetic modification"の文字を表示する。</p> <p>製造工程で遺伝子組換え作物を直接使用し、最終製品に遺伝子組換え DNA 断片や遺伝子組換えタンパク質を含まない食品添加物は、以下のいずれかの文言を表示しなければならない、</p> <p>(1) 「genetically-modified」、「with genetic modification」または「use genetically modified ○○(organisms)」。</p> <p>(2) 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」または「this product's raw materials contain genetically modified ○○ (organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」。</p> <p>(3) 「"this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of genetically modified ○○ (organisms)」、または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○ (organisms)」。</p> <p>3. 表示要件は、遺伝子組換え作物を含む、構成する、または遺伝子組換え作物から製造される材料が、個別に考慮した食品成分または単一の成分からなる食品の 3%を超えない割合で含まれる食品には適用されない。ただし、この存在が不慮のものまたは技術的に避けられないものである場合に限る。</p> <p>4. 遺伝子組み換え作物の栽培または食品に関する国際的な承認が存在する非遺伝子組み換え作物を含む食品添加物は、「non-genetically-modified」または「with non-genetic modification」という言葉を表示することができ、「the proportion of material which contains, consists of or is produced from GMOs considered individually is approved for use in a regulation of ○○ (country) or other synonymous terms」またはその他の同義語を表示できる、個別に考えた GMO から構成する、または生産する材料の割合は、個々に表示できる。</p> <p>5. 本規定に基づき、表示方法は、原則として商品名、成分名の後、その他容器包装の分かりやすい場所に表示する。文字の長さおよび幅は、以下のとおりとする。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(1) 「genetically-modified」、「with genetic modification」または「use genetically modified ○○(organisms)」と表示する場合は、他の言葉と区別し、フォントの長さおよび幅は 2mm 以上とする。</p> <p>(2) 「this product is made of genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」、 「this product's raw materials contain genetically modified ○○(organisms), but do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins」と表示する、「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic proteins, but is made of genetically modified ○○(organisms)」、または「this product do not contain any transgenic DNA fragment or transgenic protein, but with genetically modified ○○(organisms)」の場合、縦および横は 2mm 以下とする。</p> <p>(3) 「un-genetically-modified」または「with un-genetic modification」と表示する場合は、フォントの長さおよび幅は規定しない。</p>
<p>遺伝子組換え生物（GMO）の成分を含む食品の自動販売所における表示要件</p>	<p>2. 本規定でいう遺伝子組換え作物は、法第 21 条第 2 項で許可された遺伝子組換え作物に該当するものである。 事業者登録を行った食品販売所における遺伝子組換え食品は、「genetically-modified」または「with genetic modification」の文字を表示しなければならない。</p> <p>3. 表示義務は、個別に考慮された食品成分または単一の成分からなる食品の 3%を超えない割合で、遺伝子組み換え作物を含み、構成され、またはそこから製造される材料を含む食品には適用されないが、この存在が不慮のものまたは技術的に避けられないものであることを条件とする。</p> <p>4. 事業者登録のある食品販売所の食品は、遺伝子組み換え食品に対する国際的な承認が存在する非遺伝子組み換え食品を含み、「un-genetically-modified」または「with un-genetic modification」という言葉を表示することができ、「the proportion of material which contains, consists of or is produced from GMOs considered individually is approved for use in a regulation of ○○(country) or other synonymous terms」または、GMO を含む、GMO で構成される、または GMO から生産される材料の割合を個別に考慮する。</p> <p>5. 本規定に基づき、表示方法は以下の事項を遵守するものとする： (1) 表示方法：カード、メニューアノテーション、マーク（表示）、掲示板のいずれかを選択し、吊り下げ、立てかけ、貼り付け、その他明確に識別できる方法を選択することが認められる。 (2) マーク（表示）の場合、フォントの長さおよび幅は 2mm 以上でなければならない。その他の方法では、文字の長さおよび幅が 2cm 以上であること。 (3) 「un-genetically-modified」または「with un-genetic modification」と表示する場合は、フォントの長さおよび幅は規定しない。</p>

1.6.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示に関する規制は以下の通り。

- ✓ 食品アレルゲンの表示に関する規制
- ✓ 食品アレルゲンの推奨表示に関する規制

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
食品アレルゲンの表示に関する規制	<p>感受性の高い人にアレルギー反応を引き起こす以下の物質を含む包装食品には、パッケージに警告情報を表示しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲殻類及びその製品 (2) マンゴー及びその製品 (3) 落花生及びその製品 (4) 牛乳、山羊乳及びその製品 (牛乳及び山羊乳から得られるラクチトールを除く) (5) 卵およびその製品 (6) ナッツ類及びその製品 (7) ごまおよびその製品 (8) グルテンを含む穀物及びその製品 (グルコースシロップ、マルトデキストリン及び穀物から製造されるアルコールを除く) (9) 大豆及びその製品 (高度精製・精製大豆油（脂肪）、トコフェロール及びその誘導体、フィトステロール及びフィトステロールエステルを除く) (10) 魚およびその製品、ただし、ビタミンまたはカロテノイド製剤の担体として使用される魚ゼラチン、アルコール中の清澄剤として使用される魚ゼラチンは除く (11) 最終製品について算出される総 SO₂ 濃度が 10mg/kg 以上の亜硫酸塩等の使用 <p>第 2 条に規定する警告情報の表示方法は、次のいずれかとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「This product contains ○○」、「This product contains ○○, unsuitable for susceptible individuals」、またはその他の同義語をパッケージに表示する。 (2) 製品名に「○○を含む」と記載し、このように表示する場合、製品に含まれる全てのアレルギー物質を製品名に含める必要がある。
食品アレルゲンの推奨表示に関する規制	<p>1. 包装済み食品については、食品アレルゲン表示規制の第 2 条で規制されている、以下の 11 種類のアレルゲンのいずれかを原材料または食品添加物として含む製品について、食品アレルゲン表示が義務付けられている：</p> <p>甲殻類、マンゴー、ピーナッツ、ゴマ、牛乳・ヤギ乳、卵、木の实、グルテン含有穀物、大豆、魚、亜硫酸塩（残留二酸化硫黄として食品 1kg あたり 10 ミリグラム以上）</p> <p>表示義務のあるアレルゲン以外にも、以下のアレルゲンのいずれかを原材料や食品添加物として含む製品については、食物アレルゲン表示が推奨されている。：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 頭足類および頭足類製品：イカ（カラマリ）、練りイカ（小イカ、スルメイカ）、タコ、イカなどおよび関連製品（たこ焼き、するめなど）

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(2) 螺旋状の貝殻およびその製品：エスカルゴ、ムール貝、アサリ、カキ、ホタテ貝、ミティルス、メトリックス・ルソリア、アワビ等および関連製品として、ホタテ貝ソース、ホタテ飴、螺旋貝ソース等がある</p> <p>(3) 種子および種子製品 ヒマワリ種子、メロン種子など、ただし、ヒマワリの種から高度に精製・精製されたヒマワリ種子油は含まれない</p> <p>(4) キウイおよびその製品：キウイジャム、ドライキウイなど</p> <p>2. 製造工程における食品の交差汚染を防止するために、管理手段を設定すること。アレルギーとなる成分や添加物を含む食品に同じ工場、設備、製造ラインを使用するなど、食品がアレルギーの交差汚染の影響を受ける恐れがある場合、予防的アレルギー表示として、「The plant, equipment or production line used to produce the product is also used to process○○」または同義語の記載を提案する。</p>

1.6.7 その他食品表示に関する規制

(1) 個別の食品表示に関する規制

上記で整理した規制の他、個別の食品についても規制が定められている。これらについては4章に整理した。

(2) 最近の動向

台湾の Taiwan Food and Drug Administration（台湾衛生福利部食品薬物管理署）は、2022年7月から表示規制等に関する新たな措置を導入することを発表している²⁰。具体的な措置は以下の通り。

- ✓ 衛生福利部に健康食品検査登録を申請し許可を取得していない場合は、製品名の一部として「健康」という言葉を使用してはならない。
- ✓ インジェクション加工肉は名称に「脂肪注入」と表示し、注意事項を付記する。

(3) 食品表示のテンプレート

台湾の食品表示の事例は、Food and Drug Administration（衛生福利部食品薬物管理署）のウェブサイト²¹で紹介されている。食品表示の事例を抜粋したものを以下に示す。

²⁰ Taiwan Food and Drug Administration

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=4&id=t601049>（2023年11月閲覧）

²¹ Food and Drug Administration, “一般食品標示範例格式”

<http://www.foodlabel.org.tw/FdaFrontEndApp/Law/Edit?SystemId=220ff8ee-e208-460b-a283-f03e141d98c1&clPublishStatus=undefined>（2023年11月閲覧）

新法後食品標示範例

品名	芭樂汁
成分	水、濃縮芭樂果汁、鹽、糖、品質改良劑(氯化鈣、氫氧化鈣)、甜味劑(D-山梨醇)
淨重	100公克
製造廠商	OO企業公司 地址:台灣O市OO工業區O路O號 電話號碼: 0800-777888
負責廠商	OO企業公司 地址:台灣O市OOO路O號 電話號碼: 0800-555333
注意事項	拆封後請立即食用
原產地	台灣
有效日期	103.01.01

食品添加物以功能性命名者，仍須標示各別食品添加物品名

甜味劑應同時標示其功能名稱及食品添加物品名

製造廠商或國內負責廠商之資訊，得擇一標示。

營養標示之格式(一般食品兩種格式擇一)

包裝食品營養標示格式(一)

營養標示		
每一份量 公克(或毫升)		
本包裝含 份		
	每份	每100公克 (或每100毫升)
熱量	大卡	大卡
蛋白質	公克	公克
脂肪	公克	公克
飽和脂肪	公克	公克
反式脂肪	公克	公克
碳水化合物	公克	公克
糖	公克	公克
鈉	毫克	毫克
宣稱之營養素含量	公克、毫克或微克	公克、毫克或微克
其他營養素含量	公克、毫克或微克	公克、毫克或微克

包裝食品營養標示格式(二)

營養標示		
每一份量 公克(或毫升)		
本包裝含 份		
	每份	每日參考值百分比
熱量	大卡	%
蛋白質	公克	%
脂肪	公克	%
飽和脂肪	公克	%
反式脂肪	公克	*
碳水化合物	公克	%
糖	公克	*
鈉	毫克	%
宣稱之營養素含量	公克、毫克或微克	%或*
其他營養素含量	公克、毫克或微克	%或*

*參考值未訂定
每日參考值：熱量2000大卡、蛋白質60公克、脂肪60公克、飽和脂肪18公克、碳水化合物300公克、鈉2000毫克、宣稱之營養素每日參考值、其他營養素每日參考值。

未滿一歲嬰兒食用之食品，應以格式(一)標示；食品型態為錠狀、膠囊狀(不包含糖果類食品)應以格式(二)標示。

1.7 タイ

1.7.1 食品表示に関する規制の体系

タイでは、上位法として食品法 (Food Act, B.E.2522 (1979)) があり、この Section6 の(10)において、大臣が食品表示について監督することが規定されている。食品表示に関する具体的な規制は個別に規定されている。

食品表示全般については、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods (包装済み食品の表示) で規定されており、この中には、食品添加物やアレルギー情報に関する表示も含まれる。栄養成分等の表示については、複数の通知が規定されている。その他、遺伝子組み換え食品の表示についても別途通知が提供されている。

【基本法】

食品法 FOOD ACT, B.E. 2522 (1979)

Section6の(10)で、大臣が食品表示を監督することを規定。

【個別規則】

食品表示全般 (食品添加物、アレルギー情報に関する表示も含む)

- ✓ Notification of the Ministry of Public Health (No. 367) B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods

栄養成分等の表示

- ✓ Notification of the Ministry of Public Health (No. 182) B.E. 2541 (1998) Re: Nutrition Labelling
- ✓ Notification of the Ministry of Public Health (No. 219) B.E. 2544 (2001) Re: Nutrition Labelling (No. 2)
- ✓ Notification of Ministry of Public Health (No. 392) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re: Nutrition Labelling (No. 3)
- ✓ Notification of Ministry of Public Health (No. 394) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re. Food products Required to bear Nutrition Labelling and Guideline Daily Amounts,
- ✓ The Notification of the Ministry of Public Health (No.373) B.E. 2559 (2016) Re : The Display of Nutrition Symbol on Food Label
- ✓ Announcement of the Food and Drug Administration Re: Declaration of Nutrient Function Claim

遺伝子組み換え食品の表示

- ✓ NOTIFICATION OF THE MINISTRY OF PUBLIC HEALTH (NO. 432), B.E. 2565 (2022) ISSUED UNDER THE FOOD ACT, B.E. 2522 (1979) RE: LABELING OF FOOD DERIVED FROM GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS

図 14 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」²²で提供されている。

タイの法規制は英語訳が提供されており Food and Drug Administration（食品医薬品局）のウェブサイト²³から検索・入手ができる。キーワードを入力して検索することで規制の英訳を入手できる（下記の図はキーワードを「label」として検索した結果）。なお、原文も同サイトのタイ語のページから入手できる。

本報告書では、各法規制の英語訳を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

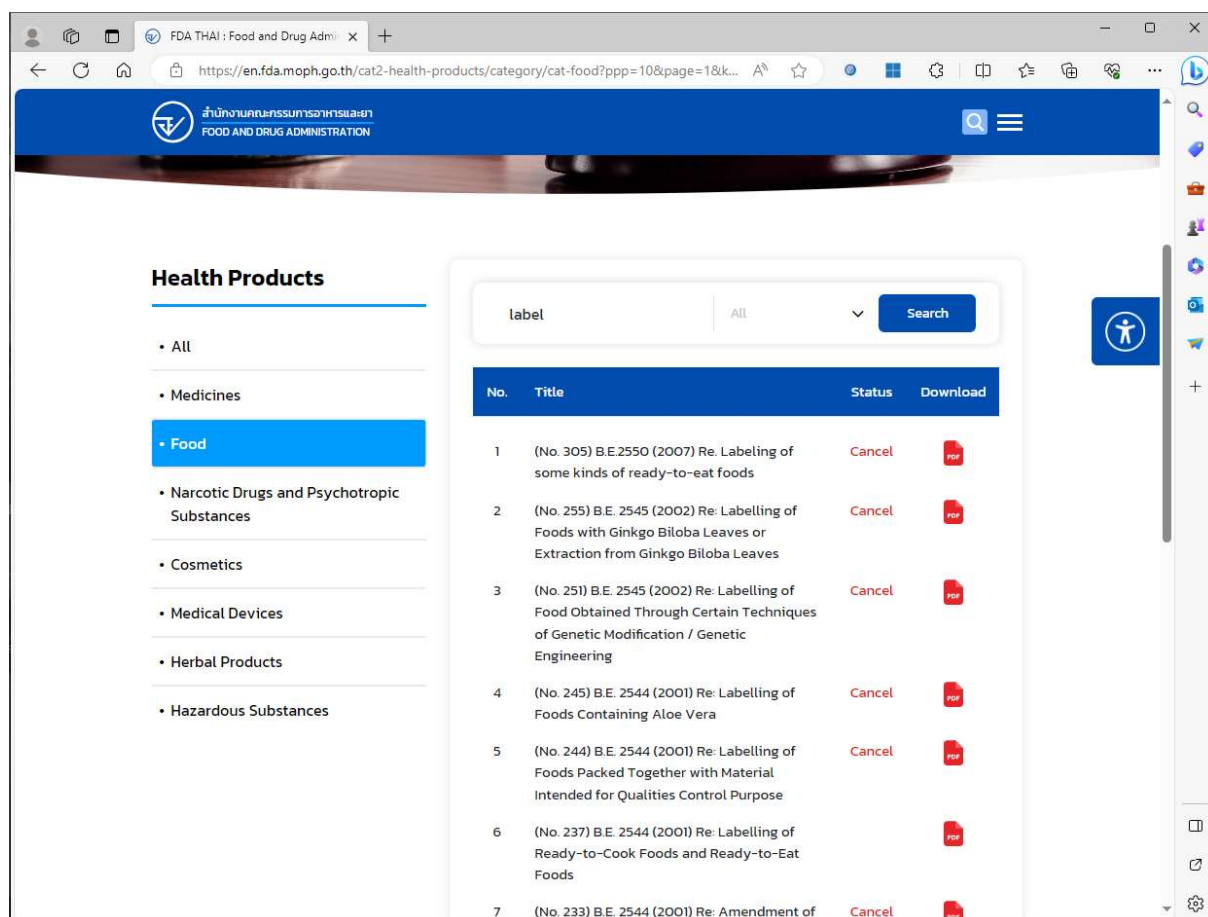


図 15 タイの食品関連規制の検索（英語版）画面

²² 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html>（2023年11月閲覧）

²³ Food and Drug Administration, “Laws and Regulations”

<https://en.fda.moph.go.th/cat2-health-products/category/cat-food> 【英語版】

<https://logistics.fda.moph.go.th/related-laws/> 【タイ語版】（2023年11月閲覧）

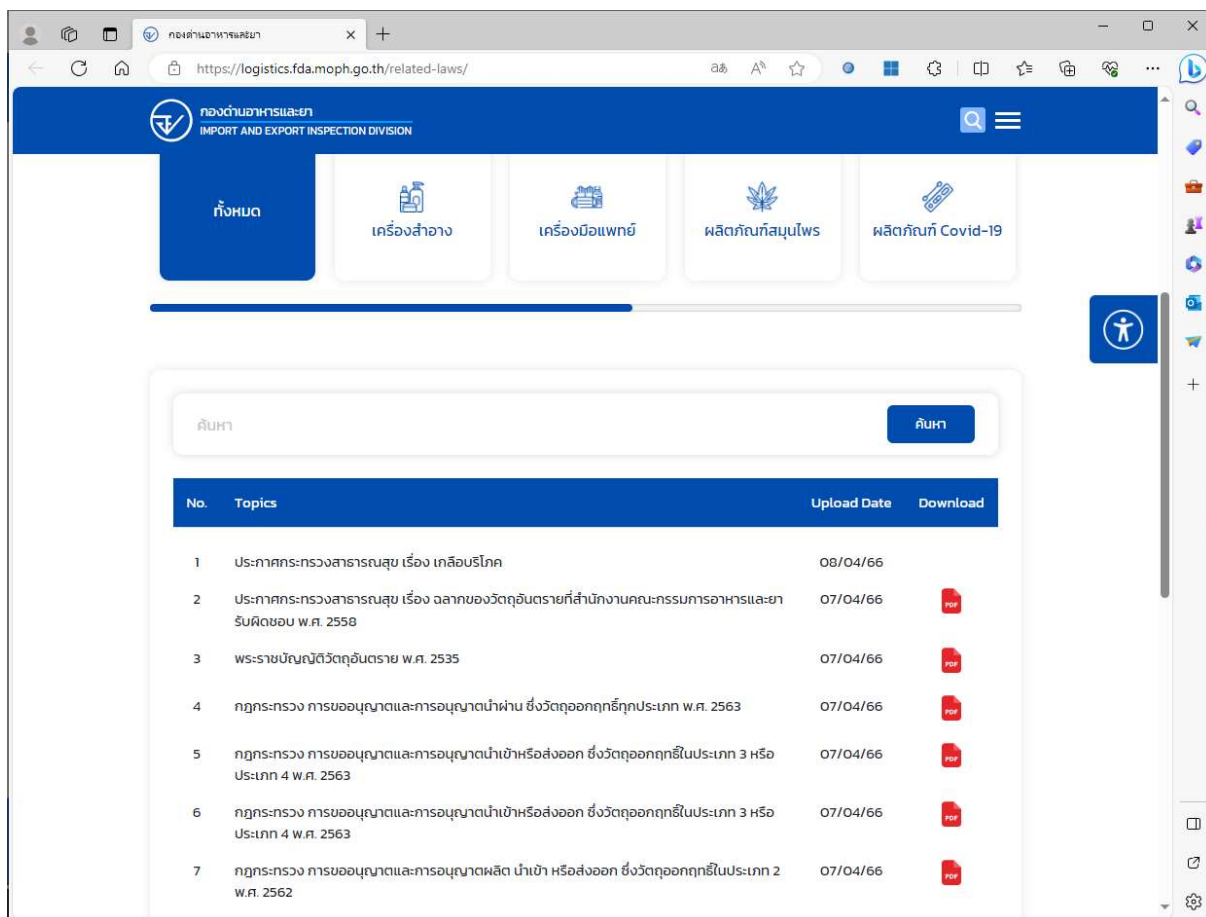


图 16 台湾の食品表示規制の検索（タイ語版）画面

1.7.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods (包装済み食品の表示) で規定されている。

条項	具体的な規則
第 3 条	<p>包装食品は、以下の食品を除き、表示するものとする：</p> <p>(1) 食品行商人や屋台など、生産者がその時点で消費者に当該食品に関する情報を提供できる食品。</p> <p>(2) 加工を経ていない食品、または生鮮食品で、皮をむいたり、取り除いたり、内臓を出したり、切り取ったり、その他の手段でサイズを小さくしたもので、冷却されているか否かを問わず、容器内の食品の状態を見ることが出来る容器に詰められたもの：ただし、保健所告示「加工食品の製造工程、製造設備及び販売用容器包装の保管」に基づく販売用容器包装加工食品は除く。</p> <p>(3) 食品店、レストラン、ホテル、学校、学術研究機関、病院その他これらに類するもので、配食サービスを含む。</p> <p>(1)、(2)及び(3)に該当する食品で、食品製造番号の付与を受けているものは、本通達に従わなければならない。</p>

条項	具体的な規則
	特定の表示に関する通達がある包装食品は、それらの通達だけでなく、本通達にも従わなければならない。
第 4 条	<p>食品医薬品局（タイ FDA）が免除を認めない限り、販売目的で製造された、または販売目的もしくは販売目的で輸入された包装食品の表示には、タイ語で文章を記載し、以下の事項を記載しなければならない；</p> <p>(1) 食品名（もしあれば）；</p> <p>(2) 食品製造番号</p> <p>(3) 製造業者、包装業者、輸入業者又は本社の名称及び所在地；</p> <p>(3.1) 国産食品は、製造業者もしくは包装業者の名称および住所、または製造業者もしくは包装業者の本社の名称および住所を表示し、以下の文章を併記しなければならない；</p> <p>(3.1.1) 製造業者にあつては、「製造業者」又は「製造者」の文字；</p> <p>(3.1.2) 包装業者の場合は、「包装業者」又は「包装業者」の文字；</p> <p>(3.1.3) 製造業者又は包装業者の場合、「本社」の文字は、本社の名称及び住所を表示する。</p> <p>(3.2) 外国から輸入された食品は、「輸入者」又は「輸入者」の文字を併記することにより、輸入者の氏名及び住所を表示するとともに、製造者の氏名及び国名を表示しなければならない。</p> <p>(4) メートル法による食品の内容量</p> <p>(4.1) 固形食品については、正味重量；</p> <p>(4.2) 液体食品については、正味量；</p> <p>(4.3) 半固形またはその他の外観の食品については、正味重量または正味量。</p> <p>なお、告示により水切り重量が定められている場合は、水切り重量を表示する。</p> <p>(5) 主な原材料の重量の降順による割合。</p> <p>(5.1) 当該食品の表示の総面積が 35cm² 未満である場合。ただし、当該食品の容器に主原料の文字を表示しなければならない；</p> <p>(5.2) 当該食品は、食品添加物または風味を除く原材料が混合物として 1 種類のみである；</p> <p>(5.3) 飲用前に希釈または溶解しなければならない乾燥食品、粉末食品または濃縮食品は、表示に明記された食べ方に従って、主成分を平均重量百分率で表示するか、希釈または溶解した場合、またはその両方を表示することができる。</p> <p>(6) 食品の材料として使用される場合は「食物アレルギーの情報：.....を含む」と記載する。工程で汚染される可能性がある場合は「食物アレルギーに関する情報：.....を含むことがある」とする。（アレルゲンまたは過敏性物質の種類を空白で指定する）食物アレルギーに関する情報のテキストが該当しない場合は、枠内に「.....を含む」または「.....を含むことがある」と表示されることがある</p> <p>文字の色は枠の背景色と対比させ、色枠は表示の背景色と対比させる。</p> <p>また、文字の大きさは、第 14 条 (3) に従うものとし、表示されている成分の下に成分について表示されている文字より小さくしてはならない。</p> <p>1 段落目の食物のうち、アレルゲン又は過敏性物質であるものの種類及び種類は、次のとおりである。</p> <p>(6.1) グルテンを含む穀類、すなわち、小麦、ライ麦、大麦、エンバク、スペルト又はこれらの交雑種及びその製品；以下を除く</p> <p>(a) ブドウ糖を含む小麦ベースのグルコースシロップ；</p>

条項	具体的な規則
	<p>(b) 小麦ベースのマルトデキストリン；</p> <p>(c) 大麦ベースのグルコースシロップ；</p> <p>(d) 穀物から蒸留したアルコール；</p> <p>(6.2) 甲殻類：カニ、エビ、シャコ、ロブスターおよびそれらの製品</p> <p>(6.3) 卵および卵製品</p> <p>(6.4) 魚および魚製品；ビタミンまたはカロテノイド製剤の担体として使用される魚ゼラチンを除く；</p> <p>(6.5) 落花生及びその製品</p> <p>(6.6) 大豆及びその製品；以下を除く</p> <p>(a) 完全に精製された大豆油および大豆脂肪</p> <p>(b) 大豆由来の天然混合トコフェロール(INS06)、天然 D-α-トコフェロール、天然 DL-α-トコフェロール、天然 D-α-トコフェロール酢酸エステル、天然 DL-α-トコフェロール酢酸エステル、天然 D-α-トコフェロールコハク酸エステル</p> <p>(c) 大豆由来の植物油由来の植物ステロールおよび植物ステロールエステル</p> <p>(d) 大豆由来の植物油ステロールから製造される植物スタノールエステル</p> <p>(6.7) 乳糖を含む乳および乳製品；乳および乳製品由来のラクチトールを除く。</p> <p>(6.8) 木の実およびその製品、すなわちアーモンド、クルミ、ピーカンなど；</p> <p>(6.9) 10 mg/kg 以上の亜硫酸塩。</p> <p>(6)の文章により、アレルギーまたは過敏性物質を主成分として含み、その名称がアレルギーまたは過敏性物質であることが明確に表示されている食品（生牛乳、焼きピーナッツなど）は除外される。</p> <p>(7) 食品添加物の機能性分類の名称を、特定名称と共に、または国際的な番号体系に従って表示すること：食品添加物の INS。食品添加物が、当該添加物が使用された原材料又はその他の成分の使用により、当該食品において技術的機能を果たすのに十分な量で持ち越される場合、場合に応じて以下の文章を宣言しなければならない；</p> <p>(7.1) "天然着色料"又は"合成着色料"は、特定名称又は国際番号体系に従う；(7.1)「天然着色料」又は「合成着色料」は、特定名称又は国際食品添加物番号表示制度(INS)に従う；</p> <p>(7.2)調味料及び甘味料については、機能分類の後に特定名称を付す。</p> <p>保存料、風味調味料、甘味料、着色料以外の食品添加物については、食品添加物の機能区分の名称の代わりに「食品添加物」の文言を、特定名称又は国際番号表示とともに表示することができる；食品添加物の INS</p> <p>(8)「天然模造臭添加」、「人工香味添加」、「天然香味添加」又は「天然模造香味添加」を使用する場合は、その旨を表示すること。</p> <p>(9) 賞味期限が 90 日以内の場合は年月日を、90 日を超える場合は月日を、「賞味期限」または「消費期限」とともに表示する。</p> <p>なお、「製造」、「消費期限」については、告示により表示することができる。</p> <p>日付、月及び年又は月及び年の表示は、それぞれ日付、月及び年又は月及び年とするが、月の表示は数字でも文字でもよい。ただし、月については、数字または文字で表示することができる。表示の順序を追わない場合は、次の事項とともに、表示方法について消費者にわかりやすい文章または文字で表示しなければならない；</p> <p>(10) 警告文（ある場合）；</p> <p>(11) 保管上の注意（ある場合）；</p> <p>(12) 調理に関する説明（ある場合）；</p>

条項	具体的な規則
	<p>(13) 乳児、新生児又は特定の個人への使用を意図した食品の使用説明及び必須文章 (14) 附属書に規定される追加文章 (15) 特定の通知で指定された特定の文章。</p> <p>消費者に直接販売されない食品、再包装業者、食品調製業者、または販売業者が表示する場合は、少なくとも第4条(1)(2)(3)(4)(9)に記載された事項を記載しなければならず、表示の文章はタイ語ではなく英語で作成してもよい。但し、(4)項に規定される全ての記載事項は、食品表示に記載される「食品加工用原材料のみ」の文言又はこれと同義の文言と共に、販売文書に常に完全、明瞭かつ判読可能に表示されなければならない。食品製造業者又は輸入業者が、当該食品を自己の食品に使用するか、又は第4項(5)に規定する情報を提供することに同意して食品製造業者に直接販売する場合、第4項(5)に規定する食品成分の割合の表示は、食品表示及び販売文書の両方に記載することを除くものとする。</p> <p>食品の製造業者、輸入業者、販売業者は、表示に記載された賞味期限または消費期限を過ぎた食品を販売してはならない。</p>
第5条	<p>輸出用に製造された食品の表示には、どのような言語を使用してもよいが、少なくとも以下の事項を表示しなければならない：</p> <p>(1) 製造国 (2) 食品製造番号または製造事業所番号または製造事業所名および住所のいずれか一方</p>
第6条	<p>以下の食品表示は、使用前に食品医薬品局に届け、承認を受けなければならない；</p> <p>(1) 指定管理食品； (2) その他の大臣指定食品</p>
第7条	<p>食品シリアル番号の表示については、FDAの通達に従うものとする。</p>
第8条	<p>食品の表示は、食品包装の容器または包装の目立つ位置に貼付、タグ付け、または提示するものとし、表示と容器または包装の大きさは比例するものとする。</p>
第9条	<p>食品の表示は、直接的または間接的に、食品および他の製品を示唆する言葉、写真、絵、考案されたデザイン、マーク、商標で誤解を与えてはならない。</p>
第10条	<p>言語、文章、絵、図案、考案されたデザイン、マーク、ブランドまたは商標、登録商標の表示は、以下の方法で表示されなければならない：</p> <p>(1) 虚偽または欺瞞的な表示で、だまされやすい、または重要な特徴を誤解させるようなものでないこと； (2) 食品の名称、食品の組成、食品の割合、食品の量又は性質について、虚偽又は欺瞞的な表示をしてはならない； (3) 実際にはそのような成分が含まれていないにもかかわらず、食品にそのような成分が含まれていると誤解させるような表現、名称、絵、図案、考案されたデザイン、マーク、商標を使用してはならない。 (4) 同音異義語、同訓異字で、自慢、虚偽、誇張、だまされやすさを表現してはならない； (5) タイの文化やモラルに反するもの、タイ語の品位を損うものであってはならない。 (6) 性別、言語、暴力に関する社会、文化、モラル、伝統、行動に対し、直接的、間接的に対立、不調和、悪影響を促進、または引き起こさないこと。</p>
第11条	<p>食品に含まれる物質またはその他の組成物の強調表示のために提示される表示は、以下のとおりとする：</p>

条項	具体的な規則
	<p>(1)特定の通知を有する食品に適用されない、またはそのような食品の性質上、そのような特定の物質の使用が許可されていない、または製造工程でそのような物質が発生しないこと；</p> <p>(2) 公衆衛生省の通知に関する禁止物質でないこと；</p> <p>(3) 製品を誤認させるものでないこと。</p> <p>ただし、第 1 項の文言は、保健省告示に規定された物質やその他の組成物の主張を強制するものではない。</p>
第 12 条	<p>商標の表示には、ブランドまたは商標とともに、「ブランド」または「商標」もしくは「登録商標」を目立つように、かつ容易に読み取れるように明記するものとし、文字の大きさおよび表示の大きさは適切なものとし、第 10 条に従うものとする。</p>
第 13 条	<p>第 4 条(1)における食品の表示名称は、第 10 条に従うものとし、以下のいずれかの名称を使用することができる：</p> <p>(1)食品の特定名称、一般名称または通常名称；</p> <p>(2)食品の種類を表す名称；</p> <p>(3)商品名、食品の種類や種類を表す名称は、商品名と同じ行に記載する。</p> <p>(3)商品名、食品の種類または品種を表す名称の使用は、商品名と同じ行に記載し、文字の大きさは商品名と異なってもよいが、読みやすいものでなければならない。</p> <p>使用される食品の名称が、原産地を含む当該食品の特定の特性に関して消費者を誤認させる可能性がある場合は、包装媒体もしくは製造方法、または食品もしくは動植物の部位もしくは食品の原産地の真の性質および物理的状态を含む食品の名称と併せて表示しなければならない。</p>
第 14 条	<p>表示に記載する文字は、目立たせ、読みやすくし、文字の大きさと表示のスペースは比例させ、次のとおりとする：</p> <p>(1) 第 4 項(1)の文字の表示 文字の高さは 2mm 以上とし、表示の面積に比例して見やすく、販売時に主要部に表示され、水平に連続した文字でなければならない；</p> <p>(2) 第 4 項(2)の文字の表示、文字の高さは食品薬品監督管理局の規定による；</p> <p>(3) 第 4 項(4)(5)(6)および(9)の文字の高さは、場合により次のとおりとする、</p> <p>(3.1)表示のスペースが 100cm² 以下の場合は 1mm 以下。ただし、表示のスペースの合計が 35cm² 以下の場合は、包装に組成を表示することができる；</p> <p>(3.2) 表示のスペースが 100 cm² を超える場合は、1.5 mm 以上とする。</p> <p>(4) 栄養素、WHO と比較した栄養価、栄養表示、GDA 表示、栄養強調表示、販売促進における食品価値の活用、販売促進における消費者グループの定義に関する文章で、特に厚生省告示で定められているものについては、文字の高さが 1mm 以上であること。</p> <p>(5) 第 4 項(1)(4)及び(9)の文章は、目立つ位置に表示しなければならない。</p> <p>第 4 項(9)の文字が下部等に表示されている場合は、「賞味期限」又は「消費期限」の文字が表示されている箇所を明記し、日・月・年及び月・年、賞味期限又は消費期限の文字が表示されているか否かを明記しなければならない。</p>
第 15 条	<p>表示の背景の色と文字の色は、以下の文字を除き、文字の大きさ、色の位置およびスタイルが場合に応じて以下のようになるように、読みやすくなるようにコントラストをつけること：</p> <p>(1) 食品シリアル番号は、食品医薬品局（FDA）の定めるところに従う。</p> <p>(2) 第 4 条(14)および(15)の文字の表示。</p>

1.7.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、以下の通知が提供されている。強調表示については「Announcement of the Food and Drug Administration Re: Declaration of Nutrient Function Claim」があるが、2023年9月時点では、通知のステータスが「Cancel」となっているため、注意が必要である。

通知 No.219 は、通知 No. 182 の 1.3 の表現を廃止することを定めたもの。

通知 No.392 は、通知 No. 182 の 6 歳以上のタイ人に推奨される栄養素リスト No.28 の廃止と、ナトリウムのタイの RDI を 2,000mg に置き換えることを定めたもの。

- ✓ Notification of the Ministry of Public Health (No. 182) B.E. 2541 (1998) Re: Nutrition Labelling (栄養成分の表示)
- ✓ Notification of the Ministry of Public Health (No. 219) B.E. 2544 (2001) Re: Nutrition Labelling (No. 2) (栄養成分の表示 No. 2)
- ✓ Notification of Ministry of Public Health (No. 392) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re: Nutrition Labelling (No. 3) (栄養成分の表示 No. 3)
- ✓ Notification of Ministry of Public Health (No. 394) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re. Food products Required to bear Nutrition Labelling and Guideline Daily Amounts, (栄養成分表示と一日摂取目安量の表示が求められる食品)
- ✓ The Notification of the Ministry of Public Health (No.373) B.E. 2559 (2016) Re : The Display of Nutrition Symbol on Food Label (食品表示への栄養成分のシンボルの提示)
- ✓ Announcement of the Food and Drug Administration Re: Declaration of Nutrient Function Claim (栄養機能強調表示の開示)

(1) Notification of the Ministry of Public Health (No. 182) B.E. 2541 (1998) Re: Nutrition Labelling (栄養成分の表示)

条項	具体的な規則
第1条	以下のカテゴリーの食品は、栄養表示が義務付けられている。 1.1 栄養強調表示がある食品。 1.2 販売促進において食品価値を利用する食品。 1.3 販売促進において消費者グループを定義する食品 1.4 その他食品医薬品安全処が通知する食品で、食品委員会が承認したもの。
第3条	第1条に規定される食品表示は、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods 及び、この通知に従って栄養表示を行わなければならない。
第4条	栄養表示はタイ語で行わなければならないが、外国語を含めることもでき、本通達に添付されている以下の付録の基準および条件に準拠しなければならない： 4.1 付録 No.1：栄養表示のフォーマットおよび表示条件。

条項	具体的な規則
	<p>4.2 付録 No.2 : 1 食あたりの量を 1 容器あたりの 1 消費単位あたりの量に規定する方法。</p> <p>4.3 付録 No.3 : タイの 6 歳以上の 1 日あたりの推奨摂取量</p> <p>4.4 付録 No.4 : 食品表示における栄養強調表示の基準</p> <p>※付録は英訳がなく、タイ語のみ。付録の内容は農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」で提供されている。</p>
第 5 条	<p>本通知は、以下のものには適用されない：</p> <p>5.1 乳児用調製粉乳および乳幼児用調製フォローアップミルク、乳幼児用食品および乳幼児用フォローアップ食品、乳幼児用補助食品、およびその他の食品で、表示される栄養素のみに関して保健省の通知で規定されているもの。</p> <p>5.2 消費者に直接販売されない食品、または国内で販売するために生産または輸入されない食品。</p> <p>5.3 一括販売を目的としたバルクバッチから部分的に包装された食品。</p>

(2) Notification of Ministry of Public Health (No. 394) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re. Food products Required to bear Nutrition Labelling and Guideline Daily Amounts, (栄養成分表示と一日摂取目安量の表示が求められる食品)

条項	具体的な規則
第 3 条	<p>栄養表示および 1 日当たりの摂取目安量 (GDA) の表示が義務付けられている食品は以下の通り：</p> <p>(1) 以下のスナック菓子：</p> <p>(1.1) 揚げたまたは焼いたポテトチップス；</p> <p>(1.2) 揚げたまたは焼いたコーン；</p> <p>(1.3) 米菓または押し出しスナック菓子</p> <p>(1.4) ローストまたは塩味のローストまたは風味付けされた豆類/ナッツ/種子</p> <p>(1.5) 揚げたまたは焼いた、または風味を付けた海藻類</p> <p>(1.6) 肉類をベースとしたフライまたはベークドスナック、フレーバースナック</p> <p>(1.7) (1.1) に掲げるスナック菓子を 2 種類以上含むミックススナック菓子</p> <p>(2) チョコレートおよびチョコレート風味製品</p> <p>(3) ベーカリー製品</p> <p>(3.1) クラッカーまたはビスケット</p> <p>(3.2) 充填されたウエハース</p> <p>(3.3) クッキー</p> <p>(3.4) ケーキ</p> <p>(3.5) パイおよびペストリー (詰め物あり、詰め物なしの両方を含む)</p> <p>(4) 以下のような半加工食品</p> <p>(4.1) 麺類 (米麺、小麦麺、米春雨、緑豆春雨の一種)</p> <p>(4.2) ゆで米、おかゆ</p> <p>(5) チルド食品および冷凍食品</p> <p>(6) 飲料</p>

条項	具体的な規則
	<p>(6.1) 果物、食用植物又は野菜を原料とし、炭酸ガス又は酸素ガスが溶解しているか否かを問わず、これを含有する飲料で、乾燥ハーブティー飲料を除く；</p> <p>(6.2)炭酸ガス又は酸素ガスが溶解するか否かを問わず、果実、食用植物又は野菜以外のその他の成分を原料として製造され、又は含有する飲料；</p> <p>(6.3) (6.1)または(6.2)に準ずる飲料で、乾燥形態のもの</p> <p>(7) 液状又は乾燥状の飲料茶</p> <p>(8) 液状または乾燥状の飲料用コーヒー</p> <p>(9) フレーバーミルク</p> <p>(10) 発酵乳</p> <p>(11) その他の乳製品</p> <p>(12) 大豆飲料</p> <p>(13) そのまま食べられるアイスクリーム</p> <p>(6)(7)(8)(12)に該当する食品で、リターナブル瓶に入ったもの及び</p> <p>(6)(9)(10)(11)(12)に該当する液状食品で、パック前面の面積が 65 平方センチメートル未満であり、栄養成分表示パネル及び GDAs 表示を表示するのに不十分な場合は、携帯電話を利用した栄養探偵モバイルアプリケーションを適用し、販売場所に表示することができる。ただし、本通達に従うことで、個々のパックに栄養成分表示パネルと GDAs 表示を表示することができる。</p>
第 4 条	<p>第 3 条の食品の表示は、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods 及び本通知に準拠しなければならない。</p>
第 5 条	<p>第 3 条の食品の表示は、以下のとおりとする、</p> <p>(1) 栄養表示は、以下のいずれかを表示するものとする：</p> <p>(1.1) 通知 No.182： または</p> <p>(1.2) 通知 No.182 の付録 No.1 第 2 項に準拠した簡易栄養成分表： 総エネルギー、総脂肪、総タンパク質、総炭水化物、糖質、ナトリウムを表示する。また、1 食あたり 2 ミリグラムを超えるコレステロールを含む食品は、パネルにコレステロール含有量を表示しなければならない。</p> <p>栄養強調表示を行う場合、販売促進のために価値を利用する場合、または販売促進において消費者グループを特定する場合は、通知 No.182 の付録 No.1 の第 1.1 項に準拠した完全な形式の栄養事実を表示しなければならない；</p> <p>(2) エネルギー値とともに、糖質、脂質、ナトリウムの含有量（1 日摂取目安量、GDA）を表示する；</p> <p>(3)第 3 条の (1)～(3)の食品については、「健康のために少量摂取し、運動すること」と見やすい太字で表示すること。文字の色は背景の色と対照的で、枠の色はラベルの色と対照的であること。</p> <p>また、第 3 条に該当する食品は、個包装の前面積が 65cm² 未満であり、栄養成分表示パネルおよび GDAs 表示を表示するには不十分であるため、卸売包装に栄養成分表示パネルおよび GDAs 表示を表示することができる。エネルギー値や栄養成分含有量は個々の単位に基づいて計算される。ただし、本通知に定める規定に従うことで、栄養成分表示パネルおよび GDAs 表示を各個包装に表示することができる。</p>
第 6 条	<p>第 3 条に基づく食品以外の食品の生産者または輸入者が栄養パネルおよび GDAs 表示を表示する場合、表示の基準および形式は本通達に従うものとする。</p>

条項	具体的な規則
第7条	第3条(1)(1.4)(1.6)(1.7)および第3条(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)に基づく食品の表示で、本通達に準拠していないものは、引き続き市場で販売することができるが、本通知の発効日から2年以内とする。
第8条	本通知の発効日前にGDAの表示がなされた第3条の食品で、ナトリウム含有量が本通知の添付文書で定められた1日当たりの推奨摂取量に適合していない場合、当該食品は引き続き販売することができるが、本通知の発効日から2年を超えないものとする。
第9条	本通知に準拠していない第6条による食品の表示は、本通達の発効日から2年以内であれば、引き続き販売することができる。
第10条	本通知は、以下の食品には適用されない： (1) 消費者に直接販売される第3条の食品。 (2) 第3条の食品であって他の通知において栄養表示の特例が定められているもの。

(3) The Notification of the Ministry of Public Health (No.373) B.E. 2559 (2016) Re : The Display of Nutrition Symbol on Food Label (食品表示への栄養成分のシンボルの提示)

条項	具体的な規則
第1条	本通知における「栄養シンボル」とは、消費者がバランスの取れた栄養を摂取するための意思決定を支援するための代替手段を提供するシンボルを意味する。
第2条	食品表示に栄養シンボルを表示しようとする食品製造業者および販売用輸入業者、または食品流通業者に対して、当該表示が添付された食品は、まずマヒドン大学栄養研究所傘下の栄養促進財団、または国家食品委員会傘下の「生活の質の向上のための食品と栄養の連携構築における戦略動員委員会」によって認可されたその他の関連機関による検査および認証を受けなければならない。検査・認証後、栄養シンボルを食品ラベルに表示することができる。
第3条	食品表示に表示される栄養シンボルは、良質な食品と栄養の間のつながりの構築における戦略動員委員会の承認の下、簡易栄養記号の開発および使用促進小委員会が設定した形式に準拠すること。
第4条	栄養マーク表示認証の詳細な閲覧に使用される栄養基準または栄養価は、簡易栄養マーク開発・使用促進小委員会が定めた技術的要件に準拠し、戦略動員委員会の承認を受けなければならない。国家食糧委員会の下で、良好な生活の質を実現するための食品と栄養のつながりを構築する。
第5条	この通知に基づく食品ラベルの栄養成分表示は、包装済み食品の表示に関する公衆衛生省の通知、特定の食品に関する公衆衛生省の通知、および公衆衛生省の通知 No. 182 にも準拠するものとする。

1.7.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物については、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods の第4条(7)で規定されている。

1.7.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品については、公衆衛生省の通知 NO. 432B.E. 2565 (2022) ISSUED UNDER THE FOOD ACT, B.E. 2522 (1979) RE: LABELING OF FOOD DERIVED FROM GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS（遺伝子組み換え作物由来の食品の表示）で規定されている。

条項	具体的な規則
第 2 条	<p>本通知において</p> <p>「遺伝子組み換え生物に由来する食品」とは、以下を意味する：</p> <p>(1) 現代のバイオテクノロジーの応用により、遺伝物質が編集、改変、修正され、または新たな遺伝物質と組み替えられた植物、動物、または微生物であって、食品として消費されるもの；</p> <p>(2) (1)を食品原料として使用し、または(1)から生産される食品；</p> <p>(3) (1)から、または(1)とともに生産され、食品成分、食品添加物、栄養素として使用される製品；</p> <p>「小規模生産者」とは、食品を生産し、消費者に直接販売し、消費者に直接情報を提供できる生産者をいう。</p>
第 3 条	<p>遺伝子組換え生物由来食品は、その旨を表示しなければならない。</p>
第 4 条	<p>遺伝子組換え生物由来食品の表示は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 当該食品に関する公衆衛生省の通知に従うこと。</p> <p>(2) 包装済み食品の表示に関する厚生省告示に従うこと。また、遺伝子組換え生物に由来する食品については、場合により、以下の追加記載を表示しなければならない。</p> <p>(2.1) 遺伝子組換え植物原料を 5%以上含む食品で、各原料を個別に考慮し、遺伝子組換えによる遺伝物質またはタンパク質が検出された場合、</p> <p>(a) 1 つの原材料のみを含む食品の名称に、「遺伝子組換え」の文字を表示しなければならない。</p> <p>(b) (2.1)1 項の遺伝子組換え植物に由来する成分に関連して、「遺伝子組換え」の文言を、場合により、当該成分の名称の末尾または名称の下に表示すること。</p> <p>(c) 遺伝子組換え植物から生産された製品については、「遺伝子組換え[植物名]から生産された[食品・製品名]」と表示すること。</p> <p>(2.2) 遺伝子組換え動物原料が 5%以上含まれる食品で、各原料を個別に検討し、遺伝子組換えに起因する遺伝物質またはタンパク質が検出された場合、</p> <p>(a) 「遺伝子組換え」という文言を、1 つの原材料のみを含む食品の名称とともに表示しなければならない。</p> <p>(b) (2.2)1 項の遺伝子組換え動物に由来する原材料に関連して、「遺伝子組換え」の文言を、場合により、当該原材料の名称の末尾又は名称の下に表示すること。</p> <p>(c) 遺伝子組換え動物から生産された製品については、「遺伝子組換え[動物の名称]から生産された[食品・製品の名称]」という文章を表示しなければならない。</p> <p>(2.1)の遺伝子組換え植物及び(2.2)の遺伝子組換え動物のうち、食品原料として使用される割合が 5%未満のものについては、本通知に基づく表示とする。(2.3) 遺伝子組換え微生物の場合は、</p> <p>(a) 「遺伝子組換え」という文言を、1 つの原材料のみを含む食品の名称とともに表示すること。</p>

条項	具体的な規則
	<p>(b)「遺伝子組換え」の文言は、場合により、当該食品に使用される遺伝子組換え微生物に由来する成分の名称の末尾又はその下に表示することにより、当該成分と関連付けて表示すること。</p> <p>(c)遺伝子組換え微生物に由来する製品については、「遺伝子組換え[微生物名]から生産された[食品・製品名]」と表示すること。</p> <p>(2.1)、(2.2)、(2.3)の文章は、太字ではっきりと読めるように表示すること。フォントの色は、ラベルの背景色と対照的であること。文字の大きさは、ラベルの面積に比例すること。この点に関して、背景が黄色、文字色が黒の三角形のシンボルマークに「GMO」の文字、またはアプリケーションやウェブサイトを通じて消費者に追加情報を提供する文言を表示することもできる。</p>
第5条	消費における文章、禁止事項、予防的記述、その他類似の記述は、食品のバイオセーフティ評価の結果からの勧告に従って表示されなければならない。
第6条	「遺伝子組換え食品を含まない」「非遺伝子組換え食品」「遺伝子組換え食品成分を含まない」「遺伝子組換え成分が選別または排除されている」、その他これらに類する文言又は記号は、全ての食品の種類を表示に関して消費者が誤解することを防止するため、全ての食品の種類を表示に使用することを禁止する。
第7条	本通知の発効日前に製造または輸入が承認された遺伝子組換え生物由来食品の表示は、引き続き流通させることができるが、本通知の発効日から2年を超えてはならない。
第8条	<p>本通知は、以下には適用されない：</p> <p>(1)トレーサビリティシステムにより、生産工程で遺伝子組換え食品が原材料として使用されていないことを示す証拠を有する生産者または輸入者；</p> <p>(2) 食品を生産し、消費者に直接販売する小規模生産者；</p> <p>(3) 食品を調理し、消費者に直接販売する者；</p> <p>(4) 遺伝子組換え生物に由来する食品であって、遺伝子組換えに起因する遺伝物質が残存しておらず、かつ、最終製品中に遺伝子組換えに起因するタンパク質が残存していないもの；</p> <p>(5) 加工助剤として使用される遺伝子組換え由来のタンパク質。</p>

1.7.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、公衆衛生省の通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods の第4条(6)で規定されている。

1.8 シンガポール

1.8.1 食品表示に関する規制の体系

シンガポールでは、食品に関する法規制として「SALES OF FOOD ACT」があり、この中の FOOD REGULATIONS 内で食品表示に関する規制が定められている。

FOOD REGULATIONS の Part III で食品表示全般（栄養成分表示等含む）について規定されており、Part IV で個別の食品ごとの規格基準と表示について規定されている。

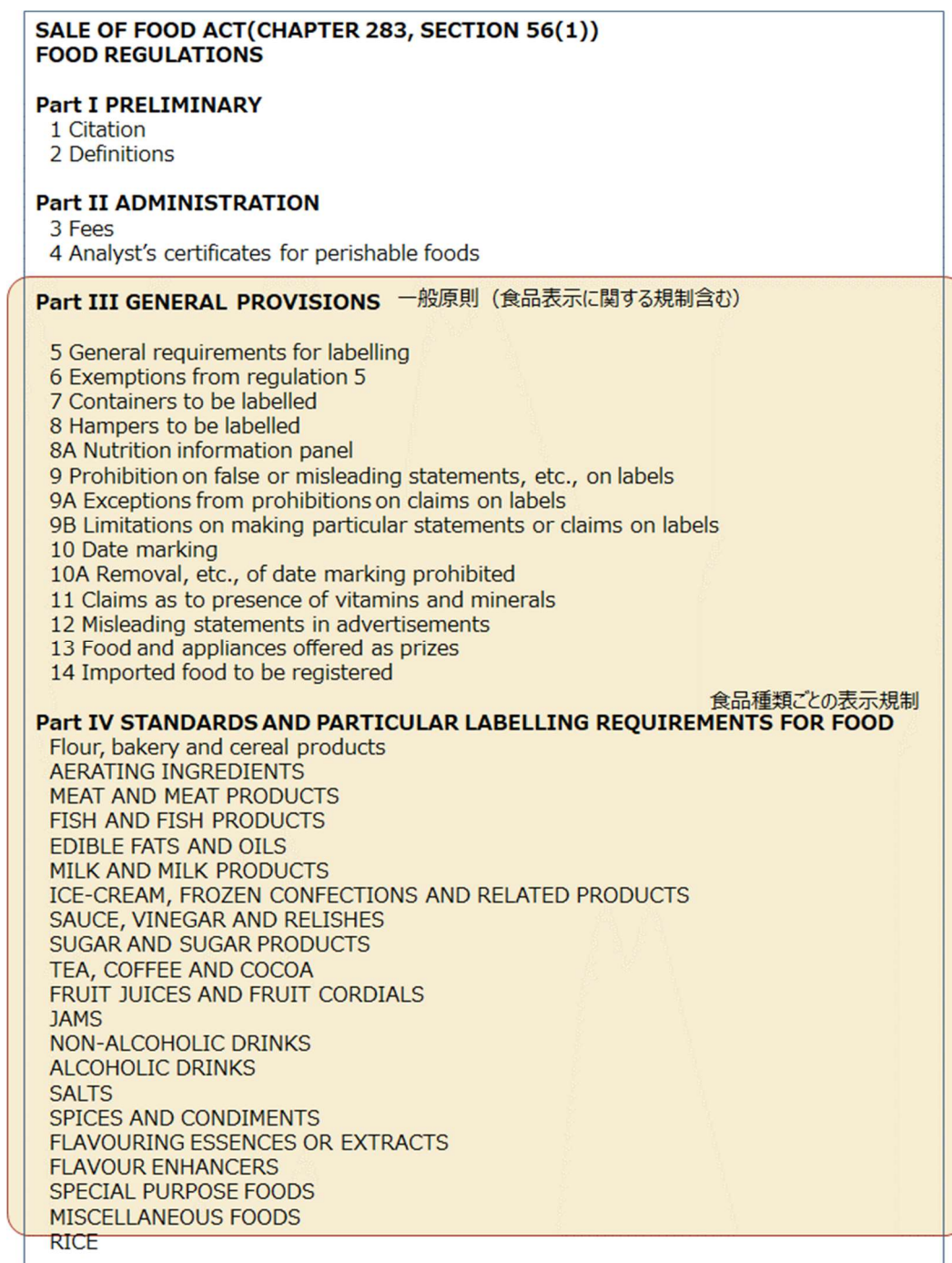


図 17 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」²⁴で提供されている。

シンガポールの法規制は英語版で入手可能であり、規制は Singapore Statutes Online のウェブサイト²⁵から入手できる。本報告書では、上記法規制の英語訳を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

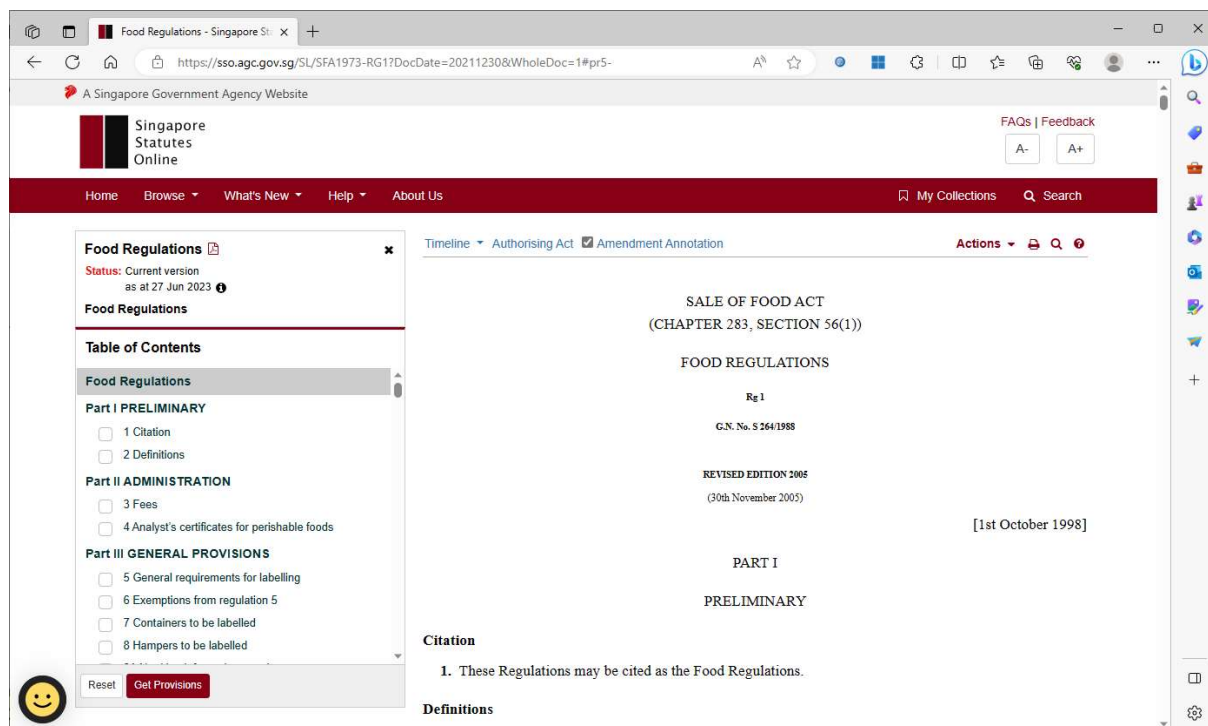


図 18 シンガポールの食品表示規制

1.8.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、FOOD REGULATIONS の Part III の以下の条項で規定されている。

- ✓ 5 General requirements for labelling (表示に関する一般的な要件)
- ✓ 6 Exemptions from regulation 5 (規制 5 の免除事項)
- ✓ 7 Containers to be labelled (容器の表示)
- ✓ 8 Hampers to be labelled (食品かごの表示)
- ✓ 9 Prohibition on false or misleading statements, etc., on labels (表示の虚偽・誤解を招く記載等の禁止)
- ✓ 10 Date marking (日付表示)

²⁴ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

²⁵ Singapore Statutes Online, <https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&WholeDoc=1#P1I-> (2023年11月閲覧)

- ✓ 10A Removal, etc., of date marking prohibited (日付表示関する禁止事項)
- ✓ 12 Misleading statements in advertisements (広告における誤解を招く表現)

規則	具体的な規則
5	<p>5.-(1) 何人も、包装食品の包装に本規則で要求されるすべての特定事項を含むラベルが貼られていない場合、包装食品を輸入、広告、製造、販売、委託又は配送してはならない。</p> <p>(2) 包装済み食品の包装には、この規則に別段の定めがある場合を除き、法律及びこの規則が要求する英文の特定事項、記述、情報及び単語を含む表示を包装に示し又は目立つ位置に確実に取り付けなければならない。</p> <p>(3) (2) の特定事項、記述、情報及び語句は、ラベルの目立つ位置に表示され、かつ、明確に判読できるものでなければならない。</p> <p>(4) 第(3)項にいう特定事項には、以下を含むものとする。</p> <p>(a) 一般的名称又は食品の本質を示すのに十分な説明 (適切な一般的名称が入手できない場合)</p> <p>(b) 2 種以上の成分からなる食品の場合、各成分の適切な呼称。各成分の量または割合が指定されていない限り、成分はそれらが存在する重量割合の降順で指定されるものとする。</p> <p>本号の目的のために</p> <p>(i) 「適切な名称」とは、一般的な名称または説明ではなく、特定の名称または説明をいい、別表 1 に定める場合を除き、購入希望者に対して、それが適用される成分、構成要素または製品の真の性質を示すものでなければならない</p> <p>(ii) 食品が水を含むことを記載する必要はないこと</p> <p>(iii) 食品が 2 つ以上の成分からなる成分を含む場合、それらの成分の適切な名称を明記するものとし、その成分の適切な名称を明記する必要はないものとする</p> <p>(c) 合成着色料であるタートラジンを含む食品の場合、原材料の明細書に以下のいずれかの記載があること</p> <p>(i) tartrazine;</p> <p>(ii) colour (102);</p> <p>(iii) colour (FD Yellow #5) もしくは他の同様の用語</p> <p>(d) 包装又は容器内の食品の正味量を以下の方法で表すこと</p> <p>(i) 液体食品については、体積で表す</p> <p>(ii) 固形食品については、重量で表す</p> <p>(iii) 半固形又は粘性のある食品については、重量又は体積で表す。</p> <p>(iv) 液体媒体に充填された食品については、液体媒体と合わせた食品の正味重量および食品の水切り重量による</p> <p>本号の目的においては</p> <p>(i) 液体媒体とは、水、砂糖及び塩の水溶液、果物及び野菜の缶詰にのみ含まれる果汁及び野菜汁、又は酢をいい、単独で又は組み合わせて用いる；</p> <p>(ii) 重量測定の場合、測定の方法を説明するために「正味」又は「水切り重量」のような適切な語を用いなければならない。</p> <p>(iii) 光沢加工を施した冷凍食品の正味量の申告は、光沢加工を除いたものでなければならない。光沢加工とは、清浄な水を吹き付けるか、清浄な水に浸すことによって冷凍製品の表面に形成される氷の保護層を施すことである；</p> <p>(e) 国産食品の場合には、製造業者、包装業者又は現地業者の名称及び住所、輸入食品の場合には、現地輸入業者、販売業者又は代理店の名称及び住所並びに食品の原産国名。</p>

規則	具体的な規則
	<p>本号の目的のために</p> <p>(i) 電信または暗号による住所または郵便局における住所は、十分でない；</p> <p>(ii) ラベルに表示された名称は、別段の証明がない限り、食品の製造業者、包装業者、現地販売業者又は輸入業者の名称であると推定されること。複数の名称が表示されている場合、別段の立証がない限り、その名称は食品の製造業者、包装業者、現地販売業者または輸入業者のものであると推定されるものとする；</p> <p>(ea) 過敏症を引き起こすことが知られている以下の食品および成分：</p> <p>(i) グルテンを含む穀類、すなわち小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦またはそれらの雑種株とその製品</p> <p>(ii) 甲殻類および甲殻類製品</p> <p>(iii) 卵および卵製品</p> <p>(iv) 魚および魚製品</p> <p>(v) 落花生、大豆及びその製品</p> <p>(vi) 牛乳及び乳製品（乳糖を含む）</p> <p>(vii) 木の実および木の実製品、および</p> <p>(viii) 10mg/kg 以上の濃度の亜硫酸塩</p> <p>(f) アスパルテームを含有する食品の場合、次の文言又はこれと同趣旨の文言を記載すること：</p> <p>"フェニルケトン尿素"： フェニルケトン尿素：含有 フェニルアラニン"、及び、"フェニルケトン尿症：フェニルアラニンを含む。</p> <p>(g) 特定の食品の場合、本規則により記載することが要求されるその他の特定事項</p> <p>(5) (2)項のいかなる規定も、包装の内容物又は希望する特定事項の言語による追加記載を禁止するものではない。ただし、その追加記載が、ラベルに印刷するよう本規則により要求される記載に反しないか又はそれを変更するものではない。</p> <p>(6) (4)項(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる事項は、高さ 1.5mm 以上の印刷文字で記載しなければならない。</p> <p>(7) この規則の反対の規定にかかわらず、所定の大きさと印刷することが要求される文言は、販売用食品を含む包装が所定の大きさの文言を使用することができないほど小さい場合には、明らかに読み取れる大きさに縮小して印刷することができる。</p>
6	<p>6.-(1) 規則 5 は、以下には適用されない。</p> <p>(a) 購入者の立会いのもとで計量、計数または測定された食品。</p> <p>(b) 小売業者の敷地内で緩く包装されている食品。</p> <p>(2) 規則第 5 条は、第 4 項(c)、(d)及び(e)を除き、小売業者の敷地内で緩く包装されているパンには適用されないものとする。</p> <p>(3) 規則 5(4)(b)は、酒には適用されない。</p> <p>(4) 規則 5(4)(b)は、以下のような包装済み乳児用調製粉乳（規則 252(1)の意味）には適用しない。</p> <p>(a) 乳児用調製粉乳について本規則で許可されていない成分若しくは食品添加物又は成分若しくは食品添加物の割合を含んでいない。</p> <p>(b) 以下を含む表示が貼られている。</p> <p>(i) 当該乳児用調製粉乳に含まれるすべての成分の特定名称もしくは説明または一般名称もしくは説明（別表 1 に規定されているか否かを問わない）；および</p> <p>(ii) その他規則 5(4)(b)に適合する成分に関する詳細。</p>

規則	具体的な規則
7	7. 食品の物品が、規則 5 で要求される表示を付けることができる包装以外で販売される場合、その物品を販売する者は、販売直前に物品が保管されているすべての容器に、購入者がはっきりと見えるように、規則 5 (4) (a)、(b)、(d) 及び (e) で指定される明細を含む声明又は表示を目立つように取り付けておくものとする。
8	8. 何人も、包装又は容器の一部を構成する包装済み食品の品目、又は単品として販売するために包装又は容器に詰められた品目を、包装又は容器の包装者の名称及び事業所住所を英語で記した表示に示しているか、包装又は容器にしっかりと取り付けられていなければ、販売していない。
9	<p>9.-(1) 食品に表示される、または食品に添付される、または食品と共に供給または表示される、文書、絵、その他の記述的なものは、声明、単語、ブランド、絵、またはマークの形式を問わず、食品またはその成分の性質、安定性、量、強度、純度、組成、重量、起源、年齢、効果、割合を示すと主張または提案する、嘘、誤解、詐欺的である、または食品の価値、メリット、安全性に関する誤った印象を与える可能性があるものを含んでいてはならない。</p> <p>(2) 規則 9A または 9B で許可されていない限り、表示は、食品に関連して以下を暗示する主張または示唆を含んではならない。</p> <p>(a) 食品が治療的または予防的な作用を有すること；</p> <p>(b) 食品は、人体に影響を及ぼすあらゆる疾病または状態を予防、緩和または治癒する。</p> <p>(c) 食品を摂取することにより、健康または身体状態の改善が達成される可能性があること。</p> <p>(3) 表示には、何人からの医学的な性質の助言と解釈されるような主張または示唆を含んではならない。</p>
10	<p>10.-(1) 別表 2 に規定する包装済み食品は、(2)若しくは(5)に規定する方法又は事務局長が承認する他の方法で、表示又は包装の他の部分に日付マークを付し又はエンボス若しくは刻印するものとする。</p> <p>(2) (5)項に従い、包装食品に関する有効期限は、次のいずれかの方法で表示しなければならない。</p> <p>(a) USE BY (ここに日、月及び年を挿入)</p> <p>(b) SELL BY (ここに日、月及び年を挿入)</p> <p>(c) EXPIRY DATE (ここに日、月、年を挿入)</p> <p>(d) BEST BEFORE (ここに日、月、年を挿入)</p> <p>(3) この規則が適用される包装食品の日付表示の有効性はその保存に依存する場合、その食品の保存方法もその表示又は包装に記載しなければならない。</p> <p>(4) 日付マークは明瞭に表示し、文字の大きさは高さ 3mm 以上とすること。</p> <p>(5) 別表 2 の項目 8 に規定する包装食品が農産物である場合、その日付表示は、次の方法で包装の日を記載すれば十分であるものとする：</p> <p>PACKING DATE (ここに日、月及び年を挿入する)</p> <p>PACKED ON (ここに日、月及び年を挿入する)</p> <p>PKD (ここに日、月、年を挿入する)</p> <p>または、事務局長が承認するその他の類似の方法で行う。</p> <p>(6) (5)の目的のために、生生産物は、以下を含むものとする。</p> <p>(a) 生の肉</p> <p>(b) 生のひき肉又はみじん切り肉</p>

規則	具体的な規則
	<p>(c) 生の臓器 (d) 生の魚 (e) 生の甲殻類 (f) 生の貝類</p> <p>ただし、コンビーフ、生ハム、漬け物、塩漬け肉、燻製肉、ハンバーグ肉などのハンバーガー肉、ソーセージ肉、魚の燻製、かまぼこなどの加工・製造食品は除くものとする。</p> <p>(7) (2)項及び(5)項の日付は、次の方法で表現する： (a) 月日は数字で表すものとし、数字が1桁の場合は、その前に0を付すものとする。 (b) 年の月は、単語で表現するものとし、月のアルファベットの最初の3文字を使用して省略することができる。ただし、日が最初に表示され、月および年が続く場合、月は数字で表現することができる。 (c) 年は、完全な数字で、または年の最後の2つの数字で表さなければならない。</p> <p>(8) 本規定に反する事項がある場合でも、次の事項を記載する必要はない。 (a) 別表2の項目1-8の日付マーク内の年 (b) 別表2の項目9-19の日付マーク内の日</p> <p>(9) 日付表示の全体を表示の一箇所に記載することが現実的でない場合、「USE BY DATE ON」、「SELL BY DATE ON」、「EXPIRY DATE ON」、「BEST BEFORE DATE ON」、「PACKING DATE ON」又は局長が承認するその旨の他の言葉が、いずれの場合も直ちに日付が記載されている包装上の場所を示す記述が続く場合には、日付を包装上の他の箇所に記載することができる。</p> <p>(10) この規則の目的上、「賞味期限」は「使用期限」と同じ意味を持つ。</p> <p>(11) 製品が量り売りで包装されている場合、製造日又は有効期限のいずれかを記載すれば足りるものとする。</p> <p>(12) 本規則は、規則60Aに基づき、と殺日の記載が要求されるドレス鳥には適用しない。</p>
10A	<p>10A. 何人も次のことをしてはならない。 (a) 包装食品上の日付マークを除去、消去、変更、不明瞭化、重ね合わせ又は何らかの方法で改ざんする。 (b) 期限切れの日付マークを持つ包装食品を輸入し、販売し、委託し又は引き渡す。 (c) パッケージ又は表示に指定された保存条件と矛盾する状態で保存された包装食品を輸入、販売、委託又は引き渡すこと。</p>
12	<p>12. 表示以外の食品の広告は、規制9Aまたは9Bで許可される範囲を除き、規制9で禁止されている声明、単語、ブランド、絵、またはマークを含んではならない。</p>

1.8.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、FOOD REGULATIONSのPart IIIの以下の条項で規定されている。

- ✓ 8A Nutrition information panel (栄養情報パネル)
- ✓ 9A Exceptions from prohibitions on claims on labels (強調表示の禁止の例外)
- ✓ 9B Limitations on making particular statements or claims on labels (表示で特定の声明・強調を行うことに対する制限)
- ✓ 11 Claims as to presence of vitamins and minerals (ビタミンやミネラルの存在に関する強調)

条項	具体的な規則
8A	<p>8A.-(1) いかなる表示も、別表 12 に定める様式又は事務局長が許容する他の類似の様式による栄養情報パネルも含まず、食品に関して栄養主張がなされるエネルギー値、タンパク質、炭水化物、脂肪の量及びその他の栄養素の量を明記した、いかなる栄養主張も含まないものとする。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、表示に塩分、ナトリウム、カリウム、またはそれらの2つまたはすべてに関する栄養強調表示を含み、その他の栄養強調表示を含まない場合、エネルギーまたはナトリウムおよびカリウム以外の栄養素に関する言及はパネルから省略することができる。</p> <p>(3) 本規定において、「栄養表示」とは、一般的か具体的かを問わず、また肯定的か否定的かを問わず、食品が栄養特性を有することを示唆または暗示する表示を意味し、以下に関する言及を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) エネルギー (b) 塩、ナトリウムまたはカリウム (c) アミノ酸、炭水化物、コレステロール、脂肪、脂肪酸、繊維、タンパク質、デンプンまたは糖類 (d) ビタミン又はミネラル、又は (e) その他の栄養成分 <p>(4) 第1項は、総表面積が100平方センチメートル未満の包装食品であって、表示に次のものが含まれるものには適用されないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 栄養に関する主張がなされる各栄養素の量に関する記述。 (b) 食品が砂糖を含まないという主張がある場合、又は食品のエネルギー値に関する主張がある場合、食品のエネルギー収量の記述。
9A	<p>9A.-(1) 別表 14 の第1列に記載された強調表示は、第2列の反対側に記載された対応する基準を満たすブリパック食品に対して行うことができる。</p> <p>(2) 規則 250A に基づき植物ステロール、植物ステロールエステル、フィトスタノール又はフィトスタノールエステルの添加が承認された包装食品の場合、表示において以下の主張を行うことができる：</p> <p>「植物ステロール/スタノールは、血中コレステロールを低下/減少させることが示されている。高血中コレステロールは、冠状動脈性心臓病の発症の危険因子である。</p> <p>(3) 大麦β-グルカン又はオート麦β-グルカンを添加した包装食品のうち、(4)の基準を満たすものについては、表示において以下の主張をすることができる：</p> <p>"大麦β-グルカン/オート麦β-グルカンは、血中コレステロールを低下/減少させることが示されている。高血中コレステロールは、冠状動脈性心臓病の発症の危険因子である。"</p> <p>(4) (3)項に記載された基準は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 食品に含まれるコレステロール、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸が、次のレベル以内であること： <ul style="list-style-type: none"> (i) 固形食品の場合 <ul style="list-style-type: none"> (A) 100gあたり20mg以下のコレステロール (B) 100gあたり1.5g以下の飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸、及び (C) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸からのカロリーがキロカロリーの10%以下であること (ii) 液状食品の場合 <ul style="list-style-type: none"> (A) 100mlあたり10mg以下のコレステロール

条項	具体的な規則
	<p>(B) 100ml あたり 0.75g 以下の飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸、及び (C) 飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸からのカロリーがキロカロリーの 10%以下であること</p> <p>(b) 当該食品の表示には、以下を記載しなければならない。</p> <p>(i) 1 日に少なくとも 3g の大麦 β-グルカンまたはオート麦 β-グルカン（場合により）の摂取が血中コレステロール値を低下させることが示されている旨の記載。</p> <p>(ii) 大麦 β-グルカンまたはオート麦 β-グルカン（場合により）、コレステロール、飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の食品に含まれる量を明記した、別表 12 に定める様式または事務総長が許容する他の類似の様式による栄養情報パネル。</p>
9B	<p>9B.-(1) 表示は、以下の場合を除き、食品がエネルギー源であるとの主張または示唆を含んではならない。</p> <p>(a) 表示には、その食品が 1 日に消費される量が記載されている；</p> <p>(b) 1 日に摂取すべき量として表示に記載された食品の量は少なくとも 300kcal である。</p> <p>(c) その表示には、別表 12 に定める様式または事務局長が許容する他の類似の様式による栄養情報パネルが含まれていること。</p> <p>(2) 表示は、以下の場合を除き、食品がタンパク質の供給源であること又は優れた供給源であることの主張又は示唆を記載してはならない。</p> <p>(a) 表示には、その食品が 1 日に消費されるべき量が記載されている；</p> <p>(b) 1 日に摂取すべき量として表示に記載された食品の量は、少なくとも 10g のタンパク質を含む；</p> <p>(c) 当該表示には、別表 12 に定める様式又は事務局長が許容する他の類似の様式による栄養情報パネルが含まれていること；及び</p> <p>(d) 以下の場合</p> <p>(i) タンパク質源である食品の場合、その食品のカロリーの少なくとも 12 重量%がタンパク質に由来する。</p> <p>(ii) 優れたタンパク質源である食品の場合、その食品のカロリー収量の少なくとも 20 重量%がタンパク質に由来する。</p> <p>(3) 食品の使用を伴うレシピ又は食品の提供方法に関する提案若しくは絵図は、そのレシピ、提案又は絵図の直前若しくは直後又はその他の密接な関係に、場合により「レシピ」又は「提供方法提案」という表現を、高さ 1.5mm 以上の印刷文字で記載しなければ、いかなる表示にも記載してはならない。</p> <p>(4) 食品に表示され、添付され、又は食品とともに供給され、若しくは表示される書面、図画その他の説明的事項は、食品が他の添加物を含まないか、又は本規則に基づき要求される組成、強度及び品質を有する場合を除き、食品に関して「純粋」の語又はこれと同一の意味の語を含んではならない。</p> <p>(5) 表示は、食品が検査・認証システムの下で有機と認証されない限り、食品に関して「有機」という言葉、または同じ意味を持つ言葉を含んではならない。</p> <p>(a) 「有機生産食品の生産、加工、表示及びマーケティングに関するコーデックスガイドライン」(GL 32-1999) の 6.3 項に準拠するもの。</p> <p>(b) (a)に記載されたガイドラインに実質的に準拠し、有機食品の認証に適したシステムであるとして事務局長に受け入れられるものであること。</p>
11	<p>11.-(1) 表 II に定める食品の基準量が、関連するビタミンまたはミネラルについて表 I に定める 1 日当量の少なくとも 6 分の 1 を含んでいなければ、食品中のビタミンまたはミネ</p>

条項	具体的な規則
	<p>ラルの存在に基づく主張、またはビタミンまたはミネラルの存在を示唆する主張は、表示上で行われないものとする。</p> <p>(2) いかなる表示も、表 II に定めるその食品の基準量が、関連するビタミン及びミネラルについて表 I に定める 1 日の摂取量の 50%以上を含まない限り、食品の物品が濃縮、強化、濃縮、ビタミン化されていることを主張し、又は何らかの方法で、その物品が 1 以上のビタミン又はミネラルの優れた供給源であると暗示してはならない。</p>

1.8.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、FOOD REGULATIONS の Part III の「5 General requirements for labelling」の (c) に規定されている。詳細は、1.8.2 を参照。

1.8.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

FOOD REGULATIONS では、遺伝子組化食品の表示に関する規定はない。

1.8.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、FOOD REGULATIONS の Part III の「5 General requirements for labelling」の (ea) に規定されている。詳細は、1.8.2 を参照。

1.8.7 その他食品表示に関する規制

上記で整理した規制の他に、FOOD REGULATIONS の Part IV で個別の食品ごとの表示について規定している。これらについては 4 章に整理した。

シンガポールの食品表示の事例は、Singapore Food Agency のウェブサイト²⁶で紹介されている。食品表示の事例を抜粋したものを以下に示す。

²⁶ Singapore Food Agency, “Labelling & Packaging Information”

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/understanding-food-nutrition-labels>

(2023 年 11 月閲覧)

Breakfast Cereals

Low Fat

Mango, Walnut and Royal Jelly

Low fat breakfast cereals contains mango pieces, walnuts and royal jelly

Nutrition Information

Serving per package: (insert number of servings)
Serving size: g (or mL or other units as appropriate)

	Qty per Serving	Qty per 100g (or ml)
Energy	kJ (Cal)	kJ (Cal)
Protein	g	g
Total fat	g	g
Saturated fat	g	g
Carbohydrate	g	g
Sugar	g	g
Sodium	mg (mmol)	mg (mmol)
(insert any other nutrient or biologically active substance to be declared)	g, mg, ug (or other units as appropriate)	g, mg, ug (or other units as appropriate)

INGREDIENTS:
Whole grain wheat, corn, rolled oats, palm oil, aspartame, mango pieces [mango, mango juice, humectant (glycerol), tartrazine, natural mango flavour], royal jelly, walnuts, minerals (Calcium carbonate, iron sulphate), vitamins (Vitamin C, Vitamin B6, Folic acid, Vitamin B12) and spices.

PHENYLKETONURICS:
CONTAINS PHENYLALANINE

WARNING - THE PRODUCT MAY NOT BE SUITABLE FOR ASTHMA AND ALLERGY SUFFERERS.

USE BY: 01/12/2010

Low Fat

Manufactured By:
Brand Food Pte Ltd
18 Food Safety Road
Singapore 123456
Product of Singapore

NET WEIGHT: 500g

図 19 シンガポールの栄養成分表示事例

1.9 ベトナム

1.9.1 食品表示に関する規制の体系

ベトナムでは、上位法として食品安全法 No. 55/2010/QH12 があり、この第 VII 章第 44 条において、食品表示について規定されている。

食品表示に関する具体的な規制は個別に規定されており、食品表示全般については、包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT、商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP 等で規定されており、この中には、栄養成分等、食品添加物、アレルギー情報に関する表示も含まれる。遺伝子組み換え食品の表示については、別途政令で定められている。

【基本法】

食品安全法 No. 55/2010/QH12

第VII章第44 条で食品表示について規定している。

【個別規則】

食品表示全般（栄養成分等、食品添加物、アレルギー情報に関する表示も含む）

- ✓ 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドラインNo. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT
- ✓ 商品表示に関する政令No. 43/2017/ND-CP
- ✓ 政令No. 43/2017/ND-CPをガイドする科学技術省通知No. 05/2019/TT-BKHCHN

遺伝子組み換え食品の表示

- ✓ 政令15/2018/ND-CP

図 20 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」²⁷で提供されている。

ベトナムの法規制は、ベトナムの国会事務局が提供するベトナム法データベースから²⁸から検索・閲覧ができるが、すべてベトナム語表示である。規制の番号を入れて検索することで検索・閲覧ができる。（下記の図は番号を「34/2014」として検索した結果）。なお、商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP は、ニュージーランドの一次産業省（MPI）が、英訳を提供している²⁹。

本報告書では、上記で入手した各法規制を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

²⁷ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

²⁸ 国会事務局, “ベトナム法データベース” (ベトナム語)

<http://www.vietlaw.gov.vn/LAWNET/> (2023年11月閲覧)

²⁹ ニュージーランド一次産業省

<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/42306-Product-Labeling-Decree-432017ND-CP> (2023年11月閲覧)

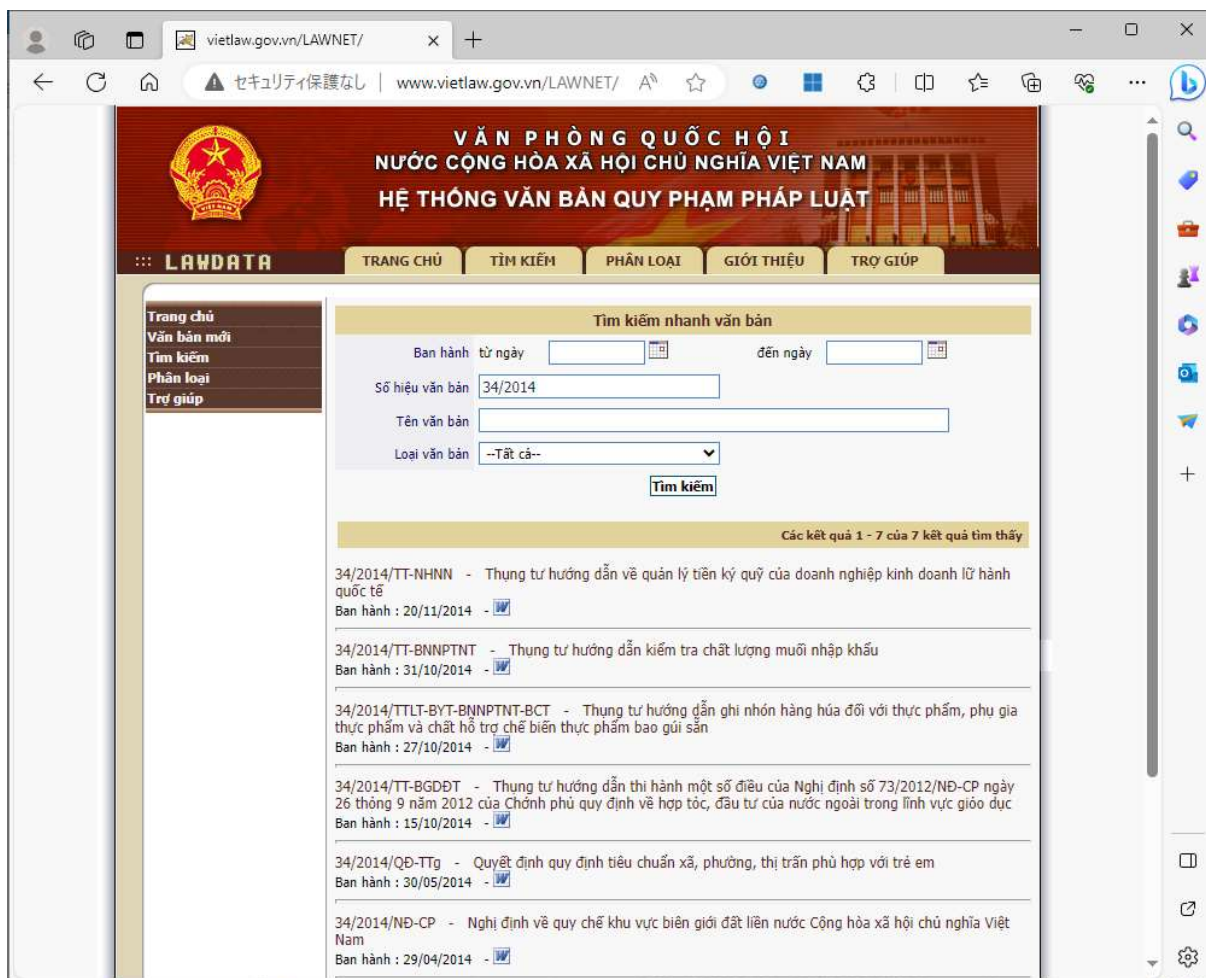


図 21 ベトナムの法規制の検索画面

1.9.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般に関する規制としては、以下の3つがある。

包装食品と食品添加物を対象に食品表示を規定しているのは、「包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT」であり、「商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP」は、商品の表示全般について規定している。（前者では対象外となる、半加工食品、消費者に直接販売される生鮮食品、簡易包装食品（非密封包装）も含む）

- ✓ 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT
- ✓ 商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP
- ✓ 政令 No. 43/2017/ND-CP をガイドする科学技術省通知 No. 05/2019/TT-BKHCHN

(1) 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT

条項	具体的な規則
第 1 章	一般的な規則
第 1 条	<p>規制の範囲及び適用対象</p> <p>1. この通知は、ベトナムで流通する加工食品、食品添加物、および包装済み食品加工助剤（以下「食品」という）の表示を規制する。</p> <p>2. 本通知は、遺伝子組み換え食品、半加工食品、消費者に直接販売される生鮮食品、簡易包装食品（非密封包装）には適用されない。</p> <p>3. 輸出のみを目的として製造された食品の場合、表示は食品の性質を歪めず、ベトナムの法律および輸入国の法律に違反しないことを保証する必要がある。</p> <p>4. この通知は、ベトナムで加工食品、食品添加物、包装済み食品加工助剤を生産、取引、輸入する組織および個人に適用される。</p>
第 2 条	用語定義のため省略
第 3 条	<p>食品表示の要件</p> <p>1. 表示の貼付または表示への貼り付けは、あらゆる種類の画像、図面、およびロゴが真実である必要があり、食品の性質、特性、および用途に関して誤解を招いたり、欺いたり、誤った印象を与えたりしてはならない。</p> <p>2. 消費者に他の食品であると誤認させるような、直接的または間接的に他の食品を参照、示唆するような文言、記号、模様などを記載してはならない。</p> <p>3. 食品表示に記載する必須事項は、文字の高さが 1.2 mm 以上である必要がある。表示を貼付する包装一辺（縁を除く）が 80cm 2 未満の場合、文字の高さは 0.9mm 以上でなければならない。テキストの色は、表示の背景色と対照的である必要がある。</p> <p>4. 食品表示は長期的な存在を保証する必要がある、食品の品質に影響を与えることなく消去または消去してはならない。</p> <p>5. 組織や個人に対し、国際食品規格委員会 (CODEX) のガイダンスに従って栄養情報を表示するよう奨励する。</p>
第 4 条	<p>食品表示の言語</p> <p>1. 国内で生産され、ベトナム市場で流通する食品は、食品の種類ごとの要件に応じて、ベトナム語で作成され、本共同回覧で指定されたすべての必須内容が含まれている必要があるが、他の言語を追加することもできる。別の言語で書かれたコンテンツはベトナム語のコンテンツに対応する必要があり、フォントサイズはベトナム語で書かれたコンテンツより大きいこと。</p> <p>2. ベトナム市場で流通および消費するために輸入された食品には、次の 2 つの方法のいずれかで表示を付ける必要がある。</p> <p>a) 食品表示にベトナム語で必須の内容を二次表示として貼り付ける。二次表示は食品またはその商用包装に貼り付ける必要があり、食品表示の内容を隠してはならない。二次表示に記載される内容は、食品表示の内容を誤解させるものであってはならない。</p> <p>b) 必要なすべての表示内容をベトナム語で表示する。</p>
第 5 条	<p>食品表示の記載内容</p> <p>1. 必須の表示内容：食品名、成分表、食品の重量、製造日・賞味期限、保管上の注意事項、ユーザーマニュアル、食品に責任を負う組織または個人の名前と住所、食品安全規制への適合宣言または適合宣言証明書の受領数；食品の安全に関する推奨事項と警告</p> <p>2. 食品表示のその他の内容には、その他の情報を表す文字、図、画像、記号、数字が含まれる。</p>

条項	具体的な規則
第2章 表示に関する規定と表示方法	
第6条	<p>食品名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表示上の食品名は、食品を生産または取引する組織または個人によって設定されま す。食品名は次の要件を満たす必要がある。 a) 食品、食品添加物、食品加工助剤の性質や用途を誤解し、消費者に誤解を与えては なりません。表示の主要部分に記載する必要がある。 b) 食品安全規則に対する適合宣言の受領書または適合宣言の確認に記載された名前に 忠実であること。 2. 二次表示に記載される輸入食品の名前は同じでなければならないが、食品グルー プの名前には外国語の名前を追加するかベトナム語に音訳し、表示に関するベトナムの法 律に従っている必要がある。 3. 同一の食品グループの多種類が同一の市販包装に入っている食品については、その 食品のメーカーのブランド名または食品名とともに、食品グループの名称に従って食品 名を記載する。 4. 食品名には、消費者が食品の性質や自然条件を正しく理解できるように、主表示に その他の補足文言が添えられている場合がある。 5. 食品の原材料名が食品名又は食品名の一部である場合には、その食品名の近くの肉 眼で見やすい位置又は構成成分の欄にその配合量を記載する必要がある。
第7条	<p>食品の成分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1つの成分のみを含む食品を除きすべての成分を食品表示に記載する必要がある。 2. 成分は、各成分の重量または割合の降順に記載される。「成分」というフレーズは、 記載されている成分の前に配置する必要がある。 3. 食品の成分が2つ以上の他の成分の混合物である場合、その混合物は括弧内に容量 の降順に記載されなければならない。混合成分が最終食品の体積の5%未満を占める 場合、最終食品で技術的機能を持つ食品添加物を除き、混合成分を申告する必要はな い。 4. 以下の成分の1つ以上を含む食品については、その成分の存在を表示する必要があ る。 a) グルテンを含むシリアルおよび穀物から作られた食品。例えば、小麦、スペルト小 麦、大麦、ライ麦、オーツ麦、またはそれらの雑種およびそれらの製品 b) 甲殻類および甲殻類からの製品 c) 卵および卵製品 d) 魚介類および水産物 d) ピーナッツ、大豆およびその製品 e) 牛乳および乳製品（乳糖、乳糖を含む） g) ナッツおよびナッツからの製品 h) 亜硫酸塩（硫酸の塩）の濃度は 10 mg/kg 5. 混合食品に使用されるブライン、シロップ、ブロスなどの成分の一部が水の形態で あり、その成分が成分リストに記載されている場合を除き、食品に添加される水も成分 に記載しなければならない。製造工程で使用される水や揮発性物質は原材料に記載する 必要はない。 6. 戻す際に水を加えるだけの濃縮食品や乾燥食品については、戻した食品の重量の多 い順に成分を表示し、「表示の指示に従って戻した後の食品の組成」の文字を必ず記載 する。

条項	具体的な規則
	<p>7. 成分表示欄には、成分を記載する場合を除き、食品名及び各成分を記載するため、所定の内容に従って具体的な名称を使用しなければならず、食品の一般的な群名を使用した場合には、その旨を記載するものではない。必要な情報を入力し、グループ名は、本共同通達に基づいて発行される付録 1 の規定に従って使用できる。</p> <p>8. 一般に食品への使用が許可されている食品添加物リストに記載され、以下の順序でグループに属する食品添加物については、対応するグループ名を特定の名前または INS 国際コードとともに使用する必要がある。風味増強剤、増粘剤、発泡剤、ゲル化剤、固結防止剤、消泡剤、研磨剤、酸化防止剤、保湿剤、充填剤、防腐剤、カラーリムーバー、色安定剤、推進ガス、包装用ガス、多孔質物質、乳化剤、安定剤、引き締め剤、金属錯化剤、粉末処理剤、製造された甘味料、食品着色料、酵素</p> <p>9. 食品添加物は、香料および香料物質のグループに属する。食品への使用が許可されている食品添加物のリストにある加工デンプンについては、対応するグループ名を使用する。表示で「香料」という言葉を使用する場合は、通常、「天然」、「自然に似た」、「合成」、「人工」のいずれか 1 つ以上の語句を伴う必要がある。</p> <p>10. 食品添加物が元の原材料を通じて食品に導入されるが、最終食品では技術的機能を持たない場合、その食品の組成に記載する必要はない。</p>
第 8 条	<p>食品の重量（正味重量/実体積/数量）</p> <p>1. 食品数量は国際測定単位で記録する必要がある。</p> <p>2. 食品の種類ごとの食品重量は次のように記録される。</p> <p>a) 液体食品については、実際の量に応じて記録する。</p> <p>b) 固形食品の正味重量に従って記録する。</p> <p>c) 固体食品と液体食品またはペースト状食品の両方の食品については、正味重量または実際の体積に従って記録する。</p> <p>3. 液体培地で包装された食品の場合、食品の乾燥重量を正味重量の隣に記録する必要がある。</p>
第 9 条	<p>製造日、賞味期限および保管上の注意</p> <p>1. 食品を生産する組織および個人は、食品表示に製造日と賞味期限に関する正確かつ真実の情報を記載する必要がある。賞味期限は直接包装および外箱に記載する必要がある。</p> <p>2. 製造日は「製造日」または「NSX」として記録できる。日、月、年を示す数字は、次のいずれかの方法で記述される。日は 2 桁のみ、月は 2 桁のみ、年は最後の 2 桁または完全な 4 桁のみ、および日、月、年は、ピリオド (.)、ダッシュ (-)、スラッシュ (/)、またはマークを使用しない場合は 6 桁のみで構成される。</p> <p>3. 有効期限には次の情報を含める必要がある。</p> <p>a) 賞味期限が 3 か月以内の食品の日付と月</p> <p>b) 賞味期限が 3 か月を超える食品の場合は月と年</p> <p>c) 日付、月、年は、暗号化されていない一連の数字で記録すること</p> <p>4. 以下の食品には賞味期限は必要ないが、製造日は記載する必要がある。</p> <p>a) 製造後 24 時間以内に食するパンまたはペストリー</p> <p>b) 酢</p> <p>c) 食品に使用される塩</p> <p>d) 砂糖</p> <p>5. アルコール度数 10%以上の飲料製品については、製造年月日及び賞味期限の記載は不要。</p>

条項	具体的な規則
	6. 保管方法: 保管条件 (存在する場合) とともに使用期限を記入する。
第 10 条	使用上の注意 1. 使用方法は食品表示に記載する必要がある。 2. 食品表示の面積が 10cm ² 未満の場合には、その内容を食品に添付する取扱説明書 (使用説明書又は別紙) に記載する必要がある。
第 11 条	安全に関する推奨事項と警告 1. 健康に関する推奨事項は科学的根拠に基づいており、食品を宣言する際に証明されなければならない。 2. 栄養比較に関する推奨事項は、この通知に基づいて発行された付録 2 の規定に従う必要がある。ベトナムが栄養比較に関する推奨事項を更新していない場合は、国際食品規格委員会 (CODEX) のガイダンスに従うことができる。 3. 安全上の警告 (ある場合) には表示を付け、十分に指示する必要がある。 4. その成分が同じグループの物質や成分と同様の特性や用途を持つ場合、広告目的で食品に 1 つ以上の成分が含まれていないことを強調してはならない。
第 12 条	食品の責任を負う組織または個人の名称および住所 それぞれの場合において、食品に責任を負う組織または個人の名前と住所を次のように記入する。 1. 輸入食品の場合: 食品を申告する組織または個人の名前と住所を記入する。 2. 国産品の場合: a) 食品が事業登録地で直接生産されている場合、事業登録に基づく生産施設の名前と住所を表示に記載する必要がある。 b) 食品が事業所登録地以外の場所で生産されているが、これらの施設で生産された同じブランドを使用している場合、表示にはその食品を製造した施設の住所を記載するか、組織の名前と住所を記載する必要がある。個人が食品を宣言するが、トレーサビリティを確保する必要がある。 c) 2 つ以上の組織または個人によって共同生産された食品の場合、流通する前に食品を完成させる最終ステップを実行する組織または個人の名前と住所を記録する必要がある。 d) 食品を宣伝するために食品表示に別の組織または個人の名前と住所を追加する場合、追加の組織または個人とその食品との関係を記録する必要がある。
第 13 条	食品の原産地 1. 輸入食品の場合は、原産地法に基づき表示に原産国名を記載する必要がある。 2. 食品が製造国以外で再包装または包装される場合、食品の原産地を製造国として記載することに加えて、最終包装の国名も記録する必要がある。
第 14 条	食品安全規則への適合宣言書または適合宣言書の受領数 市場に流通する食品には、所轄官庁が発行した適合宣言受領書または食品安全規制遵守宣言証明書の番号を記録する必要がある。
第 15 条	義務表示内容の一部免除 1. 面積が 10 cm ² 未満の表示、または付属の二次表示や使用説明書に対する表示義務を免除する。スパイスやハーブのほか、最大表面積が 10cm ² 未満の小包装については、原材料の適用、賞味期限、保存方法、使用上の注意が免除される場合がある。内容物を完全に表示した外箱も同様である。 2. 以下の場合には、食品の追加表示が免除される。

条項	具体的な規則
	<p>a) 制限内で個人消費のために入国者に持ち込まれる食品は輸入税が免除される。外交用バッグや領事用バッグに入った食品、再輸出のために一時的に輸入された食品、輸送中の食品、積み替え保税倉庫に保管されている食品、実験または研究サンプルである食品、食品は見本市や展示会で展示されるサンプルが該当する。</p> <p>b) 原材料、食品添加物、食品加工助剤、食品包装、社内生産のために輸入され、市場には販売されず、企業内の同じシステムに基づいてこの省から別の省への倉庫間でのみ社内輸送される。</p>
第3章 一部の特定の食品の表示内容	
第16条	<p>業務用食品添加物</p> <p>この通知の第2章に規定されている表示要件に加えて、業務で使用される食品添加物は次のように表示する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 添加剤名を含むグループ名。例：乳化剤：ポリリン酸ナトリウム。または添加剤の国際コード（括弧内のコード）、たとえば乳化剤（452i）のように記載する。 2. 国際コード（存在する場合）。 3. 1つの包装に2つ以上の食品添加物が入っている場合は、各包装に重量比の高いものから低いものまでその名前を完全に記載しなければならない。 4. 添加剤名の下に「食品用」と文字高さ2mm以上、太字で明記すること。
第17条	<p>放射線照射食品</p> <p>ベトナムの国際規定に従い、照射技術を利用して生産、加工、保存された食品には、表示に「照射食品」の文字または照射食品を表す絵を表示することが義務付けられている。</p>
付録1	<p>グループ名</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ オリーブオイルを除く精製油：「油」には「植物」または「動物」という語句が含まれ、場合によっては「水素添加」または「部分水素添加」という語句が含まれる。 ✓ 精製脂肪：「脂肪」の後に「野菜」または「動物」というフレーズが続く。 ✓ でんぷん（化学加工でんぷんを除く）：「スターチ」 ✓ 水生種（別の食品の成分であり、食品表示に特定の水生種が記載されていない場合）：「シーフード」 ✓ 家畜および家禽の肉が別の食品の成分であり、食品表示に特定の種類の肉または家禽の名前が記載されていない場合：「家畜の肉」または「家禽の肉」 ✓ チーズ混合物が別の食品の成分であり、食品表示にチーズの種類が具体的に記載されていない場合のチーズの種類：「チーズ」 ✓ スパイスまたはスパイス抽出物は、単独または組み合わせて使用しても、食品の重量の2%を超えてはならない。：「スパイス」、「スパイス」、または「ミックススパイス」 ✓ ハーブまたはハーブの一部を単独または組み合わせて使用するが、食品の重量の2%を超えないこと。：「ハーブ」または「ミックスハーブ」 ✓ ガム製剤はチューインガムの製造に使用される。：「ガム」 ✓ 無水ブドウ糖および一水和物ブドウ糖：「ブドウ糖」 ✓ カゼイン塩の種類：「カゼイン塩」 ✓ 乳製品には、乾燥重量で少なくとも50%の乳タンパク質が含まれる。：「ミルクプロテイン」 ✓ 圧縮、プレス、分離または精製されたカカオバター：「ココアバター」 ✓ 砂糖漬けの果物は食品の重量の10%を超えてはならない。：「砂糖漬けのフルーツ」

条項	具体的な規則
付録 2	<p>栄養の比較に関するいくつかの推奨事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー： <ul style="list-style-type: none"> ・ 低カロリー：100g（固体）あたり 40kcal（170kJ）、100ml（液体）あたり 20kcal（80kJ） ・ ゼロカロリー：100ml（液体）あたり 4kcal 2. 脂肪： <ul style="list-style-type: none"> - 低脂肪含有量：100 g（固体）あたり 3g、または 100 ml（液体）あたり 1.5g - 無脂肪：100 g（固体）あたり 0.5g、または 100 ml（液体）あたり 0.5g 3. 飽和脂肪含有量： <ul style="list-style-type: none"> - 飽和脂肪含有量が低い：100 g あたり 1.5g（固体）、または 100 ml あたり 0.75g（液体）で、エネルギーの 10% が飽和脂肪から供給される。 - 飽和脂肪不使用：100 g（固体）あたり 0.1g、または 100 ml（液体）あたり 0.1g 4. コレステロール含有量： <ul style="list-style-type: none"> - 低コレステロール：100 g（固体）あたり 0.02g、または 100 ml（液体）あたり 0.01g - コレステロールなし：100 g（固体）あたり 0.005g、または 100 ml（液体）あたり 0.005g。100g（固体）あたり飽和脂肪 1.5g 未満、または 100 ml（液体）あたり飽和脂肪 0.75g 未満で、エネルギーの 10% が飽和脂肪から供給される。 5. 糖質量： <ul style="list-style-type: none"> - 無糖：100 g（固体）あたり 0.5g、または 100 ml（液体）あたり 0.5g 6. ナトリウム塩含有量： <ul style="list-style-type: none"> ・ 減塩：100g あたり 0.12g ・ 塩分は微量：100g あたり 0.04g - 食塩なし：100 g あたり 0.005g 7. プロテイン： <ul style="list-style-type: none"> - プロテインサプリメントの供給源として：100 g（固体形態）で基準栄養価の 10% を提供し、または 100 ml（液体形態）で基準栄養価の 5% を提供する。100kcal あたりの基準栄養価の 5%（1MJ あたりの基準栄養価の 12%）、または 1 回分あたり基準栄養価の 10% を摂取できる。 - 高タンパク質含有量：プロテインサプリメントの値の 2 倍以上。 8. ビタミンとミネラル： <ul style="list-style-type: none"> - ビタミンおよびミネラルの補給源として：100 g（固体形態）で基準栄養価の 15% を提供し、100 ml（液体形態）で基準栄養価の 7.5% を提供する。100kcal あたりの基準栄養価の 5%（1MJ あたりの基準栄養価の 12%）、または 1 回分あたり基準栄養価の 15% を摂取できる。 - 高いビタミンとミネラルの含有量：ビタミンとミネラルのサプリメントの値の 2 倍。 9. 食物繊維 <ul style="list-style-type: none"> - 追加の繊維源として：100g あたり 3g、100 kcal あたり 3 または 1.5g。または、1 回分として 1 日の基準値の 10% を摂取すること。 - 繊維含有量が高い：100 g あたり 6g、100 kcal あたり 3g。または、1 回分として 1 日の基準値の 20% を摂取すること。

(2) 商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP

条項	具体的な規則
第 1 章 一般規則	
第 4 条	<p>商品表示の貼付位置</p> <p>1. 商品表示は、商品および商品の商業用包装に、商品の部品を分解することなく、表示の指定された内容が容易かつ完全に識別できる位置に表示されなければならない。</p> <p>2. 外箱が開けられない場合、または開けられない場合は、外箱に表示が付いており、その表示には必要な内容が完全に表示されていないなければならない。</p>
第 5 条	<p>商品の大きさ、表示の文字・数字の大きさ</p> <p>商品の表示付けを担当する組織および個人は、商品表示のサイズおよび商品に表示される文字と数字のサイズを決定するが、次の要件を必ず満たさなければならない。</p> <p>1. 本政令第 10 条第 1 項の規定に従い、必要な内容をすべて記入する。</p> <p>2. 文字および数字の大きさは、肉眼で読み取ることができる大きさと、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>a) 測定数量を表す文字および数字の大きさは、計量法に準拠する必要がある。</p> <p>b) 商品が食品、食品添加物、包装済み食品加工助剤の場合、表示上の必須内容の文字高さは 1.2 mm 未満であってはならない。表示を貼付するパッケージの一辺（縁を除く）が 80cm² 未満の場合、文字の高さは 0.9mm 以上でなければならない。</p>
第 6 条	<p>商品表示の文字、記号、絵柄の色</p> <p>商品表示上の文字、数字、図、画像、記号、記号の色は鮮明でなければならない。規制に基づく必須の内容では、文字と数字は商品表示の背景色と対照的な色でなければならない。</p>
第 7 条	<p>商品表示の表示言語</p> <p>1. 商品表示に表示する必須の内容は、本条第 4 項に規定する場合を除き、ベトナム語で記載しなければならない。</p> <p>2. 国内で生産、流通する商品については、本条第 1 項の規定を実施するほか、表示する内容を他の言語で表記することができるものとする。他の言語で記録されたコンテンツは、ベトナム語のコンテンツに対応する必要がある。別の言語で書かれたフォントサイズは、ベトナム語で書かれたコンテンツのフォントサイズより大きくてはならない。</p> <p>3. ベトナムに輸入される商品で、ベトナム語の必須含有量が表示されていない、または十分に表示されていない商品には、ベトナム語で必須含有量を示す追加表示を貼付し、商品の元の表示をそのまま保管しておく必要がある。ベトナム語で書かれた内容は、元の表示に書かれた内容と一致している必要がある。</p> <p>4. 以下の内容は、ラテン文字をルーツとする他の言語で記述することが許可されている。</p> <p>a) ベトナム名がない場合は、ヒト用医薬品の国際名または学名</p> <p>b) 化学物質、医薬品、賦形剤、および医薬品成分の化学式および構造式を含む国際名または学名</p> <p>c) ベトナム語に翻訳できない場合、またはベトナム語に翻訳できても意味が通じない場合は、商品の成分または定量的成分の国際名または学名</p> <p>d) 商品生産に関連する外国企業の名前および住所</p>
第 8 条	<p>二次表示</p> <p>1. 本政令第 7 条第 3 項の規定に従って輸入品に使用される二次表示。</p>

条項	具体的な規則
	<p>2. 二次表示は、輸出できない商品、返品される商品、または市場に流通する商品に使用される。</p> <p>3. 二次表示は商品または商品の商業用パッケージに貼り付けなければならない、元の表示の必須の内容を覆い隠してはならない。</p> <p>4. 二次表示に記載されている内容は、元の表示に記載されている必須内容をベトナム語に翻訳したものであり、本政令に規定されている商品の性質に応じて不足しているその他の必須内容を補充したものである。表示を付ける組織および個人は、記録されたコンテンツの正確性と真実性に対して責任を負わなければならない。追加の内容を含む二次表示に記録される内容は、元の表示の内容を誤解してはならず、商品の性質と原産地を正確に反映していなければならない。</p> <p>輸出できない商品、または返品されて市場に流通できない商品の場合、二次表示には「ベトナム製」と太字で表記する必要がある。</p> <p>5. 以下の商品には追加の表示を付ける必要はない。</p> <p>a) 市場で販売されていない、それらの商品に責任を負う組織または個人の商品保証サービスで損傷したコンポーネントを交換するために輸入されたコンポーネント</p> <p>b) 市場で販売されていない、製造のために輸入された原材料、食品添加物、食品加工助剤、部品</p>
第 9 条	<p>商品の表示責任</p> <p>1. 二次表示を含む商品の表示付けに責任を負う組織および個人は、表示付けが真実、明確、正確であり、商品の本質を反映していることを保証する必要がある。</p> <p>2. 国内流通用に生産された商品については、生産組織または個人が商品の表示に責任を負わなければならない。</p> <p>商品の表示付けを担当する組織または個人が、別の組織または個人に表示付けの実施を依頼した場合でも、その組織または個人は独自の商品表示の責任を負う。</p> <p>3. 輸出された商品が輸出できない場合、または返品されるか市場に流通される場合、商品を流通させる組織または個人は、本政令の規定に従って商品に表示を貼付しなければならない。</p> <p>4. ベトナムに輸入される商品の元の表示が本政令の規定に準拠していない場合、輸入組織および個人は本政令第 7 条第 3 項および第 8 条第 3 項および第 4 項の規定に従って追加の表示を貼付しなければならない。流通させるときは、元の表示を保管しておく必要がある。</p>
第 2 章 商品の内容と表示方法	
第 10 条	<p>義務表示</p> <p>1. 商品表示には次の内容を表示する必要がある。</p> <p>a) 商品の名前</p> <p>b) 商品に責任を負う組織または個人の名前と住所</p> <p>c) 商品の原産地</p> <p>d) 各種類の商品の性質に応じたその他の内容は、本政令の付録 I および関連法的文書に規定されている。</p> <p>2. 商品が付録 I の多くのグループに属している場合、または法的文書に指定されていない場合、商品の主な用途に基づいて、商品の責任を負う組織または個人が内容を記録する商品のグループを自己決定する。本条第 1 項 d 項に規定されている。</p> <p>3. 商品の大きさにより表示に必要な内容をすべて表示できない場合には、本条第 1 項 a、b、c に定める内容を商品表示に記載しなければならない。本条第 1 項 d の内</p>

条項	具体的な規則
	<p>容は商品に添付される書類に記録されており、表示にはその内容が記載されている場所を示す必要がある。</p> <p>医療機器である商品の場合、本条第 1 項 d 項に規定する内容の表示は、本政令別表 I の規定に従って行われる。</p>
第 11 条	<p>商品名</p> <p>商品名は、商品表示の目立つ読みやすい位置に記載する必要がある。食品名の記載は、商品表示の他の必須内容と比較して最大の文字サイズで記載する必要がある。</p> <p>表示に記録される商品の名前は、商品を製造する組織または個人によって設定される。商品の名前は、商品の性質、用途、成分を誤解させるものであってはならない。</p> <p>原材料名を食品名または食品名の一部として使用する場合、本政令第 13 条第 4 項に規定する場合を除き、その原材料の量を記録しなければならない。</p>
第 12 条	<p>商品の責任を負う組織または個人の名前および住所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商品表示上の組織、個人、場所の固有な名は省略してはならない。 2. 国内で生産された物品については、その物品を生産する組織または個人の名前および住所を記録しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> a) 企業、法人、法人、団体、その他の団体等の団体の会員である商品生産施設は、表示にその団体の氏名又は名称及び住所等の機能を記載する権利を有する。これらの組織によって許可されている。 b) 同じブランドの商品が多く異なる生産施設で生産されている場合、その商品に責任を負う組織または個人の名前と住所が商品表示に記載されている場合がある。商品の品質基準は、商品に責任を負う組織または個人によって発表または流通のために登録され、商品の原産地が追跡可能でなければならない。 3. ベトナムで流通するために輸入される商品の場合、生産組織または個人の名前および住所、および輸入組織または個人の名前および住所を記録する必要がある。ベトナムで流通するために輸入された医療機器の場合は、商品の原産地に関連する製造組織または個人の名前と住所を記入し、所有者の氏名と住所を記入し、医療機器の流通のための登録番号が必要である。 4. ベトナムに商品を輸入する外国貿易業者の直接販売代理店を務める組織または個人の商品については、製造組織または個人の名前と住所、および販売代理店を務める組織または個人の名前と住所を記入する。 5. 団体または個人からライセンスを受けた商品の表示には、本条第 2 項、第 3 項および第 4 項の規定に従うことに加えて、フランチャイズ団体または個人の名前および住所も記載しなければならない。 6. 組織または個人が組立、包装、または瓶詰めを行う場合は、表示に組織または個人の組立、包装、または瓶詰めの名称および住所を記載し、組織または個人の氏名または名称と住所、その他の内容を記載しなければならない。これらの組織または個人によって許可されている場合、組み立て、梱包、瓶詰めの前に商品を製造すること。
第 13 条	<p>商品の計量</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定量的な測定値を持つ商品は、ベトナムの測定法に従って記録する必要がある。 2. 数値により数量化された物品については、その数量を自然数に従って記録しなければならない。 3. 商業用包装に多数の商品単位がある場合、各商品単位の数量と商品単位の合計数量を記録する必要がある。

条項	具体的な規則
	<p>4. 色、風味、風味を作り出すために添加物が使用されており、その色、風味、風味が食品名とともに記載されている場合は、重量の記載は必要ない。</p> <p>5. 商品名に天然素材からの抽出物又はエッセンスの名称が含まれる場合には、その抽出物又はエッセンスの分量又は抽出物の量を作成するために使用した原材料の等量を記載しなければならない。</p> <p>6. この政令の付録 II に商品の数量を記録する方法が指定されている。</p>
第 14 条	<p>製造年月日及び使用期限</p> <p>1. 商品の製造年月日及び賞味期限は、暦年日、月、年の順に記載する。異なる順序で録音する場合は、ベトナム語でその順序の説明が必要である。 日、月、年を表す数字はそれぞれ 2 桁で記述され、年を表す数字は 4 桁で記述できる。タイムラインの日、月、年の番号は同じ行に記述する必要がある。 製造月の記載が定められている場合は、西暦年月の順に記載すること。 法規に製造年が記載されている場合は、西暦 4 桁の数字を記載すること。 表示上の「製造年月日」、「使用年月日」または「使用期限」は、「NSX」、「HSD」、または「HD」のように完全または大文字で省略して記載される。</p> <p>2. 本政令の付録 I に規定されているように製造日と使用期限を商品表示に表示する必要があり、商品表示に本条第 1 項に指定されている製造日が記載されている場合、使用期限は次のとおりとする。表示は製造日からの期間として記録することができ、逆に、商品表示に使用期限がある場合には、製造日は使用期限より前の期間として記録することができる。</p> <p>3. 分割、分割、詰め替え、再包装した商品については、分割、移送、充填、再包装した年月日を表示し、賞味期限は元の表示に記載されている製造日から計算する必要がある。</p> <p>4. 製造日および有効期限の記録方法は、本政令の付録 III 第 1 節に具体的に規定されている。 本条第 1 項の規定とは異なるタイムスタンプが付いている商品は、本政令の付録 III 第 2 節に規定されている。</p>
第 15 条	<p>商品の原産地</p> <p>1. 製造および輸入する組織および個人は、自社の商品の原産地を決定および記録するが、誠実さ、正確さ、および商品の原産地に関する法律またはその他の規制の規定の遵守を確保する必要がある。</p> <p>2. 商品の原産地の表記方法は次のように定められている。「製造国」「原産地」「製造者」などの国名または地域名を併記して記載する。商品を生産する国または地域の名前を省略してはならない。</p>
第 16 条	<p>原材料および原材料の分量</p> <p>1. 原材料の記録とは、原材料の形状が変化した場合でも、食品の製造に使用された添加物や最終食品に存在する添加物などの原材料名を記録することをいう。 商品の注意を引くために商品表示に成分名を記載する場合、本政令第 13 条第 4 項に規定する場合を除き、その成分の量を記録しなければならない。</p> <p>2. 原材料数量の記録とは、原材料を各原材料の量とともに記録することを意味する。 商品の性質と状態に応じて、定量的な成分は、食品単位内のその成分の質量として記録されるか、または次のいずれかの比率で記録される。体積を伴う質量、ポリウム、質量パーセント、体積パーセント</p>

条項	具体的な規則
	<p>数量を測定して商品の構成を定量化する場合、ベトナムの計量法の規定に従って数量を記録しなければならない。</p> <p>3. 商品の種類によっては、原材料および原材料の分量の記載が次のように定められている。</p> <p>a) 食品の場合、原材料は量の多いものから少ないものの順に記載する必要がある。成分が添加物の場合、添加物グループ名、添加物名、または INS 国際コード（存在する場合）を記録する必要がある。添加物が香料、甘味料、または着色料である場合、香料、甘味料、または着色料の名前を記載し、物質の名前（存在する場合）を記載し、その物質を「天然物」として追加する必要がある。「物質」、「天然」、「合成」、または「人工」。</p> <p>b) ヒト用医薬品、ワクチン、医療用生物製剤、生物学的製剤、動物用医薬品、植物保護薬については、有効成分の成分と含有量を記録しなければならない。</p> <p>c) 化粧品の場合、添加物を含む成分を記録する必要がある。</p> <p>d) 使用価値を決定する主材料を使用した金属製の家電製品や器具については、商品名とともに主材料名を記載する必要がある、組成や成分は定量的ではない。</p> <p>4. 商品の成分および定量的成分は、本政令の付録 IV に規定される本条第 3 項の規定とは異なる方法で記録される。</p>
第 17 条	<p>技術仕様および警告情報</p> <p>1. このパラメータの技術仕様および公差（存在する場合）、警告情報は、関連する法的規制に準拠する必要がある。特定の規制がない場合は、商品の表示付けに責任を負う組織や個人が技術仕様、公差、警告情報を自ら決定する。警告情報は、国際慣例および関連規制に従って、文字、画像、または記号で表示に記録される。</p> <p>表示されている許容範囲の値は、関連する法規制および適用される公開規格に準拠する必要がある。特定の価値を表現する場合、商品自体に利益をもたらすような表現をしてはならない。</p> <p>2. 電気、電子製品、機械および装置には、基本的な技術仕様が記録されていなければならない。</p> <p>3. 人間用の医薬品、ワクチン、医療用生物由来製品、および生物由来製品は、以下を記録する必要がある。</p> <p>a) 薬物の適応症、使用法、および禁忌（ある場合）</p> <p>b) 医薬品流通登録番号、輸入許可番号、製造バッチ番号、剤形、包装仕様書</p> <p>c) 現在の規制に従って、各種類の薬剤に注意すべき事項</p> <p>4. 動物用医薬品および植物保護薬は、以下を記録する必要がある。</p> <p>a) 薬物の適応症、使用法、および禁忌（ある場合）</p> <p>b) 登録番号、製造バッチ番号、剤形、包装仕様書</p> <p>c) 現在の規制に従って、各種類の薬剤に注意すべき事項</p> <p>5. 栄養価が記録された食品の場合、表示に栄養価を表示する商品の責任を負う組織または個人は、栄養価の範囲が適用される法律、関連する適用される公開基準に従って表示されていることを確認する必要がある。具体的な数値が記載されている場合は、栄養価範囲の平均値を記載する。</p> <p>6. 規定の用量で防腐剤を使用し、人体、動物、環境に対して刺激性や毒性があるとリストされている特別商品の複合成分に含まれる成分または物質には、これらの成分に防腐剤の名前を付ける必要がある。</p>

条項	具体的な規則
	<p>7. 放射線照射された、または遺伝子組み換え技術が適用された商品または商品の構成要素は、ベトナムが加盟している法律および国際条約の規定に従って記録される。</p> <p>8. 技術仕様。商品に関する警告情報が本条の規定と異なる方法で記載されている場合は、本政令の付録 V の規定および関連する法的文書に従って記録しなければならない。</p>
第 18 条	<p>商品表示に記載するその他の内容</p> <p>1. 商品に責任を負う組織および個人は、コード、バーコード、規格適合マーク、規制適合マーク、およびその他の内容（存在する場合）を表示する必要がある。追加の内容は法律に違反してはならず、真実かつ正確で、商品の本質を反映している必要があり、表示上の必須の内容を隠したり改ざんしたりしてはならない。</p> <p>2. 商品表示には、ベトナムの安全保障、政治、経済、社会、外交関係、コミュニケーション、細かい習慣に影響を与える可能性のある主権紛争やその他の機密性の高い内容に関連する画像や内容を表示してはならない。</p>
第 19 条	<p>簡易包装品及び商用包装のないバルク品の表示義務事項</p> <p>簡易包装の商品、食品添加物や化学薬品などのバルク商品、消費者に直接販売するための商業用包装を施していない商品については、販売団体または個人が情報を公表しなければならない。</p> <p>1.商品名 2.有効期限 3.安全上の警告（ある場合） 4.商品に責任を負う組織または個人の名前および住所 5.使用説明書</p>
付録	<p>※食品に関する部分を抜粋。食品に表示すべき事項。</p> <p>食品①</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 警告情報（ある場合）</p> <p>食品②</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 成分または成分の量 d) 情報と警告 e)使用方法および保管方法</p> <p>健康を守る食品</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 原材料、成分量または栄養価 d) 使用および保管に関する指示 e)リスクに関する警告を公表（存在する場合）</p>

条項	具体的な規則
	<p>g) 「健康を守る食品」という記載 h) 「この食品は薬ではなく、薬の代わりにはなりません」という記載</p> <p>放射線照射食品</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 成分または成分の量 d) 警告情報 e) 「放射線照射された食品」という記載</p> <p>遺伝子組み換え食品</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 成分または成分の量 d) 警告情報 e) 遺伝子組み換え原材料の名前の横に、内容とともに「遺伝子組み換え食品」または「遺伝子組み換え」という記載</p> <p>ドリンク（アルコール除く）</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 成分または成分の量 d) 警告情報 e) 使用方法および保管方法</p> <p>アルコール</p> <p>a) 重量 b) エタノール含有量 c) 有効期限（ある場合） d) 保管上の注意（ワインの場合） d) 警告情報（ある場合） e) バッチ識別コード（存在する場合）</p> <p>食品添加物</p> <p>a) 重量 b) 製造日 c) 有効期限 d) 定量的な成分 d) 使用および保管に関する指示 e) 「食品添加物」という記載 g) 警告情報（ある場合）</p>

1.9.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT の第 3 条、第 11 条、付録 2 に規定されており、基本的には、CODEX のガイドラインに従うことを推奨している。

1.9.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT の第 7 条、第 16 条で規定されている。

1.9.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示に関する規制としては、「政令 15/2018/ND-CP」があり、この第 10 条で、遺伝子組み換え作物を含む食品、および食品として使用される遺伝子組み換え作物の表示について規定されている。

条項	具体的な規則
第 10 条	<p>1. 遺伝子組み換え生物、全原材料の 5%を超える少なくとも 1 つの遺伝子組み換え成分を含む遺伝子組み換え作物を含む食品を生産し、市場で取引する組織および個人食品の製造に使用される原材料については、商品の表示に関する政令の規定に伴い、本条第 2 項に規定する場合を除き、遺伝子組み換え生物に関する情報を表示しなければならない。</p> <p>2. 遺伝子組換え生物等を含む物品及び遺伝子組換え生物等を食品として使用する場合の表示が免除される場合</p> <p>a) 包装済みの遺伝子組み換え食品には遺伝子組み換え原料が含まれているが、組み換え遺伝子または遺伝子産物は食品中に検出されない。</p> <p>b) 新鮮な遺伝子組み換え食品、包装なしで消費者に直接販売される遺伝子組み換え加工食品。</p> <p>c) 自然災害や伝染病を克服するために緊急時に使用される遺伝子組み換え食品。</p>

1.9.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT の第 7 条で規定されている。

1.10 韓国

1.10.1 食品表示に関する規制の体系

韓国では、食品表示に関する基本法として、食品の表示と広告に関する法律があり、食品表示として記載すべき事項などが規定されている。食品の表示と広告に関する法律に基づき施行規則が定められている。

食品表示の具体的な規則については食品表示基準に規定されている。食品表示基準では、食品添加物や栄養成分等、アレルギー情報に関する表示を含むほか、個別の食品の表示基準も定めている。これらの他、遺伝子組み換え食品の表示に関する基準、食品の不当表示・広告の判断基準などが定められている。食品表示基準は、2016年と2019年に策定されている。2016年の基準はJETROから仮訳が提供されているため、本報告書では2019年分を対象に仮訳を行った。

食品の表示と広告に関する法律（基本法） ACT ON LABELING AND ADVERTISING OF FOODS

食品の表示と広告に関する基本法。表示に記載すべき情報などが規定されている。

食品の表示と広告に関する法律 施行規則 ENFORCEMENT DECREE OF THE ACT ON LABELING AND ADVERTISING OF FOODS

上記法の施行規則。上記法を実施するための行政側の体制などを規制している。

食品表示基準

①食品表示基準 Labeling Standards of Foods, Etc. (October 28, 2019)
2019年に策定された最新の表示基準。食品表示の具体的な方法の他、食品添加物の表示や栄養成分表示に関する事項も含む。また、個別食品の表示基準も規定されている。

②食品表示基準 Foods Labelling Standards (2016-45)
2016年に策定された表示基準。アレルギーに関する事項などを含む。①と重複する箇所も多数あり。

遺伝子組み換え食品の表示に関する基準

遺伝子組み換え食品の表示に関する基準 Labeling Standards for Genetically Modified Foods(No. 2019-98, October 28, 2019)

その他の基準

食品の不当表示・広告の判断基準 Standard for Determining Unfair Labeling and Advertising of Foods (October 28, 2019)

図 22 食品表示に関する規制の体系

上記規制の一部の和訳が農林水産省の「各国の食品・添加物等の規格基準」³⁰で提供されている。また、JETROが「韓国食品などの表示基準（仮訳）（2017年8月発行）」³¹を提供しており、2016年版の食品表示基準の仮訳を入手できる。

³⁰ 農林水産省, “アジア：各国の食品・添加物等の規格基準”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/asia.html> (2023年11月閲覧)

³¹ JETRO, “韓国 食品などの表示基準（仮訳）（2017年8月発行）”

https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/law/report_krlawreport201708_2.html

韓国の法規制の多くは英語訳が提供されており、食品医薬品安全処（Ministry of Food and Drug Safety）のウェブサイト³²から検索・入手ができる。キーワード欄に「Label」等を入力して検索することで規制の英訳を入手できる。なお、原文も同サイトの韓国版のページから入手できる。

本報告書では、各法規制の英語訳を(株)三菱総合研究所が仮訳したものをもとに整理した。

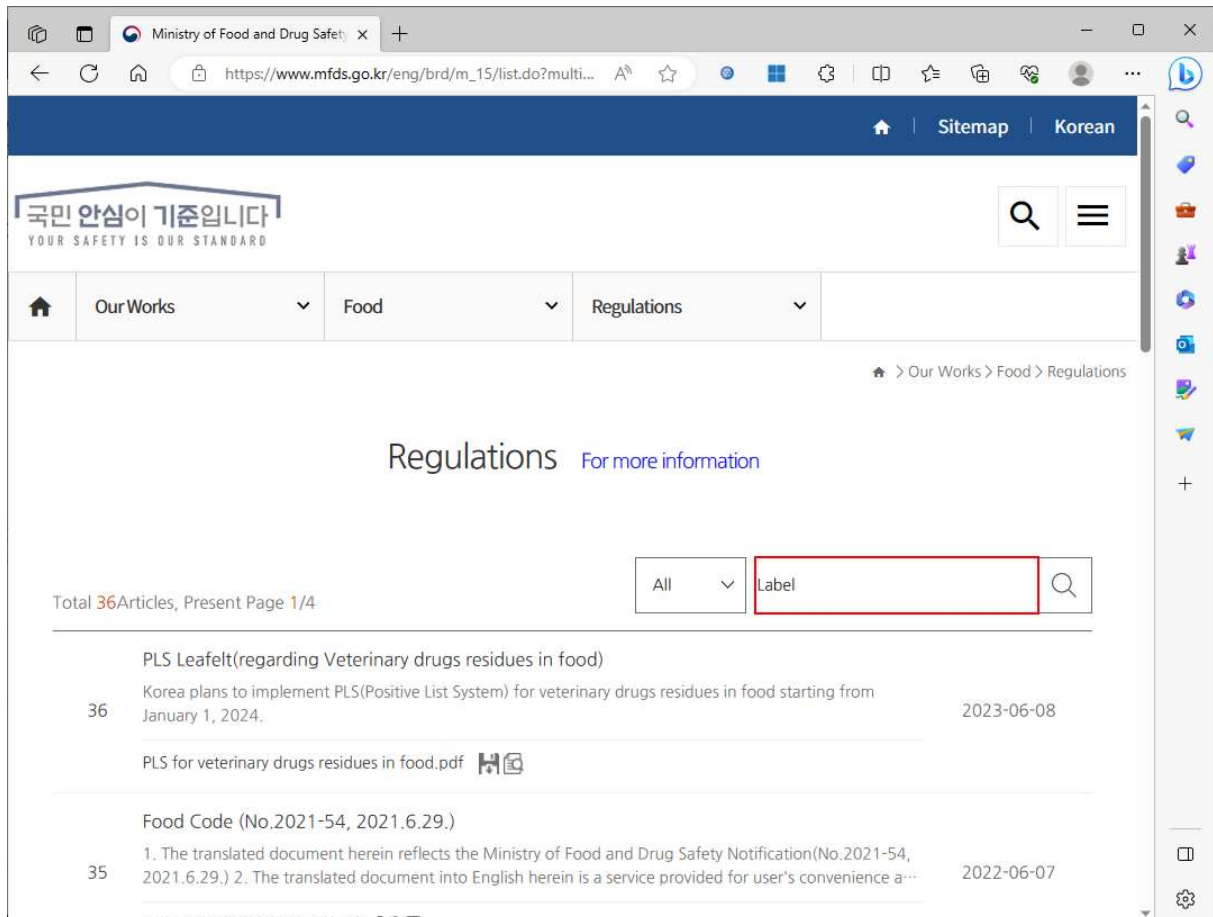


図 23 韓国の食品関連規制の検索画面（英語）

³² Ministry of Food and Drug Safety, "Regulations For more information"

https://www.mfds.go.kr/eng/brd/m_15/list.do?multi_itm_seq=0&srchTp=7&srchWord= (2023年11月閲覧)

1.10.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般について、基本的な事項は食品の表示・広告に関する法律で規定されており、具体的な内容は食品表示基準に規定されている。ここでは2019年に策定された食品表示基準を対象に整理している。さらなる詳細については食品表示基準の Attached Table 1: Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item に定められている。

(1) ACT ON LABELING AND ADVERTISING OF FOODS

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第4条	<p>(1) 食品等には、次に掲げる事項を表示しなければならない；ただし、内閣総理大臣が定める場合には、次の事項の一部を食品等の表示欄に記載することができる； 2021年8月17日改正</p> <p>1.食品、食品添加物又は畜産物であること；</p> <p>(a) 商品名、正味量、原材料名；</p> <p>(b) 事業所の名称および所在地；</p> <p>(c) 消費者の安全のための警告；</p> <p>(d) 製造年月日、使用期限又は賞味期限；</p> <p>(e) その他食品、食品添加物又は畜産物に関する情報を消費者に提供するために必要な事項で総理府令で定めるもの；</p> <p>2.器具、容器又は包装</p> <p>(a) 材質；</p> <p>(b) 事業所の名称及び所在地；</p> <p>(c) 消費者の安全のための警告；</p> <p>(d) その他消費者に機器、容器又は包装に関する情報を提供するために必要な事項で、内閣総理大臣が定めるもの；</p> <p>3.健康機能食品</p> <p>(a) 商品名、正味量、原材料名；</p> <p>(b) 事業所の名称及び所在地；</p> <p>(c) 使用期限及び保存方法；</p> <p>(d) 用法・用量、推奨される使用方法及び使用上の警告；</p> <p>(e) 当該製品が機能性健康食品であることを説明する表現又はマーク</p> <p>(f) 本健康機能食品は、疾病の予防、治療又は治癒を目的とする医薬品ではない旨の記載；</p> <p>(g) 機能性表示食品法第3条第2項に規定する機能及び原材料に含まれる機能性を有する成分等の内容に関する情報；</p> <p>(h) その他消費者に保健機能食品に関する情報を提供するために必要な事項で、内閣総理大臣が規則で定めるもの。</p> <p>(2) 第一項の規定による食品等の表示の義務者及び記載すべき事項、文字の大きさ、位置等の表示要領は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(3) 第一項の表示が義務づけられていない食品等又は第二項の表示要領に違反する食品等は、販売、製造、加工、小分け包装（完成品を小分けにして流通させることをいい、以下同じ。</p> <p>[施行日：2023年1月1日] 第4条</p>
第5条	<p>(以下この条において同じ。)を製造し、加工し、少量ずつ再包装し、又は輸入する者は、食品等に、内閣総理大臣が定める栄養成分表示を付さなければならない。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(2) 第一項の栄養成分表示に関し必要な事項及び表示要領は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(3) 第一項の栄養成分表示をしない食品等又は第二項の表示要領に違反する食品等は、販売し、製造し、加工し、少量に包装し直し、輸入し、包装し、販売のために貯蔵し、展示し、若しくは運搬し、又は営業の用に供してはならない。</p>
第 6 条	<p>(1) 食品等を製造し、加工し、少量ずつ包装し直し、又は輸入する者は、食品等に、内閣総理大臣が定めるところにより、ナトリウム含有量比較表示を付すものとする。</p> <p>(2) 第一項の規定によるナトリウム含有量比較表示の基準、表示要領その他必要な事項は、内閣総理大臣が、規則で定める。</p> <p>(3) 第一項の規定によるナトリウム含有量比較表示が付されていない食品等又は第二項の規定による表示の指針に違反する食品等は、販売し、製造し、加工し、少量に包装し直し、輸入し、包装し、販売のために貯蔵し、展示し、若しくは運搬し、又は営業の用に供してはならない。</p>
第 7 条	<p>(1) 食品等の広告には、当該食品等の名称及び事業所の名称を記載しなければならない。</p> <p>(2) 第一項に規定する場合を除くほか、食品等の広告について遵守すべき事項は、内閣総理大臣が定める省令で定める。</p>
第 8 条	<p>(1) 何人も、食品等の名称、製造方法、原材料等大統領令で定める事項について、次の各号のいずれかに該当する態様で表示又は広告してはならない： <2021 年 8 月 17 日に改正>。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.食品等が疾病の予防、治療、治癒に効果があると消費者に誤解させるような表示や広告をすること； 2.食品等が医薬品であると消費者に誤認させるような表示または広告をすること； 3.食品等を健康機能食品と誤認させるような表示・広告をすること； 4.虚偽または誇大に食品等を表示し、または広告すること； 5.食品等を欺く態様で表示し、又は広告すること； 6.企業やその製品を誹謗中傷するような表示や広告をすること； 7.客観的な根拠なく、他の事業者またはその食品等と虚偽の比較をして、企業またはその食品等を表示または広告する行為； 8.投機を助長する表現や猥褻な表現を用いて、公序良俗を著しく乱す態様で表示または広告を行うこと； 9.内閣総理大臣令で定める食品等以外の商品と同一または類似する商号、商標、容器、包装等を使用し、当該商品と誤認または混同されるおそれのある表示または広告をすること； 10.第 10 条第 1 項の規定による審査を受けず、または審査に従わずに表示または広告を行った場合は、第 10 条第 4 項の規定に違反することになる。 <p>(2) 第 1 項各号に掲げる表示及び広告の詳細その他必要な事項については、大統領令で定める。</p>
第 9 条	<p>(1) 食品等の表示又は広告をする者は、その表示又は広告に記載された主張を立証するものとする。</p> <p>(2) 食品等安全大臣は、食品等の表示又は広告が第八条第一項に違反するおそれがあるとして、当該食品等の主張を立証する必要があると認めるときは、当該食品等の表示に具体的に記載し、又は当該食品等の広告をした者に対し、立証情報を提出するよう求めることができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(3) 第二項の規定により立証情報の提出を求められた者は、当該要請を受けた日から十五日以内に、当該情報を食品医薬品安全大臣に提出しなければならない：ただし、食品医薬品安全担当大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出期間を延長することができる。</p> <p>(4) 食品医薬品安全大臣は、第二項の規定により実証情報の提出を求められた者が、第三項に規定する提出期間内に実証情報を提出しないで食品等の表示又は広告を継続する場合には、実証情報を提出するまで当該食品等の表示又は広告を停止する命令を発することができる。</p> <p>(5) 第2項により立証情報の提出を求められた者が当該情報を提出した場合、その者は、公正な表示及び広告に関する法律又は他の法令に基づき他の機関から求められた情報の提出を拒むことができる：ただし、食品医薬品安全大臣が、第(6)項に基づき受領した立証情報を当該機関に提供できない場合、当該者は、当該情報の提出を拒否してはならない。</p> <p>(6) 他の機関が、食品医薬品安全大臣が公正な表示及び広告に関する法律その他の法令に基づき受領した実証的な情報を求める場合には、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。</p> <p>(7) 第一項から第四項までの規定による立証の対象、立証情報の範囲及び要件並びに提出の方法に関し必要な事項は、内閣総理大臣が規則で定める。</p>

(2) Labeling Standards of Foods, Etc. (October 28, 2019)

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
1. 表示方法	<p>A) 「食品等の表示及び広告に関する法律施行規則」第5条関係別表3(3)に基づく表示は、図2の表示要領に従うことができる。</p> <p>1) 主な表示面には、商品名、内容量及び対応するカロリーを表示する（内容量の後に括弧を付けるが、規則第6条別表第4に定める栄養表示の対象となる食品に限る）こと。ただし、主表示面に商品名、内容量及び内容量に対応するカロリー以外の情報を表示する場合は、情報表示面に表示しないことができる。</p> <p>2) 情報表示面には、食品の種類、販売店の名称（商号）および所在地、賞味期限（製造日または賞味期限）、原材料名、注意事項を、表示ごとに区分した表または段落で表示するものとする。なお、情報表示面の面積が100cm²未満の場合は、表又は段落で表示しないことができる。</p> <p>B) 卵の殻の表示は、6点以上で表示することができる。</p> <p>C) 情報表示面の面積（図1による情報表示面のうち、主表示面に対応する最小限の余白を除いた面積）が狭いため、10ポイント以上の文字サイズで情報を表示できない場合は、規則第5条関連付表3(5)に定める規定を適用しないことがある。この場合、情報表示面には、本通知に定める情報（調理法、使用方法、摂取方法、使用方法、注意事項、他の法令に定める情報を含む）のみを表示するものとする。</p> <p>D) 最小販売単位包装において、内容物を2つ以上の包装に分割して個別に包装された商品（以下「内袋」）については、商品名、内容物及び内容物に対応するカロリー、賞味期限又は保存期間、栄養成分等を表示し、消費者に正しい情報を提供することができる。ただし、内袋の表示項目や文字の大きさは、規則第5条関連別表3(5)に定める規定に従わない場合がある。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>E) 他事業者の表示のある容器包装を使用してはならない。ただし、食品に有害な影響を与えない容器で、市場での流通・販売以外の他社への原料提供や「資源の節約及び再生利用に関する法律」に基づく容器の再利用（類似の種類の食品に使用されるものに限る）に使用する場合はこの限りでない。</p> <p>F) 視覚障害者のために、商品名や賞味期限などの表示項目を点字、バーコード、点字・音声変換コードなどでわかりやすい場所に追加することができる。この場合、点字はシール等を使用することができる。</p> <p>G) 「輸入食品安全管理特別法」第 18 条の OEM (Original Equipment Manufacturing) 食品等は、主要表示面において、外国貿易法上の原産国名の横に、フォント 14 以上の括弧書きで OEM 食品として区別すること。(ただし、自然状態の農林畜水産品、器具・容器、専門流通機関の表示があるものについては、この限りではない。)</p> <p>"原産国"を表示する： 原産国：〇〇 (OEM)、「Made in： 原産国：〇〇 (OEM)」 「原産国：〇〇 (OEM)」 「原産国：〇〇 (OEM)」： 〇〇 (OEM) ", "Made in： 原産国：〇〇 (OEM)」、「原産国：〇〇 (OEM)」、「原産国：〇〇 (OEM)」： Madein:〇〇 (OEM)、「Made in： "〇〇 (OEM) "のいずれか</p> <p>H) セット商品（2 種類以上の商品をまとめて販売するために包装された商品で、製造報告書または輸入申告書が完成した完成品の形態）の場合、セット商品を構成する個々の商品には、表示情報を表示しないことができる。ただし、包装製品の外箱には、各製品の表示情報を表示しなければならない。この場合、賞味期限は、その包装を構成する製品の賞味期限のうち、最も短い賞味期限を表示するものとする。(ただし、消費者が完成品を構成する各製品の表示情報を明確に識別できる場合は、この限りではない。)</p> <p>I) 次の場合には、食品の当初の表示情報を変更してはならない。ただし、内容物、事業所の名称及び所在地、栄養成分については、小分け又は再包装された食品に適した表示をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 食品小分け店で食品を小分け・リパックした場合 2) 即席製造加工食品店が、食品製造加工事業者が製造・加工した食品の一部を最終消費者に販売する場合。 3) 食肉即売・加工店が、食肉加工事業者が製造・加工した畜産物の一部を最終消費者に販売する場合。 4) 食用卵収集販売業者が、「畜産物衛生管理法施行規則」第 7 条の 11 別表第 2 の 3 (7) に基づき、卵を再包装して販売する場合。ただし、リパックに伴い、商品名（輸入卵を除く）を変更し表示することができる。 <p>J) 「食品衛生法」第 37 条および「家畜衛生管理法」第 25 条の製造報告を終えて製造された商品には、品目報告番号を表示すること。</p> <p>K) 酒類以外の食品に「ノンアルコール」「アルコールフリー」「アルコール無添加」等の表現を用いる場合は、その表現の横または下に同じ書体で、成人が摂取するものであることを括弧書きで表示する。ただし、「ノンアルコール（エタノール 1%未満含有、成人用）」「ノンアルコール（エタノール 1%未満含有、成人用）」「ノンアルコール（成人用）」「アルコールフリー（成人用）」「アルコール無添加」等の表現を用いる場合は、「エタノール（またはアルコール） 1%未満含有」の表現を同じフォントで表示する。 L) 製品に使用される合成樹脂製またはゴム製の容器または包装には、以下のように包装材を表示すること：</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>1) 合成樹脂またはゴムの材質により、塩化樹脂、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニリデン、ポリエチレンテレフタレート、フェノール樹脂、シリコーンなど「容器包装の規格・寸法」に記載されている材質名を別途表示する。この場合、略号で表示することができる。</p> <p>2) 「資源の節約及び再利用の促進に関する法律」により、ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリスチレン（PS）、ポリ塩化ビニル樹脂（PVC）を表示する場合、別途材料表示を省略することができる。</p> <p>M) 調理した食品の写真や絵を主な表示面に使用する場合は、使用する写真や絵の近くに「調理例」「イメージ写真」「例示例」等の表現を10ポイント以上のフォントで表示すること。</p> <p>N) 畜産物が冷凍・冷蔵品である場合は、「冷凍」「冷蔵」と表示すること。を主要な陳列面に表示すること。ただし、商品名の一部として使用されている場合や、主な表示面に保存方法が表示されている場合は、表示を省略することができる。</p> <p>O) 次の食品は、その特性を考慮し、次のように表示することができる：</p> <p>1) 次の各号に掲げる場合において、表示箱に表示し、又は別の標識に表示するときは、個々の商品の表示を省略することができる。</p> <p>a) 「食品衛生法施行規則」第21条第2項の規定による即席食品販売・製造・加工業の事業者が、「食品衛生法施行規則」第37条附表15により即席販売・製造・加工の対象となる食品を販売する場合。ただし、出荷、郵便又は宅配便により最終消費者に引き渡される食品にあっては、商品表示を省略してはならない。</p> <p>b) 「酒税法施行規則」第4条の規定に基づき、小規模酒類製造業者が、その製造したタクジュ、ヤクジュ、チョンジュ及びビールを、同一場所においてその経営する外食店の顧客に対して直接販売する場合。</p> <p>c) 「家畜排せつ物衛生管理法施行規則」第21条第8項の即席食肉販売加工業者が食肉加工品を製造し、又はその一部を販売する場合。ただし、郵便又は宅配便により最終消費者に交付する食肉加工品については、商品ごとの表示を省略してはならない。</p> <p>2) 輸出食品については、輸入国の表示基準に従い、表示を付すことができる。</p> <p>3) 輸入食品等</p> <p>a) 輸出国で流通する食品は、輸出国が表示するラベルを使用すること。ハングルで印刷されたシール、ラベル、タグでもよいが、脱落しないように貼付し、元の容器や包装に表示されている商品名や日付（賞味期限）などの表示情報を覆わないようにすること。</p> <p>b) 韓国語で表示された容器包装で輸入される食品の表示には、インク、銘板、またはスタンプを使用すること。</p> <p>c) 輸出国及び製造者を輸出国の言語でステッカーに表示することができる。</p> <p>4) 「航空安全法」第2条第1項に基づく航空機内で提供される食事（機内食）の場合、消費者の安全に関する表示のうち、アレルギーのみを表示することができる。ただし、アレルギー情報を別途メニューボードやパンフレットで提供する場合（電子機器による方法を含む）には、表示を省略することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>P) 規則第 5 条関連別表 3 (4) により、表示には、容易に消えないインク、銘板、スタンプを使用すること。ただし、以下の場合は、シール、ラベルまたはタグを使用することができるが、脱落しないように貼付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 容器包装の材質の性質上、インク、銘板、スタンプによる表示が不可能な場合。 2) 缶詰または瓶詰の場合 3) 消費者に直接販売されるものでなく、製品の原材料として食品製造加工業、畜産物加工業、食品添加物製造業に供給される原材料の場合 4) 許可者（登録・届出者）が変更した名称（商号）および営業所の所在地を表示する場合 5) 製造年月日、賞味期限または保存期間以外の食品の安全性に関係しない軽微な表示情報で、所轄官庁の許可を得ている場合 6) 農林畜産物（「家畜衛生管理法」に規定する畜産物を除く）の場合、自然のままの状態。 7) 食品製造加工業または畜産物加工業で製造・加工され、外食産業または集団給食施設にのみ販売される原材料製品の場合。 8) II-6 に基づき、放射線に関する表示を行いたい場合。 9) 即売・製造・加工食品及び即売・加工食肉のうち、出荷、郵便、宅配便により最終消費者に届けられる食品。
2. 長期保存食品のラベル表示	<p>A) 缶詰・瓶詰製品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 内容物は、固形物および正味量に分けて表示する。ただし、摂取前に液体を廃棄することができず、固形物や液体と一緒に摂取する必要がある食品は、正味量のみを表示とすることができる。 2) 酸性缶詰は、"Acid Canned Foods"と表示すること。 3) 缶詰は、賞味期限または消費期限を表示することができる（「食品衛生法」第 7 条の種類に限る）。 <p>B) レトルト食品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) "レトルト食品"と表示すること。 2) レトルト食品は、栄養成分及び正味量に対応するカロリー並びに賞味期限又は保存期間（「食品衛生法」第 7 条に規定する種類に限る）を表示する。 <p>C) 冷凍食品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 食品の種類により、加熱せずに食べる冷凍食品は「非加熱冷凍食品」、加熱後に食べる冷凍食品は「加熱後冷凍食品」（「食品衛生法」第 7 条の種類に限る）と表示すること。 2) 「加熱調理冷凍食品」の場合、殺菌したものは「殺菌品」と表示し、乳酸菌を添加したものは乳酸菌数を表示する（「食品衛生法」第 7 条の種類に限る）。 3) 冷凍食品には、冷凍状態での保存方法、調理時の解凍方法を表示する。 4) 調理または加熱処理を必要とする冷凍食品には、調理または加熱処理の方法を表示する。 5) 原材料のすべてが肉類または農産物であると消費者に誤認させるような表示は認めない。ただし、商品名と同じ位置に肉又は農産物の含有量を表示する場合（「食品衛生法」第 7 条の種類に限る）は、この限りでない。

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>6) 2 種以上の混合原料肉を使用した冷凍食品は、原料肉の名称を商品名として使用してはならない。ただし、商品名と同じ位置に原料肉の含有量を表示する場合（「食品衛生法」第 7 条の種類に限る）には、この限りではない。</p> <p>7) 3)及び 4)の規定にかかわらず、最終消費者に提供されず、他の食品の製造、加工又は調理の際に原材料として使用される食品は、調理時の解凍方法及び調理又は加熱処理の方法に関する表示を省略することができる。</p>
<p>3. 高麗人参または紅参の成分を含む食品への表示</p>	<p>A) 表示の対象となる商品 高麗人参または紅参の成分を含むもの</p> <p>B) 商品説明やパッケージに高麗人参の原産地を表示する場合は、表 1 の高麗人参の原産地の基本文章を適用する。</p> <p>C) 高麗人参製品の包装の色と色度は、製品の品質を向上させ、他者が製造・生産した製品との混同を避けるため、全体として調和がとれていなければならない。</p> <p>D) 高麗人参または紅参を商品名または商品名の一部に使用することができ、この場合、商品名は漢字で表示することができる。</p> <p>E) 国内で販売される製品には韓国語および漢字で「韓国特産品」と表示することができ、輸出製品には英語または輸入国の言語で「韓国特産品」と表示することができる。</p> <p>F) 高麗人参の成分を含む製品には、高麗人参の名称（商品名を含む）、図面、図形を表示することができる。</p> <p>G) 上記 F)の場合、原料に水溶性高麗人参原料または水溶性紅参原料を使用する場合は、高麗人参原料含有量（mg/g）または紅参原料含有量（mg/g）を食品に表示しなければならない。</p> <p>H) 高麗人参の根以外の部位を原材料として使用する場合は、その部位名を表示すること。また、2 種類以上の部位を併用する場合は、それぞれの部位名と含有量を表示する。</p> <p>（例）高麗人参の実を使用する場合は、「高麗人参の実」と表示すること。高麗人参の果実を用いて高麗人参濃縮物を製造する場合は、「高麗人参濃縮物」と表示すること。高麗人参の根と実を使用して高麗人参濃縮液を製造した場合は、「（根 80%、実 20%）」と表示すること。</p>
<p>4. 照射食品の表示</p>	<p>A) 照射対象食品</p> <p>1) 「食品衛生法」第 7 条および「家畜衛生管理法」第 4 条により照射が許可されている食品（最終製品）。</p> <p>2) 上記 1)の食品のうち、原材料として申告された検出方法の食品を使用して製造・加工された場合（照射原材料使用食品）。</p> <p>B) 表示方法</p> <p>1) 表示場所</p> <p>a) 上記 A)～(1)の最終製品は、消費者が見やすい場所に表示すること。</p> <p>b) 上記 A)～(2)の照射済み原材料を使用した食品は照射の内容を表示すること。</p> <p>b) 上記 A)～(2)の照射済み原材料を使用した食品については、原材料名に照射の内容を表示すること。</p> <p>2) 表示事項</p> <p>a) 上記 A)～(1)に定める最終製品の場合：照射済み食品を示すフレーズまたは照射図形。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(例)「放射線照射」「ガンマ線照射」「放射線殺菌」「放射線消毒」「ガンマ線発芽抑制」「電子発芽抑制」「ガンマ線殺菌」「電子殺菌」「ガンマ線消毒」「電子消毒」等。</p> <p>b) 上記 A)～(2)に定める照射済み原材料を使用した食品の場合：</p> <p>(1) 個別の原材料名で表示する： 原材料名スペースに原材料名を記載する。 (例)「玉ねぎ（照射）」「玉ねぎ（γ線照射）」「照射にんにく」「γ線照射にんにく」等。</p> <p>(2) 照射済み原料の一括表示について (a) 照射済み複合原材料の表示： 5種類以上の照射済み複合原料の名称または原料名を表示する。 (例) 照射済み複合原材料名（5種類以上の原材料名を表示）、ガンマ線照射済み複合原材料名（5種類以上の原材料名を表示）。</p> <p>(b) 照射済み食品の一括表示： 括弧内は照射済み原材料の一括表示 (例) 照射原料（ジャガイモ、ニンニク、タマネギ等）、ガンマ線発芽抑制原料（ジャガイモ、ニンニク、タマネギ等）。</p> <p>(3) どの原料に照射したかを特定することが困難な場合は、「一部の照射済み原料を含む」「一部の原料に照射済み」等の表現で表示することができる。</p>

(3) Labeling Standards of Foods, Etc. (October 28, 2019) - Attached Table 1:
Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
<p>1. 食品（輸入食品を含む） A) 製品名</p>	<p>1) 製品名は、製品固有の名称とし、許可機関（輸入食品の場合は報告機関）に報告された名称を表示すること。</p> <p>2) 商号、ロゴ、商標は、商品名と併用することができる。</p> <p>3) 次の各号の場合、原材料名または成分名を製品名または製品名の一部として使用することができる：</p> <p>a) 食品の製造又は加工に用いられる原材料名及び成分名、又は果実、野菜、魚介類、肉類等の通称を商品名又は商品名の一部として使用する場合は、主表示面に14ポイント以上のフォントで原材料名（エキス又は濃縮物の場合は、原材料の含有量及び原材料の固体分又は配合量を%表示）又は成分名及びその内容（%、重量、容量）を表示しなければならない。ただし、商品名のフォントサイズが22ポイント未満の場合は、7ポイント以上のフォントサイズを使用することができる。 (例) 黒にんにく ○○%（黒にんにく ○○%） (例) いちご ○○（いちごエキス ○○%（固形分 ○○%））。 (例) フルーツ ○○（リンゴ ○○%、洋ナシ ○○%）</p> <p>b) 上記 a)の規定にかかわらず、食品種名、即席食品名、コンビニエンスフード名、料理名を商品名または商品名の一部として使用する場合、食品種名、即席食品名、コンビニエンスフード名、料理名の内容物を表示しないことができる。 (食品タイプの名称例)「○○トマトケチャップ」(食品タイプ：トマトケチャップ)、「○○味付け海苔」(食品タイプ：味付け海苔) (インスタント食品、コンビニエンスフードの名称例) "○○ハンバーガー"、"○○ギンバップ"、"○○スンデ"</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(料理名の例) "スジョングア○○"、"シッケ○○"、"プルコギ○○"、"ピザ○○"、"チャムポン○○"、"バーベキュー○○"、"カルビ○○"、"ローストチキン○○"</p> <p>c) 合成香料のみを原料とし、「味」または「風味」を商品名または商品名の一部とする場合、原料名または成分名の後に「風味」を用い、文字サイズは商品名と同じか大きくし、商品名の周囲に「合成○○香料添加（含有）」または「合成香料添加（含有）」を表示する。</p> <p>(例) いちご味キャンディ (例) いちご味キャンディ（合成いちご味添加）</p> <p>4) 輸入食品の名称を韓国語で表示する場合は、「Loanword Orthography」に従って表示または翻訳し、韓国語の商品名は表示基準に適合するものとする。</p>
B) 事業所の名称および所在地	<p>1) 事業所の名称および所在地は、以下のように表示すること：</p> <p>a) 食品製造・加工業： a) 食品製造・加工業：登録・届出窓口に提出する事業所の名称および所在地を表示することができるが、事業所の代わりに製品の返品・交換の取扱場所を表示することができる。ただし、食品製造・加工業者が製造・加工設備がないため、他の事業者による食品の製造・加工を委託している場合は、委託している事業所の名称と所在地を表示するものとする。</p> <p>b) 専用の流通業： 報告義務者に提出した事業所（又は製品の返品・交換を取り扱う場所）の名称及び所在地を記載すること。また、食品製造業者または加工業者の名称と所在地を併記すること。</p> <p>(例) 専用の流通業： 事業所の名称および所在地 製造業者： 製造者：事業所の名称及び所在地</p> <p>c) 食品小分け事業者： 報告官庁に提出した事業所（または製品の返品・交換を取り扱う場所）の名称と所在地を表示すること。また、食品製造業者または加工業者の名称と所在地を併せて表示すること。小分けされた食品が輸入食品である場合は、輸入食品事業者の名称と所在地も併せて表示する。</p> <p>(例) 食品細分事業： 事業所の名称および所在地 製造業者： 製造者：事業所の名称と所在地</p> <p>(例) 食品分譲事業者： 事業所の名称と所在地 輸入食品事業者： 事業所の名称と所在地 製造者 製造者：製造者の名称</p> <p>d) 輸入食品事業者： 報告当局に提出した事業所（または製品の返品・交換を取り扱う場所）の名称と所在地を記載する。この場合、輸入食品の製造者の名称も表示すること。なお、製造者名を外国語で表示する場合は、別途韓国語で表示する必要はない。</p> <p>(例) 輸入食品事業者： 事業所の名称及び所在地（商品の返品・交換を取り扱う場所でもよい。） 製造者であること： 製造者の名称</p> <p>e) 食肉包装業、畜産物加工業： 事業所の名称および所在地を表示するものとするが、製品の返品・交換を取り扱う場所を表示することに代えても差し支えない。</p> <p>f) 畜産物専用流通事業者： 報告官庁に提出した事業所（製品の返品・交換を取り扱う場所）の名称と所在地を記載すること。この場合、畜産物加工事業者または食肉包装事業者（輸入畜産物の場合は輸入畜産物事業者）の名称および所在地も併せて表示すること。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>g) 食用卵販売業： 報告官庁に提出した事業所の名称と所在地を記載すること。 h)と畜場事業（鶏肉、鴨肉にのみ適用）： 報告当局に提出されたと畜場の名称および所在地を表示すること。</p> <p>2) その他の事業所の名称および所在地を表示する場合は、上記 1)で表示した事業所の名称および所在地と同じ文字サイズかそれ以下で表示する。 (例) 販売業 例) 販売業：○○百貨店、所在地 製造業者： 事業所の名称および所在地</p>
C) 製造年月日	<p>1) 製造年月日は、"○年○月○日"、"○○.○○.○○"、"○○年○月○日"、"○○○.○○.○○"のいずれかで表示する。ただし、畜産物の場合は、"○○年○月○日"、"○○.○○.○○"、"○○○年○月○日"、"○○○.○○"と表示すること。 "、"○○年○月○日"、"○○.○○.○○"、"○○○○年○月○日"、"○○○○.○○.○○"。</p> <p>2) 主表示面や情報表示面に製造年月日を表示することが困難な場合は、該当する位置に表示すること。</p> <p>3) 輸入食品に表示される輸出国の「年/月/日」の表示順序が、上記基準 1)に定める表示順序と異なる場合は、「年/月/日」の表示順序を例示し、消費者が容易に認識できるようにする。 4) 製造年月日の異なる製品を一緒に梱包する場合は、製造年月日の早い方を表示する。 を表示しなければならない。ただし、消費者と一緒に包装された各製品の製造年月日を明確に識別できる場合は、この限りではない。 5) 製造年月日表示対象外食品に製造年月日を表示する場合は、上記 1)から 5)に定める表示方法に従って表示し、表示した製造年月日を削除・変更してはならない。ただし、畜産物の賞味期限が3ヶ月未満の場合は、製造年月日の「年」の表示を省略することができる。</p>
D) 賞味期限または消費期限	<p>1) 賞味期限は、「○年○月○日まで」、「○年○月○日まで」、「○年○月○日まで」、「○年○月○日まで」、「○年○月○日まで」、「賞味期限」と表示すること： "○○○年○○月○○日"などと表記する。 ただし、畜産物の賞味期限が3ヶ月未満の場合は、製造年月日の"年"を省略することができる。</p> <p>2) 製造年月日を用いて賞味期限を表示する場合、「製造日から○○日」「製造日から○○ヶ月」「製造日から○○年」「賞味期限」のように表示することができる： 製造日から○○日"と表示する。</p> <p>3) 製品の製造・加工・包装の手順が自動化された設備で処理され、製造時間まで自動表示できる場合は、"○月○日○時まで"、"○○.○○.○時○分まで"などと表示することができる。</p> <p>4) 賞味期限は、"○年○月○日"、"○○.○○.○○"、"○○○年○月○日"、"○○.○○.○○"と表示する。</p> <p>5) 製造年月日を用いて賞味期限を表示する場合、"製造年月日から○○日"、"製造年月日から○○ヶ月"、"製造年月日から○○年"と表示することができる。</p> <p>6) 主表示面や情報表示面に賞味期限や消費期限を表示することが困難な場合は、賞味期限や消費期限を表示する場所を表示すること。</p> <p>7) 輸入食品に表示される輸出国の「年/月/日」の表示順序が、上記基準 1)に定める表示順序と異なる場合は、「年/月/日」の表示順序を例示し、消費者が容易</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>に認識できるように配慮しなければならない。なお、「年／月」のみの表示の場合は、「日」を月の初日として表示すること。</p> <p>8) 消費期限または賞味期限の表示が義務付けられていない国から消費期限または賞味期限のない製品を輸入する場合、輸入者は輸出国または製造会社から受け取った消費期限または賞味期限の証拠資料に基づいて、韓国語で消費期限または賞味期限を表示しなければならない。</p> <p>9) 賞味期限または保存期間の表示には、使用または保存のための特別な条件を付記すること。この場合、冷凍又は冷蔵して流通させる商品には、「冷凍保存」及び冷凍温度、又は「冷蔵保存」及び冷蔵温度（冷凍及び冷蔵温度は畜産物にのみ適用）を表示しなければならない。</p> <p>10) 賞味期限または消費期限の異なる複数の製品を一緒に梱包する場合は、最も短い賞味期限または消費期限を表示すること。ただし、賞味期限または消費期限の異なる製品を個別に包装する場合は、最も短い賞味期限のみを表示することができる。</p> <p>11) 自然の状態の農林水産物など、賞味期限の表示が義務付けられていない食品に賞味期限を表示する場合は、上記 1)～10)の表示方法に従って表示し、賞味期限が切れた製品を輸入、展示、販売したり、賞味期限を変更したりしてはならない。</p> <p>12) 畜産物から原料を取り出した後、保存性を変えない簡易加工のみを行い、即席食肉加工業者が加工肉を再販売し、その包装肉に再包装日を表示する場合、上記 2) の表示方法により製造年月日を用いて消費期限を表示するか、上記 1) の表示方法により消費期限と製造年月日を併せて表示する。</p>
E) 正味量	<p>1) 含有量は、その内容に応じて、重量、容量、または数値で表示すること。数値で表示する場合は、重量または容量を括弧書きで表示する。この場合、容器・包装に表示された数量と実際の数量との不足分の許容範囲（レンジ）は、次のとおりとする。</p> <p>2) 食べる前に捨てる液体(製品の性質により自然に発生する液体を除く)、氷で包装された食品または氷のフィルムで処理された食品には、液体または氷(フィルム)を除いた食品の重量を表示すること。</p> <p>3) 錠剤の形態で製造された製品は、販売用の容器又は包装に錠剤の数及び総重量を表示し、カプセルの形態で製造された製品は、カプセル数及び封入剤の重量を除く正味の含有量を表示しなければならない。この場合、カプセル剤の重量は、内容物を含むカプセルの総重量の 50%以下でなければならない。</p> <p>4) 食品の正味量を表示する場合、正味量の横の括弧内にカロリーを併記すること。(例) 100g (240kcal)</p> <p>5) 包装肉又は輸入肉の内容物を主表示面に表示することが困難な場合は、表示位置を別途定めることができる（畜産物にのみ適用）。</p> <p>6) 食用卵の正味量は個数で表示し、() 内に重量を表示する。</p> <p>7) 鶏肉、鴨肉は、純度を数字で表示し、重量を括弧書きで表示する。ただし、正味量が 1 個の場合は、重量のみを表示することができる。</p>
F) 原材料の名称	<p>1) 食品に使用される原材料は、以下のように表示すること。</p> <p>a) すべての原材料名（最終製品に残留しない水を除く）の名称は、使用頻度の高い順に表示する。ただし、総重量の 2%未満の残りの原材料については、上記順序に従わずに表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>b) 原材料の代表的な名称は、「食品衛生法」第7条および「畜産物衛生管理法」第4条の「食品の規格及び基準」、「標準韓国語辞書」などに基づいて選定すること。</p> <p>c) 品種名を原料名として使用することができる（例：青りんご、〇〇牛、〇〇豚）。</p> <p>d) 製造・加工手順で特性が変化した原材料を使用する場合は、製造・加工手順の名称と特性を併記すること。（例：〇〇濃縮液、〇〇エキス、〇〇発酵液、〇〇ジアスタティック）。</p> <p>e) 複合原材料を使用する場合は、複合原材料名（商品名を含む）または食品の種類を表示し、5種類以上の原材料名または成分名を使用頻度の高い順に（水を除く）括弧書きで表示する。ただし、複合原料が製品総重量の5%未満の場合は、複合原料を示す名称（商品名を含む）または食品の種類のみを表示することができる。</p> <p>f) 主表示面に原材料名を表示する場合は、12ポイント以上のフォントで原材料名とその含有量を表示すること。ただし、附属書1 1.a)3)a)に該当する場合は、それに準ずる。</p> <p>g) 機械的分離肉のみを原材料として使用する場合は、原材料名の後に括弧を付け、「機械的分離肉」を使用することを表示すること。ただし、原料に正肉と機械的分離肉が混在する場合は、その混在比率を表示すること。 （例）機械分離肉を100%原料として使用する場合：鶏肉(機械分離肉) 普通肉と機械分離肉を混合して原料にする場合：鶏肉 00%（正肉 00%、機械分離肉 00%）または正肉 00%、鶏肉（機械分離肉） 00% h) アマニ（ただし、アマニを除く）。</p> <p>h) 亜麻仁（亜麻仁油を除く）を原材料として使用する場合は、その含有量（重量）を主表示面に表示する。</p> <p>2) 食品添加物は、以下のように表示すること。</p> <p>a) 表4に定める目的で食品の製造及び加工に直接使用される食品添加物は、その名称及び用途を表示すること。 （例）サッカリンナトリウム(甘味料)</p> <p>b) 表5に定める食品添加物は、「食品添加物公定書」に掲載されている名称又は同表に定める略称で表示する。</p> <p>c) 表6に定める食品添加物にあっては、「食品添加物公定書」に告示された名称又は同表に定める略称若しくは主用途（重複する用途にあっては、重要な用途を主用途とする）により表示しなければならない。ただし、食品添加物を表6に定める主目的以外の目的に使用する場合は、その食品添加物の名称又は略称を表示するものとする。</p> <p>d) 混合調製物の食品添加物は、届出済みの混合調製物の名称を表示し、その混合調製物を構成する全ての食品添加物を括弧書きで表示すること。この場合、食品添加物等の名称の表示については、b)の規定に従うことができる。 （例）麺類添加アルカリ剤（炭酸ナトリウム、炭酸カリウム）の場合</p> <p>3) 1)および2)の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>a) 複合原料を使用する場合、複合原料の食品種を省略し、複合原料に含まれる全ての原料を使用頻度の高い順に表示することができる。ただし、重複する名称は1回のみ表示できる。</p> <p>b) 混合調製用食品添加物は、届出済みの混合調製物の名称を省略することができ、それらに含まれる全ての食品添加物又は原材料を、使用頻度の高い順に表示すること。ただし、重複する名称は1回のみ表示することができる。</p> <p>(例) 水、砂糖、植物性クリーム（パーム水、砂糖、乳化剤）、混合調製物（砂糖、安息香酸ナトリウム）→水、砂糖、パーム樹、乳化剤、安息香酸ナトリウム</p> <p>c) 食用油脂は、"食用油脂名"、"動物性油脂"、"植物性油脂（オリーブオイルを除く）"と表示することができます。ただし、水素添加により硬化した食用油脂は、硬化油または部分硬化油と表示すること。</p> <p>(例) 植物性油脂（部分硬化油）又は大豆部分硬化油</p> <p>d) でんぷんは、"でんぷん名（〇〇〇 でんぷん）"または "でんぷん "と表示することができる。</p> <p>e) 総重量比 10%未満の加糖果実は、"加糖果実 "と表示することができる。</p> <p>f) 韓国食品基準コーデックス第 1 条に定める原材料のうち、3. 食品原材料の分類 1)および 2)に規定された原材料のうち、重量比が 2%未満の個々の原材料は、分類名で表示することができる。</p> <p>g) 製品に直接使用されていないが、食品の原材料から持ち越された食品添加物の含有量が、製品に有効な量に満たない場合、食品添加物の名称を表示しないことができる。</p> <p>h) 食品加工時に添加され最終製品で不活性化される酵素や、除去される食品添加物の場合、その名称を表示しないことができる。</p> <p>i) 30cm² 未満の主表示面には、水を除く広く使用されている原材料名を 5 種類以下しか表示できない。</p> <p>j) 食品添加物に天然香料または合成香料が含まれる場合は、それぞれ「天然香料」「合成香料」 と表示する。ただし、フレーバーの名称を付加的に表示することができる。</p> <p>(例) 天然香料、天然香料（バニラフレーバー）、天然香料（バニラエキス）、合成香料、合成香料（ストロベリーフレーバー）。</p> <p>4) 食品原料として使用されるエキス（または濃縮物）の含有量を表示する場合は、エキス（または濃縮物）の含有量とエキス（または濃縮物）に含まれる固形分（%）を合わせて表示すること。ただし、固形分の測定が困難な場合は、配合内容で表示することができる。</p> <p>(例) イチゴエキス（又は濃縮物） 〇〇%（固形分 〇〇% 又は配合分 〇〇%）</p> <p>(例) ストロベリーバナナエキス（または濃縮物） 〇〇%（固形分ストロベリー 〇〇%、バナナ 〇〇%または配合分ストロベリー 〇〇%、バナナ 〇〇%）</p>
G) 原材料名と含有量について	製品に直接添加されていない成分名を表示する場合は、その名称と製品に含まれる実際の含有量を重量または容量で表示するものとする。ただし、栄養表示に従って成分名を表示する場合は、栄養表示に関する規定を適用することができる。
3. 調理器具等の殺菌・消毒剤（輸入調理	<p>A) 商品名 食品に関する詳細表示基準 A)を適用する。</p> <p>B) 事業所の名称及び所在地</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
器具用を含む)	<p>食品に関する詳細な表示基準 B)を適用する。</p> <p>C) 製造年月日 食品の詳細表示基準 C)を適用する。ただし、製造年月日に加え、賞味期限を表示する場合は、食品の詳細表示基準 D)を適用する。</p> <p>D) 純度 食品の詳細表示基準 E)を適用する。</p> <p>E)原材料名・成分名 食品の詳細表示基準 F)、G)を適用する。</p>
4. 器具または容器包装（輸入された器具または容器包装を含む。）	<p>A) 陶磁器 食品の詳細表示基準 b)を適用して、名称（輸入陶器については、輸入陶器事業所の名称）及び事業所の所在地を表示すること。</p> <p>B)陶磁器以外の製品の器具または容器・包装 1) 食品に関する詳細表示基準 b)を適用して、事業所の名称及び所在地を表示すること。ただし、器具の場合は、製造者名に代えて委託製造者名を表示することができ、輸入器具に委託製造者名を表示する場合は、原産国も表示するものとする。 (例)「製造者名： 製造者名：〇〇」または「委託製造者名：〇〇」： 〇〇." 輸入調理器具の場合、"製造者名： 製造者名：〇〇」または「委託製造者名：〇〇」とする： "〇〇（原産国）"</p>

1.10.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、食品表示基準の Attached Table 1: Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item で規定されている。韓国では、栄養成分の表示は全ての加工食品に適用されるわけではない。栄養成分表示が義務となる食品は以下の通り。

- ✓ 特別用途食品
- ✓ 健康機能食品
- ✓ パン（ケーキ、ドーナツ、パンローフ、その他のベーカリー製品）、麺類、レトルト食品、食用油脂、餃子
- ✓ キャンディ、チョコレート、クッキー・ビスケット・スナックなどの菓子類、ジャム、飲料、コーヒー 焙煎コーヒー、インスタントコーヒーを除く、醤油・ペースト 韓国産角型納豆、韓国産角型納豆を原料とした韓国産醤油、韓国産大豆ペースト、大豆発酵調味料を除く 注：キャンディ、ガム、チョコレートの小売販売単位商品を収納した外箱・パッケージへの栄養成分表示は任意
- ✓ フローズンデザート（アイス キャンディ）、魚肉ソーセージ、ライスロール、ハンバーガー、サンドイッチ
- ✓ 牛乳、加工乳、発酵乳、粉ミルク、チーズ、ハム、ソーセージ、アイスクリーム
- ✓ ココア加工品、シリアル（朝食用シリアル）、インスタント食品（調理してすぐに食べられるように包装された食品）

Labeling Standards of Foods, Etc. (October 28, 2019) - Attached Table 1: Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
1) 栄養成分表示基準	<p>a) 栄養成分の表示は、総含有量（1包）あたりの値で表示すること。ただし、総含有量が 100g（mL）を超え、1 回摂取目安量の 3 倍を超える食品は、総含有量ではなく、100g（mL）あたりの含有量で表示することができる。栄養成分単位は、規則第 6 条関係別表第 5 の 1 日当たりの栄養基準値の栄養成分単位と同様に表示すること。なお、1 回摂取目安量と総量（1包）を併せて表示する場合は、その単位を同一に表示すること。</p> <p>b) 栄養分量は、食品の可食部を基準として算出すること。この場合、可食部は、動物の骨、植物の種子、製品の品質を維持するために添加される液体など、通常消費されない非可食部を除き、実際に消費された量に基づく。</p> <p>c) a)の規定にかかわらず、分割可能な単位製品については、単位内容量が 100g（mL）以上又は一回摂取目安量以上の場合は、単位内容量当たりの栄養分量を表示するものとする。（ただし、希釈、溶解、浸出等の方法で摂取される製品については、製品の摂取方法に応じて、消費者が最終的に摂取する量（mL）を作るために必要な量（mL）または重量（g）を単位含有量として使用することができる）。この場合、内容物全体（1包）の重量（g）及び単位製品の重量（g）又は容量（mL）を表示し、単位製品の個数も表示するものとする。[例：ホットドッグの場合、内容総量 1,000g（100g×10 ea）。]</p> <p>d) a)～c)の規定にかかわらず、単位内容量が 100g（mL）未満で 1 回摂取目安量に満たない場合は、単位内容量当たりの栄養分量を表示することができる。この場合、総内容量（1包）あたりの栄養分量を併記すること。a)の規定により、総量が 100g（mL）を超え、一回摂取基準の 3 倍を超える食品は、100g（mL）あたりで表示することができる。</p> <p>e) a)～d)の規定にかかわらず、栄養成分については、1 回摂取基準あたりの栄養成分として表示してもよい（ただし、希釈、溶解、溶出等により摂取される製品の場合は、1 回摂取基準とするために必要な容量（mL）又は重量（g）を 1 回摂取基準とすることができる）。また、摂取基準を作るのに必要な容量（mL）または重量（g）を 1 回分の摂取基準として使用することができる）。この場合でも、総含有量（1包）あたりの栄養成分を併記する必要がある。総含有量が 100g（mL）以上かつ a) の規定による 1 回分の摂取基準の 3 倍以上の食品は、100g（mL）あたりの栄養成分を併記することができる。</p> <p>f) 2 種類以上の商品であっても、1 つの商品として品目製造報告を完了した商品であれば、総量で表示すること。 （例：ラーメンは、麺とスープの組み合わせで表示すること）</p>
2) 表示方法	<p>a) 共通</p> <p>(1) 栄養表示対象食品は、カロリー、ナトリウム、炭水化物、糖質、脂質、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロール、タンパク質の名称及び含有量、並びに規則第 6 条関係付表 5 に定める 1 日の栄養基準に対する割合の表示を行う。ただし、カロリー及びトランス脂肪酸については、1 日当たりの栄養基準に対する割合（%）を除外する。</p> <p>(2) 栄養成分の含有がない場合（各栄養素の詳細表示方法により "0" と表示する場合を除く）には、栄養成分の名称及び含有量を表示しないか、"なし" 又は "-" と表示しなければならない。</p> <p>(3) 栄養成分を複数の表示単位で表示する場合、総量当たりの栄養成分を "0" と表示しない限り、他の表示単位の栄養成分を "0" と表示してはならない。この場</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>合、実際の含有量をそのまま表示するか、「〇〇g 未満」と表示する。ただし、「〇〇g 未満」の表示は、栄養成分ごとの詳細な表示方法に従って「0」と表示できる規定に限り、行うことができる。（総量あたりの糖質量が「1g」、1回摂取目安量が「0.3g」の場合、1回摂取目安量あたりの糖質量は「0.3g」または「0.5g 未満」と表示する。）</p> <p>(4) 規則第6条別表第5の1日当たりの栄養基準に対する割合（％）は、各栄養成分の表示含有量を用いて1日当たりの栄養基準に対する割合（％）を切り上げ、整数で算出し表示する。ただし、「〇〇g 未満」と表示されている場合は、実際の含有量を用いて1日の栄養基準に対する割合を算出すること。</p> <p>(5) 栄養成分の表示は、次の基準に従い、図3のテンプレートを用いて、消費者が理解しやすいように、背景色と異なる色で区別して表示すること。</p> <p>(イ 重量（g）又は容量（mL）を表示する場合、10g（mL）未満はその値に近い0.1g（mL）単位で表示し、10g（mL）以上はその値に近い1g（mL）単位で表示する。</p> <p>(6) 栄養成分を主表示面に表示する場合は、次の基準に従い、図4のテンプレートで表示すること。</p> <p>(a) 栄養成分の表示は、図5のテンプレートの形式を維持する場合は、変更することができる。この場合、特定の栄養成分を強調してはならない。</p> <p>(b) 図4により、表示されたカロリー数が、内容物に対応するカロリー数となる場合は、内容物に対応するカロリー数の表示を省略することができる。</p> <p>(c) 図4を主表示面に表示する場合は、情報表示面の栄養成分の表示を省略することができる。</p> <p>(d) その他の表示方法については、(1)～(5)を適用する。</p> <p>b) 各栄養素の詳細表示方法</p> <p>(1) カロリー</p> <p>(ア) カロリーの単位はキロカロリー（kcal）で表示するが、数値はそのまま、または数値に最も近い5kcal単位で表示する。この場合、5kcal 未満は「0」と表示することができる。</p> <p>(イ) カロリー計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>栄養成分の表示内容（「〇〇g 未満」と表示されている場合は実測値）を用いてカロリーを算出する場合、炭水化物は1gあたり4kcal、たんぱく質は1gあたり4kcal、脂質は1gあたり9kcalをそれぞれ乗じて合計で算出する。アルコールは1gあたり7kcal、有機酸は1gあたり3kcalを乗じて合計を算出する。</p> <p>糖アルコール及び食物繊維の含有量が区分表示されている場合、糖アルコール、食物繊維、タガトース、アルロース及びその他の糖質のカロリーは、それぞれ1gあたり2.4kcal（エリスリトールは0kcal）、1gあたり2kcal、1gあたり1.5kcal、1gあたり0kcal及び1gあたり4kcalを乗じて合計を算出するものとする。</p> <p>(2) ナトリウム</p> <p>(a) ナトリウムの単位はミリグラム（mg）とし、その値をそのまま、又は120mg以下の場合はその値に最も近い5mg単位で表示し、120mgを超える場合はその値に最も近い10mg単位で表示するものとする。この場合、5mg 未満は「0」と表示することができる。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(3) 炭水化物及び糖類</p> <p>(a) 炭水化物は、糖類を別途表示する。</p> <p>(b) 糖質の単位はグラム(g)で表示し、数値はそのまま、またはその数値に最も近い1g単位で表示する。この場合、1g未満は"1g未満"、0.5g未満は"0"と表示することができる。</p> <p>(c) 炭水化物含有量は、食品の重量からタンパク質、脂質、水分、灰分の含有量を差し引いた値である。</p> <p>(4) 脂肪、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸</p> <p>(a) 脂肪は、トランス脂肪と飽和脂肪を別々に表示すること。</p> <p>(b) 脂肪の単位はグラム(g)で表示し、数値はそのまま表示する。5g未満は数値に最も近い0.1g単位で、5g以上は数値に最も近い1g単位で表示することができる。この場合（トランス脂肪を除く）、0.5g未満は"0"と表示することができる。</p> <p>(c) トランス脂肪については、0.5g未満を"0.5g未満"、0.2g未満を"0"と表示することができる。ただし、食用油脂製品については、100gあたり2g未満の場合、"0"と表示することができる。</p> <p>(5) コレステロール</p> <p>(a) コレステロールの単位はミリグラム（mg）とし、数値はそのまま、または数値に最も近い5mg単位で表示する。この場合、5mg未満は"5mg未満"、2mg未満は"0"と表示することができる。</p> <p>(6) タンパク質</p> <p>(a) タンパク質の単位はグラム（g）とし、数値はそのまま、または数値に最も近い1g単位で表示する。この場合、1g未満は"1g未満"、0.5g未満は"0"と表示することができる。</p> <p>(7) その他の栄養成分に関する表示</p> <p>(ア) 規則第6条関係別表第5の1日当たりの栄養基準に定めるビタミン及びミネラル（ナトリウムを除く）を表示又は強調表示する場合は、名称、含有量及び1日当たりの栄養基準に対する割合等を表示すること。</p> <p>(イ) ビタミン及びミネラルの名称及び単位は、規則第6条関係別表第5に定める1日当たりの栄養基準に従って表示するものとし、1日当たりの栄養基準の2%未満は"0"と表示することができる。</p> <p>(ハ) 一日の栄養基準が定められていない脂肪酸、アミノ酸等の栄養成分を表示又は強調表示する場合は、その栄養成分の名称及び含有量を表示すること。</p> <p>(ニ) 乳幼児、小児、妊産婦、患者等の特定の集団のための特別用途食品の栄養成分を(1)～(6)又は(a)～(c)の規定により表示する場合は、規則第6条別表第5の1日当たりの栄養基準値に対する割合(%)又は別表第2に定める摂取目安又は摂取量に基づく栄養価に対する割合として表示できる。ただし、当該群の推奨摂取量又は十分摂取量を基準値とする場合は、栄養基準表の下段にある当該群</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>の摂取基準値に対する割合を「1日の栄養基準値に対する割合」とアスタリスクを用いて明記すること。</p>
<p>3) 栄養強調表示基準</p>	<p>a) "低い"、"高い"、"高い（または豊富）"、"含む（または源）"といった用語の使用</p> <p>(1) 一般的な基準</p> <p>(a) 「なし」または「低」という用語は、下記(2)に定める強調表示基準の詳細に従い、製造・加工の手順で栄養素の含有量が減少または除去される場合にのみ使用できる。ただし、「畜産物衛生管理法」第4条第2項により、「食品の規格及び基準」に定める基準については、「低脂肪」の表示条件を適用することができる。</p> <p>(2) 栄養成分の強調表示に関する詳細基準</p> <p>b) "少ない"、"多い"、"減少または軽い"、"低下"、"減少"、"強化"、"添加"といった用語の使用</p> <p>(1) 栄養成分の差は、他の製品の標準値と比較して、百分率または絶対値で表示することができる。この場合、異なる商品の標準値は、同じ食品の中でシェアの高い3種類以上の類似食品から算出することが望ましい。</p> <p>(2) 栄養成分の差は、カロリー、ナトリウム、炭水化物、糖質、食物繊維、脂質、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロール、タンパク質について、他の製品の標準値と比較して25%以上であること。規則第6条付表5の1日当たりの栄養基準で定められたビタミン及びミネラルについては、1日当たりの栄養基準の10%以上の差があることが望ましい。</p> <p>(3) (2)の製品について「少ない、軽い、減らした」という用語を用いる場合は、当該栄養素の含有量の差の絶対値がA)の規定による「少ない」の基準値より大きく、「多い、強化、加えた」という用語を用いる場合は、当該栄養素の含有量の差の絶対値がa)の規定による「含む」の基準値より大きくなければならない。</p>
<p>4) 栄養成分の表示値と実測値との許容範囲について</p>	<p>a) カロリー、ナトリウム、糖質、脂質、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロールの実測値は、表示値の120%未満とする。</p> <p>b) 炭水化物、食物繊維、タンパク質、ビタミン、ミネラルの実測値は、表示値の80%以上であること。</p> <p>c) a)及びb)の規定にかかわらず、「食品衛生法」第7条及び「畜産物衛生管理法」第4条の「食品規格基準」の成分規格が「表示値以上」である場合は、実測値を表示値以上とし、「表示値未満」である場合は表示値未満としなければならない。</p> <p>d) 実測値が a)～c)に定める範囲から外れていても、次の各号の場合には、許容範囲外とはみなさない。</p> <p>(1) 実測値が、2)b)の栄養成分ごとの詳細表示方法の単位値処理規定で認められている範囲内である場合。</p> <p>(2) 次の各号に掲げる機関のうち、2以上の機関が6か月ごとに試験した平均値を示す場合。</p> <p>(a) 食品及び機能性健康食品：「食品及び医薬品の試験及び検査に関する法律」第6条第2項第1号に基づく食品試験検査機関</p> <p>(b) 畜産物：畜産物：「食品及び医薬品の試験及び検査に関する法律」第6条第2項第2号に基づく畜産物試験検査機関。</p>

1.10.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、食品表示基準の Attached Table 1: Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item で規定されている。

Labeling Standards of Foods, Etc. (October 28, 2019) - Attached Table 1: Detailed Labeling Standard for Each Labeling Item

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
食品添加物	<p>2. 食品添加物(輸入食品添加物を含む)</p> <p>A) 商品名 食品に関する詳細な表示基準 A)を適用する。</p> <p>B) 事業所の名称および所在地 食品に関する詳細な表示基準 B)を適用する。</p> <p>C) 製造年月日 食品の詳細表示基準 C)を適用する。ただし、製造年月日に加え、賞味期限を表示する場合は、食品の詳細表示基準 D)を適用する。</p> <p>D) 純度 食品の詳細表示基準 E)を適用する。</p> <p>E)原材料名・成分名 食品の詳細表示基準 F)、G)を適用する。</p>

1.10.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示については、Labeling Standards for Genetically Modified Foods(No. 2019-98, October 28, 2019)に定められている。

Labeling Standards for Genetically Modified Foods (No. 2019-98, October 28, 2019)

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第3条	<p>食品衛生法第18条の安全性試験において承認された遺伝子組換え農水畜産物又はこれを原材料とする遺伝子組換え食品で、製造又は加工された後にも遺伝子組換え DNA 又は蛋白質を含むものは、遺伝子組換え食品と表示しなければならない。</p> <p>前1項の表示義務の対象となる食品は、次のいずれかに該当する場合、遺伝子組換え食品と表示することはできない：</p> <p>1. 遺伝子組換え農産物の出現率が3%以下の農産物、またはその農産物を用いて製造・加工された食品・食品添加物であること。ただし、この場合、以下のいずれかの書類が必要である：</p> <p>A. IP 取扱証明書；</p> <p>B. 政府の証明書、または</p> <p>C. 食品医薬品等の試験及び検査に関する法律」第6条または第8条に基づき指定された、または指定されたとみなされる機関が発行した試験・検査報告書で、当該製品が遺伝子組み換え食品に関する表示義務の対象外であることを示すもの。</p> <p>2. 糖類、油脂類等で、高度精製工程終了後、遺伝子組換え DNA やタンパク質が残存しておらず、検査対象外であると考えられるもの。</p>
第4条	以下の者は、遺伝子組換え食品を表示する義務を負うものとする：

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>1. 遺伝子組換え農水畜産物：遺伝子組換え農水畜産物を生産、出荷、販売する者、または販売するために保管、展示する者；</p> <p>2. 遺伝子組換え食品：食品衛生法施行令第21条に基づく食品製造業若しくは加工業、即席食品製造業若しくは加工業、食品添加物製造業又は流通特定販売業に従事する者、輸入食品安全管理特別法施行令第2条に基づく輸入食品の輸入及び販売の業務に従事する者；健康機能食品法施行令第2条の健康機能食品製造業または流通特定販売業を営む者、畜産物衛生管理法施行令第21条の畜産物加工業または畜産物の流通・販売業を営む者。"</p>
第5条	<p>遺伝子組換え食品は、以下のように表示する：</p> <p>1. 表示は韓国語とするが、消費者の理解を深めるために、中国語やその他の外国語の文字を韓国語の文字に混ぜたり、並列して使用することができる。この場合、中国語またはその他の外国語文字は、ハングル文字と同等またはそれよりも小さくしなければならない。</p> <p>2. 表示には、消えないインク、彫刻、スタンプを使用すること。シールやラベルシートを使用してもよいが、剥がれないようにすること。また、消費者が見やすいように、容器包装の背景色と区別できる鮮やかな色で、12pt以上のフォントで表示すること。</p> <p>3. 遺伝子組換え農水畜産物には、""遺伝子組換え○○（商品名）""と表示しなければならない。遺伝子組換え農産物から栽培された野菜は、""遺伝子組換え○○（商品名）から栽培された○○（野菜名）""と表示しなければならない。</p> <p>4. 遺伝子組換え農水畜産物を含む製品には、""遺伝子組換え○○（製品名）入り""と表示する。一方、遺伝子組換え農産物を原料として栽培された野菜を含む製品には、""遺伝子組換え○○（商品名）を原料として栽培された○○（野菜名）入り""と表示する。</p> <p>5. 遺伝子組換え農水畜産物を含む可能性のある食品は、""遺伝子組換え○○（商品名）を含む可能性があります。""と表示することができる。一方、遺伝子組換え農産物から栽培された野菜を含む可能性のある食品は、""遺伝子組換え（商品名）から栽培された野菜を含む可能性があります。""と表示することができる。"</p> <p>6. 遺伝子組換え食品の表示は、消費者が容易に認識できるものとし、製品の主要な表示パネルに、""遺伝子組換え食品""、""遺伝子組換え食品添加物""、""遺伝子組換え健康機能食品""、""○○を含む""、""○○を含む食品添加物""、""○○を含む健康機能食品""と記載されているものを設ける。または、当該製品に使用されている対応する成分の横に括弧書きで「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え○○」と表示することができる。</p> <p>7. 遺伝子組換えであることが確認できない場合、製品の主要表示パネルに「遺伝子組換え○○の可能性あり」と表示するか、当該製品の対応する原材料の横に括弧書きで表示することができる。</p> <p>8. の表示対象商品に遺伝子組換え食品を使用しない場合、表示対象成分の含有率が50%以上である場合、または当該商品に最も多く使用されている場合には、「遺伝子組換えでない食品」「遺伝子組換えでない食品」「Non-GMO」「GMOフリー」と表示することが出来る。この場合、最終製品に不純物が存在することは許容されないものとする。</p> <p>9. 遺伝子組換え農畜水産物を母船または輸送用コンテナに積み込み、一括して輸入・販売する場合、信用状（L/C）またはインボイスに必要な表示内容を明記すること。遺伝子組換え農畜水産物を貨物自動車に積載し、韓国国内で流通させる場合は、車両および納品書に表示内容を記載する。"</p>
第6条	<p>第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、次のとおり表示することができる：</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>1. スポット販売型食品製造・加工事業者が、自ら製造又は加工した遺伝子組換え食品を展示・販売する場合、必要な表示事項を展示ケースに記載し、又は別の掲示板に掲示すれば、当該製品の個体単位での表示を省略することができる。</p> <p>2. 衛生的な木箱や箱を使用して豆腐を販売する場合、事業者は、必要な表示事項を木箱や箱に記載し、または別の掲示板に掲示すれば、製品の個々の単位に表示を省くことができる。</p>

1.10.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、2016年に策定された食品表示基準のⅡ．Standard for Common Labelling で規定されている。

Foods Labelling Standards (2016-45)

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
2.消費者の安全に関する注意事項の表示	<p>A.アレルゲンの表示 成分中のアレルゲンの名称は、含有量に関係なく表示する。表示対象及び表示方法は以下の通りである：</p> <p>1) 表示対象 A) 卵（鶏肉に限る）、乳、そば、落花生、大豆、小麦、さば、かに、えび、豚肉、もも、トマト、亜硫酸（SO₂として10mg/kg以上含有する最終製品に限る）、くるみ、鶏、牛、いか、貝（かき、あわび、いかを含む）等を原材料として使用した場合。 B) A)に記載の食品から抽出等により取得した成分 C) A)およびB)を含む食品または食品添加物を原料として使用する場合</p> <p>2) 表示方法 アレルギー表示の対象となる成分名を表示するために、成分名の表示の近くに、背景色と区別できるアレルギー表示スペースを別途設けること。 （例）卵、乳、エビ、二酸化硫黄、貝類（カキ）を含む。</p> <p>B.混合される可能性のあるアレルゲンの表示 アレルゲンを含む製品と含まない製品を同一の製造工程（作業員、器具、製造ライン、原料の保管などあらゆる製造工程）で製造する際に、原料が混合する可能性が避けられない場合は、注意事項を表示すること。リストや原材料に表示されているアレルゲンは、表示しない。 （例）"本製品は、そばを含む製品と同じ製造設備で製造されました。"などの表示。</p> <p>C.原材料に小麦、ライ麦、大麦、オート麦、およびそれらの雑種を使用せず、総グルテン量が20mg/kg以下の食品、または原材料に小麦、ライ麦、大麦、オート麦、およびそれらの雑種を使用して、総グルテン量が20mg/kg以下になるようにグルテンを除去した食品は、"グルテンフリー"と表示される。</p>

1.10.7 その他食品表示に関する規制

(1) 食品表示のテンプレート

2019年に策定された食品表示基準では、食品表示に関する様々なテンプレートが提供されている。以下にテンプレートを整理した。

【食品表示のテンプレート】

[Figure 2] Labeling Template

Product Name	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> • (Example) This product was manufactured in the same facility as the product that used ○○○.
Food Type	○○○(○○○○○*) *Other labeling items	
Name and Location of the Business Site	○○ Foods Co., Address:	<ul style="list-style-type: none"> • (Example of mandatory labeling specified in other laws) Exchange or refund to damages to consumers
Expiration Date	Until ○○Y○○M○○D	
Net Content	○○○ g	<ul style="list-style-type: none"> • (Example of additional labeling by companies) Store in a cool and dry place.
Name of Raw Materials	○○, ○○○○, ○○○○○○, ○○○○○, ○○, ○○○○○○, ○○○, ○○○○○	
	○○*, ○○○*, ○○* containing (*Allergens)	<ul style="list-style-type: none"> • Illegal foods report: 1399 without telephone exchange number
Name and Content of Ingredients	○○○(○○ mg)	<ul style="list-style-type: none"> • (Example of additional labeling by companies) Customer center: ○○○-○○○-○○○○
Container (Packaging) Materials	○○○○○	<ul style="list-style-type: none"> Nutritional components* (Indication on the main display surface available)
Item Report Number	○○○○○○○○○○○-○○○	

【栄養成分表示のテンプレート①】

[Figure 3] Nutritional Components Labeling Template

1. Types of Labeling Template

A) Basic type

1) Based on the total net content
(one package)

영양정보		총 내용량 00g 000kcal
총 내용량당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준
이므로 1회의 용량에 따라 다를 수 있습니다.

2) Based on 100 g (mL)

영양정보		총 내용량 00g 100g당 000kcal
100g당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준
이므로 100g의 용량에 따라 다를 수 있습니다.

3) Based on the unit net content

영양정보		총 내용량 00g(00g×0조각) 1조각(00g)당 000kcal
1조각당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로
1조각의 용량에 따라 다를 수 있습니다.

B) Vertical type

1) Based on the total net
content (one package)

영양정보		총 내용량 00g 000kcal
총 내용량당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은
2,000kcal 기준이므로 1회의 용량에 따라
다를 수 있습니다.

2) Based on 100 g (mL)

영양정보		총 내용량 00g 100g당 000kcal
100g당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은
2,000kcal 기준이므로 100g의 용량에 따라
다를 수 있습니다.

3) Based on the unit net
content

영양정보		총 내용량 00g(00g×0조각) 1조각(00g)당 000kcal
1조각당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg	00%	
탄수화물 00g	00%	
당류 00g	00%	
지방 00g	00%	
트랜스지방 00g		
포화지방 00g	00%	
콜레스테롤 00mg	00%	
단백질 00g	00%	

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은
2,000kcal 기준이므로 1조각의 용량에 따라
다를 수 있습니다.

C) Horizontal type

1) Based on the total net content (one package)

영양정보	총 내용량당		1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
	총 내용량 00g	000kcal		
	나트륨 00mg	00%	지방 00g	00%
	탄수화물 00g	00%	트랜스지방 00g	
	당류 00g	00%	포화지방 00g	00%
	콜레스테롤 00mg	00%	단백질 00g	00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

2) Based on 100 g (mL)

영양정보	100g당		1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
	총 내용량 00g	100g당 000kcal		
	나트륨 00mg	00%	지방 00g	00%
	탄수화물 00g	00%	트랜스지방 00g	
	당류 00g	00%	포화지방 00g	00%
	콜레스테롤 00mg	00%	단백질 00g	00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

3) Based on the unit net content

영양정보	1조각당		1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
	총 내용량 00g(00g*0조각)	1조각(00g)당 000kcal		
	나트륨 00mg	00%	지방 00g	00%
	탄수화물 00g	00%	트랜스지방 00g	
	당류 00g	00%	포화지방 00g	00%
	콜레스테롤 00mg	00%	단백질 00g	00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

D) Graphic type

1) Based on the total net content (one package)

영양정보	총 내용량 00g	000kcal
총 내용량당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg		00%
탄수화물 00g		00%
당류 00g		00%
지방 00g		00%
트랜스지방 00g		
포화지방 00g		00%
콜레스테롤 00mg		00%
단백질 00g		00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

2) Based on 100 g (mL)

영양정보	총 내용량 00g	100g당 000kcal
100g당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg		00%
탄수화물 00g		00%
당류 00g		00%
지방 00g		00%
트랜스지방 00g		
포화지방 00g		00%
콜레스테롤 00mg		00%
단백질 00g		00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

3) Based on the unit net content

영양정보	총 내용량 00g(00g*0조각)	1조각(00g)당 000kcal
1조각당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	
나트륨 00mg		00%
탄수화물 00g		00%
당류 00g		00%
지방 00g		00%
트랜스지방 00g		
포화지방 00g		00%
콜레스테롤 00mg		00%
단백질 00g		00%

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인별 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

E) Text type

1) Based on the total net content
(one package)

2) Based on 100 g (mL)

3) Based on the unit net content

영양정보			총 내용량 00g 000kcal
나트륨 00mg	00%	탄수화물 00g	00%
지방 00g	00%	트랜스지방 00g	포화지방 00g
00%	00%	콜레스테롤 00mg	단백질 00g
00%	00%	00%	

영양정보			총 내용량 00g 100g 000kcal
나트륨 00mg	00%	탄수화물 00g	00%
지방 00g	00%	트랜스지방 00g	포화지방 00g
00%	00%	콜레스테롤 00mg	단백질 00g
00%	00%	00%	

영양정보			총 내용량 00g(00g*0조각) 1조각(00g)당 000kcal
나트륨 00mg	00%	탄수화물 00g	00%
지방 00g	00%	트랜스지방 00g	포화지방 00g
00%	00%	콜레스테롤 00mg	단백질 00g
00%	00%	00%	

F) Parallel indication

1) Based on the unit net content
(with total net content)

2) Based on the unit net content
(with 100 g)

영양정보			총 내용량 00g(00g*0조각) 1조각(00g)당 000kcal
1조각당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	총 내용량당	
나트륨 00mg	00%	00mg	00%
탄수화물 00g	00%	00g	00%
당류 00g	00%	00g	00%
지방 00g	00%	00g	00%
트랜스지방 00g		00g	
포화지방 00g	00%	00g	00%
콜레스테롤 00mg	00%	00mg	00%
단백질 00g	00%	00g	00%

영양정보			총 내용량 00g(00g*0조각) 1조각(00g)당 000kcal
1조각당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	100g당	
나트륨 00mg	00%	00mg	00%
탄수화물 00g	00%	00g	00%
당류 00g	00%	00g	00%
지방 00g	00%	00g	00%
트랜스지방 00g		00g	
포화지방 00g	00%	00g	00%
콜레스테롤 00mg	00%	00mg	00%
단백질 00g	00%	00g	00%

3) Based on one-time intake reference
(with total net content)

4) Based on one-time intake reference
(with 100 mL)

영양정보			총 내용량 00ml 1수저(00ml)당 000kcal
1수저당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	총 내용량당	
나트륨 00mg	00%	00mg	00%
탄수화물 00g	00%	00g	00%
당류 00g	00%	00g	00%
지방 00g	00%	00g	00%
트랜스지방 00g		00g	
포화지방 00g	00%	00g	00%
콜레스테롤 00mg	00%	00mg	00%
단백질 00g	00%	00g	00%

영양정보			총 내용량 00ml 1수저(00ml)당 000kcal
1수저당	1일 영양성분 기준치에 대한 비율	100ml당	
나트륨 00mg	00%	00mg	00%
탄수화물 00g	00%	00g	00%
당류 00g	00%	00g	00%
지방 00g	00%	00g	00%
트랜스지방 00g		00g	
포화지방 00g	00%	00g	00%
콜레스테롤 00mg	00%	00mg	00%
단백질 00g	00%	00g	00%

【栄養成分表示のテンプレート②】

[Figure 4] Nutritional Components Main Display Surface Labeling Template

1. Based on the total net content

총 내용량 00g(ml)당

열량	나트륨	탄수화물	당류	지방	트랜스지방	포화지방	콜레스테롤	단백질
00 kcal	00% 00mg	00% 00g	00% 00g	00% 00g	00g	00% 00g	00% 00mg	00% 00g

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인의 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

2. Based on 100 g (mL)

100g(ml)당/총 내용량 00g(ml)

열량	나트륨	탄수화물	당류	지방	트랜스지방	포화지방	콜레스테롤	단백질
00 kcal	00% 00mg	00% 00g	00% 00g	00% 00g	00g	00% 00g	00% 00mg	00% 00g

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인의 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

3. Based on the unit net content

1조각(00g)당/총 내용량 00g(00g×0조각)

열량	나트륨	탄수화물	당류	지방	트랜스지방	포화지방	콜레스테롤	단백질
00 kcal	00% 00mg	00% 00g	00% 00g	00% 00g	00g	00% 00g	00% 00mg	00% 00g

1일 영양성분 기준치에 대한 비율(%)은 2,000kcal 기준이므로 개인의 필요 영양에 따라 다를 수 있습니다.

(2) 個別の食品表示に関する規制

個別の食品表示については、2019年に策定された食品表示基準に規定されており、これらについては、第3章に整理した。

- A) 菓子・パン・餅類
- B) アイスクリームとアイスクーキ
- C) カカオ加工品またはチョコレート
- D) 糖類
- E) ジャム
- F) 豆腐やゼリー状の食品
- G) 食用油脂
- H) ノードル
- I) ドリンク
- J) 特別用途食品
- K) ソイビーンソース
- L) 味付け食品
- M) 塩漬け・茹でた食品
- N) 酒類
- O) 農産物の加工品

- P) 加工肉とパック肉
- Q) 卵の製品
- R) 乳製品
- S) 水産品
- T) 動物由来の加工食品
- U) ハチミツと花粉の製品
- V) インスタント食品
- W) その他の食品
- X) 食用卵（輸入食用卵を含む。）
- Y) 鶏肉・鴨肉
- Z) 自然の状態の食品

(3) 食品の不当表示・広告の判断基準

その他、食品の不当表示・広告の判断基準についても規則があり、Standard for Determining Unfair Labeling and Advertising of Foods (October 28, 2019)として規定されている。

Standard for Determining Unfair Labeling and Advertising of Foods (October 28, 2019)

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
第1条	この公表は、食品の表示及び広告に関する法律第3条第2項及び同法施行令第3条第2項に基づく不当な表示又は広告の内容を例示することにより、不当表示・広告防止法の施行の客観性及び透明性を確保することを目的とする。また、正しい表示・広告の普及を図り、消費者保護に寄与することを目的とする。
第2条	食品、食品添加物、器具、容器包装、健康機能食品、畜産物（以下、「食品等」という）に対する不当な表示・広告を以下の通り行う： 1.食品を医薬品であると消費者に誤認させるような表示または広告を行うこと： A.東洋医学の処方名に類似した名称を使用した表示または広告を行うこと。 東洋医学の処方名または別表1に掲げるものに類似する名称を用いて表示または広告すること； 2.消費者に健康機能食品であると誤認させるような表示または広告をすること： A.健康機能食品であることを説明する表現または標章を用いて表示または広告を行うこと； 3.欺瞞的な方法で表示または広告すること： A.食品の規格基準、食品添加物の規格基準、器具・容器・包装の規格基準、保健機能食品の規格基準など、MFDS 通知で食品への使用が禁止されている原材料や食品添加物（保存料を除く）が含まれていない、または未使用である旨の表示や広告をすること； (例) 麺類、味付け肉、ソース、ペースト、お茶、コーヒー、高麗人參/紅參飲料など、タール色素を使用してはならない食品に無着色であることを表示または広告すること。 (例) 唐辛子粉に唐辛子の種を添加していない旨の表示又は広告 (例) 食品器具に「DEHP フリー」の表示・広告をする場合

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>B.食品添加物の規格基準に関する MFDS 通知で食品等への使用が禁止されている防腐剤が含まれていない、または未使用であることを表示または広告すること。この場合、食品の規格基準第 1.2.9 条に規定される保存料は、デヒドロ酢酸ナトリウム、ソルビン酸及びその塩（カリウム、カルシウム）、安息香酸及びその塩（ナトリウム、カリウム、カルシウム）、p-ヒドロキシ安息香酸（メチル、エチル）、プロピオン酸及びその塩（ナトリウム、カルシウム）。</p> <p>（例）麺類、キムチ、餃子の皮、味付け肉、パック肉に "防腐剤無添加"、"防腐剤無添加 "と表示する。</p> <p>C.環境ホルモン「フタル酸エステル」など、明示的にスコープを設定できない用語を用いて、人体に有害な物質が存在しないことを表示・広告すること。ただし、消費者情報の提供を目的として、食品器具（乳幼児用食品器具を除く）に「BPA フリー」「DBP フリー」「BBP フリー」の表示・広告を行う場合は、最終製品に人体に有害な物質が検出されなければ可とする；</p> <p>D.製品に含まれる、または製造工程で使用される物質が存在しない、または使用されていないことを表示または広告すること；</p> <p>（例）セロリパウダーと発酵菌を使用した製品に「亜硝酸ナトリウム（NsNO2）無添加」と表示または広告する場合（セロリパウダーと発酵菌を使用すると、製品中に NO2 イオンが発生する）。</p> <p>（例）アミノ酸を含む植物性たん白加水分解物を使用した製品に「L-グルタミン酸ナトリウム（アミノ酸）無添加」と表示または広告する。</p> <p>E.栄養成分の含有量を低下させる製造・加工工程を経ていない本来の食品に、対応する栄養成分の含有量が含まれていない場合に、栄養成分の含有量を強調した表示または広告をすること；</p> <p>（例）豆腐製品への「コレステロールゼロ」の表示</p> <p>F.食品表示基準（MFDS 通知）別紙第 1 号 1.I.5 に定める栄養成分含有強調表示の基準において、糖類（単糖類と二糖類の合計量）を使用している、または「糖類なし」の基準に適合していない製品について、「糖質ゼロ」「無糖」などの表現で表示・広告すること；</p> <p>G. 食品医薬品安全担当大臣が告示する「食品添加物の規格基準」に定められた名称以外の名称を表示または広告すること；</p> <p>（例）"MSG 不使用"、"MSG 無添加"、"防腐剤不使用"、"防腐剤無添加 "などの表現を用いた表示または広告。</p> <p>H.食品の規格基準、食品添加物の規格基準、器具・容器包装の規格基準、保健機能食品の規格基準など、食品医薬品安全担当大臣が公表する有害物質（農薬、重金属、真菌毒、動物用医薬品およびその類似品など）に関する規格基準に適合していることを強調し、同種の他の製品が適合していないと消費者に誤認させる表示または広告を行う；</p> <p>（例）"農薬に関する基準に適合した緑茶"、"重金属に関する基準に適合したキムチ"</p> <p>I.製品がその味や香りを出すために合成香料を使用している場合に、その味や香りを絵や写真で表示したり広告したりすること；</p> <p>J.以下の製品について、「天然」「自然」などの表現（他の言語による当該表現を含む）を用いて表示または広告すること。ただし、(1) 食肉加工品の「天然」ケーシング (2) 食品の規格・基準に基づく「天然」状態の農林水産・畜産物に用いられる表現は、除く；</p> <p>1) 合成香料、着色料、保存料、その他の人工的な合成成分や添加物を含む食品；</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>2) 不可食部の除去または付表 2) で定義された最小限の物理的・工程的工程以外の工程を経た食品；</p> <p>3) 農林畜産物、魚類、ボトルウォーター、遺伝子組み換え食品、ナノ食品を含む自然状態の食品；</p> <p>K. 表示された単一原料以外の物質が最終製品に残存している場合に「100%」と表示・宣伝すること。ただし、希釈して元の状態に戻す製品で、表示対象となる戻した成分の濃度が 100% を超える場合は、食品添加物（表示対象外の原材料を含む混合調製食品添加物を除く）を含む製品であっても、「100%」の表示が可能である。この場合、「100%」のすぐ隣または下に、食品添加物の名称または用途を同じ文字の大きさに括弧書きで表示する；</p> <p>（例）100% オレンジジュース（クエン酸を含む）、100% オレンジジュース（酸度調整剤を含む）。</p> <p>L. 食品衛生法施行令第 21 条第 1 項および第 21 条第 5 項第 2 号の食品製造業、加工業、流通専門販売業以外の商標またはロゴを使用した表示または広告。食品衛生法施行令第 21 条第 1 項及び第 21 条第 5 項第 3 号の食肉加工業、食肉包装業、畜産物衛生管理法施行令第 21 条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の畜産物販売業、健康機能食品法施行令第 2 条第 1 項及び第 2 条第 3 項第 2 号の健康機能食品の製造業及び流通特定販売業、輸入食品安全管理特別法第 18 条の規定により原器製造により商品を製造する事業者であるが以下の例外：</p> <p>1) 最終消費者に販売されない食品、および自然状態の農林水産物・畜産物；</p> <p>2) 商標法に基づく商標権者が、商標の使用権だけでなく、対応する製品の安全性や品質に関する情報または技術も提供している場合；</p> <p>M. 定義や種類（範囲）が明確でなく、客観的・科学的根拠が十分でない用語を用いて、他の商品より優れていると消費者に誤解させたり、混乱させたりする表示や広告；</p> <p>（例）"スーパーフード"、"グリセミック指数（GI）"、"グリセミック負荷（GL）"</p> <p>N. (1) 遺伝子組換え食品の表示基準第 3 条第 1 項に基づく遺伝子組換え表示の対象とならない食品、または (2) 遺伝子組換え食品を用いて製造または加工された食品について、「遺伝子組換えでない食品」「遺伝子組換え食品でない」「Non-GMO」「GMO フリー」などの表現またはそれに類する表現を用いて表示・広告すること；</p> <p>O. 飲料水に類似した性質（無色等）を有する飲料は、炭酸水及び主要表示パネルに 14pt 以上のフォントで食品種類を表示する場合を除き、飲料水と誤認・混同されるおそれのある「〇〇水」等の商品名称を使用してはならない；又は</p> <p>P. 食品衛生法、畜産物衛生管理法、保健機能食品法に定める食品の種類と誤認・混同されるおそれのある商品の表示・広告。ただし、即席摂取食品、即席調理食品、ソースは、食品の種類と用途が明確に表示されている場合。</p> <p>4. 企業や製品を誹謗中傷するような表示や宣伝をすること；</p> <p>A. 他社製品を誹謗・中傷する疑いのある表示・広告をすること；</p> <p>（例）"他の〇〇と違い、本製品は〇〇〇〇を添加していません。" "他の〇〇と違い、本製品は〇〇〇〇のみを使用しています。"</p> <p>B. 客観的な根拠なく「優れている」「より良い」などの用語を用いて、食品などに表示・広告し、消費者に他より優れている、優れていると誤解させること；</p> <p>（例）"first "を証明できないにもかかわらず、「韓国で初めて開発された製品」、「韓国初の輸出企業」。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
	<p>(例) 調査の対象、機関、期間など、調査に関する情報を提供せずに、「顧客満足度指数 1 位」「全国売上高 1 位」等と記載すること。</p> <p>5.投機を助長する表現やわいせつな表現を用いて、公の秩序や社会道徳を著しく乱すような表示や宣伝をすること：</p> <p>A.食品の容器または包装に、宝くじまたは賭博の華陀をイメージしたラベルまたは広告を貼ること。</p> <p>B.性器や裸体を表現した絵、図、写真、文言などで、性的好奇心を起こさせるような表示や広告をすること。</p> <p>(例) "キスしたくなる〇〇キャンディ"、"触りたくなる〇〇ゼリー"</p>

1.11 CODEX 委員会

1.11.1 食品表示に関する規制の体系

CODEX 委員会が規定している食品表示に関連する文書は以下の通りである。食品表示については、CODEX 委員会のコーデックス食品表示部会（Codex Committee on Food Labelling : CCFL）で議論・作成が行われている。

表 7 CODEX 委員会による食品表示に関する文書

区分	文書
食品表示全般に関する文書	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985 (上記文書には、アレルギーに関する事項も含む)
栄養成分等の表示に関する文書	<ul style="list-style-type: none">● 栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985● 強調表示に関する一般ガイドライン CXG 1-1979● 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997● 包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格 CXS146-1985
食品添加物の表示に関する文書	食品添加物がそれ自体で販売される場合の表示に関する一般規格 CXS 107-1981
その他文書	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CSG 32-1999
(参考) その他文書	現代のバイオテクノロジーに由来する食品の表示に関するコーデックステキスト CXG 76-2011

CODEX 委員会の文書は、CODEX 委員会のウェブサイト³³から入手可能である。中央の検索窓にキーワードを入力することで必要な文書を検索し、ダウンロードできる。(下記の図は、キーワードとして“label”を入力している。)

³³ CODEX 委員会, “All standards”

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/all-standards/en/> (2023年11月閲覧)

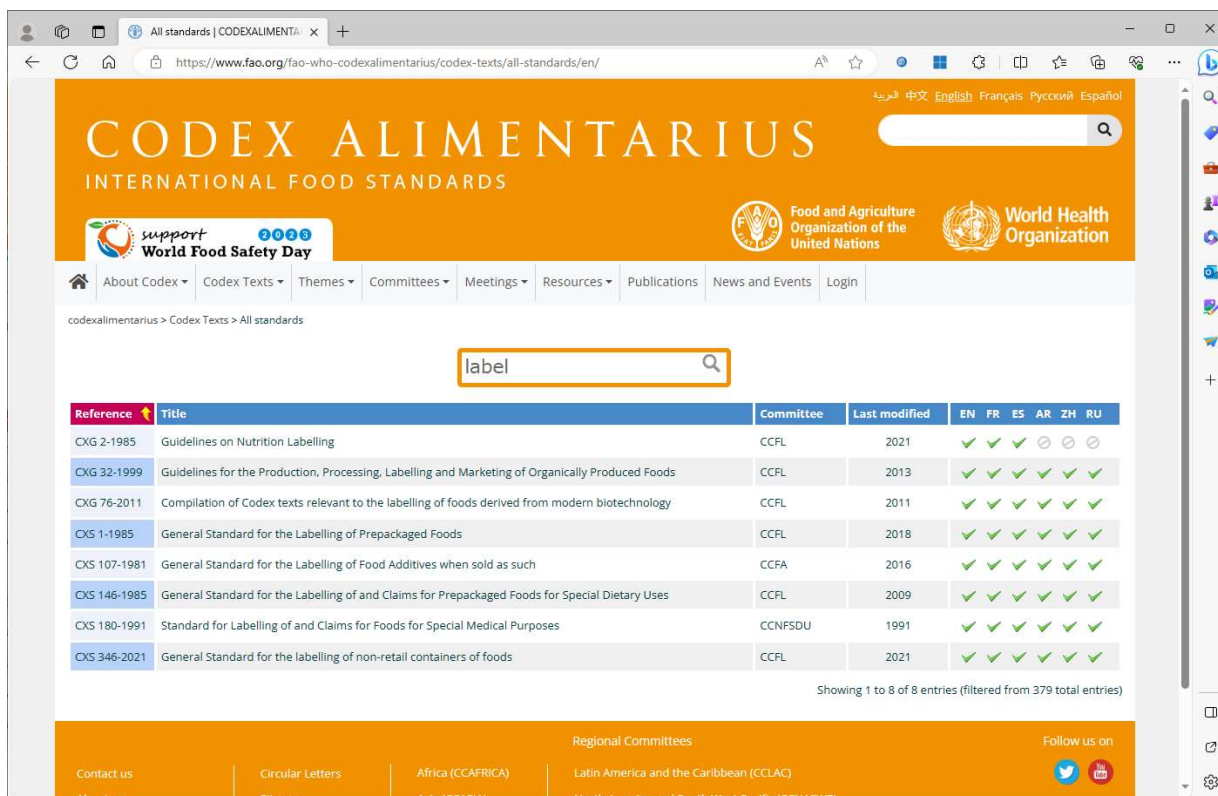


図 24 CODEX 委員会の文書検索画面

CODEX 委員会の文書は和訳されているものも多い。以下に和訳の有無と和訳がある場合はその情報源を整理した。特に、農林水産省の「日本版コーデックス規格」は、食品表示以外のコーデックス規格についても幅広く日本語版を提供しているので、ご参考いただきたい。本報告書では、和訳がある場合は文書内容の掲載は割愛し、目次等概要のみ整理した。

表 8 規制の和訳状況

規則	和訳有無	参照先（閲覧は 2023 年 11 月時点）
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985	有	<p>【和訳】農林水産省，“日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/</p> <p>【和訳】農林水産省，“各国の食品・添加物等の規格基準” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/</p>
栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985	有	<p>【和訳】農林水産省，“日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/</p> <p>【和訳（一部）】農林水産省，“各国の食品・添加物等の規格基準” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/</p>

規則	和訳有無	参照先（閲覧は 2023 年 11 月時点）
強調表示に関する一般ガイドライン CXG 1-1979	有	【和訳】農林水産省, “日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/ 【和訳（一部）】農林水産省, “各国の食品・添加物等の規格基準” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997	有	【和訳】農林水産省, “日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/ 【和訳（一部）】農林水産省, “各国の食品・添加物等の規格基準” https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/
包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格 CXS146-1985	有	【和訳】農林水産省, “日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/
食品添加物がそれ自体で販売される場合の表示に関する一般規格 CXS 107-1981	無	—
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CSG 32-1999	有	【和訳】農林水産省, “日本語版コーデックス規格” https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/

1.11.2 食品表示全般に関する規制とその内容

食品表示全般については、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985」で規定されている。本文書の目次は以下の通り。

1. 範囲
2. 用語の定義
3. 一般原則
4. 包装食品の義務的表示
4.1 食品の名称
4.2 原材料一覧
4.3 正味量及び固形量
4.4 名称及び所在地
4.5 原産国
4.6 ロット識別
4.7 日付表示及び保存方法
4.8 使用上の注意
5. 追加義務表示要件

- 5.1 原材料の量的表示
- 5.2 照射食品
- 6.義務表示要件の適用除外
- 7.任意表示
- 8.義務的情報の提示
 - 8.1 概要
 - 8.2 言語

1.11.3 栄養成分等の表示に関する規制とその内容

栄養成分等の表示については、以下の文書がある。各本文書の目次は以下の通り。

- ✓ 栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985
- ✓ 強調表示に関する一般ガイドライン CXG 1-1979
- ✓ 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997
- ✓ 包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格 CXS146-1985

栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985

- 1.範囲
- 2.定義
- 3.栄養成分表示
 - 3.1 栄養成分表示の適用
 - 3.2 栄養成分一覧
 - 3.3 栄養素の計算
 - 3.4 栄養成分量の表示方法
 - 3.5 許容限度及び適合
- 4.栄養表示の視認性に関する原則と規準
 - 4.1 一般原則
 - 4.2 表示方法の特徴
- 5.栄養に関する補足的な情報

強調表示に関する一般ガイドライン CXG 1-1979

- 1.範囲及び一般原則
- 2.定義
- 3.禁止される強調表示
- 4.誤認させる恐れのある強調表示
- 5.条件付き強調表示

栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997

- 1.範囲
- 2.定義
- 3.栄養表示
- 4.栄養強調表示
- 5.栄養素含有量強調表示
- 6.比較強調表示

- 7.無添加強調表示
- 8.健康強調表示
- 9.食事ガイドライン又は健康的な食事に関する強調表示

包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格

CXS146-1985

※特殊用途食品とは、特定の身体的又は生理的状态及び／又は特定の疾病及び障害のために生じる特定の食事要件を満たすために特別に加工又は調製された食品のこと。

- 1.範囲
- 2.説明
- 3.一般原則
- 4.包装済み特殊用途食品の義務表示
 - 4.1 食品の名称
 - 4.2 原材料一覧
 - 4.3 栄養表示
 - 4.4 正味量及び子計量
 - 4.5 名称及び所在地
 - 4.6 原産国
 - 4.7 ロット識別
 - 4.8 日付表示及び保存方法
- 5.特定の食品に関する追加義務表示要件
 - 5.1 原材料の量的表示
 - 5.2 強調表示
 - 5.3 照射食品
- 6.義務表示要件の適用除外
- 7.任意表示
- 8.義務的情報の提示

1.11.4 食品添加物の表示に関する規制とその内容

食品添加物の表示については、食品中に含まれる添加物は「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985」で、食品添加物がそれ自体で販売される場合の表示については、「食品添加物がそれ自体で販売される場合の表示に関する一般規格 CXS 107-1981」で規定されている。ここでは後者について解説する。

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
3.一般原則	<p>食品添加物は、いかなる点においても、虚偽、誤解を招く、もしくは欺瞞的である、またはその性質に関して誤った印象を与える可能性が高い方法で、表示してはならない。</p> <p>食品添加物は、直接的又は間接的に、当該食品添加物が混同されるおそれのある他の製品に言及し、又はそれを示唆するような言葉、絵表示その他の方法により、又は購入者もしくは消費者に当該食品添加物が当該他の製品に関連し、もしくは当該他の製品に由来すると思わせるような方法により、表示してはならない。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
4.小売販売される包装済食品添加物の表示義務	小売により販売される全ての食品添加物の表示には、表示される食品添加物に適用される、本節第 4.1 項から第 4.5 項に定める情報を表示しなければならない
4.1 食品添加物の詳細	<p>a. 存在する各食品添加物の名称を記載すること。その名称は、一般的なものではなく特定のものでなければならず、食品添加物の本性を示すものでなければならない。コーデックスの添加物リストで食品添加物の名称が確立されている場合は、その名称を使用するものとする。その他の場合は、一般的又は通常の名を記載するか、又は名称が存在しない場合は、適切な記述的名称を使用するものとする。</p> <p>b. 2 種類以上の食品添加物が存在する場合、それらの名称をリスト形式で記載しなければならない。そのリストは、各食品添加物が容器の内容物全体に占める重量割合の順とし、重量割合が最も大きい食品添加物を最初に記載する。食品添加物の 1 つ以上がコーデックス規格の対象となる食品において量的制限の対象となる場合、その添加物の量又は割合を記載することができる。</p> <p>c. 香料の混合物の場合、混合物に含まれる各香料の名称を記載する必要はない。一般的な表現である「香料」を、官能特性の表示（例：「リンゴ香料」）及び／又は製品の原産地もしくは供給元の表示とともに使用することができる。製品の原産地または供給元を示す場合、CAC/GL 66-2008 に定義される天然香料の場合は「天然」、CAC/GL 66-2008 に定義される合成香料の場合は「人工」、または適宜これらの単語の組み合わせによって、一般的表現を修飾することができる。</p> <p>d. 賞味期限が 18 ヶ月を超えない食品添加物には、"will keep at least until" のような文言を用いて、最低耐久期限を表示するものとする。</p> <p>e. 目立つ位置に、「食品用」の文言又はこれに実質的に類似した文言を表示すること。</p> <p>f. 食品原材料が調剤の一部である場合は、比率の高い順に原材料リストに表示すること。包装食品の表示に関する一般基準（CODEX STAN 1-1985）の第 4.2.3.1 項にクラス名が規定されている原材料は、包装食品の表示に関する一般基準（CODEX STAN 1-1985）の第 4.2.1.4 項に過敏症を引き起こすことが知られている食品又は原材料として特定されている原材料を除き、該当するクラス名で表示することができる。</p>
4.2 保管および使用上の注意	食品添加物の保管方法および食品への使用方法について、十分な情報を提供しなければならない。
4.3 正味量	<p>正味含有量は、食品添加物が販売される国の要求に従い、メートル法（国際単位系）、アボア ド法、またはその両方の測定法で申告するものとする。この申告は、以下の方法で行うものとする：</p> <p>(a) 液体食品添加物の場合、容量又は重量で行う；</p> <p>(b) 錠剤の形態で販売されるものを除く固形食品添加物については、重量により行う；</p> <p>(c) 半固形または粘性の食品添加物については、重量または容量；</p> <p>(d) 錠剤の形態で販売される食品添加物については、重量と包装中の錠剤数。</p>

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
4.4 名称と所在地	食品添加物の製造業者、包装業者、販売業者、輸入業者、輸出業者または販売業者の名称および住所を申告しなければならない。
4.5 原産国	(a) 食品添加物の原産国は、その省略が消費者を誤解させ、又は欺く可能性がある場合、表示されなければならない。 (b) 食品添加物が、その化学的または物理的性質を変化させる加工を第二国で受ける場合、その加工が行われた国を表示上の原産国とみなす。
4.6 ロット識別	各容器には、生産工場およびロットを識別するために、コードまたは明瞭なマークを付けなければならない。
5. 小売以外で販売される包装済み食品添加物の表示義務	小売以外で販売されるすべての食品添加物の表示には、表示される食品添加物に適用される、本節 5.1 項から 5.5 項に規定される情報を表示しなければならない。
5.1 食品添加物の詳細	(a) 食品添加物の名称を記載すること。その名称は、一般的なものではなく特定の名称でなければならず、食品添加物の本性を示すものでなければならない。コーデックスの添加物リストに食品添加物の名称が設定されている場合は、その名称を使用する。その他の場合は、一般的又は通常の名を記載するか、又はそのような名称が存在しない場合は、適切な記述的名称を使用しなければならない。 (b) 2 種類以上の食品添加物が存在する場合、それらの名称をリストの形式で示すものとする。その一覧は、容器の内容物全体に占める各食品添加物の重量割合の順とし、重量割合が最も大きい食品添加物を最初に記載する。食品添加物が使用される国の食品において、1 種類以上の食品添加物が量的制限の対象となる場合、当該添加物の量又は割合及び／又は制限の遵守を可能にする適切な指示を与えなければならない。 (c) 香料の混合物の場合、混合物に含まれる各香料の名称を示す必要はない。一般的な表現である「香料」を、官能特性の表示（例えば「リンゴ香料」）および／または製品の原産地もしくは供給元の表示とともに使用することができる。製品の原産地または供給元を示す場合、CAC/GL 66-2008 に定義される天然香料の場合は「天然」、CAC/GL 66-2008 に定義される合成香料の場合は「人工」、または適宜これらの単語の組み合わせによって、一般的表現を修飾することができる。 (d) 賞味期限が 18 ヶ月を超えない食品添加物は、「少なくとも...まで保存できる」等の文言を用いて、最低保存期限を表示しなければならない。 (e) ラベルの目立つ位置に、「食品用」の文言またはこれに実質的に類似した文言を表示すること。 (f) 食品原材料が調剤の一部である場合、比率の高い順に原材料リストに表示すること。包装食品の表示に関する一般基準（CODEX STAN 1-1985）の第 4.2.3.1 項にクラス名が定められている原材料は、包装食品の表示に関する一般基準（CODEX STAN 1-1985）の第 4.2.1.4 項に過敏症を引き起こすことが知られている食品又は原材料として特定されている原材料を除き、該当するクラス名で表示することができる。
5.2 保管および使用上の注意	食品添加物の保管方法及び食品への使用方法について、十分な情報を提供しなければならない。この情報は、表示または販売に関する文書に記載することができる。

規制	具体的な規則（主要な条項を抜粋）
5.3 正味量	<p>正味含有量は、食品添加物が販売される国により両方の測定方式が特に要求されない限り、(a)メートル単位又は「国際単位系」単位、又は(b)アポイド単位のいずれかで申告するものとする。申告は、以下の方法で行うものとする：</p> <p>(i) 液体食品添加物の場合、容量又は重量；</p> <p>(ii) 固形食品添加物については、重量；</p> <p>(iii) 半固形又は粘性の食品添加物については、重量又は容量。</p>
5.4 名称と所在地	<p>食品添加物の製造業者、包装業者、販売業者、輸入業者、輸出業者または販売業者の名称および住所を申告しなければならない。</p>
5.5 原産国	<p>(a) 食品添加物の原産国は、その省略が使用者を誤解させ、又は欺く可能性がある場合、表示されなければならない。</p> <p>(b) 食品添加物が、その化学的又は物理的性質を変化させる加工を第二国で受ける場合、その加工が行われた国を表示上の原産国とみなす。</p>
5.6 ロット識別	<p>各容器には、生産工場およびロットを識別するため、コードまたは明瞭なマークを付けなければならない。</p>
6. 必須情報の提示 6.1 一般	<p>本規格またはその他のコーデックス規格により表示することが義務付けられている文言は、明確で目立つものでなければならず、通常の購入および使用状況下で消費者が容易に読み取れるものでなければならない。このような情報は、意匠、その他の文字、印刷物又は図形によって不明瞭であってはならず、また、背景と対照的な地でなければならない。食品添加物の名称の文字は、表示上の最も目立つ印刷物と合理的に関連する大きさでなければならない。容器が包装材で覆われている場合は、包装材に必要な情報を記載するか、または容器に貼付された表示が外側の包装材を通して容易に読み取れるか、または外側の包装材によって不明瞭にならないようにしなければならない。一般に、食品添加物の名称及び正味含有量は、販売時に消費者に提示されることを通常意図した表示の部分に記載されなければならない。</p>
6.2 言語	<p>6.1 項で言及される記述の宣言に使用される言語は、食品添加物の販売を意図する国で受け入れ可能な言語でなければならない。元の表示の言語が許容できない場合、表示を貼り替える代わりに、許容可能な言語による必須情報を含む補足表示を使用することができる。</p>
7. 特定の食品添加物に関する追加または異なる要求事項	<p>本規格のいかなる規定も、特定の食品添加物の状況により、コーデックス規格に表示に関する追加的又は異なる規定を組み込むことが正当化される場合、その規定の採用を妨げるものではない。</p>
7.1 照射食品添加物	<p>電離放射線で処理された食品添加物は、そのように指定されなければならない。</p>
8. 任意表示 8.1 一般	<p>食品添加物に関して、必須要件に抵触せず、消費者をいかなる形でも誤解させたり欺いたりするものでない限り、いかなる情報または絵表示も表示することができる。</p>

1.11.5 遺伝子組み換え食品の表示に関する規制とその内容

遺伝子組み換え食品の表示に関する文書としては、「現代のバイオテクノロジーに由来する食品の表示に関するコーデックステキスト CXG 76-2011」があるが、ガイドラインではなく、関連する議論を取りまとめたテキストという位置づけである。

1.11.6 アレルゲン情報の表示に関する規制とその内容

アレルゲン情報の表示については、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985」の 4.2.1.4 で規定されている。具体的には、以下に掲げる食品及び原材料は、過敏症の原因となることが知られており、常に表示しなければならない、としている。

表 9 アレルゲンの表示対象

No.	表示対象
1	グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、えん麦、スペルト小麦又はその交雑種とその製品）
2	甲殻類とその製品
3	卵と卵製品
4	魚類と水産製品
5	ピーナッツ、大豆とその製品
6	乳と乳製品（乳糖を含む）
7	木の実とナッツ製品
8	濃度が 10 mg/kg 以上である亜硫酸塩

1.11.7 その他表示に関する規制とその内容

その他表示に関する規制としては、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CSG 32-1999」がある。本文書の目次は以下の通り。

1.適用の範囲
2.解説及び定義
2.1 解説
2.2 定義
3.表示及び強調表示
一般規定
有機移行中/転換中の生産物の表示
小売以外の容器の表示
4.生産及び調製の規則
5.附属書 2 に資材を追加する際の要件及び各国による資材一覧の策定基準
6.検査・認証制度
7.輸入

1.12 まとめ

1.12.1 各国の食品表示規制に関する法体系の比較

1.1 ～1.11 の整理結果を踏まえ、各国の食品表示規制に関する法体系を比較した。比較結果は以下に示す通りである。

日本は、食品表示法の食品表示基準で具体的な表示方法が規定されているとともに、個別の食品についての規定があり、さらなる詳細は食品表示基準 Q&A で補足されている形となっている。日本と似た法体系としては、豪州/NZ やシンガポール、韓国などがある。国によって規制のまとめ方には差があり、栄養成分や食品添加物、アレルギー、遺伝子組み換え食品に関する規制をまとめている場合もあれば、個別に規制を設けている場合もある。

表 10 各国の食品表示に関する法体系の比較

国・地域	法体系の概要
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 日本では、食品表示に関する基本法として食糧・農業・農村基本、食品安全基本法、消費者基本法がある。 • 食品表示に関する具体的な規制は、食品表示法に規定されており、さらに詳細な情報は食品表示基準 Q&A で補足されている。 <ul style="list-style-type: none"> ■基本法：食糧・農業・農村基本、食品安全基本法、消費者基本法 ■個別規制： <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物、食物アレルギー】 食品表示法（食品表示基準）、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、計量法、資源有効利用促進法、不正競争防止法、酒類業組合法、牛トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法、農産物検査法、JAS 法、薬機法、地理的表示法、商標法 ■その他： <ul style="list-style-type: none"> 食品表示基準 Q&A
米国	<ul style="list-style-type: none"> • 米国では、食品表示に関する規制は、連邦規則集（Code of Federal Regulations : CFR）の Title21 Chapter1 Subchapter B Part101 Food Labelling（食品表示）で規定されている。 • 食物アレルギーは、Federal Food, Drug, and Cosmetic Act（連邦食品医薬品化粧品法）で規定されている。 • 遺伝子組み換え食品は全米バイオ工学食品情報開示基準（National Bioengineered Food Disclosure Standard）で規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ■個別規制： <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物】 連邦規則集 Title21 Chapter1 Subchapter B Part101 Food Labelling（食品表示） 【食物アレルギー】 連邦食品医薬品化粧品法 【遺伝子組み換え食品】 全米バイオ工学食品情報開示基準
EU	<ul style="list-style-type: none"> • EU では、食品全般を規定する欧州議会・理事会規則 178/2002 があるが、この中で食品表示について具体的に規定されている訳ではない。 • 食品表示については欧州議会・理事会規則 1169/2011 で具体的な内容が規定されており、その他テーマによって個別に規制がある。 <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、栄養成分、食物アレルギー】 欧州議会・理事会規則 1169/2011 【栄養・健康強調表示】 欧州議会・理事会規則 1924/2006（栄養・健康強調表示に関する規制） 欧州議会・理事会規則 432/2012（健康強調表示のリスト） 欧州議会・理事会規則 353/2008（強調表示の認可申請） 【食品添加物】

国・地域	法体系の概要
	欧州議会・理事会規則 1333/2008 【遺伝子組み換え食品】 欧州議会・理事会規則 1829/2003 【その他】 欧州議会・理事会規則 609/2013（乳幼児向け食品、特別医療目的用食品および食事代替型ダイエット食品）
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 中国では、食品表示に関する基本法として食品安全法とその実施条例がある。 • 食品表示に求められる具体的な内容は、以下に示す4つの食品安全基準（食品安全法に従って規定される個別規則のこと）で規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ■基本法：食品安全法、食品安全法实施条例 ■個別規則：以下の4つの食品安全基準で規定。 【食品表示全般、アレルギー】 ①GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則 【栄養成分】 ②GB28050-2011 包装済み食品の栄養表示に関する一般規則 【食品添加物】 ③GB29924-2013 食品添加物製剤の一般表示規則 【その他】 ④GB13432-2013 特別食用包装済み食品の表示
香港	<ul style="list-style-type: none"> • 香港では、食品に関する基本法として Cap.132 Part V Food and Drugs（香港法第132章第五部食品及び医薬品）があり、食品表示に関する規制についても本法のもとに規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ■基本法：Cap.132 Part V Food and Drugs（香港法第132章第五部食品及び医薬品） 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物、食物アレルギー等】 第132章W章 Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations 【その他】 乳・乳製品は第132章W章に別途規定があり、着色料は第132章H章、粉ミルクは第132章R章に別規定がある。
豪州/NZ	<ul style="list-style-type: none"> • 豪州・NZでは、食品に関する基本基準として、Food Standard Code（食品規格に関する基準）があり、この中で食品表示についても定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ■基本法：Food Standard Code（食品規格に関する基準） 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物、アレルギー】 Chapter1：序説・すべての食品に適用される規格 Part1.2：食品表示とその他の情報に関する要件 【遺伝子組み換え食品】 Chapter1：序説・すべての食品に適用される規格 Part1.5 市場出荷前に手続きが必要な食品
台湾	<ul style="list-style-type: none"> • 台湾では、食品表示に関する基本法として、食品安全衛生管理法・食品安全衛生法施行規則がある。 • 食品安全衛生管理法の下に、詳細を定めた50程度の個別規則が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ■基本法：食品安全衛生管理法・食品安全衛生法施行規則 ■個別規則： 【食品表示全般】 食品表示に関する規制 【栄養成分】 包装済み食品の栄養表示に関する規制など 【食品添加物】 食品添加物製品の香味成分の表示に関する規制など 【食物アレルギー】 食品アレルギーの表示に関する規制など 【遺伝子組み換え食品】 遺伝子組換え農作物の成分を含む包装済み食品に対する表示要件など 【その他】 個別の食品の規制など
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • タイでは、上位法として食品法（Food Act, B.E.2522 (1979)）がある。

国・地域	法体系の概要
	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的な規制は、公衆衛生省の通知として規定されている。 ■ 基本法：食品法 (Food Act, B.E.2522 (1979)) ■ 個別規則： <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、食品添加物、食物アレルギー】 通知 No. 367 B.E. 2557 (2014) Re: Labeling of Prepackaged Foods (包装済み食品の表示) 【栄養成分】 通知 No. 182 B.E. 2541 (1998) Re: Nutrition Labelling (栄養成分の表示) など 【遺伝子組み換え食品】 通知 NO. 432, B.E. 2565 (2022) ISSUED UNDER THE FOOD ACT, B.E. 2522 (1979) RE: LABELING OF FOOD DERIVED FROM GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS (遺伝子組み換え作物を用いる食品の表示)
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> • シンガポールでは、食品に関する法規制として食品販売法 (SALES OF FOOD ACT) があり、この中の食品規制 (FOOD REGULATIONS) で食品表示に関する規制が定められている。 ■ 基本法：SALES OF FOOD ACT (食品販売法) ■ 個別規則：FOOD REGULATIONS (食品規制) <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物、食物アレルギー】 FOOD REGULATIONS Part III GENERAL PROVISION (一般原則) 【その他：個別食品ごとの規格基準】 FOOD REGULATIONS Part IV STANDARD AND PARTICULAR LABELLING REQUIREMENTS FOR FOOD (食品の規格と特定の表示要件)
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • ベトナムでは、上位法として食品安全法 No. 55/2010/QH12 がある。 • 食品表示に関する具体的な規制は個別に規定されている。 ■ 基本法：食品安全法 No. 55/2010/QH12 ■ 個別規則： <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般、栄養成分、食品添加物、食物アレルギー】 包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT 商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP 【遺伝子組み換え食品】 政令 15/2018/ND-CP
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 韓国では、食品表示に関する基本法として食品の表示と広告に関する法律とその施行規則がある。 • 食品表示の具体的な規則については食品表示基準に規定されている。その他、遺伝子組み換え食品の表示に関する基準、食品の不当表示・広告の判断基準などが定められている ■ 基本法：食品の表示と広告に関する法律とその施行規則 ■ 個別規則： <ul style="list-style-type: none"> 【食品安全全般 (栄養成分、食品添加物、食物アレルギー)】食品表示基準 【遺伝子組み換え食品】遺伝子組み換え食品の表示に関する基準 【その他】食品の不当表示・広告の判断基準
CODEX	<ul style="list-style-type: none"> • CODEX 委員会では、食品表示に関する文書として以下を提供している。 ■ 個別規則 <ul style="list-style-type: none"> 【食品表示全般 (食物アレルギー)】 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 CXS 1-1985 【栄養成分】 栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985 強調表示に関する一般ガイドライン CXG 1-1979 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン CXG 23-1997 包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格 CXS146-1985

国・地域	法体系の概要
	【食品添加物】 食品添加物がそれ自体で販売される場合の表示に関する一般規格 CXS 107-1981 【その他】 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CSG 32-1999 現代のバイオテクノロジーに由来する食品の表示に関するコーデックステキスト CXG 76-2011

1.12.2 基本的な食品表示内容の比較

1.1 ～1.11 の整理結果を踏まえ、各国の基本的な食品表示内容を比較した。比較結果は以下に示す通りである。

義務表示に関しては、各国ともに表示情報に大きな差異はないが、国によって規定の細かさは異なる。個別食品ごとの規制がある、日本や台湾、シンガポール、韓国などや、米国などは、表示方法について細かい規定が設けられている。また、日本のように原産地表示を求める国もあり、EU、豪州や台湾などがある。

表 11 各国における基本的な食品表示内容の比較

国・地域	基本的な表示情報の比較
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示（横断的事項を整理）： <ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品：名称、原産地（その他食品の特性により記載が必要な事項あり） 加工食品：名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、原産国名（輸入品）、製造者等の氏名又は名称及び住所、栄養成分表示、アレルギーを含む旨、遺伝子組み換え食品を使用した旨 ■任意表示：特色ある原材料の表示、栄養成分の強調表示 ■食品表示が免除される場合：（以下は食品表示基準の適用対象外のもの） <ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品：容器包装なしで生産した場所で販売する場合、設備を設けてその場で飲食させる場合 加工食品：容器包装なしの場合、備を設けてその場で飲食させる場合
米国	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：食品名、原材料名、製造業者・包装業者又は販売業者の名称及び事業所、正味量、警告・勧告 ■食品表示が免除される場合： <ul style="list-style-type: none"> ・ 101.100 Food; exemptions from labeling（食品表示の免除）に詳細な除外条件を規定。 ・ 個別食品について細かい免除要件が設けられている。
EU	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：食品の名称、原材料、食品添加物、特定の原材料又は原材料のカテゴリの量、食品の正味量、最小限の耐久性を有する日付または「使用期限」、特別な保存条件・使用条件、食品事業者の氏名又は名称及び住所、原産国又は産地（必要な場合）、アルコール度数（1.2 容量%以上のアルコールを含む飲料）、栄養成分（REGULATION (EU) No1169/2011 第 9 条） ■任意表示：以下を満たす事項であれば任意表示できる。（REGULATION (EU) No1169/2011 第 36 条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者を誤認させない・ ・ 消費者に曖昧な情報を与えたり、混乱させるものではない。 ・ 科学的データに基づくこと。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：食品名、原材料リスト、正味重量および構成、製造者や流通業者の名称・所在地・連絡先情報、製造日・保管可能期間、保管条件、食品製造免許番号、

国・地域	基本的な表示情報の比較
	<p>製品基準コード、その他必要情報（GB7718-2011 包装済み食品の表示に関する一般規則第4条）</p> <p>■任意表示（推奨表示）： ・バッチ識別、使用方法（開封、消費、調製方法など消費者に役立つ情報）、アレルギー情報</p> <p>■食品表示が免除される場合： ・右記は保存可能期間日の記載を免除：アルコール含有量が10%以上のアルコール飲料、固形の食酢、塩、および砂糖、ならびにグルタミン酸ソーダ。 ・包装または容器の最大表面積が10 cm²の場合、製品の名称および正味重量、製造者または流通業者の名称および所在地のみを記載すればよい。</p>
香港	<p>■義務表示：食品名、原材料、賞味期限または使用期限、保管のための特別な条件または使用のための指示、製造者又は包装者の名称及び住所、個数、重量または体積</p> <p>■食品表示が免除される場合： 132章 W章 Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations Schedule 4 Items exempt from Schedule 3（別表3から除外される品目）に詳細を規定。</p>
豪州/NZ	<p>■義務表示：食品の名称、ロット識別、供給者の名称及び住所、勧告・警告、成分表、日付、保存条件及び使用上の注意、栄養成分、遺伝子技術を用いて製造された食品に関する情報、放射線照射された食品に関する情報、当てはまる場合は、特徴的な成分に関する情報 ※豪州のみ原産国の表示が求められる。</p> <p>■食品表示が免除される場合： ・販売される敷地内で製造され、包装されたもの。 ・購入者の立会いのもとで包装されたもの。 ・食品の性質または品質が不明瞭にならないような包装の、丸ごとまたはカットされた新鮮な果物および野菜（種子の芽または同様の製品を除く）。 ・購入者の明示的な注文により、包装され、すぐに食べられる状態で届けられる（自動販売機から販売される場合を除く）。 ・資金調達イベントにおいて販売される。 ・補助サービス陳列棚に陳列されている。</p>
台湾	<p>■義務表示：商品名、原材料名、正味重量・容量または量、食品添加物の名称、製造者または責任ある国内企業の名称・電話番号・住所、原産国、原材料の原産地、賞味期限、栄養成分表示、遺伝子組み換え食品、その他中央所轄官庁が公告で指定する事項</p>
タイ	<p>■義務表示：食品名（該当する場合）、食品製造番号、製造業者・包装業者・輸入業者又は本社の名称及び所在地、食品の内容量、原材料名、食物アレルギーに関する情報、食品添加物名、賞味期限・消費期限、警告文（該当する場合）、保管上の注意（該当する場合）、調理に関する説明（該当する場合）、乳幼児等特定の個人を意図した食品の使用説明、個別食品の記載事項、特定の通知による特定の文章</p> <p>■食品表示が免除される場合：消費者に直接販売されない食品、再包装業者、食品調製業者、または販売業者が表示する場合は、食品名、食品製造番号、製造業者・包装業者・輸入業者又は本社の名称及び所在地、食品の内容量、賞味期限・消費期限を表示すること。</p>
シンガポール	<p>■義務表示：食品名、原材料名、食品添加物、正味量、製造業者・包装業者又は現地業者の名称及び住所、輸入食品の場合：現地輸入業者・販売業者又は代理店の名称及び住所並びに食品の原産国名、食物アレルギーの表示、アスパルテームを含有する食品の場合含有する旨を表示、その他個別食品の表示事項</p> <p>■食品表示が免除される場合： ・購入者の立会いのもとで計量、計数または測定された食品 ・小売業者の敷地内で緩く包装されている食品 ・酒</p>

国・地域	基本的な表示情報の比較
ベトナム	<p>■義務表示：食品名、成分表、食品の重量、製造日・賞味期限、保管上の注意事項、ユーザーマニュアル、食品に責任を負う組織または個人の名前と住所、食品安全規制への適合宣言または適合宣言証明書の受領数、食品の安全に関する推奨事項と警告、食品の原産地（輸入食品の場合）</p> <p>■任意表示： ■食品表示が免除される場合： ・面積が 10 cm² 未満の表示、または付属の二次表示や使用説明書。 ・スパイスやハーブのほか、最大表面積が 10cm² 未満の小包装については、原材料の適用、賞味期限、保存方法、使用上の注意が免除される場合がある。内容物を完全に表示した外箱も同様。</p> <p>※上記は包装食品、食品添加物及び加工助剤の表示ガイドライン No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT を整理。</p>
韓国	<p>■義務表示：製品名、事業所の名称および所在地、製造年月日、賞味期限または消費期限、正味量、原材料名（食品添加物名含む）</p>
CODEX	<p>■義務表示：食品の名称、原材料一覧、正味量及び固形量、名称及び所在地、原産国、ロット識別、日付表示及び保存方法、使用上の注意（追加義務表示として、原材料の量的表示、照射食品）</p> <p>■任意表示： 規則に抵触しなければ、あらゆる情報、絵柄、図柄を表示できる。 格付表示を用いる場合は、容易に理解できるもので誤認を招くものや欺くものであってはならない。</p> <p>■食品表示が免除される場合： 香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が 10 cm² 未満の小さな食品については、原材料一覧とロット識別から使用上の注意までの要件の適用を除外できる。</p>

1.12.3 食品ごとの個別規則の比較

1.1 ～1.11 の整理結果を踏まえ、各国の食品ごとの個別規制を比較した。比較結果は以下に示す通りである。

表 12 各国における食品ごとの個別規則の比較

国・地域	個別規則がある食品
日本	<p>個別に表示事項が決められているものとして以下がある。</p> <p>【生鮮食品】 玄米及び精米、シアン化合物を含有する豆類、しいたけ、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイナップル、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、水産物、切り身またはむき身にした魚介類で生食用のもの、ふぐの切り身、冷凍食品（切り身またはむき身にした魚介類を凍結させたもの、生ガキ）</p> <p>【加工食品】 カット野菜ミックス、乾しいたけ、農産物漬物、納豆・豆腐、合挽肉、成型肉・味付け肉、食肉製品（ハム・ベーコン・ソーセージ）、食肉製品（チルド班バークステーキ）、飲用乳（牛乳・乳飲料）、乳製品（ナチュラルチーズ・プロセスチーズ）、乳製品（発酵乳・乳酸菌飲料）、乳製品（アイスクリーム類）、海藻類（塩蔵わかめ・のり）、ふく加工品、うなぎ加工品、塩蔵品（魚卵）、魚肉練り製品（かまぼこ）、ゆでめん・生めん、乾めん・即席めん、調理冷凍食品（冷凍えびフライ）、調味料類（しょうゆ・みそ）、調味料類（ドレッシング類・食酢）、乾燥スープ、食用植物油脂（なたね油・香味食用油）、マーガリン類（マーガ</p>

国・地域	個別規則がある食品
	リン・ファットスプレッド)、缶詰・瓶詰（農産物缶詰・ジャム類）、容器包装詰加圧加熱殺菌食品・レトルトパウチ食品、はちみつ類、菓子類（ビスケット類・米菓類・洋生菓子詰合せ）、パン類（食パン・菓子パン）、もち、飲料類（ミネラルウォーター類・清涼飲料・ベビー飲料）、レギュラーコーヒー、弁当・惣菜（弁当・惣菜・調理パン・おにぎり）、酒類
米国	－
EU	欧州議会・理事会規則 609/2013 で乳幼児向け食品、特別医療目的用食品および食事代替型ダイエット食品に関する規則が規定されている。
中国	「GB13432-2013 特別食用包装済み食品の表示」で特別用途食品について規定されている。特別用途食品とは、乳幼児用調製食品、乳幼児補助食品、特殊医療用調製食品、これら以外の特別用途食品（栄養補助食品、スポーツ栄養食品等）のこと。
香港	乳・乳製品、着色料、粉ミルクは個別規制がある。
豪州/NZ	個別に表示事項が決められているものとして以下がある。 ひき肉、再加工肉製品、再加工魚製品、食用油、ブレンドジュース、ミネラル不 ウォーター、電解質飲料、kava、カフェイン入り飲料、アルコール含有食品、特別 用途食品（乳児用粉ミルク、乳児用食品、食事代替食品、スポーツ補助食品、医療 目的の食品など）など
台湾	個別に表示事項が決められているものとして以下がある。（詳細は別添 1 を参照） 農産物、カフェイン入り飲料、果汁または野菜ジュースを含むとする飲料、ドリン クチェーン、コンビニエンスストア、ファストフードにおける作りたての飲料、ブ レンドオイル、チョコレート、冬虫夏草の菌糸を含む食品、小型包装食品、全粒粉 製品、包装済み減塩食品、放射線照射食品、包装済み醤油製品、包装済み蜂蜜とそ のシロップ製品、真空パック製品、包装済み酢、牛肉及び牛の食用部位を含む包装 済み製品、再加工肉製品、豚肉及び豚の食用部位を含む包装製品、包装済み生乳・ 殺菌乳・フレーバーミルク・乳飲料・粉ミルク、液状卵など
タイ	－
シンガポ ール	個別に表示事項が決められているものとして以下がある。（詳細は別添 1 を参照） 全粒粉、ベーカリー製品、パスタ、丸鶏、ハンバーガーまたはビーフバーガーおよ び類似の商品、食用油脂、ヴァナスパティ（植物性ギー）、還元乳・コンバインドミ ルク、ドライミルク・粉乳・乾燥全乳・乾燥全クリーム乳・全クリーム粉乳、脱脂 乳・分離乳・脱脂乳、スキムミルク、フレーバーミルク、牛乳、還元乳・コンバ インドミルクのクリーム、ギー、酢、ローヤルゼリー、コーヒーとチコリ、コー ヒーミックス、インスタントコーヒーとチコリ・ソリュブルコーヒーとチコリ、 チョコレート、フルーツジュース、フレーバー付きコーディアルまたはシロップ、 ナチュラルミネラルウォーター、ノンアルコール飲料、ニュートリグレード飲料、 酒、果実酒、穀物ワインと中国ワイン、調合酒、特別用途食品、糖尿病食、フィト ステロール・フィトステロールエステル・フィスタノールまたはフィスタノ ールエステルを含む食品、幼児食、乳児用ミルク
ベトナム	－
韓国	個別に表示事項が決められているものとして以下がある。（詳細は別添 1 を参照） A) 菓子・パン・餅類 B) アイスクリームとアイスケーキ C) カカオ加工品または チョコレート D) 糖類 E) ジャム F) 豆腐やゼリー状の食品 G) 食用油脂 H) ヌー ドル I) ドリンク J) 特別用途食品 K) ソイビーンソース L) 味付け食品 M) 塩漬 け・茹でた食品 N) 酒類 O) 農産物の加工品 P) 加工肉とパック肉 Q) 卵の製品 R) 乳製品 S) 水産品 T) 動物由来の加工食品 U) ハチミツと花粉の製品 V) イン スタント食品 W) その他の食品 X) 食用卵（輸入食用卵を含む。） Y) 鶏肉・鴨肉 Z) 自然の状態の食品
CODEX	－

1.12.4 栄養成分に関する表示の比較

1.1 ～1.11 の整理結果を踏まえ、各国の栄養成分に関する表示を比較した。比較結果は以下に示す通りである。

日本をはじめほとんどの国が栄養成分表示を義務表示としているが、シンガポールとベトナムは、栄養成分表示を義務表示とはしていない。ベトナムについては、コーデックス文書を参考とするとしている。また、栄養成分を義務表示としている国が、食品に栄養成分表示を義務付けたうえで免除される食品を規定している一方で、タイと韓国は栄養成分表示の対象食品を明確に規定している。

表 13 各国における栄養成分に関する表示の比較

国・地域	基本的な表示情報の比較
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算して表示） ■任意表示：飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、糖質、食物繊維、コレステロール、ビタミン、ミネラル （様式の枠外に表示する成分：β-カロテン、ショ糖、ポリフェノール、オリゴ糖、コラーゲン、リジン、リノール酸等） ■栄養成分の表示が免除される場合： <ul style="list-style-type: none"> ・業務用加工品、生鮮食品、業務用添加物の栄養成分表示は任意。 ・栄養成分の表示が義務付けられているものでも、以下については表示の省略が認められている。 （容器包装の表示可能面積がおおむね 30cm² 以下のもの、酒類、栄養供給源としての寄与の程度が小さいもの、きわめて短い期間で原材料が変更されるもの、消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの、食品を製造または加工した場所で販売する場合、販売ではなく譲渡する場合）
米国	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、脂肪（飽和脂肪、トランス脂肪、多価不飽和脂肪、一価不飽和脂肪）、コレステロール、ナトリウム、フッ化物、炭水化物（食物繊維、水溶性食物繊維、不溶性食物繊維、タンパク質、ビタミン・ミネラル） ※101.9 Nutrition labeling of food（食品の栄養表示）の(c)節で規定される栄養成分以外の栄養成分は栄養成分表示に含めてはならない。 ■栄養成分の表示が免除される場合： 101.9 Nutrition labeling of food（食品の栄養表示）の(j)節で除外条件について詳細を規定。（レストランで提供される食品、学校や病院など施設の食堂で提供される食品など）
EU	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、脂肪、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、タンパク質、塩分 ■任意表示： <ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合塩分由来のナトリウムの存在のみによるものであることを表示可能。 ・モノ不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、ポリオール、デンプン、繊維、付属書 XIII に提示されたビタミン・ミネラルも表示可能。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪（酸）、トランス脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖(乳糖)、食物繊維(単量体、可溶性/不溶性食物繊維)、ナトリウム、ビタミン A、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン K、ビタミン B1(チアミン)、ビタミン B2(リボフラビン)、ビタミン B6、ビタミン B12、ビタミン C(アスコルビン酸)、ニコチン酸(ニコチン酸アミド)、葉酸、パントテン酸、ビオチン、コリン、リン、カリウム、マグネシウム、カルシウム、鉄、亜鉛、ヨウ素、セレン、銅、フッ素、マンガン ■任意表示：上記以外の栄養成分 ■栄養成分の表示が免除される場合： <ul style="list-style-type: none"> ・包装された生肉、生魚、生鮮野菜及び果物、生卵などの生鮮食品

国・地域	基本的な表示情報の比較
	<ul style="list-style-type: none"> • アルコール含有量が 0.5%のアルコール飲料 • 包装総面積が 100cm² または最大表面積が 20 cm² の食品 • 現場で調理・販売される食品。 • 包装された飲用水。 • 1 日当たりの摂取量が 10g 又は≤10mL の包装済み食品。 • 法律、法規、標準の規定に従って栄養表示が免除されているその他の包装済み食品
香港	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、タンパク質、炭水化物、総脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸ナトリウム、糖類、栄養強調表示がある場合、その食品に含まれるその他の栄養成分の含有量 ■任意表示： その他の栄養に関する情報は、食品の栄養価または食事価値に関して、虚偽や誤解を招く、または欺くものでないことを条件として、栄養成分リストに記載できる。 ■栄養成分の表示が免除される場合：以下の品目は除外される。 • Schedule6 の Part1 に規定される品目（生鮮食品、炭酸水、ミネラルウォーターなど、詳細は該当部分を参照） • Schedule6 の Part2 に基づき免除が許可された品目（年間販売量が規定値以下の製品など、詳細は該当部分を参照）
豪州/NZ	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、タンパク質、炭水化物、糖質、脂肪、飽和脂肪酸 ■栄養成分の表示が免除される場合： 標準的なアルコール飲料；ハーブ、スパイスまたはハーブの煎じ汁；酢または模造酢；ヨウ素添加塩、還元ナトリウム塩混合物、塩または塩の代用品；紅茶もしくはコーヒー、またはインスタント・ティーもしくはインスタント・コーヒー；食品添加物として使用が認められている物質；加工助剤として使用することが承認されている物質；加工助剤として使用されることを目的として販売されている食品；果物、野菜、肉、鶏肉および魚；ゼラチン；水（ミネラルウォーターまたはスプリングウォーターを含む）または氷；調理済みロール、サンドイッチ、ベーグルおよび類似の製品；ジャムセッティングコンパウンド；標準的なアルコール飲料を製造するために使用されることを意図したキット；標準的なアルコール飲料ではない 0.5 容量%以上のアルコールを含む飲料；kava
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、タンパク質、脂肪、飽和脂肪（または飽和脂肪酸）、トランス脂肪（トランス脂肪酸）、炭水化物及び糖分、ナトリウム ■任意表示：「包装食品の栄養表示に関する規則」で規定された上記以外の栄養成分、製造者が自主的に表示するその他の栄養成分（食物繊維、糖質、糖アルコール、コレステロール、その他脂肪酸、アミノ酸） ■栄養成分の表示が免除される場合： • 飲料水、ミネラルウォーター、および氷 • 生鮮、冷蔵、冷凍の果物、野菜、肉、鶏肉、卵、液卵、魚介類で、他の原材料を含まないもの • 茶葉、コーヒー、乾燥豆、小麦、その他のハーブ、花、果実、種子で、他の成分や食品添加物を含まない醸造のために用いられるもの • 香辛料および香辛料を煮込んだパッケージで、風味付けのために使用されるもの。 • 塩および塩の代用品
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ■栄養成分の表示対象： • 1 日当たりの摂取目安量（GDA）の表示が義務付けられている食品（通知 No.394 で規定）：スナック菓子、チョコレート製品、ベーカリー製品、米類製品、飲料、乳製品、アイスクリームなど） • 栄養強調表示がある食品 • 販売促進で食品価値を利用する食品 • 販売促進において消費者グループを定義する食品、その他食品医薬品安全処が通知する食品で食品委員会が承認したもの。

国・地域	基本的な表示情報の比較
	<ul style="list-style-type: none"> ■義務表示：熱量、総脂肪、総タンパク質、糖質、ナトリウム、コレステロール（1食あたり2mgを超える場合） ■栄養成分の表示が免除される場合：
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ■表示内容（栄養成分表示は義務ではない）：熱量、塩・ナトリウム・カリウム、ビタミン・ミネラル、その他栄養成分
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ■表示内容（栄養成分表示は義務ではない）： コーデックス委員会の「栄養表示に関するガイドライン CXG 2-1985」を参照することとしている。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ■栄養成分の表示対象： <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別用途食品 ・ 健康機能食品 ・ パン（ケーキ、ドーナツ、パンロール、その他のベーカリー製品）、麺類、レトルト食品、食用油脂、餃子 ・ キャンディ、チョコレート、クッキー・ビスケット・スナックなどの菓子類、ジャム、飲料、コーヒー 焙煎コーヒー、インスタントコーヒーを除く、醤油・ペースト 韓国産角型納豆、韓国産角型納豆を原料とした韓国産醤油、韓国産大豆ペースト、大豆発酵調味料を除く 注：キャンディ、ガム、チョコレートの小売販売単位商品を収納した外箱・パッケージへの栄養成分表示は任意 ・ フローズンデザート（アイスキャンディ）、魚肉ソーセージ、ライスロール、ハンバーガー、サンドイッチ ・ 牛乳、加工乳、発酵乳、粉ミルク、チーズ、ハム、ソーセージ、アイスクリームココア加工品、シリアル（朝食用シリアル）、インスタント食品（調理してすぐに食べられるように包装された食品） ■義務表示：熱量、ナトリウム、炭水化物、糖質、脂質、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、コレステロール、タンパク質の名称及び含有量、1日の栄養基準に対する割合、ビタミン・ミネラルなどその他栄養成分を強調表示する場合はその栄養成分の名称と含有量と1日の栄養基準に対する割合
CODEX	<ul style="list-style-type: none"> ■表示内容：熱量、タンパク質、糖質（炭水化物から食物繊維を除いたもの）、脂質、飽和脂質、ナトリウム、総糖類の量、栄養・健康強調表示を行う栄養成分の量、各国の法令または食事指針による求めに応じ良好な栄養状態を維持するのに役立つと考えられる栄養素の量

1.12.5 アレルゲン情報の表示に関する比較

1.1～1.11の整理結果を踏まえ、各国の食物アレルゲンに関する表示方法や表示対象となるアレルゲンを比較した。比較結果は以下に示す通りである。

表 14 各国における食物アレルゲンの表示方法の比較

国・地域	食物アレルゲン表示方法
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定原材料もしくは特定原材料に準ずるものは、原材料・添加物の直後に括弧を付けて、特定原材料等を含む旨を個別表示する。（一括表示も可能）
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成分表の直後もしくは隣に「Contains」に続けて「主要な食物アレルゲンの由来となる食物源」を成分表の文字サイズより大きなサイズで記載する。もしくは、括弧内に記載する。 ・ 主要な食品アレルゲンを含む香料、着色料、または二次的な添加物もアレルゲンを表示する。 ・ 木の実、魚、甲殻類は、具体的な種類の木の実、魚、甲殻類の種の名称を表記する。

国・地域	食物アレルギー表示方法
EU	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーの名称を成分表に表示する。その際、アレルギーは例えばフォント、様式又は背景色によって、他の成分表と明確に区別する活字によって強調する。 成分表がない場合「Contains」の後にアレルギーの名称を記載する。 複数の成分や加工助剤にアレルギーが含まれる場合も、アレルギーの名称を記載する。
中国	<ul style="list-style-type: none"> 成分表にアレルギーの名称を簡単に識別できる名前で記載する。(推奨表示)
香港	<ul style="list-style-type: none"> 成分表にアレルギーの名称を記載する。
豪州/NZ	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーは指定された名称を用いて表示する(原材料名に当該名称が含まれている場合は除く)。アレルギーは太字で表示することとし、「Contains」の後に対象となる原材料を表記しなければならない。
台湾	<ul style="list-style-type: none"> 包装にアレルギーを記載する。 表示が義務化されているアレルギーの他に表示が推奨されているアレルギーもある。(頭足類、巻貝、種子、キウイ)
タイ	<ul style="list-style-type: none"> 食品の材料として使用される場合は「食物アレルギーの情報:.....を含む」と記載する。工程で汚染される可能性がある場合は「食物アレルギーに関する情報:.....を含むことがある」とする。(アレルギーまたは過敏性物質の種類を空白で指定する) 「食物アレルギーに関する情報」のテキストが該当しない場合は、枠内に「.....を含む」または「.....を含むことがある」と表示されることがある 文字の色は枠の背景色と対比させ、色枠は表示の背景色と対比させる。 アレルギーまたは過敏性物質を主成分として含み、その名称がアレルギーまたは過敏性物質であることが明確に表示されている食品(生牛乳、焼きピーナッツなど)は除外される。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーは、ラベル上の目立つ位置に目立つように表示され、明確に判読できるものでなければならない。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを1つ以上含む食品は、その成分の存在を表示する必要がある。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーを表示する場合は、成分表の近くにアレルギー表示スペースを設ける。
CODEX	<ul style="list-style-type: none"> アレルギーを表示する。(予防表記のガイドラインを検討中。)

表 15 各国における表示対象となる食物アレルギーの比較

国・地域	表示対象となる食物アレルギー
日本	<p>【特定原材料】 卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生</p> <p>【特定原材料に準ずるもの】 あわび、いくら、さば、さけ、いか、牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ、キウイフルーツ、りんご、バナナ、もも、くるみ(2025年から特定原材料に変更)、ごま、カシューナッツ、大豆、やまいも、まつたけ、ゼラチン、アーモンド</p>
米国	<ul style="list-style-type: none"> 乳 卵 魚(スズキ、ヒラメ、タラなど) 甲殻類(カニ、ロブスター、エビなど) 木の実(アーモンド、ピーカン、クルミなど) 小麦ピーナッツ 大豆 ごま
EU	<ul style="list-style-type: none"> グルテンを含むシリアル類(小麦・ライ・大麦・オートムギ・スペルト・カムートあるいはそのハイブリッド型・及びそれら製品) 甲殻類及びその製品 卵及びその製品

国・地域	表示対象となる食物アレルギー
	<ul style="list-style-type: none"> • 魚及びその製品 • ピーナッツ及びその製品 • 大豆及びその製品 • 乳及びその製品（ラクトース含む） • ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ピーカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカダミアナッツ、クイーンズランドナッツ）及びその製品 • セロリ及びその製品 • マスタード及びその製品 • ゴマ及びその製品 • 二酸化硫黄及び亜硫酸塩 • ルピン豆及びその製品 • 魚介類（いかたこ類）及びその製品
中国	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンたんぱくを含有する穀物及びその製品（小麦、ライムギ、大麦、スペルト小麦、またはこれらの交配種など） • 甲殻類の動物及びその製品（エビ、ロブスター、カニなど） • 魚及びその製品 • 卵及びその製品 • 落花生及びその製品 • 大豆及びその製品 • 乳及び乳製品（乳酸を含む） • ナッツ及びその製品
香港	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦、それらの雑種系統およびそれらの製品） • 甲殻類および甲殻類製品 • 卵および卵製品 • 魚および魚製品 • 落花生、大豆およびその製品 • 牛乳および乳製品（乳糖を含む） • 木の实および木の实製品
豪州/NZ	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含む穀類、小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト麦及びそれらの雑種株（ただし、これらの物質がビール及び蒸留酒に含まれる場合を除く） • 甲殻類 • 卵 • 魚類（ビールまたはワインの清澄剤として使用される浮袋を除く） • 牛乳 • 落花生 • 大豆 • ゴマ • 木の实（ココナッツを除く） • 10mg/kg 以上の濃度で添加された亜硫酸塩
台湾	<p>【義務表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 甲殻類及びその製品 • マンゴー及びその製品 • 落花生及びその製品 • 牛乳、山羊乳及びその製品（牛乳及び山羊乳から得られるラクチトールを除く） • 卵およびその製品 • ナッツ類及びその製品 • ごまおよびその製品 • グルテンを含む穀物及びその製品（グルコースシロップ、マルトデキストリン及び穀物から製造されるアルコールを除く）

国・地域	表示対象となる食物アレルギー
	<ul style="list-style-type: none"> • 大豆及びその製品（高度精製・精製大豆油（脂肪）、トコフェロール及びその誘導体、フィトステロール及びフィトステロールエステルを除く） • 魚およびその製品、ただし、ビタミンまたはカロテノイド製剤の担体として使用される魚ゼラチン、アルコール中の清澄剤として使用される魚ゼラチンは除く • 最終製品について算出される総 SO₂ 濃度が 10mg/kg 以上の亜硫酸塩等の使用 <p>【推奨表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 頭足類および頭足類製品：イカ（カラマリ）、練りイカ（小イカ、スルメイカ）、タコ、イカなどおよび関連製品（たこ焼き、するめなど） • 貝殻およびその製品：エスカルゴ、ムール貝、アサリ、カキ、ホタテ貝、ミティルス、メレトリックス・ルソリア、アワビ等および関連製品として、ホタテ貝ソース、ホタテ飴、螺旋貝ソース等がある • 種子および種子製品 ヒマワリ種子、メロン種子など、ただし、ヒマワリの種から高度に精製・精製されたヒマワリ種子油は含まれない • キウイおよびその製品：キウイジャム、ドライキウイなど
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含む穀類、小麦、ライ麦、大麦、エンバク、スペルト又はこれらの交雑種、及びその製品：以下を除く <ul style="list-style-type: none"> (a) ブドウ糖を含む小麦ベースのグルコースシロップ； (b) 小麦ベースのマルトデキストリン； (c) 大麦ベースのグルコースシロップ； (d) 穀物から蒸留したアルコール； • 甲殻類：カニ、エビ、シャコ、ロブスターおよびそれらの製品 • 卵および卵製品 • 魚および魚製品（ビタミンまたはカロテノイド製剤の担体として使用される魚ゼラチンを除く） • 落花生及びその製品 • 大豆及びその製品：以下を除く <ul style="list-style-type: none"> (a) 完全に精製された大豆油および大豆脂肪 (b) 大豆由来の天然混合トコフェロール(INS06)、天然 D-α-トコフェロール 天然 DL-α-トコフェロール、天然 D-α-トコフェロール酢酸エステル、天然 DL-α-トコフェロール酢酸エステル、天然 D-α-トコフェロールコハク酸エステル (c) 大豆由来の植物油由来の植物ステロールおよび植物ステロールエステル (d) 大豆由来の植物油ステロールから製造される植物スタノールエステル • 乳糖を含む乳および乳製品：乳および乳製品由来のラクチールを除く。 • 木の実およびその製品、アーモンド、クルミ、ピーカンなど • 10 mg/kg 以上の亜硫酸塩
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含む穀類、小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト又はその交雑種及びその製品 • 甲殻類、甲殻類製品 • 卵と卵製品 • 魚介類 • ピーナッツ、大豆とその製品 • 乳と乳製品（乳糖含む） • 木の実とナッツ製品 • 亜硫酸塩
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含むシリアルおよび穀物から作られた食品。例えば、小麦、スペルト小麦、大麦、ライ麦、オーツ麦、またはそれらの雑種およびそれらの製品 • 甲殻類および甲殻類からの製品 • 卵および卵製品 • 魚介類および水産物 • ピーナッツ、大豆およびその製品

国・地域	表示対象となる食物アレルギー
	<ul style="list-style-type: none"> • 牛乳および乳製品（乳糖、乳糖を含む） • ナッツおよびナッツからの製品 • 亜硫酸塩（硫酸の塩）の濃度は 10 mg/kg
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 卵（鶏のみ） • 牛乳 • そば • 落花生 • 大豆 • 小麦 • さば • かに • えび • 豚肉 • 桃 • トマト • 亜硫酸（SO₂ として 10mg/kg を超える最終製品に限る） • くるみ • 鶏肉 • 牛肉 • イカ • 貝類(カキ、アワビ、ムラサキイガイなど)
CODEX	<ul style="list-style-type: none"> • グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、えん麦、スペルト小麦又はその交雑種とその製品） • 甲殻類とその製品 • 卵と卵製品 • 魚類と水産製品 • ピーナッツ、大豆とその製品 • 乳と乳製品（乳糖含む） • 木の実とナッツ製品 • 亜硫酸塩

2. 食品安全・品質規制に関する調査

本事業では、中小事業者による海外への食品の輸出支援を目的として、諸外国の食品安全・品質規制についても調査・整理した。具体的には、の5か国を対象として、食品中における有害物質の含有量、残留農薬、商標登録の手続き等について調査を実施し整理した。

本調査では、既に日本の公的機関（農林水産省やジェットロなど）によって規制の和訳が作成されている場合は、当該資料の参照先（和訳・原文ともに）を明記するとともに当該資料を参考として整理、和訳が無い場合は仮訳を行った。第4章に取りまとめている。

2.1 中国

2.1.1 有害化学物質の含有量

中国における食品中の有害化学物質の含有量は、以下の規制で規定されている。

- ✓ **GB2762—2022 食品安全国家标准 食品中の汚染物質の最大許容量**
(食品安全国家标准 食品中污染物限量)

本規制は、農林水産省の中国への輸出対応のウェブサイト「新規定ガイダンス（仮訳）」³⁴において、和訳が提供されており、原文は「国家食品安全风险评估中心（China National Center for Food Safety Risk Assessment）」のウェブサイト³⁵で公開されている。

本規制では、食品中の鉛、カドミウム、水銀、ヒ素、スズ、ニッケル、クロム、亜硝酸鉛、硝酸塩、ベンゾ(a)ピレン、N-ニトロソジメチルアミン、ポリ塩化ビフェニル、3-MCPDの最大許容量の指標について規定している。各物質の食品種類ごとの最大許容量は、上述の農林水産省が提供している規制の和訳版を参照。

³⁴ 農林水産省, “新規定ガイダンス（仮訳）”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html> (2023年11月閲覧)

³⁵ 国家食品安全风险评估中心, <https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db> (2023年11月閲覧)

2.1.2 残留農薬

中国における食品中の残留農薬は、以下の規制で規定されている。

✓ **GB2763—2019 食品安全国家标准 食品中農薬最大残留上限値
(食品安全国家标准 食品中农药最大残留限量)**

本規制は、農林水産省の中国への輸出対応のウェブサイト「新規定ガイダンス（仮訳）」³⁶、もしくは「国家食品安全风险评估中心（China National Center for Food Safety Risk Assessment）」のウェブサイト³⁷で原文が公開されている。（和訳はない）

本規制では、467の農薬の最大残留上限値が食品ごとに規定されている。対象となっている農薬のリストは以下の通りである。

表 16 最大残留上限値が規定されている農薬のリスト

No.	中文農薬名（英語名）	No.	中文農薬名（英語名）
1	2,4-滴和2,4-滴钠盐(2,4-D and 2,4-DNa)	235	硫线磷(cadusafos)
2	2,4-滴丁酯(2,4-D butylate)	236	螺虫乙酯(spirotetramat)
3	2,4-滴二甲胺盐(2,4-D-dimethylamine)	237	螺螨酯(spirodiclofen)
4	2,4-滴异辛酯(2,4-D-ethylhexyl)	238	绿麦隆(chlortoluron)
5	2甲4氯(钠)[MCPA(sodium)]	239	氨基吡啶酸(aminopyralid)
6	2甲4氯二甲胺盐(MCPA-dimethylammonium)	240	氯苯胺灵(chlorpropham)
7	2甲4氯异辛酯(MCPA-isooctyl)	241	氟苯嘧啶醇(fenarimol)
8	阿维菌素(abamectin)	242	氟吡嘧磺隆(halosulfuron-methyl)
9	矮壮素(chlormequat)	243	氟吡啶(Forchlorfenuron)
10	氨基吡啶酸(picloram)	244	氟丙嘧啶酸(aminocyclopyrachlor)
11	氨基吡啶酸三异丙醇胺盐[picloram Gtris(2-hydroxypropyl)ammonium]	245	氯虫苯甲酰胺(chlorantraniliprole)
12	氨基草酮(amicarbazone)	246	氟啶菌酯(triclopyricarb)
13	胺苯磺隆(ethametsulfuron)	247	氟氯吡氧乙酸和氟氯吡氧乙酸异辛酯(fluroxypyr and fluroxypyr-meptyl)
14	胺鲜酯(diethyl aminoethyl hexanoate)	248	氟氯菊酯和高效氟氯菊酯(cyhalothrin and lambda-cyhalothrin)
15	百草枯(paraquat)	249	氯化苦(chloropicrin)
16	百菌清(chlorothalonil)	250	氯磺隆(chlorsulfuron)
17	保棉磷(azinphos Gmethyl)	251	氯菊酯(permethrin)
18	倍硫磷(fenthion)	252	氯嘧磺隆(chlorimuron-ethyl)
19	苯并烯氟菌唑(benzovindiflupyr)	253	氟氯菊酯和高效氟氯菊酯(cypermethrin and beta-cypermethrin)
20	苯丁锡(fenbutatinoxide)	254	氯噁啉(imidaclothiz)
21	苯氟磺胺(dichlofluanid)	255	氯硝胺(dicloran)
22	苯磺隆(tribenuron Gmethyl)	256	氯溴异氰尿酸(chloroisobromine cyanuric acid)

³⁶ 農林水産省, “新規定ガイダンス（仮訳）”

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html> (2023年11月閲覧)

³⁷ 国家食品安全风险评估中心, <https://sppt.cfsa.net.cn:8086/db> (2023年11月閲覧)

No.	中文農藥名 (英語名)	No.	中文農藥名 (英語名)
23	苯菌灵(benomyl)	257	氟唑磷(isazofos)
24	苯菌酮(metrafenone)	258	马拉硫磷(malathion)
25	苯硫威(fenothiocarb)	259	麦草畏(dicamba)
26	苯螨特(benzoximate)	260	咪鲜胺和咪鲜胺锰盐(prochloraz and prochloraz-manganese chloride complex)
27	苯醚甲环唑(difenoconazole)	261	咪唑菌酮(fenamidone)
28	苯嘧磺草胺(saflufenacil)	262	咪唑喹啉酸(imazaquin)
29	苯噻草酮(metamitron)	263	咪唑烟酸(imazapyr)
30	苯噻酰草胺(mefenacet)	264	咪唑乙烟酸(imazethapyr)
31	苯霜灵(benalaxyl)	265	醚苯磺隆(triasulfuron)
32	苯酰菌胺(zoxamide)	266	醚磺隆(cinosulfuron)
33	苯线磷(fenamiphos)	267	醚菊酯(etofenprox)
34	苯锈啉(fenpropidin)	268	醚菌酯(kresoxim-methyl)
35	苯唑草酮(topramezone)	269	噁苯胺磺隆(orthosulfamuron)
36	吡丙醚(pyriproxyfen)	270	噁草醚(pyriminobac-methyl)
37	吡草醚(pyraflufen Gethyl)	271	噁啉肟草醚(pyribenzoxim)
38	吡虫啉(imidacloprid)	272	噁菌环胺(cyprodinil)
39	吡氟禾草灵和精吡氟禾草灵(fluazifop and fluazifop-P-butyl)	273	噁菌酯(azoxystrobin)
40	吡氟酰草胺(diflufenican)	274	噁霉胺(pyrimethanil)
41	吡嘧磺隆(pyrazosulfuron-ethyl)	275	棉隆(dazomet)
42	吡噻菌胺(penthiopyrad)	276	灭草松(bentazone)
43	吡蚜酮(pymetrozine)	277	灭多威(methomyl)
44	吡唑草胺(metazachlor)	278	灭菌丹(folpet)
45	吡唑醚菌酯(pyraclostrobin)	279	灭线磷(ethoprophos)
46	吡唑萘菌胺(isopyrazam)	280	灭锈胺(mepronil)
47	苄嘧磺隆(bensulfuron-methyl)	281	灭蝇胺(cyromazine)
48	丙草胺(pretilachlor)	282	灭幼脲(chlorbenzuron)
49	丙环唑(propiconazole)	283	萘乙酸和萘乙酸钠(1-naphthylacetic acid and sodium 1-naphthalacetic acid)
50	丙硫多菌灵(albendazole)	284	内吸磷(demeton)
51	丙硫菌唑(prothioconazole)	285	宁南霉素(ningnanmycin)
52	丙硫克百威(benfuracarb)	286	哌草丹(dimepiperate)
53	丙噻嘧磺隆(propyrisulfuron)	287	扑草净(prometryn)
54	丙炔草酮(oxadiargyl)	288	噻氮灵(triforine)
55	丙炔氟草胺(flumioxazin)	289	噻吡嘧磺隆(metazosulfuron)
56	丙森锌(propineb)	290	噻草酸甲酯(fluthiacet-methyl)
57	丙溴磷(profenofos)	291	噻草酮(metribuzin)
58	草铵膦(glufosinate-ammonium)	292	氟草津(cyanazine)
59	草除灵(benazolin-ethyl)	293	氟氟草酯(cyhalofop-butyl)
60	草甘膦(glyphosate)	294	氟氟虫脞(metaflumizone)
61	虫螨腈(chlorfenapyr)	295	氟霜唑(cyazofamid)

No.	中文農藥名 (英語名)	No.	中文農藥名 (英語名)
62	虫酰肼(tebufenozide)	296	氟戊菊酯和 S-氟戊菊酯(fenvalerate and esfenvalerate)
63	除虫菊素(pyrethrins)	297	氟烯菌酯(phenamacril)
64	除虫脲(diflubenzuron)	298	炔苯酰草胺(propyzamide)
65	春雷霉素(kasugamycin)	299	炔草酯(clodinafop-propargyl)
66	吡蚜灵(pyridaben)	300	炔螨特(propargite)
67	吡嗪硫磷(pyridaphenthion)	301	乳氟禾草灵(lactofen)
68	代森铵(amobam)	302	噻苯隆(thidiazuron)
69	代森联(metiram)	303	噻草酮(cycloxydim)
70	代森锰锌(mancozeb)	304	噻虫胺(clothianidin)
71	代森锌(zineb)	305	噻虫啉(thiacloprid)
72	单甲脒和单甲脒盐酸盐(semiamitraz and semiamitraz chloride)	306	噻虫嗪(thiamethoxam)
73	单嘧磺隆(monosulfuron)	307	噻吩磺隆(thifensulfuron-methyl)
74	单氰胺(cyanamide)	308	噻唑酰胺(thifluzamide)
75	稻丰散(phenthoate)	309	噻节因(dimethipin)
76	稻瘟灵(isoprothiolane)	310	噻菌灵(thiabendazole)
77	稻瘟酰胺(fenoxanil)	311	噻菌铜(thiadiazolecopper)
78	敌百虫(trichlorfon)	312	噻螨酮(hexythiazox)
79	敌稗(propanil)	313	噻霉酮(benziothiazolinone)
80	敌草胺(napropamide)	314	噻嗪酮(buprofezin)
81	敌草腈(dichlobenil)	315	噻酮磺隆(thiencarbazone-methyl)
82	敌草快(diquat)	316	噻唑磷(fosthiazate)
83	敌草隆(diuron)	317	噻唑锌(zincthiazole)
84	敌敌畏(dichlorvos)	318	三苯基氢氧化锡(fentinhydroxide)
85	敌磺钠(fenaminosulf)	319	三苯基乙酸锡(fentinacetate)
86	敌菌灵(anilazine)	320	三氟甲吡醚(pyridalyl)
87	敌螨普(dinocap)	321	三氟羧草醚(acifluorfen)
88	敌瘟磷(edifenphos)	322	三环锡(cyhexatin)
89	地虫硫磷(fonofos)	323	三环唑(tricyclazole)
90	丁苯吗啉(fenpropimorph)	324	三甲苯草酮(tralkoxydim)
91	丁吡吗啉(pyrimorph)	325	三氟吡氧乙酸(triclopyr)
92	丁草胺(butachlor)	326	三氟杀螨醇(dicofol)
93	丁虫脒(flufiprole)	327	三氟杀螨砜(tetradifon)
94	丁氟螨酯(cyflumetofen)	328	三乙膦酸铝(fosetyl-aluminium)
95	丁硫克百威(carbosulfan)	329	三唑醇(triadimenol)
96	丁醚脲(diafenthiuron)	330	三唑磷(triazophos)
97	丁噻隆(tebuthiuron)	331	三唑酮(triadimefon)
98	丁酰肼(daminozide)	332	三唑锡(azocyclotin)
99	丁香菌酯(coumoxystrobin)	333	杀草强(amtrole)
100	啶虫脒(acetamiprid)	334	杀虫单(thiosultap-monosodium)
101	啶菌唑(pyrisoxazole)	335	杀虫环(thiocyclam)
102	啶酰菌胺(boscalid)	336	杀虫脒(chlordimeform)

No.	中文農藥名 (英語名)	No.	中文農藥名 (英語名)
103	啉氧菌酯(picoxystrobin)	337	杀虫双(thiosultap-disodium)
104	毒草胺(propachlor)	338	杀铃脲(triflumuron)
105	毒氟磷(dufulin)	339	杀螺胺乙醇胺盐(niclosamide-olamine)
106	毒死蜱(chlorpyrifos)	340	杀螟丹(cartap)
107	对硫磷(parathion)	341	杀螟硫磷(fenitrothion)
108	多果定(dodine)	342	杀扑磷(methidathion)
109	多菌灵(carbendazim)	343	杀线威(oxamyl)
110	多抗霉素(polyoxins)	344	莎稗磷(anilofos)
111	多杀霉素(spinosad)	345	申嗪霉素(phenazino- 1 -carboxylicacid)
112	多效唑(paclobutrazol)	346	生物吡啶菊酯(bioresmethrin)
113	草酮(oxadiazon)	347	虱螨脲(lufenuron)
114	霉灵(hymexazol)	348	双草醚(bispyribac-sodium)
115	噻草酮(oxaziclomefone)	349	双氟磺草胺(florasulam)
116	霜灵(oxadixyl)	350	双胍三辛烷基苯磺酸盐[iminocadinetrin(albesilate)]
117	唑菌酮(famoxadone)	351	双甲脒(amtiraz)
118	唑啉草胺(metamifop)	352	双炔酰菌胺(mandipropamid)
119	二苯胺(diphenylamine)	353	霜霉威和霜霉威盐酸盐(propamocarb and propamocarb hydrochloride)
120	二甲戊灵(pendimethalin)	354	霜脲氰(cymoxanil)
121	二氯吡啶酸(clopyralid)	355	水胺硫磷(isocarbophos)
122	二氯喹啉酸(quinclorac)	356	四氟醚唑(tetraconazole)
123	二嗪磷(diazinon)	357	四聚乙醛(metaldehyde)
124	二氟蒞醌(dithianon)	358	四氯苯酞(phthalide)
125	粉唑醇(flutriafol)	359	四氯硝基苯(tecnazene)
126	砒啉磺隆(rimsulfuron)	360	四螨嗪(clofentezine)
127	唑草酮(flurtamone)	361	特丁津(terbuthylazine)
128	唑虫胺(dinotefuran)	362	特丁硫磷(terbufos)
129	唑喃虫酰肼(furantebufenozide)	363	涕灭威(aldicarb)
130	伏杀硫磷(phosalone)	364	甜菜安(desmedipham)
131	氟胺磺隆(triflurosulfuron G methyl)	365	甜菜宁(phenmedipham)
132	氟胺氟菊酯(tau G fluvalinate)	366	调环酸钙(prohexadione-calcium)
133	氟苯虫酰胺(flubendiamide)	367	威百亩(metam-sodium)
134	氟苯脲(teflubenzuron)	368	萎锈灵(carboxin)
135	氟吡磺隆(flucetosulfuron)	369	肟菌酯(trifloxystrobin)
136	氟吡甲禾灵和高效氟吡甲禾灵(haloxyfop-methyl and haloxyfop-P-methyl)	370	五氟磺草胺(penoxsulam)
137	氟吡菌胺(fluopicolide)	371	五氯硝基苯(quintozene)
138	氟吡菌酰胺(fluopyram)	372	戊菌唑(penconazole)
139	氟虫腴(fipronil)	373	戊唑醇(tebuconazole)
140	氟虫脲(flufenoxuron)	374	西草净(simetryn)
141	氟啶胺(fluzinam)	375	西玛津(simazine)
142	氟啶虫胺腈(sulfoxaflo)	376	烯丙苯噻唑(probenazole)
143	氟啶虫酰胺(flonicamid)	377	烯草酮(clethodim)

No.	中文農藥名 (英語名)	No.	中文農藥名 (英語名)
144	氟啶脲(chlorfluzuron)	378	烯虫酯(methoprene)
145	氟硅唑(flusilazole)	379	烯啶虫胺(nitenpyram)
146	氟环唑(epoxiconazole)	380	烯禾啉(sethoxydim)
147	氟磺胺草醚(fomesafen)	381	烯肟菌胺(fenaminstrobil)
148	氟节胺(flumetralin)	382	烯肟菌酯(enestroburin)
149	氟菌唑(triflumizole)	383	烯酰吗啉(dimethomorph)
150	氟乐灵(trifluralin)	384	烯效唑(uniconazole)
151	氟铃脲(hexaflumuron)	385	烯唑醇(diniconazole)
152	氟氯菊酯和高效氟氯菊酯(cyfluthrin and beta-cyfluthrin)	386	酰嘧磺隆(amidosulfuron)
153	氟吗啉(flumorph)	387	硝苯菌酯(meptyldinocap)
154	氟氰戊菊酯(flucythrinate)	388	硝磺草酮(mesotrione)
155	氟噻草胺(flufenacet)	389	辛菌胺(xinjunan)
156	氟烯草酸(flumiclorac)	390	辛硫磷(phoxim)
157	氟酰胺(flutolanil)	391	辛酰溴苯腈(bromoxynil octanoate)
158	氟酰胺(novaluron)	392	溴苯腈(bromoxynil)
159	氟唑环菌胺(sedaxane)	393	溴甲烷(methylbromide)
160	氟唑磺隆(flucarbazone-sodium)	394	溴菌腈(bromothalonil)
161	氟唑菌酰胺(fluxapyroxad)	395	溴螨酯(bromopropylate)
162	福美双(thiram)	396	溴氟虫酰胺(cyantraniliprole)
163	福美锌(ziram)	397	溴氰菊酯(deltamethrin)
164	腐霉利(procymidone)	398	溴硝醇(bronopol)
165	复硝酚钠(sodiumnitrophenolate)	399	蚜灭磷(vamidothion)
166	咯菌腈(fludioxonil)	400	亚胺硫磷(phosmet)
167	硅噻菌胺(silthiofam)	401	亚胺唑(imibenconazole)
168	禾草丹(thiobencarb)	402	亚砷磷(oxydemeton-methyl)
169	禾草敌(molinate)	403	烟碱(nicotine)
170	禾草灵(diclofop-methyl)	404	烟嘧磺隆(nicosulfuron)
171	环丙嘧磺隆(cyclosulfamuron)	405	盐酸吗啉胍(moroxydine hydrochloride)
172	环丙唑醇(cyproconazole)	406	氧乐果(omethoate)
173	环嗪酮(hexazinone)	407	野麦畏(triallate)
174	环酰菌胺(fenhexamid)	408	野燕枯(difenzoquat)
175	环酯草醚(pyrifthalid)	409	依维菌素(ivermectin)
176	磺草酮(sulcotrione)	410	乙拌磷(disulfoton)
177	灰瘟素(blasticidin-S)	411	乙草胺(acetochlor)
178	己唑醇(hexaconazole)	412	乙虫腈(ethiprole)
179	甲氨基阿维菌素苯甲酸盐(emamectin benzoate)	413	乙基多杀菌素(spinetoram)
180	甲胺磷(methamidophos)	414	乙硫磷(ethion)
181	甲拌磷(phorate)	415	乙螨唑(etoxazole)
182	甲苯氟磺胺(tolylfluanid)	416	乙霉威(diethofencarb)
183	甲草胺(alachlor)	417	乙嘧酚(ethirimol)
184	甲磺草胺(sulfentrazone)	418	乙嘧酚磺酸酯(bupirimate)
185	甲磺隆(metsulfuron-methyl)	419	乙蒜素(ethylicin)

No.	中文農藥名 (英語名)	No.	中文農藥名 (英語名)
186	甲基碘磺隆钠盐(iodosulfuron-methyl-sodium)	420	乙羧氟草醚(fluoroglycofen-ethyl)
187	甲基毒死蜱(chlorpyrifos-methyl)	421	乙炔菌核利(vinclozolin)
188	甲基对硫磷(parathion-methyl)	422	乙烯利(ethephon)
189	甲基二磺隆(mesosulfuron-methyl)	423	乙酰甲胺磷(acephate)
190	甲基立枯磷(tolclofos-methyl)	424	乙氧呋草黄(ethofumesate)
191	甲基硫环磷(phosfolan-methyl)	425	乙氧氟草醚(oxyfluorfen)
192	甲基硫菌灵(thiophanate-methyl)	426	乙氧磺隆(ethoxysulfuron)
193	甲基嘧啶磷(pirimiphos-methyl)	427	乙氧喹啉(ethoxyquin)
194	甲基异柳磷(isofenphos-methyl)	428	异丙草胺(propisochlor)
195	甲硫威(methiocarb)	429	异丙甲草胺和精异丙甲草胺(metolachlor andS-metolachlor)
196	甲咪唑烟酸(imazapic)	430	异丙隆(isoproturon)
197	甲萘威(carbaryl)	431	异丙威(isoprocarb)
198	甲哌鎊(mepiquatchloride)	432	异稻瘟净(iprobenfos)
199	甲氟菊酯(fenpropathrin)	433	异草酮(clomazone)
200	甲霜灵和精甲霜灵(metalaxylandmetalaxyl-M)	434	异唑草酮(isoxaflutole)
201	甲羧除草醚(bifenox)	435	异菌脲(iprodione)
202	甲氧虫酰肼(methoxyfenozide)	436	抑霉唑(imazalil)
203	甲氧咪草烟(imazamox)	437	抑芽丹(maleichydrazide)
204	腈苯唑(fenbuconazole)	438	吲唑磺菌胺(amisulbrom)
205	腈菌唑(myclobutanil)	439	印楝素(azadirachtin)
206	精唑禾草灵(fenoxaprop-P-ethyl)	440	茚虫威(indoxacarb)
207	精二甲吩草胺(dimethenamid-P)	441	蝇毒磷(coumaphos)
208	井冈霉素(jiangangmycin)	442	莠灭净(amectryn)
209	久效磷(monocrotophos)	443	莠去津(atrazine)
210	抗倒酯(trinexapac-ethyl)	444	鱼藤酮(rotenone)
211	抗蚜威(pirimicarb)	445	增效醚(piperonylbutoxide)
212	克百威(carbofuran)	446	治螟磷(sulfotep)
213	克菌丹(captan)	447	种菌唑(ipconazole)
214	苦参碱(matrine)	448	仲丁灵(butralin)
215	喹禾糠酯(quizalofop-P-tefuryl)	449	仲丁威(fenobucarb)
216	喹禾灵和精喹禾灵(quizalofop and quizalofop-P-ethyl)	450	唑胺菌酯(pyrametostrobin)
217	唑啉铜(oxine-copper)	451	唑草酮(carfentrazone-ethyl)
218	喹硫磷(quinalphos)	452	唑虫酰胺(tolfenpyrad)
219	唑螨酯(fenazaquin)	453	唑菌酯(pyraoxystrobin)
220	喹氧灵(quinoxyfen)	454	唑啉草酯(pinoxaden)
221	乐果(dimethoate)	455	唑螨酯(fenpyroximate)
222	联苯肼酯(bifenazate)	456	唑啉磺草胺(flumetsulam)
223	联苯菊酯(bifenthrin)	457	唑啉菌胺(ametoctradin)
224	联苯三唑醇(bitertanol)	458	艾氏剂(aldrin)
225	邻苯基苯酚(2-phenylphenol)	459	滴滴涕(DDT)
226	磷胺(phosphamidon)	460	狄氏剂(dieldrin)

No.	中文農薬名（英語名）	No.	中文農薬名（英語名）
227	磷化铝(aluminium phosphide)	461	毒杀芬(camphechlor)
228	磷化镁(megnesium phosphide)	462	林丹(lindane)
229	磷化氢(hydrogen phosphide)	463	六六六(HCH)
230	硫丹(endosulfan)	464	氟丹(chlordane)
231	硫环磷(phosfolan)	465	灭蚊灵(mirex)
232	硫双威(thiodicarb)	466	七氯(heptachlor)
233	硫酸链霉素(streptomycin sesquissulfate)	467	异狄氏剂(endrin)
234	硫酰氟(sulfurylfluoride)		

2.1.3 商標登録

中国における商標の扱いについては、主に中華人民共和国商標法及び中華人民共和国商標法実施条例で規定されている。ここでは、中華人民共和国商標法及び中華人民共和国商標法実施条例の概説と商標登録手続きについて整理した。

なお、中国における商標登録については、JETRO のウェブサイトの中国の「知的財産に関する情報」ページ³⁸にて、各種マニュアル類や法規制に関する情報が提供されている。

(1) 法令概説

中国における商標の扱いについては、主に中華人民共和国商標法及び中華人民共和国商標法実施条例で規定されている。中華人民共和国商標法の構成とポイントを以下に整理した。

第 1 章 総則 第 1 条～第 21 条
第 2 章 商標登録の出願 第 22 条～第 27 条
第 3 章 商標登録の審査及び認可 第 28 条～第 38 条
第 4 章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾 第 39 条～第 43 条
第 5 章 登録商標の無効宣告 第 44 条～第 47 条
第 6 章 商標使用の管理 第 48 条～第 55 条
第 7 章 登録商標専用権の保護 第 56 条～第 71 条

[商標の対象]

中国において商標を登録出願できる対象となるのは、「自組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章」としている。(第 8 条)

[先願主義]

³⁸ JETRO, “知的財産に関する情報” <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/> (2023 年 11 月閲覧)

中国では、他国の同様に「先願主義」を取り、複数の商標登録出願人が、同一商品又は類似商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に商標登録出願した者に商標登録を認める方式をとっている。

[登録商標の有効期間]

登録商標の有効期間は 10 年間で、更新を続ける限り商標登録を存続することができる。

[馳名商標の扱い]

中国では、「馳名商標」というものがある。これは、中国全土において国民に熟知されている商標のことを言い、当該商標が未登録であっても、「馳名商標」である場合は、第三者による商標登録を認めず、使用を禁止している。(第 13 条、第 14 条) (但し、「馳名商標」については規制に従った運用になっているとは言い難いところもある)

(2) 商標出願の手続き

1) 最近の動向

近年の中国では、日本の企業の著名なブランドや地名などを、無関係の第三者が商標出願するという、「悪意の商標出願」が多発している。中国進出に向けて、自社の製品を商標登録しようと商標データベース等を検索したら、既に商標登録されてしまっていて、新規で登録できなかつたり、その商標を高値で売り付けられるような事案が多数発生している。

「悪意の商標出願」をされてしまうと、自社の商品の商標がとれない他、商標登録者から商標侵害を主張され損害賠償を請求されたり、越境 EC プラットフォームでの販売ができなくなるなど、様々な不利益を被る可能性がある。

そのため、中国に進出する際は、早期に出願を行っておくことが重要となる。

2) 商標出願の手続き

商標出願の手続きについては、JETRO の提供する「まずはここから!!商標出願編」³⁹に具体的な方法が整理されている。ここでは、当該マニュアルから出願から登録までの流れを抜粋したものを示す。

³⁹ JETRO, “中国における知的財産権保護に関する啓発用チラシ 2021 年 3 月:商標出願編”

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/> (2023 年 11 月閲覧)

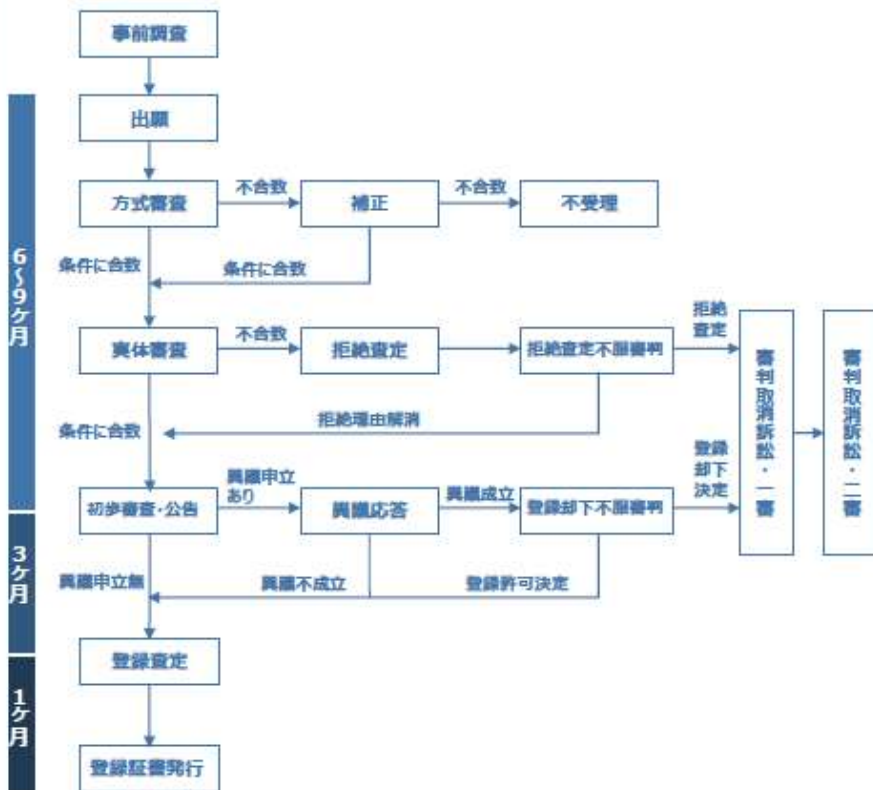
商標出願・登録の手続き

▶ 商標出願のタイミング

中国へのビジネス展開を決めたら、商標出願も同時並行で進めていくと良いでしょう。展示会や商談会では、自社のハウスマークや製品のブランド名が多くの人の目に晒されることになり、冒認されるリスクも高まりますので、遅くともそうしたイベントへの出展前には、出願を済ませておきたいところです。ただし、グローバル化が高度に進展した現在では、日本の情報は中国でも即座に広まりますので、冒認出願防止の観点からは、できるだけ早く出願するに越したことはありません。

▶ 出願～登録までの流れ

出願から登録までの所要期間は、通常、9～12カ月程度で、その流れは、以下のとおりです。なお、日本から出願する場合には、原則として、中国の代理人を介して手続をする必要があります。先願主義をベースとする商標出願制度の下では、上述した冒認出願以外にも、偶然、類似の商標が既に出願されている場合があり、こうした先行商標が登録の障害となる可能性もありますので、商標取得の可能性などを判断するため、事前に先行商標の調査を行うことも検討すると良いでしょう。



2021 JETRO Beijing All Rights Reserved.

図 25 出願から登録までの流れ (JETRO 資料より抜粋)

2.2 香港

2.2.1 有害物質の含有量

香港における食品中の有害化学物質の含有量は、以下の規制で規定されている。

- ✓ Chapter 132AF Harmful Substances in Food Regulations
- ✓ Chapter 132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations

上記の規制の原文は、香港法が閲覧できるサイト「電子版香港法例」⁴⁰から検索可能であり、英語で表示される。

(1) Chapter 132AF Harmful Substances in Food Regulations

本規制では、食品中の有害物質について以下の通り規定している。別表 1 は、第 3 章に整理した。

3. 特定の物質を過度の濃度で含有する食品の輸入・販売禁止

何人も、別表 1 の D 欄に指定された食品で、B 欄の反対側に指定された物質、または C 欄に指定された物質を、E 欄の反対側に指定された濃度を超えて含有するものを、人の消費のために輸入、委託、引渡し、製造または販売してはならない。

(2) Chapter 132V Food Adulteration (Metallic Contamination) Regulations

本規制では、食品中の有害物質（金属）について以下の通り規定している。別表第 2 部は、第 3 章に整理した。

3. 金属含有量が一定レベルを超える場合、販売等が禁止される食品

(1)何人も、特定金属が最高基準値を超えて含有する特定食品又は配合食品を、人の摂取のために輸入し、委託し、引き渡し、製造し、又は販売してはならない。

(2)(1)項については

(a)各特定食品中の各特定金属の最大レベルは、別表第 2 部に規定されている；

(b)乾燥、脱水または濃縮の工程を経た特定食品中の特定金属の最大レベルは、その工程によって生じた食品中の金属濃度の変化に応じて比例的に調整される。

(3)(1)項については、各特定食品中の特定金属の最大濃度は、以下に適用される。

(a)食品の可食部分、または

(b)該当する場合、その食品に関して別表第 2 部第 4 欄に言及された注記に指定された食品の部分、または指定された形態の食品。

(4)(1)項については、配合食品の全ての原材料が特定食品である場合、配合食品中の特定金属の最大濃度は、各成分中の特定金属の最大濃度に配合食品中の成分の重量割合を乗じた値の合計とする。

(5)本規定において

複合食品(compounded food)(複合食品)とは、2 以上の成分を含む食品をいう；

(a)成分とは以下の物質をいう。

(i)食品の製造又は調製に使用され、かつ

(ii)変化した形態であっても、最終的に食品の一部となる物質。

⁴⁰ 香港, “電子版香港法例”, <https://www.elegislation.gov.hk/> (2023 年 11 月閲覧)

(b)食品医薬品（組成及び表示）規則（Cap.132 sub. leg. W）第2条(1)の意味における添加物を除く；

特定食品（指明食物）とは、別表第2部の第2列に規定される食品をいう；

特定金属（指明屬）とは、別表第2部第1列に指定される金属をいう。

2.2.2 残留農薬

香港における食品中の有害化学物質の含有量は、以下の規制で規定されている。

✓ Chapter 132CM Pesticide Residues in Food Regulation

下記に示す通り、輸入可能な残留農薬と食品の組合せについては、本規制の別表1に整理されているが、農薬の数が354件あり表が700頁に及ぶため、具体的な内容は原文⁴¹を参考いただきたい。

4. 残留農薬を含む食品の輸入・販売等

(1) 何人も、以下の場合に限り、残留農薬を含有する食品を輸入、委託、引渡し、製造または販売することができる。

(a) その食品が、別表1第1部第4列に指定されたものであり、かつ

(i) 残留農薬が、その食品の反対側にある同編第2欄に指定された農薬の残留農薬であり、かつ

(ii) 当該食品中の残留農薬濃度が、当該食品の反対側にある同編の第3欄に指定された農薬の残留農薬定義に関するMRLを超えないこと；

(b) その食品が、別表1第2部第4欄に指定されたものであり、かつ、以下の通りであること。

(i) 残留農薬が、その食品に対向する同編の第2欄で指定された農薬の残留農薬であり、かつ

(ii) 食品中の残留農薬の濃度が、その食品の反対側にある同部分の第3列に指定された残留農薬の定義のEMRLを超えないこと；

(c) 残留農薬が適用除外農薬の残留農薬である；

(d) 第5条が食品に適用され、食品中の残留農薬濃度が、同条により食品に適用されるMRLまたはEMRLを超えないこと；

(e) 第6条が食品に適用され、食品中の残留農薬濃度が、同条により食品に適用されるMRLまたはEMRLを超えないこと。

(f) 第(2)項に定める条件のいずれかを満たし（ただし、(d)項または(e)項にも該当する場合を除く）、かつ、第7項に定める要素を考慮した結果、当該食品の摂取が健康にとって危険または有害でないこと。

(2) 第(1)項(f)に規定される条件は以下の通りである。

(a) その食品が、別表1第1部第4欄または同表の第2部第4欄に指定されたものでないこと。

(b) その食品が

(i) 別表1第1部第4欄に指定された内容であるが、残留農薬が、その食品の反対側にある同部の第2欄に指定された農薬の残留農薬でない。

(ii) 同スケジュール第2部第4欄に指定された内容であるが、残留農薬が、同第2欄で食品と反対側に指定された農薬の残留農薬ではない場合。

⁴¹ 電子版香港法令 https://www.elegislation.gov.hk/results?SER_OPT=T&k.CAP_TTL=Food&k.SER_MODE=L

(2023年11月閲覧)

(3)(1)に違反した者は犯罪を犯し、5級の罰金および6ヶ月の禁固刑に処せられる。

2.2.3 商標登録

香港における商標の扱いについては、商標条例第 559 章及び商標規則第 559A 章により規定されている。

なお、香港における商標登録については、工業所有権情報・研修館の新興国等知財情報データベースの「香港における商標制度のまとめ－実体編⁴²」及び「香港における商標制度のまとめ－手続編⁴³」で、商標制度の特徴や商標登録の手続きに関する情報が提供されている。この他、特許庁が「香港知的財産保護マニュアル⁴⁴」を提供しており、この中でも商標に関する解説がある。

JETRO によると、2020 年に香港政府は「2020 年商標（改正）条例」を成立させている。本改正では、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」（以下、マドリッド議定書）を適用する内容が盛り込まれている⁴⁵。

(1) 法令解説

香港において、登録できる商標の対象は以下の通り。

- ✓ ある事業者の商品またはサービスを他の事業者のものと区別することができ、かつ視覚的に表現可能な任意の標識
- ✓ 言葉（個人名を含む）、表示、デザイン、文章（letters）、文字（characters）、数字、図形要素、色彩、音、匂い、商品またはその包装の形状、およびこれら標章の組み合わせ
- ✓ 団体商標、証明標章、防護標章を登録することができる。
（商標条例（第 559 章）第 3 条、第 60 条から第 62 条まで、商標規則（第 559A 章）第 99 条から第 101 条まで）

一方、登録できない商標は以下の通り。

- ✓ 商標の「意味」（上記(1)登録できる商標）の要求を満たさない標識。
- ✓ 識別性のない商標。

⁴² 新興国等知財情報データベース, “香港における商標制度のまとめ－実体編”
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/23212/>（2023 年 11 月閲覧）

⁴³ 新興国等知財情報データベース, “香港における商標制度のまとめ－手続編”
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/23038/>（2023 年 11 月閲覧）

⁴⁴ 香港知的財産保護マニュアル
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/document/manual/china05.pdf>（2023 年 11 月閲覧）

⁴⁵ JETRO, “香港の改正商標条例が成立、国際商標登録制度の導入に向けて前進”
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/b06a8e6bdd902d6e.html>（2023 年 11 月閲覧）

- ✓ 商取引または事業において、商品もしくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産もしくは提供時期、またはその他の特徴を指定することに資する標識のみで構成される商標。
- ✓ 現行の言語において、または誠実かつ確立した取引慣行において通例となっている標識のみで構成される商標。
- ✓ 次のもののみで構成される標識
 - a 商品自体の特質に由来する形状、
 - b 技術的な成果を得るために必要な商品の形状、
 - c 商品に実質的価値を与える形状。
- ✓ 一般に認められた道德規範に反する、または公衆を欺く虞のある商標。
- ✓ その使用が、法律に基づいて香港で禁止されている、またはその商標登録出願が悪意でされている商標。
- ✓ 商標が次のものから構成され、または次のものを含む商標
 - a 中国の国旗またはその意匠、
 - b 中国の国歌「義勇軍行進曲」、
 - c 中国の国章またはその意匠、
 - d 香港特別行政区の区旗またはその意匠、
 - e 香港特別行政区の区章またはその意匠。
- ✓ 所管当局の許可がない場合、次のものから構成され、または次のものを含む商標
 - a パリ条約加盟国または WTO 加盟国の旗、
 - b パリ条約国または WTO 加盟国の紋章またはその他の国章、
 - c パリ条約加盟国または WTO 加盟国によって採用され、管理と保証を示す公式の標識または特徴、
 - d 1 つまたは複数のパリ条約加盟国または WTO 加盟国が加盟している国際政府間組織の紋章、旗、またはその他の紋章、
 - e 1 つ以上のパリ条約加盟国または WTO 加盟国が加盟している国際政府間組織の略語と名前。

(商標条例 (Cap.559) 第 11 条、第 64、65 条)

- ✓ 非標準商標
- ✓ 証明標章
- ✓ 団体標章
- ✓ 防御商標

(商標条例 (Cap.559) 第 60~62 条、商標規則 (Cap.559A) 規則 99~101)

(2) 商標出願の手続き

出願から登録までの商標出願の一連の流れは以下の図に示す通り。出願時の言語は公用語（英語又は中国語）を用いること。

商標の新規出願には規定はないが、更新時には次の規定がある。

- ✓ 登録の有効期限が切れてから6月以内の商標の遅延更新は、遅延更新料の支払いで許容される。
- ✓ 登録は、有効期限から6月以内に更新されない場合、商標登録から削除される。
- ✓ 遅延の理由を伴う権利回復の申請は、削除から6月以内に行うことができるが、登録官の承認が必要である。

(商標条例 (Cap.559) 第50条、商標規則 (Cap.559A) 規則 32, 34, 35)

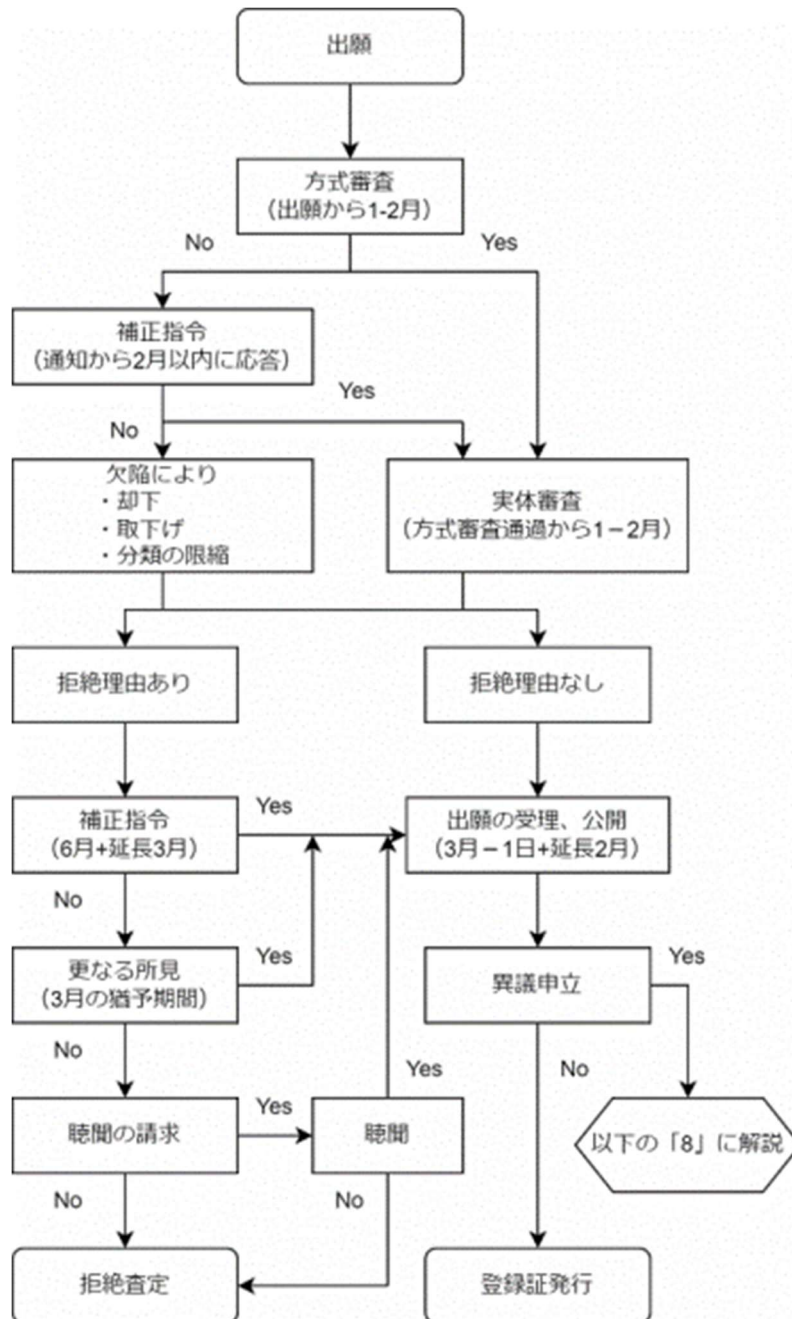


図 26 出願から登録までの商標出願のフローチャート

※「新興国等知財情報データベース, " 香港における商標制度のまとめ-手続き編"」より抜粋

2.3 豪州

2.3.1 有害物質の含有量

豪州・ニュージーランドにおける食品中の有害化学物質の含有量は、Food Standard Code の Chapter1 の以下の基準に定められている。

- ✓ Standard 1.4.1 Contaminants and natural toxicants
- ✓ Schedule 19 (別表 19) Maximum levels of contaminants and natural toxicants

Standard 1.4.1 では、有害物質の含有量について以下の通り規定している。

- ① 別表 19-4、19-5 または 19-6 に記載された汚染物質または天然毒性物質の、その汚染物質または毒性物質に関連して記載された食品中の量は、その別表に記載された対応する量を超えてはならない
- ② 別表 19-7 に従って算出される魚および魚製品中の水銀レベルは、適宜、別表 19-7(1)または(2)の要件に準拠しなければならない。
- ③ 2 種以上の原材料を使用し、そのうち 1 種以上が別表 19 に記載されている販売用食品については、販売用食品中の別表 19 に記載されている汚染物質または毒性物質のレベルは、以下の式で与えられる量 ML を超えてはならない。

$$ML = \frac{\sum_{j=1}^N (ML_j Total_j) + CF \times (Total - \sum_{j=1}^N Total_j)}{Total}$$

※上記式のパラメータ

N は、別表 19 に汚染物質または毒性物質の最大レベルが規定されている販売用食品の原材料の数。

ML_j は

- (a) 水銀の場合は、S19-7 項に基づき許可される水銀の平均量。
- (b) そうでない場合は、①に従って許容される汚染物質又は毒性物質の最大量；販売用食品の特定の成分 (j 番目の成分) に含まれる。

販売用食品の特定の成分 (j 番目の成分) の総重量 (g)。

Total_j は、販売用食品の j 番目の原材料の総重量 (g)。

CF は

- (a) 鉛の場合は 0.01 mg/kg。
- (b) カドミウムの場合-0.005 mg/kg。
- (c) その他の物質の場合-0 mg/kg。

注：CF はバックグラウンド計算係数であり、別表 19 に最高レベルが規定されていない食品の代表的な汚染物質レベルを算出することができる。このような食品では、汚染物質は低レベルで存在する。

Total は販売用食品の総重量 (g)。

別表 19 については、以下の URL から確認できる。

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2015L00454>

2.3.2 残留農薬

豪州における食品中の残留農薬は、Food Standard Code の Chapter 1 の以下の基準に定められている。

- ✓ Standard 1.4.2 Agvet chemicals [applies in Australia only]
- ✓ Schedule 20 (別表 20) Maximum residue limits [applies in Australia only]
- ✓ Schedule 21 (別表 21) Extraneous residue limits [applies in Australia only]

Standard 1.4.2 では、残留農薬について以下の通り規定している。

1.4.2-4 Maximum residue limit of agvet chemicals in foods

(食品中における残留農薬の最大値)

(1) 販売用食品は、以下の場合、許可された農薬を含むことができる：

- (a) 農薬は別表 20 に記載されている。
- (b) その食品が、別表 20 の農薬に関してリストされている食品で構成されているか、またはその食品を原材料として有していること。
- (c) 当該食品中の農薬の許容残留量が、(2)または(3)のいずれかに適合していること。

(2)別表 20 の当該農薬に関して記載された食品からなる販売用食品については、当該食品中の当該農薬の許容残留量が、別表 20 の当該農薬について当該食品で特定された量を超えない場合、当該食品中の農薬の許容残留量は本項に適合する。

(3) 2 つ以上の原材料を有する販売用食品であって、そのうちの 1 つ以上が別表 20 の*農薬に関して記載されている食品である場合、当該食品中の農薬の許可残留量は、以下の式に従って算出される MRL 量以下であれば、本項に従う：

$$MRL = \sum_{j=1}^N \frac{Weight(j)}{Weight} \times MRL(j)$$

※上記式のパラメータ

N は、農薬に関して別表 20 に記載されている食品の原材料の数。

Weight(j)は、j 番目の原材料の重量。

Weight は食品の総重量。

MRL(j)は、別表 20 の農薬の許容残留量について、j 番目の原材料に関連して特定された量。

1.4.2-5 Extraneous residue limit of agvet chemicals in foods

(避けることができない原因による混入による残留農薬の上限値)

(1) 販売用食品は、以下の場合、許容される残留農薬を含むことができる：

- (a) 当該農薬が別表 21 に記載されている。
- (b) その食品は、別表 21 の当該農薬に関してリストされている食品で構成されるか、またはその食品を原材料として有する。

(c) 当該食品中の当該農薬の許容残留量が、適宜、第 1.4.2-4 項(2)又は第 1.4.2-4 項(3)に適合すること。

(d) 食品中の許容残留農薬の存在が、食品への農薬の直接的または間接的な使用からではなく、環境源から生じたものであること。

(2) 販売用食品であって、別表 21 に当該農薬に関して記載されている食品から構成されるものについては、当該食品中の許容残留農薬の量が、別表 21 の当該農薬に関して当該食品に関して特定された量を超えない場合、本項に適合する。

(3) 2 つ以上の原材料を有する販売用食品であって、そのうちの 1 つ以上が別表 21 の当該農薬に関して記載されている食品であるものについては、当該食品中の当該農薬の量が、以下の式に従って算出される量 MRL を超えない場合、本項に従う：

$$MRL = \sum_{j=1}^N \frac{Weight(j)}{Weight} \times MRL(j)$$

※上記式のパラメータ

N は、農薬に関して別表 21 に掲載されている食品の原材料の数。

Weight(j)は、j 番目の原材料の重量。

Weight は食品の総重量。

MRL(j)は、別表 21 の当該農薬の j 番目の成分に関して特定された量。

別表 20 及び 21 については、以下の URL から確認できる。

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2015L00468>

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2015L00471>

2.3.3 商標登録

豪州における商標の扱いについては、1995年商標法（連邦法）（「商標法」）および商標規則により規定されている。また、コモンローの国であるため、商標の所有者は、コモンロー上の詐称通用を根拠として訴訟を起こすことができる。

なお、豪州における商標登録については、工業所有権情報・研修館の新興国等知財情報データベースの「オーストラリア商標制度概要⁴⁶」で、商標制度の特徴や商標登録の手続きに関する情報が提供されている。

(1) 法令解説

【商標の所有者】

商標の所有者は、豪州において最初に商標を使用する者または最初に商標出願する者のうち、いずれか早い方である。

【商標出願できる者】

商標出願するためには法的主体である必要があり、屋号、パートナーシップまたは法人格のない信託の名義で出願することはできない。

【出願方法】

書類でも電子的手段でも商標出願は可能であるが、書類の場合は追加料金が発生するため、電子手段によって豪州知的財産局に直接出願するのが一般的である。

【海外からの出願】

外国の出願人が国内出願を提出するためには、豪州国内に送達宛先を有する必要がある。また、豪州はマドリッドプロトコルの加盟国であるため、外国の事業者または個人は、豪州を指定国として国際出願することができる。

【商標として登録可能な対象】

商標法は、豪州において商標として登録可能な標識の種類について幅広い範囲を示しており、下記または下記のあらゆる組合せが含まれる。さらに商標法は、シリーズ商標、団体商標および証明商標の登録についても規定している。

あらゆる文字、言葉、名称、署名、数字、図案、ブランド、表題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音または匂い

(2) 商標出願の手続き

商標出願の審査は、一般的に出願日から4～5カ月以内に実施される。一方、優先権主張を伴う出願の審査は、速やかに処理され出願日から4週間以内に行われる。

⁴⁶ 新興国等知財情報データベース, "オーストラリア商標制度概要"

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/10544/> (2023年11月閲覧)

2.4 台湾

2.4.1 有害物質の含有量

台湾における食品中の有害化学物質の含有量は、以下の規制で規定されている。

- ✓ 食品中の汚染物質および毒素に関する衛生基準（Sanitation Standard for Contaminants and Toxins in Food）

上記の規制は、台湾の衛生福利部食品薬物管理署のウェブサイト⁴⁷から閲覧可能である。また、JETRO が和訳⁴⁸を提供している。

上記衛生基準では、有害物質の含有量について以下の通り規定している。

第 1 条

本基準は食品安全衛生法第 17 条の規定に基づき定められている。

第 2 条

本基準における汚染物質とは、食品に意図的に添加されていない物質を意味し、製造、加工、準備、包装、輸送、保管、販売中の生産または汚染の結果、あるいは環境汚染の結果として食品中に存在するものとする。昆虫の破片、毛、その他の異物は含まれない。

本基準の毒素には、マイコトキシン、海洋生物毒素、植物由来の天然毒素が含まれる。

本基準の範囲には、農薬・動物用医薬品・加工助剤の残留物、原子塵や放射能汚染、ポリ塩化ビフェニルやダイオキシンに対する耐性、食品中の微生物に関する衛生基準内の微生物および微生物毒は含まれない。

第 3 条

食品中の金属の最大値は、付録 1 の基準を満たすものとする。

第 4 条

食品中のマイコトキシンの最大値は、付録 2 の基準を満たすものとする。

第 5 条

食品中のその他の汚染物質および毒素の最大値は、付録 3 の基準を満たすものとする。

上記衛生基準の付録は以下の URL から閲覧できる。

（以下の URL にアクセスすると PDF がダウンロードされる）

<https://consumer.fda.gov.tw/uc/GetFile.ashx?type=gfile&id=12811>

2.4.2 残留農薬

台湾における食品中の残留農薬は、以下の規制で規定されている。

- ✓ Standards for Pesticide Residue Limits in Foods
- ✓ Standards for Sanitation and Pesticide Residue Limits in Infant Foods

⁴⁷ 台湾衛生福利部食品薬物管理署 , “食品法規条文查詢”,

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=741> (2023 年 11 月閲覧)

⁴⁸ JETRO, “食品中の汚染物質および毒素に関する衛生基準（仮訳）”

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/law/sanitationstandard.html> (2023 年 11 月閲覧)

台湾の法規制の多くは英語訳が提供されており Taiwan Food and Drug Administration (台湾衛生福利部食品藥物管理署) のウェブサイト⁴⁹から検索・入手ができる。本規制もこのウェブサイトから入手可能である。

上記規制では、残留農薬について以下の通り規定している。

Standards for Pesticide Residue Limits in Foods

第 1 条

本基準は、食品安全衛生法第 15 条第 2 項の規定に基づき定められている。

第 2 条

本基準で言及されている最大残留制限と実際に検査された農薬残留量は両方とも、市場で販売されている形態の農産物の重量に基づいて計算される。

残留農薬の検査には、農薬自体とその代謝物が含まれる。

第 3 条

動物性食品を除く食品中の残留農薬は、別表 1 及び別表 2 の食品残留農薬基準表及び外部残留基準表の基準を満たさなければならない。この表に記載されていない農薬は検出されてはならない。

第 4 条

別表 3 に記載されている農薬は安全性が高く、残留基準を設けて残留調査を行う必要はない。

第 5 条

他の規制が適用されない限り、農業当局によって使用が禁止されている農薬の残留物は検出されない。このような農薬の名前は付録表 4 にリストされている。

第 6 条

食品中の残留農薬基準表で参照される作物の分類は別表 5 に記載されている。

上記規制の別表は以下の URL から閲覧できる。

(以下の URL にアクセスすると PDF がダウンロードされる)

<https://consumer.fda.gov.tw/uc/GetFile.ashx?type=gfile&id=12998>

Standards for Sanitation and Pesticide Residue Limits in Infant Foods

第 7 条 乳児用食品の残留農薬は 0.01 ppm 以下でなければならない。(農薬の検出可能レベルに応じて設定される。このレベルが 0.01 ppm より大きい小さい場合、この制限は農薬の最小検出可能レベルを示す。) 前項の違反者は、第 1 項第 5 項の違反に従って制裁を科せられる。この法律の第 15 条に規定されている。

上記規制は以下の URL から閲覧できる。

(以下の URL にアクセスすると PDF がダウンロードされる)

<https://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx?id=f636755565663038368>

⁴⁹ Taiwan Food and Drug Administration, 英語サイト <https://www.fda.gov.tw/ENG/law.aspx?cid=16&cr=685631>
中文サイト <https://www.fda.gov.tw/TC/law.aspx?cid=62&scid=67> (2023 年 11 月閲覧)

2.4.3 商標登録

台湾における商標の扱いについては、商標法、商標法施行細則で規定されている。

なお、台湾における商標登録については、工業所有権情報・研修館の新興国等知財情報データベースの「台湾における商標制度のまとめ－手続編⁵⁰」で、商標制度の特徴や商標登録の手続きに関する情報が提供されている。

(1) 法令解説

【海外からの出願】

パリ条約、マドリッド協定には加盟していないので、台湾に直接商標出願する必要がある。WTO には加盟しているので、日本出願を基礎とした優先権主張は可能である。

【商標として登録可能な対象】

台湾では、商標として、文字、図形、立体、音、位置、色彩のみ、ホログラム、動き、トレードドレス、匂い、その他（上記の組合せ）を登録できる。味や触感は登録できない。

【出願方法】

出願言語は中国語（繁体字か簡体字）である。出願商標の図案が外国語の文字からなるまたは外国語の文字を含む場合、出願人は願書の商標図案分析欄に言語の種類およびその中国語の字義を記載しなければならない。

(2) 商標出願の手続き

出願に必要な書類として、願書、商品見本、委任状、優先権証明書（必要に応じて）がある。出願から登録までのフローチャートは以下の通りである。

⁵⁰ 新興国等知財情報データベース, “台湾における商標制度のまとめ－手続編”

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/20098/> (2023年11月閲覧)

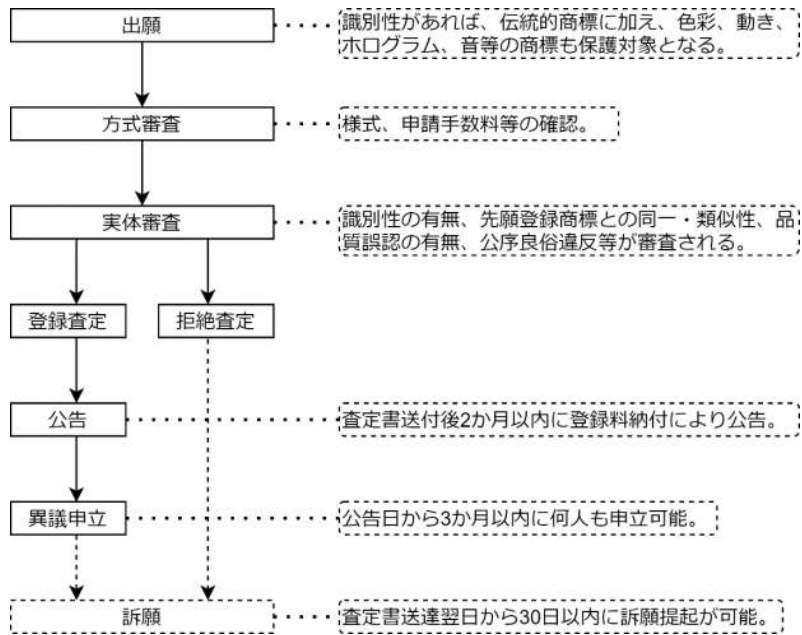


図 27 台湾における商標出願から登録までのフローチャート

※「新興国等知財情報データベース, "台湾における商標制度のまとめ-手続編"」より抜粋

2.5 シンガポール

2.5.1 有害物質の含有量

シンガポールにおける食品中の有害化学物質の含有量は、SALE OF FOOD CT(CHAPTER 283, SECTION 56(1)) FOOD REGULATIONS の Part III GENERAL PROVISIONS の 29 Incidental constituents in food 及び 31 Heavy metals, arsenic, lead and copper で規定されている。規制内における位置づけは以下の通りである。

<p>SALE OF FOOD ACT(CHAPTER 283, SECTION 56(1)) FOOD REGULATIONS</p> <p>Part I PRELIMINARY 1 Citation 2 Definitions</p> <p>Part II ADMINISTRATION 3 Fees 4 Analyst's certificates for perishable foods</p> <p>Part III GENERAL PROVISIONS INCIDENTAL CONSTITUENTS IN FOOD</p> <p>29 Incidental constituents in food 30 Pesticide residues 31 Heavy metals, arsenic, lead and copper Mercury Tin Cadmium Antimony</p> <p>32 Residues of antimicrobial agents 33 Veterinary drug residues 34 Mycotoxins 34A 3-monochloropropane-1,2-diol (3-MCPD) 34B Melamine 35 Microbiological standards</p>

図 28 シンガポールの有害物質・残留農薬に関する規制

29 Incidental constituents in food、31 Heavy metals, arsenic, lead and copper ついで以下の通り規定している。

29.-(1) 本規則において、「偶発的成分」とは、いかなる方法であれ、食品中または食品上に導入される外来物質、有害物質、農薬、重金属、動物用医薬品またはマイコトキシンを意味するが、固化防止剤、酸化防止剤、甘味料、化学保存料、着色料、乳化安定剤、香料、香料強化剤、保湿剤、栄養補助剤、封鎖剤、ガス状包装剤、病原体減少処理剤は含まれない。

(2) 人は、本規則で許可された場合を除き、偶発的成分を含む食品を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し又は納入してはならない。

31.-(1) 何人も、別表 10 に規定された量を超えるヒ素および鉛を含む食品の物品を輸入、販売、広告、製造、委託または納入してはならない。

(2) 何人も、2ppm を超える無機ヒ素を含む海藻を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し、又は引き渡してはならない。

(2A) 何人も、0.2ppm を超える無機ヒ素を含有する精米を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し又は引き渡してはならない。

(2B) 何人も、0.35ppm を超える無機ヒ素を含有する粉を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し又は引き渡してはならない。

水銀

(3) 何人も、次のものを輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し、又は納入してはならない。

(a) 1ppm を超える水銀を含む捕食魚；

(b) 0.5ppm を超える水銀を含有するその他の魚または魚製品；"

(ba) 0.1 ppm を超える水銀を含む塩。

(c) 0.05 ppm を超える水銀を含むその他の食品。

スズ

(4) 250ppm を超えるスズを含有する食品を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し、又は引き渡してはならない。

カドミウム

(5) 何人も、1ppm を超えるカドミウムを含有する軟体動物若しくは乾燥キノコ、又は 2ppm を超えるカドミウムを含有する海藻、0.5ppm を超えるカドミウムを含有するココア、ココア製品若しくは塩、又は 0.2ppm を超えるカドミウム含有その他の食料を輸入、販売、宣伝、製造、受託又は引渡さないものとする。

アンチモン

(6) 何人も、1ppm を超えるアンチモンを含む食品を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し又は納入してはならない。

(7) (3)項において、「捕食魚」とは、別表 15 に記載された種の魚をいう。

別表 10 (TENTH SCHEDULE MAXIMUM AMOUNTS OF ARSENIC AND LEAD PERMITTED IN FOOD) 及び別表 15 (FIFTEENTH SCHEDULE SPECIES OF PREDATORY FISH) については、以下の URL から確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&WholeDoc=1&ProvIds=Sc10-#Sc10->

2.5.2 残留農薬

シンガポールにおける食品中の残留農薬は、SALE OF FOOD CT(CHAPTER 283, SECTION 56(1)) FOOD REGULATIONS の Part III GENERAL PROVISIONS の 30 Pesticide residues で規定されている。規定内容は以下の通りである。

30.-(1) 本規則において「農薬」とは、農業、牧畜、園芸、家庭または工業の目的で、菌類、細菌、ウイルス、昆虫、ダニ、軟体動物、線虫、植物または動物の成長および発達を制御、破壊または防止するために使用するか、使用できる物質または化合物、その他関連目的のために使用を意図しているものをいう。

(2) 何人も、別表九の第二欄に定める割合で、第一欄に定めるもの以外の残留農薬を含む食品の物品を輸入し、販売し、広告し、製造し、委託し又は納入してはならない。

(3) 本規則に別段の定めがない限り、食品に含まれる残留農薬は、コーデックス委員会が採択した残留農薬の最大限度または外来最大限度値を超えてはならない。

(4) 残留農薬が許容されている食品のうち一種以上を含む製造又は混合食品は、当該製造又は混合食品の調製に使用された食品又は残留農薬含有食品の量に対して許容される量を超えて、当該残留農薬を含んではならない。

(5) 何人も、存在する農薬の量を単独で使用した場合に存在することが許される各農薬の最大量で除して得られる分数の合計が単一を超えない限り、別表第 9 に定める 2 以上の農薬の残留物を含む食品の物品を輸入、販売、広告、製造、委託又は納入してはならない。

別表 9 (NINETH SCHEDULE FOOD WITH MAXIMUM AMOUNTS OF PESTICIDES)
は、以下の URL から確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&WholeDoc=1&ProvIds=Sc10-#Sc10->

2.5.3 商標登録

シンガポールにおける商標の扱いについては、商標法、商標規則で規定されている。

なお、シンガポールにおける商標登録については、工業所有権情報・研修館の新興国等知財情報データベースの「シンガポールにおける商標制度のまとめ－手続編⁵¹」で、商標制度の特徴や商標登録の手続きに関する情報が提供されている。

(1) 法令解説

【商標として登録可能な対象】

シンガポールでは、以下の対象について商標登録が可能である。また、登録できない対象としては写実的に表現できない商標がある。

- ・ 単語、数字、文字、または入力された文字で構成される単語商標
- ・ 写真、画像、写実的表現で構成される図案的な商標
- ・ 図案的な要素と文字/単語/他の記号の両方を含む複合商標
- ・ 新しいタイプの商標 (3次元の形状、包装の外観、色彩・音による商標 (但し写実的に表現できること))

【出願方法】

出願言語は英語である。商標に英語以外の言語が含まれている場合、IPOS は翻訳と音訳を自動生成するが、自動生成が不可能な場合、翻訳と音訳を出願人に要求する場合がある。

⁵¹ 新興国等知財情報データベース, "シンガポールにおける商標制度のまとめ－手続編"

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/19446/> (2023年11月閲覧)

(2) 商標出願の手続き

出願に必要な書類として、商標出願様式 TM4 があり、これをシンガポール知的財産庁に提出する必要がある。

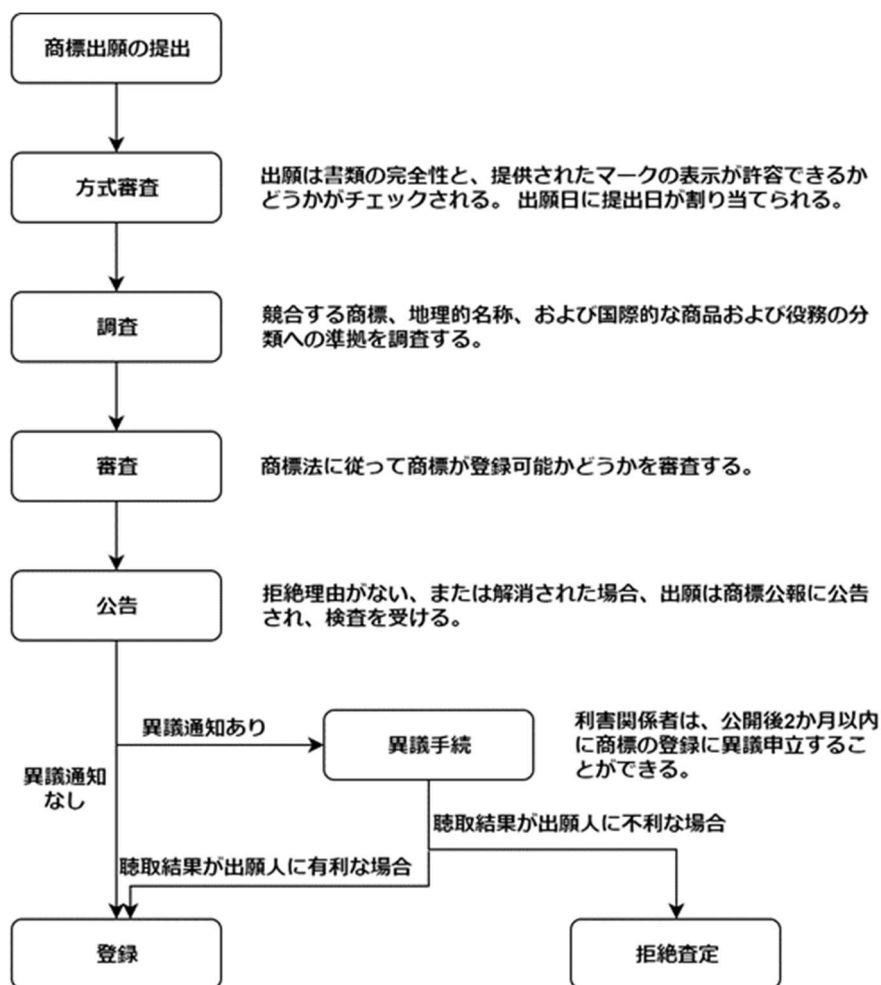


図 29 シンガポールにおける商標出願から登録までのフローチャート

※「新興国等知財情報データベース, "シンガポールにおける商標制度のまとめ-手続編"」より抜粋

2.6 国際的な動向

食品中の有害化学物質や残留農薬の基準に関する国際的な動向を調査した。具体的には、コーデックス委員会の一般問題部会の汚染物質部会（CCCF）、残留農薬部会（CCPR）、国際連合食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同残留農薬専門家会議（JMPR）において検討している文書や今年の検討状況を整理した。

2.6.1 有害化学物質の基準に関する動向

現在、CCCF で扱われているコーデックスの文書は以下の通りである。いずれもコーデックス委員会のウェブサイト⁵²から原文を入手可能である。

表 17 CCCF で扱う文書

区分	文書
規格 (Standards)	CXS 193-1995 General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (食品・飼料中の汚染物質と毒に関する一般規格)
ガイドライン (Guideline)	CXG 92-2019 Guidelines for Rapid Risk Analysis Following Instances of Detection of Contaminants in Food where there is No Regulatory Level (基準値のない汚染物質が食品中から検出された場合の迅速なリスク分析のためのガイドライン)
実施規範 (Code of Practice)	CXC 51-2003 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Mycotoxin Contamination in Cereals (穀物中のマイコトキシン汚染の予防と低減のための実施規範) CXC 55-2004 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Peanuts (落花生のアフラトキシン汚染の予防と低減のための実施規範) CXC 56-2004 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Lead Contamination in Foods (食品中の鉛汚染の予防と低減のための実施規範) CXC 59-2005 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Tree Nuts (木の実中のアフラトキシン汚染の予防と低減のための実施規範) CXC 60-2005 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Inorganic Tin Contamination in Canned Foods (缶詰食品中の無機スズ汚染の予防と低減のための実施規範) CXC 62-2006 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Dioxin, Dioxins-like PCBs and non-Dioxin-like PCBs in Food and Feed (食品・飼料中のダイオキシン・ダイオキシン様 PCB・非ダイオキシン様 PCB 汚染の予防と低減のための実施規範)

⁵² CODEX ALIMENTARIUS

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/all-standards/en/> (2023年11月閲覧)

区分	文書
	<p>CXC 63-2007 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Wine (ワイン中のオクラトキシン A 汚染の予防と低減のための実施規範)</p> <p>CXC 64-2008 Code of Practice for the Reduction of 3-Monochloropropane-1,2-diol (3-MCPD) during the Production of Acid-HVPs and Products that Contain Acid-HVPs (酸性 HVP および酸性 HVP を含む製品の製造工程における 3-モノクロプロパン-1,2-ジオール (3-MCPD) の低減のための実施規範)</p> <p>CXC 65-2008 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Dried Figs (乾燥イチジクのアフラトキシン汚染の予防と低減のための実施規範)</p> <p>CXC 67-2009 Code of Practice for the Reduction of Acrylamide in Foods (食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範)</p> <p>CXC 68-2009 Code of Practice for the Reduction of Contamination of Food with Polycyclic Aromatic Hydrocarbons (PAH) from Smoking and Direct Drying Processes (燻製および直接乾燥工程による多環芳香族炭化水素 (PAH) による食品の汚染の低減に関する実施期間)</p> <p>CXC 69-2009 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Coffee (コーヒー中のオクラトキシン A 汚染の予防と低減のための実施規範)</p> <p>CXC 70-2011 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ethyl Carbamate Contamination in Stone Fruit Distillates (核果類の蒸留物中のエチルカルバメート汚染の予防と低減に関する実施規範)</p> <p>CXC 72-2013 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Cocoa (ココア中のオクラトキシン A 汚染の予防と低減に関する実施規範)</p> <p>CXC 73-2013 Code of Practice for the Reduction of Hydrocyanic Acid (HCN) in Cassava and Cassava Products (キャッサバおよびキャッサバ製品中の青酸 (HCN) の低減に関する実施規範)</p> <p>CXC 74-2014 Code of Practice for Weed Control to Prevent and Reduce Pyrrolizidine Alkaloid Contamination in Food and Feed (食品および飼料中のピロリジジンアルカロイド汚染の予防と低減のための雑草防除の実施規範)</p> <p>CXC 77-2017 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Arsenic Contamination in Rice (米のヒ素汚染の予防と低減のための実施規範)</p> <p>CXC 78-2017 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Mycotoxins in Spices (スパイス中のマイコトキシンの予防と低減のための実施規範)</p> <p>CXC 79-2019 Code of Practice for the Reduction of 3-Monochloropropane-1,2-Diol Esters (3-MCPDEs) and Glycidyl Esters (GEs) in Refined Oils and Food Products Made With Refined Oils (精製油および精製油で作られた食品中の 3-モノクロプロパン-1,2-ジオール エステル (3-MCPDE) およびグリシジル エステル (GE) の低減に関する実施規範)</p>

区分	文書
	CXC 81-2022 Code of Practice for the Prevention and Reduction of Cadmium Contamination in Cocoa Beans (カカオ豆のカドミウム汚染の予防と低減のための実施規範)

農林水産省の提供する CCCF の動向⁵³をもとに、2023 年 4 月に開催された第 16 回部会で取り扱われている主要な事項を以下の通り整理した。

表 18 CCCF における検討状況

有害物質等	対象食品	検討状況
鉛	ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖 直接消費用乳幼児用調理食品 料理用ハーブ類及びスパイス類	最大基準値 (ML) を検討。 砂糖と乳児用調理食品は、2023 年 11 月のコーデックスの総会で最終採択を諮る。
メチル水銀	特定の魚種	ML に関するサンプリングプランを検討。
アフラトキシン	特定の穀類及び穀類加工品 直接消費用落花生 乾燥トウガラシ及びナツメグ	ML もしくは ML に関するサンプリングプランを検討。 穀類は 2023 年 11 月のコーデックスの総会で最終採択を諮る。 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範について検討。
オクラトキシン A	乾燥トウガラシ及びナツメグ	ML もしくは ML に関するサンプリングプランを検討。 乾燥トウガラシ及びナツメグの ML は 2023 年 11 月のコーデックスの総会で最終採択を諮る。
カビ毒	キャッサバ及びキャッサバ加工品	かび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範案を検討。 2023 年 11 月のコーデックスの総会で最終採択を諮る。
シガテラ	－	シガテラ中毒の防止または低減のための実施規範又はガイドライン作成を検討。 2023 年 11 月のコーデックスの総会で新規作業の承認を諮る。
ピロリジジナルカロイド類	－	ピロリジジナルカロイド類について検討。
鉛及びカドミウム	キノア及びキノア製品 (乳幼児用製品を含む)	キノア及びキノア製品 (乳幼児用製品を含む) 中の鉛及びカドミウムについて検討。
鉛及びカドミウム	－	ベントナイト、珪藻土、活性炭中の鉛及びカドミウムの実態データについて検討。

⁵³ 農林水産省, “コーデックス主要議題 食品汚染物質部会 (CCCF) ”

https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/item/01/03_cccf.html (2023 年 11 月閲覧)

有害物質等	対象食品	検討状況
アフラトキシン B1	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料の AFB1 汚染の低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビューを実施。
カドミウム	-	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定について検討。
トロパンアルカロイド類	-	トロパンアルカロイド類に関するフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討。
アクリルアミド	-	食品中のアクリルアミドのリスク管理措置について検討。
麦角アルカロイド類及びトリコテセン類	-	麦角アルカロイド類及びトリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール）のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討。
汚染物質及び自然毒	-	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リストの検討。
スコポレチン	-	スコポレチンの JECFA の優先リストへの掲載について検討。（維持）
エチレンオキシド及び 2-クロロエタノール	-	エチレンオキシド及び 2-クロロエタノールの JECFA の優先リストへの掲載について検討。（保留）
-	-	食品及び飼料安全における汚染物質に関する新たな問題の検討。
-	-	ML の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイダンスを検討。
-	-	改訂が必要な既存のコーデックス規格及び関連文書に関するレビューを実施。
-	-	CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビューを実施。
-	-	JECFA の評価及び FAO/WHO の専門家会合の成果を受けた作業に関するフォローアップを検討。

2.6.2 残留農薬の基準に関する動向

CCPR で扱うコーデックスの文書は以下の通りである。いずれもコーデックス委員会のウェブサイト⁵⁴から原文を入手可能である。

表 19 CCPR で扱う文書

区分	文書
ガイドライン (Guideline)	<p>CXA 4-1989 Classification of Foods and Animal Feeds (食品と動物用資料の分類)</p> <p>CXG 33-1999 Recommended Methods of Sampling for the Determination of Pesticide Residues for Compliance with MRLs (残留農薬測定のための推奨のサンプリング方法)</p> <p>CXG 40-1993 Guidelines on Good Laboratory Practice in Pesticide Residue Analysis (残留農薬分析における適正実験室の実践に関するガイドライン)</p> <p>CXG 41-1993 Portion of Commodities to which Maximum Residues Limits Apply and which is Analyzed (最大残留基準値が適用され分析される農産物のポーション)</p> <p>CXG 59-2006 Guidelines on Estimation of Uncertainty of Results (結果の不確実性の推定に関するガイドライン)</p> <p>CXG 84-2012 Principles and Guidance on the Selection of Representative Commodities for the Extrapolation of Maximum Residue Limits for Pesticides to Commodity Groups (農薬の最大残留基準値を商品グループに推定するための代表商品の選択に関する原則とガイダンス)</p> <p>CXG 90-2017 Guidelines on Performance Criteria for Methods of Analysis for the Determination of Pesticide Residues in Food and Feed (食品および飼料中の残留農薬の測定のための分析方法の性能基準に関するガイドライン)</p> <p>CXG 97-2022 Guidelines for the Recognition of Active Substances or Authorized Uses of Active Substances of Low Public Health Concern that are Considered Exempted from the Establishment of Maximum Residue Limits or do not give rise to Residues (最大残留基準値の設定から免除されている、または残留を生じないとみなされる公衆衛生上の低懸念の活性物質または活性物質の認可された使用の認識に関するガイドライン)</p>

また、コーデックス委員会のウェブサイトでは、Pesticide Database⁵⁵を公開しており、農薬ごとの残留基準値を提供している。以下の農薬一覧から、該当の農薬をクリックすると、食品ごとの最大残留基準値が表示される。

⁵⁴ CODEX ALIMENTARIUS

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/all-standards/en/> (2023年11月閲覧)

⁵⁵ CODEX ALIMENTARIUS, "Codex Pesticides Residues in Food Online Database"

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/en/> (2023年11月閲覧)

pesticides | CODEXALIMENTARIUS

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pestici...

CODEX ALIMENTARIUS
INTERNATIONAL FOOD STANDARDS

support 2023
World Food Safety Day

Food and Agriculture Organization of the United Nations | World Health Organization

About Codex | Codex Texts | Themes | Committees | Meetings | Resources | Publications | News and Events | Login

codexalimentarius > Codex Texts > Codex online databases > Pesticide Database > Pesticides

Pesticide Index

This page contains an index of pesticides.
Clicking on a pesticide takes the user to a page with details on acceptable uses of the pesticide.

2

- 2,4-D - (20)
- 2-Phenylphenol - (56)

A

- Abamectin - (177)
- Acephate - (95)
- Acetamiprid - (246)
- Acetochlor - (280)
- Acibenzolar-S-methyl - (288)
- Afidopyropen - (312)
- Aldicarb - (117)
- Aldrin and Dieldrin - (1)
- Ametoctradin - (260)
- Aminocyclopyrachlor - (272)
- Aminopyralid - (220)

D

- DDT - (21)
- Deltamethrin - (135)
- Diazinon - (22)
- Dicamba - (240)
- Dichlobenil - (274)
- Dichlorvos - (25)
- Dicofol - (26)
- Difenoconazole - (224)
- Diffubenzuron - (130)
- Dimethenamid-P - (214)
- Dimethipin - (151)
- Dimethoate - (27)
- Dimethomorph - (225)
- Dinocap - (87)
- Dinotefuran - (255)

G

- Glufosinate-Ammonium - (175)
- Glyphosate - (158)
- Guazatine - (114)

H

- Haloxyfop - (194)
- Heptachlor - (43)
- Hexythiazox - (176)
- Hydrogen Phosphide - (46)

I

- Imazalil - (110)
- Imazamox - (276)
- Imazapic - (266)
- Imazapyr - (267)

P

- Paraquat - (57)
- Parathion - (58)
- Parathion-Methyl - (59)
- Penconazole - (182)
- Pendimethalin - (292)
- Penthiopyrad - (253)
- Permethrin - (120)
- Phenthoate - (128)
- Phorate - (112)
- Phosalone - (60)
- Phosmet - (103)
- Phosphonic acid - (301)
- Picoxystrobin - (258)
- Pinoxaden - (293)
- Piperonal Butoxide - (62)

Pesticides
Functional Classes
Commodities
Glossary

Pesticide Detail | CODEXALIMENTARIUS

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pestici...

codexalimentarius > Codex Texts > Codex online databases > Pesticide Database > Pesticide Detail

Pesticides Database Search

Show/hide search form

20 - 2,4-D

Functional class: **Herbicide**

Commodity	MRL	Year of Adoption	Symbol	Note
Berries and other small fruits	0.1 mg/kg	2003		
Citrus fruits (group)	1 mg/kg	2004	Po	
Edible offal (mammalian)	5 mg/kg	2003		
Eggs	0.01 mg/kg	2001	(*)	
Hay and/or straw of grasses for animal feed (subgroup)	400 mg/kg	2003		
Maize	0.05 mg/kg	2001		
Maize fodder (dry)	40 mg/kg	2001		
Meat (from mammals other than marine mammals)	0.2 mg/kg	2003		
Milks	0.01 mg/kg	2003		
Pome fruits (group)	0.01 mg/kg	2003	(*)	
Potato	0.2 mg/kg			
Poultry meat	0.05 mg/kg	2003	(*)	
Poultry, edible offal of	0.05 mg/kg	2003	(*)	
Rice, hay and/or straw	10 mg/kg	2001		
Rice, husked	0.1 mg/kg	2001		
Rye	2 mg/kg	2001		
Sorghum grain	0.01 mg/kg	2003	(*)	
Soya bean (dry)	0.01 mg/kg	2003	(*)	
Soya bean, hay and/or straw	0.01 mg/kg	2003	(*)	
Stone fruits (group)	0.05 mg/kg	2001	(*)	
Sugar cane	0.05 mg/kg	2001		
Sweet corn (corn-on-the-cob)	0.05 mg/kg	2001	(*)	
Tree nuts (group)	0.2 mg/kg	2001		
Wheat	2 mg/kg	2001		
Wheat, hay and/or straw	100 mg/kg	2001		

Pesticides
Functional Classes
Commodities
Glossary

図 30 Pesticide Database の農薬一覧と食品ごとの最大残留基準値

農林水産省の提供する CCPR・JMPR の動向⁵⁶をもとに、2023 年 6-7 月の第 54 回 CCPR 部会における主要な検討事項をした。

表 20 第 54 CCPR 部会の主要な議題

議題	議題の概要
議題 5：JMPR の一般的検討事項の報告等	2022 年に開催された JMPR の報告書のうち、一般的検討事項について JMPR 事務局より紹介があった。 2022 年に開催された JMPR の報告書のうち、英国が提起した Chlorothalonil (081) 及び EU が提起した Terbufos (167) に関する特定の懸念への回答が JMPR 事務局より紹介があった。
議題 6：食品・飼料中の最大残留基準値案と原案	39 農薬に係る MRL 案及び原案の検討が行われた。提案されたほとんどの MRL 原案について、ステップ 5/8 で総会の採択に諮ることが合意された
議題 7：食品・飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂	現行の食品及び飼料のコーデックス分類については、2006 年から近年の国際貿易の実態を踏まえた改訂作業が進められている。本部会では、以下について議論が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ クラス B - 動物由来の一次食品、クラス E - 動物由来の加工食品（ステップ 4） ✓ クラス B とクラス E に属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ 4） ✓ MRL 適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物） ✓ MRL 適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）のレビュー
議題 8：CCPR と食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）との作業調整	農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDVDF の合同作業部会について議論を実施した。
議題 9：健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理	EWG（議長国：チリ、共同議長国：豪州、インド及びケニア）から、今後は 4 年ルールに沿って取扱うとともに会合毎に EWG を設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと、データ提出の支援のため Codex 事務局を始め関係機関がどのような役割を果たすべきかといった点についてまとめた文書が提出され、これについて議論が行われた。
議題 10：各国の農薬登録の情報	EWG 議長国のドイツより、数十種類の農薬について、8 月末までに各国の農薬登録情報の調査を掛けていること、年末を締切として次の調査を掛ける予定であることの説明があり、各国の調査への協力が改めて要請された。
議題 11：JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定	EWG（議長国：豪州）が作成した、2024 年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先度リストについて議論が行われた。

⁵⁶ 農林水産省, “第 108 回コーデックス連絡協議会”

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/108.html> (2023 年 11 月閲覧)

議題	議題の概要
議題 12：長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング	EWG からの提案に基づき、ガイドランスの策定等に向けて新規作業を開始することについて議論が行われた。

※議題 1 は議題の採択、議題 2 は報告者の選任、議題 3 はコーデックス総会やその他部会からの付託事項、議題 4 は FAO/WHO ・ その他国際機関からの関心事項、議題 13～16 は手続き事項のため省略

※EWG とは電子作業部会のこと。